

JILPT 調査シリーズ

No. 88

2011年9月

「短時間労働者実態調査」結果 -改正パートタイム労働法施行後の現状-

The Japan Institute
for
Labour Policy and Training

独立行政法人 労働政策研究・研修機構



「短時間労働者実態調査」結果
— 改正パートタイム労働法施行後の現状 —

独立行政法人 労働政策研究・研修機構

The Japan Institute for Labour Policy and Training

ま え が き

パートタイム労働法（「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」）の制定から、17年余りが経過した。

この間、短時間労働者（週35時間未満）は、1993年当時の929万人（雇用者総数の18.2%）から、直近のピークで2009年に約1,431万人（26.9%）、2010年には約1,414万人（26.6%）まで著しく増大（量的拡大）した（総務省「労働力調査」）。これに伴い、かつては正社員が担っていたような仕事や、正社員と近い中核的な仕事等に、短時間労働者を従事させるケースもみられてきた（質的基幹化）。また、就職氷河期における新卒採用の低迷や、人件費の固定化の回避を企図した正社員採用の抑制等により、やむを得ず短時間労働者という働き方の選択を余儀なくされる若年層や男性・生計者等も流入した。

こうしたなか、同法は2007年5月に初めて改正され、大幅に実効性を高めた法規制として、新たな一步を踏み出した（2008年4月施行）。改正では、「通常労働者と同視すべき短時間労働者」に対する差別的な待遇取扱いを禁止し、正社員転換推進措置の実施や、短時間労働者の労働条件の特定事項の文書等による明示（過料あり）、待遇決定に当たり考慮した事項等の説明を義務づけた。また、短時間労働者の職務や人材活用等の異同に応じた、正社員との均衡待遇の確保が努力義務として明記され、教育訓練の実施（義務・努力義務化）や福利厚生施設の提供（配慮義務化）等も盛り込まれた。

これらの改正は、事業所における短時間労働者の雇用管理や、今日的な個別・短時間労働者の働き方に、どのようなインパクトをもたらしたのか――。当機構では、改正パートタイム労働法の施行から2年を経過した時点における実態を把握するため、アンケート調査及びヒアリング調査を実施した。

その結果をまとめた本調査シリーズが、今後のパートタイム労働施策の形成に当たっての政策論議の活性化に資すれば幸いである。

2011年9月

独立行政法人 労働政策研究・研修機構
理事長 山口 浩一郎

担当者

荻野 登 調査・解析部部长

渡辺 木綿子 調査・解析部主任調査員補佐（執筆）

目 次

第 I 部 アンケート調査結果	1
第 1 章 調査の概要	3
第 1 節 調査の趣旨	3
第 2 節 調査の方法	3
第 2 章 調査結果の概要	5
【事業所に対する調査結果】	
第 1 節 有効回答事業所の主な属性	5
1. 業種	5
2. 従業員規模	5
3. 従業員に占める非正社員の割合	6
4. 非正社員を雇用している理由	6
第 2 節 短時間労働者を雇用している事業所の主な属性	7
1. 短時間労働者を雇用している事業所の割合	7
2. 業種	7
3. 従業員規模	8
4. 雇用形態別の従業員構成	8
第 3 節 短時間労働者の雇用状況	9
1. 短時間労働者全般（A）の雇用理由	9
2. 短時間労働者の中でもっとも人数が多い職種、同職種に就いている正社員の有無、 同職種に占める短時間労働者の割合	10
3. もっとも人数が多い職種に就いている短時間労働者の週当たり所定労働時間数、 同職種に就いている正社員と比較した週当たりの所定労働時間割合	11
4. もっとも人数が多い職種に就いている短時間労働者の 1 日当たり所定労働時間数、 同職種に就いている正社員と比較した 1 日当たりの所定労働時間割合	11
5. もっとも人数が多い職種に就いている短時間労働者の契約期間・更新の有無	12
第 4 節 短時間労働者の中でもっとも人数が多い職種に就いている正社員がいる事業所に おける短時間労働者の雇用状況	13
1. 正社員と職務がほとんど同じ（B）、かつ人材活用の仕組み等も同じ（C）、 さらに（実質）無期契約（D）の各短時間労働者の有無	13
2. 正社員と職務がほとんど同じかつ人材活用の仕組み等も同じ短時間労働者（C）の 人材活用状況	15
3. 正社員と職務がほとんど同じ（B）、かつ人材活用の仕組み等も同じ（C） 各短時間労働者に対する処遇状況	16
（1）基本賃金、役職手当、賞与、退職金の算定方法	16

(2) 基本賃金の性格	17
(3) 1時間当たり賃金の正社員賃金に対する割合	17
第5節 短時間労働者全般を雇用している事業所における短時間労働者の雇用状況	19
1. 短時間労働者全般（A）及び正社員と職務がほとんど同じ短時間労働者（B）の賃金決定要素	19
2. 短時間労働者全般（A）に対する手当等各種制度の実施状況	19
3. 短時間労働者全般（A）及び正社員と職務がほとんど同じ短時間労働者（B）の教育訓練機会	20
4. 短時間労働者から正社員への転換推進措置の実施状況	21
5. 正社員転換推進措置を「実施していない」理由及び実施する上で「支障がある」理由	23
6. 短時間正社員制度の導入・運用状況	23
7. 短時間労働者の採用時における労働条件の明示状況	24
8. 短時間労働者に対する処遇についての説明状況	24
9. 就業規則作成の際の短時間労働者からの意見聴取	25
10. 短時間労働者から処遇に対する苦情の申し出を受けた場合の自主的解決努力	25
11. 短時間労働者の処遇をめぐる労働組合との話し合い	25
12. 短時間雇用管理者の選任の有無	26
13. 改正パートタイム労働法の施行を機に実施した雇用管理の改善等見直し状況	26
14. 短時間労働者の今後の活用方針	27
15. 在籍する短時間労働者を外部応募者より優先させて採用した経験と今後の方針	28
16. 正社員と職務が同じ短時間労働者に対する差別待遇禁止義務の考え方についての賛否	28

【短時間労働者に対する調査結果】

第6節 短時間労働者の基礎情報	30
1. 性別及び年齢	30
2. 配偶者の有無、配偶者がいる場合の配偶者の昨年の年収	30
3. 生活の主な収入源	31
4. 最終学歴	32
5. 現在の勤務先で働き始める直前の仕事の雇用形態	32
6. 就業している理由	33
7. 短時間労働者という働き方を選択した理由	33
8. 短時間労働者として働いている通算期間	34
9. 短時間労働者として現在の会社で働き始めてからの期間	34
10. 現在の雇用契約における期間の定めの有無・長さ及びこれまでの更新状況	35

1 1.	週当たり出勤日数、1日当たり所定労働時間数、残業の有無と時間数	35
1 2.	現在の給与の支払方法と基本水準	36
1 3.	過去一年間に短時間労働者として働いた税込年収	37
1 4.	雇用保険の加入状況	38
1 5.	厚生年金保険及び健康保険の加入状況	38
1 6.	過去一年間における就業調整の有無と理由	39
第7節	就業状況	40
1.	現在の職種	40
2.	役職の有無	40
3.	同じ仕事を行っている正社員の有無と同正社員と比較した賃金水準に対する納得性	40
4.	賃金水準について納得できる理由・納得できない理由	42
5.	同じ仕事を行っている正社員と比べた時間当たり賃金で納得できる水準	42
6.	賃金以外の処遇等で納得できないもの	43
7.	短時間労働者として雇入れられる際の労働条件の明示	44
8.	現在の会社や仕事に対する不満・不安の有無と内容	44
9.	不満・不安を相談した経験の有無と相談相手、事業主や職場の上司等に相談した ことがある場合の納得性	45
10.	今後、不満・不安が生じた場合の相談意向	46
11.	今後の働き方についての考え方及び正社員になりたい場合の理由	47
12.	短時間正社員、地域限定正社員の選択志向	47
13.	改正パートタイム労働法の施行に伴う職場の変化	48
第3章	調査結果についての考察	49
第1節	改正パートタイム労働法の効果・課題をどうみるか	49
1.	前提<留意点1～4>	49
2.	短時間労働者の雇用管理のあり方全般の見直しについて	54
	論点①正社員と比較して職務（B）や人材活用の仕組み等（C）が同じ、さらには （実質）無期契約（D）の各短時間労働者がいる事業所で、とくにどのような 雇用管理の改善等見直しが行われたか	56
	論点②労働組合は同法を処遇改善ツールとして充分、活用できているか	57
	論点③改正パートタイム労働法に基づく雇用管理の改善等見直しは、 短時間労働者の処遇に対する納得性向上に寄与しているか	59
3.	労働条件の明示について	61
4.	短時間労働者全般（A）の処遇について	63
5.	職務（B）や人材活用の仕組み等（C）が同じ短時間労働者の処遇について	65
6.	正社員と職務かつ人材活用の仕組み等が同じで（実質）無期契約（D）の短時間 労働者（第8条適用者）に対する差別待遇禁止について	69

7. 短時間労働者から正社員への転換について……………	70
8. 待遇決定事項の説明や待遇に係る苦情等を受けた場合の自主的解決努力について…	71
第2節 改正パートタイム労働法を基にっその処遇改善を進めるには……………	74
論点①均衡待遇に係るアプローチ……………	74
論点②正社員転換に係るアプローチ……………	82
論点③職務分離と職務統合……………	87
第Ⅱ部 ヒアリング調査結果……………	93
第1章 調査の概要……………	95
第2章 調査結果の概要……………	95
第3章 調査結果（各事例）……………	97
第1節 事例1……………	97
第2節 事例2……………	101
第3節 事例3……………	106
※事例はそれぞれ、1. 改正パートタイム労働法への対応内容、2. 企業の概要、	
3. 非正社員（短時間労働者）の雇用管理の現状、4. 非正社員（短時間労働者）	
の処遇体系、5. 正社員への転換、6. 非正社員（短時間労働者）の教育訓練、	
7. 非正社員（短時間労働者）の福利厚生、8. 同社における組織内公正性の	
考え方——の8項目で構成	
第4章 まとめに代えて……………	112
第Ⅲ部 資料	
① 調査票……………	115
② 附属統計表……………	145

第 I 部 アンケート調査結果

第1章 調査の概要

第1節 調査の趣旨

厚生労働省雇用均等・児童家庭局短時間・在宅労働課からの要請に基づき、改正パートタイム労働法（短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成19年法律第72号））の施行（2008年4月1日）より2年を経過した時点（2010年4月1日現在）における、短時間労働者の雇用管理状況や就労実態を把握するため、事業所に対する調査、及び同事業所に雇用されている短時間労働者・個人に対する調査を実施した。

本調査は、パートタイム労働法一部改正法附則第7条¹にある施行後3年を経過した時点での見直しの検討など、今後のパートタイム労働施策を形成する上での活用が見込まれている²。

第2節 調査の方法

調査対象（標本）は、事業所調査については鉱業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業・郵便業、卸売・小売業、金融・保険業、不動産業・物品賃貸業、学術研究・専門技術サービス業、宿泊業・飲食サービス業、生活関連サービス業・娯楽業、教育・学習支援業、医療・福祉、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）——の16産業分類における、全国の常用労働者5人以上の事業所10,000社。個人調査については、同事業所で就業している短時間労働者への配布を各事業所に依頼（5～29人規模で3枚、30～299人で5枚、300～999人で9枚、1000人以上で14枚の計5万8,583枚）とした。

標本抽出は、帝国データバンクの事業所データベースを母集団に、産業・規模別に層化無作為抽出した。

なお、本調査でいう「短時間労働者」とは、「（呼称に係わらず）1週間の所定労働時間が通常労働者より短い労働者」をさす。職場で「パートタイマー」と呼ばれていても、1週間の所定労働時間が通常労働者と同じ場合（いわゆる「フルタイムパート」）については、今回調査の対象には含めていない³。

調査項目は、調査票（第Ⅲ部 資料）の通り、事業所調査で全110問、個人調査で全4

¹ 「法施行後3年を経過した場合、改正後の短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の規定の施行状況を勘案し、必要があると認めるときは当該規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」としている。

² 厚生労働省は2011年2月3日、雇用均等・児童家庭局長の要請で「今後のパートタイム労働対策に関する研究会」（座長＝今野浩一郎・学習院大学経済学部教授）を設置した。①通常労働者との待遇の異同（職務の価値含む）②待遇に係る納得性の向上（労使の意見含む）③教育訓練のあり方④通常労働者への転換の推進⑤パートタイム労働法の実効性の確保⑥その他（パートタイム労働を多様な働き方の一類型として活用する方策、税制・社会保険制度等関連制度、フルタイム無期契約労働者の取扱い等）——の論点で議論し、今夏を目途に報告書を取りまとめることにしている。なお、本調査の結果は、同研究会の第1回開催時に、現状を把握するための基礎資料として引用され（<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000011q6m.html>）、その後も必要に応じて適宜、参照されている。

³ ただし、「事業主が講ずべき短時間労働者の雇用管理の改善等に関する措置等についての指針」（平19.10.1厚労告326号）では、このような労働者についても「法の趣旨が考慮されるべき」としている。

9問である。調査項目は、既存の調査⁴との比較を考慮し、第1-2-1図の通り設計した。また、改正パートタイム労働法の施行状況を、事業所と雇用されている短時間労働者の両面から確認できるよう、同一の事項を聴くなど工夫して設計した。

調査方法は、郵送配布・郵送回収（短時間労働者には事業所を通じて配布してもらい、本人から直接、郵送返却した）。

調査期間は、2010年6月9日～7月12日。

回収数は、事業所調査が3,042、個人調査が6,211。このうち、全選択肢に○がついているものや、回答漏れがかなりあるもの等を除く有効回収数は、事業所調査が3,040（有効回収率30.4%）、個人調査が6,208（有効回収率10.6%（ただし短時間労働者を雇用していない事業所における破棄分も含めた単純計算））となった。

第1-2-1図 調査項目一覧

事業所調査	個人調査
I 事業所の概要等 (1) 事業所の業種 (2) 雇用状況(正社員数、短時間労働者数(うち男・女、有期・無期)、その他労働者数(うち有期・無期)) (3) 短時間労働者等の雇用理由 II 短時間労働者の雇用管理状況 (1) 短時間労働者の中でもっとも人数が多い職種、同職種の正社員・短時間労働者各人数 (2) 正社員、短時間労働者それぞれの労働時間の長さ(1日当たり、1週間当たり) (3) 短時間労働者の契約・更新状況 (3)-1 契約期間の定め有無、1回当たりの契約期間の長さ (3)-2 契約更新の判断方法、更新回数 (4) 正社員と職務がほとんど同じ短時間労働者の有無、該当する短時間労働者数 (5) 正社員と職務がほとんど同じ短時間労働者の処遇状況(改正法第9条関係) (5)-1 基本賃金、役職手当、賞与、退職金の支払い方法 (5)-2 基本賃金の性格 (5)-3 短時間労働者の1時間当たり賃金の正社員賃金に対する割合、賃金差がある場合の理由 (6) 正社員と職務がほとんど同じかつ人材活用の仕組み等も同じ短時間労働者の有無、該当する短時間労働者数(うち有期・無期) (7) 正社員と職務がほとんど同じかつ人材活用の仕組み等も同じ短時間労働者の雇用管理状況と処遇状況(改正法第8・9条関係) (7)-1 昇進の有無と範囲(正社員、短時間労働者それぞれ) (7)-2 異動・転勤の有無と範囲(正社員、短時間労働者それぞれ) (7)-3 基本賃金、役職手当、賞与、退職金の支払い方法 (7)-4 短時間労働者の1時間当たり賃金の正社員賃金に対する割合 (8) 正社員及び短時間労働者の賃金決定の際、考慮している要素 (9) 正社員及び短時間労働者の手当等及び各種制度の実施状況(改正法第11条関係)(定期昇給、人事評価・考課等全15項目) (10) 正社員及び短時間労働者の教育訓練機会(改正法第10条関係)	I 基礎情報 (1) 個人属性(性別、年齢) (2) 配偶者の有無、配偶者の税込年収 (3) 生活の主な収入源 (4) 最終学歴 (5) 現在の勤務先で働き始める直前の雇用形態 (6) 就業理由、短時間労働者を選択した理由 (7) 短時間労働者として働いていた通算期間 (8) 短時間労働者として現在の勤務先で働き始めてからの期間 (9) 現在の雇用契約(雇用期間の定め有無、雇用契約期間、契約更新の有無・回数) (10) 1週間の出勤日数、1日の所定労働時間(残業含めず)、3月の残業有無・残業時間数 (11) 現在の給与の支払方法と基本水準 (12) 平成21年1月1日～12月31日までの1年間の税込年収 (13) 雇用保険、社会保険の加入状況 (14) 過去1年間における就業調整の有無・理由
III 正社員への転換推進措置 (1) 短時間労働者から正社員への転換推進措置(改正法第12条関係) (1)-1 実施方法 (1)-2 短時間労働者から正社員に転換するまでの間に経由する雇用形態 (1)-3 過去3年間における正社員転換への応募者数と転換者実績数 (1)-4 正社員転換を実施する上での支障の有無 (2) 正社員転換を実施する上での支障、正社員転換を実施していない理由 (3) 短時間正社員制度の導入状況、導入時の利用事由	II 就労状況 (1) 現在の職種 (2) 現在の役職 (3) 同じ仕事を行っている正社員の有無 (4) 同じ仕事を行っている正社員と比較した賃金水準に対する納得性 (5) 納得できる理由 (6) 納得できない理由 (7) 同じ仕事を行っている正社員と比べた時間当たりの賃金で納得できる水準 (8) 賃金以外の処遇等で、仕事と同じ正社員と取扱いが異なっており、納得できないと考えているもの
IV 労働条件の明示等 (1) 短時間労働者の採用時の労働条件の明示方法(改正法第6条関係) (2) 就業規則の短時間労働者への適用 (3) 過去2年間における短時間労働者から本人の処遇に係る説明を求められた経験及び説明経験の有無(改正法第13条関係) (4) 短時間労働者から処遇に対する苦情の申し出を受けた場合の自主的解決努力(改正法第19条関係) (5) 短時間労働者の処遇をめぐる労働組合との話し合い(組合員資格がある・ない短時間労働者の処遇それぞれ) (6) 短時間雇用管理者の選任の有無	III 労働条件の明示等 (1) 雇入れ時の労働条件明示の有無と方法 (2) 仕事に対する考え方 (2)-1 現在の会社や仕事に対する不満・不安の有無と内容 (2)-2 不満・不安を相談した経験の有無と相談相手、事業主や職場の上司等に相談した場合の納得性 (2)-3 今後、不満・不安が生じた場合の相談先に対する意向、事業主や職場の上司等に相談しない理由 (3) 今後の働き方に対する考え方、正社員になりたい場合の理由、短時間正社員、地域限定正社員の選択志向
V その他 (1) 改正パート法施行を機に実施した事項 (2) 短時間労働者の今後の活用方針、「いっそう積極的に活用する」場合の具体的内容 (3) 正社員の新規採用時の優先採用方針	IV その他 (1) 改正パート法施行による職場の変化の有無と内容

⁴ 平成18年「パートタイム労働者総合実態調査」(厚生労働省大臣官房統計情報部)、平成20年「パートタイム労働者実態調査報告書」(21世紀職業財団)、2006年「正社員とパートタイマー等の均衡処遇に関する意識調査」(労働政策研究・研修機構)、平成21年「有期労働契約に関する実態調査」(厚生労働省労働基準局)、「有期契約労働者の育児休業等の利用状況に関する調査」(厚生労働省雇用均等・児童家庭局)等。

第2章 調査結果の概要

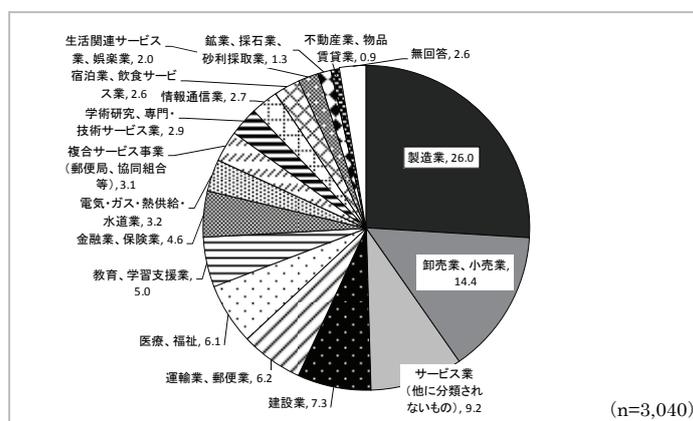
【事業所に対する調査結果】

第1節 有効回答事業所の主な属性

有効回答事業所（n=3,040）の業種や、従業員規模、従業員に占める非正社員の割合、非正社員を雇用している理由については、下表の通りだった。

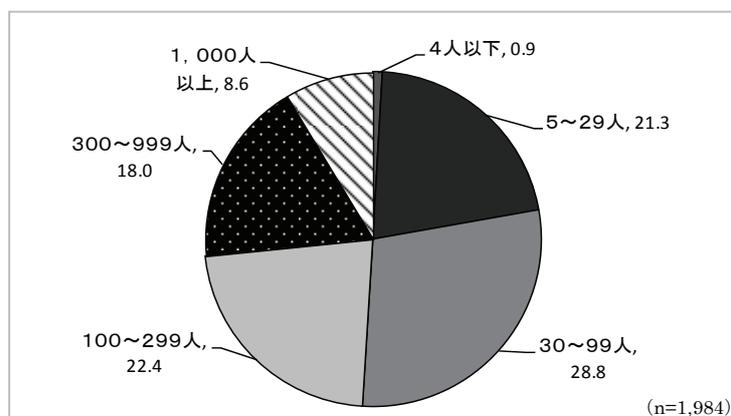
1. 業種

有効回答事業所（n=3,040）の主な業種は、多い順に「製造業」が26.0%、「サービス業⁵」が19.8%、「卸売業、小売業」が14.4%などとなった。



2. 従業員規模

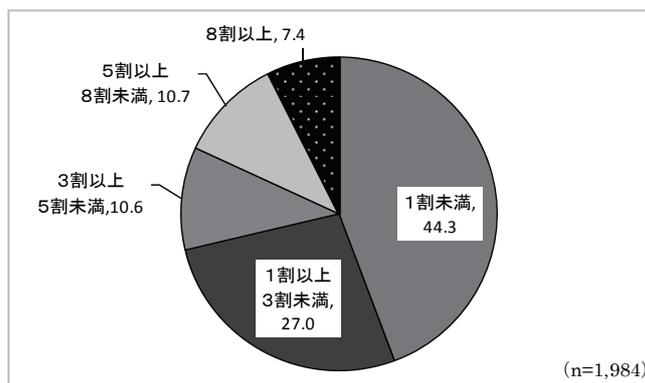
有効回答事業所の従業員規模については、算出可能な、正社員、非正社員（短時間労働者及びその他労働者）の数値記入欄すべてに回答のあった事業所（n=1,984）の集計で、多い順に「30～99人」が28.8%、「100～299人」が22.4%、「5～29人」が21.3%、「300～999人」が18.0%、「1,000人以上」が8.6%などとなり、平均で340.7人だった。



⁵ 学術研究・専門・技術サービス業、宿泊業・飲食サービス業、生活関連サービス業・娯楽業、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）の合計。

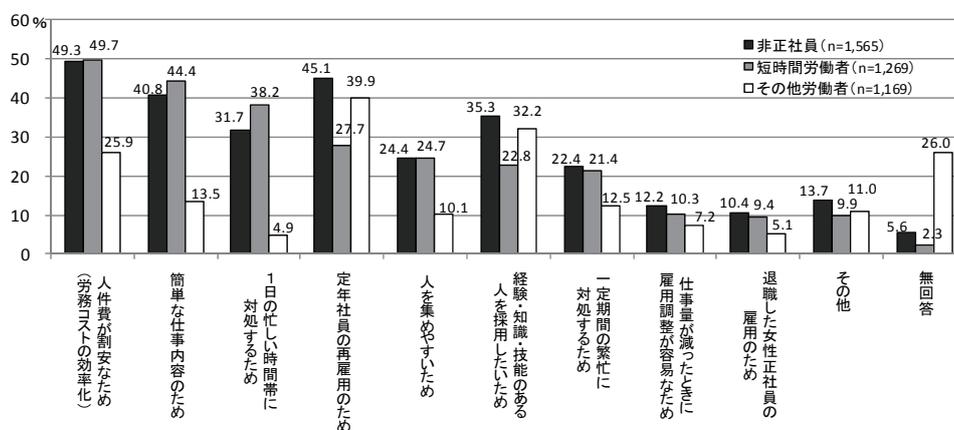
3. 従業員に占める非正社員の割合

有効回答事業所の全従業員数に占める、非正社員（短時間労働者＋その他労働者）数の割合は、算出可能な、正社員、非正社員（短時間労働者及びその他労働者）の数値記入欄すべてに回答のあった事業所（n=1,984）の集計で、多い順に「1割未満」（44.3%）、「1割以上3割未満」（27.0%）、「5割以上8割未満」（10.7%）、「3割以上5割未満」（10.6%）、「8割以上」（7.4%）——などとなり、平均で23.6%（短時間労働者：その他労働者＝約1.6：1）だった。



4. 非正社員を雇用している理由

短時間労働者あるいはその他労働者の数値欄に1人以上の記入があった事業所（n=1,565）において、非正社員を雇用している理由をみると、多い順に「人件費が割安なため（労務コストの効率化）」が49.3%、「定年社員の再雇用のため」が45.1%、「簡単な仕事内容のため」が44.4%、「経験・知識・技能のある人を採用したため」が35.3%、「1日の忙しい時間帯に対処するため」が31.7%——などとなった。



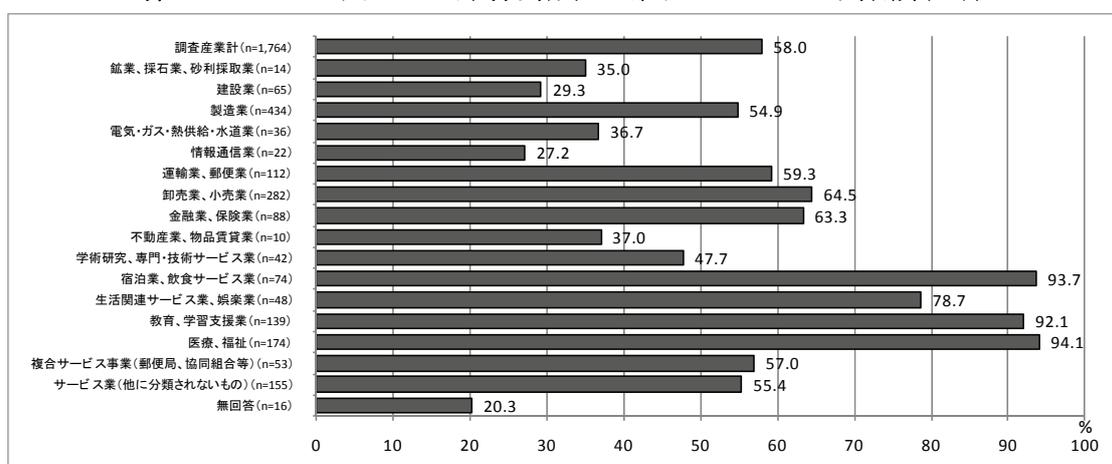
第2節 短時間労働者を雇用している事業所の主な属性

1. 短時間労働者を雇用している事業所の割合

有効回答事業所（n=3,040）のうち、短時間労働者すなわち（呼称に係わらず）1週間の所定労働時間が通常労働者より短い労働者を雇用している割合⁶は58.0%だった（巻末・附属統計表第4表）。以下、とくに断りのない限り、短時間労働者を雇用している事業所（n=1,764）を対象に集計した結果を示す。

短時間労働者を雇用している割合を業種別にみると、「医療、福祉」（94.1%）、「宿泊業、飲食サービス業」（93.7%）、「教育、学習支援業」（92.1%）——などで高かった（第2-2-1図）。

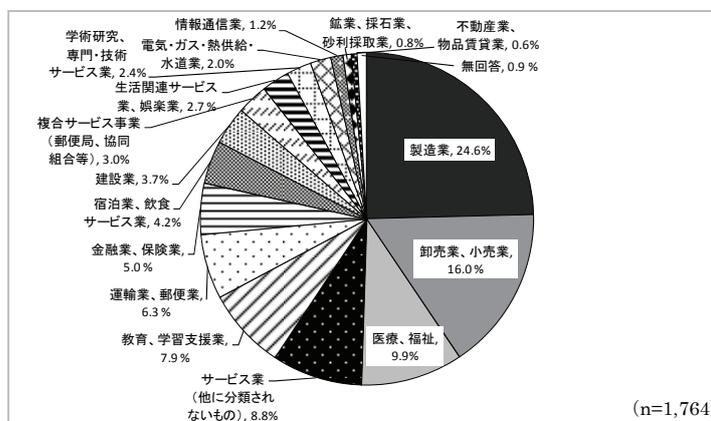
第2-2-1図 短時間労働者を雇用している事業所割合



2. 業種

主な業種は「製造業」（24.6%）、「卸売業、小売業」（16.0%）、「医療、福祉」（9.9%）——などの順に多かった（第2-2-2図）。

第2-2-2図 短時間労働者を雇用している事業所の産業別構成

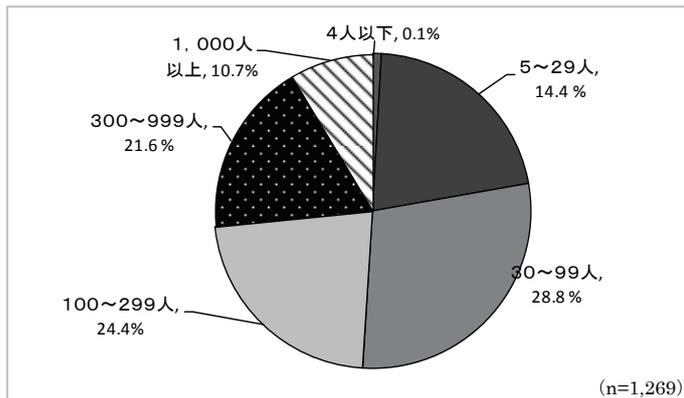


⁶ 短時間労働者を雇用し、その他ほぼすべての設問には回答していても、具体的な人数については未記入の傾向がみられたため、設問 I-(2) で短時間労働者数欄に明らかに1人以上の記入があった事業所（n=1,574）または同欄に0人という記載がなく設問 II-(1) で短時間労働者の人数がもっとも多い職種に記入があった事業所（n=1,637）のいずれかに該当する場合を「短時間労働者を雇用している事業所」とした。

3. 従業員規模

従業員規模は、算出可能な、正社員、非正社員（短時間労働者、その他労働者）の数値記入欄すべてに回答のあった事業所（n=1,269）の集計で、多い順に「30～99人」（28.8%）、「100～299人」（24.4%）、「5～29人」（14.4%）、「300～999人」（21.6%）、「1,000人以上」（10.7%）、「4人以下」（0.1%）——などとなった（第2-2-3図）。

第2-2-3図 短時間労働者を雇用している事業所の従業員規模

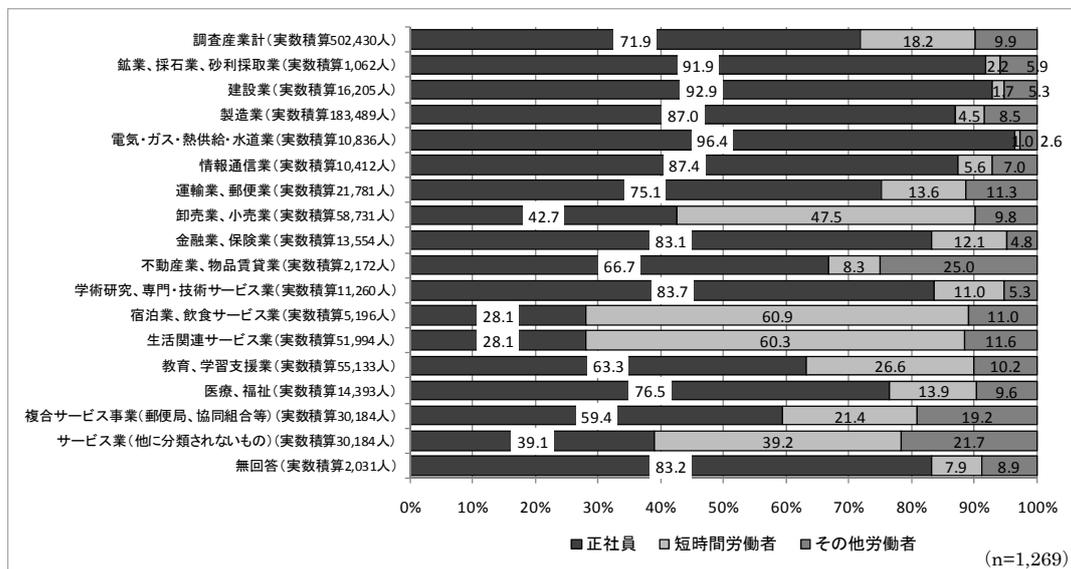


4. 雇用形態別の従業員構成

雇用形態別の従業員構成は、算出可能な、正社員、非正社員（短時間労働者、その他労働者）の数値記入欄すべてに回答のあった事業所（n=1,269）の集計で、正社員が71.9%に対し、短時間労働者が18.2%（男性1：女性約2.9、無期1：有期約1.6）、その他労働者が9.9%となった。

短時間労働者比率（全従業員数に占める短時間労働者数の割合）を業種別にみると、多い順に「宿泊業、飲食サービス業」（60.9%）、「生活関連サービス業」（60.3%）、「卸売業、小売業」（47.5%）——などとなった（第2-2-4図）。

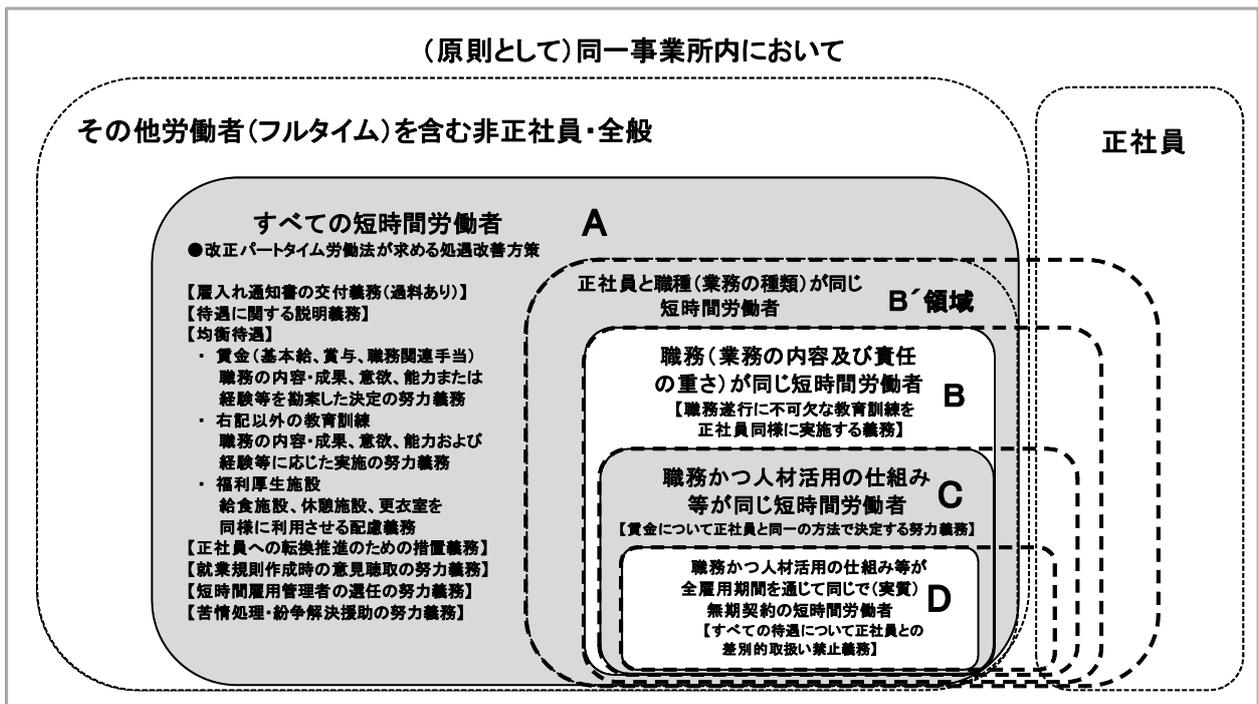
第2-2-4図 短時間労働者を雇用している事業所の産業別・雇用形態構成



第3節 短時間労働者の雇用状況

改正パートタイム労働法（短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律）（2008年4月施行）は、短時間労働者・全般に対して求められる方策を規定するとともに、短時間労働者の多様な就業実態に応じた処遇改善を促すため、事業所における正社員と短時間労働者を、職務（中核的業務と業務遂行に伴う責任の程度）、人材活用の仕組み等（転勤や配転の有無や実態）、契約期間の定めで比較・区分し、それぞれに求められる方策を掘り下げて規定するといった法構造を採っている。本調査でもこうした法構造に沿い、その施行状況がどうなっているかを把握するため、各事業所で当該・短時間労働者の有無、それぞれの雇用管理・処遇状況を尋ねている。そのため、以下では下図の通り、どの当該・短時間労働者についてみた設問かが分かりやすいよう符号（A～D）を付すことにしたい（第2-3-1図）。

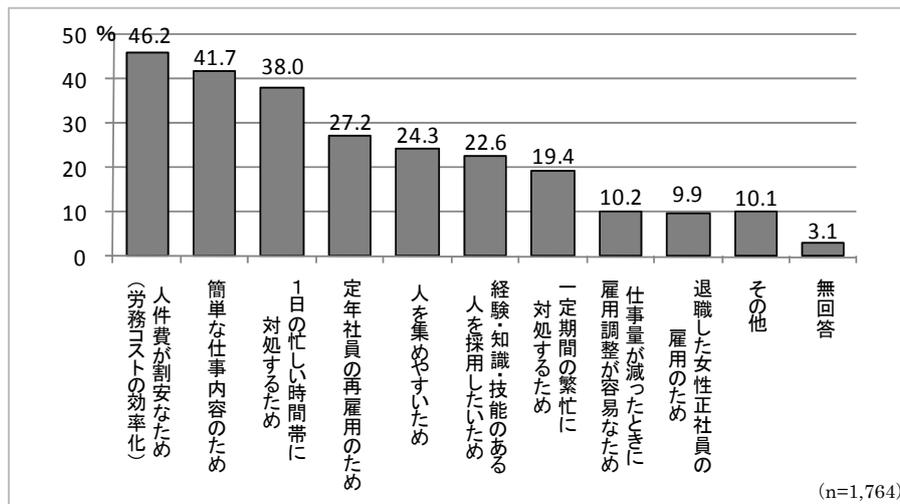
第2-3-1図 短時間労働者の類型と対応する改正パートタイム労働法の規定



1. 短時間労働者全般（A）の雇用理由

短時間労働者全般（A）（以下、パート全般と称す）を雇用している理由（複数回答）でもっとも多いのは、「人件費が割安なため（労務コストの効率化）」で46.2%にのぼり、これに「簡単な仕事内容のため」（41.7%）、「1日の忙しい時間帯に対処するため」（38.0%）——などが続き、「定年社員の再雇用のため」（27.2%）も3割弱あった（第2-3-2図）。

第2-3-2図 短時間労働者全般（A）の雇用理由（複数回答）



2. 短時間労働者の中でもっとも人数が多い職種、同職種に就いている正社員の有無、同職種に占める短時間労働者の割合

正社員と職種が同じ短時間労働者（B¹領域）は、さまざまな職種で存在し得るが、本調査では設問数の制約から以下、各事業所における短時間労働者の中で、もっとも人数が多い職種（以下、人数最多職種と称す）に注目し、そこでの有無・実態を回答してもらっている。

短時間労働者の人数最多職種は、「事務」とする事業所が26.9%、次いで「生産工程・労務」（18.6%）、「専門・技術」（11.7%）、「サービス」（11.5%）、「その他」（10.7%）、「販売」（8.9%）、「運輸・通信」（2.9%）、「保安」（1.0%）、「管理」（0.7%）——などとなった（巻末・附属統計表第7表）。

雇用されている全短時間労働者のうち、同職種に就いている人数割合は84.4%だった。また、同職種に就いている正社員が「いる」⁷事業所（B¹領域の一つ）（n=1,482）の割合は、84.0%だった（第2-4-3図）。

同職種に就いている短時間労働者及び正社員のうち、短時間労働者の占める人数割合は、「8割以上」（20.1%）、「1割以上3割未満」（19.2%）に続き、「1割未満」が16.6%、「5割以上8割未満」が15.1%、「3割以上5割未満」が11.3%——などとなった（事業所平均45.2%）（巻末・附属統計表第8表）。

⁷ 同職種に就いている正社員数については「分からない」などとする欄外記入も多かったため、設問Ⅱ-(1) 同職種に就いている正社員数に1人以上の記入があった事業所（n=1,323）、または設問Ⅱ-(2) 同職種に就いている正社員の所定労働時間数に記入のあった事業所（n=1,437）のいずれかに該当する場合を同職種に就いている正社員が「いる」事業所とした。

3. もっとも人数が多い職種に就いている短時間労働者の週当たり所定労働時間数、同職種に就いている正社員と比較した週当たりの所定労働時間割合

人数最多職種に就いている（＝同事業所でもっとも一般的な）短時間労働者の1週間当たりの所定労働時間については、「週20時間以上35時間未満」が59.6%と約6割を占め、次いで「週20時間未満」が14.2%、「週35時間以上週40時間未満」が13.8%などとなり、平均では25時間30分だった（巻末・附属統計表第9表-1）。

同職種に就いている正社員がいる事業所（B¹領域の一つ）（n=1,482）における、短時間労働者の1週間当たりの所定労働時間の正社員のそれに比べた割合は、「2分の1以上4分の3未満」（40.5%）が4割超、「4分の3以上」（35.0%）が3分の1超、「2分の1未満」が12.3%などとなった（巻末・附属統計表第9表-2）。

4. もっとも人数が多い職種に就いている短時間労働者の1日当たり所定労働時間数、同職種に就いている正社員と比較した1日当たりの所定労働時間割合

人数最多職種に就いている（＝同事業所でもっとも一般的な）短時間労働者の1日当たりの所定労働時間⁸については、多い順に「7時間以上8時間未満」が23.7%、「6時間以上7時間未満」が23.2%、「5時間以上6時間未満」が22.8%とともに2割台で、このほか「4時間以上5時間未満」が14.4%、「3時間以上4時間未満」が4.5%、「8時間⁹」が4.3%などとなり、平均では5時間46分だった（巻末・附属統計表第10表-1）。

同職種に就いている正社員がいる事業所（B¹領域の一つ）（n=1,482）における、短時間労働者の1日当たりの所定労働時間の正社員のそれに比べた割合は、「4分の3以上」（53.2%）が5割超、「2分の1以上4分の3未満」（36.0%）が約3分の1を占め、「2分の1未満」が4.8%——などとなった（巻末・附属統計表第10表-2）。

なお、週当たり所定労働時間数／1日当たり所定労働時間数から、人数がもっとも多い職種に就いている短時間労働者の1週間当たりの所定労働日数を算出してみると、「5日以上6日未満」が52.5%、「4日以上5日未満」が15.2%、「3日以上4日未満」が10.5%、「2日以上3日未満」が2.9%、「1日以上2日未満」と「6日以上7日未満」がともに2.4%——などとなる（巻末・附属統計表第10表-3）。

⁸ 今回の調査でもっとも集計が困難だった設問であり、回答票の中には、所定労働時間の設定が複数記入されているものが少なからずみられた。そうした時、もっとも人数が多いパターンが分かる場合はそれを、また、同一人数に複数のパターンがあった場合はもっとも長い所定労働時間設定を優先させ、人数が分からない場合は無回答扱いとした。

⁹ 「短時間労働者＝正社員より1週間当たりの所定労働時間が短い労働者」と定義して回答してもらっているため、1日当たりはフルタイムでも週間当たりでは短日・隔日勤務の場合等が考えられる。

5. もっとも人数が多い職種に就いている短時間労働者の契約期間・更新の有無
 人数最多職種に就いている(=同事業所でもっとも一般的な)短時間労働者の契約状況については、「期間の定めあり」が85.9%で、「期間の定めなし」が12.5%などとなった(第2-3-3図)。

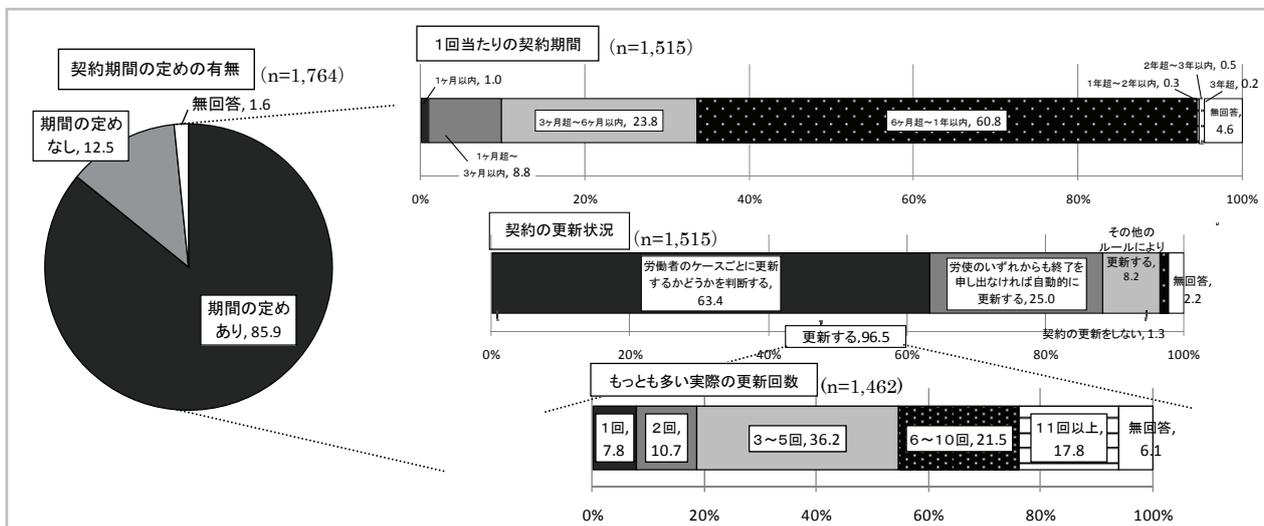
期間の定めがある場合(n=1,515)の1回当たり契約期間の長さは、「6ヶ月超1年以内」(60.8%)及び「3ヶ月超6ヶ月以内」(23.8%)で8割を超え、次いで「1ヶ月超3ヶ月以内」(8.8%)、「1ヶ月以内」(1.0%)、「2年超3年以内」(0.5%)、「1年超2年以内」(0.3%)、「3年超」(0.2%)——などとなり、平均で9.8ヶ月だった。

期間の定めがある場合(n=1,515)の契約更新状況については、「労働者のケースごとに更新するかどうかを判断する」(63.4%)、「労使のいずれからも終了を申し出なければ自動的に更新する」(25.0%)、「その他ルールにより更新する」(8.2%)——を合わせ、96.5%の事業所が「更新する」と回答。「更新をしない」事業所は1.3%だった。

契約を更新する場合(n=1,462)、実際の契約更新回数でもっとも人数が多いのは、多い順に「3~5回」(36.2%)、「6~10回」(21.5%)、「11回以上」(17.8%)、「2回」(10.7%)、「1回」(7.8%)——などとなった。

なお契約を更新する場合(n=1,462)、1回当たり契約期間の長さ×実際の更新回数から、人数がもっとも多い職種に就いている短時間労働者の勤続年数を算出すると、「3年以上5年未満」が33.2%、「1年以上3年未満」が29.1%のほか、「5年以上10年未満」が19.6%、「10年以上」が6.5%、「1年未満」が2.4%——などの順になる(巻末・附属統計表第14表-2)。

第2-3-3図 もっとも人数が多い職種に就いている短時間労働者の契約期間の定めの有無、1回当たり契約期間の長さとして契約の更新方法、もっとも多い実際の更新回数



第4節 短時間労働者の中でもっとも人数が多い職種に就いている正社員がいる 事業所における短時間労働者の雇用状況

以下とくに断りのない限り、短時間労働者の中でもっとも人数が多い職種に就いている正社員がいる事業所（B¹領域の一つ）（n=1,482）を対象に、集計した結果を示す。

1. 正社員と職務がほとんど同じ（B）、かつ人材活用の仕組み等も同じ（C）、さらに（実質）無期契約（D）の各短時間労働者の有無

人数最多職種に就いている短時間労働者の中で、正社員¹⁰と職務（「業務の内容」及び「（業務に伴う）責任の程度」）がほとんど同じ短時間労働者（B）（以下、同職務パートと称す）が「いる」事業所は24.4%、「いない」事業所は74.2%などとなった（第2-4-1図）。

また、同職務パート（B）がいる事業所（n=361）のうち、人材活用の仕組み等（人事異動の有無等）も同じ短時間労働者（C）（以下、同職務キャリアパートと称す）が「いる」事業所は、「正社員と（全期間を通じて）同じ者がいる」（13.3%）と、「一定期間¹¹、正社員と同じ者がいる」（4.7%）を合わせて18.0%。「全員、正社員とは異なる」（いない）事業所は、73.1%などとなった。

さらに、同職務キャリアパート（C）で人材活用の仕組み等が正社員と（全期間を通じて）同じ者がいる事業所（n=48）のうち、（実質）無期契約¹²の短時間労働者（D）（以下、同視相当パートと称す）がいる割合は39.6%だった。

一方、人数最多職種に就いている短時間労働者のうち、同職務パート（B）の人数割合は3.4%。このうち、同職務キャリアパート（C）で、人材活用の仕組み等が正社員と（全期間を通じて）同じ者の人数割合は10.8%で、さらに、同視相当パート（D）の人数割合は29.7%だった（第2-4-2図）。

すなわち、今回の調査結果から、改正パートタイム労働法のいわゆる一要件（職務がほとんど同じ）に該当する短時間労働者（B）の、短時間労働者を雇用している事業所全体における存在比率は20.5%程度で、短時間労働者全体における存在比率は2.9%程度となる（第2-4-3図）。

また、いわゆる二要件（職務がほとんど同じで人材活用等が（全期間を通じて）同じ）に該当する短時間労働者（C）の、短時間労働者を雇用している事業所全体における存在比率は2.7%程度で、短時間労働者全体における存在比率は0.3%程度となる。

さらに、いわゆる三要件（職務がほとんど同じで人材活用等が（全期間を通じて同じ、かつ

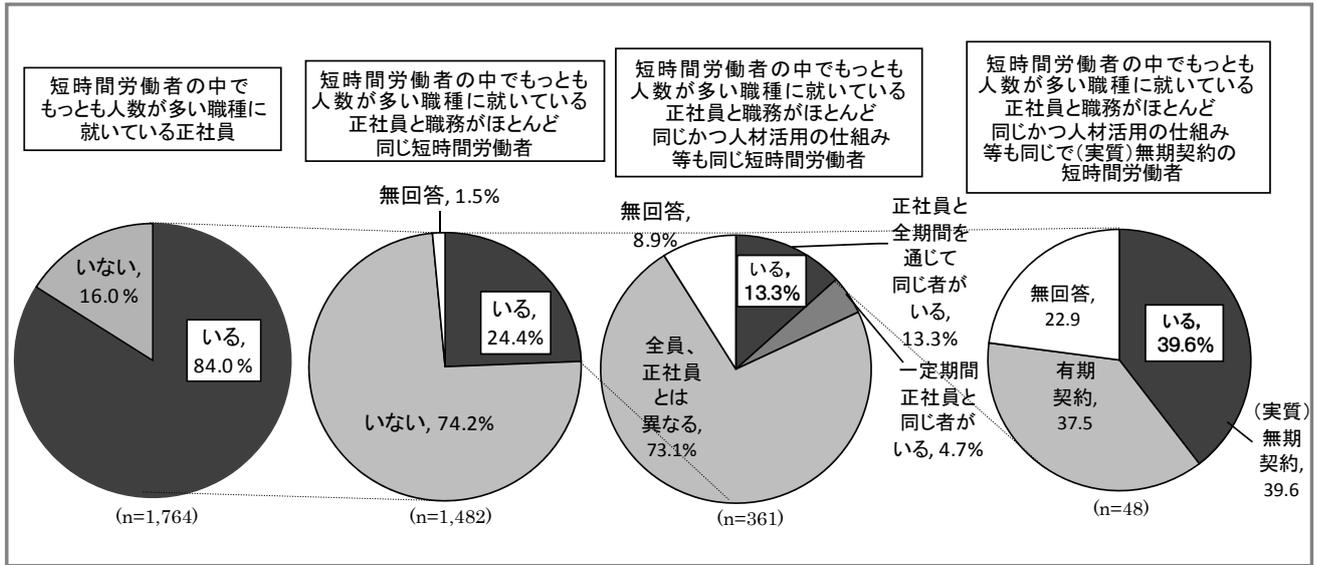
¹⁰ 短時間労働者の比較対象については、改正パートタイム労働法の改正に伴い「通常労働者」（社会通念に従い通常と判断される労働者。原則として当該事業場で同種の業務に従事する正規型の労働者を指すが、これがない場合は同種の業務でフルタイムの基幹的な働き方をしている労働者とし、これもいない場合は1週間の所定労働時間が最長の者とする）として新たな行政解釈が示されている（平19.10.1雇児発1001002号通達）が、今回の調査では混乱を避けるため、いわゆる正規型の労働者のみを比較対象として回答してもらっている。

¹¹ 「例えば正社員と短時間労働者が同じ役職に就いている期間」と定義して調査した。

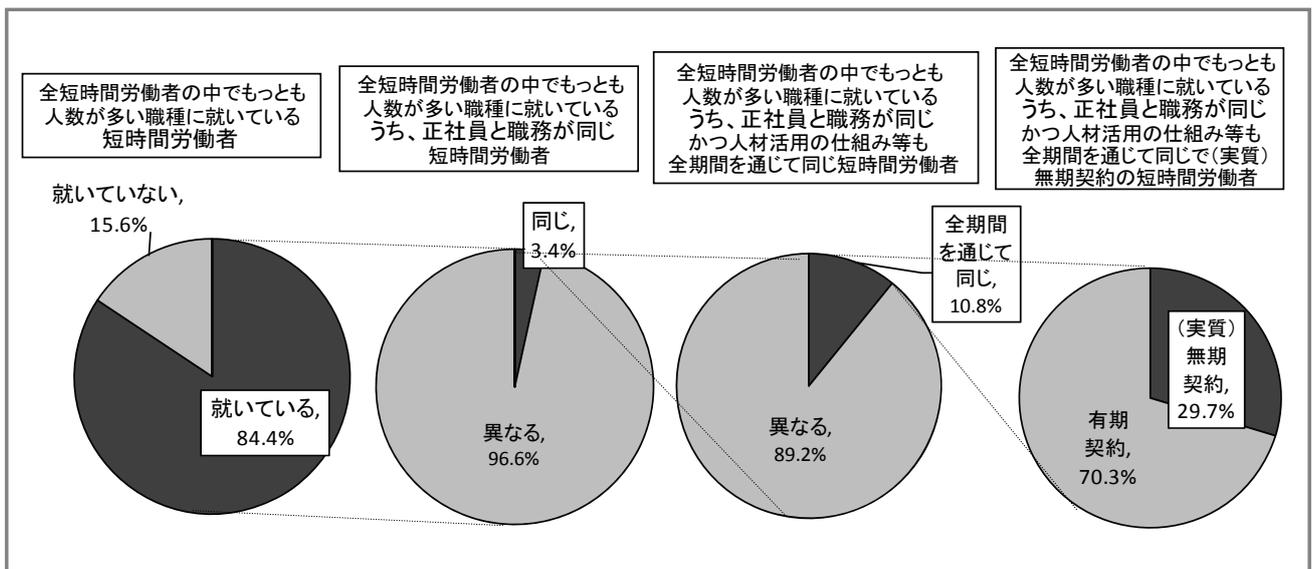
¹² 「期間の定めのない労働契約を結んでいる場合」及び「期間を定めて労働契約を結んでも、期間の定めのない労働契約と同視することが社会通念上相当とされる場合」と定義して調査した。

(実質) 無期契約の強行的・差別待遇禁止義務対象) に該当する短時間労働者 (D) の、短時間労働者を雇用している事業所全体における存在比率は1.1%程度、短時間労働者全体における存在比率は、0.1%程度と試算できる。

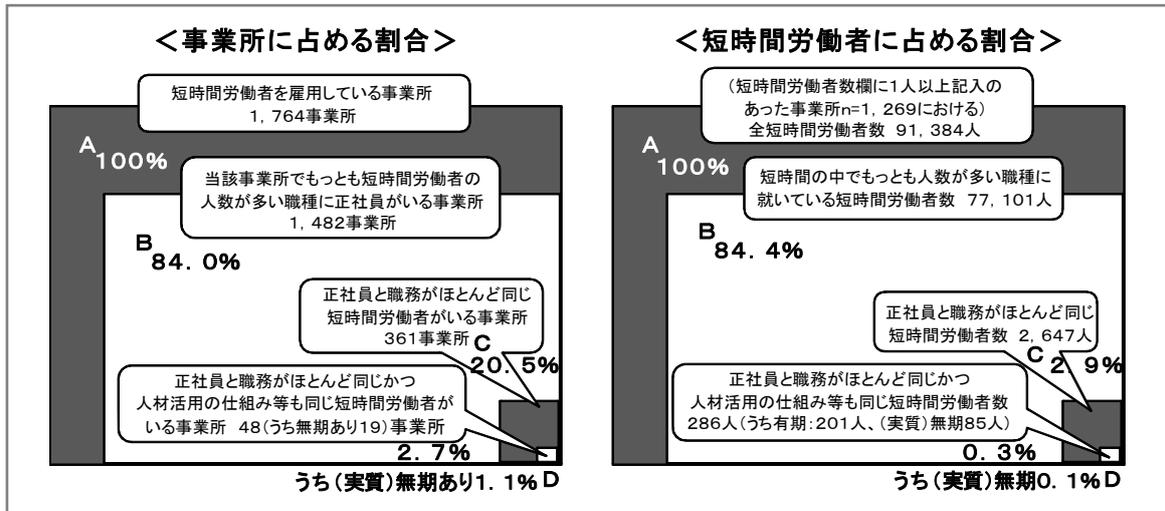
第2-4-1図 もっとも人数が多い職種の中で正社員と職務がほとんど同じ (B)、かつ人材活用の仕組み等も同じ (C)、さらに無期契約 (D) の短時間労働者の有無別・事業所割合



第2-4-2図 もっとも人数が多い職種の中で正社員と職務がほとんど同じ (B)、かつ人材活用の仕組み等も同じ (C)、さらに無期契約 (D) の短時間労働者が全体に占める人数割合



第2-4-3図 改正パートタイム労働法における第8条三要件の各該当割合



2. 正社員と職務がほとんど同じかつ人材活用の仕組み等も同じ短時間労働者 (C) の人材活用状況

同職務キャリアパート (C) (「いる (一定期間含む)」事業所 (n=65)) の人材活用状況をみると、昇進については、43.1%が「昇進することがある」、53.8%が「昇進することはない」などと回答した (巻末・附属統計表第21表-1)。異動・転勤については、「異動・転勤することがある」が66.2%、「異動・転勤することはない」が29.2%などとなっている (巻末・附属統計表第22表-1)。

昇進することがある場合 (n=28) の範囲については、「正社員と (全期間を通じて) 同じ者がいる」ケース (n=19) では、「職場組織の責任者等ハイレベルの役職 (店長、工場長等) まで」が31.6%、「現場の責任者等中間レベルの役職 (フロア長、部門長等) まで」が36.8%、「比較的一般従業員に近い役職 (売場長、ライン長等) まで」が26.3%だった (巻末・附属統計表第21表-2)。

一方、「一定期間、正社員と同じ者がいる」ケース (n=9) では、正社員は「職場組織の責任者等ハイレベルの役職 (店長、工場長等) まで」が88.9%で、他のケースはなかったのに対し、短時間労働者は「現場の責任者等中間レベルの役職 (フロア長、部門長等) まで」が22.2%、「比較的一般従業員に近い役職 (売場長、ライン長等) まで」が77.8%だった (巻末・附属統計表第21表-2)。

また、「異動・転勤することがある」場合 (n=43) の範囲については、「正社員と (全期間を通じて) 同じ者がいる」ケース (n=32) では、「転居を伴う異動がある」が18.8%、「転居は伴わないが、事業所を超えた異動がある」が37.5%、「事業所内の異動のみだが、異動先の制限はない」が18.8%、「事業所内の異動のみで、部署など異動先の制限がある」が15.6%だった (巻末・附属統計表第22表-2)。

さらに、「一定期間、正社員と同じ者がいる」ケース (n=11) では、正社員が「転居を伴う

異動がある」45.5%、「転居は伴わないが、事業所を超えた異動がある」27.3%、「事業所内の異動のみだが、異動先の制限はない」9.1%、「事業所内の異動のみで、部署など異動先の制限がある」9.1%だったのに対し、短時間労働者は同順に、該当なし、27.3%、27.3%、36.4%——となった（巻末・附属統計表第22表-2）。

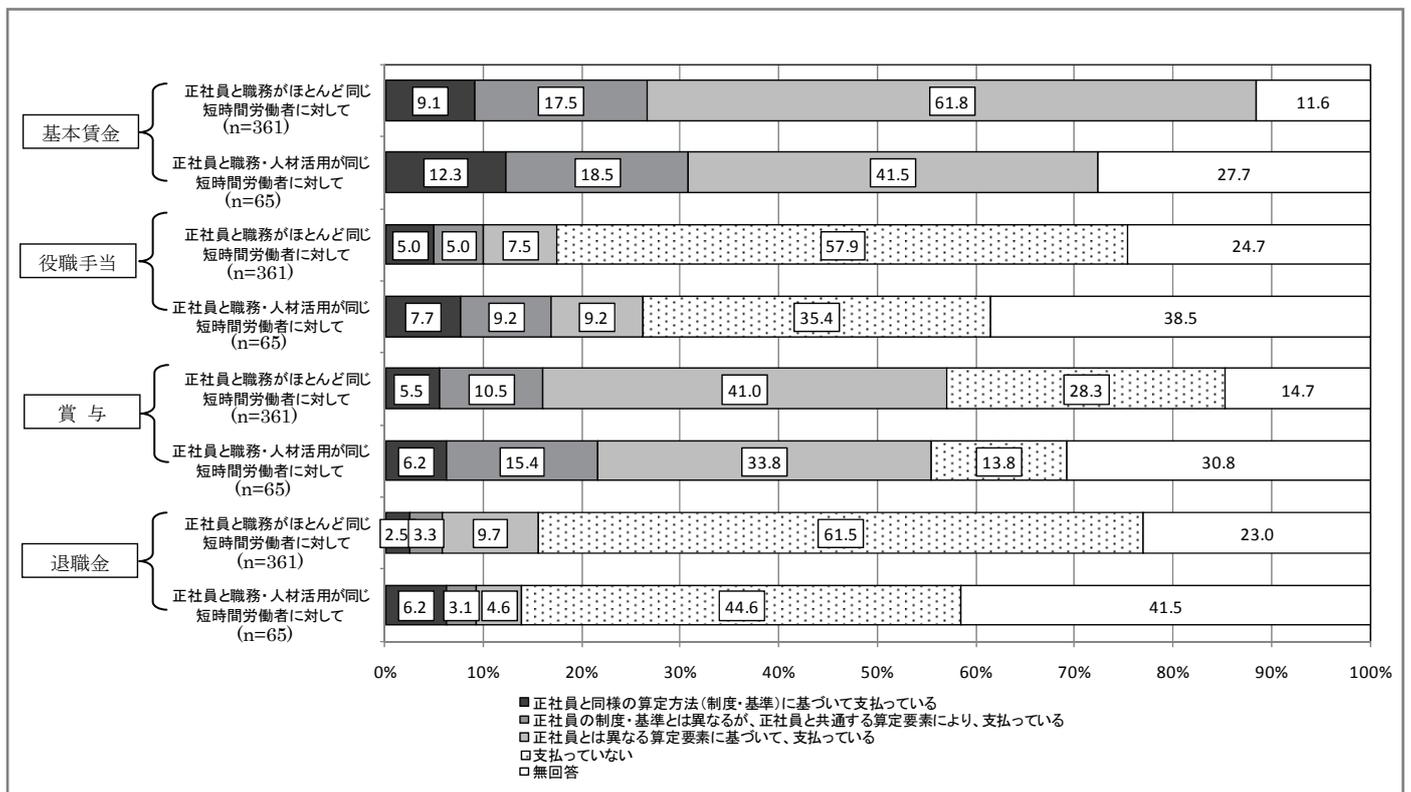
3. 正社員と職務がほとんど同じ（B）、かつ人材活用の仕組み等も同じ（C） 各短時間労働者に対する処遇状況

（1）基本賃金、役職手当、賞与、退職金の算定方法

同職務パート（B）（「いる」事業所（n=361））の処遇の算定方法をみると、基本賃金について「正社員と同様の算定方法（制度・基準）に基づいて支払っている」割合は9.1%と一割に満たず、「正社員の制度・基準とは異なるが、正社員と共通する算定要素により支払っている」が17.5%、「正社員とは異なる算定要素に基づいて支払っている」が61.8%などとなった（第2-4-4図）。

賞与については、それぞれ5.5%、10.5%、41.0%のほか、「支払っていない」が28.3%など、退職金ではそれぞれ、2.5%、3.3%、9.7%で、「支払っていない」が61.5%などとなった。

第2-4-4図 正社員と職務がほとんど同じ（B）、かつ人材活用の仕組み等も同じ（C）短時間労働者の正社員と比較した基本賃金、役職手当、賞与、退職金の算定方法



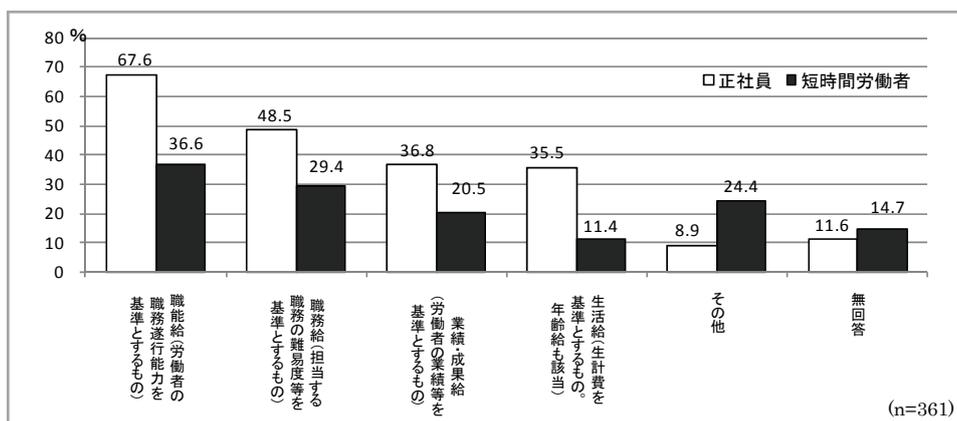
また、同職務キャリアパート (C) (「いる (一定期間含む)」事業所 (n=65)) の処遇の算定方法をみると、基本賃金では「正社員と同様の算定方法 (制度・基準) に基づいて支払っている」が 12.3%、「正社員の制度・基準とは異なるが、正社員と共通する算定要素により支払っている」が 18.5% となって、算定方法・要素を合わせる割合が高まり、「正社員とは異なる算定要素に基づいて支払っている」が 41.5% などとなった (第 2-4-4 図)。

賞与については、それぞれ 6.2%、15.4%、33.8% のほか、「支払っていない」が 13.8% など。退職金では、それぞれ 6.2%、3.1%、4.6% のほか、「支払っていない」が 44.6% などとなった。

(2) 基本賃金の性格

基本賃金の性格 (複数回答) をみると、正社員は「職能給 (労働者の職務遂行能力を基準とするもの)」が 67.6%、「職務給 (担当する職務の難易度等を基準とするもの)」が 48.5%、「業績・成果給 (労働者の業績等を基準とするもの)」が 36.8%、「生活給 (生計費を基準とするもの。年齢給もこれに該当)」が 35.5%、「その他」が 8.9% だったのに対し、同職務パート (B) (「いる」事業所 (n=361)) についてはそれぞれ 36.6%、29.4%、20.5%、11.4%、24.4% などとなった (第 2-4-5 図)。

第 2-4-5 図 正社員と職務がほとんど同じ短時間労働者 (B) の基本賃金の性格の比較



(3) 1時間あたり賃金の正社員賃金に対する割合

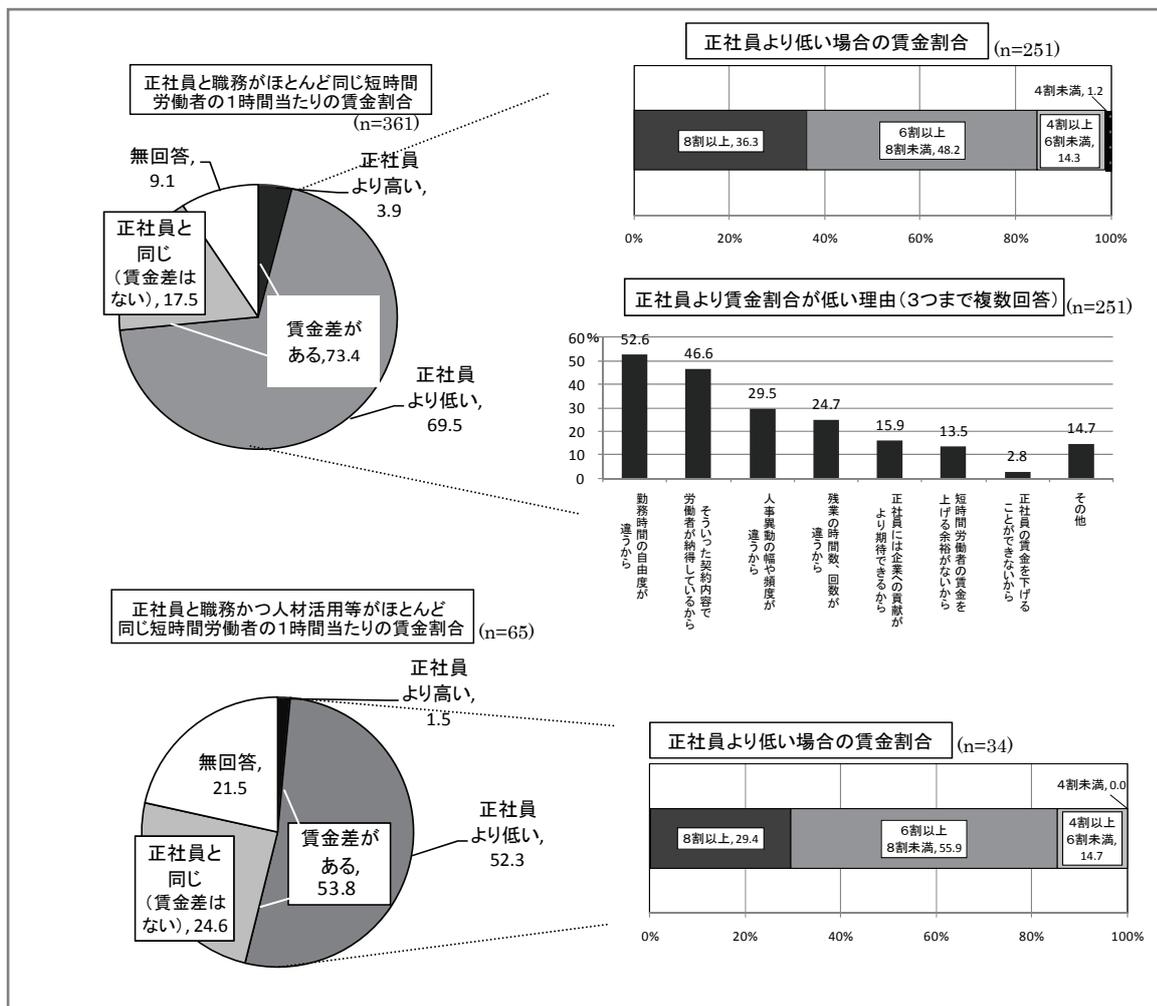
同職務パート (B) (「いる」事業所 (n=361)) の 1時間あたり賃金の正社員賃金に対する割合については、「正社員より高い」が 3.9%、「正社員と同じ (賃金差はない)」が 17.5% で、「正社員より賃金割合が低い」が約 7割 (69.5%) にのぼった。正社員より賃金割合が低い場合 (n=251)、具体的な割合としては「6割以上 8割未満」

が48.2%、「8割以上」が36.3%などとなった（第2-4-6図）。

また、賃金割合が低い理由（3つまで複数回答）を聞いたところ、「勤務時間の自由度が違うから」が52.6%、「そういった契約内容で労働者が納得しているから」が46.6%、「人事異動の幅や頻度が違うから」が29.5%、「残業の時間数、回数が違うから」が24.7%、「正社員には企業への貢献がより期待できるから」が15.9%、「その他」が14.7%、「短時間労働者の賃金を上げる余裕がないから」が2.8%——などとなった。

同様に、同職務キャリアパート（C）（「いる（一定期間含む）」事業所（n=65））の、1時間あたり賃金の正社員賃金に対する割合については、「正社員より高い」が1.5%、「正社員と同じ（賃金差はない）」が24.6%、「正社員より賃金割合が低い」が52.3%だった（第2-4-6図）。正社員より賃金割合が低い場合（n=34）に、具体的な賃金割合としては、「6割以上8割未満」が55.9%、「8割以上」が29.4%などとなった。

第2-4-6図 正社員と職務がほとんど同じ（B）かつ人材活用の仕組み等も同じ（C）短時間労働者の1時間あたり賃金の正社員に対する割合



第5節 短時間労働者全般を雇用している事業所における短時間労働者の雇用状況

以下とくに断りのない限り、短時間労働者を雇用しているすべての事業所(n=1,764)を対象に、集計した結果を示す。

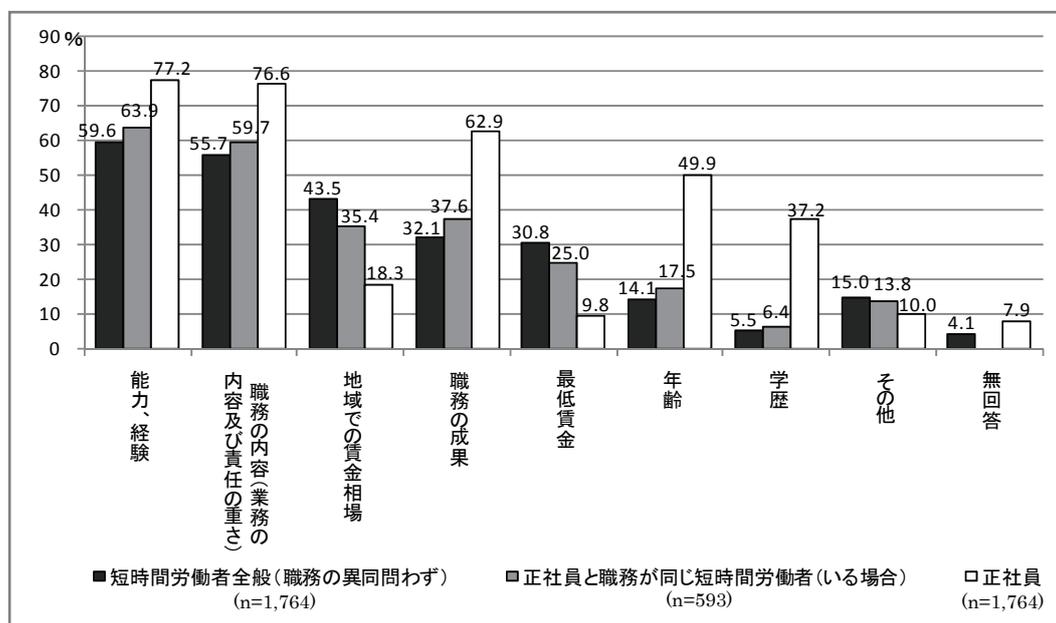
1. 短時間労働者全般(A)及び正社員と職務がほとんど同じ短時間労働者(B)の賃金決定要素

賃金を決定する際、考慮している要素(複数回答)については、正社員では多い順に、「能力、経験」(77.2%)、「職務の内容」(76.6%)、「職務の成果」(62.9%)、「年齢」(49.9%)、「学歴」(37.2%)などとなった(第2-5-1図)。

これに対し、パート全般(A)では、「能力、経験」(59.6%)、「職務の内容」(55.7%)のほか、「地域での賃金相場」(43.5%)、「職務の成果」(32.1%)、「最低賃金」(30.8%)——などの順となり、正社員より割合は低いものの、「能力、経験」や「職務の内容」等が考慮されている。

また、同職務パート(B)(いる場合(n=593))では、「能力、経験」(63.9%)、「職務の内容」(59.7%)、「職務の成果」(37.6%)、「地域での賃金相場」(35.4%)、「最低賃金」(25.0%)——などの順となった。

第2-5-1図 正社員及び短時間労働者全般(A)、正社員と職務がほとんど同じ短時間労働者(B)の賃金決定要素(複数回答)



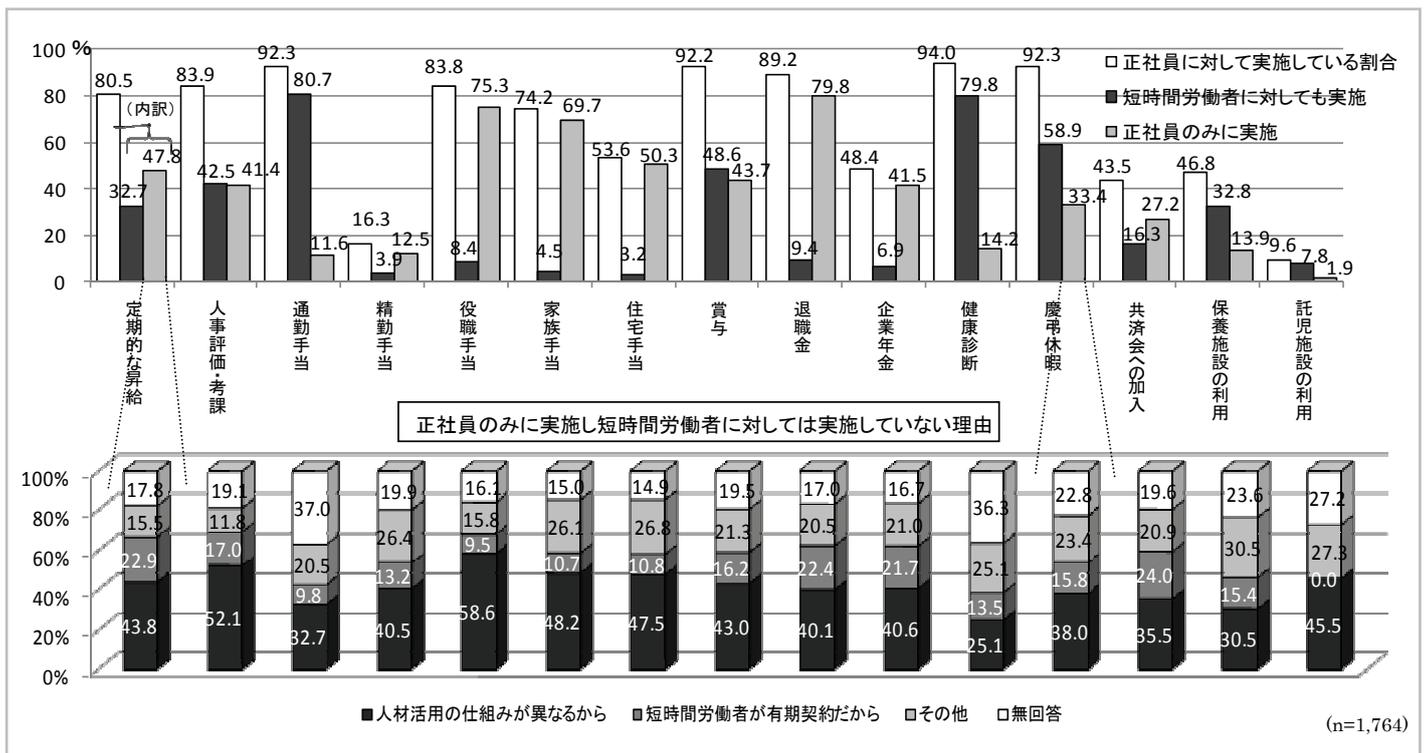
2. 短時間労働者全般(A)に対する手当等各種制度の実施状況

正社員及びパート全般(A)に対する、手当等各種制度の実施状況(複数回答)は第2-5-2図の通りだった。正社員に実施している手当等及び各種制度のうち、短時間労働者に対しても実施しているものとしては、「通勤手当」(80.7%)、「健康診断」

(79.8%)、「慶弔休暇」(58.9%)などが多かった。

逆に、正社員に実施している手当等及び各種制度のうち、短時間労働者に対して実施していないものとしては、「住宅手当」(3.2%)や「家族手当」(4.5%)等が挙げられ、その理由としてはともに「人材活用の仕組みが異なるから」(それぞれ47.5%、48.2%)が多かった。

第2-5-2図 正社員及び短時間労働者全般(A)に対する手当等各種制度の実施状況(複数回答)と、正社員のみを実施し短時間労働者に対して実施していない(ものがある場合の)理由



3. 短時間労働者全般(A)及び正社員と職務がほとんど同じ短時間労働者(B)の教育訓練機会

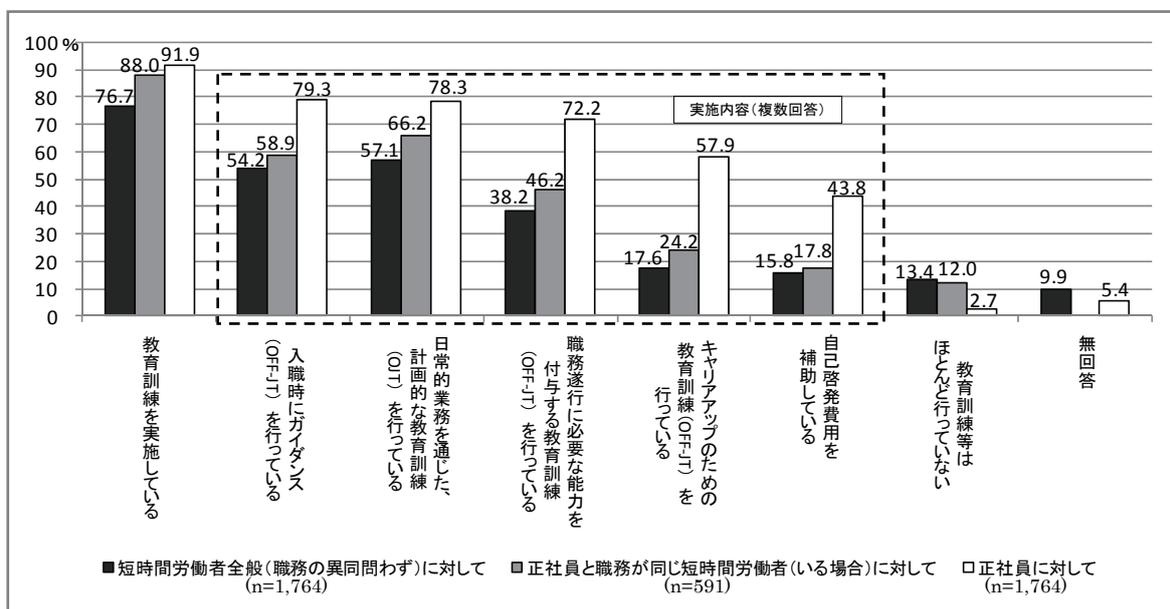
教育訓練(複数回答)について、正社員に対して「行っている」事業所割合は91.9%だった。その内容は、多い順に「入職時にガイダンス(O f f - J T)を行っている」(79.3%)、「日常的業務を通じた、計画的な教育訓練(O J T)を行っている」(78.3%)、「職務遂行に必要な能力を付与する教育訓練(O f f - J T)を行っている」(72.2%)——などとなった(第2-5-3図)。

一方、パート全般(A)に対して教育訓練を「行っている」事業所割合は76.7%だった。その内容は、多い順に「日常的業務を通じた計画的な教育訓練(O J T)を行っている」(57.1%)、「入職時にガイダンス(O f f - J T)を行っている」(54.

2%)、「職務遂行に必要な能力を付与する教育訓練(O f f - J T)を行っている」(38.2%)——などが挙げられた。

また、同職務パート(B)（「いる」事業所(n=591)）に対して、教育訓練を「行っている」事業所割合は88.0%だった。その内容は、多い順に「日常的業務を通じた計画的な教育訓練(O J T)を行っている」割合は66.2%、「入職時にガイダンス(O f f - J T)を行っている」(58.9%)、「職務遂行に必要な能力を付与する教育訓練(O f f - J T)を行っている」(46.2%)——などとなった。

第2-5-3図 正社員及び短時間労働者全般(A)、正社員と職務がほとんど同じ短時間労働者(B)の教育訓練機会(複数回答)



4. 短時間労働者から正社員への転換推進措置の実施状況

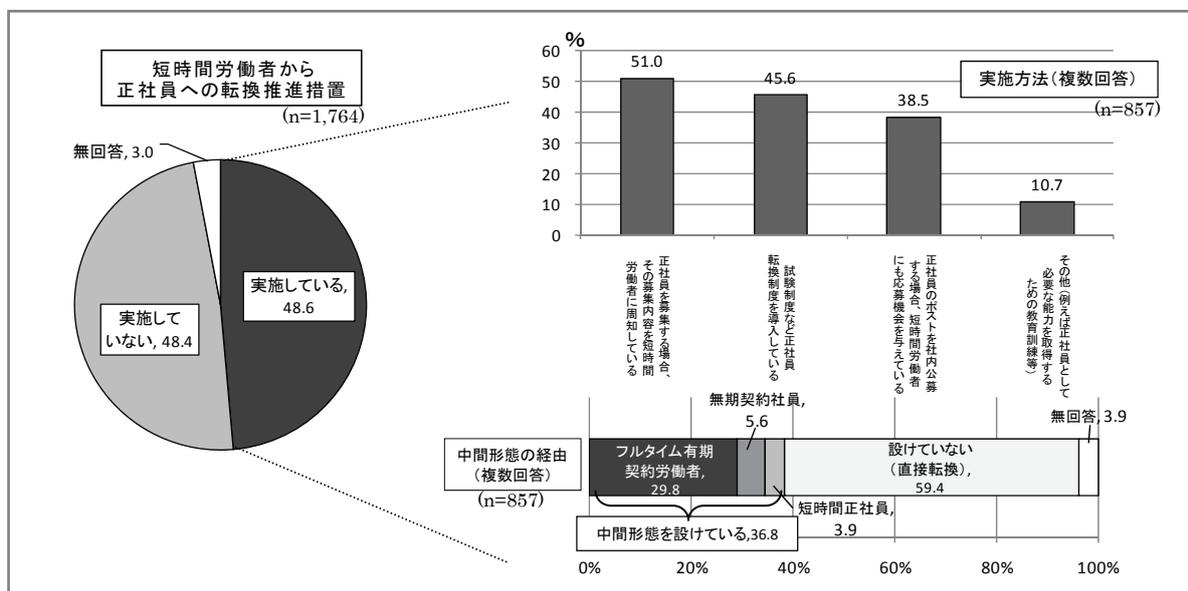
短時間労働者から正社員への転換推進措置については、「実施している」事業所が全体の48.6%で、「実施していない」の48.4%とほぼ同じ割合だった(第2-5-4図)。「実施している」場合(n=857)の方法(複数回答)としては、多い順に「正社員を募集する場合、その募集内容を短時間労働者に周知している」(51.0%)、「試験制度など正社員転換制度を導入している」(45.6%)、「正社員のポストを社内公募する場合、短時間労働者にも応募機会を与えている」(38.5%)、「その他」(10.7%)——などとなった。

また、短時間労働者から正社員への転換推進措置を「実施している」場合(n=857)に、中間的な雇用形態を設けているか(複数回答)については、「フルタイム有期契約労働者」が29.8%、「無期契約社員¹³」が5.6%、「短時間正社員」が3.9%――

¹³ 「(調査事業所にとっての)いわゆる正規型労働者とは異なる雇用管理区分(例えば勤務地限定や職種限定等)

一となり、「設けている」事業所が36.8%¹⁴で、「設けていない（直接転換）」事業所が59.4%だった。

第2-5-4図 短時間労働者から正社員への転換推進措置の実施状況



さらに、短時間労働者から正社員への転換推進措置を「実施している」事業所(n=857)における、過去3年間(平成19年4月～平成22年3月)の正社員への応募・転換状況を見ると、応募実績が「ある」割合は38.9%で、「ない」は42.9%、転換実績が「ある」割合は39.9%で、「ない」は47.3%だった(巻末・附属統計表第30表-1)。

応募実績があり、転換実績が無回答でない場合(n=321)の対応募者転換率(正社員転換者実績数/正社員転換応募者数)を算出すると、「80%以上」が67.6%。次いで「50%以上80%未満」(11.8%)、「20%以上50%未満」(8.4%)、「10%未満」(7.2%)、「10%以上20%未満」(5.0%)——などとなった(巻末・附属統計表第30表-2)。

また、短時間労働者から正社員への転換推進措置を「実施している」場合(n=857)に、支障の有無を聞くと「ある」が30.5%、「ない」が66.9%だった(巻末・附属統計表第31表)。

をいう」と定義して調査した。

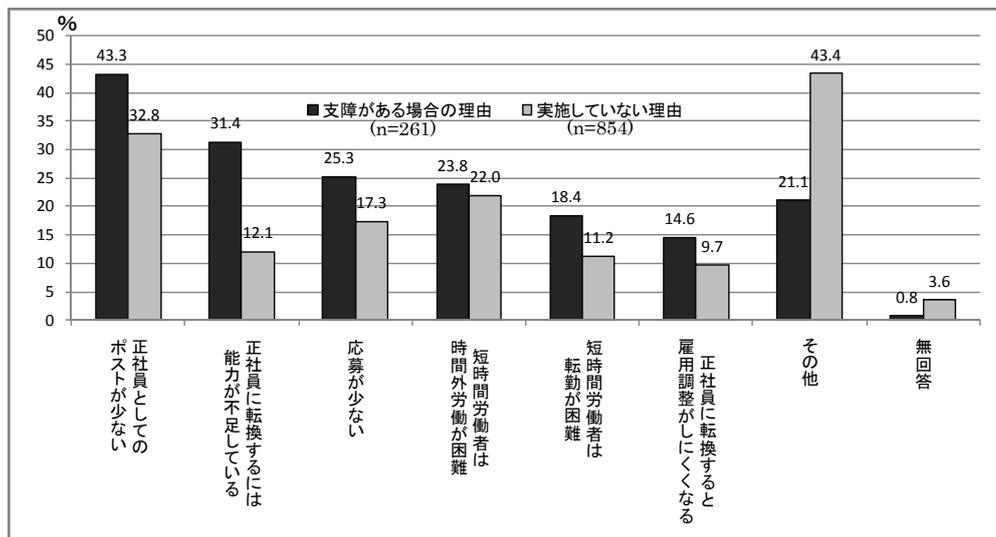
¹⁴ 短時間労働者の人数最多職種において、契約期間の定めが「ある」場合に中間形態を設けている割合は38.2%(フルタイム有期契約社員32.8%、短時間正社員3.3%、無期契約社員4.7%)まで上昇(設けていない割合は58.2%まで低下)する。一方、契約期間の定めが「ない」場合、再び有期に転換するケースは限られるため、中間形態を設けている割合は25.7%(フルタイム有期契約社員6.9%、短時間正社員7.9%、無期契約社員10.9%)まで低下(設けていない割合は69.3%まで上昇)する。

5. 正社員転換推進措置を「実施していない」理由及び実施する上で「支障がある」理由

短時間労働者から正社員への転換推進措置を「実施していない」と回答した事業所（n=854）にその理由（複数回答）を聞くと、多い順に「その他」（43.4%）、「正社員としてのポストが少ない」（32.8%）、「短時間労働者は時間外労働が困難」（22.0%）——などが挙げられた（第2-5-5図）。

また、正社員転換推進措置を実施していても支障が「ある」と回答した事業所（n=261）にその理由（複数回答）を聞いたところ、多い順に「正社員としてのポストが少ない」（43.3%）、「正社員に転換するには能力が不足している」（31.4%）、「正社員に転換するには能力が不足している」（31.4%）、「応募が少ない」（25.3%）、「短時間労働者は時間外労働が困難」（23.8%）、「短時間労働者は転勤が困難」（18.4%）、「雇用調整がしにくくなる」（14.6%）、「その他」（21.1%）——などとなった。

第2-5-5図 正社員転換推進措置を実施していない・(実施していても)支障がある場合の理由（複数回答）

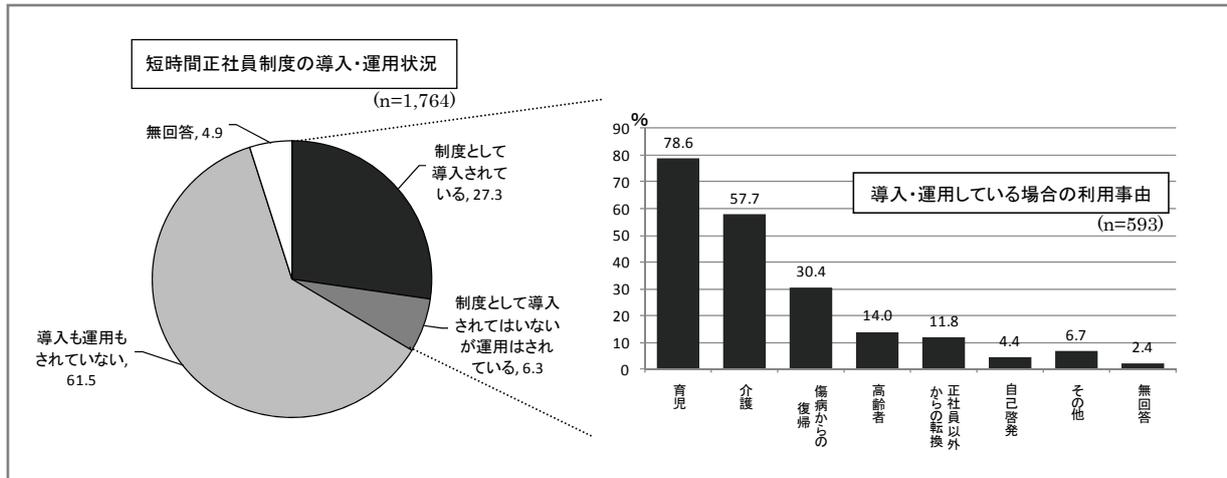


6. 短時間正社員制度の導入・運用状況

短時間労働者を雇用している事業所における、短時間正社員制度の導入・運用状況については、「導入も運用もされていない」事業所が61.5%と6割を超え、「導入・運用している」事業所は、「制度として導入」（27.3%）と「運用はされている」（6.3%）を合わせて33.6%だった（第2-5-6図）。

短時間正社員制度を「導入・運用している」場合（n=593）の利用事由（複数回答）としては、「育児」（78.6%）、「介護」（57.7%）のほか、「傷病からの復帰」（30.4%）、「高齢者」（14.0%）、「正社員以外からの転換」（11.8%）、「その他」（6.7%）、「自己啓発」（4.4%）——の順に多かった。

第 2 - 5 - 6 図 短時間正社員制度の導入状況と利用事由



7. 短時間労働者の採用時における労働条件の明示状況

短時間労働者の雇入れ時の労働条件明示（単一回答）については、「主に労働条件通知書、労働契約書等、書面を交付している」が67.0%、「主に就業規則を交付している」が5.3%、「主に口頭で説明している」が3.5%、「その他」が0.5%—となり、「明示している」事業所が76.3%。「明示していない」事業所が0.6%だった（無回答23.1%）（巻末・附属統計表第34表-1）。

指定回答数オーバーで無回答扱いとなった回答割合が高い¹⁵ため、複数回答も許容して集計すると、「主に労働条件通知書、労働契約書等、書面を交付している」が87.1%、「主に就業規則を交付している」が24.4%、「主に口頭で説明している」が8.6%、「その他」が1.2%—となり、「明示している」事業所が97.3%を占め、「明示していない」事業所が0.6%となった（無回答2.0%）（巻末・附属統計表第34表-2）。

8. 短時間労働者に対する処遇についての説明状況

（改正パートタイム労働法の施行後）過去2年間に、短時間労働者から本人の処遇に係る説明を「求められたことがある」事業所は22.3%。「求められたことがない」事業所は75.2%だった（巻末・附属統計表第35表-1）。

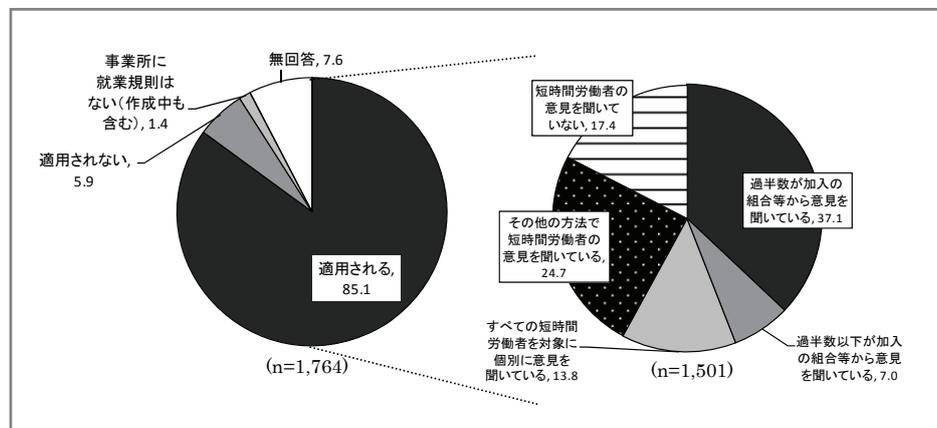
また、短時間労働者から本人の処遇に係る説明を「求められたことがある」事業所（n=394）で、求められた内容を「説明している」割合は98.5%、「説明していない」割合は0.8%だった（巻末・附属統計表第35表-2）。

¹⁵ 多様な短時間労働者がおり、労働条件の明示についても複数のパターンがあるためとみられる。

9. 就業規則作成の際の短時間労働者からの意見聴取

短時間労働者に就業規則が「適用¹⁶される」事業所は85.1%だった。このうち（n=1,501）、就業規則作成時の意見の聴取方法については、多い順に「短時間労働者の過半数が加入する労働組合または短時間労働者の過半数を代表する者の意見を聞いている」（37.1%）、「その他の方法で意見を聞いている」（24.7%）、「すべての短時間労働者を対象に個別に意見を聞いている」（13.8%）、「短時間労働者の一部（半数以下）が加入する労働組合または短時間労働者の一部（半数以下）を代表する者の意見を聞いている」（7.0%）、「短時間労働者の意見を聞いていない」（17.4%）——などとなった（第2-5-7図）。

第2-5-7図 就業規則の適用の有無と意見聴取の方法



10. 短時間労働者から処遇に対する苦情の申し出を受けた場合の自主的解決努力

短時間労働者から処遇に対する苦情の申し出を受けた場合の自主的解決努力（複数回答）については、「人事担当者などが苦情対応の窓口になっている」が74.5%、「苦情処理制度を設けている」が16.6%、「その他の方法」が15.9%——となり、92.4%の事業所が「自主的解決に努めている」と回答した。一方、「特に何もしていない」事業所は2.2%となった（巻末・附属統計表第37表）。

11. 短時間労働者の処遇をめぐる労働組合との話合い

労働組合が「ある」事業所は42.4%、「ない」事業所は51.8%だった（巻末・附属統計表第38表）。

労働組合が「ある」事業所（n=748）において、組合員資格がある短時間労働者の処

¹⁶ 常時10人以上の労働者を使用する場合、事業主は就業規則の作成義務を負う（労働基準法第89条）が、改正パートタイム労働法第7条では、短時間労働者に係る就業規則を作成・変更する際に、短時間労働者の過半数を代表する者の意見を聴くよう事業主の努力義務を定めている。

遇について「話し合うことがある」割合は41.7%、「話し合うことはない」割合は11.5%（無回答¹⁷46.8%）となった。一方、組合員資格がない短時間労働者の処遇については、「話し合うことがある」割合が49.6%、「話し合うことはない」割合が40.9%だった（無回答9.5%）。

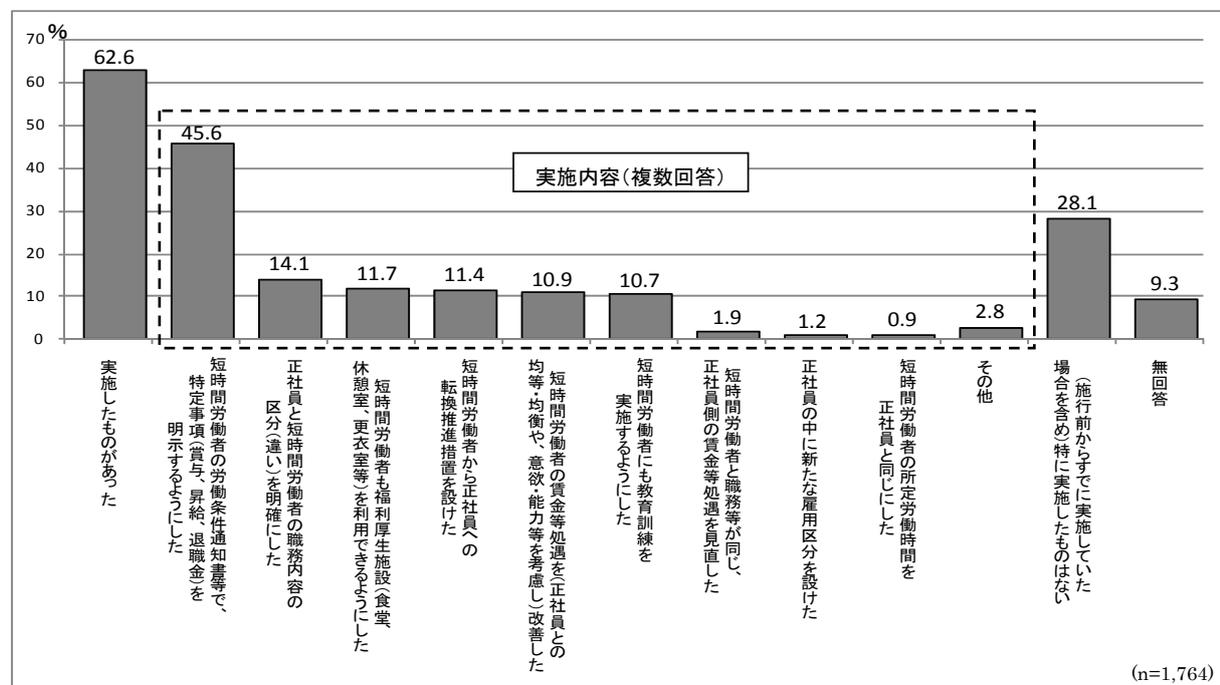
12. 短時間雇用管理者の選任の有無

短時間労働者を10人以上雇用している¹⁸と確認できる事業所（n=706）において、短時間雇用管理者を「選任している」割合は39.1%、「選任していない」割合は54.8%だった（巻末・附属統計表第39表-2）。

13. 改正パートタイム労働法の施行を機に実施した雇用管理の改善等見直し状況

改正パートタイム労働法（短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律）の施行に伴う雇用管理の改善等見直しについては、62.6%の事業所が「実施したものがあった」、28.1%の事業所が「（施行前からすでに実施していた場合を含め）特に実施したものはなし」などと回答した（第2-5-8図）。

第2-5-8図 改正パートタイム労働法の施行に伴う雇用管理の改善等見直し



¹⁷ 組合員資格がある短時間労働者がいない場合を含む。

¹⁸ パートタイム労働法は第15条で、短時間労働者を10人以上雇用する事業所ごとに、短時間労働者の雇用管理改善等を担当する「短時間雇用管理者」を選任するよう努力義務を課してきた。

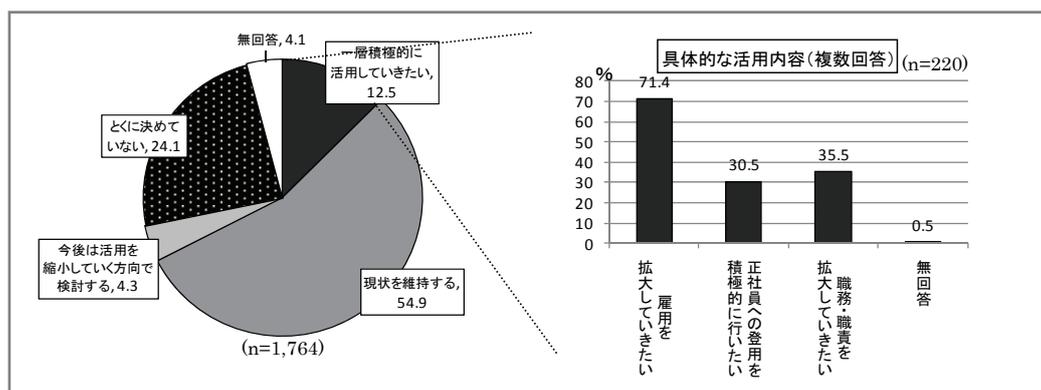
実施したものの具体的な内容（複数回答）としては、「労働条件通知書等で、特定事項（賞与、昇給、退職金）を明示するようにした」が45.6%でもっとも多い。以下、「正社員と短時間労働者の職務内容の区分（違い）を明確にした」（14.1%）、「短時間労働者も福利厚生施設（食堂、休憩室、更衣室等）を利用できるようにした」（11.7%）、「短時間労働者から正社員への転換推進措置を設けた」（11.4%）、「短時間労働者の賃金等処遇を（正社員との均等・均衡や、意欲・能力等を考慮し改善した）」（10.9%）、「短時間労働者にも教育訓練を実施するようにした」（10.7%）——などと続く。

1.4. 短時間労働者の今後の活用方針

短時間労働者の今後の活用方針については、「現状を維持する」（54.9%）事業所がもっとも多く、「特に決めていない」（24.1%）、「いっそう積極的に活用していきたい」（12.5%）、「今後は活用を縮小していく方向で検討する」（4.3%）——などと続く¹⁹（第2-5-9図）。

「いっそう積極的に活用していきたい」場合（n=220）の内容（複数回答）としては、多い順に「短時間労働者の雇用を拡大していきたい」（71.4%）、「短時間労働者の職務・職責を拡大していきたい」（35.5%）、「正社員への登用を積極的に行いたい」（30.5%）——などとなった。

第2-5-9図 短時間労働者の今後の活用方針



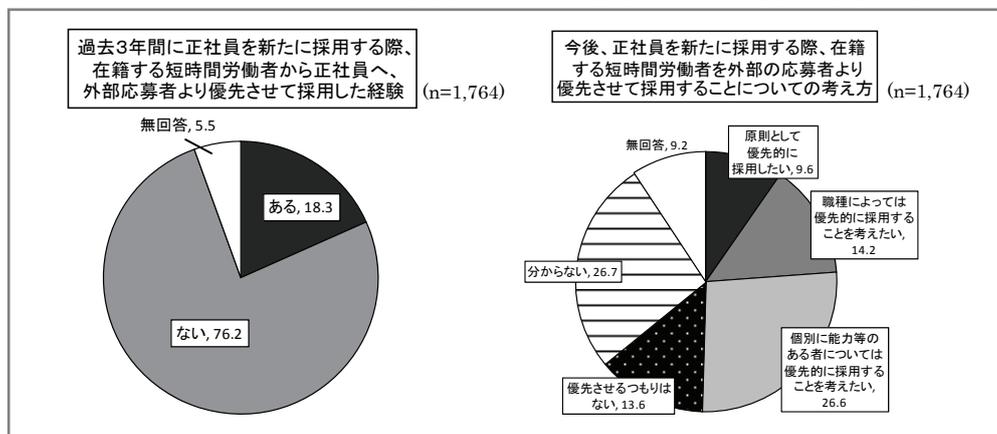
¹⁹ 短時間労働者の今後の活用方針については、雇用している非正社員の割合に応じた特徴がみられる。「いっそう積極的に活用していきたい」割合は、非正社員が8割以上（27.1%）、「現状を維持する」割合は「5割以上8割未満」（62.9%）や「1割以上3割未満」（59.5%）等で相対的に多い。一方、「今後は縮小していく方向で検討する」割合は、「1割以上3割未満」（5.5%）や「1割未満」（4.4%）、「特に決めていない」割合は「1割未満」（36.5%）や「1割以上3割未満」（24.8%）、「3割以上5割未満」（23.4%）等で相対的に多くなっている。

15. 在籍する短時間労働者を外部応募者より優先させて採用した経験と今後の方針

過去3年間に正社員を新たに採用する際、在籍する短時間労働者を外部応募者より優先させて採用したことが「ある」事業所は18.3%、「ない」事業所は76.2%だった（第2-5-10図）。

今後の優先採用方針については、「原則として在籍する短時間労働者から優先的に採用したい」（9.6%）に加え、「個別に能力等のある者については、優先的に採用することを考えたい」（26.6%）、「職種によっては優先的に採用することを考えたい」（14.2%）を合わせて約半数の事業所（50.4%）が、優先採用したい・考えたいと回答した。「分からない」事業所は26.7%、「優先させるつもりはない」は13.6%だった。

第2-5-10図 過去3年間ににおける優先採用実績と今後の見通し



16. 正社員と職務が同じ短時間労働者に対する差別待遇禁止義務の考え方についての賛否

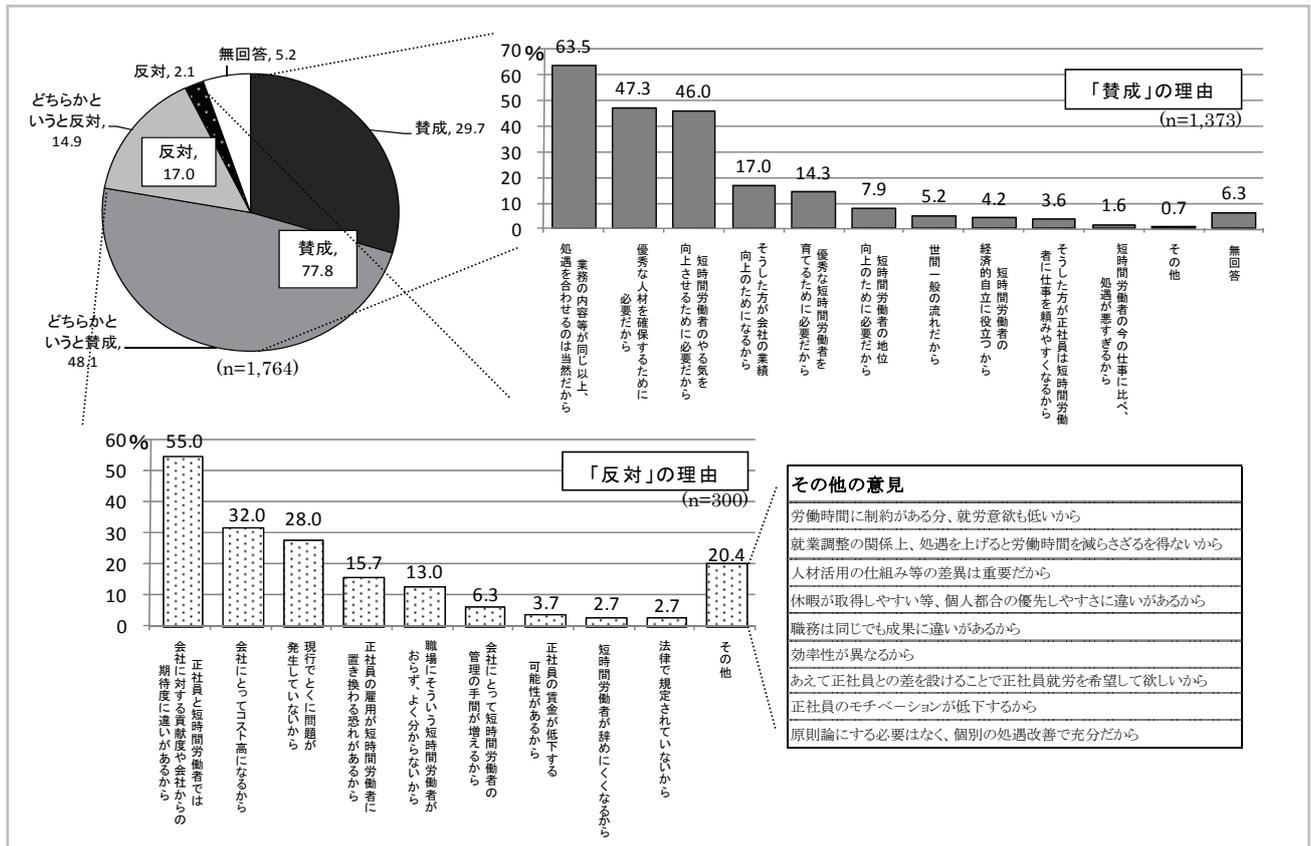
（一般的に）正社員と職務がほとんど同じ短時間労働者に対し、差別待遇を禁止すべきという考え方については、「賛成」（29.7%）と「どちらかというとな賛成」（48.1%）を合わせて約8割（77.8%）の事業所が、賛成と回答した。一方、反対との回答は、「反対」（2.1%）と「どちらかというとな反対」（14.9%）を合わせて17.0%となった（第2-5-11図）。

職務による差別待遇禁止の考え方に「賛成」（n=1,373）の理由（3つまで複数回答）としては、「業務の内容等が同じ以上、処遇を合わせるのは当然だから」（63.5%）、「優秀な人材を確保するために必要だから」（47.3%）、「短時間労働者のやる気を向上させるために必要だから」（46.0%）——などが多かった。

一方、職務による差別待遇禁止の考え方に「反対」（n=300）の理由（3つまで複数回答）では、「正社員と短時間労働者では、会社に対する貢献度や会社からの期待度に

違いがあるから」(55.0%)、「会社にとってコスト高になるから」(32.0%)、「現行でとくに問題が発生していないから」(28.0%)——などとなった。

第2-5-11図 職務による差別待遇禁止の考え方をめぐる賛否と理由
(複数回答)



【短時間労働者に対する調査結果】

第6節 短時間労働者の基礎情報

以下とくに断りのない限り、短時間労働者・個人の回答者全数（n=6,208）を対象に、集計した結果を示す。

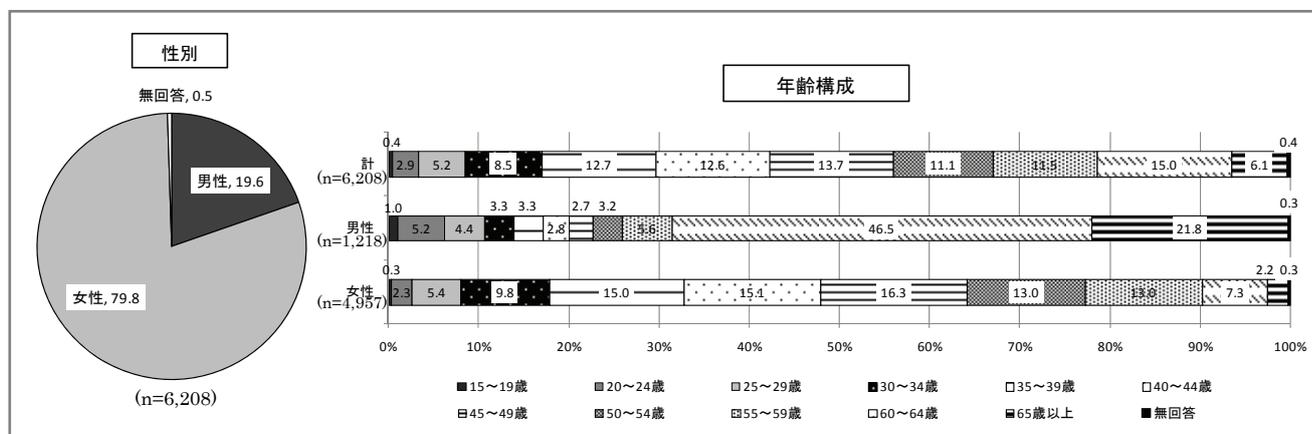
1. 性別及び年齢

短時間労働者の回答者（n=6,208）の性別は、女性が約8割（79.8%）を占め、男性が約2割（19.6%）だった¹（第2-6-1図）。

年齢階級別にみると、全体では「60～64歳」が15.0%、「45～49歳」が13.7%、「35～39歳」が12.7%、「40～44歳」が12.6%、「55～59歳」が11.5%、「50～54歳」が11.1%、「30～34歳」が8.5%、「65歳以上」が6.1%、「25～29歳」が5.2%、「20～24歳」が2.9%、「15～19歳」が0.4%——などとなった。

なお、性別と年齢階級を掛け合わせてみると、女性は「30歳台」（24.8%）と「40歳台」（31.4%）、「50歳台」（26.0%）で8割を占め、一方で男性は「60歳以上」が68.3%と約7割にのぼっている²（巻末・附属統計表第2表）。

第2-6-1図 回答者の属性・性別及び年齢



2. 配偶者の有無、配偶者がいる場合の配偶者の昨年の年収

配偶者については、「いる」が約8割（80.2%）、「いない」が約2割（19.5%）だった³（第2-6-2図）。

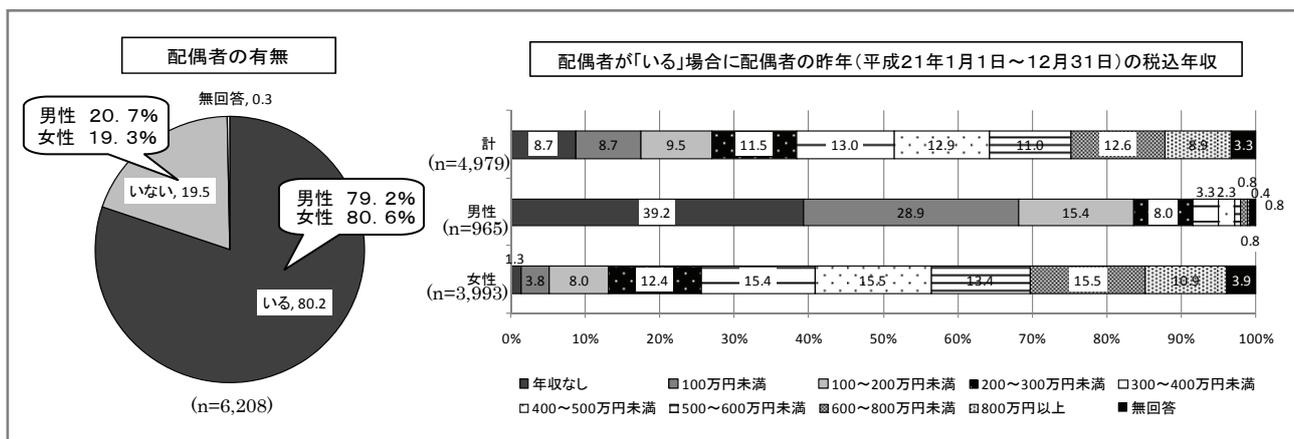
¹ 事業所調査の回答では、雇用されている短時間労働者の性別分布は男性1：女性約2.9だったが、短時間労働者から回収された回答票では、男性1：女性約4と、女性の占める割合が高かった。各事業所に対しては、雇用している短時間労働者の性別・年齢分布等の特徴に応じ、偏りなく配布してもらえるよう依頼したが、枚数に限りがあるほか回収状況も異なるため、違いを生じたものと考えられる。

² 以下、図表については必要に応じ男女別に示す。その理由については第3章第1節の本文中「留意点3」を参照。

³ 性別に配偶者の有無を掛け合わせると、男性・配偶者ありが79.2%、男性・配偶者なしが20.7%、

配偶者が「いる」場合（n=4,979）に、配偶者の昨年（平成21年1月1日～12月31日）の税込年収については、「300万円台」が13.0%、「400万円台」が12.9%、「600万円以上800万円未満」が12.6%、「200万円台」が11.5%、「500万円台」が11.0%、「100万円台」が9.5%、「800万円以上」が8.9%、「100万円未満」及び「年収なし」がともに8.7%——などとなっている。

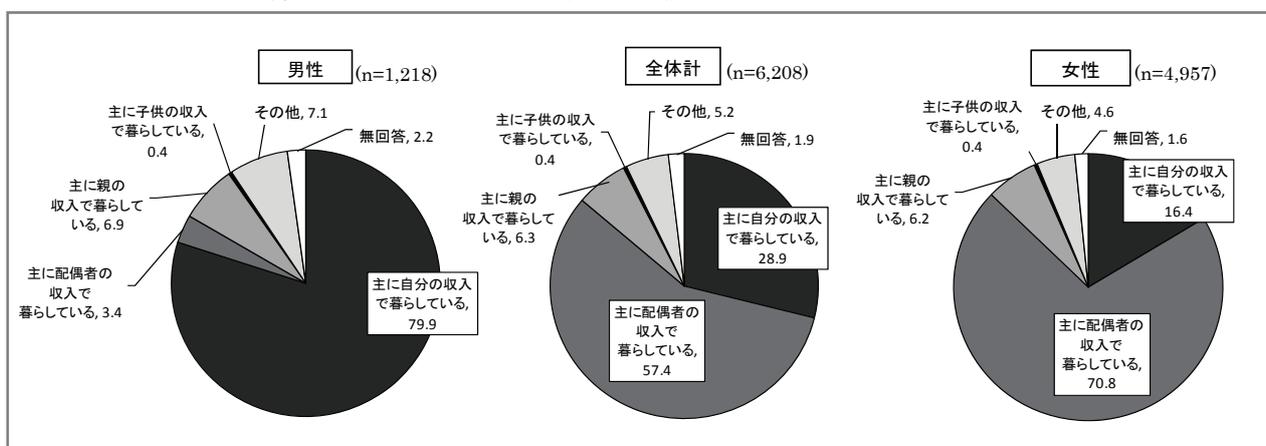
第2-6-2図 回答者の属性・配偶者の有無と配偶者の年収



3. 生活の主な収入源

生活の主な収入源を聴くと、「主に配偶者の収入で暮らしている」が約6割（57.4%）で、次いで「自分の収入で暮らしている」が28.9%、「主に親の収入で暮らしている」が6.3%、「主に子供の収入で暮らしている」が0.4%、「その他」⁴が5.2%——などとなっている（第2-6-3図）。

第2-6-3図 回答者の属性・生活の主な収入源



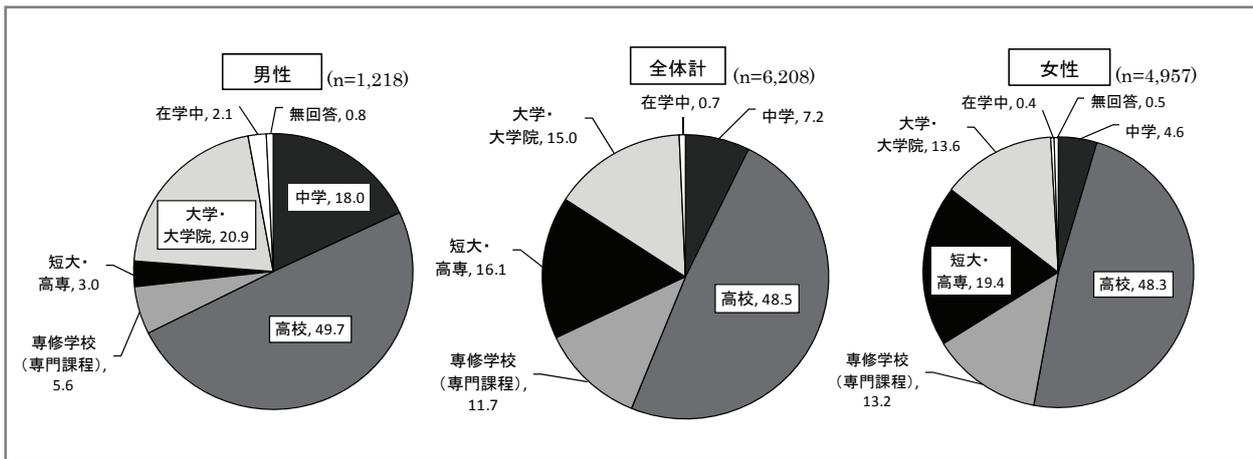
女性・配偶者ありが80.6%、女性・配偶者なしが19.3%などとなる。

⁴ 自由記述欄は設けていないが、欄外に記入されていたのは「年金（遺族含む）」や「養育費」等。

4. 最終学歴

最終学歴については、「高校卒」が約半数（48.5%）にのぼり、次いで「短大・高専卒」（16.1%）、「大学・大学院卒」15.0%、「専修学校（専門課程）卒」（11.7%）、「中学校卒」（7.2%）、「在学中」（0.7%）——などの順に多くなっている（第2-6-4図）。

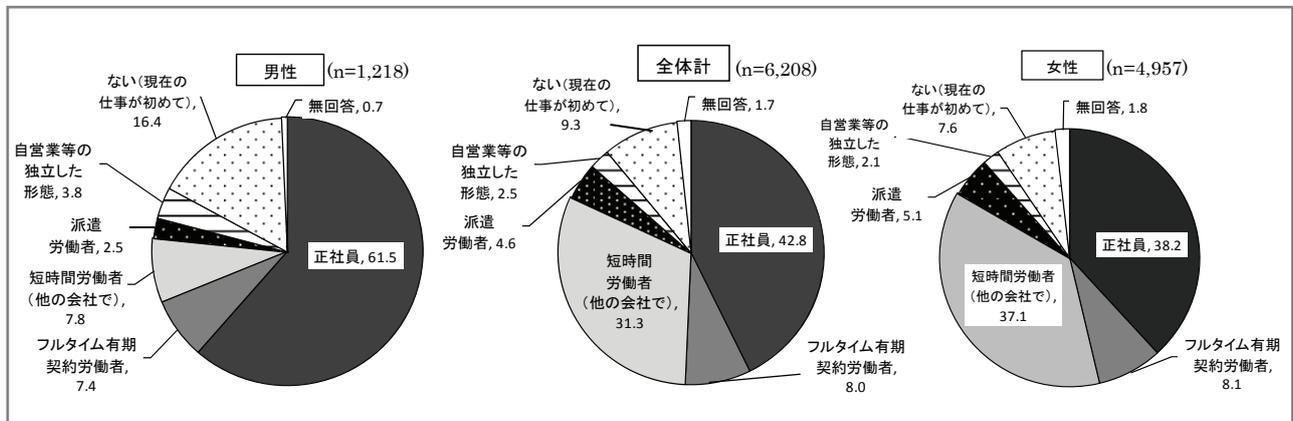
第2-6-4図 回答者の属性・最終学歴



5. 現在の勤務先で働き始める直前の仕事の雇用形態

現在の勤務先で働き始める直前の仕事の雇用形態については、「正社員」が4割超（42.8%）、「短時間労働者（他の会社で）」が約3割（31.3%）のほか、「なし（現在が初めての仕事）」（9.3%）、「フルタイム有期契約労働者」（8.0%）、「派遣労働者」（4.6%）、「自営業等の独立した形態」（2.5%）——などとなった（第2-6-5図）。

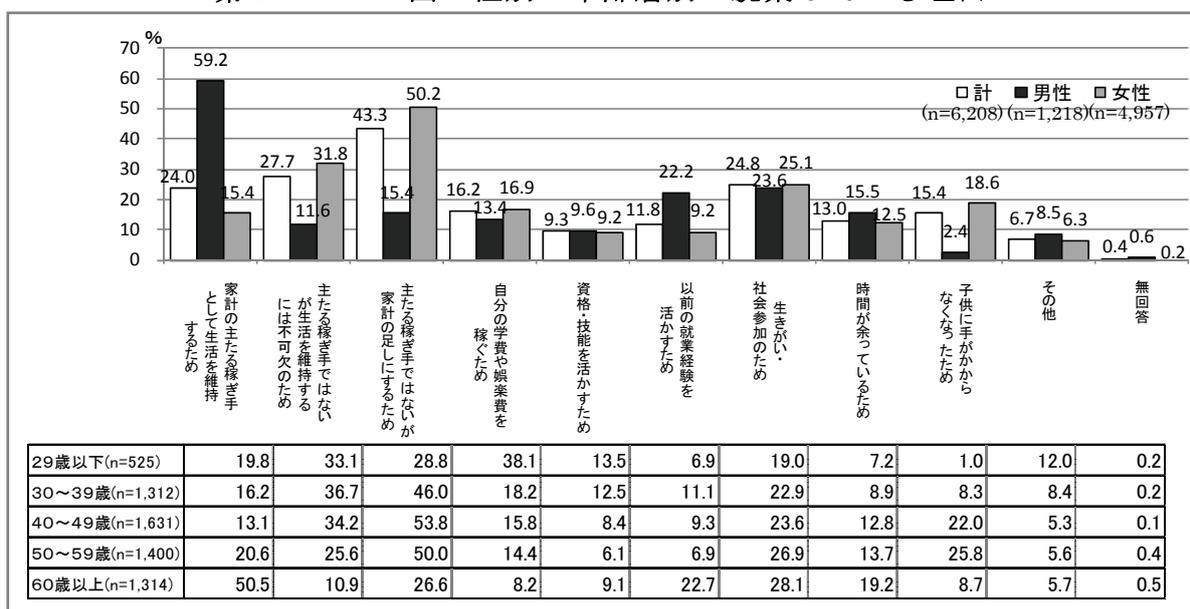
第2-6-5図 回答者の属性・直前の雇用形態



6. 就業している理由

就業している理由（複数回答）では、「主たる稼ぎ手ではないが、家計の足しにするため」（43.3%）がもっとも多い。これに「主たる稼ぎ手ではないが、生活を維持するには不可欠のため⁵⁾」（27.7%）、「生きがい・社会参加のため」（24.8%）、「家計の主たる稼ぎ手として、生活を維持するため」（24.0%）——などがそれぞれ近い割合で続く。このほか、「自分の学費や娯楽費を稼ぐため」（16.2%）、「子供に手がかからなくなったため」（15.4%）、「時間が余っているため」（13.0%）——などとなった（第2-6-6図）。

第2-6-6図 性別・年齢層別・就業している理由

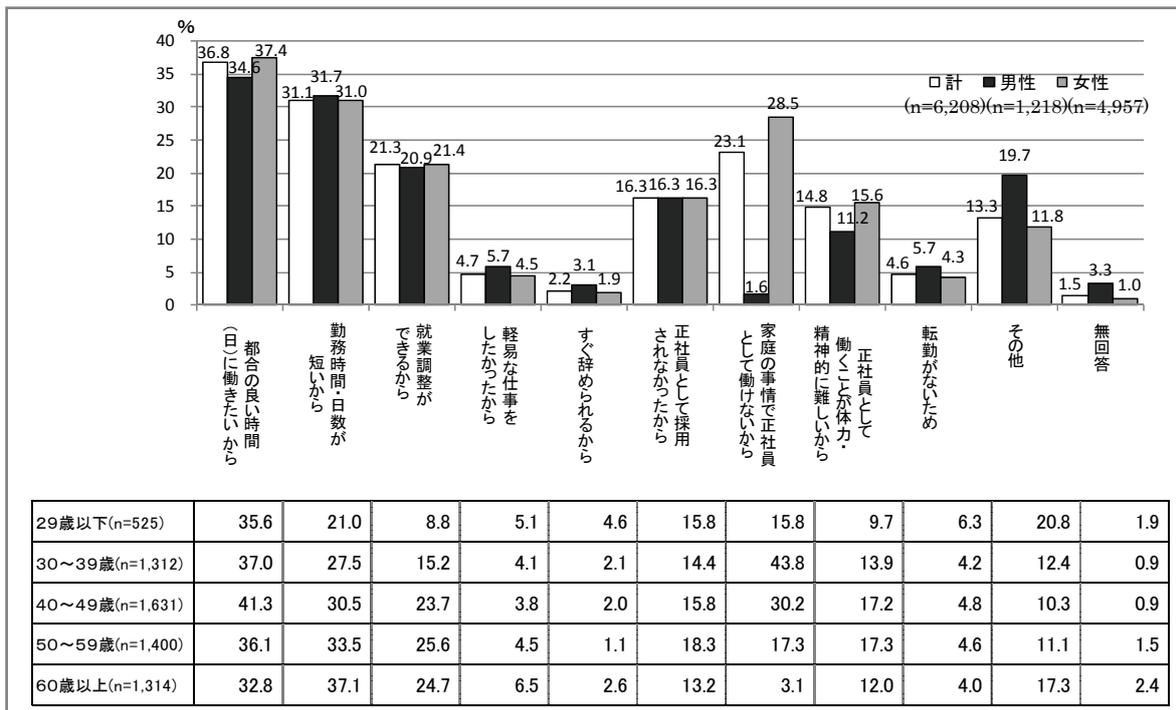


7. 短時間労働者という働き方を選択した理由

短時間労働者を選択した理由（複数回答）については、「自分の都合の良い時間（日）に働きたいから」（36.8%）がもっとも多い。以下、「勤務時間・日数が短いから」（31.1%）、「家庭の事情（育児・介護等）で正社員として働けないから」（23.1%）、「就業調整（年収や労働時間の調整）ができるから」（21.3%）、「正社員として採用されなかったから」（16.3%）、「正社員として働くことが、体力的・精神的に難しいから」（14.8%）、「その他」（13.3%）——などと続く（第2-6-7図）。

⁵⁾ なお、就業している理由のうち、「主たる稼ぎ手ではないが、生活を維持するには不可欠のため」という選択肢は、厚生労働省「パートタイム労働者実態調査」で2006年調査から除外された設問を復活させ、とくに女性の生活維持型の存在を判別できるようにしたもの（参照：本田一成『主婦パート—最大の非正規雇用』集英社新書、2010年）。

第2-6-7図 性別・年齢層別・短時間労働者を選択した理由



8. 短時間労働者として働いている通算期間

(現在の会社・別の会社を問わず)短時間労働者として働いていた通算期間については、「5年1ヶ月以上10年未満」が24.4%がもっとも多く以下、「10年1ヶ月以上15年未満」が13.2%、「2年1ヶ月以上3年未満」と「1年1ヶ月以上2年未満」がともに9.0%、「15年1ヶ月以上20年未満」が8.3%、「20年1ヶ月以上」が7.8%、「3年1ヶ月以上4年未満」が6.7%、「4年1ヶ月以上5年未満」が6.5%、「1ヶ月以上6ヶ月未満」が5.3%、「7ヶ月以上1年未満」が4.4%——などと続き、平均では約8.1年(男性約5.0年、女性約9.1年)だった(巻末・附属統計表第10表)。

9. 短時間労働者として現在の会社で働き始めてからの期間

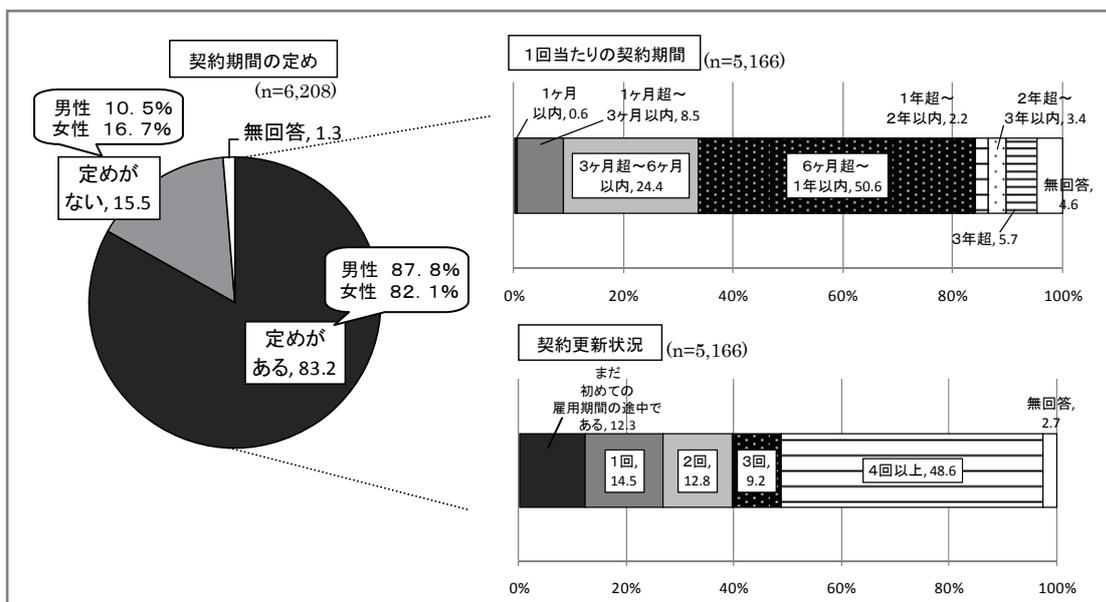
短時間労働者として現在の会社で働き始めてからの期間については、「1年以上2年未満」(14.0%)、「2年以上3年未満」(13.0%)、「～6ヶ月」及び「10年以上15年未満」(10.1%)、「3年以上4年未満」(9.1%)、「4年以上5年未満」(7.2%)、「5年以上6年未満」(6.3%)、「7ヶ月以上1年未満」及び「6年以上7年未満」(5.2%)、「7年以上8年未満」(4.1%)、「15年以上20年未満」(4.0%)、「20年以上」(3.6%)、「8年以上9年未満」(3.1%)、「9年以上10年未満」(2.6%)、——などとなり、平均では約5.1年(男性約2.1年、女性約6.0年)だった(巻末・附属統計表第11表)。

10. 現在の雇用契約における期間の定めの有無・長さ及びこれまでの更新状況
 現在の雇用契約における期間の定めの有無については、「定めがある」が83.2%で、「定めがない」が15.5%だった（第2-6-8図）。

期間の定めが「ある」場合（n=5,166）の1回当たりの契約期間については、「6ヶ月超～1年以内」が約半数（50.6%）を占め、次いで「3ヶ月超～6ヶ月以内」が約4分の1（24.4%）などとなり、平均では約1.0年（男女とも約1.0年）だった。

さらに、これまでの契約更新状況については、「4回以上更新した」がもっとも多く約半数（48.6%）で、次いで「1回更新した」が14.5%、「2回」が12.8%、「3回」が9.2%、「3回」が9.2%——などとなった。

第2-6-8図 回答者の属性・契約期間の定めの有無、更新状況



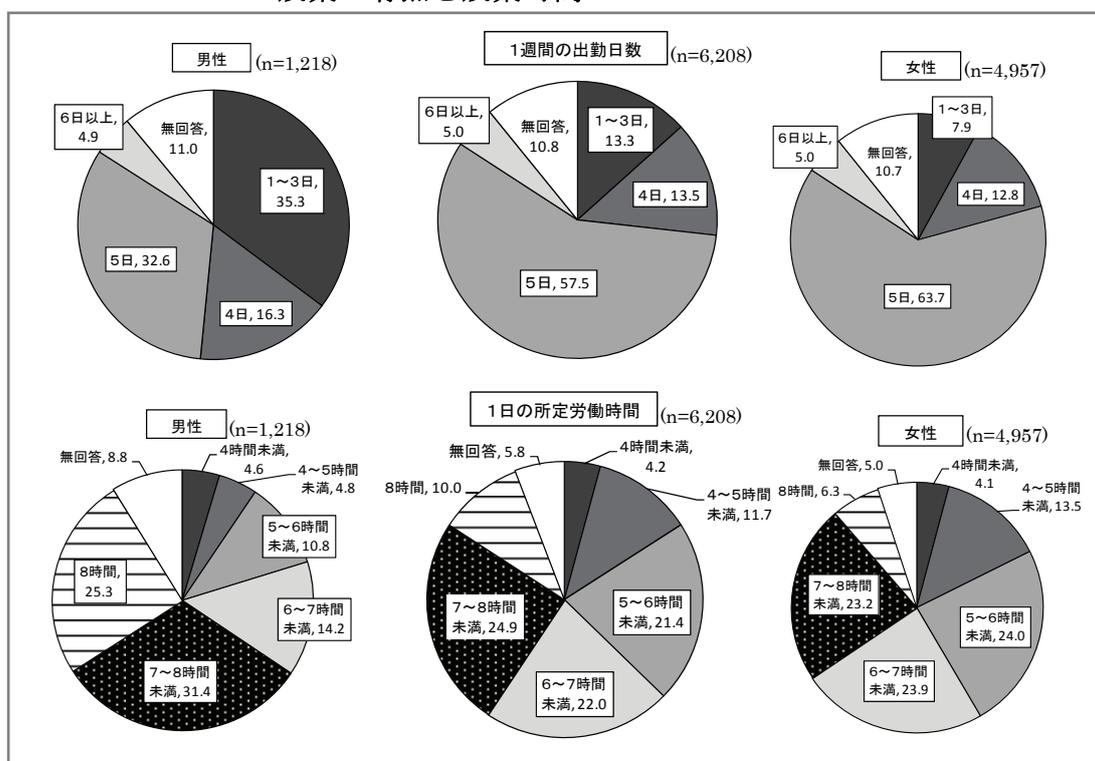
11. 週当たり出勤日数、1日当たり所定労働時間数、残業の有無と時間数

1週間当たりの出勤日数については、「5日」がもっとも多い約6割（57.5%）で、次いで「4日」（13.5%）、「1～3日」（13.3%）、「6日」（4.8%）、——などとなり、平均4.6日（男性4.0日、女性4.7日）だった（第2-6-9図）。

1日当たりの所定労働時間については、「7時間以上8時間未満」が24.9%、「6時間以上7時間未満」が22.0%、「5時間以上6時間未満」が21.4%、「4時間以上5時間未満」が11.7%、「8時間」が10.0%、「4時間未満」が4.2%——の順に多く、平均6.0時間（男性6時間42分、女性5時間51分）だった。

平成22年3月の残業有無については、「あった」が31.6%で、「なかった」が61.2%、「勤めていなかった」が3.0%などとなった（巻末・附属統計表第17表）。残業が「あった」場合（n=1,960）の残業時間数については、「5時間未満」が42.4%のほか、「5時間以上10時間未満」が18.1%、「10時間以上20時間未満」が16.4%、「20時間以上40時間未満」が10.2%、「40時間以上」が3.4%——などとなり、平均では9.3時間（男性12.2時間、女性8.8時間）だった。

第2-6-9図 回答者の属性・1週間の出勤日数、1日の所定労働時間、残業の有無と残業時間



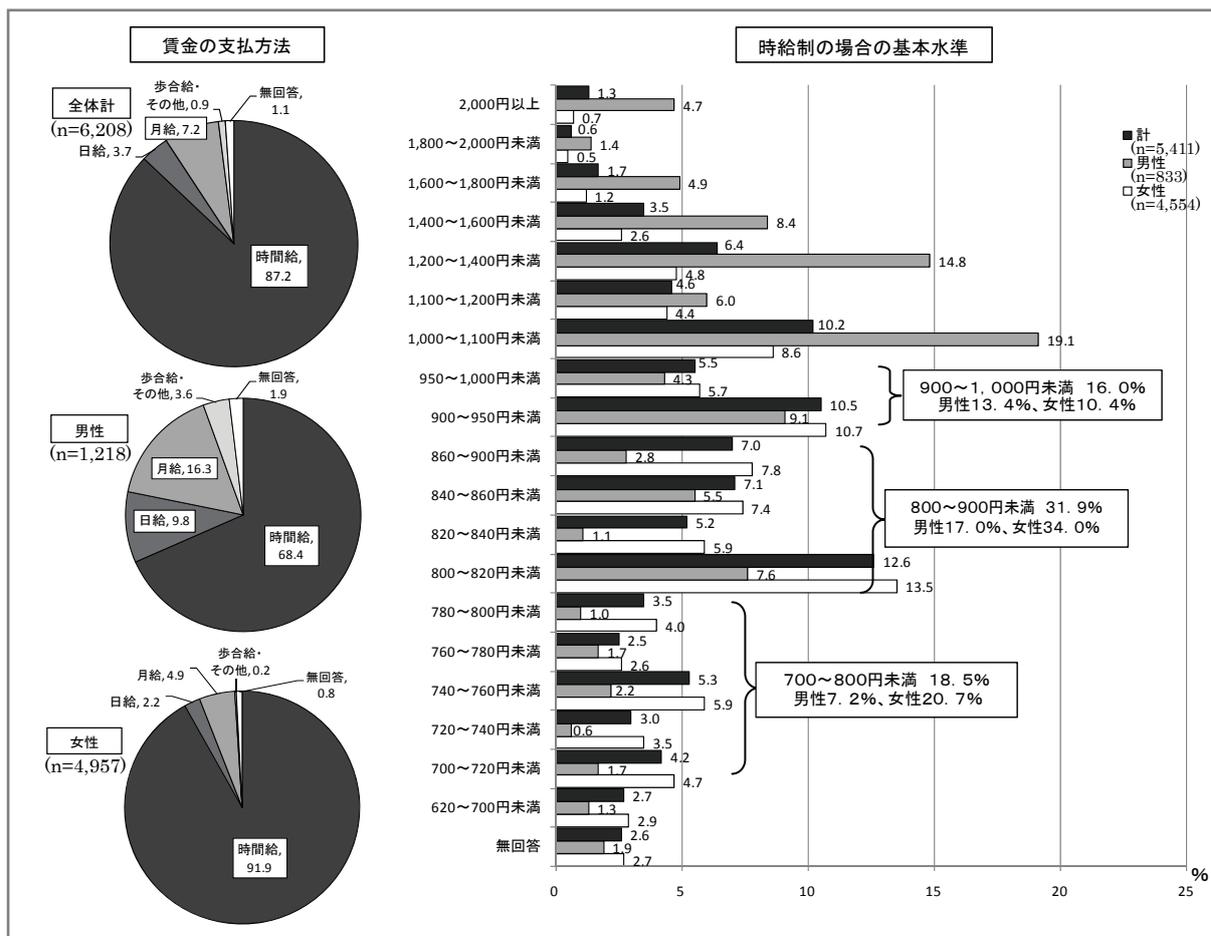
12. 現在の給与の支払方法と基本水準

現在の給与の支払方法については、「時給制」が87.2%と大半を占め、次いで「月給制」が7.2%、「日給制」が3.7%、「歩合給・その他」が0.9%だった（第2-6-10図）。

現在の給与の基本水準については、時給制の場合（n=5,411）で多い順に、「800円以上820円未満」（12.6%）、「900円以上950円未満」（10.5%）、「1,000円以上1,100円未満」（10.2%）、「840円以上860円未満」（7.1%）、「850円以上900円未満」（7.0%）——などとなり、平均で960.4円（男性1,152.3円、女性925.3円）だった。

同様に、月給制の場合（n=446）は多い順に「20万円以上21万円未満」（10.8%）、「15万円以上16万円未満」（8.5%）、「18万円以上19万円未満」（6.5%）、「12万円以上13万円未満」と「24万円以上26万円未満」がともに5.6%などとなり、平均で18万3,640円（男性20万4,231円、女性16万5,855円）だった。（巻末・附属統計表第19表-4）

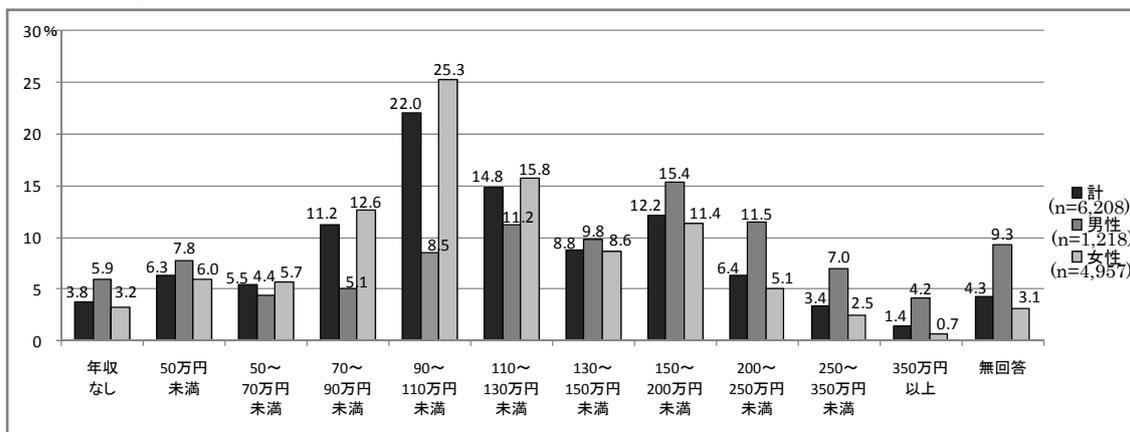
第2-6-10図 回答者の属性・賃金の支払方法と時給制の場合の基本水準



13. 過去一年間に短時間労働者として働いた税込年収

平成21年1月1日~12月31日までの1年間に、短時間労働者として働いた税込年収については、多い順に「90万円以上110万円未満」（22.0%）、「110万円以上130万円未満」（14.8%）、「150万円以上200万円未満」（12.2%）、「70万円以上90万円未満」（11.2%）——などとなった（第2-6-11図）。

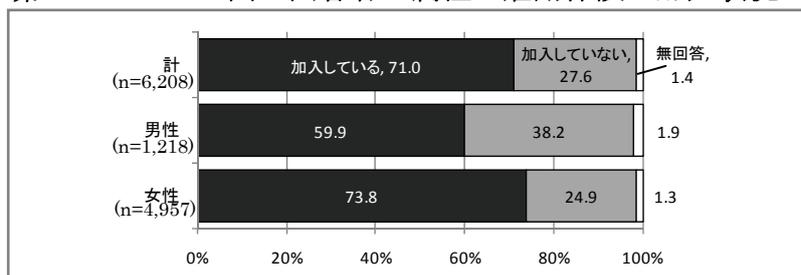
第2-6-11図 回答者の属性・昨年1年間の本人の税込年収



14. 雇用保険の加入状況

雇用保険については、「加入している」が71.0%で、「加入していない」が27.6%だった（第2-6-12図）。

第2-6-12図 回答者の属性・雇用保険の加入状況

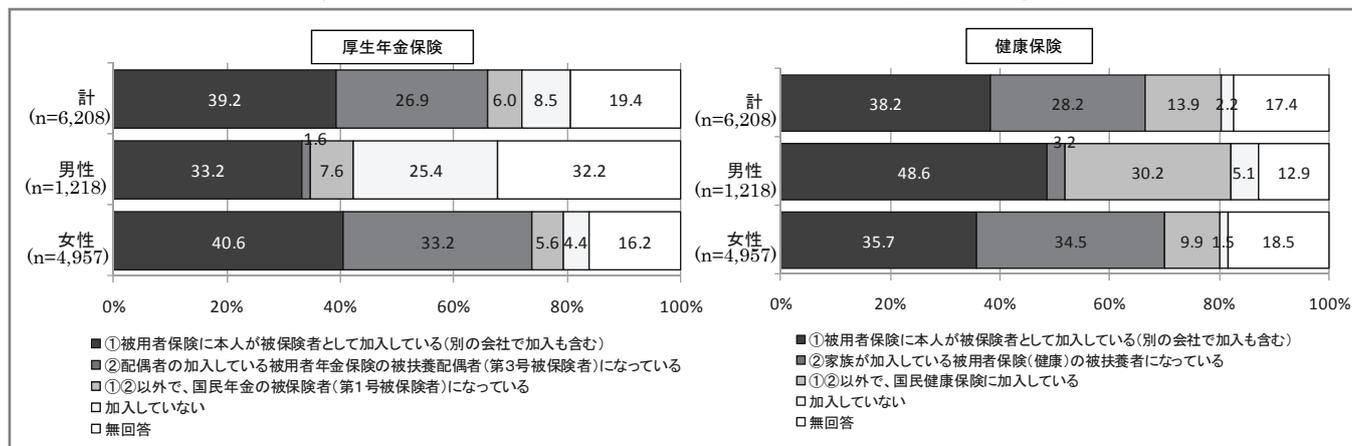


15. 厚生年金保険及び健康保険の加入状況

厚生年金保険については、「被用者保険に本人が被保険者として加入している（別の会社で加入も含む）」の39.2%、「配偶者の加入している被用者年金保険の被扶養配偶者（第3号被保険者）になっている」の26.9%、「これ以外で国民年金の被保険者（第1号被保険者）になっている」の6.0%——を総じて「加入している」が72.1%に対し、「加入していない」が8.5%などとなった（第2-6-13図）。

同様に、健康保険については、「被用者保険に本人が被保険者として加入している（別の会社で加入も含む）」の38.2%、「家族が加入している被用者年金保険（健康）の被扶養者になっている」の28.2%、「これ以外で国民健康保険に加入している」の13.9%——を総じて「加入している」が80.4%で、「加入していない」が2.2%などとなった（第2-6-13図）。

第2-6-13図 回答者の属性・社会保険の加入状況

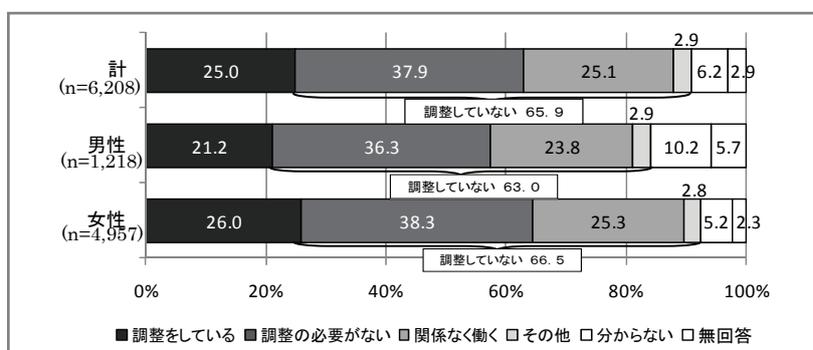


16. 過去一年間における就業調整の有無と理由

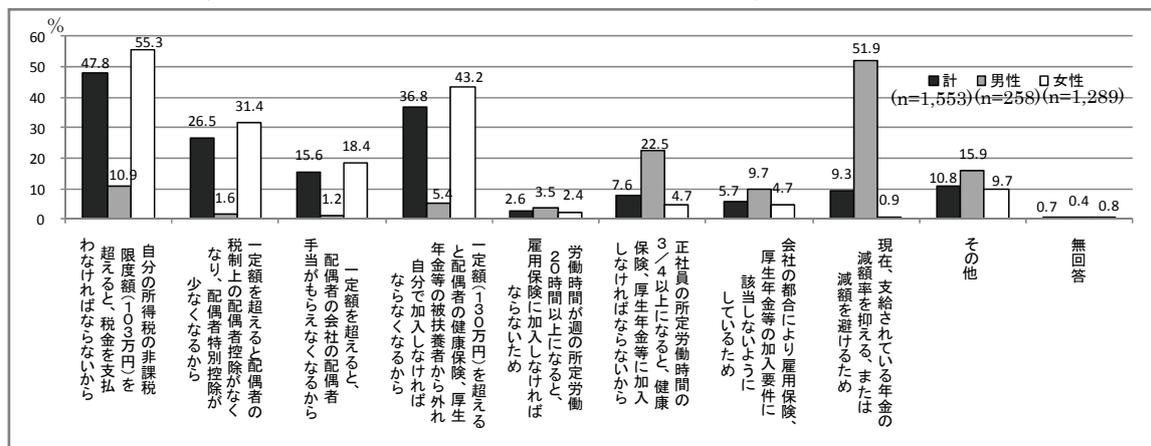
過去一年間における就業調整（年収、労働時間の調整）については、「調整している」が25.0%で4分の1にとどまり、「調整していない」が「調整の必要がない」（37.9%）、「関係なく働く」（25.1%）、「その他」（2.9%）——を合わせて65.9%、「分からない」が6.2%だった（第2-6-14図）。

さらに、就業調整している場合（n=1,553）の理由（複数回答）については、多い順に「自分の所得税の非課税限度額（103万円）を超えると税金を支払わなければならないから」（47.8%）、「一定額（130万円）を超えると配偶者の健康保険者から外れ自分で加入しなければならないから」（36.8%）、「一定額を超えると配偶者の税制上の控除がなくなり、配偶者特別控除が少なくなるから」（26.5%）、「一定額を超えると配偶者の会社の配偶者手当がもらえなくなるから」（15.6%）——などとなった（第2-6-15図）。

第2-6-14図 回答者の属性・就業調整の有無と内容



第2-6-15図 回答者の属性・就業調整している理由



第7節 就業状況

1. 現在の職種

現在の職種については、多い順に「事務の仕事」(37.9%)、「生産工程・労務の仕事」(20.5%)、「専門的・技術的な仕事」(14.5%)、「サービスの仕事」(9.4%)、「販売の仕事」(8.7%)、「運輸・通信の仕事」(2.5%)、「その他の仕事」(1.7%)、「保安の仕事」(1.4%)、「管理的な仕事」(0.5%)—などとなった(巻末・附属統計表第25表)。

男女別にみると、男性では多い順に「生産工程・労務の仕事」(26.4%)、「専門的・技術的な仕事」(19.0%)、「事務の仕事」(17.8%)など、女性では多い順に、「事務の仕事」(42.9%)、「生産工程・労務の仕事」(19.0%)、「専門的・技術的な仕事」(13.4%)—などとなっている。

2. 役職の有無

現在の役職については、94.6%の短時間労働者が「就いていない」と回答。「就いている」(3.5%)場合の内訳は、「所属組織の責任者等ハイレベルの役職(店長、工場長等)まで」が0.2%、「現場の責任者等中間レベルの役職(フロア長、部門長等)まで」が0.6%、「比較的一般従業員に近い役職(売場長、ライン長等)まで」が2.7%—などとなった(巻末・附属統計表第26表)。

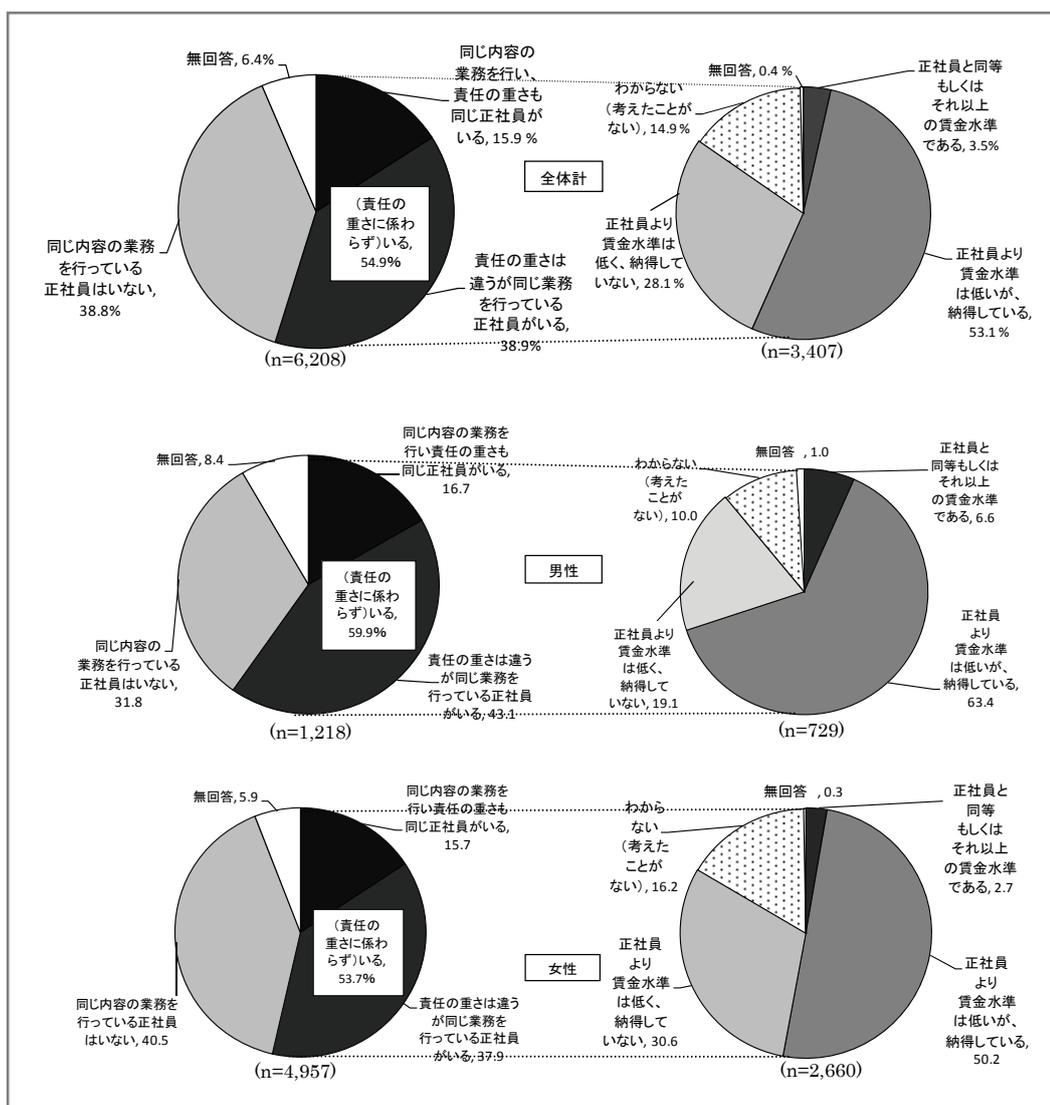
3. 同じ仕事を行っている正社員の有無と同正社員と比較した賃金水準に対する納得性

現在の職場で同じ仕事を行っている正社員の有無について、「同じ内容の業務を行い、責任の重さも同じ正社員がいる」とする短時間労働者(=【事業所調査】でいう同職務パート(B))は15.9%だった。もっとも多いのは「責任

の重さは違うが、同じ業務を行っている正社員がいる」の38.9%で、「同じ内容の業務を行っている正社員はいない」の38.8%とほぼ同数だった。

「同じ内容の業務を行い、責任の重さも同じ(=「職務」として同じ)正社員がいる」と「責任の重さは違うが、同じ業務を行っている正社員がいる」を合わせ、「(責任の重さに係わらず少なくとも業務内容が同じ正社員が)いる」(54.9%) 場合 (n=3,407) に、同正社員と比較した自らの賃金水準については、「正社員と同等もしくはそれ以上の賃金水準である」が3.5%、「正社員より賃金水準は低い」が53.1%。一方、「正社員より賃金水準は低く納得していない」は28.1%、「わからない(考えたことがない)」が14.9%などとなった(第2-7-1図)。

第2-7-1図 同じ仕事を行っている正社員の有無、及び同正社員と比較した自らの賃金水準に対する納得性

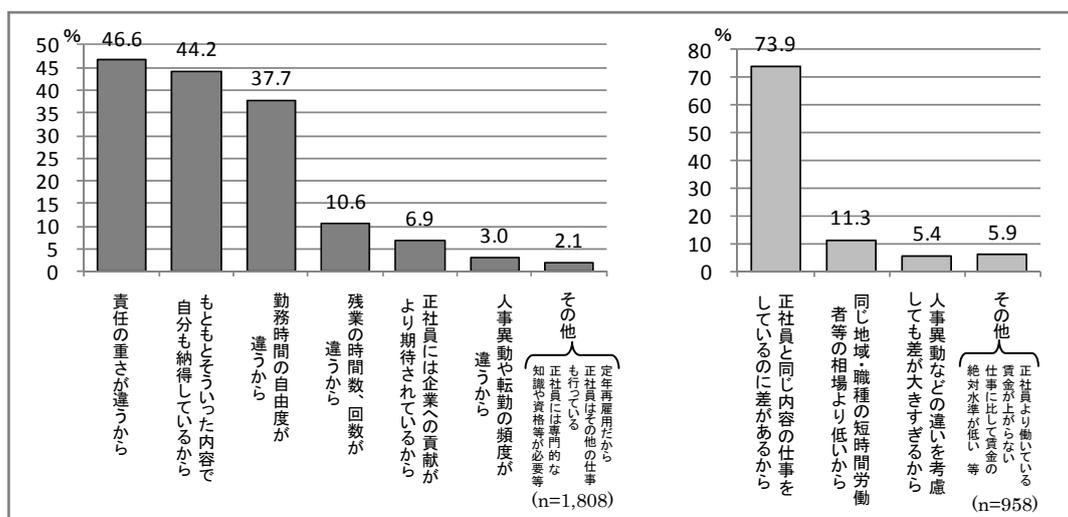


4. 賃金水準について納得できる理由・納得できない理由

「正社員より賃金水準は低いが納得している」と回答した場合（n=1,808）に、その理由（2つまで複数回答）を聞くと、「責任の重さが違うから」（46.6%）、「もともとそういった内容で自分も納得しているから」（44.2%）、「勤務時間の自由度が違うから」（37.7%）——などが多かった（第2-7-2図）。一方、「正社員より賃金水準は低く納得していない」と回答（n=958）した理由では、「正社員と同じ内容の仕事をしているのに差があるから」（73.9%）が多かった。

賃金水準について納得できる理由を男女別にみると、男性で多いのは「もともとそういった内容で自分も納得しているから」（55.2%）、「責任の重さが違うから」（35.3%）、「勤務時間の自由度が違うから」（32.9%）——などの順。これに対し、女性では「責任の重さが違うから」（50.4%）、「もともとそういった内容で自分も納得しているから」（40.6%）、「勤務時間の自由度が違うから」（39.4%）などの順に多かった。

第2-7-2図 賃金水準について納得できる理由・できない理由（複数回答）

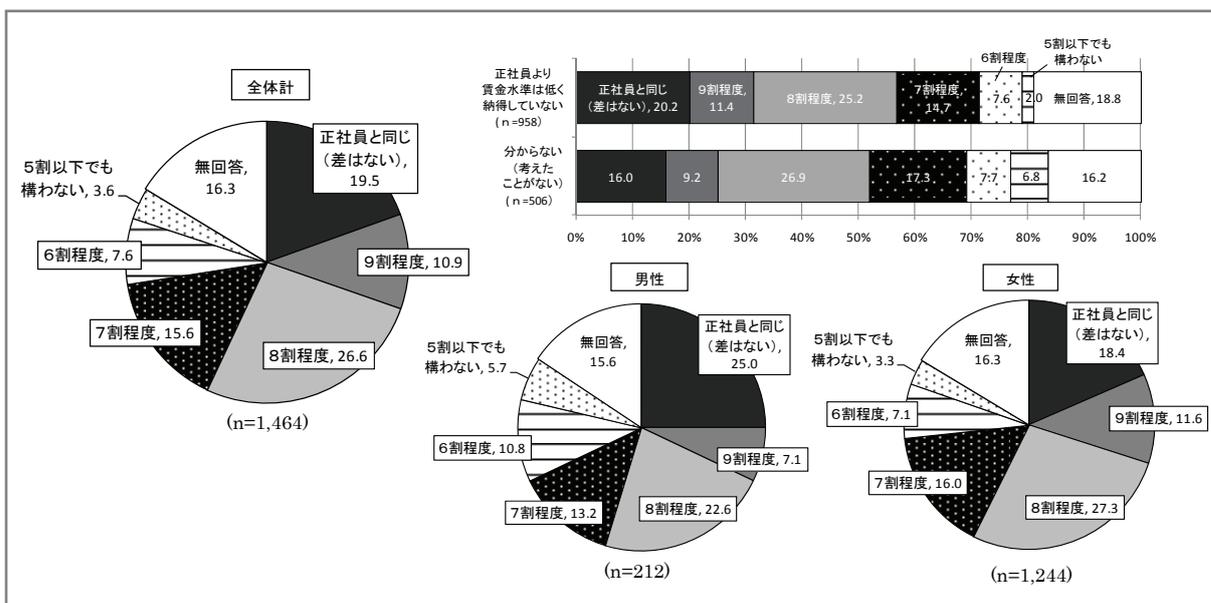


5. 同じ仕事を行っている正社員と比べた時間当たり賃金で納得できる水準

同じ仕事を行っている正社員と比較した賃金水準について、「正社員より賃金水準は低く納得していない」「わからない（考えたことがない）」と回答した短時間労働者（n=1,464）に、同正社員と比べた時間当たり賃金水準で納得できる割合を聞くと、正社員の「8割程度」（26.6%）がもっとも多く、これに「正社員と同じ（差はない）」（19.5%）、正社員の「7割程度」（15.6%）、「9割程度」（10.9%）、「6割程度」（7.6%）、「5割以下でも構わない」（3.6%）——などとなった（第2-7-3図）。

なお、「正社員より賃金水準は低く納得していない」「わからない（考えたことがない）」別に、納得できる賃金水準をみると、明らかに「納得していない」としている場合には、「8割程度」がもっとも多い（25.2%）ものの、「正社員と同じ（差はない）」（20.2%）や「9割程度」（11.4%）の割合が増える。一方、「わからない（考えたことがない）」場合は「8割程度」が26.9%でもっとも多く、次いで「7割程度」が17.3%などとなっている。

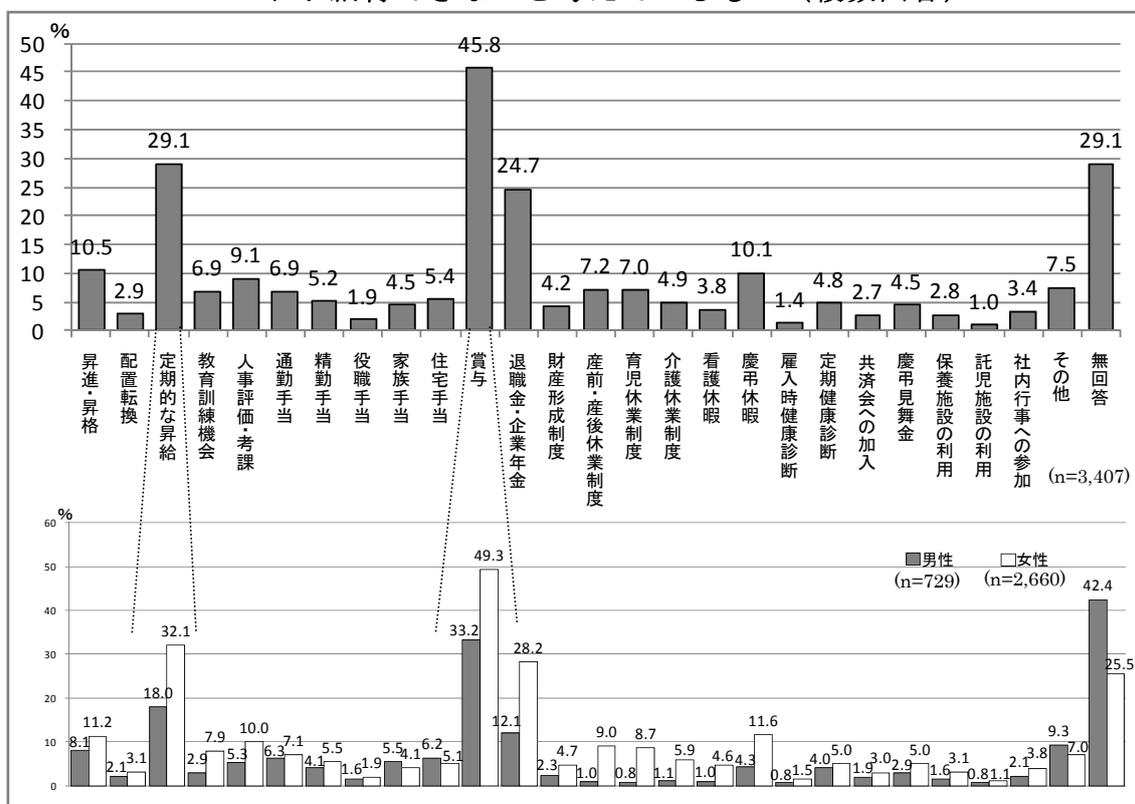
第2-7-3図 同じ仕事を行っている正社員対比で納得できる賃金水準



6. 賃金以外の処遇等で納得できないもの

「同じ内容の業務を行い、責任の重さも同じ正社員がいる」と「責任の重さは違うが、同じ業務を行っている正社員がいる」を合わせ、「（責任の重さに係わらず少なくとも業務内容が同じ正社員が）いる」（54.9%）場合（n=3,407）に、賃金以外の処遇等で仕事と同じ正社員と取扱いが異なっており、納得できないと考えているもの（複数回答）を聞くと、「賞与」（45.8%）、「定期的な昇給」（29.1%）、「退職金・企業年金」（24.7%）——などが多かった（第2-7-4図）。

第2-7-4図 賃金以外の処遇等で仕事と同じ正社員と取扱いが異なっており納得できないと考えているもの（複数回答）



7. 短時間労働者として雇入れられる際の労働条件の明示

現在の会社で短時間労働者として雇入れられる際の労働条件の明示については、「書面により明示されかつ口頭での説明を受けた」（74.9%）、「労働条件が明示された書面を渡されたのみで口頭説明はなかった」（12.2%）、「書面は渡されず、口頭のみで労働条件の説明を受けた」（8.6%）——を合わせて95.7%が「明示された」と回答。一方、「労働条件については一切説明を受けていない」短時間労働者は、2.0%と少数だった（巻末・附属統計表第33表）。

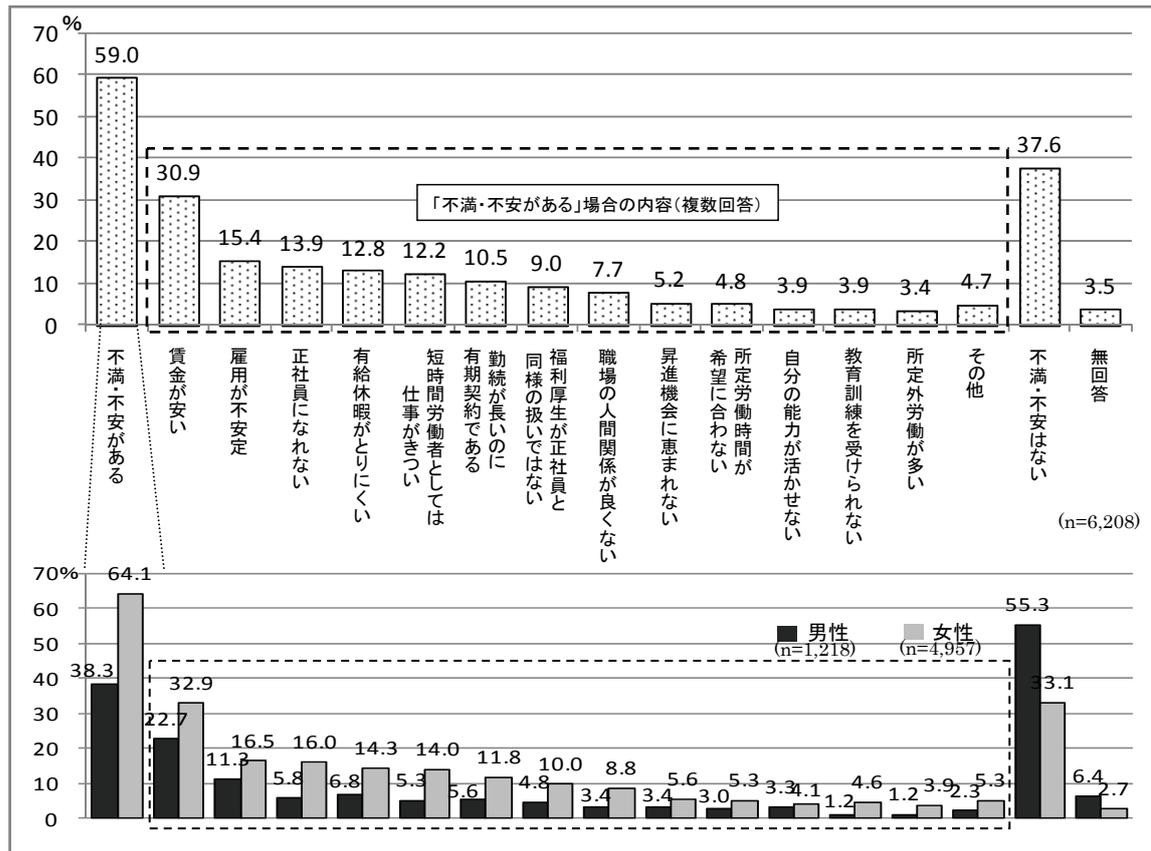
8. 現在の会社や仕事に対する不満・不安の有無と内容

現在の会社や仕事に対する不満・不安（複数回答）については、59.0%の短時間労働者が「ある」、37.6%が「ない」と回答した。具体的な内容を見ると、多い順に「賃金が安い」（30.9%）、「雇用が不安定」（15.4%）、「正社員になれない」（13.9%）、「有給休暇がとりにくい」（12.8%）、「短時間労働者としては仕事がきつい」（12.2%）などとなった（第2-7-5図）。

男女別にみると、不満・不安が「ある」割合は、男性で38.3%に対し、女性では64.1%にのぼる。その内容は、男性では「賃金が安い」（22.7%）、

「雇用が不安定」(11.3%)、「正社員になれない」(5.8%)などの順。一方、女性でも同順に32.9%、16.5%、16.0%のほか、「有給休暇がとりにくい」が14.3%、「短時間労働者としては仕事がきつい」が14.0%などとなっている。

第2-7-5図 現在の会社や仕事に対する不満・不安



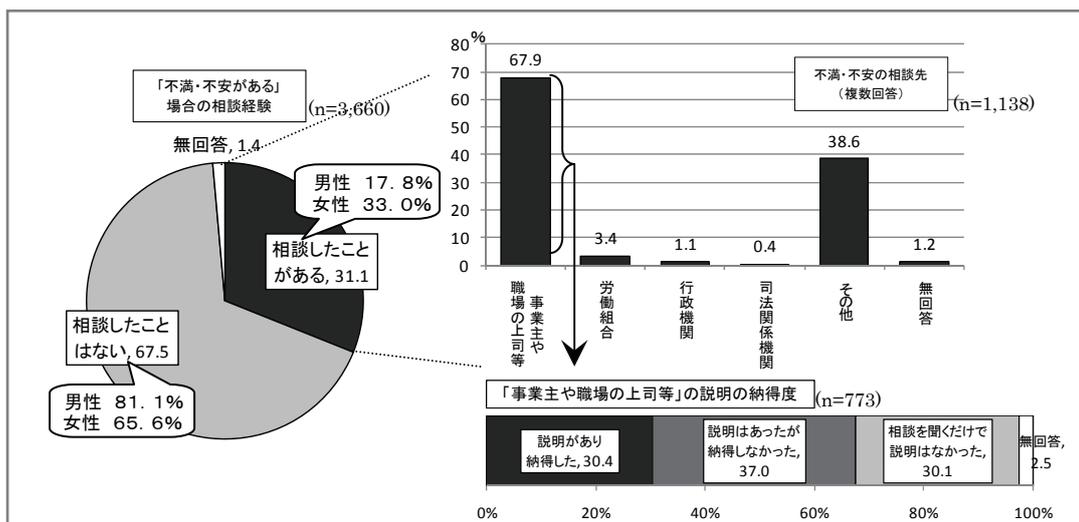
9. 不満・不安を相談した経験の有無と相談相手、事業主や職場の上司等に相談したことがある場合の納得性

不満・不安がある場合 (n=3,660)、それを誰かに「相談したことがある」短時間労働者は31.1%、「相談したことはない」は67.5%だった(第2-7-6図)。男女別にみると、「相談したことがある」割合は、男性で17.8%に対し、女性は33.0%と約3人に一人にのぼっている。

不満・不安を相談した経験が「ある」場合 (n=1,138)の相談相手(複数回答)としては、「事業主や職場の上司等」が67.9%でもっとも多い。次いで、「その他」(38.6%)、「労働組合」(3.4%)、「行政機関(労働局や監督署、地方自治体等)」(1.1%)、「司法関係機関(裁判所、弁護士、無料法律相談会等)」(0.4%)——などとなった(第2-7-6図)。

このうち、「事業主や職場の上司等」に相談したことがある場合（n=773）に、納得のいく説明があったかについては、「説明があり納得した」短時間労働者が30.4%で、「説明はあったが納得しなかった」が37.0%、「相談を聞くだけで説明はなかった」が30.1%——だった。

第2-7-6図 不満・不安を相談した経験の有無と内容

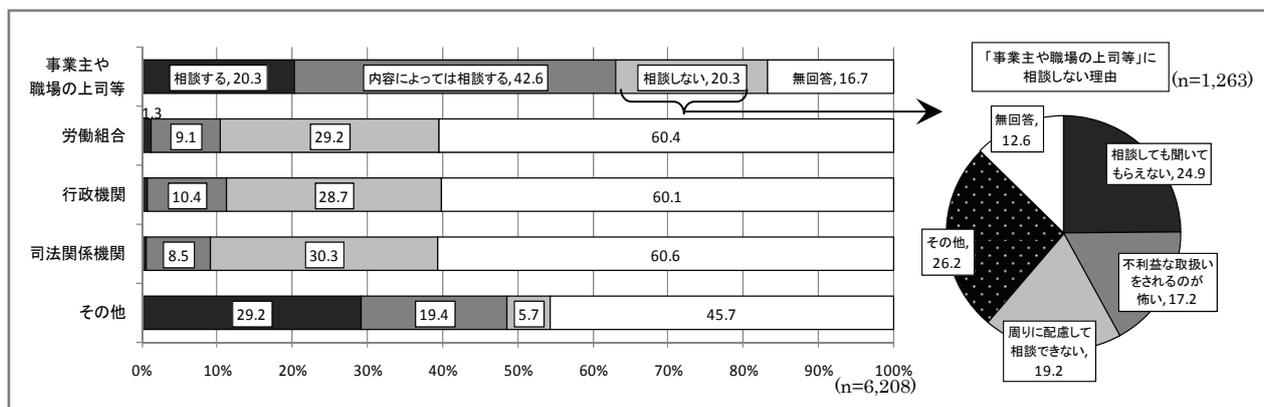


10. 今後、不満・不安が生じた場合の相談意向

今後、不満・不安が生じた場合の相談意向については、「事業主や職場の上司等」に対して「相談する」が20.3%、「内容によっては相談する」が42.6%、「相談しない」が20.3%などとなった（第2-7-8図）。

「事業主や職場の上司等」に「相談しない」（n=1,263）理由としては、「相談しても聞いてもらえない」が24.9%、「周りに配慮して相談できない」が19.2%、「不利益な取り扱いをされるのが怖い」が17.2%のほか、「その他」が26.2%などとなっている。

第2-7-7図 不満・不安の今後の相談意向



1 1. 今後の働き方についての考え方及び正社員になりたい場合の理由

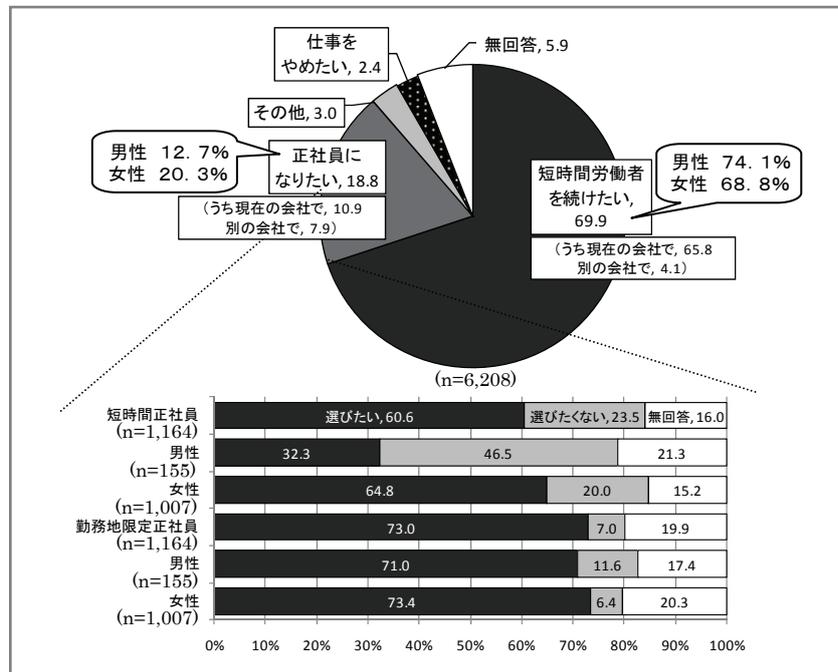
今後の働き方については、「短時間労働者を続けたい」が、「現在の会社で」（65.8%）と「別の会社で」（4.1%）を合わせて約7割にのぼった。また、「正社員になりたい」が、「現在の会社で」（10.9%）と「別の会社で」（7.9%）を合わせて2割弱のほか、「その他」が3.0%、「仕事をやめたい」が2.4%——などとなった（第2-7-9図）。

「正社員になりたい」（n=1,164）理由としては、「雇用が安定しているから」が半数超（52.7%）で、「待遇が良くなるから」が約3割（30.4%）。これに「より難しい仕事や責任のある仕事をしたいから」（9.3%）、「その他」（2.7%）——と続く。

1 2. 短時間正社員、地域限定正社員の選択志向

「正社員になりたい」と回答した短時間労働者（n=1,164）の中で、短時間正社員⁶という働き方があったら「選びたい」割合は60.6%で、「選びたくない」が23.5%。同様に、地域限定正社員⁷を「選びたい」割合は73.0%で、「選びたくない」が7.0%だった（第2-7-9図）。

第2-7-8図 今後の働き方に対する考え方



⁶ 「フルタイムの正社員と比較して、所定労働時間(日数)が短い正社員(育児や介護を理由とする短時間勤務も含む)」と定義して調査した。

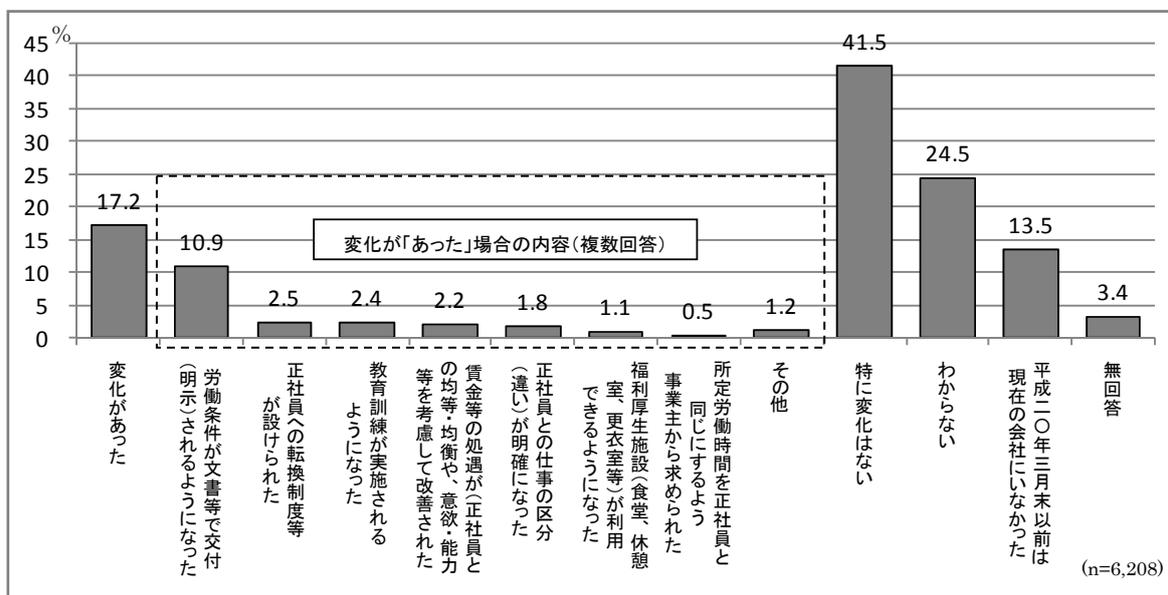
⁷ 「勤務地を限定した(転勤のない)正社員」と定義して調査した。

13. 改正パートタイム労働法の施行に伴う職場の変化

改正パートタイム労働法の施行に伴う職場の変化については、「変化があった」とする短時間労働者が17.2%で、「特に変化はない」が41.5%、「わからない」が24.5%、「平成20年3月末以前は現在の会社にいなかった」が13.5%——などとなった（第2-7-10図）。

変化の具体的内容（複数回答）としては、「労働条件が文書等で交付（明示）されるようになった」が10.9%で以下、「正社員への転換制度等が設けられた」が2.5%、「教育訓練が実施されるようになった」が2.4%、「賃金等の処遇が（正社員との均等・均衡や、意欲・能力等を考慮して改善された）」が2.2%——など、いずれの回答も1～3%の低い割合となっている。

第2-7-9図 改正パートタイム労働法の施行に伴う職場の変化



第3章 調査結果についての考察

第1節 改正パートタイム労働法の効果・課題をどうみるか

1. 前提

制定から14年余りを経過した時点で初めての抜本改正（第3-1-1図）が加えられた、改正パートタイム労働法の施行は短時間労働者に対して、第3-1-2図のような処遇改善効果をもたらすことが期待された。

そこで本章では、第1章（事業所調査）及び第2章（短時間労働者調査）の結果を基に、改正パートタイム労働法の作用とその課題について、過去の調査（厚生労働省「パートタイム労働者総合実態調査」等）と比較しながら、また、今回の調査のクロス・マッチング等集計も交えつつ考察してみたい。

第3-1-1図 パートタイム労働法を取り巻く動向

1984年	労働基準法研究会「パートタイム労働対策の方向について」(8月)、「パートタイム労働対策要綱」(12月)
1989年	大臣告示「パートタイム労働者の処遇及び労働条件等について考慮すべき事項に関する指針」①労働条件の明確化②賃金、賞与、退職金について労使で通常労働者との均衡等を考慮して定める努力義務③福利厚生施設について通常労働者と同様の取扱いをする努力義務等
1992年	パートタイム労働問題に関する研究会(7月)→報告書(12月)
1993年	「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」(平成5年法律第76号)制定(6月)、パートタイム労働指針(事業者が講ずべき短時間労働者の雇用管理改善等のための措置に関する指針)とともに施行(12月)： ①法律の目的(第1条)②対象となる短時間労働者(第2条)③事業主等の責務(第3条)(事業主は短時間労働者について、就業の実態、通常労働者との均衡等を考慮して、適切な労働条件の確保及び教育訓練の実施、福利厚生等の充実その他雇用管理の改善に必要な措置を講じ、短時間労働者が能力を有効に発揮できるよう努めなければならない)のほか、④労働条件の文書による明示(第6条)⑤就業規則の作成手続(第7条)⑥短時間雇用管理者(第9条)の選任一々の努力義務、⑦パートタイム労働指針の策定(第8条)⑧報告の徴収、助言・指導、勧告の実施(第10条)について規定
1998年	女性少年問題審議会建議「短時間労働対策の在り方について」(2月)：「どのように通常労働者との均衡を考えるかについての指標(モノサシ)が形成されておらず具体的な取り組みにつながりにくい」などとする指摘に基づき、「パートタイム労働に係る雇用管理研究会」設置(12月)→報告書「通常労働者との均衡を考慮したパートタイム労働者の雇用管理のための考え方の整理について」(2000年・4月)：①正社員と職務が同じ短時間労働者(Aタイプ)に対しては処遇や労働条件の決定方式(賃金の構成要素、支払形態等)を合わせる②決定方式を合わせられない場合でも、処遇や労働条件の水準(例えば時間当たり賃金)について、正社員とのバランスを図る③正社員と異なる職務を行うパートタイム労働者(Bタイプ)については職務やそのレベル、職務遂行能力に見合った処遇や労働条件を定める④働き方に係る納得性を高めるため、処遇・労働条件の違い等についての必要な情報の提供及び相談体制の整備、選択(乗換え)機会を付与する一方法などが考えられると提言
1999年	パートタイム労働指針の改正(2月)：①文書交付による労働条件の明示②通常労働者を募集する場合の短時間労働者に対する募集内容の周知、応募機会の優先的付与③短時間雇用管理者の選任
2001年	パートタイム労働研究会の設置(3月)→報告書「パートタイム労働の課題と対応の方向性」(2002年・7月)：モナシ研の提言を日本型均等・均衡処遇ルール「均等処遇原則タイプ」「均衡配慮義務タイプ」として展開するとともに、正社員も含めた雇用システムの多元化(「中間形態」の形成)、ライフステージに応じた多様な働き方を行き来できるような連続的な仕組みの構築等を含めて提言
2002年	労働政策審議会雇用均等分科会で審議開始(9月)→「今後のパートタイム労働対策の方向について」(報告)(2003年・3月)
2003年	パートタイム労働指針の改正(8月)：①均衡処遇の考え方②通常労働者への転換に係る条件整備③職務の内容、意欲、能力、成果等に応じた処遇に係る措置④労使の話し合い促進のための措置一等を追加
2006年	男女雇用機会均等法の改正に際した附帯決議で「パートタイム労働者が意欲を持ってその有する能力を十分発揮できるようにするため、正社員との均衡処遇に関する法制化を進める」(6月)、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(閣議決定)(7月)で「パート労働者への社会保険の適用拡大や均衡処遇の推進等の問題に対処するための法的整備等や均衡ある能力開発等の取組を進め、正規・非正規労働者間の均衡処遇を目指す」。労働政策審議会雇用均等分科会で法改正に向けた検討を開始(7月)→建議「今後のパートタイム労働対策について」(12月)。この間、第165回臨時国会の安倍総理(当時)答弁で「均衡処遇や能力開発等を進めるためのパート労働法の改正など、正規・非正規労働者間の均衡処遇の実現に向け、法的整備を含めた検討にしっかりと取り組む決意」(10月)、経済財政諮問会議における厚生労働大臣に対する総理指示「パートタイム労働法など再チャレンジ支援を具体化するための法的整備について、来年の通常国会に法案を提出できるよう尽力いただきたい」(11月)等
2007年	改正パートタイム労働法案「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部改正案」の上程(2月)、可決・成立(5月)、公布(6月)、一部施行(7月)：短時間労働援助センター関係、改正施行規則公布及び改正パートタイム労働指針告示(10月)
2008年	改正パートタイム労働法(平成19年法律第72号)の全面施行(4月) (なお、労働契約法の施行(3月)も、第3条に「労働契約は、労働者及び使用者が、就業の実態に応じて、均衡を考慮しつつ締結し、または変更すべきものとする」含む)
2010年	子ども・子育てビジョン(1月・閣議決定)の中で「非正規雇用対策(正規雇用への転換促進、非正規雇用の待遇格差の是正等)や若者の就労支援の実施(キャリア教育・職業教育、ジョブカフェ等によるフリーター等の就労支援)を推進する」「男女が職場で十分に能力を発揮しつつ、子どもを生み育てながら安心して働き続けられる職場環境となるよう、男女雇用機会均等の確保を図るとともに、同一価値労働同一賃金に向けた均等・均衡待遇を推進する」等、第3次男女共同参画基本計画(12月・閣議決定)の中で「非正規雇用における雇用環境の整備」として「同一価値労働同一賃金に向けた均等・均衡待遇の推進の取組として、パートタイム労働者と正社員との均等・均衡待遇の推進など、多様な働き方の雇用の質を向上させるための施策を推進する」、具体的には「人事労務管理の専門家による相談・援助やパートタイム労働者の正社員との均衡待遇の確保、正社員転換等を行う事業主に対する助成措置等を実施する」「同一価値労働同一賃金に向けた均等・均衡待遇を推進するため、法的整備も含めて具体的な取組方法を検討する」等
2011年	「今後のパートタイム労働対策に関する研究会」設置(2月)→①通常労働者との間の待遇の異同(職務の価値含む)②待遇に関する納得性の向上(労使の意見)③教育訓練(通常労働者への転換の推進)④パートタイム労働法の実効性の確保⑤その他(パートタイム労働を多様な働き方の一類型として活用する方策、税制・社会保険制度等関連制度、フルタイム無期契約労働者の取扱い)等を論点に夏頃を目途に報告書とりまとめ予定

第3-1-2図 改正パートタイム労働法¹に期待された効果



まず、今回の調査でそれを読み込むに当たり、留意すべきポイントに触れておく。

<留意点1>

多様な政策が同時併行的に実施されているため、そもそも同法の効果のみを抽出することは難しい。

今回の調査において、労働分野の他法令の改正等に限ってみても、労働契約法の施行(2008年3月)、「有期労働契約の締結及び更新・雇止めに関する基準」の一部改正²(2008年1月)、最低賃金の大幅な引上げ改定³、初職振り分けの適正化⁴等の

¹ 詳細は <http://www.mhlw.go.jp/topics/2007/06/tp0605-1.html> を参照。

² 雇止め予告の対象範囲として、現行の「1年以上継続した」場合のほか、「一定回数(3回)以上更新した」場合が追加されるなどした。

³ 政府の「成長力底上げ戦略推進円卓会議(樋口美雄慶應義塾大学教授・議長)で、「賃金の底上げを図る

影響が窺える。

また、調査時点では施行前だが、育児・介護休業法の改正⁵（2010年6月より施行）や、雇用保険の適用範囲の拡大⁶（2010年4月より改定）等、近接する法令改正等（に対応するため）の影響を受けている可能性も考えられる。

<留意点2>

改正パートタイム労働法の施行後、2年を経過した時点での調査だったが、この間、リーマンショックという経済危機（非正規労働者の雇止めの大量発生⁷等）を経験（2008年9月）した。そのため、短時間労働者を雇用している事業所割合は58.0%と、厚生労働省「パートタイム労働者総合実態調査」（2006年）（以下、2006年調査と称す）の61.0%と比較しても低い。また、雇用者総数に占める短時間労働者比率も平均で18.2%と、2006年調査の25.6%を大きく下回っている。

<留意点3>

団塊世代の退職⁸後の再雇用者が、短時間労働者という雇用区分に流入してきている影響が見て取れる。例えば、短時間労働者の雇用理由として「定年社員の再雇用のため」とする割合が、過去調査と比較して急速に上昇する一方、「仕事量が減ったときに雇用調整が容易なため」が半減し、「人件費が割安なため（労務コストの効率化）」も大きく低下している（第3-1-3図）。

そのため、留意点2との兼ね合いから、景気の悪化に際しても雇用調整しにくい（法

趣旨から、社会経済情勢を考慮しつつ、生活保護基準との整合性、小規模事業所の高卒初任給のもっとも低位の水準との均衡を勘案し、これを当面5年間程度で引き上げることを目指し、政労使が一体となって取り組む」という、「中小企業の生産性向上と最低賃金の中長期的な引き上げの基本方針」合意が取り交わされた（2008年）。これを受け、最低賃金は全国加重平均で、2007年度14円、2008年度16円、2009年度10円、2010年度15円、2011年度で6円と従来に比べれば大幅に引き上げられてきている。

⁴ 若年層に対しては、青少年雇用機会確保指針の改正（学校等を卒業後少なくとも3年間は新卒として応募可能化の要請、2010年11月）等を通じ、政策として初職振り分けの適正化が進められている。

⁵ 3歳までの子を養育する労働者に対する短時間勤務制度（1日6時間）の設置が義務化されるなどした。

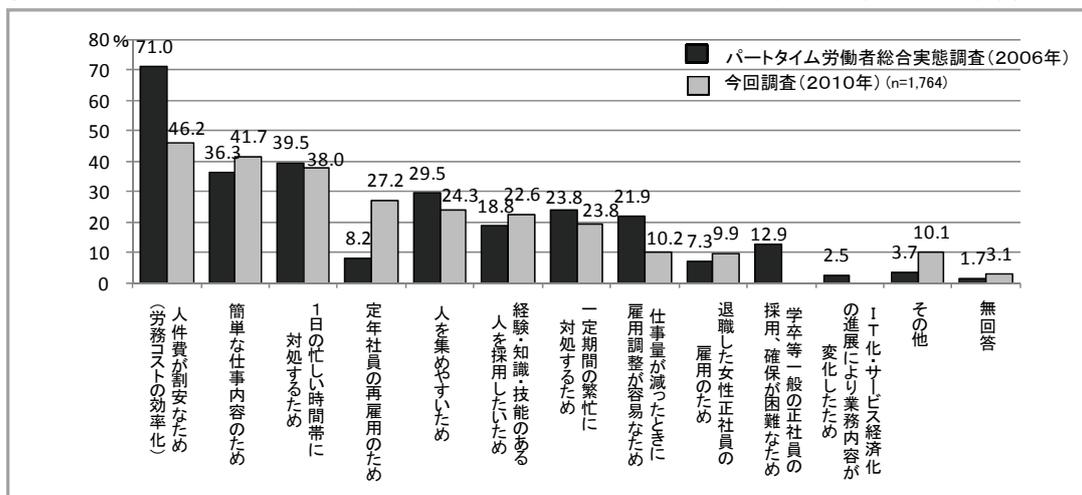
⁶ 旧「6ヶ月以上雇用見込み」（及び「1週間当たりの所定労働20時間以上」）から、「31日以上雇用見込み」（及び「1週間当たりの所定労働20時間以上」）へ改定された。

⁷ 厚生労働省「非正規労働者の雇止め等の状況について」（2010年12月末）によると、派遣契約、請負契約及び有期契約労働者の期間満了、解雇による雇用調整は、2008年10月から2010年12月までに実施済み・実施予定として把握できた限りで、全国で6,475事業所・30万7377人にのぼる。

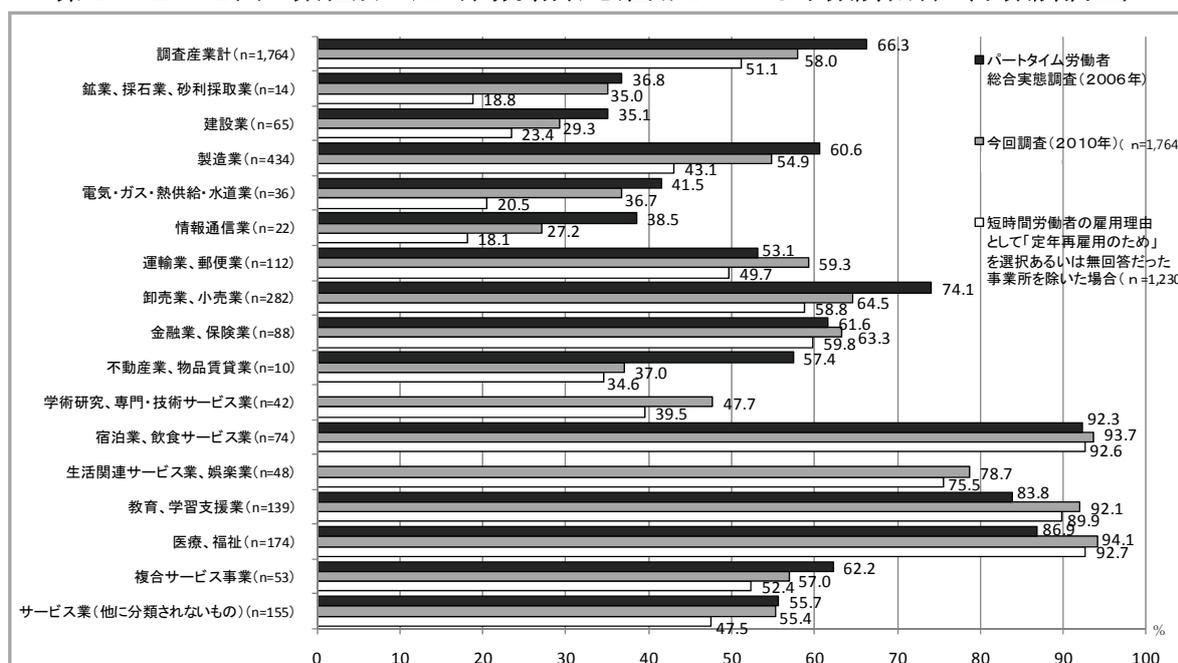
⁸ 1947～49年生まれの団塊世代（約664万人）が、2007～09年にかけて一斉に定年退職を迎えることで労働力不足や技能継承等が懸念されたため、改正高齢者雇用安定法が施行され、事業主に①定年の引上げ②継続雇用制度の導入③定年の定め廃止——のいずれかの措置を講じる（06年4月から）ことなどが求められた。厚生労働省「高齢者雇用状況報告」（10年6月）によれば83.3%の企業が継続雇用制度を導入するなどし、結果として2004年に470万人だった60～64歳の労働者は、2009年には560万人（パート・アルバイト比率26.5%）まで増加。また、65歳以上労働者も同490万人から、579万人（同41.1%）に増えている（総務省統計局「労働力調査」）。

的に雇用を維持しなければならない) 定年再雇用が、短時間労働者の中でより存在感を増した形での調査結果になっている可能性がある。その影響だけを取り除くことはできないが、参考として短時間労働者の雇用理由(複数回答)で、「定年社員の再雇用のため」を選択しておらず、無回答でもない事業所のみを集計すると、短時間労働者を雇用している割合は51.1%まで低下する。その低下幅は、電気・ガス等、鉱業等、不動産業等、情報通信業、製造業でより大きく、こうした業種ではとくに短時間労働者の中で定年再雇用への置換が進んでいると考えられる(第3-1-4図)。

第3-1-3図 短時間労働者を雇用する理由についての経年比較(事業所調査)



第3-1-4図 業種別・短時間労働者を雇用している事業所割合(事業所調査)



一方、こうした動向を反映して、短時間労働者の調査結果でも、男性・回答者（19.6%）の年齢は「60歳以上」が約7割を占めている（なお、男性「60～64歳」（46.5%）のうち直前の雇用形態が「正社員」は57.1%、同じく「65歳以上」（21.8%）では61.9%となっている）。

調査票の配布は、短時間労働者の属性の分布に応じて男女・年齢等に偏りが出ないよう依頼したが、事業所における典型的な短時間労働者が、いわゆる再雇用者や高齢者だったケースも多かったものとみられる。そのため、短時間労働者の調査結果を読み解くに当たっては、過去調査と近似した年齢分布傾向が得られている、女性・短時間労働者の回答で確認する必要がある。

<留意点4>

各種調査結果との比較に当たっては、調査方法や回収サンプル等に違いがあり、とくに2006年調査は産業・事業所規模での復元を行っている点で、今回の調査と単純に比較し得るものではないこと（第3-1-5表）に注意が必要である。

第3-1-5表 調査間のプロフィール比較

	パートタイム労働者総合実態調査	短時間労働者実態調査																																																																																																												
調査時点	2006年10月1日	2010年4月1日																																																																																																												
調査対象	全国における14大産業に属する常用労働者5人以上の民営事業所9,133社と、同事業所で就業しているパート等労働者24,469人	全国における16産業分類に属する常用労働者5人以上の民営事業所10,000社と、同事業所で就業しているパート等労働者(最大58,583人)																																																																																																												
抽出・調査方法	【事業所】 産業・事業所規模別に層化無作為抽出、郵送発送・調査員が留置回収 【個人】 調査員が当該事業所で労働者数を算出し、一定の方法で抽出して配布を依頼・郵送回収	【事業所】 産業・事業所規模別に層化無作為抽出郵送配布・郵送回収方式 【個人】 当該事業所に対して5～29人規模で3枚、30～299人で5枚、300～999人で9枚、1000人以上で14枚の配布を依頼・郵送回収																																																																																																												
有効回答数	事業所調査 6,653(72.8%) 個人調査 13,426(54.9%)	事業所調査 3,040 短時間労働者を雇用している事業所 1,764 個人調査 6,208																																																																																																												
事業所の産業構成	製造業14.0% サービス業(注)38.5% 卸売・小売業29.2% 建設業10.7% 運輸業4.5%	製造業24.6% サービス業(注)21.1% 卸売・小売業16.0% 建設業3.7% 運輸業・郵便業6.3%																																																																																																												
事業所の規模	1,000人以上0.1% 300～999人0.5% 100～299人2.3% 30～99人12.0% 5～29人85.1%	1,000人以上10.7% 300～999人21.6% 100～299人24.4% 30～99人28.8% 5～29人14.4% 4人以下0.1%																																																																																																												
短時間労働者を雇用している事業所割合	61.0%	58.0%																																																																																																												
雇用者総数に占める短時間労働者比率	25.6% (パート等30.7%)	18.2% (パート等28.1%)																																																																																																												
個人調査による短時間労働者の属性	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>計</th> <th>男性</th> <th>女性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計</td> <td>100.0</td> <td>25.6</td> <td>77.4</td> </tr> <tr> <td>15～19歳</td> <td>4.2</td> <td>11.9</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>20～24歳</td> <td>8.7</td> <td>20.6</td> <td>4.6</td> </tr> <tr> <td>25～29歳</td> <td>7.1</td> <td>7.8</td> <td>6.9</td> </tr> <tr> <td>30～34歳</td> <td>8.8</td> <td>5.4</td> <td>9.9</td> </tr> <tr> <td>35～39歳</td> <td>9.0</td> <td>3.4</td> <td>11.0</td> </tr> <tr> <td>40～44歳</td> <td>11.2</td> <td>3.5</td> <td>13.8</td> </tr> <tr> <td>45～49歳</td> <td>10.8</td> <td>4.8</td> <td>12.9</td> </tr> <tr> <td>50～54歳</td> <td>11.9</td> <td>5.7</td> <td>14.0</td> </tr> <tr> <td>55～59歳</td> <td>13.1</td> <td>4.4</td> <td>16.1</td> </tr> <tr> <td>60～64歳</td> <td>9.5</td> <td>18.5</td> <td>6.4</td> </tr> <tr> <td>65歳以上</td> <td>5.8</td> <td>14.0</td> <td>3.0</td> </tr> </tbody> </table>		計	男性	女性	計	100.0	25.6	77.4	15～19歳	4.2	11.9	1.5	20～24歳	8.7	20.6	4.6	25～29歳	7.1	7.8	6.9	30～34歳	8.8	5.4	9.9	35～39歳	9.0	3.4	11.0	40～44歳	11.2	3.5	13.8	45～49歳	10.8	4.8	12.9	50～54歳	11.9	5.7	14.0	55～59歳	13.1	4.4	16.1	60～64歳	9.5	18.5	6.4	65歳以上	5.8	14.0	3.0	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>計</th> <th>男性</th> <th>女性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計</td> <td>100.0</td> <td>19.6</td> <td>79.8</td> </tr> <tr> <td>15～19歳</td> <td>0.4</td> <td>1.0</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>20～24歳</td> <td>2.9</td> <td>5.2</td> <td>2.3</td> </tr> <tr> <td>25～29歳</td> <td>5.2</td> <td>4.4</td> <td>5.4</td> </tr> <tr> <td>30～34歳</td> <td>8.5</td> <td>3.3</td> <td>9.8</td> </tr> <tr> <td>35～39歳</td> <td>12.7</td> <td>3.3</td> <td>15.0</td> </tr> <tr> <td>40～44歳</td> <td>12.6</td> <td>2.8</td> <td>15.1</td> </tr> <tr> <td>45～49歳</td> <td>13.7</td> <td>2.7</td> <td>16.3</td> </tr> <tr> <td>50～54歳</td> <td>11.1</td> <td>3.2</td> <td>13.0</td> </tr> <tr> <td>55～59歳</td> <td>11.5</td> <td>5.6</td> <td>13.0</td> </tr> <tr> <td>60～64歳</td> <td>15.0</td> <td>46.5</td> <td>7.3</td> </tr> <tr> <td>65歳以上</td> <td>6.1</td> <td>21.8</td> <td>2.2</td> </tr> <tr> <td>無回答</td> <td>0.4</td> <td>0.3</td> <td>0.3</td> </tr> </tbody> </table>		計	男性	女性	計	100.0	19.6	79.8	15～19歳	0.4	1.0	0.3	20～24歳	2.9	5.2	2.3	25～29歳	5.2	4.4	5.4	30～34歳	8.5	3.3	9.8	35～39歳	12.7	3.3	15.0	40～44歳	12.6	2.8	15.1	45～49歳	13.7	2.7	16.3	50～54歳	11.1	3.2	13.0	55～59歳	11.5	5.6	13.0	60～64歳	15.0	46.5	7.3	65歳以上	6.1	21.8	2.2	無回答	0.4	0.3	0.3
	計	男性	女性																																																																																																											
計	100.0	25.6	77.4																																																																																																											
15～19歳	4.2	11.9	1.5																																																																																																											
20～24歳	8.7	20.6	4.6																																																																																																											
25～29歳	7.1	7.8	6.9																																																																																																											
30～34歳	8.8	5.4	9.9																																																																																																											
35～39歳	9.0	3.4	11.0																																																																																																											
40～44歳	11.2	3.5	13.8																																																																																																											
45～49歳	10.8	4.8	12.9																																																																																																											
50～54歳	11.9	5.7	14.0																																																																																																											
55～59歳	13.1	4.4	16.1																																																																																																											
60～64歳	9.5	18.5	6.4																																																																																																											
65歳以上	5.8	14.0	3.0																																																																																																											
	計	男性	女性																																																																																																											
計	100.0	19.6	79.8																																																																																																											
15～19歳	0.4	1.0	0.3																																																																																																											
20～24歳	2.9	5.2	2.3																																																																																																											
25～29歳	5.2	4.4	5.4																																																																																																											
30～34歳	8.5	3.3	9.8																																																																																																											
35～39歳	12.7	3.3	15.0																																																																																																											
40～44歳	12.6	2.8	15.1																																																																																																											
45～49歳	13.7	2.7	16.3																																																																																																											
50～54歳	11.1	3.2	13.0																																																																																																											
55～59歳	11.5	5.6	13.0																																																																																																											
60～64歳	15.0	46.5	7.3																																																																																																											
65歳以上	6.1	21.8	2.2																																																																																																											
無回答	0.4	0.3	0.3																																																																																																											

注)パートタイム労働者総合実態調査のサービス業は、飲食・宿泊業、複合サービス事業、サービス業(他に分類されないもの)、生活関連サービス業、事業関連等サービス業の合計。短時間労働者実態調査のサービス業は、学術研究・専門・技術サービス業、宿泊業・飲食サービス業、生活関連サービス業・娯楽業、複合サービス事業、サービス業(他に分類されないもの)の合計

2. 短時間労働者の雇用管理のあり方全般の見直しについて

こうした留意点を踏まえつつ、改正パートタイム労働法が実際にどのような効果をもたらしているか、また、それらが及んでいない部分で、どういった課題を抱えているかについて概観する。

今回の調査単独で、明らかに改正パートタイム労働法の効果が判断できるのは、事業所調査における「改正パートタイム労働法の施行を機に、実施した雇用管理の改善等見直し事項はあるか」という設問（V－（1））と、短時間労働者調査における「改正パートタイム労働法施行を機に、職場で変化はあったか」という設問（IV－（1））である（第3－1－6図）。

これらを見ると、改正パートタイム労働法の施行を機に実施した、雇用管理の改善等見直し事項が「あった」とする事業所は62.6%にのぼり、改正パートタイム労働法への対応に向けた取り組みが、施行後2年を経過して徐々に進みつつあるようすが見て取れる⁹。

取り組み内容（複数回答）は、「労働条件通知書等で、特定事項を明示するようにした」（第6条関係、義務事項・過料あり）が45.6%でもっとも多い。以下、「正社員と短時間労働者の職務内容の区分（違い）を明確にした」（第8・9条関係、義務・努力義務事項）が14.1%、「短時間労働者も福利厚生施設を利用できるようにした」（第11条関係、配慮義務事項）が11.7%、「短時間労働者から正社員への転換推進措置を設けた」（第12条関係、義務事項）が11.4%、「短時間労働者の賃金等処遇を（正社員との均等・均衡や、意欲・能力等を考慮し）改善した」（第8・9条関係、義務・努力義務事項）が10.9%、「短時間労働者にも教育訓練を実施するようにした」（第10条関係、義務・努力義務事項）が10.7%——と続く¹⁰。

このうち、「正社員と短時間労働者の職務内容の区分（違い）を明確にした」と「短時間労働者の賃金等処遇を（正社員との均等・均衡や、意欲・能力等を考慮し）改善した」は、改正パートタイム労働法第8・9条規定等への対応のあり方として、表裏一体もしくは密接に相関するものとして捉えられるが、詳細は後述する（第3章第2節—論点③）。

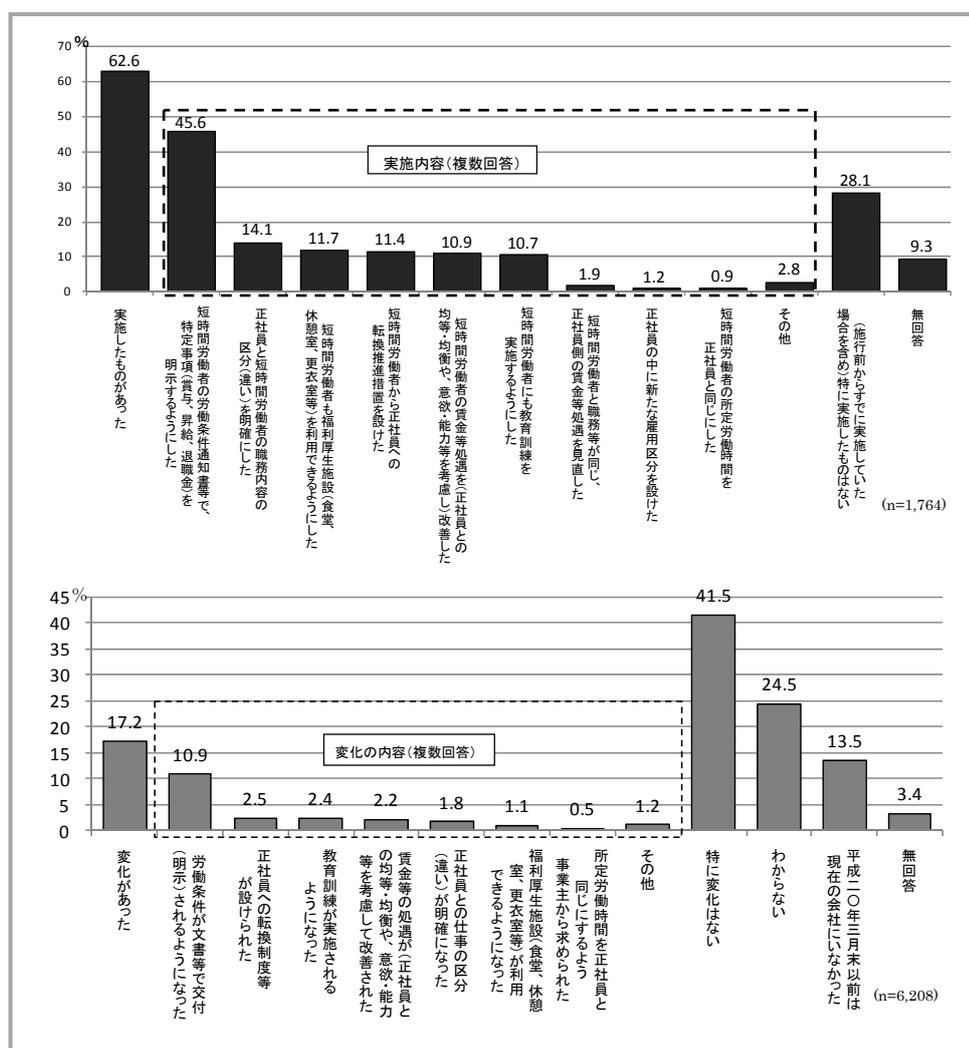
なお、「短時間労働者と職務等が同じ正社員側の賃金等処遇を見直した」（1.9%）

⁹ なお、法令遵守姿勢の指標として、「短時間雇用管理者を選任している」事業所のみでみると、改正パートタイム労働法の施行を機に実施したものが「あった」事業所割合は74.4%まで上昇する。

¹⁰ 厚生労働省のまとめによると、平成20・21年度に労働局へ寄せられた、パートタイム労働法関連の相談件数はそれぞれ、事業主から8,435件・2,978件、労働者から2,811件・1,270件、その他2,401件・974件の計1万3,647件・5,222件。このうち、事業主の相談内容をみると、「その他（年休、解雇、社会保険等）」（22.9%・30.1%）、「第6条関係・労働条件の文書交付等」（18.5%・14.8%）、「第12条関係（通常労働者への転換）」（12.7%・18.1%）、「第8条関係（差別的取扱いの禁止）」（10.8%・6.6%）、「第9条関係（賃金の均衡待遇）」（9.2%・5.9%）、「第14条（指針）関係」（8.6%・6.9%）、「第13条関係（待遇に関する説明義務）」（4.7%・2.8%）、「第11条関係（福利厚生施設）」（3.5%・2.3%）、「第7条関係（就業規則の作成手続）」（3.1%・4.2%）、「第10条関係（教育訓練）」（3.1%・1.9%）、「第15条関係（短時間雇用管理者）」（2.8%・6.4%）——となっており、今回の調査結果の傾向とおおむね一致している。

や、「短時間労働者の所定労働時間を正社員と同じにした」（フルタイム契約社員への移行による改正パートタイム労働法の適用回避）（0.9%）など、改正パートタイム労働法の国会審議・成立の際の附帯決議¹¹等で危惧された反作用は、全体では多くないことも分かる¹²。

第3-1-6図 事業所が実施した改正パートタイム労働法の施行に伴う雇用管理の改善等見直し状況（事業所調査）と短時間労働者の受け止め方（短時間労働者調査）



¹¹ 参議院厚生労働委員会・附帯決議（2007年5月）の中で、「いわゆるフルタイムパート（所定労働時間が通常労働者と同じ有期契約労働者）についても法の趣旨が考慮されるべきことを広く周知し、都道府県労働局で相談に適切に対応すること」や、「正社員の労働条件について、法を契機に合理的理由のない一方的な不利益変更を行うことは許されないことを周知するとともに、事業主に対し適切な指導を行うこと」等が懸念されている。

¹² このほか「その他」として自由記述された内容には、「慶弔時の取り扱いを同様にした」「裁判員休暇制度を新設した」「有給休暇取得について正社員との整合を図った」等があつた。

その上でこれらの設問に関しては、①正社員と比較して職務（B）かつ人材活用の仕組み等（C）が同じ、さらには（実質）無期契約（D）の各短時間労働者がいる事業所で、とくにどのような雇用管理の改善等見直しが行われたか②労働組合は同法を処遇改善ツールとして活用できているか③改正パートタイム労働法に基づく雇用管理の改善等見直しは、短時間労働者の処遇に対する納得性の向上に寄与しているか——といった主要な論点についても確認しておく。

論点①正社員と比較して職務（B）や人材活用の仕組み等（C）が同じ、さらには（実質）無期契約（D）の各短時間労働者がいる事業所で、とくにどのような雇用管理の改善等見直しが行われたか

改正パートタイム労働法は、パート全般（A）に対する雇用管理の改善等方策を示すとともに、同職務パート（B）や同職務キャリアパート（C）、さらには同視相当パート（D）のそれぞれに対して、事業所が採るべき措置を定めている点が特徴である。

そこで、こうした短時間労働者がいる事業所で、とくにどのような雇用管理の改善等が行われたかを調べてみると、まず、改正パートタイム労働法の施行に伴う見直しの実施は、同視相当パート（D）が「いる」事業所で、「いない」事業所より多く行われており、一方、同職務パート（B）や同職務キャリアパート（C）については、「いる」事業所よりむしろ「いない」事業所で、相対的にやや多く行われていることが分かる¹³（第3-1-7図）。

その上で、具体的な取り組み内容をみると、同視相当パート（D）が「いる」事業所で実施された割合が高いのは、「短時間労働者にも福利厚生施設（食堂、休憩室、更衣室等）を利用できるようにした」「短時間労働者にも教育訓練を実施するようにした」「短時間労働者の賃金等処遇を（正社員との均等・均衡や、意欲・能力等を考慮し）改善した」などとなっている。

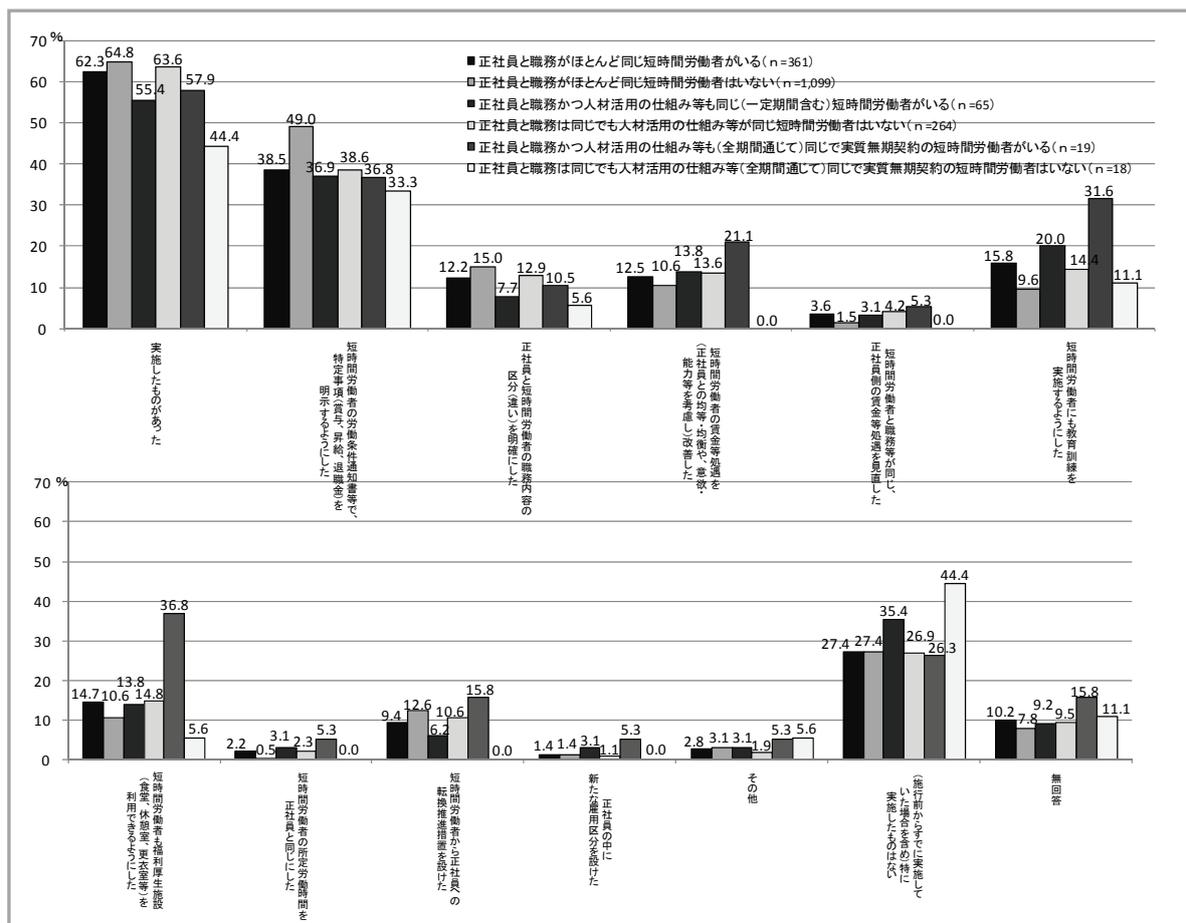
また、同職務パート（B）や同職務キャリアパート（C）が「いる」事業所と「いない」事業所で比較すると、前者で実施された割合が相対的に高いのは、「短時間労働者にも教育訓練を実施するようにした」等であり、後者で実施された割合が相対的に高いのは、「短時間労働者の労働条件通知書等で特定事項（賞与、昇給、退職金）を明示するようにした」ほか、「正社員と短時間労働者の職務内容の区分（違い）を明確にした」や「短時間労働者から正社員への転換推進措置を設けた」などとなっている。

総じて、改正パートタイム労働法の施行に伴う雇用管理の改善等見直しは、

¹³ この点、当該・短時間労働者が「いる」事業所は既に対応していたケースも多いのではないかと推測されるが、今回の調査の設問設計では、法令を遵守する姿勢が欠けているケースとの区別がつけられない。

職務や人材活用の仕組み等、さらには（実質）無期契約の異同による、当該・短時間労働者の有無に係わらず広く行われているものの、その内容構成には差異がみられる。

第3-1-7図 第8・9条規定の適用者の有無別・改正パートタイム労働法の施行を機に実施した雇用管理の改善等事項（事業所調査）

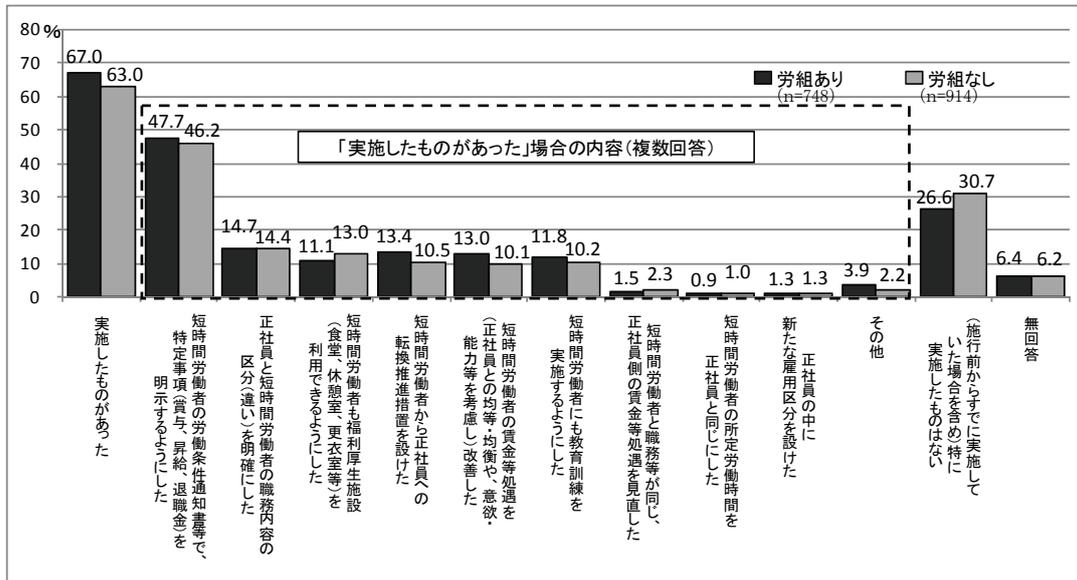


論点②労働組合は同法を処遇改善ツールとして充分、活用できているか

改正パートタイム労働法は、各事業所の正社員・短時間労働者の実態を踏まえ、同法が求める措置を具体的にどう適用し、どのような雇用管理の改善等を図るかについては、労使の自主的な検討に委ねている点が特徴である。

そこで労働組合が現状、果たして同法を有効なツールとして活かし切れているかについて調べてみると、改正パートタイム労働法の施行に伴い、雇用管理の改善等見直しで「実施したものがあつた」割合は、労組ありで67.0%に対し、労組なしでも63.0%と近接している。その取り組み内容は、総じて労組ありが労組なしを上回っているものの、いずれも大きな差異ではないことが分かる（第3-1-8図）。

第3-1-8図 労働組合の有無別・改正パートタイム労働法の施行を機に実施した雇用管理の改善等事項（事業所調査）



このとき、労組が「ある」場合はすでに、短時間労働者の処遇改善が進んでいる可能性も考えられるが、今回の調査結果でみる限りは第3-1-9図の通り、賞与や退職金の実施割合では労組ありの方が明らかに上回っているものの、職務や人材活用の仕組み等が同じ短時間労働者であっても、1時間当たり賃金の割合が「正社員より高いか同じ（差はない）」割合では労組なしを下回るなど、いずれの処遇でも労組が「ない」場合より、優位にあるというわけではない。

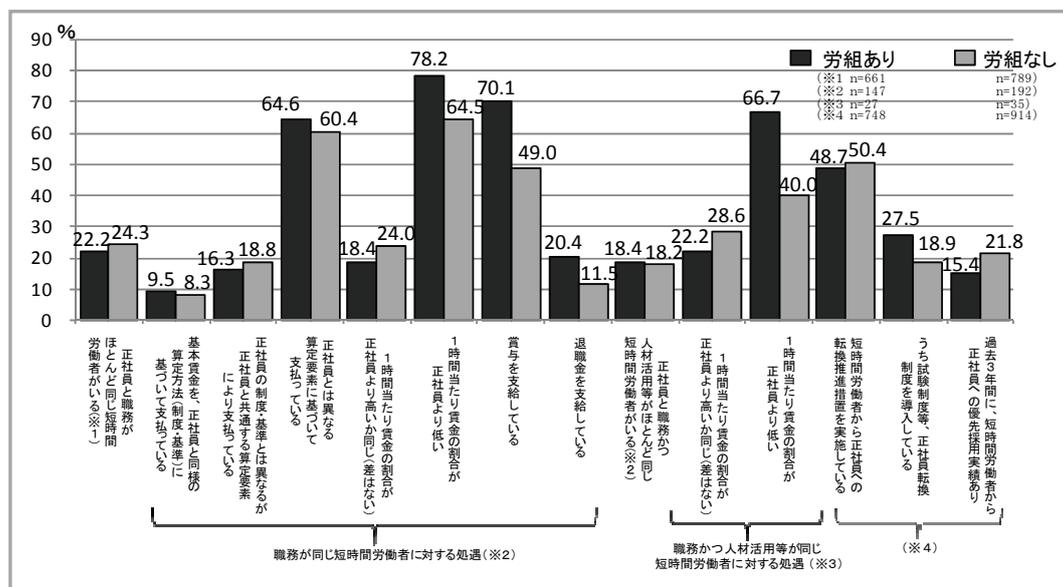
また、労組（「ある」事業所42.4%）による短時間労働者の組織化も行われているが、組合員資格のある短時間労働者の処遇について労使で協議することは多くても、組合員資格がない短時間労働者の処遇をめぐることは、40.9%が「話し合うことはない」としている（第2章第5節-11）。

一方、過去2年間に短時間労働者から、本人の処遇に係る説明を求められた経験が「ある」事業所で、改正パートタイム労働法の施行を機に雇用管理の改善等見直しを「実施した」割合は70.6%、「特に実施したものはない」割合は22.6%。これに対し、短時間労働者から、本人の処遇に係る説明を求められた経験が「ない」事業所で、改正パートタイム労働法の施行を機に雇用管理の改善等見直しを「実施した」割合は61.9%、「特に実施したものはない」割合は30.4%などとなっており、労働者側からの働きかけが事業所の取り組みにも作用していることが分かる。

すなわち、短時間労働者の交渉力の弱さを補完する意味でも、各事業所の実態に照らし、改正パートタイム労働法をいかに処遇改善のツールにしていくか

について、労組の取り組みの拡大が求められている¹⁴¹⁵と言える。また、そもそも短時間労働者の組織率が伸び悩む中にある場合は、当事者の声をより吸い上げやすくする仕組みも考えられて良いだろう。

第3-1-9図 労組の有無別・短時間労働者の処遇改善状況（事業所調査）



論点③改正パートタイム労働法に基づく雇用管理の改善等見直しは、
短時間労働者の処遇に対する納得性向上に寄与しているか

改正パートタイム労働法の雇用管理の改善等の見直しを、短時間労働者がどう受け止めたかについてみると、同法施行に伴い職場に何らかの変化が「あった」とする割合は17.2%にとどまった。もっとも多いのは「特に変化はない」の41.5%で、「分からない」が24.5%などとなっている（第3-1-6図）。

変化が「あった」場合の具体的内容（複数回答）としては、「労働条件が文書等で交付（明示）されるようになった」（第6条関係、義務事項・過料あり）が10.9%のほか、「正社員への転換制度等が設けられた」が2.5%、「教育訓練が実施されるようになった」が2.4%、「賃金等の処遇が（正社員との均等・

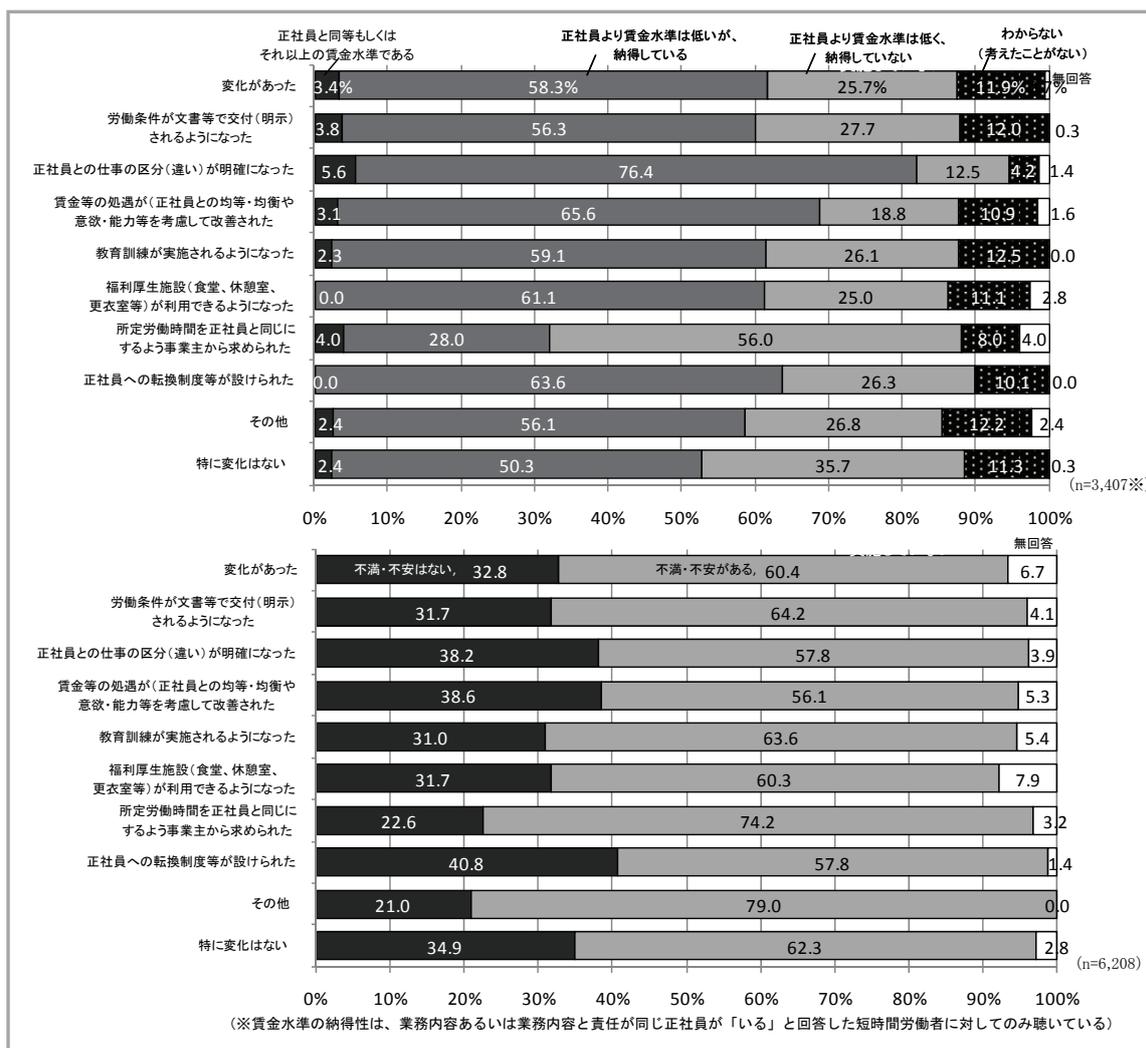
14 連合「改正パートタイム労働法施行後の職場実態に関する調査」（2010年6月実施）報告書によると、改正パートタイム労働法の成立（2007年5月）以降、労働組合が行ってきた直雇用非正規社員に対する取り組みは、「実態把握」（短時間パートのいる企業で42.6%）がもっとも多く、以下、「労働条件の改善」（31.1%）、「相談受付」（26.7%）、「会社にパート法を守らせる取り組み」（25.1%）、「ニーズ把握」（21.1%）——などとなっており、「いずれも取り組んでいない」も27.3%ある。

15 なお、厚生労働省「2010年労働組合活動実態調査」によると、パート労働者に対する取り組みが「ある」労働組合の割合は、前回（2005年）より大幅（21.6%）増加の47.1%で、その内容（複数回答）は、多い順に「労働条件、処遇の改善要求」（84.8%）、「相談窓口の設置、アンケート等での実態把握」（59.5%）、「組合加入の勧誘活動」（52.0%）、「パート労働者の雇用についての労使協議」（45.7%）、「パート労働者に関する集会、勉強会等の開催」（41.2%）、「離職後の再就職支援（企業内の正社員化も含む）」（11.8%）——など。その成果は今後、現れてくることが期待される。

均衡や、意欲・能力等を考慮して改善された」が2.2%——などとなっており、事業主の取り組み傾向とおおむね合致しているものの、回答は総じて2～3%程度と僅少である。改正パートタイム労働法の規定には、当該短時間労働者でなければ、なかなか変化が分かりにくいものもあるためではないかと推測される。

その上で、短時間労働者が感じている変化の有無と内容別に、職務が同じ正社員と比較した賃金水準に対する納得性や、仕事に対する不満・不安との関係を見てみると、改正パートタイム労働法に基づく雇用管理の改善等見直しが行われたと感じている短時間労働者は賃金に対する納得性が高く、また、「正社員との仕事の区分（違い）が明確になった」「賃金等の処遇が（正社員との均等・均衡等を考慮し）改善された」「正社員への転換制度等が設けられた」場合は、仕事の不満・不安もやや低減されることが分かる（第3-1-10図）。

第3-1-10図 改正パートタイム労働法の施行に伴う職場の変化と賃金水準の納得性や仕事に対する不満・不安(短時間労働者調査)



一方、変化が感じられない場合は、短時間労働者の賃金に対する納得性をむしろ低下させ、また、「短時間労働者の所定労働時間を正社員と同じにした」等の場合は、仕事の不満・不安も増大させることが分かる。

なお、事業所が「実施した」と回答している雇用管理の改善等見直し（申告ベース）との相関もみたが、傾向的な差異が読み取れなかった。改正パートタイム労働法に則した雇用管理の改善等見直しを行う際には、事業所の努力が短時間労働者からはそもそも見えにくいことを前提にして、いかに明確に周知し処遇の納得性向上までつなげるかの工夫・配慮が求められると言えるだろう。

3. 労働条件の明示について

以下では、改正パートタイム労働法の効果と課題を掘り下げるため、各雇用管理事項の実施状況について、2006年調査との経年変化で調べてみる。

まず、短時間労働者の雇入れ時の労働条件の明示状況については、事業所調査では「明示している」割合が、2006年の94.9%から、2010年には97.3%へ上昇した（第3-1-11図）。短時間労働者調査でも、労働条件を「明示された」割合が、2006年の90.7%から、2010年は95.7%へ上昇しており、その方法は「書面は渡されず口頭での説明を受けた」が33.2%から9.0%へ減少。一方で、「書面により明示されかつ口頭での説明を受けた」が60.7%から78.2%へ増加している。総じて、短時間労働者に対し、より客観的な方法での労働条件明示が浸透してきた¹⁶ようすが見て取れる。

その上で、労働条件の明示の有無がどのような効果をもたらすかを調べると、少なくとも雇入れ時に、労働条件を明示されていない短時間労働者は、職務が同じ正社員と比較した賃金水準の納得性が低く、また仕事や職場に対して不満・不安を持つ割合も高くなることが分かる¹⁷（第3-1-12図）。

これは、もともとそういった内容で納得して¹⁸働いていると思わせる効果を持つのか、

¹⁶ 採用時の労働条件の明示自体は、パートタイム労働法の施行前からほとんどの事業所が行っていた（厚生労働省「パートタイム労働者総合実態調査」（1990年）で98.1%）が、その内容は「口頭で説明」（66.5%）がもっとも多く、「雇入れ通知書等書面を交付」は15.8%、「就業規則を交付し労働契約書を締結」は13.9%に過ぎなかった。しかしその後、明示の方法については大きく改善がみられ、1995年調査で、明示している事業所（98.2%）のうち「口頭」は59.6%、「書面」は24.6%、「就業規則」は14.4%、2001年調査では、明示している事業所（98.4%）で同順に45.9%、40.2%、12.7%——などと推移してきている。

¹⁷ 篠崎武久・石原真三子・塩田崇年・玄田有史「パートが正社員との賃金格差に納得しない理由は何か」（日本労働研究雑誌No.512,2003年, pp58-73）では、就職段階で自発的にパートを選んだ人は非自発的パートと比べ、就業後も正社員との賃金格差に納得している場合が多い（ただし、自発パートでも就職後に仕事条件が正社員と差別化されないとき、あるいは賃金と労働の拘束度の組み合わせに関する情報を入職前に完全に知り得なかったときには、格差に納得できない可能性が高まる）ことを示している。

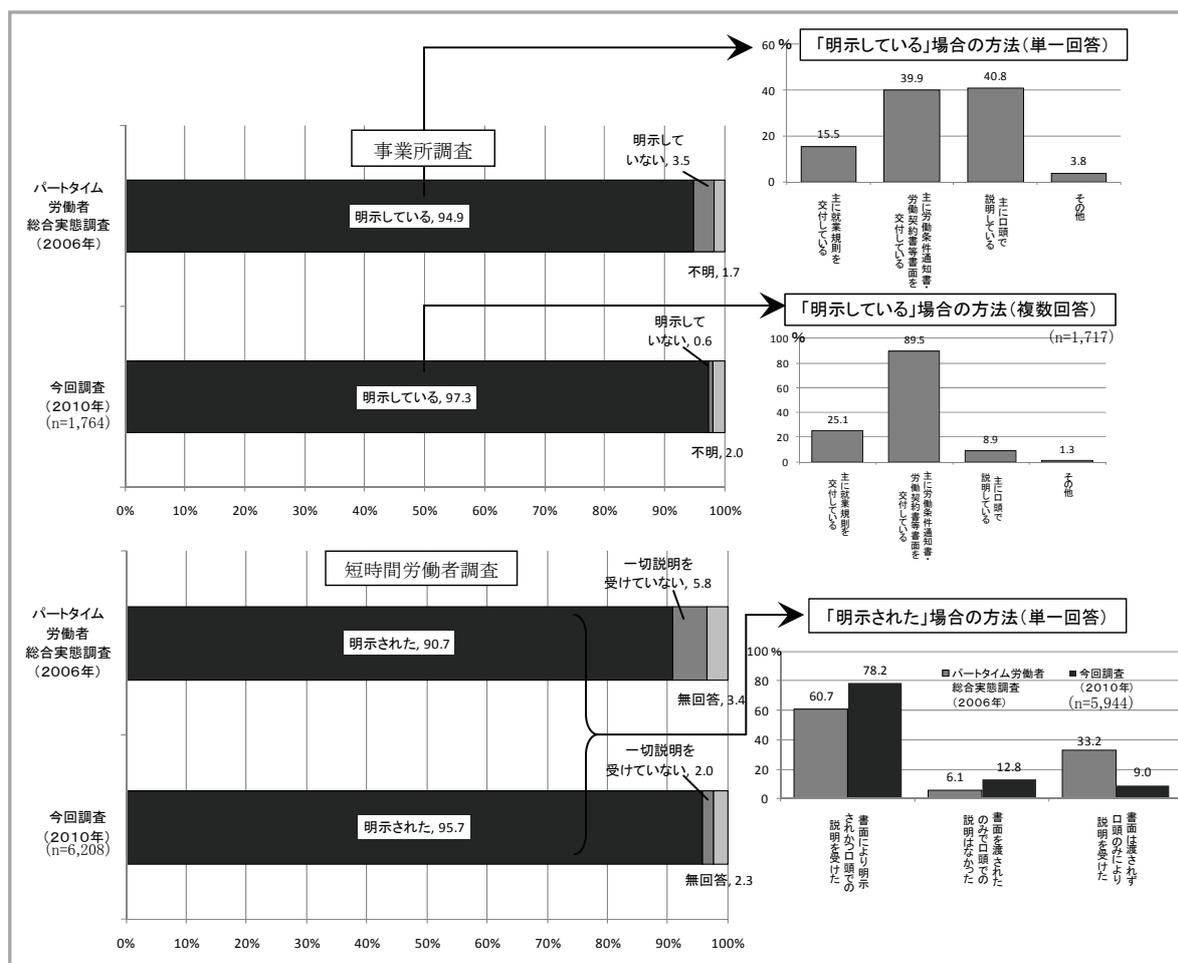
¹⁸ 実際、短時間労働者調査で、正社員と職務が（責任の重さに係わらず）ほとんど同じ短時間労働者が、1時間当たりの賃金額に差がある（73.4%）理由では、「もともとそういった内容で自分も納得しているから」が46.6%、賃金額に差があっても「納得している」（53.1%）理由としては、「もともとそういった内容で自分も納得しているから」が44.2%と多くなっている。

むしろ事業所にも（正社員の白地（包括的）雇用とは異なり）限定的な契約内容であることを認識・履行させる効果を持つのかなど、作用プロセスは定かでないが、いずれにしろ労働条件の明示は、短時間労働者の雇用管理に有効に寄与すると考えられる。

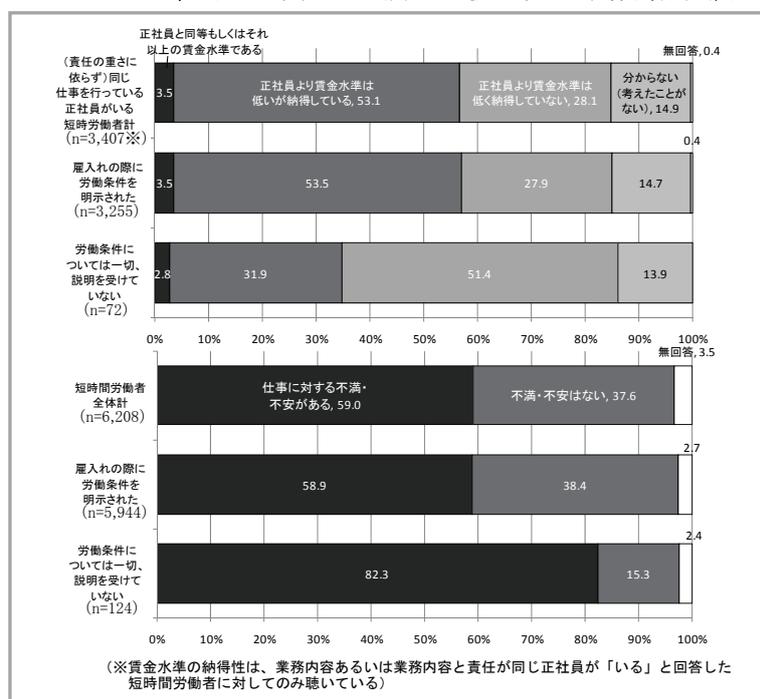
なお、今回の調査で把握できるのは、改正パートタイム労働法が求める、少なくとも雇入れ時点で労働条件が明示されているか否かである。短時間労働者の調査結果で、その15.5%には「雇用期間の定めがない」ほか、「雇用期間の定めがある」場合（83.2%）でも「1回以上更新」されている割合が85.0%にのぼり、中でも「4回以上」が48.6%と約半数を占めるなど、短時間労働者が常用・常態的に、活用されているようすが浮き彫りになっている（第2-3-2図）。

短時間労働者の待遇・労働条件は未だ個別的に決定されることも多いため、トラブルの未然防止に加え、改正パートタイム労働法が求める、短時間労働者の職務内容（の変化）や成果、能力、意欲等に基づく処遇の改善に向けて、例えば契約更新時に際しても、より客観的な方法による労働条件の明示が求められるだろう。

第3-1-11図 労働条件の明示・方法の経年比較（事業所及び短時間労働者調査）



第3-1-12図 労働条件の明示の有無別・賃金水準に対する納得性や仕事に対する不満・不安（短時間労働者調査）

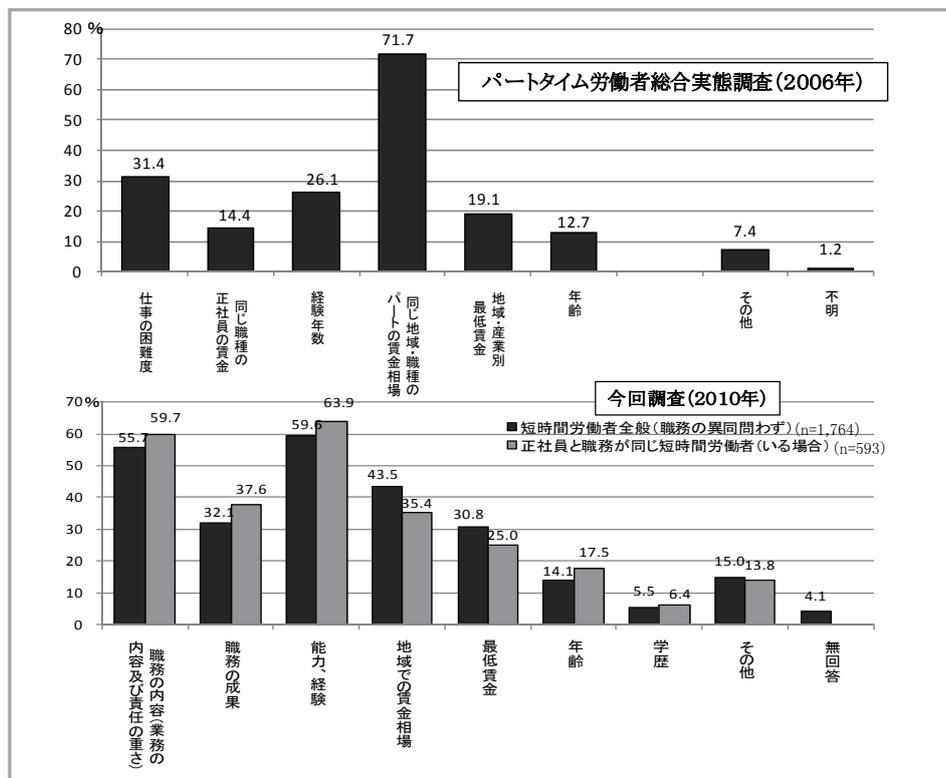


4. 短時間労働者全般（A）の処遇について

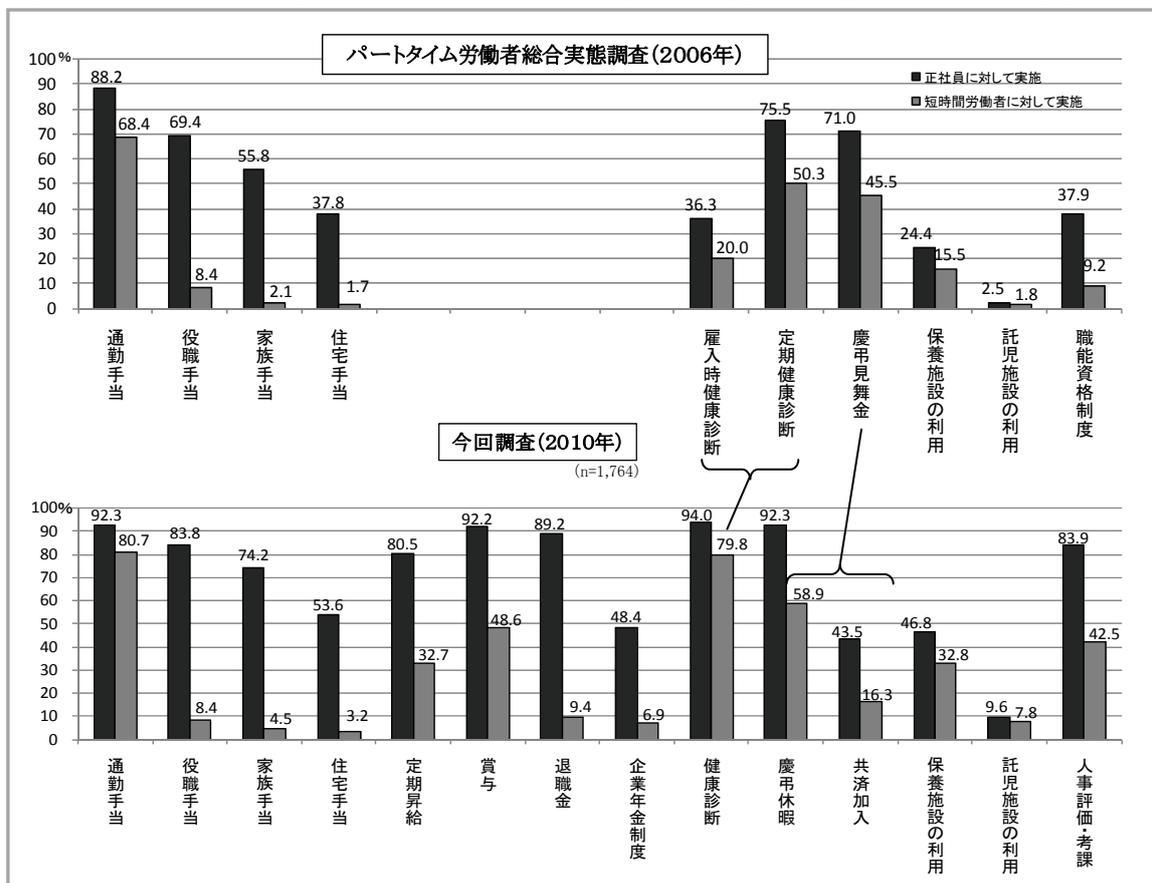
次に、短時間労働者全般（A）の処遇状況について、賃金決定の際に考慮している要素をみると、2006年調査では「同じ地域・職場のパートの賃金相場」（71.7%）がもっとも多く、「仕事の困難度」（31.4%）や「経験年数」（26.1%）、「地域・産業別最低賃金」（19.1%）——などの順で多くなっている。これに対し、今回の調査では「能力・経験」（59.6%）、「職務の内容」（55.7%）、「地域での賃金相場」（43.5%）、「職務の成果」（32.1%）、「最低賃金」（30.8%）——などとなっており（第3-1-13図）、改正パートタイム労働法が求める能力・経験や職務の内容、職務の成果等をおおむね勘案するようになってきていると言えそうである。

また、賃金以外の手当等各種制度の実施状況を見ると、「通勤手当」の実施が2006年調査では68.4%だったのに対し、今回の調査では80.7%へ上昇、また、「保養施設の利用」は同15.5%から32.8%へ上昇している（第3-1-14図）。このほか、正社員と短時間労働者でともに実施される割合が高いのは、「健康診断」（79.8%）や「慶弔休暇」（58.9%）など。一方、正社員と短時間労働者の実施割合に、大きな差異がみられるのは、主に「人材活用の仕組み等の違い」を理由にして、「住宅手当」（正社員53.6%、短時間労働者3.2%）、「家族手当」（74.2%、4.5%）、「企業年金」（48.4%、6.9%）、「退職金」（89.2%、9.4%）——などとなっている。

第3-1-13図 短時間労働者全般の賃金決定の際に考慮している要素の経年比較



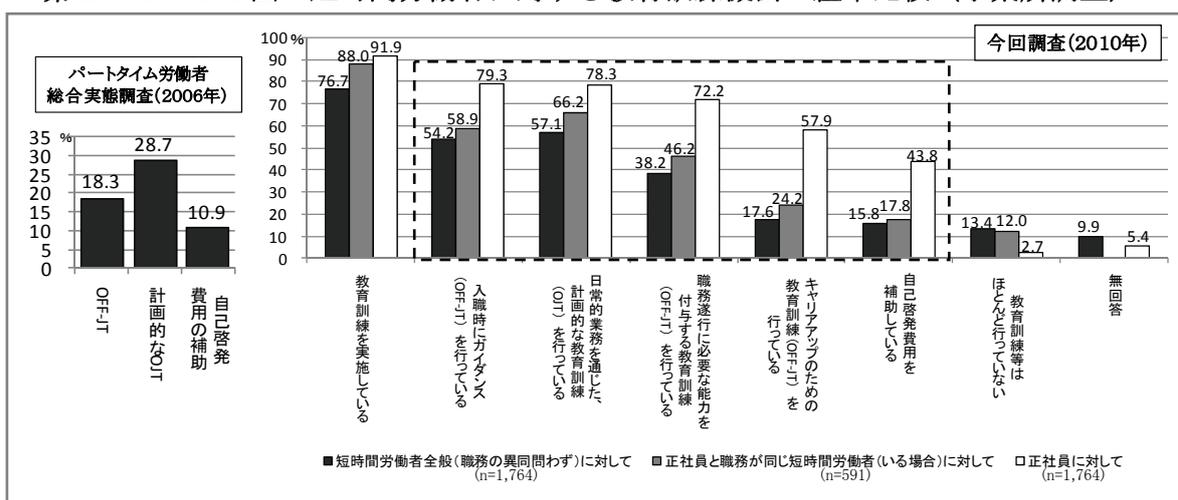
第3-1-14図 賃金以外の手当等各種制度の実施状況の経年比較 (事業所調査)



さらに、教育訓練の実施については、比較し得る2006年調査に詳細なデータがないものの、もっとも実施割合の高い「計画的なOJT」でも28.7%となっていたのに対し、今回の調査では短時間労働者に対して何らかの教育訓練を実施している割合が76.7%、「教育訓練はほとんど行っていない」事業所は13.4%で、取り組みは総じて進んできていると言えそうである（第3-1-15図）。

その上で、実施内容（複数回答）をみると、「日常的業務を通じた計画的な教育訓練（OJT）」が57.1%、「入職時のガイダンス（Off-JT）」が54.2%、「職務遂行に必要な能力を付与する教育訓練（Off-JT）」が38.2%で、職場の導入訓練や職務の遂行に必要な日常的な訓練は一定程度、実施されている一方、「キャリアアップのための教育訓練（Off-JT）」は17.6%、「自己啓発費用の補助」は15.8%などとなっており、キャリア形成につながるような教育訓練は必ずしも、充分行われていないことが分かる。

第3-1-15図 短時間労働者に対する教育訓練機会の経年比較（事業所調査）



5. 職務（B）や人材活用の仕組み等（C）が同じ短時間労働者の処遇について

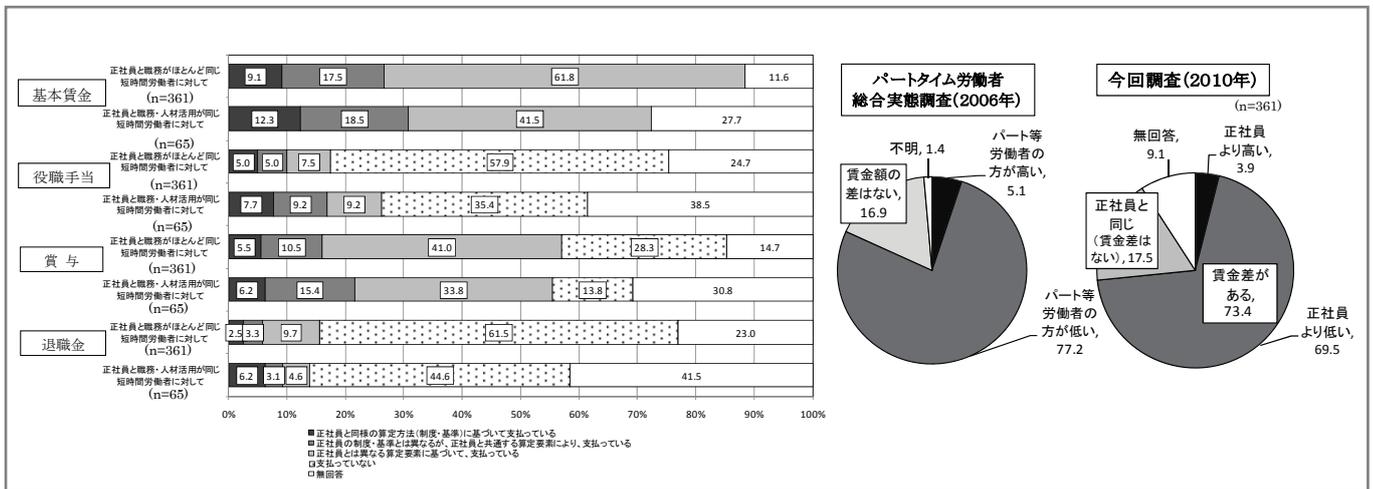
今回の調査で、同職務パート（B）や同職務キャリアパート（C）の賃金決定に当たっては、パート全般（A）に対してより、地域の賃金相場や最低賃金等の考慮割合が少なくなり、代わりに能力・経験、職務内容や職務の成果といった要素が、年齢等も含めてやや勘案されやすくなっているようすが見て取れる（第3-1-13図）。

ただ、基本賃金の算定方法（過去調査に比較データなし）については、同職務パート（B）に対して「正社員と同様の算定方法（制度・基準）に基づき支払っている」割合が9.1%、「正社員の制度・基準とは異なるが、正社員と共通する算定要素により支払っている」割合が17.5%、「正社員とは異なる算定要素に基づき支払っている」割合が61.8%で、正社員と同様の制度・基準を用いていたり、算定要素を揃えているケースは約4分の1にとどまっている（第3

－ 1－ 1 6 図)。

また、同職務キャリアパート (C) に対しては、「正社員と同様の算定方法 (制度・基準) に基づき支払っている」割合が 12.3%、「正社員の制度・基準とは異なるが、正社員と共通する算定要素により支払っている」割合が 18.5%で、正社員と同様の制度・基準を用いていたり、算定要素を揃えているケースが約 3 割に増えるものの、「正社員とは異なる算定要素に基づき支払っている」割合も 4 割超 (41.5%) となっている。

第 3－ 1－ 1 6 図 正社員と職務 (B) 及び人材活用の仕組み等 (C) も同じ短時間労働者の正社員と比較した基本賃金等の算定方法と職務が同じ (B) 場合の賃金差 (事業所調査)

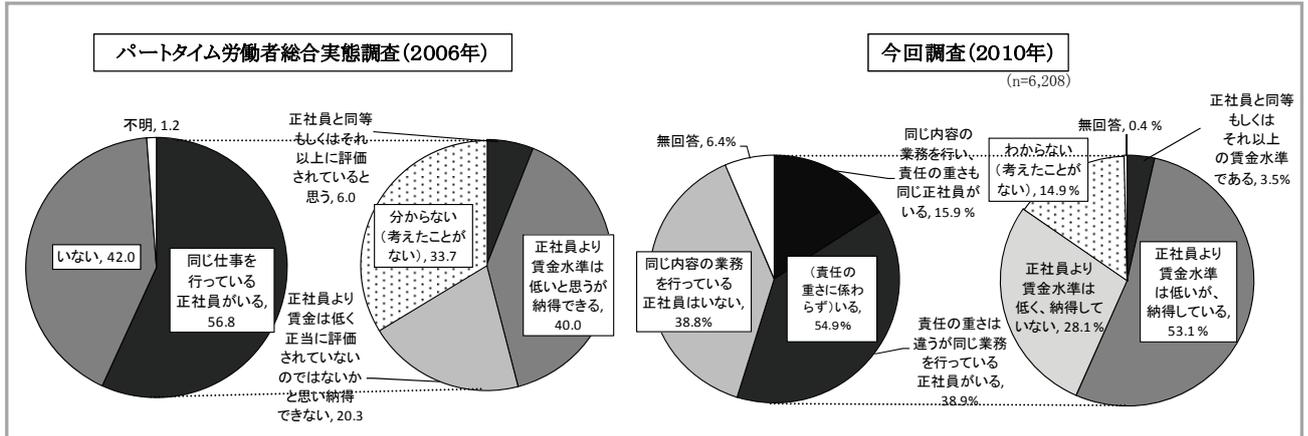


一方、基本賃金の性格をみると、「職務給 (担当する職務の難易度等を基準とするもの)」である割合は、正社員が 48.5% に対し、同職務パート (B) は 29.4% で、ともに「職務給」である割合は 22.2%。同様に、「職能給 (労働者の職務遂行能力を基準とするもの)」である割合は正社員が 67.6% に対し、同職務パート (B) は 36.6% で、ともに「職能給」である割合は 32.7% などとなっている (第 3－ 1－ 1 7 図)。また、基本賃金の性格の組み合わせの上位 10 パターンをみると、正社員は職能給をベースに、職務給や生活給、業績・成果給などさまざまな性格を帯びているのに対し、同職務パート (B) は「その他」をはじめ職能給や職務給、業績・成果給といった単一の性格で決定されていることが多く、基本的な賃金構造の違いが浮き彫りになっている。

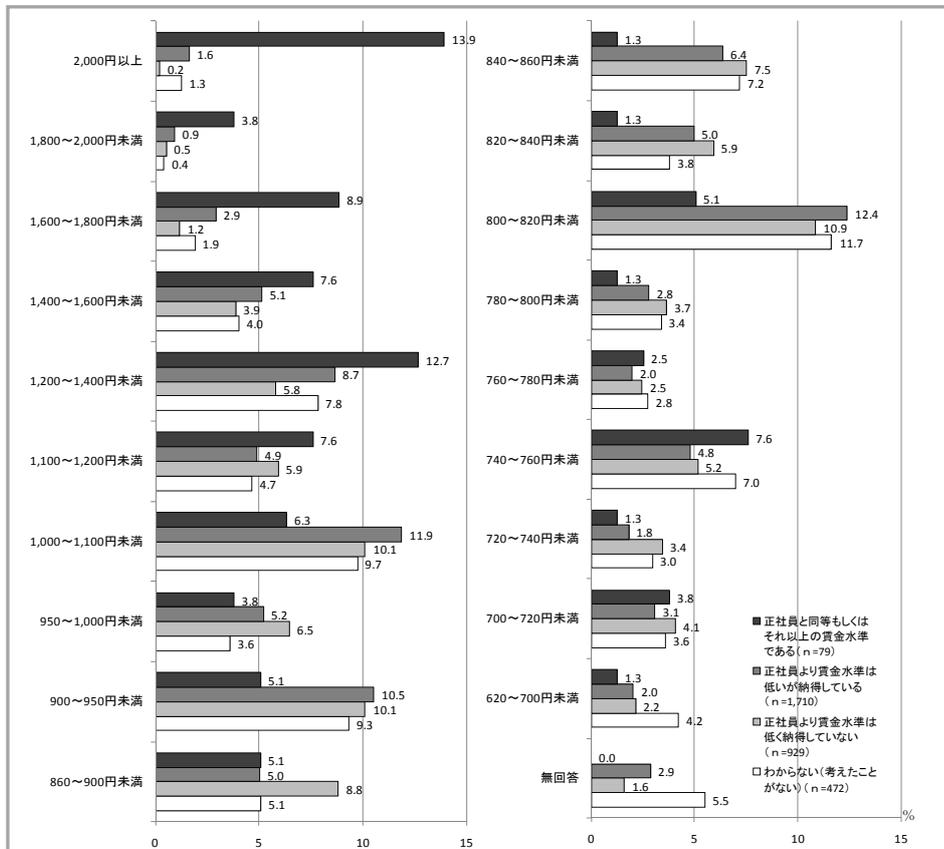
総じて、短時間労働者に対する処遇改善は少しずつ進みつつあるものの、改正パートタイム労働法が求める、職務や人材活用の仕組み等が同じ正社員を比較対象とした、均衡待遇の確保に向けた取り組みは、必ずしも充分進展しているとは言えないようである。

600～1,800円未満」(8.9%)などとなっている²⁰(第3-1-17図)。また「正社員より賃金水準は低いと納得している」短時間労働者では、「800～820円未満」(12.4%)、「1,000～1,100円未満」(11.9%)、「900～950円未満」(10.5%)——などの順に多い(第3-1-19図)。

第3-1-18図 正社員との職務の異同と賃金納得性の経年比較(短時間労働者調査)



第3-1-19図 職務が同じ正社員と比べた賃金の納得性別・現在の時間給水準



²⁰ 厚生労働省「賃金構造基本統計調査(平成21年)」によると、一般労働者の所定内給与の1時間当たり換算は、男性で1,981円、女性で1,399円。

一方、「正社員より賃金水準は低く納得していない」短時間労働者でも、「800～820円未満」（10.9%）、「1,000～1,100円未満」（10.1%）、「900～950円未満」（10.1%）——などとなっていて、実際に手にしている時間給水準自体は「正社員より賃金水準は低いが納得している」場合と近似した状態にありながら、その納得性には大きな違いがみられている。職務が同じ正社員と比較した賃金に対する納得性の向上には、改めて正社員の職務等のあり方との相対的な比較整理が重要であるようすが窺える。

6. 正社員と職務かつ人材活用の仕組み等が同じで（実質）無期契約（D）の短時間労働者（第8条適用者）に対する差別待遇禁止について

今回の調査で、改正パートタイム労働法の第8条規定の三要件に該当する同視相当パート（D）が「いる」事業所が、短時間労働者を雇用している事業所に占める割合は1.1%であり、同視相当パート（D）数がすべての短時間労働者数に占める割合は0.1%と、極めて僅少であることが判明した²¹（第2-4-4図）。

いわゆる三要件のうち、対象者が限定される割合は、事業所数ベースでは職務の同一性で約1/5、人材活用等の同一性でさらに約1/8、実質無期要件でさらに約1/3。短時間労働者数ベースでは職務の同一性で約1/35、人材活用等の同一性でさらに約1/9、実質無期要件でさらに約1/3などとなっている。

その上で、第8条規定の三要件に該当する短時間労働者の存在割合は、改正パートタイム労働法の施行前に、21世紀職業財団「パートタイム労働者総合実態調査」結果を基に、4～5%程度であろうとされていた²²予測を下回っている。その評価に当たっては、①絶対水準としてそもそもどの程度存在したのか²³②事業所にとって第8条該当者の存在を申告することは事実上、違法状態を告知することに他ならず、その実態を調査すること自体に限界があるのではないかと²⁴——といった懸念は残るが、改正パートタイ

²¹ 短時間労働者を定年再雇用でも活用している方が、同職種に就いている正社員が「いる」割合が相対的に高く（84.0%→短時間労働者の活用理由で定年再雇用の該当あり・91.7%、該当なし・81.8%）、正社員と職務が同じ短時間労働者（B）が「いる」割合も相対的に高い（同順に24.4%→28.9%、22.0%）ことが分かる。一方、職務かつ人材活用の仕組み等も同じ短時間労働者（C）が「いる」割合は相対的に低く（13.3%→11.0%、14.9%）なり、さらに（実質）無期契約が「いる」割合も相対的に低い（39.6%→26.7%、45.5%）ことから、短時間労働者という働き方への定年再雇用の流入の影響も、少なからずあるものとみられる。

²² 2007年5月22日に開催された参議院厚生労働委員会で、「差別的取扱い禁止規定（改正パートタイム労働法第8条）の三要件に基づく調査はないが、もっとも近いものとして（財）21世紀職業財団が行った調査の数字に基づく」と4～5%のパートが該当する。総務省統計局「労働力調査」によると週当たり就業時間が35時間未満の短時間労働者は1,205万人（2006年平均）いるが、その4～5%（48～60万人）が、今回の法改正で差別的取扱い禁止の対象になると推計してもよいのではないかと政府答弁されている。

²³ 同調査の回収事業所サンプルは、医療・福祉業種で約4分の1、従業員1,000以上規模で4分の1超を占めるなど偏りが大きい。

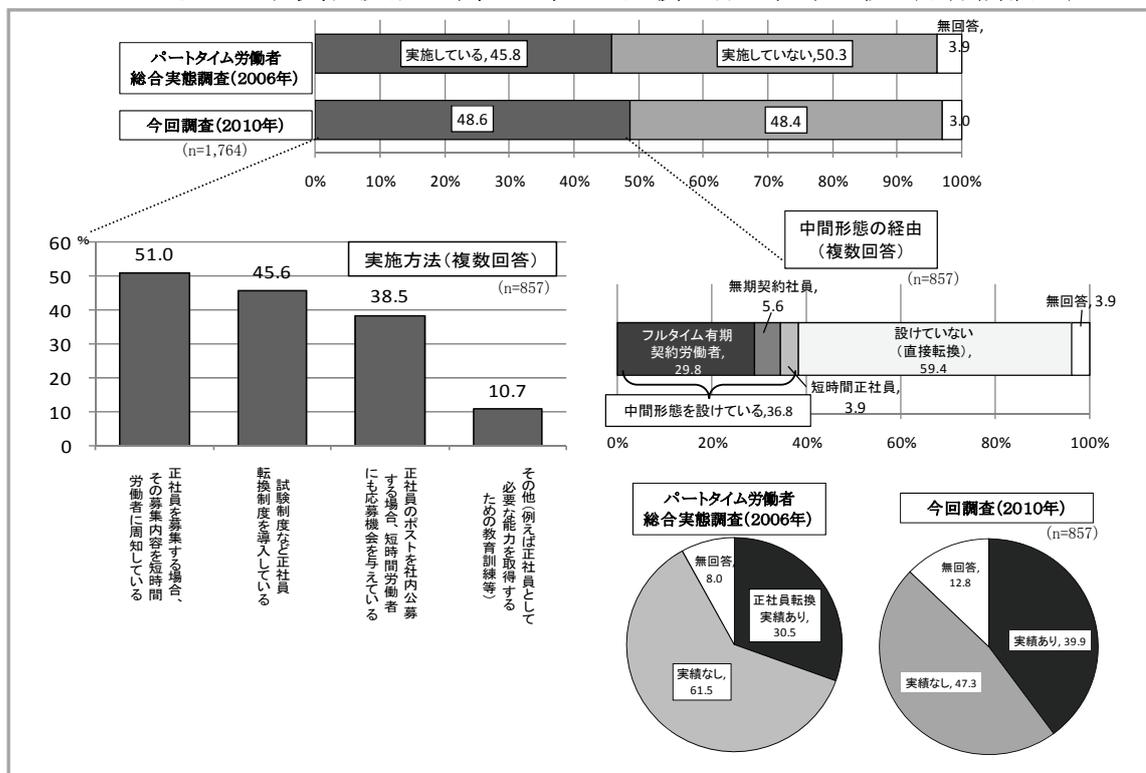
²⁴ その場合も申告しにくいものとして認識させたこと自体、改正パートタイム労働法の効果に他ならない。

ム労働法の効果として、第8条の該当者数が抑制された²⁵²⁶可能性も充分考えられる。

7. 短時間労働者から正社員への転換について

今回の調査で、短時間労働者から正社員への転換推進措置の実施率は48.6%と、2006年調査(45.8%)と比較して若干の伸びにとどまった(第3-1-20図)。定年再雇用から正社員へ再転換することはないだろうから、その影響を除くと50.7%へ若干上昇するが、義務事項にも係わらず半数弱は「実施していない」(改正パートタイム労働法第12条違反)²⁷ことになる。

第3-1-20図 正社員転換推進措置の導入・実績に係る経年比較(事業所調査)



²⁵ 公序を問う必要のない強行的な差別待遇禁止対象になった以上、事業所にとって第8条適用者を増やすインセンティブが働かないことは明らか(注釈54・55参照)である。適用者が非常に少ないこと自体、改正パートタイム労働法第8条の効力を示唆していると考えられる。

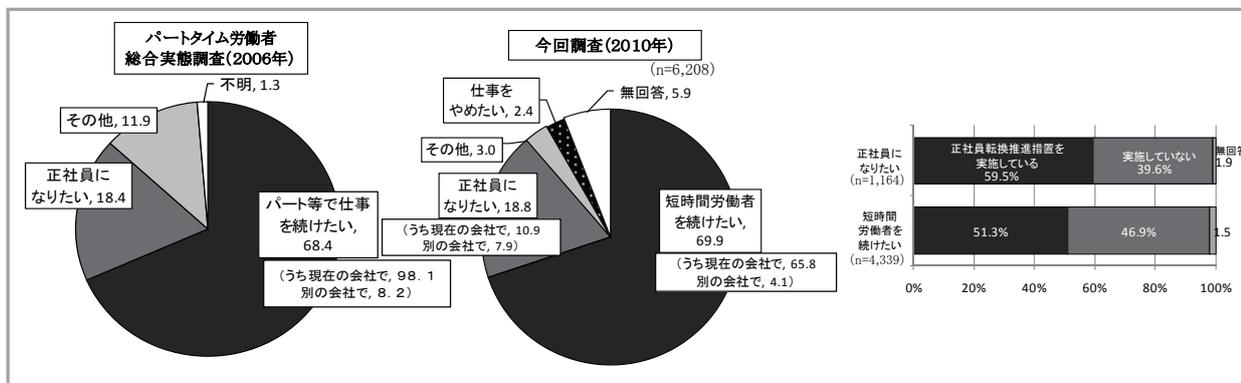
²⁶ 第8条の三要件に該当する短時間労働者は、(実質)無期契約である以上、雇止めされる可能性は考えにくい。職務の明確化が図られた上で正社員に転換されるか、フルタイム有期(正社員転換時に経由する中間形態)の雇用区分等へ移行される可能性が高いだろう。今回の調査で、後者に係るデータは持ち合わせていない(一部は、改正パートタイム労働法の施行に伴う雇用管理見直しで、「所定労働時間を同じにした」(0.9%)あるいは「正社員の中に新たな雇用区分を設けた」(1.2%)とする回答に現れていると思われるが、直接的に確認できる設問はない)。だが、少なくとも前者については、過去3年間に限れば、短時間労働者から正社員への転換実績が「ある」事業所は39.9%で、対応募者転換率は、「80%以上」が67.6%、「50%以上80%未満」が11.8%などと、応募があれば転換され得る割合が高かったことを示す結果も得られている(第2章第5節-4)。

²⁷ なお、法令遵守傾向の指標として、「短時間雇用管理者を選任している」事業所のみで見ると、正社員転換推進措置の実施率は59.6%に上昇するが、それでも6割程度にとどまっている。

正社員転換推進措置を「実施していない」理由を聴くと、「その他」がもっとも多く43.4%、次いで「正社員としてのポストが少ない」が32.8%などとなっている（第2章第5節-5）。「その他」については自由回答欄を設けていないため、具体的な内容を窺い知ることはできない。ただ、ヒントの一つとして短時間労働者の今後の働き方ニーズをみると、必ずしも「正社員になりたい」ばかりではなく、「短時間労働者のまま働きたい」ニーズも、2006年調査に引き続き高いことに気づく（第3-1-21図）。（正社員の現在のような働き方なら「短時間労働者のままでいたい」という前提もあるかもしれないが）少なくとも現状では、短時間労働者自身の希望が少ない事業所で、正社員転換推進措置の実施割合が伸び悩んでいる可能性が考えられる。

そこで短時間労働者の今後の働き方ニーズと、事業所における正社員転換推進措置の有無を併せてみると、「短時間労働者を続けたい」としている短時間労働者がいる事業所で、相対的に正社員転換推進措置の実施割合が低くなっていることが分かる。ただ、「正社員になりたい」短時間労働者がいる事業所でも、正社員転換推進措置の実施率は約6割にとどまっており、改めて改正パートタイム労働法の義務事項の履行の徹底²⁸が求められていると言えるだろう。

第3-1-21図 今後の働き方ニーズの経年比較（短時間労働者調査）と、正社員転換推進措置の有無（事業所調査）



8. 待遇決定事項の説明や待遇に係る苦情等を受けた場合の自主的解決努力について

短時間労働者の待遇に係る説明については、2006年調査では「パート等労働者と

²⁸ 厚生労働省のまとめによると、平成22年度に労働局へ寄せられた、パートタイム労働法関連の相談件数は6,307件で、事業主からの相談（43.9%）が最多。相談内容のうち、指針関係及びその他（年休、解雇、社会保険等）を除くと、もっとも多いのは「通常の労働者への転換推進措置」に関するもので937件（14.9%）、次いで「労働条件の文書交付等」が809件（12.8%）、「差別的取扱いの禁止」に関するものが406件（6.4%）、「賃金の均衡待遇」が404件（6.4%）などとなっている。これに対し、都道府県労働局雇用均等室による報告聴取は1万2,590件、是正指導は1万1,157事業所に対し2万6,091件で、「通常労働者への転換推進措置」に関するものが7,193件（27.6%）、「労働条件の文書交付等」に関するものが、6,133件（23.5%）などとなっている。すなわち、「通常労働者への転換推進措置」に係る相談は引き続き多く、行政の報告聴取等も着実に行われていることから、今後急速に普及して行くことが期待される。

の話合い促進のための措置を講じている」(85.4%) 事業所のうち、「パート等労働者から本人の処遇につき説明を求められた時は説明している」割合が88.4%、「パート等労働者から処遇につき苦情を受けた時はその解決に努めている」割合が74.5%などとなっていた。

これに対し今回の調査をみると、短時間労働者から処遇に係る説明を求められた経験がある事業所(22.3%)で、求められた場合に「説明している」割合は98.5%にのぼっている。また、短時間労働者から処遇に対する苦情の申し出を受けた場合には、「自主的解決に努めている」割合が92.4%を占め、その方法(複数回答)は「人事担当者などが窓口になっている」が80.7%となっている(第3-1-22図)。

一方、短時間労働者調査で仕事上の不満・不安を相談した経験をみると(第2-7-10図)、短時間労働者の31.1%が「(不満・不安を)相談したことがある」と回答し、「事業主や職場の上司」等(67.9%)に相談した結果として、「説明があり納得した」割合は30.4%にとどまり、「説明はあったが納得しなかった」が37.0%、「相談を聴くだけで説明はなかった」が30.1%だった。

また今後、不満・不安が生じた場合の相談意向を尋ねた結果では、「事業主や職場の上司等」に「相談しない」(20.3%)理由として、「聞いてもらえない」が24.9%、「周りに配慮して相談できない」が19.2%、「不利益な取扱いをされるのが怖い」が17.2%、「その他」が26.2%などとなっている。

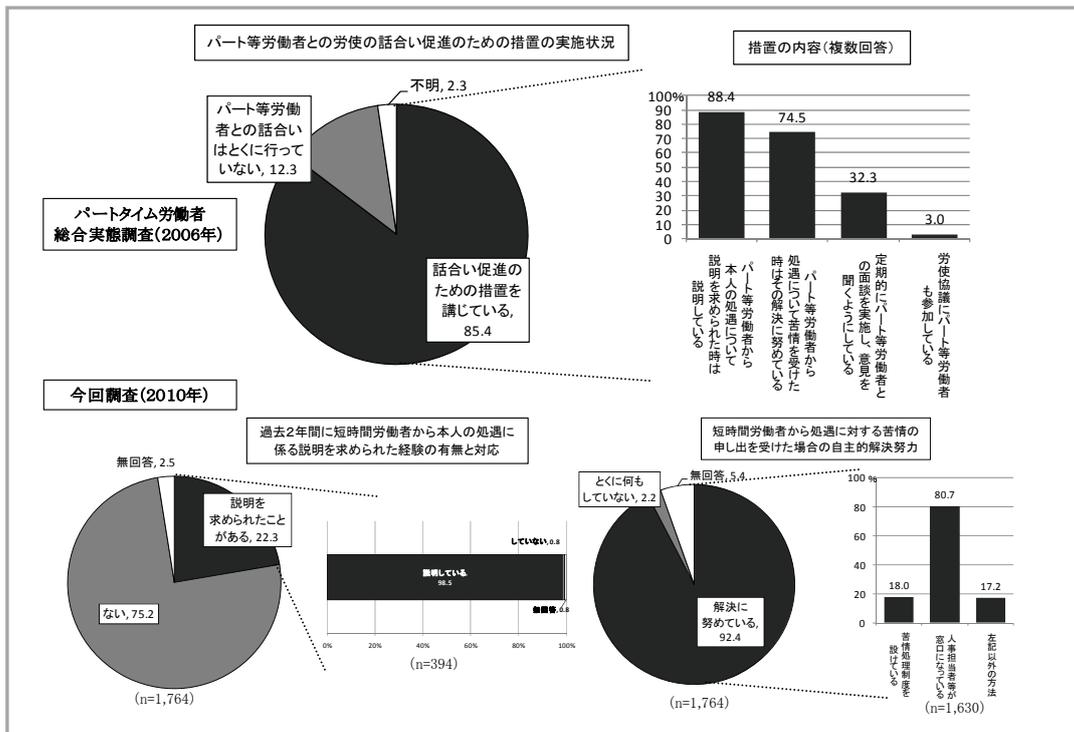
総じて、短時間労働者から「求め」があった場合の説明義務や、苦情に発展した場合の自主的解決努力は、少なくとも事業所側の受け止めでは、かなりの程度実施されているようである。ただ、短時間労働者の契約上の地位の弱さを勘案すれば、そもそも説明の求めや苦情を挙げにくくなっている恐れにも配慮が必要だろうし、紛争化の未然防止²⁹に資するには、短時間労働者の求めに対し、個別の実態を斟酌した丁寧な説明等を行っているかについても点検が必要とだろう。

なお、短時間労働者の待遇の決定に当たっては、そもそも当事者が議論に参加することが重要である。就業規則作成時の意見聴取状況をみると、2006年調査では短時間労働者に就業規則が適用される事業所(65.7%)のうち、何らかの方法で「パートの意見を聴いている」割合は67.3%。これに対し、今回の調査では同事業所(85.1%)のうち、「パートの意見を聴いている」

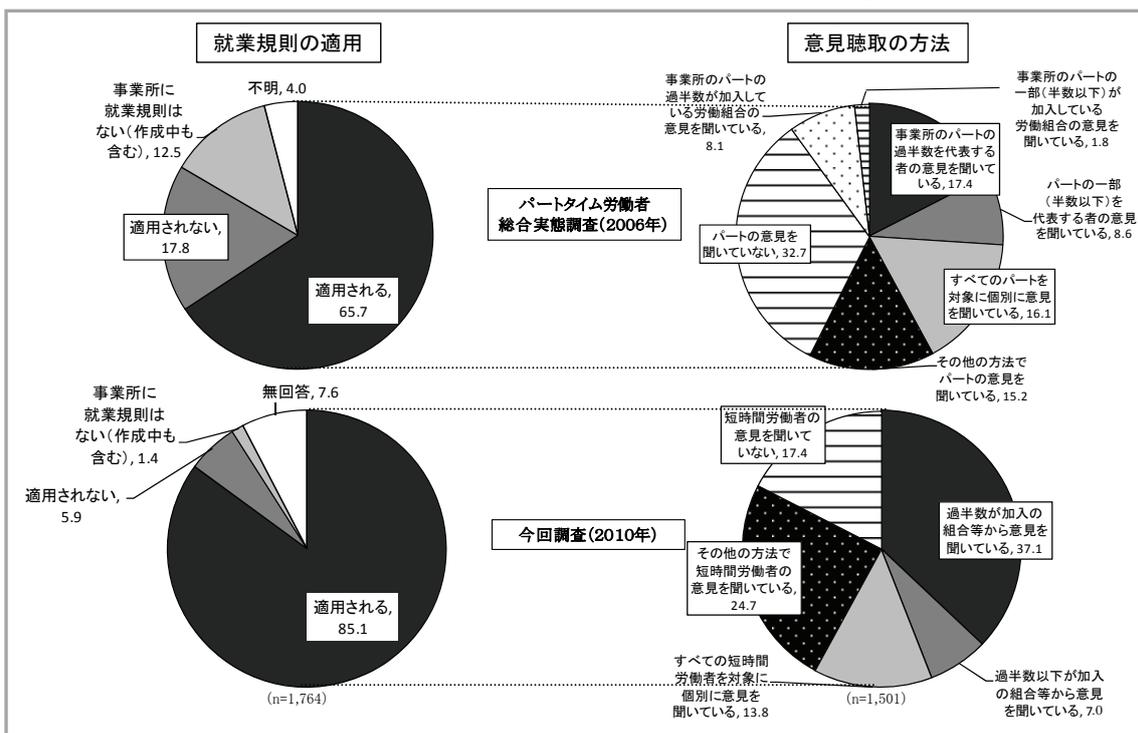
²⁹ 厚生労働省「パートタイム労働関係報告徴収実施事業所数・助言等件数の推移」によると、平成20年度の報告徴収実施事業所数は6,273、助言件数は8,900、指導件数は694、勧告件数は2、平成21年度は同順に13,992、25,928、221、1件だった。このうち助言内容の内訳は、平成20・21年度の順に、第12条関係が33.2%・31.8%、第6条関係が24.1%・23.3%、第15条関係が16.5%・21.5%、第9条関係が11.7%・8.6%、第7条関係が4.4%・5.5%、第10条関係が1.9%・0.9%、第8条関係が0.1%・0.03%、第13条関係が0.1%・0.1%、第11条関係が0.03%・0.01%など。都道府県労働局長による紛争解決援助の申立受理件数については、平成20年度に5件、平成21年度に3件、平成22年度(上半期)に4件の計12件で、内訳は第6条関係が2件、第8条関係が5件、第12条関係が2件、第13条関係が3件。調停の申請受理件数は同順に3件、0件、0件で、内訳は3件すべてが第8条関係となっている。

割合が82.6%で、意見の反映が進みつつあるようすが見て取れる（第3-1-23図）。ただ、「組合等から意見を聴いている」割合は44.1%と半数に満たず、組織的に意見を挙げやすい環境整備は充分でないと言えるだろう。

第3-1-22図 待遇に係る説明や苦情を受けた場合の自主的解決（事業所調査）



第3-1-23図 就業規則作成時の短時間労働者からの意見聴取の経年比較



第2節 改正パートタイム労働法を基にいつそうの処遇改善を進めるには

第1節では、改正パートタイム労働法の施行から2年を経過した時点における効果のほか、効果の及んでいない部分から推測される課題について言及した。

すなわち短時間労働者の処遇をめぐるのは、改正パートタイム労働法への対応に向けた取り組みが、施行後2年を経過して進みつつあり、労働条件通知書等での特定事項の明示を中心に6割を超える事業所で、何らかの雇用管理の改善等見直しが行われているようすが明らかになった。また、短時間労働者の賃金決定に当たっては、能力・経験や職務内容、成果等を勘案するようになり、教育訓練や手当等各種制度の実施も広がっている。一方、義務事項にも係わらず半数弱の事業所が、短時間労働者から正社員への転換推進措置を実施していない。また、基本賃金の算定方法（制度・基準）・要素等を揃えながら、均衡待遇を確保する処遇改善の取り組みも、正社員と職務かつ人材活用の仕組み等が同じ短時間労働者で約3割にとどまるなど難しい状況に置かれている。

結果として、責任の重さに係わらず少なくとも業務内容が同じ正社員がいると感じている短時間労働者の賃金に対する評価は、「正社員より賃金水準は低いと納得している」割合が、2006年当時の4割から半数超まで増えたものの、「正社員より賃金水準は低く納得していない」割合も未だ3割弱ある。また、現在の会社や仕事に対して不満・不安が「ある」割合もやや低減されているが、引き続き賃金や雇用のあり方が課題の焦点になっている。

同法は未だ施行から間もないため、そのさらなる普及・定着を通じ、引き続きの効果発揮が期待できるだろう。その上で本節では、改正パートタイム労働法を基に、いつそうの処遇改善を進めるための方策について、①（いわゆる職務賃金が確立されておらず）正社員と短時間労働者の賃金構造が大きく異なるなか、両者で均衡待遇を進めるにはどのようなアプローチが考えられるだろうか②近年、正社員の絞り込み傾向が強まり、短時間労働者がかつて正社員が担っていたような仕事や、正社員と近い中核的な仕事等に従事させるケースもみられるなか、（こうした動きと逆行する）正社員転換を促し、雇用の安定性を高めるにはどういった方策が有効だろうか③（先行研究で指摘されるように）正社員と短時間労働者の職務（・人材活用等）の異同を軸とする均等・均衡待遇は、その統合とともに分離（脱法意図）をも促進してしまう恐れがあるなか、短時間労働をより良い働き方とする上での留意点は何だろうか——といった切り口から、若干の考察を試みたい。

1. 論点①均衡待遇に係るアプローチ

改正パートタイム労働法は均衡待遇のルールとして、職務かつ人材活用の仕組み等が同じで（実質）無期契約の短時間労働者に対する正社員との差別待遇を禁止した（第8条）上で、短時間労働者全般の「職務関連賃金（基本給、賞与、役付手当等）は、通常労働者との均衡を考慮しつつ、職務内容や成果、意欲、能力、経験等を勘案して決定す

るよう努めなければならない」(第9条1項)とし、正社員と職務がほとんど同じ短時間労働者については「人材活用の仕組み等が同一の期間は、通常労働者と同じ方法(同じ賃金テーブルや基準を適用)で賃金を決定するよう努めなければならない」(第9条2項)などとした。すなわち、短時間労働者と正社員の職務や人材活用の仕組み等に応じ、(結果としての決まり方の)均衡待遇に向けた決め方のプロセスを示しつつ、労使の自主的な取り組みを促す立場にあるが、労働組合がある事業所であってもその取り組みが、なかなか進んでいない現状は先述した(第3章第1節論点②)通りである。

そうした背景の一つには、短時間労働者と正社員の処遇・労働条件の基本的な構造の違いに起因する、取り組みの難しさが指摘されてきた³⁰。短時間労働者の処遇・労働条件は従事している職務のほか、外部市場の労働力需給関係や地域の賃金相場等の影響を強く受けているのに対し、長期雇用下に置かれる正社員の処遇・労働条件は、いわば遮蔽された内部市場における、熟練形成のあり方(職能等の位置づけ)や生活・生涯賃金への配慮、長期的な視点での決済(貢献の蓄積)等に依存してきたため³¹である。

そこで、製造業、運輸・郵便業、卸売・小売業、金融・保険業、宿泊・飲食サービス業、医療・福祉といった、短時間労働者の活用数・活用割合の上位にある業種を取り上げ、短時間労働者の活用実態やあらゆる要素を含めた処遇状況等を相対的に比較することで、均衡待遇の確保に向けた手法を探ってみたい。

なお、業種別に着目するのは、短時間労働者と正社員の処遇・労働条件の基本的な構造の違いにつながる、人材の採用状況や育成のあり方をはじめ、むしろ正社員側における働き方(労働時間の硬直・拘束性等)や各処遇・条件要素の位置づけ(付加されてきた経緯等)、短時間労働者を含めた非正社員の量的・質的な活用度合い等が、業種別に異なっていると考えられるためである。

また、基本賃金にとどまらず賞与、退職金、福利厚生、教育訓練(職務の経験機会含む)、正社員転換及び有期反復更新による継続就業など、処遇全般を取り上げ相対的に

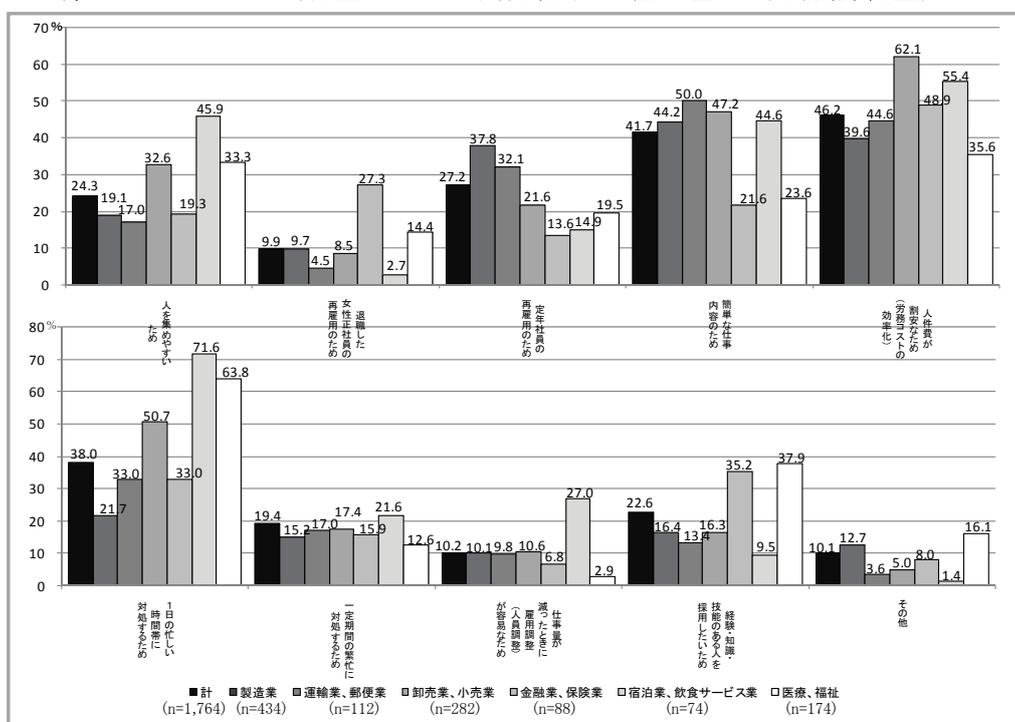
³⁰ 似たような仕事を担っていたとしても、「長期雇用・キャリア育成を前提に処遇されている正社員との比較は困難」とし、「均衡処遇はいわば満足でなくても何とか納得できる水準を目指すべき」などとする提起(荻野勝彦「目指すべき雇用システムとセーフティネット」第2回雇用政策研究会(2010年1月)、「雇用・労働システムの再構築」RIETI政策シンポジウム(2010年4月)等)や、日本の典型的な年功賃金制度下で成り立ち得るのは同一年功・同一賃金の規範だとし、当面の対策として「一定期間勤続した場合の最低賃金を考えることが实际的」などとする提起(濱口桂一郎「正規・非正規の均等待遇と生活保障」(2011年))等がみられてきた。

³¹ 「外見上同じようにみえる業務でも、熟練度や責任、見込まれる役割等は異なるため、同じ時間働けば同じ処遇とすることは却って公正さを欠く。また、同一価値労働・同一賃金の考え方で処遇を見直す際には、あくまで総額人件費管理の観点から検討することが重要」(日本経済団体連合会「2010年版経営労働政策委員会報告」)などとする見解が示されているほか、日本経団連労政第二本部『改正パートタイム労働法早分かり』(日本経団連出版、2008年)では、第9条2項に関して「施行通達では通常労働者と同じの賃金表を適用する方法がもっとも望ましいとされているが、即座にそのような措置を講ずることが難しいため、当分の間は賃金体系を揃えること、考課基準を同一にすること等で足りると例示されており、企業としては実務的な対応が可能な仕組みを模索することが求められていると理解すべき」などと指摘している。

比較するのは、さまざまな問い³²を内包するようになっている、短時間労働者の処遇への不満・不安に対処するため、あらゆる処遇要素を総合的に勘案しながら、均衡（バランス）を確保する必要性にも着目したいと考えたためである。

まず、短時間労働者の雇用理由を業種別にみると、「人を集めやすいため」や「1日の忙しい時間帯に対処するため」は、宿泊・飲食サービス業や医療・福祉、卸売・小売業で相対的に多く、「人件費が割安なため」は卸売・小売業等、「仕事量が減ったとき人員調整が容易なため」は宿泊・飲食サービス業で高い（第3-2-1図）。また、「経験・知識、技能のある人を採用したいため」や「退職した女性社員の再雇用のため」は、金融・保険業や医療・福祉で相対的に多く、対して「定年再雇用のため」は製造業や運輸・郵便業等で相対的に多くなっている。

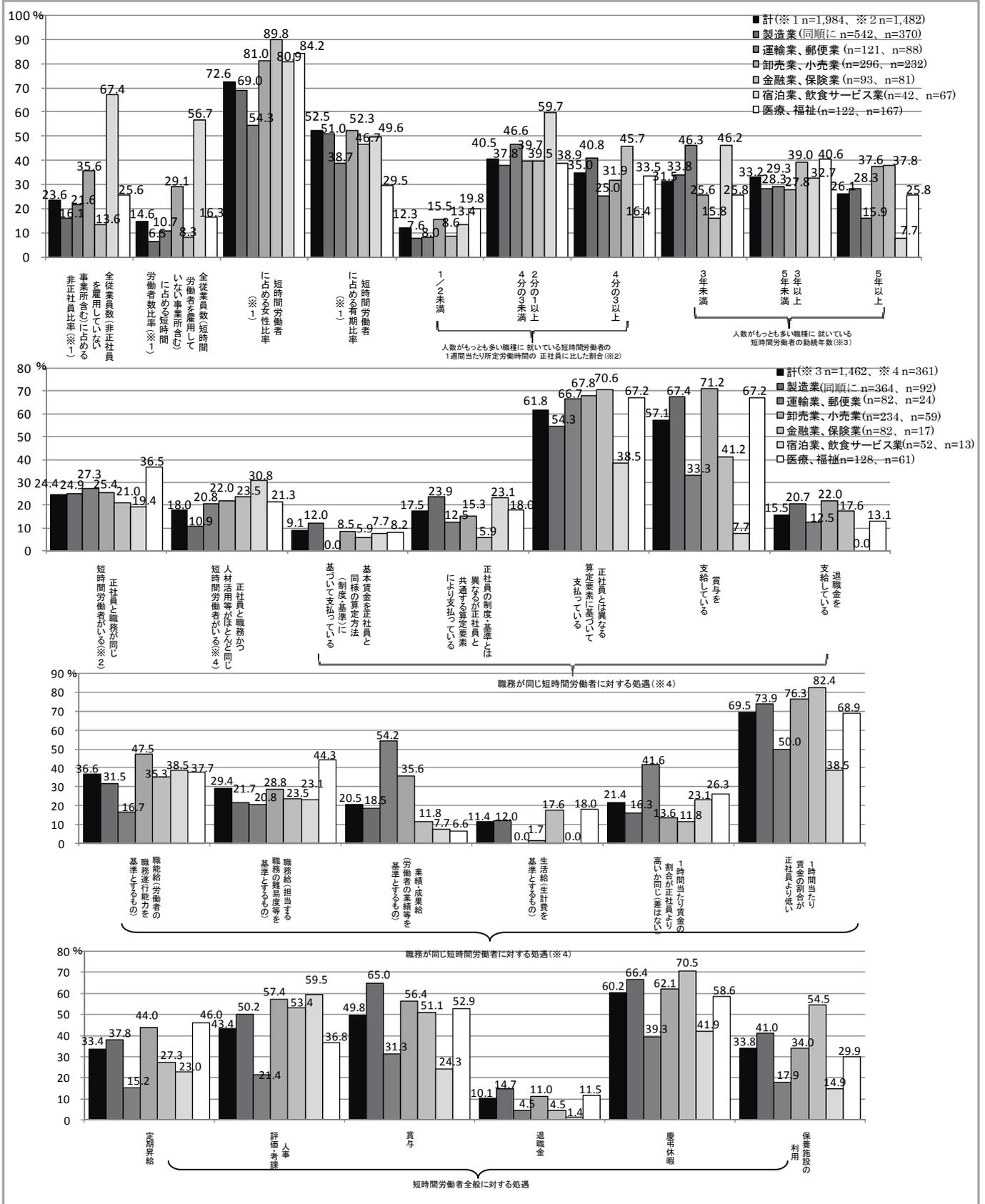
第3-2-1図 業種別・短時間労働者の雇用理由（事業所調査）



短時間労働者の活用実態をみると、全従業員数に占める短時間労働者数比率は、宿泊・飲食サービス業や卸売・小売業で相対的に高い。また、短時間労働者に占める女性比率は、製造業や運輸・郵便業で相対的に低く、有期比率は運輸・郵便業や医療・福祉で相対的に低くなっている（第3-2-2図）。

³² 処遇差が合理的理由に基づくものになっているかに加え、例えば、企業の定常的な収入確保や事業継続性の担保等の観点から、短時間労働者が果たしている役割・貢献に対する原資分配として適当か、生計者等がフルタイムに近い労働時間を費やして生活賃金を稼ぎ得るか、新卒・若年者等が長期的に就業して展望が開けるか——などが挙げられる。

第3-2-2図 業種別・短時間労働者の活用実態（事業所調査）



人数がもっとも多い職種に就いている短時間労働者の1週間当たりの所定労働時間については、4分の3以上が相対的に多いのは金融・保険業や製造業、医療・福祉等。また、2分の1以上4分の3未満が相対的に多いのは、宿泊・飲食サービス業や運輸・郵便業等となっている。

また、人数最多職種に就いている短時間労働者の勤続年数については、3年未満が運輸・郵便業や宿泊・飲食サービス業、3年以上5年未満が医療・福祉や金融・保険業等、5年以上が卸売・小売業や金融・保険業等で相対的に多い。

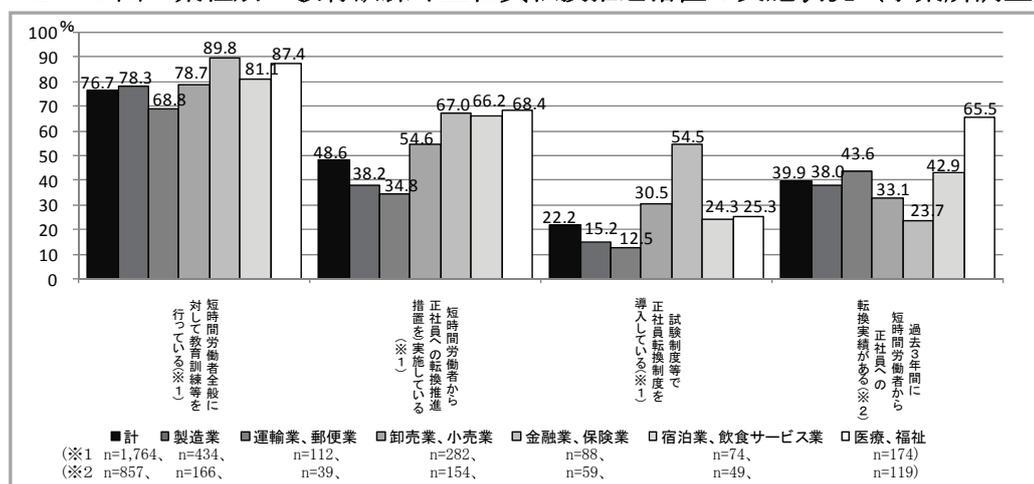
正社員と職務が同じ短時間労働者がいる事業所の割合は、医療・福祉が3分の1超と多いものの、いずれの業種でも2～3割みられる。正社員と職務かつ人材活用等まで同じ短時間労働者がいる事業所割合では、宿泊・飲食サービス業の約3割から製造業の1割程度までの間で分布している。

その上で、正社員と職務が同じ短時間労働者の処遇については、基本賃金を正社員と異なる算定要素に基づき支払っている割合は、製造業や宿泊・飲食サービス業で相対的に少ない。また、正社員と職務が同じ短時間労働者の基本賃金の性格として、職能給で支払っている割合は、相対的に運輸・郵便業で少ない一方、卸売・小売業が多い。職務給は医療・福祉等、業績・成果給は運輸・郵便業や卸売・小売業等で相対的に多くなっている。

正社員と職務が同じ短時間労働者に対する1時間当たりの賃金割合が、正社員より低いとする事業所は、運輸・郵便業や宿泊・飲食サービス業で相対的に少ない。正社員と職務が同じ短時間労働者に対して、賞与や退職金を支給している割合は、卸売・小売業や製造業、医療・福祉で相対的に多くなっている。

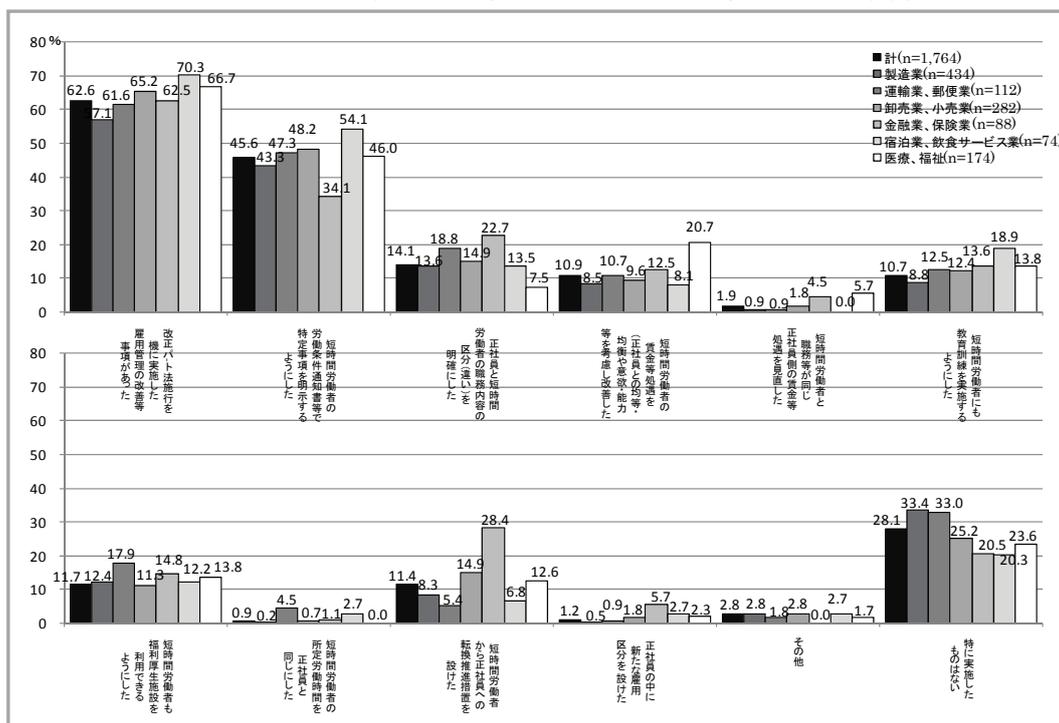
短時間労働者全般に対する教育訓練については、運輸・郵便業でやや落ち込むものの、いずれの業種でも約8～9割の事業所が実施している。一方、短時間労働者から正社員への転換推進措置の実施割合は、製造業や運輸・郵便業で相対的に少ない。同措置を制度等として導入している割合は金融・保険業で高く、過去3年間の転換実績は、医療・福祉で相対的に多くなっている（第3-2-3図）。

第3-2-3図 業種別・教育訓練や正社員転換推進措置の実施状況（事業所調査）



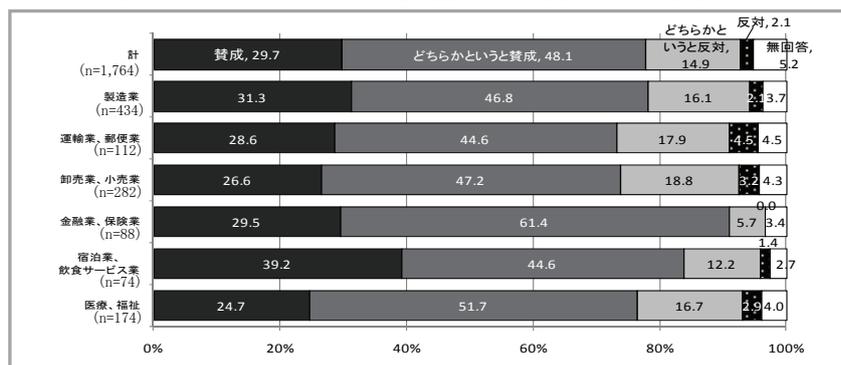
改正パートタイム労働法の施行を機にした雇用管理の改善等見直しについては、「特に実施していない」割合が製造業や運輸・郵便業で相対的にやや高いものの、いずれの業種も6～7割の事業所で行われている。内容をみると、「特定事項の明示」は宿泊・飲食サービス業等、「職務区分の明確化」は金融・保険業や運輸・郵便業等、「賃金等処遇の改善」については医療・福祉等、「正社員への転換推進措置」は金融・保険業等で相対的に多くなっている（第3-2-4図）。

第3-2-4図 業種別・改正パートタイム労働法の施行を機にした雇用管理の改善等見直しの実施状況（事業所調査）



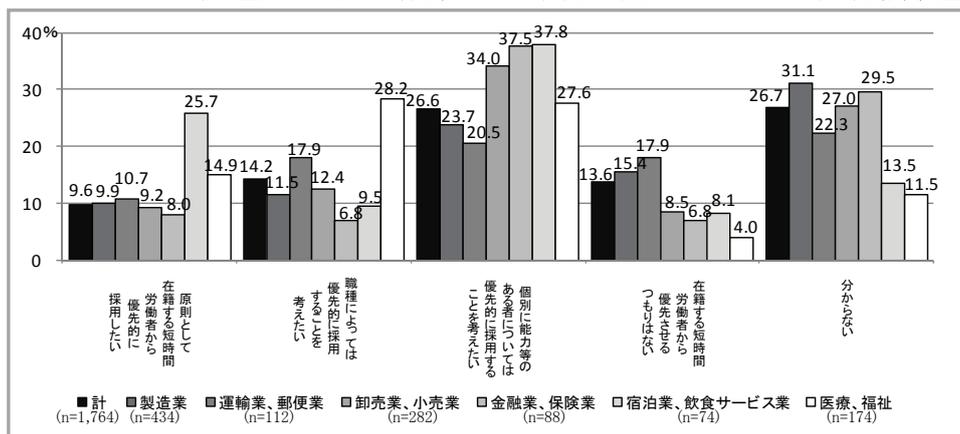
さらに、職務による同一労働・同一賃金の考え方に対する賛否を業種別にみると、賛成の割合が相対的に高いのは、金融・保険業や宿泊・飲食サービス業等で、反対の割合が相対的に多いのは、運輸・郵便業や卸売・小売業等となっている（第3-2-5図）。

第3-2-5図 業種別・同一労働同一賃金の考え方に対する賛否（事業所調査）



また、短時間労働者の今後の優先活用方針については、「原則、在籍者から」とする割合が相対的に高いのは宿泊・飲食サービス業、「職種によっては考えたい」は医療・福祉、「個別に能力がある人は考えたい」は宿泊・飲食サービス業や金融・保険業、卸売・小売業等で相対的に高い。一方で、「優先させるつもりはない」は、運輸・郵便業や製造業等で相対的に高くなっている（第3-2-6図）。

第3-2-6図 業種別・短時間労働者の今後の優先採用方針（事業所調査）



こうした結果を総合的に勘案すると、業種別により取り組みやすい、短時間労働者の処遇改善のアプローチが浮き彫りになってくる。

まず、製造業は、短時間労働者を「簡単な仕事内容のため」や「人件費が割安なため」、「定年社員の再雇用のため」等に活用している割合が高く、相対的に女性比率が低い（男性比率が高い）。一方、卸売・小売業における短時間労働者の活用理由は、「人件費が割安なため」「1日の忙しい時間帯に対処」「簡単な仕事内容」等で、従業員数に占める短時間労働者比率や女性比率が相対的に高い。ただ、所定労働時間や勤続年数については、製造業及び卸売・小売業とも4分の3以上・5年以上まで幅広く分布しており、処遇についても、職務が同じ正社員と比較した1時間当たり賃金割合は低いものの、製造業は正社員とは異なる算定要素に基づき支払っている割合が相対的に少なく（同様・共通の算定要素で支払っている割合が高く）、また、卸売・小売業は職能給や業績・成果給的な性格を帯び、ともに賞与や退職金の支給割合が相対的に高い傾向がみられる。

これに対し、運輸・郵便業は短時間労働者を「簡単な仕事内容のため」や「人件費が割安なため」「定年社員の再雇用のため」等に活用し、相対的に女性比率が低い（男性比率が高い）点では製造業と共通している。また、宿泊・飲食サービス業における短時間労働者の活用理由は、「1日の忙しい時間帯に対処」「人件費が割安なため」「人を集めやすい」「簡単な仕事内容」「雇用調整しやすいため」等が多く、従業員数に占める短時間労働者比率や女性比率が相対的に高い点では、卸売・小売業に似通っている。ただ、所定労働時間や勤続年数については、運輸・郵便業、宿泊・飲食サービス業ともに

1 / 2 以上 3 / 4 未満・勤続 3 年未満が相対的に多く、処遇についてもともに賞与や退職金は支給しないが、職務が同じ正社員と比較した 1 時間当たり賃金が低い割合は相対的に少なく、運輸・郵便業は業績・成果給的な性格を強く帯び、宿泊・飲食サービス業では正社員とは異なる算定要素に基づき支払っている割合が相対的に少なく（同様・共通の算定要素で支払っている割合が高く）なっている。また、雇用に関してもともに過去 3 年間の正社員転換実績が相対的にやや多く、運輸・郵便業は短時間労働者のまま無期契約である割合、宿泊・飲食サービス業は原則、在籍者からの優先採用方針も高くなっている。

一方、金融・保険業や医療・福祉は、短時間労働者を「経験・知識、技能のある人を採用したいため」や「退職した女性社員の再雇用のため」に活用する傾向が相対的に高いが、所定労働時間や勤続年数は、金融・保険業で 3 / 4 以上・3 年以上が多いのに対し、医療・保険はいずれも幅広いタイプを許容している。こうしたなか、その処遇については、金融・保険業は改正パートタイム労働法の施行を機に実施した雇用管理の改善等見直しで、「職務区分の明確化」割合が相対的に高く、職務が同じ正社員と比較した 1 時間当たり賃金も低い、福利厚生の実施や正社員転換推進措置の制度等段階での導入には積極的である。対して医療・福祉は、職務が同じ正社員と比較した 1 時間当たり賃金は低いものの、職務給が勘案されやすく、改正パートタイム労働法の施行に際し「短時間労働者の賃金等処遇を（均等・均衡や意欲・能力等を考慮し）改善した」割合も相対的に高く、賞与の支給割合が高くなっている。また、過去 3 年間の正社員転換実績も多いほか、職種や個別の能力等による今後の優先採用方針もある。

すなわち、大きな方向性としてみれば、製造業や卸売・小売業では、定期昇給や賞与をはじめ、退職金を含めて処遇の不衡平性を直接、賃金面で是正していこうとする傾向が強い。また、運輸・郵便業や宿泊・飲食サービス業は、処遇の不衡平性を日々の基本賃金面で是正しつつ、長期的な雇用区分の転換で補完しようとする傾向が強い。一方、金融・保険業はむしろ、処遇の不衡平性を賃金面ではなく長期的な雇用区分の転換（将来報酬）で補完しようとする傾向が強く、さらに医療・福祉は、賃金・雇用両面の改善を混合し、処遇の不衡平性を短期・長期に是正することにより、効果的な人材獲得を追求する傾向がみられる。

なお、これらの横串で業種・横断的な特徴を抽出すると、例えば① 1 週間当たりの所定労働時間が正社員の 4 分の 3 以上が多くなると、基本賃金の性質として生活給も勘案されやすくなる（製造業、金融・保険業、医療・福祉）② 勤続 3 年未満が多く 5 年以上が少ない場合、正社員転換実績も多くなることから、（処遇の不衡平性を長期消化する場合にも）この程度の期間で判断が下されている可能性がある（宿泊・飲食サービス業、運輸・郵便業）③ 勤続 5 年以上が多くなると、基本賃金の性質として職能給が勘案されやすいほか、賞与や退職金まで支給される仕組みが適用されやすくなる（卸売・小売業、医療・福祉、製造業等）——などといった特徴も見えてくる。

こうしたことを一つの手掛かりとして、例えば好事例集等で処遇の全体的なありようを勘案した均衡待遇³³の取り組み手法を示しつつ、行動計画等で具体的なアクションを求めていくようなアプローチが考えられるだろう。

2. 論点②正社員転換に係るアプローチ

近年、正社員の絞り込み傾向が強まり、かつて正社員が担っていたような仕事や、正社員と近い中核的な仕事等に従事させるケースもみられるなか、短時間労働者から正社員への転換をどう進めれば良いかについては、(事業所が短時間労働者を雇用する理由と逆行するだけに)悩ましい課題となってきた。こうしたなか、今回の調査でも半数弱の事業所が、改正パートタイム労働法第12条が求める義務事項にも係わらず、正社員転換推進措置を実施していない現状が明らかになった³⁴。そこで、教育訓練や戦力化との関係性や、均衡待遇と正社員転換の補完・代替不可性等に着目することで、正社員転換の促進に向けた手法を探ってみたい。

まず、企業はそもそもどのような場合に、短時間労働者を正社員へ転換したいと考えるのだろうか。それは、短時間労働者だけでなくその他労働者、さらには正社員も含めた人材の調達状況や、短時間労働者の量的・質的拡大度合い等の人材活用戦略に依存するとともに、短時間労働者が不可欠な戦力として成長した時ではないかと推測される。

そこで、短時間労働者の戦力化の指標として、正社員と職務(B)や人材活用の仕組み等(C)、さらには(実質)無期契約(D)の短時間労働者の有無と、正社員転換推進措置の実施状況の関係を調べてみると、当該・短時間労働者の戦力化の度合いが高ま

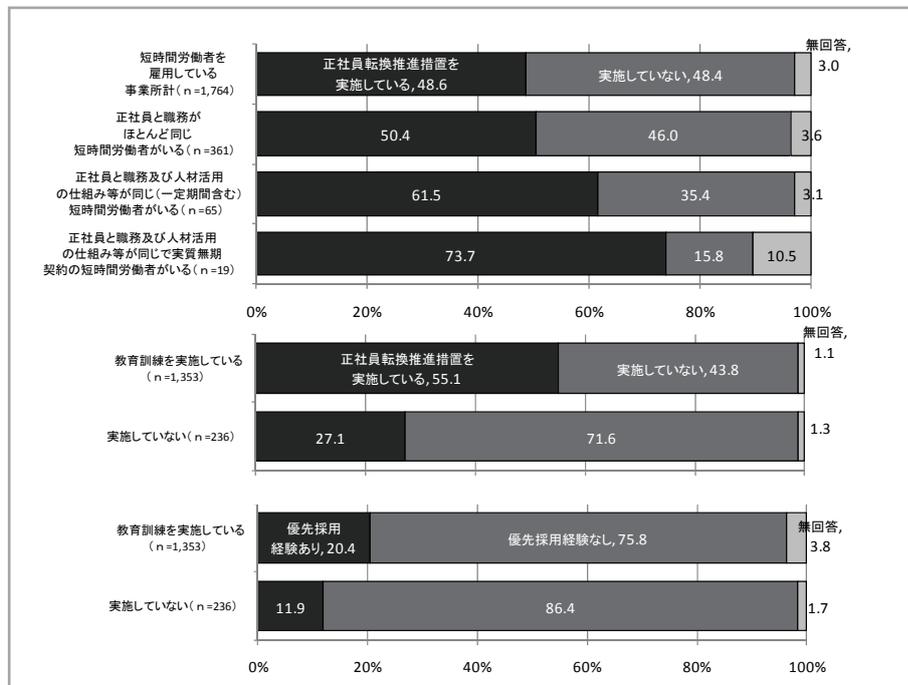
³³ 厚生労働省「パートタイム労働に係る雇用管理研究会」報告(2002年)では、均衡待遇の具体的なありようとして、「正社員と同じ職務を行う短時間労働者(Aタイプ)」については、①正社員と共通の役職体系下で積極的に役職登用するとともに、登用者は正社員と賃金水準を合わせる②段階的に能力発揮を促す制度を設けるとともに、正社員と働き方が同じ区分の者の賃金は正社員の初任給と同程度の水準にし、さらに正社員への転換機会を付与する③短時間労働者の初任給を、正社員の初任給水準に合わせるとともに、勤続期間が長期化した者にはより上位の正社員とのバランスを考慮する④短時間労働者の初任給額を同じ職務を行う正社員の水準に合わせるとともに、正社員と共通の人事考課表による査定に基づき、昇給や賞与の支給を行う⑤共通の賃金体系下で、短時間労働者の賃金等を時間比例方式で決定するとともに、正社員と短時間労働者の相互転換を可能にする⑥正社員に対し育児や介護のための短時間勤務制度を設けるとともに、短時間勤務を行う正社員(パートタイム労働法上では「短時間労働者」に該当)の労働条件を決定する際の視点として時間比例の考え方を取り入れている事例等。一方で「正社員と異なる職務を行う短時間労働者(Bタイプ)」については、①職務遂行能力に基づき格付けされた等級により基本時給を決定するとともに、人事考課結果を賞与に反映させる②短時間労働者の勤務成績や能力を賃金に反映し、さらに正社員と短時間労働者の中間的な形態(準正社員)を設け、正社員までの転換を可能にする③勤務成績に基づく評価を昇給に反映させるとともに、長期勤続者には退職金制度を整備する④短時間労働者にベースアップや勤続年数に応じた昇給を行い、また通信教育の受講を可能にしその能力発揮や定着を図る⑤短時間労働者の中により高度・専門的な職務を行い処遇もアップする区分を設け、一般の短時間労働者からの転換を可能にする事例等を挙げている。企業に対しこうした好事例を示しながら、具体的な行動計画等の策定を求める手法などが考えられる。

³⁴ 労務行政研究所「改正パートタイム労働法に企業はどう対応したか」調査(上場・相当企業を対象に実施し、回答がありパートタイマー・フルタイマーを雇用していた183社について集計)(2008年9月)は、パートタイマーだけでなくフルタイマーも含めて、正社員転換推進措置の実施状況を把握しているが、それでも33.5%が「特に講じていない」。

るほど、正社員転換推進措置を導入している割合も高くなること分かる³⁵（第3-2-7図）。

また、戦力化につながる教育訓練の実施状況と、正社員転換推進措置の関係についても調べると、短時間労働者に対して教育訓練を「実施している」場合に、正社員転換推進措置を導入している割合は55.1%に対し、教育訓練を「実施していない」場合は27.1%とほぼ半減する。同様に、正社員の新規採用時の優先採用³⁶経験をみても、教育訓練を「実施している」場合は、短時間労働者から優先採用した経験「あり」が20.4%に対し、教育訓練を「実施していない」場合は11.9%まで低下する。

第3-2-7図 短時間労働者の戦力化度合い別及び教育訓練の実施の有無別
正社員転換推進措置の実施状況や優先採用経験（事業所調査）



総じて、短時間労働者に教育訓練投資を施し戦力化するほど、短時間労働者を正社員へ転換したいという事業所のモチベーションが高まるのか、逆に教育訓練を強化し短時間労働者を戦力化するに当たり、将来報酬としての正社員転換を掲げる必要があるのか

³⁵ この点については原ひろみ（叢書・働くということ「第9章非正社員から正社員への転換」『人事マネジメント』ミネルヴァ書房、2009年）も、仕事内容や責任が正社員とほぼ同じパート・アルバイトの割合が高い（＝質的な活用が進んでいる）事業所（正社員登用制度の導入率：同パート・アルバイト4割以下で36.0%、5割以上で約32.9%）ほど、そうしたパート・アルバイトのいない事業所（16.2%）より、正社員登用制度の導入割合が2倍以上高いことを指摘している。

³⁶ 改正パートタイム労働法の正社員転換推進措置は、既に雇っている短時間労働者を、優先的に雇入れることまでを義務づけるものではない（平19.10.1雇児発1001002号通達）。

³⁷など理由は定かでないが、短時間労働者の教育訓練をテコ入れし、その戦力化を促すことで、結果として正社員への転換の推進につなげていく方策が有効と考えられる。

一方、正社員転換をめぐるのは、均等・均衡待遇との間にいわば補完関係が成り立つことが指摘されてきた。処遇の短期的な不衡平性が、将来の正社員転換という長期的な衡平性によって補完され得るという考え方³⁸である。そこで今回の調査から、賃金に対する納得性と今後の働き方の関係性を調べてみると、(必ずしも水準自体に依らず)賃金に対する納得性が高いほど「短時間労働者のまま働きたい」とする割合も高く、逆に言えば賃金に対する納得性が低いほど「正社員になりたい」割合が高まることが分かる(第3-2-8図)。言い換えれば、改正パートタイム労働法が均衡待遇の努力義務とともに、正社員への転換推進措置を義務づけている³⁹妥当性を裏付けている。

一方、正社員転換と均等・均衡待遇の間には、代替不可関係があることも指摘されてきた。「仕事と生活を両立させるための働き方として選択している多くの短時間労働者にとっては、(正社員転換は処遇格差を正当化する手段となり得ず)均等・均衡待遇を確保する必要性が高くなる」が、「正社員としての就職を望みながら短時間労働者で働いている者にとっては、正社員への転換こそが根本的解決となる(処遇格差を強行的に規制する必要性はその分少なくなる)」と考えられる⁴⁰ためである。

そこで、今回の調査から同様にみても、賃金水準が同等かそれ以上になると、むしろ正社員転換ニーズが高まることが分かる。職務や働き方等が同様になり、賃金水準まで同等かそれ以上を支給されているのに、なぜ正社員にはなれないのかという思いが先鋭化するためではないかとみられるが、正社員転換と均衡待遇には補完性が成り立つものの、一定以上は代替不可性を加味した対応が求められることを示唆している。

総じて、事業所の短時間労働者がどのようなニーズを持つ対象で構成されているかについて、契約更新時の面接や職場のアンケート調査等を通じ的確に把握しつつ、正社員転換と均等・均衡待遇を効果的に組み合わせ、処遇改善に活かしていくような方策が

³⁷ 原(注釈35参照)は、10代または20代がパート・アルバイトの主要な年齢層である事業所で正社員登用制度の導入割合がもっとも高く(約41.4%)、30代では約29.3%、40代では約18.9%、50代では約19.6%などと低下すること。また、パート・アルバイトを「正社員を募集しても集まらないため」に活用している事業所の正社員登用制度導入率(約63.6%)は、その他の理由を挙げる事業所(例えば人件費抑制で約26.6%、業務量変動に対応で約28.7%等)より2倍以上高いことなどを指摘している。

³⁸ 奥西好夫「正社員および非正社員の賃金と仕事に関する意識」(日本労働研究雑誌No.576、2008年、pp54-68)は、賃金格差の納得度には賃金額や仕事内容そのものより、雇用形態間の区別意識や仕事の区分、キャリア展望の方が重要であると指摘している。すなわち、一時点の職務分析に基づく賃金決定だけで賃金格差の納得度を高めることには限界があり、正社員への転換(あるいは転職)など適切なキャリア展望、象徴としての平等主義など、より総合的な人事管理施策が重要であると提起している。

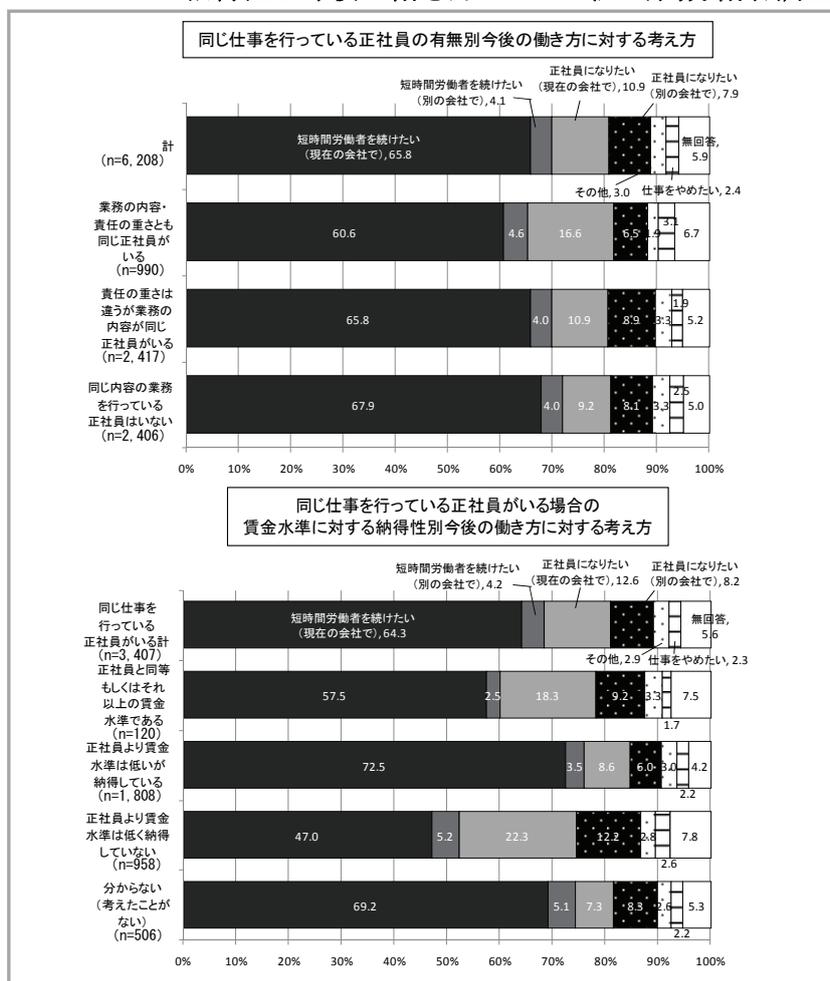
³⁹ 改正パートタイム労働法第3条1項は、「短時間労働者の就業実態等を考慮して、適正な労働条件の確保、教育訓練の実施、福利厚生の充実その他雇用管理の改善及び通常労働者への転換の推進に関する措置等を講じることにより、通常労働者と均衡のとれた待遇の確保等を図り、当該短時間労働者がその有する能力を有効に発揮できるよう努める」として、正社員転換を均衡待遇の手法の一つに初めて位置づけた。

⁴⁰ 両角道代「均衡待遇と差別禁止——改正パートタイム労働法の意義と課題」(日本労働研究雑誌No.576、2008年、pp45-53)。

有効と考えられるだろう。

とはいえ、先述したように「正社員になりたい」短時間労働者がいる事業所における、正社員転換推進措置の導入率でも約6割にとどまっていた⁴¹。短時間労働者をなぜ、正社員に転換できない・しにくいかの理由を聴くと、「正社員としてのポストが少ない」35.2%、「短時間労働者は時間外労働が困難」22.4%、「短時間労働者は転勤が困難」12.9%——など、そもそも正社員の要員数が限られることや、正社員の現在のありようを前提に短時間労働者が応じられないことも指摘されており、いわば膠着状態にあることが分かる（第2-5-5図）。

第3-2-8図 同じ仕事を行っている正社員がいる場合の賃金水準の納得性と今後の働き方ニーズ（短時間労働者調査）



⁴¹ 正社員転換推進措置を導入している割合は、先述したように正社員と職務や人材活用の仕組み等が同じで（実質）無期契約の短時間労働者が「いる」事業所ほど高くなるが、一方で正社員転換推進措置を実施する上で支障がある割合も、正社員と職務が同じ短時間労働者がいる事業所で支障あり33.0%（支障なし62.1%）、同様に人材活用の仕組み等も同じがいる事業所で35.0%（62.5%）、さらに（実質）無期契約がいない事業所で42.9%（57.1%）——などとなっている。

対して短時間労働者の側では、多様な正社員区分があれば選択したいというニーズが、短時間正社員で60.6%、勤務地限定正社員で73.0%などと高い。

しかしながら現状、短時間労働者を雇用している事業所における短時間正社員制度の導入・運用割合は33.6%と、社会全体の平均⁴²よりは上回っている⁴³ものの、その利用事由は育児78.6%、介護57.7%、傷病復帰30.4%、高齢者14.0%——などとなっていて、正社員以外からの転換に利用している割合は11.8%に過ぎない。

また、短時間正社員を「(少なくとも正社員転換の際の中間形態として) 設けている」割合は3.9%、無期契約社員(勤務地限定、職種限定等)については5.6%、改正パートタイム労働法の施行を機に「新たな正社員区分を設けた」事業所は1.2%など、短時間労働者のニーズの実現にはほど遠いのが現状である(第2-5-6図)。

こうした中であっては、いわゆる多様な正社員の導入(職務や働き方と処遇の関係性の多元的な展開)⁴⁴⁴⁵が、正社員側のワーク・ライフ・バランスなど働き方の見直し(正社員区分の複線化)と合流しながら進展することで、短時間労働者にとっても有効な方策として機能する⁴⁶ことが期待される。

なお、今回の調査から短時間労働者の処遇状況を契約期間の定めの有無別にみると、多様な正社員区分の実現が必ずしも難しいわけではないようすも浮き彫りになる。短時間労働者と一括りに言っても、契約期間に定めがあるかどうかで既に雇用管理・処遇状況は相当異なっている。契約期間の「定めがない」短時間労働者については、例えば職務が同じ正社員との「賃金差なし」が3割以上にのぼり、基本賃金の性格としても職務に加えて職能、生活給等が勘案されやすいなど、一般的な短時間労働者像とは既に異な

⁴² 短時間勤務を選択できる事業所割合は(参考)8.6%であり、2020年に29%へ引き上げる方針が掲げられている(仕事と生活の調和推進官民トップ会議「仕事と生活の調和推進のための行動指針」(2007年))。

⁴³ 短時間正社員を制度あるいは運用している割合は、正社員と職務が同じ短時間労働者がいる事業所で35.7%、正社員と職務及び人材活用の仕組み等が同じ短時間労働者がいる事業所で47.7%、正社員と職務及び人材活用の仕組み等が同じで(実質)無期契約の短時間労働者がいる事業所で57.9%——などと高くなる。

⁴⁴ 多様な正社員に係る提言としては、経済財政諮問会議「労働市場改革専門委員会第4次報告」(2008年)、厚生労働省雇用政策研究会・報告「持続可能な活力ある社会を実現する経済・雇用システム」(2010年)等。

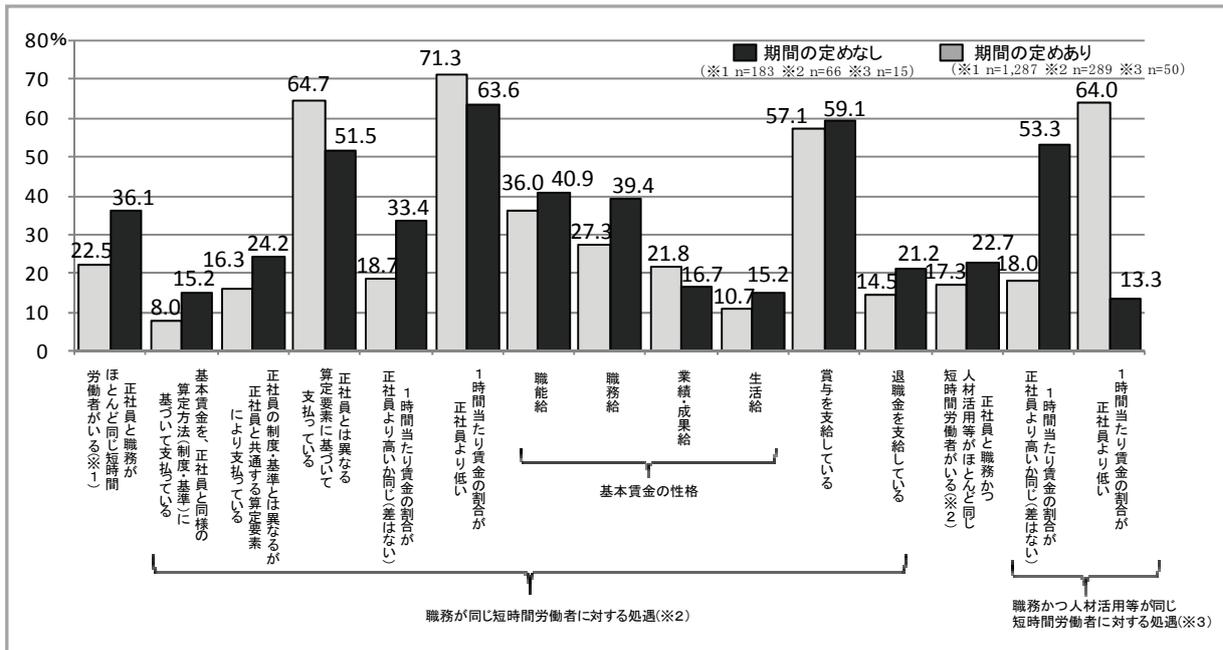
⁴⁵ 厚生労働省は3月、「多様な形態による正社員」に関する研究会を立ち上げ、「多様な形態の正社員の働き方を、労使が選択しえるような環境整備を図ることについてどう考えるか」のほか、「多様な形態の正社員としてはどのようなものがあり得るか」(労使双方から正社員と評価されるにはどういった雇用管理を行うべきか、勤務地等一定の制約を伴うことと待遇、昇進・昇格、教育訓練当の関係についてどう考えるか、制度の円滑な導入のためどういった方法(労使の話し合いや社内理解の促進等)が考えられるか、制度の具体的な運用に当たっての留意点(トラブル防止策、苦情処理等)は何か)——等の論点につき検討を進めている。企業の雇用管理の実態をアンケート調査で把握しつつ、本年10~12月を目途に報告書と好事例集をまとめ(「多様な形態による正社員」推進事業)、来年1月以降、これらを活用した事業主セミナー等を開催し、普及を促すことにしている。

⁴⁶ 守島基博「多様な正社員と非正規雇用」(RIETI Discussion Paper Series 11-J-057, 2011年)では、キャリアパスと仕事内容を両方とも区分した多様な正社員施策が、非正社員の働く意欲や格差の納得感にプラス(キャリアパスだけではマイナス)に寄与することを示唆している。

る様相を呈する処遇・区分層へ分化している⁴⁷とも捉えられる（第3-2-9図）。

こうした層を足掛かりとして、徐々に多元化が進みつつある⁴⁸勤務地、キャリア、職種、労働時間等の限定正社員との整合性を精査し、その処遇差が果たして合理的に⁴⁹説明できるものになっているか、インサイダー・アウトサイダーの違いに帰結していないか等を見直すことが、多様な正社員の実現の糸口になるのではないかと考えられる。

第3-2-9図 期間の定めの有無別・短時間労働者の処遇状況



3. 論点③職務分離と職務統合

正社員と短時間労働者の均等・均衡待遇を進めるに当たっては、法規制を強化すると職務（・人材活用等）の統合とともに、その回避策（脱法意図含む）としての職務（・人材活用等）の分離をも推し進めてしまう恐れが危惧されてきた⁵⁰。

⁴⁷ リクルートワークス研究所「正規・非正規二元論を超えて」（2009年）では、総務省「就業構造基本調査」を基に、「契約期間が1年以上か期間の定めがない」常用・非正規に着目し、1987年当時の6.9%（正規雇用は80.3%で常用雇用計87.2%。ほか、臨時・非正規は12.6%で非正規雇用計19.5%）から、2007年現在では21.7%（同順に64.4%、86.1%、10.9%、32.6%）まで、その厚みを着実に増してきたこと（一方で臨時・非正規についてはむしろ大きく変わっていないこと）を指摘している。

⁴⁸ 佐藤博樹、佐野嘉秀、原ひろみ「雇用区分の多元化と人事管理の課題」（日本労働研究雑誌No.518, 2003年, pp31-46）は近年、正社員・非正社員という区分だけでなく、それぞれの内部に複数の雇用区分を設ける企業が増加しており、正社員・非正社員の枠を超えて雇用区分の再整理の必要性が高まっていることを指摘している。

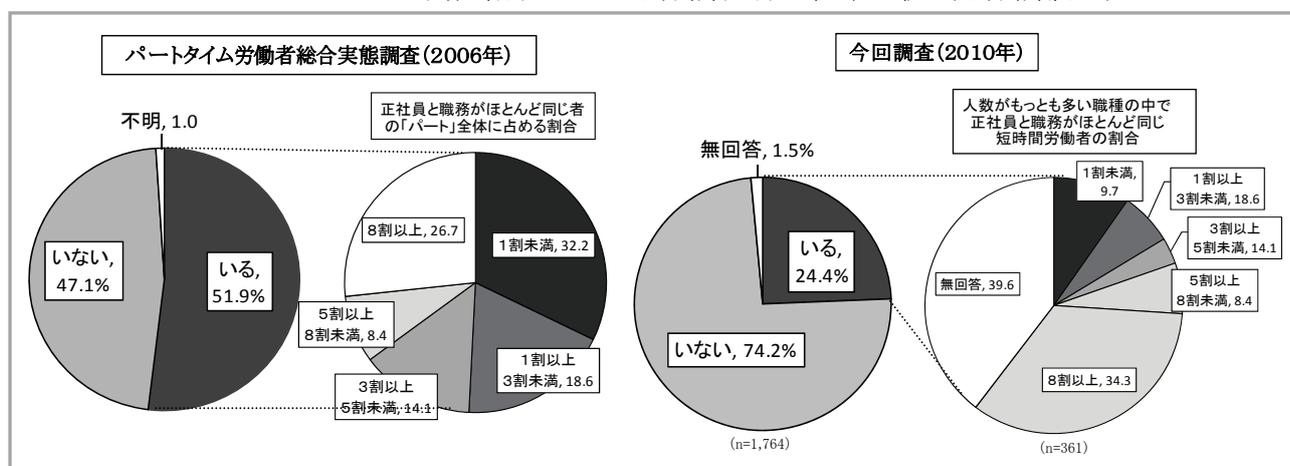
⁴⁹ 水町勇一郎『「格差」と『合理性』—非正規労働者の不利益取扱いを正当化する『合理的理由』に関する研究』（社会科学研究62巻3・4号, 2011年）に詳しい。

⁵⁰ 菅野和夫＝諏訪康雄「パートタイム労働と均等待遇原則」（『山口俊夫先生古希・現代ヨーロッパ法の展望』, 東京大学出版会, 1998年, pp130-131）では、女性への間接差別の禁止という手法で均等待遇の実

こうしたなか、今回の調査で職務（業務の内容×責任の程度）が同じ正社員と短時間労働者が「いる」事業所は24.4%（定年再雇用の影響を除くと22.0%）と、過去調査と比較しても6割程度にとどまった（第3-2-10図）。

これには短時間労働者の中でもっとも人数が多い、すなわち同事業所でもっとも一般的な職種を聴いた上で、同職種に就いている正社員の有無を聴くという、聴き方の違いが影響している恐れがある。つまり、正社員と職務が同じ短時間労働者が「いる」としたら、例えば管理職などむしろ人数がそう多くない職種だった可能性も考えられる⁵¹。

第3-2-10図 正社員と職務（業務の内容及び責任の重さ）がほとんど同じ短時間労働者がいる事業所割合の経年比較（事業所調査）



その上で、そもそも職務の異同はどう判断すべきかの方法を明確にした⁵²改正パートタイム労働法が、正社員と職務が同じ短時間労働者に対する処遇改善（均等・均衡待遇化）を推し進める反面、厳格なモノサシに照らすと職務が同じであると言える短時間労働者は一定程度にとどまると認識させた可能性⁵³や、そもそも正社員とは職務（・人材

現を図っていったイギリスで、低技能・低報酬の職種につく女性パートタイム労働者が増加するという職種分離の進行現象が見られたことを指摘し、均等待遇原則の導入は女性労働者を二極分化、パートタイム労働者の低技能職種への集中に帰結させる恐れがあると警告している。

⁵¹ 実際、今回の調査で、短時間労働者の中でもっとも人数が多い職種別に、職務がほとんど同じ正社員がいる割合をみると、「管理」で38.5%、「専門・技術」で31.1%となっており、「生産工程・業務」（27.0%）や「販売」（25.9%）、「事務」（18.4%）等を上回っている。

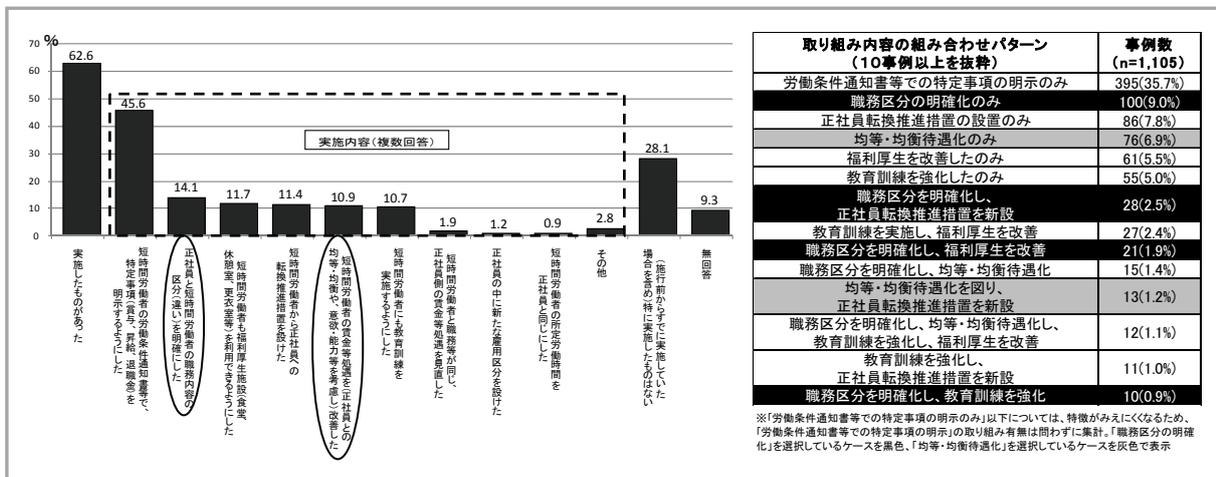
⁵² 職務の異同・判断方法は、厚生労働省「職務評価実施マニュアル」に詳述されている。手順としては、比較対象となる短時間労働者と通常労働者の業務の種類が同じであるかを「労働省編職業分類」の細分類を目安に判断する。同一なら、中核的業務が実質的に同じと言えるかどうかを判断する。これも同一なら、職務に伴う責任の程度として権限の範囲、業務の成果に求められる役割、トラブル発生時等に求められる対応の程度、ノルマなど成果への期待度等で比較する。その際には所定外労働の有無・程度も、補助的指標として考慮される（http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/parttime/job_analysis.html）。

⁵³ この点について土田道夫（叢書・働くということ「第8章パート社員の活用と均衡処遇」『人事マネジメント』ミネルヴァ書房、2009年）は、職務の異同を判断する要件に、「業務内容」だけでなく「業務に伴う責任の程度（顧客のクレーム対応、トラブル発生時の対応、時間外労働の有無、他部署との調整等）」が含まれていることで、「職務が同じ短時間労働者」の範囲を著しく縮減する恐れがあると指摘している。

活用等)が異なる状態にする分離戦略を志向⁵⁴⁵⁵させた(各要件がネガティブリストとして働いた)可能性も排除できない。

実際、改正パートタイム労働法の施行を機に実施した、雇用管理の改善等見直しについて聴いた結果では、「正社員と短時間労働者の職務内容の区分(違い)を明確にした」との回答が、「労働条件通知書等で特定事項を明示した」に次いで多かった。なお、この設問は複数回答のため、組み合わせ集計で確認すると、「職務分離の明確化した(のみ)」だけで全1,105事例中の100事例を数え、関連する組み合わせも実施パターンの上位10に頻繁に登場する(第3-2-11図)。

第3-2-11図 改正パートタイム労働法の施行を機に実施した内容(事業所調査)



短時間労働者の活用戦略(シナリオ)として、職務(・人材活用等)の「分離(均衡待遇の必要性回避)派」と「統合(均衡待遇の必要性許容・対応)派」に分かれつつあり、これに伴い改正パートタイム労働法への対応のあり方も異なっている⁵⁶⁵⁷と考えられる。

54 今後のパートタイム労働対策に関する研究会(平成23年3月30日開催)の労使ヒアリングでも、実際に「差別的取り扱い禁止部分はもともとそういう人がそんなにいなかった」のに加え、「業種・規模にも依るが、改正パートタイム労働法が施行されたことで、職務分離により疑問や不満を持たれないようにしている企業もある」旨が報告されている。

55 石寄信憲編著「パート労働法への実務対応」(『非正規社員の法律実務』(中央経済社)、2010年、pp 277等)でも、「実務ではパートタイム労働法第8条に該当した場合の待遇を議論するのではなく、パートタイマーの労務管理を正社員と明確に区別することによって、第8条の適用をできる限り回避することがもっとも現実的な対応策であるといえる」などとして、職務分離を推奨している。

56 短時間労働者の活用戦略と改正パートタイム労働法への対応関係としては、例えば、①短時間労働者の活用を量的(人数や労働時間)に拡大しない場合は、正社員との職務等の差異を強調する(のみ)②量的に拡大しても質的に基幹化しない(正社員とは任せる業務内容自体を分離するか、業務内容は同じでも責任を付与しない)場合は、正社員との職務・人材活用等の差異を明確化した上で、短時間労働者の処遇改善はあくまで同雇用区分内の比較で、職務、意欲、能力、成果等を勘案した相応のものにするにとどめ、正社員並みに働ける意欲、能力等がある人については選抜・登用する③短時間労働者が量的・質的両面で拡大(戦力化)している場合は、正社員との均等・均衡待遇化を積極的に追求するとともに、正社員登用もいわばキャリアコースの転換として併用する——などが考えられる。

57 短時間労働者の活用戦略と均衡待遇のありようについて、先行研究では、例えば社会経済生産性本部『短

ところで、職務（・人材活用等）の分離や統合が、短時間労働者にどのような影響を及ぼすかを調べてみると、改正パートタイム労働法の施行を機に実施した雇用管理の改善等見直しの中で、「正社員との職務内容の区分（違い）を明確にした」場合や、「短時間労働者の賃金等処遇を（正社員との均等・均衡や意欲・能力等を考慮して）改善した」場合は、正社員と職務が同じ短時間労働者の賃金に対する納得性を高めることが分かる（第3-1-10図）。

また、正社員との職務の異同と、職務が同じ正社員と比較した賃金に対する納得性や仕事に対する全般的な不満・不安の有無との関係をみると、職務分離という文言が与えるマイナスのイメージと異なり、短時間労働者にとっては職務（業務内容×責任の程度）が分離されている（と認識している）ほど、賃金に対する納得性が高まり⁵⁸⁵⁹、仕事の不満・不安も逡減される傾向がみられる（第3-2-12図）。

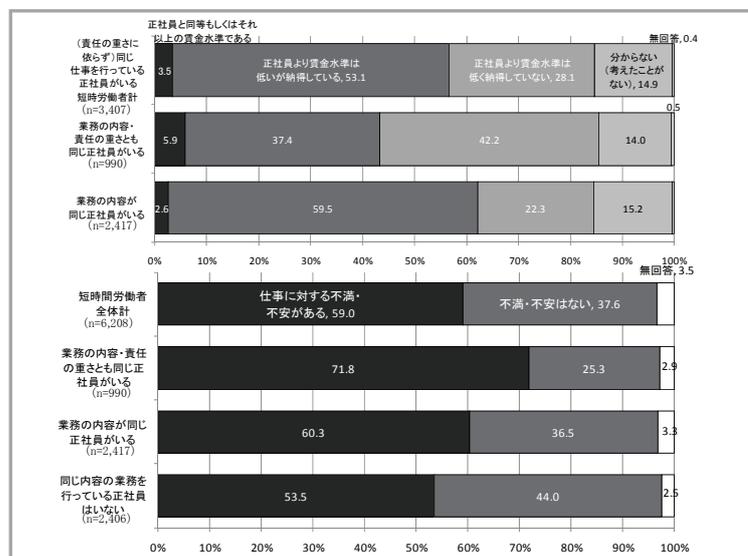
改正パートタイム労働法が、基本的には正社員との職務（・人材活用等）の異同をベースに、短時間労働者の処遇・労働条件に係る規定を設けている妥当性を裏付けていると言えるが、こうした方向性の違いは（現行の）改正パートタイム労働法の基礎的な立法構造への課題を提起しており、また、これが行き過ぎると均等・均衡待遇の実現が、処遇・労働条件や技能面で低位に均衡（固定化）し、正社員転換を難しくしてしまう恐れもある。そのため、今後のパートタイム労働施策のあり方を検討する上での課題として、この点については第Ⅱ部・ヒアリング調査の中でも、掘り下げることとしたい。

時間労働の活用と均衡処遇——均衡処遇モデルの提案』（2003年）は、「（職務）統合型人事管理」を採用する場合には、正社員に適用されている格付け制度（職能資格よりは役割等級など、仕事要素を公平尺度にすることが望ましい）を短時間労働者にまで拡張する方法（その際には適正なリスク手当の設定や、長期的な人材育成と報酬決定への対応等の視点も必要）、「（職務）分離型人事管理」を採用する場合には、異なる公平尺度で決定された処遇が結果として同一水準になるよう合わせるなどが求められるなどと提起している。また、例えば雇用能力開発機構「非正規雇用者の雇用管理と能力開発に関する調査研究報告書」（2008年）では、均衡待遇のありようを、正社員・非正社員を問わず何らかの統一的な階層の中に位置づけ、各層でふさわしい処遇をする「階層型均衡処遇」（共通基準型と差異化型がある）や、正社員に対する既存の処遇を基準にし、月給制の適用や賞与の支給など非正社員の処遇をそれに合わせていく「近似型均衡処遇」等に分類している。さらに、例えば奥西好夫ら(ESRI International Collaboration Project 2006)は、正社員と非正社員の仕事内容の類似性が高く、かつ賃金格差も小さい企業（統合戦略）と、両者の仕事内容の類似性が低くかつ賃金格差も大きい企業（分離戦略）の特徴を統計的に分析し、前者は仕事の不確実性が高い、新興、中小企業であり、後者は仕事の変動性が小さく、組織・人材を競争優位とする大企業といった違いを明らかにしている。

⁵⁸ 篠崎武久・石原真三子・塩田崇年・玄田有史「パートが正社員との賃金格差に納得しない理由は何か」（日本労働研究雑誌No.512, 2003年, pp58-73）でも、パートが正社員との賃金格差に納得するか否かは、第一に正社員との間で仕事の内容や条件が明確に区分されていることにかかっており、賃金格差が存在するにもかかわらず、パートの職務上の責任度が正社員と事実上変わらない場合、賃金格差に対するパートの納得度は著しく低下することを指摘している。

⁵⁹ 永瀬伸子「非正社員と正社員の賃金格差の納得性に関する分析」（国立女性教育会館研究紀要 vol. 7, 2003年, pp3-19）でも、「職場における多様な労働者の活用実態に関する調査」データを用いたプロビット分析の結果、仕事の難易度が高度になるほど、責任に正社員と差がないほど、正社員と同じ職務に従事する頻度が高いほど、また残業、勤務時間、休みのとりやすさ、勤務時間の自由度等で正社員と差がないほど、賃金格差に対する納得度合いは低くなることなどを指摘している。

第3-2-12図 同じ仕事を行っている正社員の有無別・賃金の納得性や不満・不安 (短時間労働者調査)



なお、今回の調査では「正社員と短時間労働者の職務がほとんど同じであれば差別的取扱いを禁止すべきという考え方」として、いわゆる同一労働・同一賃金の考え方⁶⁰⁶¹⁶²

60 人事管理上では職務分析・評価に基づく職務内容の同一性（同一価値労働の場合は類似性）を要件に、同じ賃金・処遇とすることを求める考え方を意味し、経済学では市場賃金そのものを意味する（ただし、移動範囲の制約やパートタイム労働力の供給過剰等から相対賃金が低下する可能性や、フルタイム労働市場の賃金硬直性に起因する割り当ての影響（何らかの需要低下ショックでフルタイム労働を希望しながらパートタイム労働を余儀なくされるような事態に陥るとパートタイム労働の相対賃金が低下する：大竹文雄「90年代の所得格差」『日本労働研究雑誌』No.480、2000年 pp2-11）等もある）とも指摘される。その上で、改正パートタイム労働法第8条について、高崎真一『【コンメンタール】パートタイム労働法』（労働調査会、2008年）は、「同じ職務、同じ人材活用の仕組み・運用、実質的契約形態が同じ＝同一（価値）労働であり、その場合はすべての待遇について差別してはならない（当然同一賃金）を法定した。いわば現時点における日本版「同一労働同一賃金の原則」を、我が国の法制上初めて具体的に実定化したもの」と指摘しているが、水町勇一郎「同一労働同一賃金は幻想か？」（RIETI Discussion Paper Series 11-J-059、2011年）は、「正社員に典型的な長期にわたる雇用慣行とキャリア形成を、人事異動の同一性要件という形で条文の中に折り込んだ法原則（いわば同一キャリア同一待遇原則）であり、その意味で職能給制度に親和的に設計されている」などと指摘している。

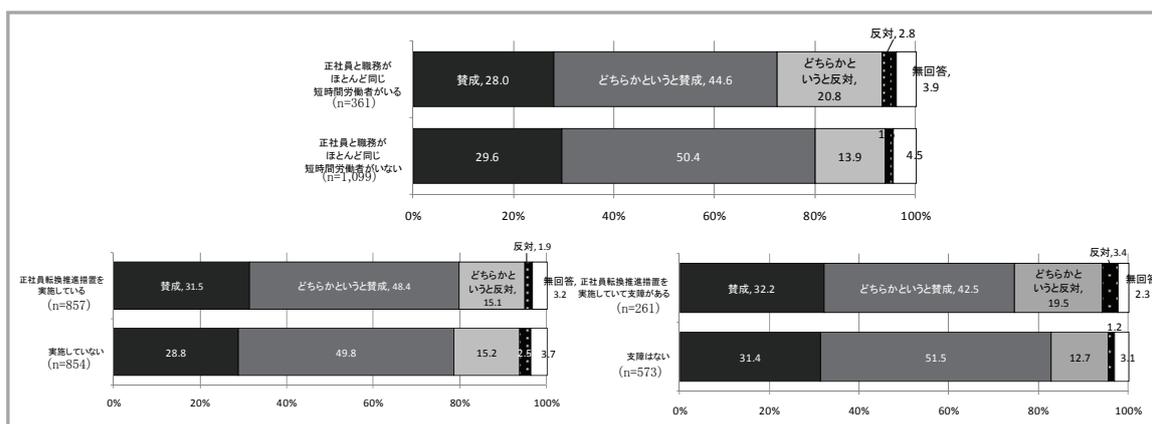
61 欧州における同一（価値）労働・同一賃金の考え方について整理した、労働政策研究・研修機構「雇用形態による均等処遇についての研究会報告書」によれば、「EU諸国における同一（価値）労働・同一賃金原則は、人権保障の観点から、性別など個人の意思や努力によって変えることのできない属性等を理由とする賃金差別を禁止する法原則として位置付けられており、他方で当事者の合意により決定することが可能な雇用形態の違いを理由とする賃金の異別取扱いについては、特段の立法がない限り直ちに適用可能なものではないと解されている」。その上で、「正規・非正規労働者間の賃金を含む処遇格差の是正については、雇用形態に係る不利益取扱い禁止原則の枠組み、すなわち正規労働者と比べて客観的（合理的）理由なく、非正規労働者を不利に取り扱うことを禁止し、かつ非正規労働者を有利に取り扱うことも許容するものであり、有利にも不利にも両面的に異別取扱いを禁止するいわゆる均等待遇原則（差別的取扱い禁止原則）とは異なる類型に属するものである。雇用形態による異別取扱いが違法となるかどうかは、客観的（合理的）理由の有無により決せられるが、その判断は人権保障に係る差別的取扱い禁止原則（特に直接差別）におけるよりも柔軟な解釈が行われている」。

62 正社員と短時間労働者の賃金格差の救済をめぐることは、法学上の学説も肯定説と否定説に割れてきた。前者には、憲法14条（社会的な不当性）と労働基準法第3・4条の根底にある同一労働・同一賃金原則により「公序」が設定されており、合理的な理由のない著しい賃金格差はこれに違反（公序良俗違反（民法90条）または不法行為（民法709条））だとして強行的な救済を主張するもの（山田省三「パートタイ

に対する賛否も尋ねており、77.8%の事業所が賛成、17.0%が反対と回答した(第2-5-11図)。これに正社員と職務がほとんど同じ短時間労働者の有無を掛け合わせると、同短時間労働者がそもそも「いない」から賛成という傾向(裏を返せば、職務による均等・均衡待遇化を推し進めると、回避行動がエスカレートするかもしれない逆説性)もみられるため注意を要するが、職務が同じ短時間労働者が「いる」事業所でも賛成は多数派⁶³であり、必ずしも無責任回答ではない⁶⁴(第3-2-13図)。

また、正社員転換推進措置の実施・支障の有無を加味しても、措置を実施していて支障がなければ賛成という傾向(裏を返せば、結局のところ正社員転換での代替に帰結し、職務による均等・均衡待遇化自体が進むわけではない恐れ)も窺えるため注意を要するが、措置を実施していて支障がある事業所でも賛成が多数派であることが分かる。今後、正社員と短時間労働者の処遇のありようについて検討を加える上で、また、職務(・人材活用等)の分離など活用戦略の変化を推測する上で、示唆的なデータと言えるだろう。

第3-2-13図 いわゆる同一労働同一賃金に対する考え方(事業所調査)



ム労働問題への視座設定とその労働条件形成の法理(労働法律旬報1229号,1989年)や本多淳亮「パート労働者の現状と均等待遇原則」(大阪経済法科大学法学研究所紀要13号,1999年)、浅倉むつ子「パートタイム労働と均等待遇の原則(上)(下)」(労働法律旬報1385号,1996)等や、基本的には労使自治を重視しつつ、使用者が格差是正の努力を怠り、著しい格差を放置している場合のみ、均衡処遇理念(パートタイム労働法旧3条自体が不法行為上の公序を形成)による柔軟な救済を提起するもの(土田道夫「パートタイム労働と『均衡の理念』」(民商法雑誌199巻4=5号,1999年)や、等がある。一方、後者には、職務基準の賃金制度が定着しておらず、むしろ勤続、年齢、被扶養者の有無等で決まっている日本の労働慣行や実態に照らすと、同一労働・同一賃金原則が既に成立していると言うのは困難で、その解決は労使自治や市場政策に委ねられるべきと主張するもの(下井隆史「パートタイム労働者の法的保護」(日本労働法学会誌64号,1984年)や野田進「パートタイム労働者の労働条件」(日本労働法学会誌64号,1991年)、中窪裕也「条件格差と法規制のフォーカス」(日本労働研究雑誌No.489,2001年)等)がある。その上で判例では、臨時社員の賃金が同一労働内容・同一勤続年数の正社員の賃金の8割以下である場合に損害賠償請求を肯定した丸子警報器事件(長野池上田支判・平成8・3・15)のほか、雇用形態の違いによる賃金格差は契約自由の範疇にあるとした、日本郵便通送事件(大阪地判・平成14・5・22)や、同一(価値)労働で事業場の慣行や就業実態を考慮してもなお著しい賃金格差がある場合には、均衡理念に基づく公序違反として不法行為が成立する余地はあるが、救済自体は否定されるとした京都市女性協会事件(大阪高判・平成21・7・16)等がみられる。

⁶³ さらに、正社員と職務や人材活用等が同じ短時間労働者が「いる」事業所は賛成派86.2%・反対派9.2%に対し、「いない」事業所では同順に68.6%・28.4%などとなっている。

⁶⁴ ただその場合でも設問の趣旨を充分、理解しての回答となっているかは定かでない。

第Ⅱ部 ヒアリング調査結果

第1章 調査の概要

第I部でみたアンケート調査結果を踏まえ、改正パートタイム労働法への対応のため、短時間労働者の雇用管理の改善等見直しを行った事業所には具体的にどのような事例が含まれているかを把握することを目的として、ヒアリング調査を実施した。

また、今回の調査では（均衡処遇が進みにくいであろう）職務（・人材活用等の）分離によっても、短時間労働者の賃金に対する納得性や、仕事・職場に対する不満・不安等に有効に寄与する可能性が示唆されたことを興味の発端として、職務（・人材活用等の）分離と統合といういわば両極に位置付けられる短時間労働者の雇用管理には、どのような異同があるかを探ることも目的¹とした。

ヒアリング対象は、短時間労働者の代表的職種であり、今回のアンケート調査で、正社員と職務が同じ短時間労働者の時間当たり賃金に、差のある事業所割合が高かった事務処理サービス（事務職）、医療・福祉（専門・技術職）、卸売・小売（販売職）から、事業所調査の設問V-（1）の回答結果を参考に、職務（・人材活用等の）分離あるいは統合という特徴を持つ企業3社を選択し、事前に電話で具体的な取り組み内容を確認した上で、訪問調査を依頼・実施²した。

調査は、人事労務の担当部長クラスを対象に、2010年11月16日～12月15日にかけて実施した。①短時間労働者に加え、フルタイム有期・無期契約労働者（呼称・パートタイマー含む）など非正社員をどのように活用しているか②非正社員の処遇状況はどうなっており、改正パートタイム労働法等を踏まえてどのような見直しを行ったか③非正社員の処遇の中でもとくに、均等・均衡の確保にどう取り組んでいるか（どういった雇用区分間を比較対象とし、どの処遇要素で均等・均衡を図っているか）④非正社員から正社員への転換はどうなっているか（推進のための取り組み・工夫は行っているか）⑤教育訓練や福利厚生の実施状況はどうか⑥短時間労働者等非正社員の一連の雇用管理を行うに当たり、同社としてどのような考え方・ルールを追求しているか（職務（・人材活用等の）分離・統合という戦略の異同はどこから生じているか）——について、2010年10月時点の実態や考え方を収集した。

第2章 調査結果の概要

三社という限られた事例の中で、多くのことを抽出できるわけではないが、ヒアリング調査の結果、いずれの事業所も改正パートタイム労働法等に対応するため、短時間労働者の雇用管理の改善等見直しに取り組んでいるものの、未だ課題を残しており、改善

¹ この間行ってきたヒアリング調査（労働政策研究報告書No.34「パートタイマーと正社員の均衡処遇—総合スーパー労使の事例から」等）でも、正社員と短時間労働者の均衡処遇のあり方について調査・考察してきたが、主に格差がどう生じ、その是正に向けどのような取り組みがなされているかに着目し、結果として職務・役割等級基準による正社員と短時間労働者の職務（・人材活用等）の統合志向を歓迎するものだった。

² アンケート調査に回答し、改正パートタイム労働法に対応する取り組みを行っていた企業を選択し、さらにヒアリング調査依頼にも理解を示し、応諾してくださったという点で、少なくとも短時間労働者の雇用管理に係る問題意識の高い企業であるというバイアスがかかることは否めない。

の途上にあるようすが明らかになった。

また、そうした中で方向性として、職務（・人材活用等）の分離と統合という活用戦略の違いもみられるが、いずれも納得性の得られる事業所（企業）内秩序の構築を目指しているという点では共通しており、むしろそれらの間で異なるのは、‘均衡＝事業所（企業）内で釣り合いのとれた状態’を作り出すに当たり、何を公平・公正と考えたかという、各組織の規範・原則に係る判断にあるようすが浮き彫りになった。

すなわち、職務（・人材活用等）の分離戦略の根底には、短時間労働者（非正社員）に正社員と同じ中核・基幹的な業務を任せたり責任性を課したりすべきでない（そうした職務を任せるならむしろ、正社員区分で採用（転換）すべきである）といった考え方があるのに対し、職務（・人材活用等）の統合戦略は、短時間労働者（非正社員）にも正社員と同じ職務（・人材活用等）の獲得機会を提供し、同様に任せ得る限りは社員区分に依らず相応の処遇を担保していくべきである、といった考え方をベースにしていた。

短時間労働者（非正社員）の処遇に対する公平・納得感は、そもそもどのような場合に得られるのだろうか。組織内公正論で言えば、自らが組織に投入するものと企業から得られるものの対比が、他の構成員（自身と類似した立場の存在）との社会的比較を通じ、不利な状況に置かれていないという評価に依存している。これを職務（・人材活用等）の分離・統合という両極の活用戦略に当てはめると、前者は短時間労働者（非正社員）が組織に投入するインプット側を調整させるものであるのに対し、後者は短時間労働者（非正社員）に企業が付与するアウトプット側を調整するものと言えるだろう。

そのため、職務（・人材活用等）の分離戦略下では、採用段階で短時間労働者（非正社員）のプロトタイプを揃える工夫が行われるとともに、新卒・若年者や生計者等については、（他社での就職機会を損失させないことも含め）意図して短時間労働者（非正社員）で採用しないといった配慮も施されている一方、職務（・人材活用等）の統合戦略の下では、短時間労働者（非正社員）に多様な選択肢を用意し、個人都合や価値観に沿った選択をできる限り尊重するとともに、賃金や賞与、昇進や承認、人材育成や雇用の安定等あらゆる処遇要素を対象に、正社員の原資を含めて衡平原則に基づく分配を追求していた。

ただそうした中で、前者についてはややもすると働き方の多様化を阻害し、短時間労働者（非正社員）の職務や処遇を縮小均衡に陥らせる恐れがある（なお、多分に現行の税・社会保険制度³や労働力の需給状況等を前提に、労使双方が経済合理的な行動を選択している結果としての側面が強い）のに対し、後者においても平等原則とのバランスが追求されなければ、短時間労働者（非正社員）に流入した新卒・若年者や生計者等だけでなく、たとえ正社員であっても厳しい状況に晒される恐れがある点に注意が必要だろう。

³ 税・社会保険制度と非正社員の就業行動の影響をめぐる問題意識の整理については、労働政策研究・研修機構編「プロジェクト研究シリーズNo.4 多様な働き方の実態と課題」に詳しい。

第3章 調査結果（各事例）

第1節 事例1

1. 改正パートタイム労働法への対応内容

職務の分離・明確化、福利厚生の改善

2. 企業の概要

都内に複数の事業所を持つ生命・損害保険関連の事務処理サービスセンター

3. 非正社員（短時間労働者）の雇用管理の現状

- ・ 単純・定型業務のローコストオペレーションを目的に、非正社員（短時間労働者）を活用する同社では、「スタッフ」216人、「パートタイマー」558人の計774を擁する。ともに女性のみ（正社員も9割強が女性）。平均年齢はスタッフが46.7歳、パートタイマーが50.7歳の計49.6歳で、近隣から自転車通勤できるような、子育て中・後の中高齢女性を中心である。
- ・ スタッフ・パートタイマーとも「1年契約更新」の有期契約だが、「60歳の雇用年限」まで、本人に就労継続意志がある限り更新する、いわば「自動更新状態」である。「有期契約であっても何回か更新すれば実質無期みなしとなり、雇止めできなくなるという認識」があるものの、「自動更新状態にあることを深刻に考えたことはない」のは、同社としてスタッフ・パートタイマーを雇用調整弁とは思っておらず、また、夫の転勤や介護事情の発生等による自然退職があり、平均勤続年数はスタッフで5.1年、パートタイマーが7.1年の計6.5年などとなっているためである。
- ・ スタッフとパートタイマーの違いは所定労働時間の長さであり、スタッフが7時間⁴（社会保険に加入）に対し、パートタイマーは4～6時間⁵（未加入）である。ともに時間外労働（月末月初にあったとしても10時間程度）や、配置転換（実態として少なく、あっても自動車、火災、海上、新種等保険種目の変更など、事務サービス部門間（同事業所内）での異動のみ）の可能性はあるが、休日出勤（中間決算時や年度末）はほとんどない。また、社内でも経営企画やコンプライアンス、業務監査等の部署を含めた異動をはじめ、グループ各社への出向（転勤）等があり得る、正社員の人材活用等とはまったく異なっている。
- ・ スタッフ・パートタイマーとも、任せている主要業務は保険契約に係る、申込み等各種書類の審査・照合、端末入力である⁶。同内容は、職務の一環として正社員も行っているが、非正社員はこれ専門（正社員はその後の保険証書作成やデータ管理等

⁴ 正社員と同じ9～17時のフルタイム。

⁵ 4時間は9～13時、13～17時、6時間は9～16時等。もっとも多いパターンは、5時間×16日で7～8割を占めている。

⁶ 他に、メールセンターでの郵便物開封・各部署振分け業務もある。

まで行う)であり、また同内容に限っても、正社員は決裁権限を持ち、複雑なものになると正社員が引き受けるなど「職務は完全に分離されている」。

- ・ なお、同社に労組はあるが組合員は正社員のみで、スタッフ・パートタイマーとも組織化されていない。

4. 非正社員（短時間労働者）の処遇体系

- ・ 全社的に業務品質の向上を掲げるなか、（正社員数を上回る）スタッフ・パートタイマーがよりやりがいを持ち、生き生きと仕事に取り組んでもらえるよう、2005年7月に制度を改定した。改定に当たっては、旧「パートタイマー」に対してアンケート調査を実施。その結果、旧パートタイマー間で働きぶりの違いに対する処遇への不満があり、また、正社員になりたいわけではないが、より自律的に仕事を任されたい、もっと長く働きたいといったニーズもあることが明らかになった。
- ・ そこで当時改定された、パートタイム労働指針等を踏まえ、年2回の評価の実施と、その結果の処遇反映によるモチベーションアップ、また、ライフスタイルに合った勤務形態へ（役割区分間）の変更・育成、教育体制の充実等を図ることにした。
- ・ まず、旧体系ではパートタイマーだけだった非正社員の雇用区分について、①新「パートタイマー」区分（1日4時間・月20日や、1日5時間・月16日など4～6時間/日の勤務形態がある）②9～17時のフルタイムで週5日勤務する新「スタッフ」区分——の2つを設置した。その上で、主要業務については書類のチェック（申込書の受付、審査・照合、保管ファイリング）及び端末入力作業のまま共通だが、その役割・業務区分観を3段階に明確化し、従来からの「ジュニア」「シニア」のレベル観に加え、新たに「パートナー」のレベル観を追加した。
- ・ 新スタッフ・新パートタイマーの賃金・一時金については、以下の通り改定した。その上で新たに6ヶ月毎の評価（一次評価は所属課長、二次評価は所属部長）⁷を実施し、時給・一時金に反映させることにした。
- ・ 評価は、①仕事の量と質（担当業務の遂行に必要な知識を有し、仕事を遅滞なく処理するとともに、出来栄は正確か）②指導力・統率力（パートタイマー・スタッフに指示・指導を行えるか）③意欲（業務知識の習得に前向きに取り組んでいるか）④協調性・服務姿勢・責任感（職員・スタッフ・パートタイマーとコミュニケーションができチームワークに貢献しているか、服務規律や指示命令を守り職場の秩序向上に努めているか、責任転嫁することなく担当業務を全うしているか）⑤コンプライアンス（就業規則や組織内ルールを守り公私混同することなく行動しているか）——の5つの観点から、B（標準を下回る）・標準（A1）・標準をやや上回る（A

⁷ 評価は、日常的な接点となる課長補佐クラスが中心となり、1人当たり20～30人を受け持ち、面接も交えながら総勢780人分を実施する。「相当な負担だが、本人とコミュニケーションを図り、納得性を高めるためには欠かせないもの」と位置づけている。

2)・優秀(A3)の4段階で実施する。

- ・評価結果の時給への反映は、A3で+20円、A2で+10円、A1で据え置き、Bで-20円とし、一時金への反映はA3で標準額の50%加算、A2で25%加算、A1で標準額、Bで標準額の25%減額⁸とする。
- ・役割・業務区分間の変更は、1・7月の1日付けで行う。ジュニア→シニアへの変更は「原則、直近2回の評価がA1以上で、所属課長が申請し所属部長が承認する」場合、シニア→パートナーへは「原則、直近2回の評価がA2以上で、所属課長が申請し、所属部長が面接の上で承認する」場合に行う。一方、パートナー→シニア、シニア→ジュニアへの変更は、「原則、直近の評価がBで所属課長が申請し、所属部長が承認する」場合に行う。

	雇用区分		役割・業務	評価	
	スタッフ	パート タイマー		内容・ウェイト	ポイント
レベル 観	パートナー		・担当業務に必要な知識を修得し、マニュアルに基づき業務を独力で遂行し、通常の処理以外にも、前例や経験を加味して適切に対処している ・チーム・グループをとりまとめ、職員と連携して業務運営ができる ・専門的な業務について、職員と連携しスケジュール化して業務遂行ができる ・担当業務の遂行に当たり、効果的・合理的な手段・方法を提言している	①仕事の量と質30% ②指導力・統率力30% ③意欲20%④協調性・ サービス姿勢・責任感15% ⑤コンプライアンス5%	①は充分な量をこなしているか、担当業務の遂行に当たり効果的・合理的な手段や方法を提言しているかも評価対象。②は担当チーム内の業務を円滑に遂行できるかも評価対象。③はパートタイマー・スタッフの知識向上に前向きに取り組んでいるかも評価対象。④はチームワークがとれるかも評価対象
	シニア	シニア	・担当業務に必要な知識を修得し、マニュアルに基づき定められた業務を独力で遂行している ・担当業務を他のパートタイマー・スタッフへ指示・指導できる	①30%②20%③20% ④20%⑤10%	①は充分な量をこなしているかも評価要素。③は新たな業務知識の習得についても評価対象
	ジュニア	ジュニア	・職員や他のパートタイマー・スタッフの指示・指導により、マニュアルに基づき担当業務を遂行している	①50%②0%③20% ④20%⑤10%	

		基本賃金(時給制)	一時金(1回当たり)	交通費	福利厚生	休暇
スタッフ	パートナー	1,090~1,230円※	30,000円(標準)※	実費 全額支給	雇用保険・労災 保険に加入。育 児休業・育児短 時間勤務制 度、介護休業・ 介護短時間勤 務制度あり	完全週休2日 制(土日)、祝 日・年末年始、 指定休日のほ か、年次有給 休暇(入社6ヶ 月後から付与)
	シニア(SS)	940(同)~1,070円※	25,000円(標準)※			
	ジュニア(JS)	920円※	10,000円(標準)※			
パート タイマー	シニア(SS)	870(ジュニアから変更後)~ 1,000円※ 評価により+20円~▲20円	20,000円(標準) ※評価により+50%~▲25%	1,100円を 上限に支給		
	ジュニア(JP)	850円※	5,000円(標準)※			

※一時金は、入社3ヶ月以上から支給し、6ヶ月以内の標準額は在籍期間に応じて減額する。また、パートタイマー⇄スタッフ間の変更があった場合も、それぞれの在籍期間に応じて減額する

5. 正社員への転換

- ・スタッフ・パートタイマーから正社員への転換推進措置は実施していない。また、過去これまでに、旧・パートタイマーを自主的に退職し、正社員採用に応募して合格したケースはあるものの、同社からの働き掛けによる転換実績はない。そのため、スタッフ・パートタイマーの採用時⁹に、正社員転換は行っていない旨を告知してい

⁸ 時給が下がるケースもあることから、ミス発生時の記録や遅刻など日頃から客観的な資料を残しておくとともに、例えば「子どもが療養中で看病にかかりきりで心理的負担が大きかった」等、本人との面接の中で理由を明確に自覚させる(言い訳させる)など、トラブル防止に配慮している。

⁹ 自然退職分を補充するとともに、新規事業立ち上げ時等はその必要分も含めて、平均して年間20~30人程度採用しているが、女性のみ職場で人間関係が問題になりやすいことから、友人社員からの紹介で応募してくる場合も多い。また、採用面接でも、チームワークで仕事ができそうか、コミュニケーションがとれそうかを重点的にチェックしている。

る。正社員は新規学卒採用（社説明会→書類選考→筆記試験→一次面接→二次面接→内定）に限っており、中途採用自体を（派遣社員からの転換と退職OGからの再雇用¹⁰以外）行っていない。

- ・ パートタイマーから転換できるのは、スタッフとの間の相互変更のみであり、毎月1日付けで、本人の申請に基づき、所属課長が職場の状況を判断の上で申請し、所属部長が承認する。新スタッフへは新パートタイマーからの転換のほか、採用時に直接応募も可能。書類と面接で選考する。

6. 非正社員（短時間労働者）の教育訓練

- ・ 入社後、1日（約6時間）かけて導入（業務）研修、コンプライアンス・個人情報保護研修を行うが、その後は各職場でのOJTが中心である。

7. 非正社員（短時間労働者）の福利厚生

- ・ 社屋内の食堂やロッカーは正社員と共通で利用させている。
- ・ 福利厚生というわけではないが、年次有給休暇はほぼ完全取得させている。また、有期契約ながら自動更新状態にあり、勤続の長期化傾向がみられてきた新スタッフ・新パートタイマーに対する新たな福利厚生として正社員と同様、4月1日時点で契約期間が①11年目となった場合、当該年度内に連続3日間の有給休暇②16年目となった場合、当該年度内に連続5日間の有給休暇——を付与することにした。

8. 社内における組織内公正性の考え方

- ・ 同社では、短時間労働という働き方に、「正社員同様の職務（とくに責任性・拘束性）を求めるのはおかしい」し、独自のアンケート調査等を踏まえ、「そうしたニーズが本人自体にない（むしろ目立ちたくない・定型業務を協調して淡々と遂行したい・定時で帰宅したいニーズが大半）」と考えている（そのため、パートタイマーの均衡処遇の比較対象もあくまでスタッフである）。こうした短時間労働の特徴を前提にした場合、「生計者や新卒若年など就かせるべきではない対象は、どんなに能力が高そうであっても本人（他社への就職機会）のためにあえて採用していない」。
- ・ 新規採用したばかりの正社員に対しては、勤続の長いスタッフ・パートタイマーが日常の業務を指導する場面もあるが、「職場のお母さんのような理解で接してくれて」おり、これと比較した処遇の不满等が寄せられた経験はない。

¹⁰ 退職OGの再雇用については、2008年1月より給与の特例措置を含む新制度を導入した。職員として継続・満4年以上勤務した経験があり、退職事由が結婚・出産、育児、介護、転居等で、離職期間が10年以下、再雇用時の年齢が原則満46歳以下の場合に応募できる。

第2節 事例2

1. 改正パートタイム労働法への対応内容

職務の分離・明確化、正社員側の処遇の見直し、福利厚生の改善、
正社員転換

2. 企業の概要

地方県内に複数の事業所を展開する介護・医療機関

3. 非正社員（短時間労働者）の雇用管理の現状

- ・ 同社には正社員、非正社員という区分け（身分意識）はなく、存在するのは常勤（日給月給制）、非常勤（時給制）の違いのみである。そのため、すべて無期契約である（計377人：常勤男性69人・女性163人、非常勤男性30人・女性115人）。有期契約の活用は、入職時3ヶ月間の試用期間及び新卒から医療事務へ入社する場合の試行的アルバイト期間（6ヶ月～1年間）、奨学生アルバイトの期間、65歳定年後の再雇用（看護師・介護士、厨房スタッフ等は1年契約毎更新、運転手は6ヶ月契約毎更新（運転適性検査で安全面をチェック））に限定している。
- ・ 雇用者数は設立以来、右肩上がりに増加しており、すべて無期契約であることのデメリットは感じていない（人材の新陳代謝も、育児や介護、夫の転勤など、個人都合やライフサイクルに応じた自然退職分の補充で充分と考えている）。むしろ、地域密着型で患者や入居者とのつながりを重視する同社の経営方針に沿い、利用者の信頼感や安心感の醸成につながるほか、作業の繰り返しによる医療事故・ミスの減少など、メリットの方が大きいと考えている。
- ・ 経営幹部（医師含む）はすべて常勤で16人、管理職（看護師長、事業事務長、技師部長など主任以上）もすべて常勤で55人のほか、本部スタッフ（11人）や現業スタッフ（看護師、介護士、ケアマネジャー、栄養士、臨床工学技士、入所相談員、運転手、厨房職員等）は、常勤・非常勤の混在となっている。
- ・ 同社が短時間労働者（＝非常勤）を活用する事由は、外来看護の混み合う時間帯や入所介護の食事・入浴の時間帯など、通常時間帯に見合う要員配置を行っている常勤だけでは、不足するスポットの労働力を補うため、また正社員だけに夜勤負担が集中し、休暇を取得できないなどの弊害を緩和するためである。
- ・ そのため、常勤・非常勤の違いは労働時間の融通性の違い（と厳密にはそれに付随する業務）と、責任の上限である。配置転換は、常勤・非常勤とも個人希望等がない限り行わない（とくに病棟・透析看護師や、介護士等は定着人材の方が患者にとっても有効のため）。また、（いずれにしる地域密着型で展開しているが）転勤も個人希望や新規開所（緊急時）等がない限り行うことはない。
- ・ 労働時間の融通性については、常勤は、例えば看護師なら早番8：30～17：3

- 0、遅番15:00～23:00、夜勤17:00～翌9:00（うち実働8時間）のローテーション制であり、夜勤・遅番とも月2～4回が課され、時間外労働も可能性・実態としてある。一方、非常勤については1日4時間・週3日から個人希望を最優先に設定し（もっとも多いパターンは1日6時間・週3～4日）、時間外労働は可能性として少ないし、実態上も無理に負担させないように配慮している。
- ・ 一方、責任の上限については、常勤は管理職（5年程度で看護師主任・看護助手主任10年以上で看護師長等）まで昇進可能なのに対し、非常勤は管理職未満のリーダー（係長級）までとしている。
 - ・ なお、同社に労働組合はない。

4. 非正社員（短時間労働者）の処遇体系

- ・ 同社の短時間労働者（＝非常勤）のうち、人数が多いのは看護師（とくに病棟・透析看護師：病院における病棟・透析、手術室等における看護業務）と介護士（介護施設における入所・入居者に対する介護業務）であり、それぞれ常勤と比較した処遇は下図の通りとなっている。
- ・ そのうえで均衡待遇の内容としては、①非常勤の基本時給を、（同期入社年次の）常勤の基本賃金と同等水準で支給している（ただ拘束度合いが大きく異なり時間帯加給もあるため、日中の基本時給が必ずしも基本賃金／160時間になっているわけではなく、仮に1日フルタイム・夜勤も含めて働いたとすれば、常勤の基本賃金水準相当が得られるという設計になっている）②職務に係わる手当として、資格給は（働き方に係わらず）資格手当／160時間の比例設計で支給している③職務継続に係わる手当として、非常勤でも社会保険適用者（1日6時間×週5日のパターンが多い）については、保育手当もまったく同一の共通基準で支給（最大75%の費用補助）している。
- ・ 均衡待遇の実現に向けて、むしろ正社員側の処遇の見直しを行った経緯がある。かつては例えば自己啓発の通学で一時的に夜勤ができなくなった人を準社員区分（日給月給制）に位置付け、常勤としての扱いを基本に逡減処遇していたが、時給を積み上げる非常勤との公正さを欠くこと、逆に夜勤ノルマのある正社員との不公平感が指摘されたことなどから廃止した。そのうえで、①働き方要件を満たし、日常の働きぶり（年2回の評価結果）にも特段問題がなければ随時、常勤⇔非常勤を行き来できるようにした（ただしベッド数に応じた請求制限等による年間の要員計画（シミュレーション）があることから、転換時期は希望・許可時点より多少遅れることもある）②常勤で3年以上の勤務者に発生する退職金の非常勤転換時精算制度・再度常勤として3年以上勤務予定の場合は持越し制度を整備した③非常勤から常勤へ転換した場合は、非常勤としての就労期間も常勤として働いていたものとみなしての年休取得権日数を付与するようにした。

呼称 (職種)	比較対象	賃金支払 形態	基本賃金額	定期昇給	手当	賞与	退職金	休日・休暇	社会保険
病棟・透析 看護師	常勤 (通常労働者)	日給 月給制	正看護師: 月給23万2,400円 ~32万1,400円 准看護師: 月給21万4,700円~ ※前職経験、年功習熟に 応じて号俵が上がる	年1回 (4月) 8~9千円 程度	家族手当(配偶者1万円、扶養者(子/ 父母)1人につき5千円) 住宅(男女の別なく住民票登録上の世帯主) 手当(離婚女性や、親との同居者、別の会社 で就労している夫側に類似手当がない等の 場合で登録変更した場合でも支給) 資格手当、皆勤手当1万円 保育手当(実費の半額~最大75%を小学 校入学前まで支給※) 残業手当、通勤交通費(社内規定による※)	年2回 (7/12月) (平均各 2カ月)	有 ※3年以上勤 務で支払い ※非常勤への 転換時は精算 する	年次有給休暇 (20日) 4週8休 (年間休日 116日) 春夏冬季休暇 (各3日) 産前産後休暇 特別休暇 慶弔休暇	健康保険 厚生年金 雇用保険
	非常勤	時給制	正看護師: 基礎時給1,400円~ 准看護師: 基礎時給1,300円~+ 前職経験給(年数のベテラ ン度合い、透析等特殊な 業務経験等を勘案)+ 習熟給 実在者ベースの最高額で 1,550円	年1回 (4月) 数十~ 百数十円まで (ピッチは常勤 の2~20倍)	資格給 時間帯加給(16時以降+50円) 時間外割増給(8時間以上で) 早朝・深夜割増給 (9時前・22時以降+100円) 保育手当(※共通) 通勤交通費(※共通)	年2回 (7/12月) (平均 各2万円) ※支払時点 から6カ月間 に連続就労 していること が要件	無	年次有給休暇 (20日) 特別休暇 慶弔休暇	週5日以上 なら加入
介護スタッフ	常勤 (通常労働者)	日給 月給制	月給14万5,000円~ 24万4,000円	年1回 (4月) 9千~1万円 程度	家族手当(配偶者1万円、扶養者 (子/父母)1人につき5千円) 住宅(世帯主)手当 資格手当(社会福祉士、ヘルパー1級等) 皆勤手当1万円 保育手当(実費の半額~最大75%支給※) 残業手当 通勤交通費 (社内規定による※)	年2回 (7/12月) (平均各 2カ月)	有 ※非常勤への 転換時は精算 する	年次有給休暇 (20日) 4週8休 (年間休日 116日) 春夏冬季休暇 (各3日) 産前産後休暇 特別休暇 慶弔休暇	健康保険 厚生年金 雇用保険
	非常勤	時給制	基礎時給:850円~ 実在者ベースの 最高額で1,150円	年1回 (4月) ※勤続5年程 度(常勤でも 役職手当がつ く前)まで上昇	資格給 時間外割増給 早朝・深夜割増給保育手当(※共通) 通勤交通費(※共通)	年2回 (7/12月) (平均 各2万円)	無	年次有給休暇 (20日) 特別休暇 慶弔休暇	週5日以上 なら加入
夜間(専門) 介護スタッフ	非常勤				夜勤手当1回4,000円 通勤手当1回200円 通勤交通費(※共通)				

5. 正社員への転換

- ・ 短時間労働者(非常勤)のまま就ける役職は、仲間の取りまとめ役リーダーまでに限定している。5年程度から管理職として副主任や主任、10年以上で看護師長や介護部長等を任されるようになってくるが、そうした役職(業務管理責任)を任せるとは、やはり常勤で働くことが不可欠になると考えている。
- ・ なお、非常勤にも係わらず、フルタイムで働き、夜勤にも入っている者が1人(主婦)いるが、集中的に稼いだ後、数週間~1ヶ月単位の不就労期間(連続休暇)を取り旅行に行きたいという個人ニーズがあるため、非常勤の例外扱いに位置づけている。
- ・ 「常勤⇄非常勤の転換のハードルがほとんどないため、常勤を希望しながら非常勤を余儀なくされているようなケースは存在しない」と考えている。また、そもそもその転換を勘案した上で、不足する分を新卒・中途採用(5年ほど前から毎年、介護士(高卒等)4人、医療事務(短大卒・大卒等)2人、看護師(大卒・専門学校卒等)や臨床工学技師、検査技師等を合わせて10人程度)しているため、実質的な優先採用も既に行っている。
- ・ 短時間労働者の処遇の受け止め方については、「常勤よりは非常勤の方が圧倒的に労働時間の融通が利く(希望する時間帯のみで良いため子どもが帰宅する時間、夕食準備の時間までには帰宅できる、夜勤ノルマは一切ない)し、優先して休みやすい(急な欠勤もしやすい)ため、基本的な職務時間対価は同期入社の方の常勤と同水準に

なっていること、年1回は常勤よりむしろ大きいピッチで昇給（下がることはない）があることから、賞与や退職金の違いは不満要因にはなっていない」とみている。

- ・ 結果として、非常勤→常勤へは年間1～2人、常勤→非常勤へは2～3人¹¹の移動があり、双方向の転換がほぼ釣り合い、新規採用の余地もあることから、制度（職務・働き方と処遇・労働条件の設定）自体はちょうど良い塩梅になっていると考えている。

6. 非正社員（短時間労働者）の教育訓練

- ・ 新卒入社に対しては2週間の集合研修後、介護スタッフにはカリキュラムに則った体系研修（座学O f f - J T + O J T）、看護師には1～2ヶ月間、行動を共にする形でのO J Tマンツーマン個別指導（マニュアル準備中）を実施している。
- ・ その後の研修については、常勤・非常勤を問わず無期契約で、社内外研修を問わず教育投資ができるため、社内・社外（出張）問わず正社員とまったく同様に適用している。そうした面で差別されていないことも、納得感につながっていると考えている。

7. 非正社員（短時間労働者）の福利厚生

- ・ 共済加入（出産見舞金、傷病見舞金、慶弔金）、制服貸与、資格取得支援（社会福祉士資格や准看→正看免許の取得時等に経費立替払い・個人の支払能力に応じた月賦設定や、労働時間内の通学許可等。非常勤でも常勤転換予定を前提に許容）制度、社内研修会、保養所の利用、食堂（1食300円）の利用、自身が病気にかかった場合の医療費自己負担の免除、勤続5年・10年時の表彰制度（記念品及び各3日、6日のリフレッシュ休暇付与）——はまったく同様に適用している。
- ・ また、ボーリング大会、夏夜会、新年会、クリスマス会、社員旅行、スキー旅行、マラソン大会、食事会、誕生日昼食会——といった、連帯感を醸成するような行事参加や、全国会員制ホテル利用権、フィットネスクラブ法人会員制度利用といった、同社独自のプレミアムについても、まったく同様に適用している。
- ・ なお、「年次有給休暇も常勤・非常勤とも月に1～2日ペースで計画消化させているため、その分も実質的な処遇補填となる」。地域の他の会社と比べればかなり恵まれていると、非常勤からも評価されている。

8. 同社における組織内公正性の考え方

- ・ 同社では、世帯主・家族持ちや新卒入社等の場合は、本人が強く希望する場合は別

¹¹ 4年前から大学・高校と連携した定期的な新卒採用を行っていることから、初産後、常勤での育休後復帰を考えていたが、思った以上に育児が大変のため、非常勤になりたいといったニーズが増大し、最近是非常勤への転換がやや増えてきている。

として非常勤のままいるべきではないとのスタンスにある。非常勤は基本的に中途採用の中高年主婦（看護系）や、転職組の中年男性（介護系）が多いが、希望があれば随時、常勤へ転換させていることから、非常勤の属性等を個別に加味した、住宅（住民票上の世帯主）手当、家族手当の支給は行っていない。

- ・ 労働市場の動向等を踏まえて妥当と思われる処遇は、絶対的なものではなく、そのときどきで常勤⇔非常勤のベクトルが、（転換なしという硬直状態ではなく）相互に釣り合うようなポイントに設定している。
- ・ 昇給・一時金支給のための年2回（各5段階及び年間総合評価）の能力評価（自己評価→直属の主任評価→施設長決裁）及びフィードバックの個別面談の中で、職場で困っていることや、働き方の変更のニーズ（長さ・時間帯、常勤への転換等）、配置換えの希望等を時間をかけ充分吸い上げる（吐き出してもらおう）ようにしているため、特段不満が寄せられた経験はない。

第3節 事例3

1. 改正パートタイム労働法への対応内容

賃金等処遇の改善、福利厚生の改善、正社員側の処遇見直し、正社員転換
正社員の中に新区分設置

2. 企業の概要

地方県内に数十店舗を展開する各種商品小売業

3. 非正社員（短時間労働者）の雇用管理の現状

- ・ 非正社員はエキスパート社員約300人、パートタイマー社員約6,200人の計6,519人（正社員換算2,842人）を擁する。85%以上が女性。40代以降の中高齢主婦が中心だが、近年では20代の若者も増えてきた。
- ・ パートタイマー社員の雇入れ時は、「雇用契約書」のほか「パートタイマー就業規則・給与規程」を手交。一方、パートタイマー職員であっても、「身元保証書」と「個人情報保護に関する誓約書」（競業避止、損害賠償規定等含む）を提出させており、就業規則には「二重就業規定」（勤務時間が他社の後になる場合や、二社の通算が1週40・1日8時間を超える場合は契約しない）もある。
- ・ パートタイマー社員は、採用から3ヶ月は試用期間。その後は1年契約毎更新で定年は60歳、その後65歳まで再雇用（1年毎更新）され得る¹²。パートタイマー社員は、店舗・配送での販売業務のほか、（本社・事業管理部門も含めた）事務、電話受付・案内などさまざまな業務を担っている。また、パートタイマー社員から昇格してエキスパート社員になると、部門のチーフ職や本部での勤務職等の業務も任されるようになる。
- ・ こうしたなか、改正パートタイム労働法の施行を機に、パートタイマー社員に対して働き方のニーズ調査を行ったところ、家計の補助収入を得ることを目的とする者がもっとも多い（65%：103万以内志向が26%、130万未満志向が12%、責任を持たされることなく定型的な仕事だけ志向が19%）ものの、より責任を持つ働き方を求める社員（23%）や、主たる生計者としてより長時間働き収入増を目指したい社員（11%）が増加しており¹³、こうした社員の働く意欲を充分引き出せるような制度改定の必要性が高まっていることが判明した。また、エキスパー

¹² 過去2年間の欠勤が各1年毎に5日未満であり、直近二期のしごとガイドブックの意欲態度の項目のうち、あいさつ・みだしなみ、職場規律、責任感、接遇・対応の4項目で「できない」評価がないことが要件。正社員同様、本人希望に基づき問題がなければ再雇用・更新しているが、今後は正社員も含め、店舗人員の1割程度が再雇用者になってくると想定されることから、新業務へのチャレンジ精神や体力的な問題等も危惧している。

¹³ その他の問題として、同社ではパートタイマー社員の高学歴化問題もある。残業の多い3K職場と指摘される小売業界は、新規学卒者の応募も限られ高卒者採用が中心である。一方、経営趣旨に賛同し、中高齢・女性パートタイマー社員には国立大卒や院卒者も多い同社では、正社員のオペレーションに対する不満が、職場の労・労対立の火種としてくすぶってきた。

- ト員についても、相当のボリュームまで増えてきたことから、役割にふさわしい就業条件の整備や、新たな雇用区分としての確立等の見直しの必要に迫られてきた。
- 一方、「正社員」（726人）の側でも40代以上が09年度に約6割（平均年齢41.7歳）に達し、平均賃金の上昇に伴い総額人件費が13.6%まで増加。競合出店の加速や過去負債の消化計上等もあり大幅な赤字に転落した。その上で2011年度から、幹部も含めた大量退職期を迎えるに当たり、これまで人（職能資格・潜在能力）基準で、昇進（仕事配置）と昇格（賃金）を分けて運用してきたために派生した、正社員員の職務と処遇の逆転現象（正・正世代間、正・上級非正間それぞれの不公平感）についても、抜本的に構築し直す必要性が高まってきた¹⁴。

4. 非正社員（短時間労働者）の処遇体系

- こうした問題意識を踏まえ、同社では2010年5月から、労組との議論をスタート。正社員と同組合に加入し、パートタイマー等社員の労働条件向上を目指している「パート部会」の意見を、丁寧に汲み取りながら検討した。その結果、雇用区分間には、客観的な働き方の違いがあることをまずもって明確化した¹⁵上で、これまでの社員身分に依らずに生産性を最適化できる人員構成を追求できるよう、正社員の職能資格制度を廃止。その上で、全社員を対象にそれぞれが果たしている役割（仕事）を明確化（職務・職能基準）し、その遂行状況・能力発揮度合いに応じ、人事配置や評価・処遇、教育等に結び付けられるよう、正社員とパートタイマー・エキスパート社員の人事処遇体系を一本化することにした（2011年10月予定）。
- 人事体系の一本化に当たっては、とくに「正社員の仕事の棚卸し」に注力し、事業を遂行するために必要な仕事（役割）を、責任の重さや役割範囲の広さ、難易度（部下数、仕事等）、専門性、組織全体に対する影響の5つの要素で番付した、集合体「役割ステージ」を設定（毎年の事業推進計画に合わせて役割数・格付けが変化）した。上位から「経営管理」「上級管理」「中級管理」「一般」に区分して、それぞれをⅠ～Ⅲの3段階に細分化した。
- 新制度では、旧・正社員、エキスパート社員、パートタイマー社員で構成する雇用区分を、新・レギュラー社員、エリア社員、パートナー社員という雇用区分（呼称）体系へ変更した。その上で、各役割ステージ内での昇給は、滞留を減らし常に上位を目指す意欲を引き出すため、一般Ⅰ～Ⅱ（スキルマップ習得認定とその確認試験で昇進）を4ランク、一般Ⅲ以上（人事考課と任用試験で昇進）を5ランクとし、

¹⁴ その他の問題として、成果主義の功罪もある。同社では数年来、売上高や利益率の目標達成度合いに応じ、賃金に上下5%範囲内で反映するような成果主義を導入してきたが、処遇変動幅が小さくモチベーションが上がらなかった（また、パートタイマー社員等からも、チームで働いて達成できた結果数値なのに、正社員の処遇にだけ反映されるのはおかしいという指摘が上がっていた）。

¹⁵ このモノサシの導入について、労組・パート部会は「情緒的に納得していないが、論理的に理解はしている」としたという。

役割ステージの変更と昇進・降職（任用）及び処遇を連動させることにした。

- ・ 処遇体系の一本化に当たっては、旧・正社員の基本賃金について、勤続給（勤続に伴う習熟＋経験で支給）と職能給（9段階の職能等級格付けと各等級内の在籍年数で支給）を、新・レギュラー社員では役割給（10段階の役割ステージへの任用で支給）へ統合したほか、退職金を年功（勤続年数）ベースから、毎年の役割発揮の累積に基づくポイント制へ移行させた。
- ・ エリア社員については、週35時間以上（結果としてフルタイムになった者とレギュラー社員との処遇格差問題は、契約時間以上を残業扱いとすることで対応）で、通勤1時間圏内地域での異動や一定範囲の職種変更もあり得る雇用区分として整理した。旧・エキスパート社員が時給制だったのに対し、新・エリア社員は月給制とし、その基本賃金は本人給＋役割給＋その他手当で設定。役割給はレギュラー社員の役割給の7/8割換算とし、旧・エキスパート社員では時給換算だったその他手当も1日当たりに変更するなどし、中でも役付き手当は同一額に揃えた。また、旧・エキスパート社員当時は2.5万円上限としてきた通勤手当も引き上げたが、レギュラー社員に比べ異動制約があることから8割の4万円上限とした。
- ・ 一方、旧・パートタイマー社員当時は、年2回のガイドブック面接で課題とその遂行状況を確認していたが、評価制度はなかったため、10円ずつ・5年（＝平均勤続年数）・50円（アルバイトは40円）上限で、年功・自動的に積み上げ昇給させるにとどまっていた。これに対し、パートナー社員では勤続給を廃止して役割給を導入。各役割ステージの発揮能力を、毎年の人事考課で評価し、処遇へ反映（ピッチは各ランク10円・役割ステージに応じて最大120円まで）できるようになった¹⁶。

呼称 (職種)	パートナー社員	エリア社員	レギュラー社員
採用	各事業所	本部で採用試験 (パートナー社員から登用するか、役割ステージIとして新規・中途採用)	本部で新規・中途採用試験 (セミナー・説明会→エントリーシート→筆記・適性テスト→面接(一次)→面接(二次)→内々定)
職種や勤務地の変更	募集時職種が基本	公募職種を基本に、一定範囲の職種に任用され得る	すべての職種に任用され得る
業務	チーフの指導下で、一定範囲の定型業務・役割を遂行	店長、支部長、課長の指導下で、グループ以上の事業計画の達成や人材育成、それに匹敵する質の専門業務を遂行	課・店・支部、グループ、部門以上の事業計画の達成や人材育成、それに匹敵する質の専門業務を遂行
責任	作業に対する責任がある	それぞれの役割に応じた結果責任がある	
勤務時間・時間帯	週20時間未満を基本とする短時間勤務。1日2時間以上8時間以下、週3日以上5日以内で、週6日以上30時間の限度枠内で契約する(週30時間限度)。勤務時間帯は募集時の希望を基本とする	週35時間以上が基本。時間帯は制限なし	週40時間(シフト勤務あり、変動労働時間制)
勤務地と異動	募集事業所を基本に、異動は本人の一定同意の下で行う	通勤1時間以内の地域の事業所間で異動あり得る	人事異動に制限がなく、指摘された勤務地(県域を超える含む)

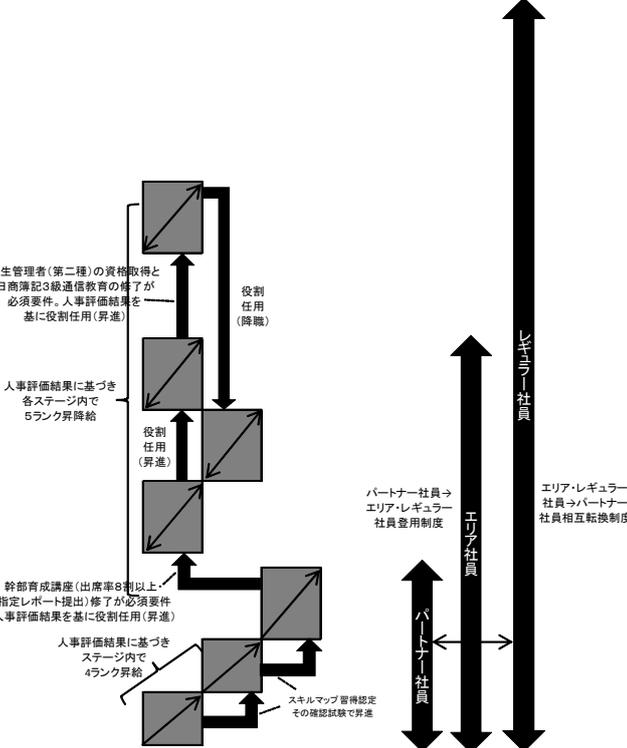
¹⁶ そのための原資は、正社員側で降職・降格させる分で充当できると考えている。

<役割主義人事制度の役割ステージ>

<役割任用・定員制(昇進・降職)>

<役割ステージと契約形態の関係>

役割任用による能力発現期間	経営管理	県・エリア・部門全体・部に匹敵する範囲の戦略・方針の策定と、中長期的な業績及び成長性の確保を図り、事業計画の達成と人材育成を担う(高度な専門能力をもとに、県・エリア・部門全体・部に匹敵する範囲の重要施策の起案を行う(部長補佐、次長、統括マネジャー等))	I
	上級管理	店・支部・課の範囲の戦略・方針の策定と、中長期的な業績及び成長性の確保を図り、事業計画の達成と人材育成を担う(高度な専門能力をもとに、店・支部・課の範囲の重要施策の起案を行う。Ⅲ-Ⅰの違いは、人材育成すべき社員数と、扱っている供給量、遂行している課題に依る(上級管理共通で、店長、支部長、支所長、統括、部署課長、センター長、工場長、商務、店舗スーパーバイザー、店舗トレーナー、仲間作りチーフ、専任課長等))	Ⅲ Ⅱ Ⅰ
		中級管理	Ⅲは課長・店長・支部長の指導下で課・店・支部・グループの事業計画の達成と人材育成を担う。Ⅱは課長・マネジャーの指導下で課・グループの事業計画の達成と人材育成を担う(Ⅱ-Ⅲ共通で副店長、副支部長、係長、商務補、アシスタントバイザー、店舗支援グループ、トレーナー、エリアスーパーバイザー、専任係長、部門チーフ)
能力開発期間	一般	所属長の指導下で、部門を構成する一定範囲内での役割を担う担当職(担当部門のチーフ代行や新人パートナー社員の教育ができる。他部門も援助でき、売場・予算実行・単品管理ができる)	Ⅲ Ⅱ Ⅰ
		所属長の指導下でマニュアル、諸規定に従い、部門を構成する一定範囲内での責任を伴う担当職(自らの意思で売場や業務目標達成計画が作れる)	Ⅲ Ⅱ Ⅰ
	所属長の指導下でマニュアル、諸規定に従い、単純定型作業及び一定の判断業務を行う担当職	Ⅲ Ⅱ Ⅰ	



呼称	人事制度	評価制度	資金支払形態	基本資金構成	手当	賞与	退職金	休日・休暇	社会保険	福利厚生	教育訓練	労組加入	就業規則
レギュラー社員	旧・正規社員・職能資格制度、人事考課と採録で昇格、昇格者からポスト任用(昇進)。職能資格は卒業方式のため処遇は格差が大きい。人事考課結果を、職能給、役職手当の昇給、一時金、昇格に反映する。新レギュラー社員及びエリア社員、職務職能資格制度、役割(仕事)=ポスト任用で昇進。定数が決まっているため、業務遂行不可と判断されると降職し、処遇も格差に低下する。人事考課結果は、役割任用(昇進・降職)、エリア社員やレギュラー社員への登用、実態を越えた配置変更計画、社員ごとの教育実務計画等に活用)と、同一役割ステージ内でのランク昇降給(詳細結果が日によって昇給/降給)に反映する。	役割昇進に向けた課題行動のプロセス評価(組織統括(部下管理・部署統括)、業務推進(仕事の管理)、企画(業務改善))と、役割に合わせた行動と捉えられている。新レギュラー社員及びエリア社員、職務職能資格制度、責任、人材活用能力=高難易性)と、一般1=専任1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15、16、17、18、19、20、21、22、23、24、25、26、27、28、29、30、31、32、33、34、35、36、37、38、39、40、41、42、43、44、45、46、47、48、49、50、51、52、53、54、55、56、57、58、59、60、61、62、63、64、65、66、67、68、69、70、71、72、73、74、75、76、77、78、79、80、81、82、83、84、85、86、87、88、89、90、91、92、93、94、95、96、97、98、99、100、101、102、103、104、105、106、107、108、109、110、111、112、113、114、115、116、117、118、119、120、121、122、123、124、125、126、127、128、129、130、131、132、133、134、135、136、137、138、139、140、141、142、143、144、145、146、147、148、149、150、151、152、153、154、155、156、157、158、159、160、161、162、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173、174、175、176、177、178、179、180、181、182、183、184、185、186、187、188、189、190、191、192、193、194、195、196、197、198、199、200、201、202、203、204、205、206、207、208、209、210、211、212、213、214、215、216、217、218、219、220、221、222、223、224、225、226、227、228、229、230、231、232、233、234、235、236、237、238、239、240、241、242、243、244、245、246、247、248、249、250、251、252、253、254、255、256、257、258、259、260、261、262、263、264、265、266、267、268、269、270、271、272、273、274、275、276、277、278、279、280、281、282、283、284、285、286、287、288、289、290、291、292、293、294、295、296、297、298、299、300、301、302、303、304、305、306、307、308、309、310、311、312、313、314、315、316、317、318、319、320、321、322、323、324、325、326、327、328、329、330、331、332、333、334、335、336、337、338、339、340、341、342、343、344、345、346、347、348、349、350、351、352、353、354、355、356、357、358、359、360、361、362、363、364、365、366、367、368、369、370、371、372、373、374、375、376、377、378、379、380、381、382、383、384、385、386、387、388、389、390、391、392、393、394、395、396、397、398、399、400、401、402、403、404、405、406、407、408、409、410、411、412、413、414、415、416、417、418、419、420、421、422、423、424、425、426、427、428、429、430、431、432、433、434、435、436、437、438、439、440、441、442、443、444、445、446、447、448、449、450、451、452、453、454、455、456、457、458、459、460、461、462、463、464、465、466、467、468、469、470、471、472、473、474、475、476、477、478、479、480、481、482、483、484、485、486、487、488、489、490、491、492、493、494、495、496、497、498、499、500、501、502、503、504、505、506、507、508、509、510、511、512、513、514、515、516、517、518、519、520、521、522、523、524、525、526、527、528、529、530、531、532、533、534、535、536、537、538、539、540、541、542、543、544、545、546、547、548、549、550、551、552、553、554、555、556、557、558、559、560、561、562、563、564、565、566、567、568、569、570、571、572、573、574、575、576、577、578、579、580、581、582、583、584、585、586、587、588、589、590、591、592、593、594、595、596、597、598、599、600、601、602、603、604、605、606、607、608、609、610、611、612、613、614、615、616、617、618、619、620、621、622、623、624、625、626、627、628、629、630、631、632、633、634、635、636、637、638、639、640、641、642、643、644、645、646、647、648、649、650、651、652、653、654、655、656、657、658、659、660、661、662、663、664、665、666、667、668、669、670、671、672、673、674、675、676、677、678、679、680、681、682、683、684、685、686、687、688、689、690、691、692、693、694、695、696、697、698、699、700、701、702、703、704、705、706、707、708、709、710、711、712、713、714、715、716、717、718、719、720、721、722、723、724、725、726、727、728、729、730、731、732、733、734、735、736、737、738、739、740、741、742、743、744、745、746、747、748、749、750、751、752、753、754、755、756、757、758、759、760、761、762、763、764、765、766、767、768、769、770、771、772、773、774、775、776、777、778、779、780、781、782、783、784、785、786、787、788、789、790、791、792、793、794、795、796、797、798、799、800、801、802、803、804、805、806、807、808、809、810、811、812、813、814、815、816、817、818、819、820、821、822、823、824、825、826、827、828、829、830、831、832、833、834、835、836、837、838、839、840、841、842、843、844、845、846、847、848、849、850、851、852、853、854、855、856、857、858、859、860、861、862、863、864、865、866、867、868、869、870、871、872、873、874、875、876、877、878、879、880、881、882、883、884、885、886、887、888、889、890、891、892、893、894、895、896、897、898、899、900、901、902、903、904、905、906、907、908、909、910、911、912、913、914、915、916、917、918、919、920、921、922、923、924、925、926、927、928、929、930、931、932、933、934、935、936、937、938、939、940、941、942、943、944、945、946、947、948、949、950、951、952、953、954、955、956、957、958、959、960、961、962、963、964、965、966、967、968、969、970、971、972、973、974、975、976、977、978、979、980、981、982、983、984、985、986、987、988、989、990、991、992、993、994、995、996、997、998、999、1000、1001、1002、1003、1004、1005、1006、1007、1008、1009、1010、1011、1012、1013、1014、1015、1016、1017、1018、1019、1020、1021、1022、1023、1024、1025、1026、1027、1028、1029、1030、1031、1032、1033、1034、1035、1036、1037、1038、1039、1040、1041、1042、1043、1044、1045、1046、1047、1048、1049、1050、1051、1052、1053、1054、1055、1056、1057、1058、1059、1060、1061、1062、1063、1064、1065、1066、1067、1068、1069、1070、1071、1072、1073、1074、1075、1076、1077、1078、1079、1080、1081、1082、1083、1084、1085、1086、1087、1088、1089、1090、1091、1092、1093、1094、1095、1096、1097、1098、1099、1100、1101、1102、1103、1104、1105、1106、1107、1108、1109、1110、1111、1112、1113、1114、1115、1116、1117、1118、1119、1120、1121、1122、1123、1124、1125、1126、1127、1128、1129、1130、1131、1132、1133、1134、1135、1136、1137、1138、1139、1140、1141、1142、1143、1144、1145、1146、1147、1148、1149、1150、1151、1152、1153、1154、1155、1156、1157、1158、1159、1160、1161、1162、1163、1164、1165、1166、1167、1168、1169、1170、1171、1172、1173、1174、1175、1176、1177、1178、1179、1180、1181、1182、1183、1184、1185、1186、1187、1188、1189、1190、1191、1192、1193、1194、1195、1196、1197、1198、1199、1200、1201、1202、1203、1204、1205、1206、1207、1208、1209、1210、1211、1212、1213、1214、1215、1216、1217、1218、1219、1220、1221、1222、1223、1224、1225、1226、1227、1228、1229、1230、1231、1232、1233、1234、1235、1236、1237、1238、1239、1240、1241、1242、1243、1244、1245、1246、1247、1248、1249、1250、1251、1252、1253、1254、1255、1256、1257、1258、1259、1260、1261、1262、1263、1264、1265、1266、1267、1268、1269、1270、1271、1272、1273、1274、1275、1276、1277、1278、1279、1280、1281、1282、1283、1284、1285、1286、1287、1288、1289、1290、1291、1292、1293、1294、1295、1296、1297、1298、1299、1300、1301、1302、1303、1304、1305、1306、1307、1308、1309、1310、1311、1312、1313、1314、1315、1316、1317、1318、1319、1320、1321、1322、1323、1324、1325、1326、1327、1328、1329、1330、1331、1332、1333、1334、1335、1336、1337、1338、1339、1340、1341、1342、1343、1344、1345、1346、1347、1348、1349、1350、1351、1352、1353、1354、1355、1356、1357、1358、1359、1360、1361、1362、1363、1364、1365、1366、1367、1368、1369、1370、1371、1372、1373、1374、1375、1376、1377、1378、1379、1380、1381、1382、1383、1384、1385、1386、1387、1388、1389、1390、1391、1392、1393、1394、1395、1396、1397、1398、1399、1400、1401、1402、1403、1404、1405、1406、1407、1408、1409、1410、1411、1412、1413、1414、1415、1416、1417、1418、1419、1420、1421、1422、1423、1424、1425、1426、1427、1428、1429、1430、1431、1432、1433、1434、1435、1436、1437、1438、1439、1440、1441、1442、1443、1444、1445、1446、1447、1448、1449、1450、1451、1452、1453、1454、1455、1456、1457、1458、1459、1460、1461、1462、1463、1464、1465、1466、1467、1468、1469、1470、1471、1472、1473、1474、1475、1476、1477、1478、1479、1480、1481、1482、1483、1484、1485、1486、1487、1488、1489、1490、1491、1492、1493、1494、1495、1496、1497、1498、1499、1500、1501、1502、1503、1504、1505、1506、1507、1508、1509、1510、1511、1512、1513、1514、1515、1516、1517、1518、1519、1520、1521、1522、1523、1524、1525、1526、1527、1528、1529、1530、1531、1532、1533、1534、1535、1536、1537、1538、1539、1540、1541、1542、1543、1544、1545、1546、1547、1548、1549、1550、1551、1552、1553、1554、1555、1556、1557、1558、1559、1560、1561、1562、1563、1564、1565、1566、1567、1568、1569、1570、1571、1572、1573、1574、1575、1576、1577、1578、1579、1580、1581、1582、1583、1584、1585、1586、1587、1588、1589、1590、1591、1592、1593、1594、1595、1596、1597、1598、1599、1600、1601、1602、1603、1604、1605、1606、1607、1608、1609、1610、1611、1612、1613、1614、1615、1616、1617、1618、1619、1620、1621、1622、1623、1624、1625、1626、1627、1628、1629、1630、1631、1632、1633、1634、1635、1636、1637、1638、1639、1640、1641、1642、1643、1644、1645、1646、1647、1648、1649、1650、1651、1652、1653、1654、1655、1656、1657、1658、1659、1660、1661、1662、1663、1664、1665、1666、1667、1668、1669、1670、1671、1672、1673、1674、1675、1676、1677、1678、1679、1680、1681、1682、1683、1684、1685、1686、1687、1688、1689、1690、1691、1692、1693、1694、1695、1696、1697、1698、1699、1700、1701、1702、1703、1704、1705、1706、1707、1708、1709、1710、1711、1712、1713、1714、1715、1716、1717、1718、1719、1720、1721、1722、1723、1724、1725、1726、1727、1728、1729、1730、1731、1732、1733、1734、1735、1736、1737、1738、1739、1740、1741、1742、1743、1744、1745、1746、1747、1748、1749、1750、1751、1752、1753、1754、1755、1756、1757、1758、1759、1760、1761、1762、1763、1764、1765、1766、1767、1768、1769、1770、1771、1772、1773、1774、1775、1776、1777、1778、1779、1780、1781、1782、1783、1784、1785、1786、1787、1788、1789、1790、1791、1792、1793、1794、1795、1796、1797、1798、1799、1800、1801、1802、1803、1804、1805、1806、1807、1808、1809、1810、1811、1812、1813、1814、1815、1816、1817、1818、1819、1820、1821、1822、1823、1824、1825、1826、1827、1828、1829、1830、1831、1832、1833、1834、1835、1836、1837、1838、1839、1840、1841、1842、1843、1844、1845、1846、1847、1848、1849、1850、1851、1852、1853、1854、1855、1856、1857、1858、1859、1860、1861、1862、1863、1864、1865、1866、1867、1868、1869、1870、1871、1872、1873、1874、1875、1876、1877、1878、1879、1880、1881、1882、1883、1884、1885、1886、1887、1888、1889、1890、1891、1892、1893、1894、1895、1896、1897、1898、1899、1900、1901、1902、1903、1904、1905、1906、1907、1908、1909、1910、1911、1912、1913、1914、1915、1916、1917、1918、1919、1920、1921、1922、1923、1924、1925、1926、1927、1928、1929、1930、1931、1932、1933、1934、1935、1936、1937、1938、1939、1940、1941、1942、1943、1944、1945、1946、1947、1948、1949、1950、1951、1952、1953、1954、1955、1956、1957、1958、1959、1960、1961、1962、1963、1964、1965、1966、1967、1968、1969、1970、1971、1972、1973、1974、1975、1976、1977、1978、1979、1980、1981、1982、1983、1984、1985、1986、1987、1988、1989、1990、1991、1992、1993、1994、1995、1996、1997、1998、1999、2000、2001、2002、2003、2004、2005、2006、2007、2008、2009、2010、2011、2012、2013、2014、2015、2016、2017、2018、2019、2020、2021、2022、2023、2024、2025、2026、2027、2028、2029、2030、2031、2032、2033、2034、2035、2036、2037、2038、2039、2040、2041、2042、2043、2044、2045、2046、2047、2048、2049、2050、2051、2052、2053、2054、2055、2056、2057、2058、2059、2060、2061、2062、2063、2064、2065、2066、2067、2068、2069、2070、2071、2072、2073、2074、2075、2076、2077、2078、2079、2080、2081、2082、2083、2084、2085、2086、2087、2088、2089、2090、2091、2092、2093、2094、2095、2096、2097、2098、2099、2100、2101、2102、2103、2104、2105、2106、2107、2108、2109、2110、2111、2112、2113、2114、2115、2116、2117、2118、2119、2120、2121、2122、2123、2124、2125、2126、2127、2128、2129、2130、2131、2132、2133、2134、2135、2136、2137、2138、2139、2140、2141、2142、2143、2144、2145、2146、2147、2148、2149、2150、2151、2152、2153、2154、2155、2156、2157、2158、2159、2160、2161、2162、2163、2164、2165、2166、2167、2168、2169、2170、2171、2172、2173、2174、2175、2176、2177、2178、2179、2180、2181、2182、2183、2184、2185、2186、2187、2188、2189、2190、2191、2192、2193、2194、2195、2196、2197、2198、2199、2200、2201、2202、2203、2204、2205、2206、2207、2208、2209、2210、2211、2212、2213、2214、2215、2216、2217、2218、2219、2220、2221、2222、2223、2224、2225、2226、2227、2228、2229、2230、2231、2232、2233、2234、2235、2236、2237、2238、2239、2240、2241、2242、2243、2244、2245、2246、2247、2248、2249、2250、2251、2252、2253、2254、2255、2256、2257、2258、2259、2260、2261、2262、2263、2264、2265、2266、2267、2268、2269、2270、2271、2272、2273、2274、2275、2276、2277、2278、2279、2280、2281、2282、2283、2284、2285、2286、2287、2288、2289、2290、2291、2292、2293、2294、2295、2296、2297、2298、2299、2300、2301、2302、2303、2304、2305、2306、2307、2308、2309、2310、2311、2312、2313、2314、2315、2316、2317、2318、2319、2320、2321、2322、2323、2324、2325、2326、2327、2328、2329、2330、2331、2332、2333、2334、2335、2336、2337、2338、2339、2340、2341、2342、2343、2344、2345、2346、2347、2348、2349、2350、2351、2352、2353、2354、2355、2356、2357、2358、2359、2360、2361、2362、2363、2364、2365、2366、2367、2368、2369、2370、2371、2372、2373、2374、2375、2376、2377、2378、2379、2380、2381、2382、2383、2384、2385、2386、2387、2388、2389、2390、2391、2392、2393、2394、2395、2396、2397、2398、2399、2400、2401、2402、2403、2404											

5. 正社員への転換

- これまで、パートタイマー社員からエキスパート社員については、任用試験・内部公募制に基づく登用を行ってきた。また、正社員への登用も年1回行ってきたが、学生アルバイトの応募が大半で、実質的な新規採用窓口に他ならなかった。これに対して今回は、正社員も含めた相互転換制度を導入した。それぞれの雇用区分をいわばコース化し、パートナー社員→エリア社員あるいはレギュラー社員のほか、レギュラー社員からエリア・パートナー社員の勤務形態も選択でき、各就労条件を満たせば復帰（半年単位で選択）も可能にすることで、正社員のワーク・ライフ・バランスにも配慮した¹⁷¹⁸。

6. 非正社員（短時間労働者）の教育訓練

- パートナー社員に対しては、入社時に1日コースで導入研修を行った後、メンターを指定してOJT教育を行い、本部の指導者が月2～3回、出向いて確認するコンビネーション研修を行っている。また、商品知識や技術教育等も、正社員とまったく同様に行い、年間100時間程度費やしている。エリア社員については、昇任時研修（労働基準法や安全衛生法、ハラスメント対策等）など正社員とまったく同様に適用している。
- 今般の制度改定に伴い、パートナー社員、エリア社員、レギュラー社員の人事評価制度も共通化し、人材育成に活用することにした。評価は、役割発揮のための「課題行動プロセス評価」と、役割ステージに見合った行動を行っているかの「役割行動評価」で構成。パートナー社員に多い一般Ⅰ（2割弱）・一般Ⅱ（大半）については、「課題行動プロセス評価」は、各事業部のスキルマップをベースにガイドブック（＝スキルアップの指標を示した教科書）面接で目標を設定し、その遂行状況をチェックする。「役割行動評価」は、挨拶、職場規律、責任感、周囲への支援、創意工夫・積極性、接遇や応対など、仕事に対する姿勢・態度を評価する。それらを年1回、絶対評価し、その結果を50：50の比重で勘案して昇進・昇給に反映する。
- さらに、業務に役立つ70～80の資格取得に対して支援（5千～5万まで費用補助・報奨金支給）を行い、キャリア・アップを促す（結果として資格取得できれば時給もアップさせる）取り組みも進めている。その効果で最近、パートナー社員から登録販売者資格に一気に60人と大量合格し、事業の充実に寄与している。

¹⁷ とはいえ、育児・介護等の事情が発生した場合、正社員をパートナー社員へ転換させるというのは、本人の意識からしても妥当ではないという指摘が出たため、事情解消後は元の人事体系に戻される職員という意味で、あえて短時間・レギュラー社員区分も設置した。

¹⁸ これに伴い、退職金制度についても、エリア職員選択時は遡減して継続させ、パートナー社員転換期間中は、勤続年数に参入しないようにした。

7. 非正社員（短時間労働者）の福利厚生

- ・ 育児・介護に係る諸制度（①出産休暇・育児休業制度②短時間勤務制度③子の看護休暇（年5日）④育児休業給付手続き（雇用保険）⑤保育所・保育園等の延長保育費用補助（延長保育費用、土曜・祝日の一時預かり費用、お盆・年末年始の託児費用の各1/2で1ヶ月につき上限1万円））が、正社員だけでなく、パートタイム社員に対しても整備されている（2003年から）。育休取得率は9割以上で、6時間以上の勤務なら、非正社員でも勤務時間短縮が可能。復帰まで仕事が確保され、職場が待っていてくれるという信頼感が、モチベーションになっている。

8. 同社における組織内公正性の考え方

- ・ 同社では、パートタイム社員（労働時間の長さ・時間帯、勤務場所等に制約のある限定した働き方）であっても、各人が果たしている役割の拡大に見合った処遇を実現し、経験や技術の累積を働きがいにつなげるべきというスタンスにある。そのため、採用の違いによるインサイダー・アウトサイダーの身分・区別意識に依らず、仕事や働き方が変われば相互に転換するような整合性を確保することが公平・公正であると考えている。
- ・ その上で、3/4以上の労働時間（機会）を拘束するなら、職務レベルに依らず、生活を保障できるだけの賃金水準を担保するという配慮も施されている。また、処遇の納得性を高めるため、労組パート部会等による、決定プロセスへの参画・意見反映を積極的に求めている。

第4章 まとめに代えて

パートタイム労働法（「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」）の制定（1993年）から17年余りが経過し、この間、短時間労働者の量的拡大や質的基幹化、若年層内での急増等に伴い、2007年5月（施行は2008年4月）に初めての改正が行われた。本報告書では、制定当初より大幅に実効性を高めた法規制として、新たな一歩を踏み出すことになった、改正パートタイム労働法の施行・浸透状況を明らかにするとともに、その効果と課題について若干の考察を加えた。

短時間労働者の処遇をめぐるのは、改正パートタイム労働法への対応に向けた取り組みが、施行後2年を経過して進みつつあるが、依然として課題も残している現状が明らかになり、本調査シリーズの考察では、均衡待遇の確保に当たって、業種別の違い等を踏まえたアプローチも考えられること、正社員転換の推進には、教育訓練の強化や多様な正社員区分の導入等が足掛かりとなることに言及した。また、職務（・人材活用等）の統合（均等・均衡待遇の必要性の高まり）とともに分離（その回避）という、改正パートタイム労働法の基本的な法構造への課題提起につながる事象もみられることを指摘した。その上でヒアリング調査では、職務（・人材活用等）の統合と分離という相反する人材活用戦略も、いずれも組織内公正性の担保が求められるという点では共通しており、その際には衡平原則だけでなく結果の平等原則とのバランスや、当事者の納得性を得るための意見聴取・説明等が重視となることなどを指摘した。

同法は施行から未だ間もなく、引き続きの普及・啓発によりさらなる効果の拡がりも期待できるだろう。そうした中で今後、①高齢者雇用継続給付の（2013年度の完全廃止に向けた）段階的廃止¹⁹②2011年度・税制改正における配偶者控除の見直し²⁰等や、厚生年金・健康保険の適用拡大²¹等③最低賃金の引き続きの引上げ④有期契約のあり方の問題²²——など、パートタイム労働のあり方に影響するさまざまな環境変化も

¹⁹ 年金制度改革により、老齢厚生年金の定額部分については01年度～13年4月で引き上げが完了した。今後は13年度から、報酬比例部分の支給開始年齢の引き上げが始まり、25年4月で完了すれば、60歳代前半は段階的に年金がまったく支給されなくなる。

²⁰ 2011年度税制改正大綱（2010年12月）の中で、「配偶者控除については、雇用機会均等の理念から、制度が働き方の選択に対してできる限り中立的で公正なものとなるよう見直すべきではないか」「配偶者控除をめぐるさまざまな議論、課税単位の議論、社会経済状況の変化等を踏まえながら、平成24年度税制改正以降、抜本的に見直す方向で検討する」などと明記されている。

²¹ 社会保障改革に関する集中検討会議（5月23日）で、社会保障改革における「安心3本柱」として「非正規労働者に対する社会保険（厚生年金、健康保険）の適用拡大」（中小企業の雇用等への影響にも配慮しつつ適用拡大を図る）等が首相指示されている。またその後、6月30日に政府・与党社会保障改革検討本部が策定した「社会保障・税一体改革成案」で、「短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大」「第3号被保険者制度の見直し、在職老齢年金の見直し」等が明記されている。

²² 有期労働契約研究会が2009年2月～10年9月にかけて検討し、「有期労働契約の不合理・不適正な利用を防止するとの視点を持ちつつ、雇用の安定、公正な待遇等を確保するためのルール等について検討すべき」などとする報告書を策定。有期労働契約の締結から終了にわたるルールに係る論点・課題として、①契約締結事由の規制（有期労働契約の締結の時点で利用可能な事由の限定を検討）②更新回数や利用可能期間に係るルール化（一定年限等の「区切り」を超える場合の無期労働契約との公平、紛争防止、雇用の安定や職業能力形成の促進等の観点から、更新回数や利用可能期間の上限設定を検討）③雇止め法理（解雇権濫用法理の類推適用の法理）の明確化④有期契約労働者と正社員の均衡待遇及び正社員への転換等一

想定されている。

また、今回の調査で短時間労働者と一口に言っても、子育て期の若中年女性や子育て後の中高齢女性、就業調整者、母子家庭や男性・中高齢等の生計者、副業者、学生アルバイトや正社員としての就職先が見つからなかった新卒・若年層など多様な就労ニーズを内包してきた中で、いま急速に定年再雇用等の流入も進み、かつての家計補助的な働き方の問題にとどまらず、高齢者雇用問題としての意味合いも、色濃くなってきているようすが浮き彫りになった²³。

パートタイム労働を今後、社会的にどのような働き方として確立（政策的に誘導）していくのか、また、多様な働き方の一類型としてどう位置づけていくかについて、税・社会保障のあり方を含め、総合的に議論する²⁴ことが求められている。

一を挙げた。その後、同報告書は10年10月から、労働政策審議会労働条件分科会に諮られ、2011年秋頃に中間整理、12月頃に最終取りまとめ（建議）に向けた議論を進めている。

²³ こうした短時間労働者の属性や嗜好等の全体的な傾向が、どう遷移してきているかの分析については、(今回調査では個別・短時間労働者の男性サンプルの偏りが大きかったことから)、厚生労働省「パートタイム労働者実態調査」(2011年度夏を目途に最新の調査結果を公表予定)に譲りたい。

²⁴ 厚生労働省は6月15日、パート、アルバイト、契約社員、嘱託、派遣労働者など呼称や態様を問わず、広く非正規雇用としてその雇用安定や処遇改善の観点から、公正な待遇の確保に必要な施策の在り方を理念として示す、「非正規雇用ビジョン」(仮称)を策定するための懇談会を設置した。懇談会では、①そもそも「非正規雇用」とは何かの概念整理(正規雇用と非正規雇用を分けるものは何か、「典型的な正規労働者像」と「今後の政策論として念頭に置く正規労働者像」で違いがあるか、ワーク・ライフ・バランスやディーセント・ワークの観点から「典型的な正規労働者」と「非正規労働者」の中間に位置するような雇用形態をどう位置づけるべきか、「非正規労働者」等の呼称が適当か等)②非正規雇用をめぐる問題点や課題(雇用の安定性、処遇、職業キャリアの形成、セーフティネットといった観点から、どのような問題点や課題がみられるか)③非正規雇用をめぐる問題への基本姿勢(価値観や生活様式が多様化し、企業が必要とする人材も多様化する中で、どのような働き方であれ働くことが報われる社会、公正な見返りを得られるような社会を築くことが重要ではないか。その中で「非正規雇用」にどう向き合うべきか)④非正規雇用に関する施策の方向性——を論点にビジョンをまとめることにしている。

第Ⅲ部 資 料

① 調查票

【短時間労働者実態調査・事業所票】

(ご記入にあたってのお願い)

1. この調査は事業所を単位として行います。本社・支社・工場及び営業所等ごとに別の事業所となりますので、ご回答は貴事業所の分についてのみを記入してください。
2. 特にことわりのない限り、平成22年4月1日現在の状況について記入してください。
3. 特にことわりのない限り、該当する選択肢を1つ選び、番号を○で囲んでください。数字は右詰めで記入してください。該当者がいない場合は空欄とせず回答欄に「0」とご記入ください。
4. 特にことわりのない限り、順に沿って次の設問へお進みください。
5. この調査票に記入された事項は、すべて数値化され統計的に処理します。個別事業所の情報が他に漏れることは一切ありませんので、ありのままをご記入ください。

I 事業所の概要等

(1) 貴事業所の業種について、お答えください。

鉱業、採石業 砂利採取業	建設業	製造業	電気・ガス・ 熱供給・水道業	情報 通信業	運輸業、 郵便業	卸売業、 小売業	金融業、 保険業
1	2	3	4	5	6	7	8
不動産業、 物品賃貸業	学術研究、 専門・技術 サービス業	宿泊業、飲食 サービス業	生活関連 サービス業、 娯楽業	教育、 学習支援業	医療、 福祉	複合サービス事業 (郵便局、協同組合等)	サービス業 (他に分類さ れないもの)
9	10	11	12	13	14	15	16

(2) 貴事業所の雇用状況について、お答えください。

正社員	「短時間労働者等」(正社員以外の雇用関係のある労働者)				
いわゆる正規型の労働者	「短時間労働者」		「その他」左記以外		
	正社員以外の労働者で、パートタイマー、アルバイト、準社員、嘱託、臨時社員等の名称にかかわらず、 <u>1週間の所定労働時間が正社員よりも短い労働者</u>		正社員以外で左記以外の労働者(1週間の所定労働時間が正社員と同じか長い労働者)		
人	(男性 人 女性 人)	人	人	人	
※いずれもフルタイム換算せず実人数で記載					
なお、雇用しているのが「正社員のみ」の事業所に対する質問はこれで終了です。		うち有期契約	人	うち有期契約	人
		うち無期契約※	人	うち無期契約※	人

※有期契約を反復更新し、無期契約と実質的に異ならない場合は「無期契約」としてください。

(3)「短時間労働者等」の雇用理由について、お答えください。(該当するものすべてに○)

短時間労働者等の雇用理由	「短時間労働者」	「その他」 (I-(2)に同じ)
人を集めやすいため	1	1
退職した女性正社員の再雇用のため	2	2
定年社員の再雇用のため	3	3
簡単な仕事内容のため	4	4
人件費が割安なため(労務コストの効率化)	5	5
1日の忙しい時間帯に対処するため	6	6
一定期間の繁忙に対処するため	7	7
仕事量が減ったときに雇用調整(人員調整)が容易なため	8	8
経験・知識・技能のある人を採用したいため	9	9
その他	10	10

なお、雇用しているのが「正社員」と「その他」のみの事業所に対する質問はこれで終了です。

II 短時間労働者の雇用管理状況

(1)「短時間労働者」の中で、もっとも人数が多い職種はどれですか。また、同職種における正社員、短時間労働者それぞれの人数をお答えください。(同職種に正社員がない場合は短時間労働者数のみ記入)

1. 専門・技術	2. 管理	3. 事務	4. 販売	5. サービス
6. 保安	7. 運輸・通信	8. 生産工程・労務	9. その他	

同職種における正社員数	同職種における短時間労働者数
人	人

以下の設問(II-(2)～(7))には、上記(II-(1))で選んだ職種における、正社員及び短時間労働者についてお答えください。(同職種に正社員がない場合は短時間労働者についてのみ記入)

(2)正社員、短時間労働者それぞれの労働時間の長さについてお答えください。

(短時間労働者の勤務形態が複数ある場合は、もっとも人数の多い時間数を記入)

(2)-1:1日の所定労働時間数

正社員		短時間労働者	
時間	分	時間	分

(2)-2:1週間の所定労働時間数

(変形労働時間制等で、所定労働時間数が週により異なる場合は、平均的な時間数を記入)

正社員		短時間労働者	
時間	分	時間	分

(3) 短時間労働者の契約・更新状況について、お答えください。

(3) - 1: 契約期間の定めはありますか(定めありの場合、1回当たりの契約期間の長さも記入)。

期間の定めあり	1	→ 設問(4)へ	年 月
期間の定めなし	2		

(3) - 2: 契約の更新はどのように行っていますか。

労働者のケースごとに、更新するかどうかを判断する	1	→ 設問(4)へ
労使のいずれからも終了を申し出なければ、自動的に更新する	2	
その他のルールにより更新する	3	
契約の更新をしない	4	

(3) - 3: 実際の契約更新回数ほどのくらいですか。

(更新回数がさまざまである場合は、もっとも人数が多いものに○)

1回	1	II-(1)で選択した職種に正社員がない場合は、設問(8)へお進みください それ以外の方は、設問(4)以降へお進みください。
2回	2	
3~5回	3	
6~10回	4	
11回以上	5	

(4) 短時間労働者のうち、職務(業務の内容及び責任の重さ)が正社員とほとんど同じ者はいますか。(いる場合、該当する短時間労働者数も記入)

いる	1	→ 設問(8)へ	該当する短時間労働者数 人
いない	2		

(5) 正社員と職務がほとんど同じ短時間労働者の処遇状況について、お答えください。(正社員と短時間労働者の組合せが複数ある場合は、その属する短時間労働者数をもっとも多いものについて記入)

(5) - 1: 基本賃金(基本給)、役職手当、賞与、退職金はどうなっていますか。

(それぞれ該当するものに○)

	基本賃金	役職手当	賞与	退職金
正社員と同様の算定方法(制度・基準)に基づいて支払っている	1	1	1	1
正社員の制度・基準とは異なるが、正社員と共通する算定要素により、支払っている	2	2	2	2
正社員とは異なる算定要素に基づいて、支払っている	3	3	3	3
支払っていない	—	4	4	4

(5)－2: 正社員及び正社員と職務がほとんど同じ短時間労働者の、それぞれの基本賃金の性格はどうなっていますか。(複数の性格を有する場合は、該当するものすべてに○)

	正社員	短時間労働者
職能給(労働者の職務遂行能力を基準とするもの)	1	1
職務給(担当する職務の難易度等を基準とするもの)	2	2
業績・成果給(労働者の業績等を基準とするもの)	3	3
生活給(生計費を基準とするもの。年齢給もこれに該当)	4	4
その他	5	5

(5)－3: 正社員と職務がほとんど同じ短時間労働者の1時間当たりの賃金は、正社員の賃金に対する割合でどのくらいですか。

正社員より高い	1	→設問(6)へ
正社員と同じ(賃金差はない)	2	
正社員の8割以上	3	
正社員の6割以上8割未満	4	
正社員の4割以上6割未満	5	
正社員の4割未満	6	

正社員と職務がほとんど同じ短時間労働者の間に、賃金差がある理由は何ですか。(該当する主なものを3つまで○)

勤務時間の自由度が違うから	1
残業の時間数、回数が違うから	2
人事異動の幅や頻度が違うから	3
正社員には企業への貢献がより期待できるから	4
正社員の賃金を下げることができないから	5
短時間労働者の賃金を上げる余裕がないから	6
そういった契約内容で労働者が納得しているから	7
その他	8

→設問(6)へ

(6) 正社員と職務がほとんど同じ短時間労働者の中で、人材活用の仕組み等(人事異動の有無等)も同じ者はいますか。(いる場合、該当する短時間労働者数も記入)

正社員と同じ者がいる	1	→設問(7)へ
一定期間※、正社員と同じ者がいる	2	
全員、正社員とは異なる	3	

※例えば、正社員と短時間労働者が同じ役職に就いている期間等。

該当する短時間労働者数	
人	
うち有期契約	うち無期契約
人	人

→設問(7)へ

(7) 正社員と職務がほとんど同じで人材活用の仕組み等も(一定期間)同じ、正社員と短時間労働者についてお答えください。(正社員と短時間労働者の組合せが複数ある場合は、その属する短時間労働者数をもっとも多いものについて記入)

(7) - 1: 昇進の有無とその範囲※は怎么样了していますか。※制度又は慣行により可能性のある範囲。

	正社員及び短時間労働者	
昇進することはない	1	→設問(7) - 2へ
昇進することがある	2	

	設問(6)で「1」と回答した場合の回答欄	設問(6)で「2」と回答した場合の回答欄	
	正社員及び短時間労働者の昇進範囲	正社員と短時間労働者それぞれが退職するまでの間の昇進範囲	
		正社員	短時間労働者
所属組織の責任者等ハイレベルの役職(店長、工場長等)まで	1	1	1
現場の責任者等中間レベルの役職(フロア長、部門長等)まで	2	2	2
所属グループのみの責任者等比較的一般従業員に近い役職(売場長、ライン長等)まで	3	3	3

→設問(7) - 2へ

(7) - 2: 異動・転勤の有無とその範囲※は怎么样了していますか。※制度又は慣行により可能性のある範囲。

	正社員及び短時間労働者	
異動・転勤することはない	1	→設問(8)へ
異動・転勤することがある	2	

	設問(6)で「1」と回答した場合の回答欄	設問(6)で「2」と回答した場合の回答欄	
	正社員及び短時間労働者の異動・転勤範囲	正社員と短時間労働者それぞれが退職するまでの間の異動・転勤範囲	
		正社員	短時間労働者
転居を伴う異動がある	1	1	1
転居は伴わないが、事業所を超えた異動がある	2	2	2
事業所内の異動のみだが、異動先の制限はない	3	3	3
事業所内の異動のみであり、部署など異動先の制限がある	4	4	4

(7)－3: 正社員と職務がほとんど同じで人材活用の仕組み等も同じ短時間労働者の、基本賃金(基本給)、役職手当、賞与、退職金はどうなっていますか。

(それぞれ該当するものに○)

	基本賃金	役職手当	賞与	退職金
正社員と同様の算定方法(制度・基準)に基づいて支払っている	1	1	1	1
正社員の制度・基準とは異なるが、正社員と共通する算定要素により、支払っている	2	2	2	2
正社員とは異なる算定要素に基づいて、支払っている	3	3	3	3
支払っていない	—	4	4	4

(7)－4: 正社員と職務がほとんど同じで人材活用の仕組み等も同じ短時間労働者の、1時間当たりの賃金は、正社員の賃金に対する割合でどのくらいですか。

正社員より高い	1
正社員と同じ(賃金差はない)	2
正社員の8割以上	3
正社員の6割以上8割未満	4
正社員の4割以上6割未満	5
正社員の4割未満	6

以下、設問(8)以降の「短時間労働者」については、(Ⅱ―(1)で選んだ職種にかかわらず)、貴事業所の短時間労働者全般についてお答えください

(8) 正社員・短時間労働者の賃金を決定する際に、考慮している要素は何ですか。

(該当するものすべてに○)

賃金決定の際の考慮要素	正社員	正社員と職務が同じ短時間労働者(いる場合)	その他の短時間労働者
職務の内容(業務の内容及び責任の重さ)	1	1	1
職務の成果	2	2	2
能力、経験	3	3	3
地域での賃金相場	4	4	4
最低賃金	5	5	5
年齢	6	6	6
学歴	7	7	7
その他	8	8	8

(9) 正社員・短時間労働者の手当等及び各種制度の実施は、どのようになっていますか。

(実施しているものすべてに○)。また、正社員で実施していて、短時間労働者で実施していないものがある場合は、その理由についてもお答えください。

		実施している			正社員で実施していて、短時間労働者で実施していないものがある場合は、その理由		
		正社員に対して	正社員と職務が同じ短時間労働者(いる場合)に対して	その他の短時間労働者に対して	人材活用の仕組みが異なるから	短時間労働者が有期契約だから	その他
定期的な昇給		1	2	3	1	2	3
人事評価・考課		1	2	3	1	2	3
手当等の種類	通勤手当	1	2	3	1	2	3
	精勤手当	1	2	3	1	2	3
	役職手当	1	2	3	1	2	3
	家族手当	1	2	3	1	2	3
	住宅手当	1	2	3	1	2	3
賞与		1	2	3	1	2	3
退職金		1	2	3	1	2	3
企業年金		1	2	3	1	2	3
健康診断		1	2	3	1	2	3
慶弔休暇		1	2	3	1	2	3
共済会への加入		1	2	3	1	2	3
保養施設の利用		1	2	3	1	2	3
託児施設の利用		1	2	3	1	2	3

(10) 正社員・短時間労働者の教育訓練機会は、どのようになっていますか。

(該当するものすべてに○)

	正社員に対して	正社員と職務が同じ短時間労働者(いる場合)に対して	その他の短時間労働者に対して
入職時にガイダンス(OFF-JT)を行っている	1	1	1
日常的な業務を通じた、計画的な教育訓練(OJT)を行っている	2	2	2
職務遂行に必要な能力を付与する教育訓練を行っている (OFF-JT)	3	3	3
キャリアアップのための教育訓練(OFF-JT)を行っている	4	4	4
自己啓発費用を補助している	5	5	5
教育訓練等はほとんど行っていない	6	6	6

※OFF-JTとは、通常の仕事を一時的に離れて行う教育訓練・さす。

Ⅲ 正社員への転換推進措置

(1) 短時間労働者から正社員への・換推進措置(他の雇用形態を経由する場合も含む)について、お答えください。

(1)－1:実施方法はどうか。(該当するものすべてに○)

正社員を募集する場合、その募集内容を短時間労働者に周知している	1	} →設問(1)－2へ
正社員のポストを社内公募する場合、短時間労働者にも応募機会を与えている	2	
試験制度等、正社員転換制度を導入している	3	
その他(例えば隣社員とて必要な能力を取得するための教育訓練等)	4	
実施していない	5	→設問(2)へ

(1)－2:短時間労働者から正社員に転換するまでの間、正社員以外の雇用形態を設けていますか。(選べる転換制度すべてに○)

短時間労働者 →	中間の雇用形態を設けている	短時間正社員※1	1	→ 正社員
		無期契約社員※2	2	
		フルタイム有期契約社員	3	
	中間の雇用形態を設けていない(直接転換)		4	

※1:短時間正社員とは、フルタイムの正社員と比較し、所定労働時間(日数)が短い正社員(育児や介護を理由とする短時間勤務も含む)をいう。※2:御社にとってのいわゆる正規型の労働者とは異なる雇用管理区分(例えば勤務地限定や職種限定等)をいう。

(1)－3:過去3年間に於ける正社員転換への応募者数と、転換者実績数はそれぞれ何人ですか。

正社員転換への応募者数※	人
転換者実績数	人

※同一人物が複数回応募している場合は1人とカウントする

(1)－4:正社員転換推進措置の実施について、何か支障がありますか。

ある	1	→設問(2)へ
ない	2	→設問(3)へ

(2) 正社員転換を実施する上での支障、または正社員転換推進措置を実施していない理由について、お答えください。(該当するものすべてに○)

正社員に転換するには能力が不足している	1
正社員に転換すると雇用調整がしにくくなる	2
正社員としてのポストが少ない	3
応募が少ない	4

短時間労働者は時間外労働が困難なため正社員にしにくい	5
短時間労働者は転勤が困難なため正社員にしにくい	6
その他	7

(3) 貴事業所において、短時間正社員制度は導入・運用されていますか。

制度として導入されている	1
制度として導入されていないが、運用はされている	2
導入も運用もされていない	3

→設問Ⅳ－(1)へ

利用事由(該当するものすべてに○)

育児	1	正社員以外からの転換	5
介護	2	自己啓発	6
高齢者	3	その他	7
傷病からの復帰	4		

→設問Ⅳ－(1)へ

Ⅳ 労働条件の明示等

(1) 短時間労働者の採用時における、労働条件の明示方法は、どのようになっていますか。

明示している	主に就業規則を交付している	1
	主に労働条件通知書・労働契約書等、書面を交付している	2
	主に口頭で説明している	3
	その他	4
明示していない		5

(2) 就業規則※の短時間労働者への適用は、どのようになっていますか。

就業規則が短時間労働者に適用される	就業規則の作成・変更時の対応	
	事業所の短時間労働者の過半数が加入する労働組合又は短時間労働者の過半数を代表する者の意見を聞いている	1
	事業所の短時間労働者の一部(半数以下)が加入する労働組合又は短時間労働者の一部(半数以下)を代表する者の意見を聞いている	2
	すべての短時間労働者を対象に個別に意見を聞いている	3
	上記以外の方法で短時間労働者の意見を聞いている	4
	短時間労働者の意見を聞いていない	5
就業規則が短時間労働者に適用されない		6
事業所に就業規則がない(作成中も含む)		7

※就業規則とは、事業所におけるその労働者の労働条件の具体的細目や、労働者の守るべき職場規律を定めたものをさす。

(3) 過去2年間に、短時間労働者から本人の処遇について説明を求められたことはありますか。

説明を求められたことがある	1
説明を求められたことがない	2

→設問(4)へ

求められた内容について、説明していますか。

説明している	1
説明していない	2

→設問(4)へ

(4) 短時間労働者から処遇について苦情の申し出を受けたときに、事業所内で自主的に解決を図るよう努めていますか。(該当するものすべてに○)

苦情処理制度を設け、解決に努めている	1
人事担当者などが苦情対応の窓口になって解決に努めている	2
上記以外の方法で、解決に努めている	3
特に何もしていない	4

(5) 短時間労働者の処遇について、労働組合と話し合いをすることはありますか。

労働組合がある	組合員資格がある短時間労働者の処遇について	1	組合員資格がない短時間労働者の処遇について	1
	話し合うことがある	1	話し合うことはない	2
労働組合がない		3		

(6) 短時間雇用管理者※を、選任していますか。※短時間雇用管理者とは、パートタイム労働法で規定され(常時10人以上を雇用する事業所の努力義務とされ)ている、短時間労働者の雇用管理の改善等を担当する者をさす。

選任している	1
選任していない	2

V その他

(1) 改正パートタイム労働法(「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」)の平成20年4月1日からの施行を機に、実施したものはありますか。(該当するものすべてに○)

短時間労働者の労働条件通知書等で、特定事項(賞与、昇給、退職金)を明示するようにした	1
正社員と短時間労働者の職務内容の区分(違い)を明確にした	2
短時間労働者の賃金等処遇を、(正社員との均等・均衡や、意欲・能力等を考慮して)改善した	3
短時間労働者と職務等が同じ、正社員側の賃金等処遇を見直した	4
短時間労働者にも教育訓練を実施するようにした	5

短時間労働者も福利厚生施設（食堂、休憩室、更衣室等）を利用できるようにした	6
短時間労働者の所定労働時間を正社員と同じにした	7
短時間労働者から正社員への転換推進措置を設けた	8
正社員の中に新たな雇用区分※を設けた	9
その他(具体的に:)	10
特に実施したものはない	11

※処遇の決め方・水準や、キャリアの範囲等が他と異なるもの。

(2) 今後、どのように短時間労働者を活用しようと思いますか。

一層積極的に活用していきたい	1	→ (該当するものすべてに○)	短時間労働者の雇用を拡大していきたい	1
現状を維持する	2		正社員への登用を積極的に行いたい	2
今後は活用を縮小していく方向で検討する	3		短時間労働者の職務・職責を拡大していきたい	3
特に決めていない	4			

(3) 過去3年間に正社員を新たに採用する際、在籍する短時間労働者を、外部の応募者より優先させて採用したことがありますか。

ある	1
ない	2

(4) 今後、正社員を新たに採用する際、在籍する短時間労働者を、外部の応募者より優先させて採用することについてどう考えますか。

原則として在籍する短時間労働者から、優先的に採用したい	1
職種によっては優先的に採用することを考えたい	2
個別に能力等のある者については、優先的に採用することを考えたい	3
在籍する短時間労働者から、優先させるつもりはない	4
分からない	5

(5) 正社員と短時間労働者の職務(業務の内容及び責任の重さ)がほとんど同じであれば、差別的取扱いを禁止すべき、という考え方があります。貴事業所ではこれをどう考えますか。

賛成	1	→ 設問(6)へ
どちらかという賛成	2	
どちらかという反対	3	→ 設問(7)へ
反対	4	

(6) それはなぜですか。(該当する主なものを3つまで○)

業務の内容及び責任の重さが同じ以上、処遇を合わせるのは当然だから	1
優秀な人材を確保するために必要だから	2
短時間労働者のやる気を向上させるために必要だから	3
優秀な短時間労働者を育てるために必要だから	4
そうした方が正社員は短時間労働者に仕事を頼みやすくなるから	5
そうした方が会社の業績向上のために必要だから	6
短時間労働者の地位向上のために必要だから	7
短時間労働者の経済的自立に役立つから	8
短時間労働者のいまの仕事に比べて処遇が悪すぎるから	9
労働組合が取り組んでいるから	10
世間一般の流れだから	11
その他(具体的に:)	12

→これで質問は終了です

(7) それはなぜですか。(該当する主なものを3つまで○)

会社にとってコスト高になるから	1
正社員の雇用が短時間労働者に置き換わる恐れがあるから	2
会社にとって短時間労働者の管理の手間が増えるから	3
正社員と短時間労働者では、会社に対する貢献度や会社からの期待度に違いがあるから	4
短時間労働者が辞めにくくなるから	5
正社員の賃金が低下する可能性があるから	6
法律で規定されていないから	7
現行でとくに問題が発生していないから	8
職場にそういう短時間労働者がおらず、よく分からないから	9
その他(具体的に:)	10

→これで質問は終了です

質問は以上です。ご記入が終わりましたら、別添の【返信用封筒】(切手不要)
へ入れ、平成22年6月23日(水)までに郵便ポストに投函してください。
最後までご協力いただき、誠に有難うございました。

厚生労働省要請・「短時間労働者実態調査」(事業所調査・個人調査)

ご協力をお願い

拝啓 時下、ますますご清祥のことと存じます。平素より、厚生労働省所管の調査研究機関である、労働政策研究・研修機構 (<http://www.jil.go.jp>) の事業に、ご理解・ご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

労働政策の立案やその効果・効率的な推進に資するため、当機構ではさまざまな研究活動を行っておりますが、このほどお手元に送付させていただきました調査一式は、「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」(通称・改正パートタイム労働法、平成20年4月1日施行)の施行状況等を、平成22年4月1日現在でお伺いするものです。

調査票は、全国における従業員規模5人以上の事業所から無作為に抽出した1万社に配布し、ご協力をお願いしております。ご回答は義務ではありませんが、短時間労働者の雇用管理の現状やそのあり方に対するご意見等を、今後の政策形成に反映する重要な調査(厚生労働省雇用均等・児童家庭局の要請に基づく調査)ですので、用務ご多忙のなか誠にお手数ではございますが、ご協力のほど何卒宜しくお願い申し上げます。

【事業所調査票】は、事業所の人事・総務担当等、短時間労働者の雇用管理に詳しい方にご回答をお願いできれば幸いです。また、併せて同封致しました**【個人調査票】は、以下の通り貴事業所に勤務されている短時間労働者の方々に配布していただけます**よう、何卒宜しくお願い申し上げます。

(個人調査票の配布方法)

- 配布対象は、「短時間労働者」**(正社員以外の労働者で、呼称や名称に係わらず1週間の所定労働時間が正社員より短い労働者)です。事業所規模5~29人では短時間労働者3名、30~299人規模は5名、300~999人規模は9名、1000人以上規模は14名に、**【個人調査票】と【返信用封筒】をセットで配布**してください。
- 短時間労働者のうち、誰に配布するかにつきましては、できるだけ年齢や配属、職種等に偏りがないよう選択してください。なお、雇用する短時間労働者数が調査票の配布枚数を下回る場合は、全員に配布の上、残りは破棄してください。
- 短時間労働者の方々にご回答いただいた調査票は、ご本人様から直接、ご返信いただくことになっておりますので、配布の際その旨併せてお伝えいただければ幸いです。

ご回答いただきました内容はすべて統計的に処理し、貴事業所名ほか個別の情報が、他に漏れること(例えば労働関係法規の監督に利用される等)は一切ございませんので、ありのままをご記入ください。なお、設問の中でどうしても回答しにくい箇所がございましたら、その部分は無記入でも構いません。

ご記入が終わりました調査票は、平成22年6月23日(水)までに、同封の**【返信用封筒】(切手不要)へ入れ、郵便ポストに投函**してください(ご返送がない場合、後日改めてお願いのお電話をさせていただく場合がございます)。なお、返信先住所は調査票の発送・回収作業を委託している受託機関(株式会社日本統計センター)宛となっておりますが、当機構が主体となり調査・分析を行うものに間違いのないこと念のため申し添えます(<http://www.jil.go.jp/information/enquete/index.htm>)。

ご記入に当たりましては、裏面以降の「記入要領」もご参照ください。また、不明点がございましたら、巻末の連絡先までお問合せください。以上、煩わしいお願いで恐縮ではございますが、政策形成に資する重要な調査となりますので、是非ともご協力くださいますよう、何卒宜しくお願い申し上げます。

敬具

労働政策研究・研修機構

理事長 稲上 毅

【短時間労働者実態調査・記入要領】

【短時間労働者実態調査・事業所票】

(ご記入にあたってのお願い)

- この調査は**事業所を単位**として行います。本社・支社・工場及び営業所等ごとに別の事業所となりますので、ご回答は**貴事業所の分**についてのみを記入してください。
- 特にことわりのない限り、平成22年4月1日現在の状況について記入してください。
- 特にことわりのない限り、該当する選択肢を1つ選び、番号を○で囲んでください。数字は右詰めでご記入してください。該当者がいない場合は空欄とせず回答欄に「0」をご記入ください。
- 特にことわりのない限り、順に沿って次の設問へお進みください。
- この調査票に記入された事項については、**個別事業所の秘密を守り、統計以外の目的に用いることは絶対にありませんので、ありのままをご記入ください。**

I 事業所の概要等

(1) 貴事業所の業種について、お答えください。

鉱業、採石業 砂利採取業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	情報業	運輸業、郵便業	卸売業、小売業	金融業、保険業
1	2	3	4	5	6	7	8
不動産業、物品賃貸業	学術研究、専門・技術サービス業	宿泊業、飲食サービス業	生活関連サービス業、娯楽業	教育、学習支援業	医療業、福祉	複合サービス事業(郵便局、協同組合等)	サービス業(他に分類されないもの)
9	10	11	12	13	14	15	16

貴事業所の雇用状況について、お答えください。

正社員	「短時間労働者等」(正社員以外の雇用関係のある労働者)	
	「短時間労働者」	「その他」(上記以外)
いわゆる正規型の労働者	正社員以外の労働者で、パートタイマー、アルバイト、準社員、嘱託、臨時社員等の名称にかかわらず、1週間の所定労働時間が正社員よりも短い労働者	正社員以外で上記以外の労働者(1週間の所定労働時間が正社員と同じか長い労働者)
人	人	人
男性	女性	
	うち有期契約	うち有期契約
	うち無期契約※	うち無期契約※

※有期契約を反復更新し、無期契約と実質的に異なる場合は「無期契約」としてご記入ください。

● 貴事業所と直接的な雇用関係のある全労働者(正社員のほか再雇用社員、臨時社員、準社員、契約社員、パート社員、嘱託社員、アルバイト等)についてお答えください。なお、雇用関係があっても、出稼ぎ・季節労働者は含めないでください。また、派遣労働者、請負労働者は、雇用関係がないものとみなします(間接的な雇用関係に相当します)ので含めないでください。なお、貴事業所が人材派遣会社である場合は、他社へ派遣している派遣労働者は含めないでください。

● 「有期契約を反復更新し、無期契約と実質的に異なる場合」に当たるかどうかについては、本調査に限っては¹、厚生労働省「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準」で、雇用継続への期待が一定程度認められるような場合の労働者保護の観点から、「使用者は有期労働契約(当該契約を3回以上更新し、又は雇入れの日から起算して1年を超えて継続勤務している者(あらかじめ当該契約を更新しない旨を明示しているものを除く)を更新しない場合には、少なくとも当該契約の期間満了の30日前までに、その予告をしなければならぬ」としていることを参考にご回答ください。

● 職種分類の詳細は、以下の表をご参照ください。

(3) 「短時間労働者等」の雇用理由について、お答えください。(該当するものすべてに○)

短時間労働者等の雇用理由	「短時間労働者」	「その他」 (1)-(2)に同じ)
人を集めやすいため	1	1
退職した女性正社員の再雇用のため	2	2
定年社員の再雇用のため	3	3
簡単な仕事内容のため	4	4
人件費が割安なため(労務コストの効率化)	5	5
1日の忙しい時間帯に対処するため	6	6
一定期間の繁忙に対処するため	7	7
仕事量が減ったときに雇用調整(人員調整)が容易なため	8	8
経験・知識・技能のある人を採用したいため	9	9
その他	10	10

なお、雇用しているのは「正社員」と「その他」のみの事業所に対する質問はこれで終了です。

II 短時間労働者の雇用管理状況

(1) 「短時間労働者」の中で、もっとも人数が多い職種はどれですか。また、**同職種における正社員、短時間労働者それぞれの人数をお答えください。**(同職種に正社員がいない場合は短時間労働者数のみ記入)

1. 専門・技術	2. 管理	3. 事務	4. 販売	5. サービス
6. 保安	7. 運輸・通信	8. 生産工程・労務	9. その他	
同職種における正社員数		同職種における短時間労働者数		
人		人		

以下の設問(II-(2)～(7))には、上記(II-(1))で選んだ職種における、正社員及び短時間労働者についてお答えください。(同職種に正社員がいない場合は短時間労働者についてのみ記入)

(2) 正社員、短時間労働者それぞれの労働時間の長さについてお答えください。**(短時間労働者の勤務形態が複数ある場合は、もっとも人数の多い時間数を記入)**

(2) - 1: 1日の所定労働時間数

正社員	短時間労働者
時間	時間
分	分

(2) - 2: 1週間の所定労働時間数
(変形労働時間制等で、所定労働時間数が週により異なる場合は、平均的な時間数を記入)

正社員	短時間労働者
時間	時間
分	分

職種分類表	
(注)もし、完全に当てはまるものがないと思われるときには、近いと思われるものに区分してください。	
職種	職種内容
専門的・技術的な仕事	高度の専門的水準において、科学的知識を応用した技術的な仕事に従事する者及び医療・法律・芸術その他の専門的性質の仕事に従事する者をいいます。 例えば、科学研究者、機械・電気技術者、一般建築士、プログラマー、システムエンジニア、医師、薬剤師、看護師、准看護師、栄養士、福祉相談員、保育士、介護支援相談員、公認会計士、税理士、教員、記者、編集者、デザイナー、写真家など
管理的な仕事	課(課相当を含む)以上の組織の管理的仕事に従事する者をいいます。 例えば、部長、課長、支店長、工場長など
事務の仕事	一般に課長(課長相当職を含む)以上の職務にあるものの監督を受けて、庶務・文書・人事・会計・調査・企画・運輸・通信・生産関連・営業販売・外勤に関する事務及び事務用機械の操作の仕事に従事する者をいいます。 例えば、一般事務員、銀行の窓口事務員、旅行会社カウンター係、案内係、フロント、集金人、メーター検針員、レジ係、オペレーター、速記者、有料道路料金係、出改係など
販売の仕事	商品(サービスを含む)・不動産・証券などの売買、売買の仲立・取次・代理などの仕事、保険外交、商品の売買・製造などに関する取引上の勤務・交渉・受注の仕事に従事する者をいいます。 例えば、一般商店・コンビニエンスストア・スーパー・デパートなどの販売店員、商品販売外員、保険外交員、銀行外務員、スーパー店長、新聞拡張員、不動産仲介人など
サービスの仕事	理容・美容・クリーニング、調理、接客・娯楽など個人に対するサービス、居住施設・ビルなどの管理サービス及びその他のサービスの仕事に従事する者をいいます。 例えば、理容・美容師、クリーニング工、調理人、ウェーター、ウェイトレス、接客係、ホームヘルパー、ペーパークッター、駐車場・ビル管理員、寮管理員、アワーコンダクター、ビデオレンタル店員、広告ビラ配達員など
保安の仕事	社会・個人・財産の保護、法と秩序の維持などの仕事に従事する者をいいます。 例えば、守衛、警備員、監視員、建設現場誘導員など
運輸・通信の仕事	電車・自動車・船舶・航空機等運転・操縦の仕事、通信機の操作及びその他の関連作業に従事する者をいいます。 例えば、鉄道運転士、タクシー運転者、バス・トラック運転者、車掌、ロープウェイ乗務員、無線・有線通信員、電話交換機、郵便・小包配達員、電報配達員、ラジオ・テレビ放送技術員など
生産工程・労務の仕事	機械・器具・手道具などを用いて原料・材料を加工する仕事、各種の機械器具を組み立て、調整・修理する仕事、製版・印刷・製本の作業、その他の製造・製作工程の仕事、定置機械及び建設機械を操作する仕事、鉱物の探査・試験・採掘、選鉱、ダム・トンネルの掘削などの仕事及びこれらに関連する仕事、建設の仕事、並びに機械の掃除、資材の整理、商店・会社・病院などの雑務、及び他に分類されない運搬・清掃など労務的作業に従事する者をいいます。 例えば、大工、左官、石工、塗装工、電気工、一般機械組立工、自動車整備工、修理工、パン・菓子製造工、染織工、織布工、ミンチ製工、木工、製紙工、印刷・製本工、ゴム製品製造工、革製品製造工、製図工、ボイラー工、建設機械運転工、採石・採掘作業員、配達員、倉庫作業員、清掃作業員、雑務員など
その他の仕事	農・林・漁業の作業者及び上記以外の職種に従事する者をいいます。

※上記の表は、日本標準産業分類(平成9年12月改訂)に基づいています。

¹ 実際には業務の客観的内容のほか、労働者の契約上の地位、継続雇用を期待させる言動等、更新の手続・実態等さまざまな事情を考慮の上、無期契約と実質的に異なる場合で存続しているかどうかで判断されるものです。

●正社員と短時間労働者で、職務(業務の内容及び業務に伴う責任の程度)がほとんど同じかどうかの判断に当たっては、次の手順をご参照ください。①まず、業務の内容(職種及び中核的な業務)がほとんど同じかどうかを確認します。正社員と短時間労働者で、同じ職種(販売職、事務職、営業職、製造工などといった業務の種類)に就いている両者がいるかを確認します。②同じ職種の両者がいる場合は、それぞれが従事している具体的な業務について、業務分担表や職務基準書等をもとに比較し、中でも中核的なもの(当該職務に不可欠で、職務全体に占める時間、頻度の割合が大きい業務等)を抽出し、ほとんど同じかどうかを判断します。③次に、業務に伴う責任の程度(業務に伴い行使するものとして付与されている権限の範囲・程度)がほとんど同じかどうかを確認します。

なお、以上一連の判断に当たっては、次の事例を参考にしてください。

(3) 短時間労働者の契約・更新状況について、お答えください。

(3)-1: 契約期間の定めはありますか(定めありの場合、1回当たりの契約期間の長さも記入)。

期間の定めあり	1	→ 設問(4)へ	年	ヶ月
期間の定めなし	2			

(3)-2: 契約の更新はどのように行っていますか。

労働者のケースごとに、更新するかどうかを判断する	1	→ 設問(4)へ
労使のいずれからも終了を申し出なければ、自動的に更新する	2	
その他のルールにより更新する	3	
契約の更新をしない	4	

(3)-3: 実際の契約更新回数はどのくらいですか。
(更新回数があるまである場合は、もっとも人数が多いものについて)

1回	1	II-1(IIで選択した職種に正社員がいない場合は設問(8)へお進みください それ以外の方は設問(4)以降へお進みください)
2回	2	
3~5回	3	
6~10回	4	
11回以上	5	

(4) 短時間労働者のうち、職務(業務の内容及び責任の重さ)が正社員とほとんど同じ者はいくらいますか。(いる場合、該当する短時間労働者数も記入)

いる	1	→ 設問(8)へ	該当する短時間労働者数	人
いない	2			

(5) 正社員と職務がほとんど同じ短時間労働者の処遇状況について、お答えください。(正社員と短時間労働者の組合せが複数ある場合は、その属する短時間労働者数をもっとも多いものについて記入)

(5)-1: 基本給金(基本給)、役職手当、賞与、退職金はどのようになっていますか。
(それぞれ該当するものに○)

	基本給金	役職手当	賞与	退職金
正社員と同様の算定方法(制度・基準)に基づいて支払っている	1	1	1	1
正社員の制度・基準とは異なるが、正社員と共通する算定要素により、支払っている	2	2	2	2
正社員とは異なる算定要素に基づいて、支払っている	3	3	3	3
支払っていない	—	4	4	4

<事例A>職務が同じ場合

ある大型スーパーの婦人服売場の売場長A(短時間労働者)と、紳士服売場の売場長B(正社員)は、ともに販売職で職種は同じです。ただし、具体的な業務をみると、扱う商品がそれぞれ婦人服、紳士服であるという点で異なるものの、商品を売るために必要な知識や接客ノウハウ等に大きな差異はありません。

また、在庫管理責任や部下の指導、課せられる売上目標等、業務に伴う責任の程度にも、著しい違いと言えるほどの差異はありません。したがって、短時間労働者Aと正社員Bの職務はほとんど同じであると考えられます。

<事例B>職務が異なる場合

ある運送会社のドライバーA(短時間労働者)と、ドライバーB(正社員)は、ともに運転手で職種は同じです。AとBの配送商品や配達地域等にも大きな差異はなく、少なくとも業務内容はほぼ同じであると言えます。

しかし、Bには通常のシフトに加え、繁忙時や急な欠勤者が出た場合等の対応が求められており、実際に月末になると急な残業が課せられることも多く、責任の程度についてはBの方がより重くなっています。したがって、短時間労働者Aと正社員Bの職務は異なると考えられます。

(5)-2: 正社員及び正社員と職務がほとんど同じ短時間労働者のそれぞれの基本賃金の性格はどうなっていますか。(複数の性格を有する場合は、該当するものをすべてに○)

	正社員	短時間労働者
職能給(労働者の職務遂行能力を基準とするもの)	1	1
職務給(担当する職務の難易度を基準とするもの)	2	2
業績・成果給(労働者の業績等を基準とするもの)	3	3
生活給(生計費を基準とするもの、年齢給もこれに該当)	4	4
その他	5	5

(5)-3: 正社員と職務がほとんど同じ短時間労働者の1時間当たりの賃金は、正社員の賃金に対する割合でどのくらいですか。

正社員より高い	1	} 設問(6)へ
正社員と同じ(賃金差はない)	2	
正社員の8割以上	3	
正社員の6割以上8割未満	4	
正社員の4割以上6割未満	5	
正社員の4割未満	6	

正社員と職務がほとんど同じ短時間労働者の間に、賃金差がある理由は何ですか。(該当する主なものをすべてに○)

勤務時間の自由度が違うから	1
残業の時間数、回数が違うから	2
人事異動の幅や頻度が違うから	3
正社員には企業への貢献がより期待できるから	4
正社員の賃金を下げることができないから	5
短時間労働者の賃金を上げる余力がないから	6
そういった契約内容で労働者が獲得しているから	7
その他	8

(6) 正社員と職務がほとんど同じ短時間労働者の中で、人材活用の仕組み等(人事異動の有無等)も同じ者はいますか。(いる場合、該当する短時間労働者数も記入)

	1	2	3	該当する短時間労働者数
正社員と同じ者がいる	○			
一定期間※、正社員と同じ者がいる		○		
全員、正社員と異なる			○	

※例えば、正社員と短時間労働者が同じ役職に就いている期間等

うち有期契約	うち無期契約
人	人

→設問(7)へ

●正社員と短時間労働者で、人材活用の仕組み等(人事異動の有無等)が同じかどうかの判断に当たっては、次の手順をご参照ください。①まず、正社員と短時間労働者の転勤の有無等を比較してください。比較に当たっては、実際に転勤したかどうかだけでなく、将来にわたり転勤する見込みがあるか否かについて判断してください。この時点で一方のみに転勤がある場合には、人材活用の仕組み等は異なる判断します。②次に、双方に転勤があるか、双方ともない場合には、事業所内における職務内容の変更(配置の変更いかなは問わない)の有無等について、ほとんど同じかどうかを判断します。なお、以上一連の判断に当たっては、次の事例を参考にしてください。

<事例C>人材活用の仕組み等が同じ場合

電機メーカー工場で、溶接・組立・修理を行う現場の作業員は、正社員も短時間労働者も、生産体制の変化に伴い、配置されるラインが変わる「事業所内異動」はありますが、他の工場(遠隔地)への転勤はありません。

また、正社員も短時間労働者も能力がある作業員については、ライン責任者として部下の指導や機械管理等を行わせていますので、人材活用の仕組み等はほとんど同じであると考えられます。

<事例D>人材活用の仕組み等が異なる場合

あるスーパーマーケットでは、雇用形態に係わらず、有能な人材を副店長に登用しています。副店長は2~3年毎に店舗間を異動させる仕組みになっていますので、正社員、短時間労働者とも転勤があります。

しかし、正社員の副店長は、全国的に転居を伴う異動をさせる一方、短時間労働者の副店長には、自宅から通える範囲での異動しかありませんので、人材活用の仕組み等は異なると考えられます。

※このほか、ご不明点等調査に関するお問合せは下記までお願い申し上げます。

【調査票の〻切・回収など実査について】

株式会社日本統計センター 担当:石黒、菊地
 TEL 03-3861-5391 FAX 03-3866-4944
 〒101-0031 東京都千代田区東神田 2-9-14
 受付時間 平日 9:00~17:30



【調査票の趣旨・内容について】

労働政策研究・研修機構 調査・解析部 担当:渡辺、荻野
 TEL 03-5903-6286 FAX 03-5903-6116
 受付時間 平日 9:00~17:30

【短時間労働者実態調査・個人票】

(調査の趣旨)

この調査は、「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」(改正パートタイム労働法、平成20年4月1日施行)の施行状況等を、平成22年4月1日現在で把握するため、労働政策研究・研修機構(※)が、**厚生労働省雇用均等・児童家庭局の要請を受けて行う**ものです。

短時間労働者の雇用管理の現状やそのあり方に対するご意見等を、**今後の政策形成に反映する重要な調査**となりますので、お忙しいなか恐縮ではございますが、ご回答へのご協力のほど何卒宜しく願い申し上げます。

(ご記入にあたってのお願い)

1. この調査では、パートタイマー、アルバイト、準職員、嘱託等の名称にかかわらず、正社員以外で労働時間が短い場合を、「短時間労働者」として調査します。
2. 特にことわりのない限り、**平成22年4月1日現在の状況**について記入してください。
3. 特にことわりのない限り、該当する選択肢を1つ選び、番号を○で囲んでください。数字は右詰めで記入してください。特にことわりのない限り、順に沿って次の設問へお進みください。
4. この調査票に記入された事項は、**すべて数値化され統計的に処理します。個人が特定されたり、個別情報が他に漏れることは一切ありませんので、ありのままをご記入ください。**
5. ご記入が終わりましたら、別添の**【返信用封筒】(切手不要)**へ入れ、**平成22年6月23日(水)までに郵便ポストに投函してください。**なお、返信先住所は調査票の発送・回収作業を委託している受託機関(株式会社日本統計センター)宛となっておりますが、当機構が主体となり調査・分析を行うものに間違いございません(HP上の告知でご確認ください。 <http://www.jil.go.jp/information/enquete/index.htm>)。

○この調査に関するお問合せは下記までお願い申し上げます。

【調査票のメ切・回収など実査について】

株式会社日本統計センター 担当:石黒、菊地
TEL 03-3861-5391 FAX 03-3866-4944
〒101-0031 東京都千代田区東神田 2-9-14
受付時間 平日 9:00～17:30



【調査票の趣旨・内容について】

労働政策研究・研修機構 調査・解析部 担当:渡辺、荻野
TEL 03-5903-6286 FAX 03-5903-6116
受付時間 平日 9:00～17:30

※労働政策研究・研修機構は、厚生労働省所管の調査研究機関で、労働政策の立案に資する調査研究や、労働についての情報収集・提供等を行っております(<http://www.jil.go.jp>)。

I 基礎情報

(1) あなたの性別及び年齢について、お答えください。

(1)－1 性別

男 性	1
女 性	2

(1)－2 年齢（平成22年4月1日現在）

15～ 19歳	20～ 24歳	25～ 29歳	30～ 34歳	35～ 39歳	40～ 44歳	45～ 49歳	50～ 54歳	55～ 59歳	60～ 64歳	65歳 以上
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11

(2) 配偶者（夫又は妻）はいますか。

いる	1
いない	2

あなたの配偶者の昨年（平成21年1月1日～12月31日）の年収（税込み）はどのくらいですか。

年収 なし	100万 円未満	100～ 200万 円未満	200～ 300万 円未満	300～ 400万 円未満	400～ 500万 円未満	500～ 600万 円未満	600～ 800万 円未満	800 万円 以上
1	2	3	4	5	6	7	8	9

(3) あなたの生活は、主に何によっていますか。

主に自分の収入 で暮らしている	主に配偶者の 収入で暮らしている	主に親の収入 で暮らしている	主に子供の収入 で暮らしている	その他
1	2	3	4	5

(4) あなたの最終学歴に、該当するものを選んでください。

中 学	高 校	専修学校 (専門課程)	短大・高専	大学・大学院	在学中
1	2	3	4	5	6

- (5) あなたは、現在の勤務先で働き始めるより前に、別の仕事(学業の合間のアルバイトは除く)をしたことがありますか。(直前の雇用形態に○)

正社員	1
フルタイム有期契約労働者	2
短時間労働者(他の会社で)	3
派遣労働者	4
自営業等の独立した形態	5
ない(現在の仕事が初めての仕事)	6

- (6) 働いている理由及び短時間労働者を選んだ理由について、お答えください。

- (6)－1 あなたが働いている理由は何ですか。(該当するものすべてに○)

家計の主たる稼ぎ手として、生活を維持するため	1	
主たる稼ぎ手ではないが、	生活を維持するには不可欠のため	2
	家計の足しにするため	3
自分の学費や娯楽費を稼ぐため	4	
資格・技能を活かすため	5	
以前の就業経験を活かすため	6	
生きがい・社会参加のため	7	
時間が余っているため	8	
子供に手がかからなくなったため	9	
その他	10	

- (6)－2 短時間労働者を選んだ理由は何ですか。(該当するものすべてに○)

自分の都合の良い時間(日)に働きたいから	1
勤務時間・日数が短いから	2
就業調整(年収の調整や労働時間の調整)ができるから	3
軽易な仕事をしなかったから	4
すぐ辞められるから	5
正社員として採用されなかったから	6
家庭(育児・介護等)の事情で正社員として働けないから	7
正社員として働くことが、体力的・精神的に難しいから	8
転勤がないため	9
その他	10

(7) あなたが短時間労働者として働いていた期間は、今の会社、別の会社を問わず通算するとどれくらいの期間になりますか。

年	ヶ月	(1ヵ月未満の日数は1ヶ月と数えてください)
---	----	------------------------

(8) あなたが短時間労働者として今の会社で働き始めてから、どれくらいの期間になりますか。

年	ヶ月	(1ヵ月未満の日数は1ヶ月と数えてください)
---	----	------------------------

(9) 現在の雇用契約についてお答えください。

(9)－1 現在の雇用契約は、雇用期間の定めのある契約ですか。

(口頭で伝えられた場合も含みます)

雇用期間の定めがある	1	→問(9)－2へ
雇用期間の定めがない	2	→問(10)へ

(9)－2 現在の雇用契約における雇用期間はどれくらいですか。

年	ヶ月
---	----

(9)－3 これまでに雇用契約の更新はありましたか。

まだ初めての雇用期間の途中である。	1
1回更新した	2
2回更新した	3
3回更新した	4
4回以上更新した	5

(10) 出勤日数、労働時間等についてお答えください。

(10)－1 1週間の出勤日数

日

(10)－2 1日の所定労働時間(残業を含まない)

時間	分
----	---

(10)－3 平成22年3月に残業はありましたか。

あった	1
なかった	2
勤めていなかった	3

→ 月間何時間、残業しましたか。

時間

(30分以上切上げ、30分未満切捨て)

(11) あなたの給与は現在、どのように決められていますか。

(主なもの1つを○で囲み、金額を記入)

時間給	1	→	1時間	円
日給	2	→	1日	円
月給	3	→	1ヶ月	円
歩合給・その他	4	→	1ヶ月平均	円

(12) 平成21年1月1日～12月31日までの1年間に、短時間労働者として働いた年収(税込み)はどれくらいでしたか。(2つ以上の会社で短時間労働者として働いた場合は、合計額を記入)

年収なし	50万円未満	50～70万円未満	70～90万円未満	90～110万円未満	110～130万円未満	130～150万円未満	150～200万円未満	200～250万円未満	250～350万円未満	350万円以上
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11

(13) 社会保険の加入について、お答えください。

(13)－1 あなたは現在、雇用保険に加入していますか。(別の会社で加入している場合も含む)

加入している	1
加入していない	2

(13)－2 あなたは現在、以下の社会保険にどのような形で加入していますか。

	厚生年金保険	健康保険
被用者保険に本人が被保険者として加入している (別の会社で加入している場合も含む)	1	1
配偶者の加入している被用者年金保険の被扶養配偶者(第3号被保険者)になっている／家族が加入している被用者保険(健康)の被扶養者になっている	2	2
上記以外で、国民年金の被保険者(第1号被保険者)になっている／国民健康保険に加入している	3	3
加入していない	4	4

(14) あなたは、短時間労働者として過去1年間のうちに就業調整(年収の調整や、労働時間の調整)をしましたか。

調整をしている	調整をしていない			分からない
	関係なく働く	調整の必要がない	その他	
1	2	3	4	5

それほどのような理由によるものですか。(該当するものすべてに○)

自分の所得税の非課税限度額(103万円)を超えると、税金を支払わなければならないから	1
一定額を超えると、配偶者の税制上の配偶者控除がなくなり、配偶者特別控除が少なくなるから	2
一定額を超えると、配偶者の会社の配偶者手当がもらえなくなるから	3
一定額(130万円)を超えると、配偶者の健康保険、厚生年金等の被扶養者からはずれ、自分で加入しなければならなくなるから	4
労働時間が週の所定労働時間20時間以上になると、雇用保険に加入しなければならないため	5
正社員の所定労働時間の3/4以上になると、健康保険、厚生年金等に加入しなければならないから	6
会社の都合により雇用保険、厚生年金等の加入要件に該当しないようにしているため	7
現在、支給されている年金の減額率を抑える、又は減額を避けるため	8
その他	9

Ⅱ 就労状況

(1) あなたの現在の職種は何ですか。(巻末にある「職種分類表」を参照し、該当番号を記入)

職種	
番号	

→ 該当する番号がわからない場合は、具体的な仕事内容を記入
〔 〕

(2) あなたは現在、どのような役職についていますか。(あなたの立場にもっとも近い番号に○)

所属組織の責任者等ハイレベルの役職(店長、工場長等)まで	1
現場の責任者等中間レベルの役職(フロア長、部門長等)まで	2
所属グループのみの責任者等 比較的一般従業員に近い役職(売場長、ライン長等)まで	3
役職にはついていない	4

(3) あなたの職場に、あなたと同じ仕事を行っている正社員はいますか。

同じ内容の業務を行い、責任の重さも同じである正社員がいる	1	} → 問(4)へ
責任の重さは違うが、同じ内容の業務を行っている正社員がいる	2	
同じ内容の業務を行っている正社員はいない	3	→ 問(Ⅲ)―1へ

(4) (3)で回答した正社員と比較して、あなたの賃金水準をどのように思いますか。

正社員と同等もしくはそれ以上の賃金水準である	1	→問(8)へ
正社員より賃金水準は低い、納得している	2	→問(5)へ
正社員より賃金水準は低く、納得していない	3	→問(6)へ
わからない(考えたことがない)	4	→問(7)へ

(5) 納得できる理由は何ですか。(該当する主なものを2つまで○)

責任の重さが違うから	1	} (8)へ
勤務時間の自由度が違うから	2	
残業の時間数、回数が違うから	3	
人事異動や転勤の頻度が違うから	4	
正社員には、企業への貢献がより期待されているから	5	
もともとそういった内容で自分も納得しているから	6	
その他(具体的に)	7	

(6) 納得できない理由は何ですか。(もっともあてはまるものに○)

正社員と同じ内容の仕事をしているのに差があるから	1
人事異動や転勤の頻度の違いを考慮しても差が大きすぎるから	2
同じ地域・職種 of 短時間労働者等の相場より低いから	3
その他(具体的に)	4

(7) 同じ仕事を行っている正社員と比べた、時間当たりの賃金水準で、納得できるのはどれくらいですか。

正社員と同じ(差はない)	1
9割程度	2
8割程度	3
7割程度	4
6割程度	5
5割以下でも構わない	6

- (8) 賃金以外の処遇等で、仕事と同じ正社員と取り扱いが異なっており、納得できないと考えているものは何ですか。(正社員に実施されている項目の中で、該当するものすべてに○)

昇進・昇格(キャリア・アップ)	1	産前・産後休業制度	14	
配置転換	2	育児休業制度	15	
定期的な昇給	3	介護休業制度	16	
教育訓練機会	4	看護休暇	17	
人事評価・考課	5	慶弔休暇	18	
手当 等の 種類	通勤手当	6	雇入時健康診断	19
	精勤手当	7	定期健康診断	20
	役職手当	8	共済会への加入	21
	家族手当	9	慶弔見舞金	22
	住宅手当	10	保養施設の利用	23
賞与	11	託児施設の利用	24	
退職金・企業年金	12	社内行事への参加	25	
財産形成制度	13	その他	26	

Ⅲ 労働条件の明示等

- (1) あなたは今の会社で短時間労働者として雇われるとき、労働条件について示されましたか。

明示された	書面により労働条件を明示され、かつ、口頭での説明を受けた	1
	労働条件が示された書面を渡されたのみで、口頭での説明はなかった	2
	書面は渡されず、口頭のみにより労働条件の説明を受けた	3
労働条件については一切、説明を受けていない		4

(2) 仕事についてどう考えていますか。

(2)－1 あなたが短時間労働者として働く今の会社や仕事をどのように考えていますか。

(不満・不安がある場合、該当するものすべてに○)

不満・不安がある	雇用が不安定	1	→問(2)－2へ
	勤続が長いのに有期契約である	2	
	賃金が安い	3	
	所定労働時間が希望に合わない	4	
	所定外労働が多い	5	
	有給休暇がとりにくい	6	
	短時間労働者としては仕事がかたい	7	
	自分の能力が活かさない	8	
	昇進機会に恵まれない	9	
	正社員になれない	10	
	教育訓練を受けられない	11	
	福利厚生が正社員と同様の扱いではない	12	
	職場の人間関係が良くない	13	
	その他	14	
不満・不安はない	15	→問(2)－3へ	

(2)－2 不満・不安を誰かに相談したことはありますか。

相談したことはない	1	→問(2)－3へ
相談したことがある	2	↓

誰に相談しましたか(該当するものすべてに○)

①事業主や職場の上司等	1	→問(2)－3へ
②労働組合	2	
③行政機関(労働局や監督署、地方自治体等)	3	
④司法関係機関(裁判所、弁護士、無料法律相談会等)	4	
⑤その他	5	

納得のいく説明はありましたか。

説明があり納得した	1
説明はあったが納得しなかった	2
相談を聞くだけで説明はなかった	3

(2)ー3 今後、不満・不安が生じたら誰に相談しますか。(相談先ごとに該当するものに○)

	相談する	内容によっては相談する	相談しない
①事業主や職場の上司等	1	2	3
②労働組合	1	2	3
③行政機関(労働局や監督署、地方自治体等)	1	2	3
④司法関係機関(裁判所、弁護士、無料法律相談会等)	1	2	3
⑤その他(家族等)	1	2	3

(「①事業主や職場の上司等」で「3」(相談しない)と答えた方だけ)なぜ相談しないのですか。

相談しても聞いてもらえない	1
不利益な取り扱いをされるのが怖い	2
周りに配慮して相談できない	3
その他	4

(3) 今後の働き方について、どのように考えていますか。

短時間労働者で仕事を続けたい	現在の会社で	1
	別の会社で	2
正社員になりたい	現在の会社で	3
	別の会社で	4
その他(自営業をしたい、正社員以外で正社員と同じくらいの時間働きたい等)		5
仕事をやめたい		6

どうして正社員になりたいのですか。(もっとも大きい理由1つに○)

雇用が安定しているから	1
待遇がよくなるから	2
より難しい仕事や、責任のある仕事をしたいから	3
その他(具体的に)	4

正社員で次のような制度があれば選びたいと思いますか。

	選びたい	選びたくない
短時間正社員※	1	2
勤務地を限定した(転勤のない)正社員	1	2

※短時間正社員とは、フルタイムの正社員と比較して、所定労働時間(日数)が短い正社員(育児や介護を理由とする短時間勤務も含む)をいう

IV その他

- (1) 改正パートタイム労働法(「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」)の平成20年4月1日からの施行を機に、職場で変化はありましたか。(該当するものすべてに○)

変化があった	労働条件が文書等で交付(明示)されるようになった	1
	正社員との仕事の区分(違い)が明確になった	2
	賃金等の処遇が(正社員との均等・均衡や、意欲・能力等を考慮して)改善された	3
	教育訓練が実施されるようになった	4
	福利厚生施設(食堂、休憩室、更衣室等)が利用できるようになった	5
	所定労働時間を、正社員と同じにするよう事業主から求められた	6
	正社員への転換制度等が設けられた	7
	その他(具体的に)	8
特に変化はない	9	
わからない	10	
平成20年3月31日以前は現在の会社にはいなかった	11	

質問は以上です。ご記入が終わりましたら、別添の【返信用封筒】(切手不要)へ入れ、平成22年6月23日(水)までに郵便ポストに投函してください。
最後までご協力いただき、誠に有難うございました。

職種分類表

(注)もし、完全に当てはまるものがないと思われるときには、近いと思われるものを1つだけ選んでください。

職種	職種内容	職種番号	
専門的・技術的な仕事	高度の専門的水準において、科学的知識を応用した技術的な仕事に従事する者及び医療・法律・芸術その他の専門的性質の仕事に従事する者をいいます。 例えば、科学研究者、機械・電気技術者、一級建築士、プログラマー、システムエンジニア、医師、薬剤師、看護師、准看護師、栄養士、福祉相談員、保育士、介護支援相談員、公認会計士、税理士、教員、記者、編集者、デザイナー、写真家など	1	
管理的な仕事	課(課相当を含む)以上の組織の管理的仕事に従事する者をいいます。 例えば、部長、課長、支店長、工場長など	2	
事務の仕事	一般に課長(課長相当職を含む)以上の職務にあるものの監督を受けて、庶務・文書・人事・会計・調査・企画・運輸・通信・生産関連・営業販売・外勤に関する事務及び事務用機械の操作の仕事に従事する者をいいます。	3	
	事務用機械の操作(レジ係、オペレーター、速記者、有料道路料金係、出札係など)	4	
販売の仕事	商品(サービスを含む)・不動産・証券などの売買、売上の仲立・取次・代理などの仕事、保険外交、商品の売買・製造などに関する取引上の勧誘・交渉・受注の仕事に従事する者をいいます。	5	
	販売従事者(一般商店・コンビニエンスストア・スーパー・デパートなどの販売店員) 商品販売外交員、保険外交員、銀行外務員、スーパー店長、新聞拡張員、不動産仲介人など	6	
サービスの仕事	理容・美容・クリーニング・調理・接客・娯楽など個人に対するサービス、居住施設・ビルなどの管理サービス及びその他のサービスの仕事に従事する者をいいます。	個人に対するサービス(理容・美容師、クリーニング工、調理人、ウェイター、ウェイトレス、接客係、ホームヘルパー、ベビーシッターなど)	7
		居住施設・ビルなどの管理サービス(駐車場・ビル管理人、寮管理人など)	8
		その他のサービス(ツアーコンダクター、ビデオレンタル店員、広告ビラ配達員など)	9
保安の仕事	社会・個人・財産の保護、法と秩序の維持などの仕事に従事する者をいいます。 例えば、守衛、警備員、監視員、建設現場誘導員など	10	
運輸・通信の仕事	電車・自動車・船舶・航空機等運転・操縦の仕事、通信機の操作及びその他の関連作業に従事する者をいいます。 例えば、鉄道運転士、タクシー運転者、バス・トラック運転者、車掌、ロープウェイ乗務員、無線・有線通信員、電話交換手、郵便・小包配達員、電報配達員、ラジオ・テレビ放送技術員など	11	
生産工程・労務の仕事	機械・器具・手道具などを用いて原料・材料を加工する仕事、各種の機械器具を組立・調整・修理する仕事、製版・印刷・製本の作業、その他の製造・製作工程の仕事、定置機械及び建設機械を操作する仕事、鉱物の探査・試掘・採取・選鉱、ダム・トンネルの掘削などの仕事及びこれらに関連する仕事、建設の仕事、並びに機械の掃除、資材の整理、商店・会社・病院などの雑務、及び他に分類されない運搬・清掃など労務的作業に従事する者をいいます。 例えば、大工、左官、石工、塗装工、電気工、とび職、配管工、圧延工、鉄鋼工、鋳物工、プレス工、医薬品製造工、溶接工、鉄工、一般機械組立工、自動車整備工、修理工、パン・菓子製造工、染色工、織布工、ミシン縫製工、木工、製紙工、印刷・製本工、ゴム製品製造工、革製品製造工、製図工、ボイラー工、建設機械運転工、採石・採掘作業員、配達員、倉庫作業員、清掃作業員、雑務員など	12	
その他の仕事	農・林・漁業の作業者及び上記以外の職種に従事する者をいいます。	13	

※上記の表は、日本標準産業分類(平成9年12月改訂)に基づいています。

第Ⅲ部 資 料

② 附属統計表

『短時間労働者実態調査』 【事業所回収票】 単純・クロス集計結果表

第1表	設問Ⅰ－（１）有効回答事業所の業種（16択／SA）
第2表－1	設問Ⅰ－（２）有効回答事業所の従業員規模（数値記入を階級化）
第2表－2	設問Ⅰ－（２）有効回答事業所の従業員に占める非正社員比率（短時間・その他労働者数／全従業員数）（算出割合を階級化）
第3表－1	設問Ⅰ－（３）有効回答事業所における非正社員の雇用理由（短時間・その他各10択／該当すべてに○の複数回答）
第3表－2	設問Ⅰ－（３）有効回答事業所における短時間労働者の雇用理由（10択／該当すべてに○の複数回答）
第3表－3	設問Ⅰ－（３）有効回答事業所におけるその他労働者の雇用理由（10択／該当すべてに○の複数回答）
第4表	（母集団を変更して再掲）設問Ⅰ－（１）短時間労働者を雇用している事業所の割合と業種（16択／SA）
第5表	（母集団を変更して再掲）設問Ⅰ－（２）短時間労働者を雇用している事業所の従業員規模と正社員、短時間労働者、その他労働者の各実数積算
第6表	（母集団を変更して再掲）設問Ⅰ－（３）短時間労働者を雇用している事業所における短時間労働者の雇用理由（10択／該当すべてに○の複数回答）
第7表	設問Ⅱ－（１）短時間労働者の中でもっとも人数が多い職種（9択／SA）
第8表	設問Ⅱ－（１）同職種に就いている正社員及び短時間労働者のうち、短時間労働者の占める割合（＝同職種に就いている短時間労働者数／（正社員数＋短時間労働者数））（算出割合を階級化）
第9表－1	設問Ⅱ－（２）人数がもっとも多い職種に就いている短時間労働者の1週間当たりの所定労働時間数（数値記入を階級化）
第9表－2	設問Ⅱ－（２）同職種に就いている正社員と短時間労働者で比較した1週間当たりの所定労働時間割合（＝人数がもっとも多い職種に就いている短時間労働者の1週間当たりの所定労働時間数／同職種に就いている正社員の1週間当たりの所定労働時間数）（算出割合を階級化）
第10表－1	設問Ⅱ－（２）人数がもっとも多い職種に就いている短時間労働者の1日当たりの所定労働時間数（数値記入を階級化）
第10表－2	設問Ⅱ－（２）同職種に就いている正社員と短時間労働者で比較した、1日当たりの所定労働時間割合（＝同職種に就いている短時間労働者の1日当たりの所定労働時間数／同職種に就いている正社員の1日当たりの所定労働時間数）（算出割合を階級化）
第10表－3	設問Ⅱ－（２）人数がもっとも多い職種に就いている短時間労働者の週当たり労働日数（＝人数がもっとも多い職種に就いている短時間

	労働者の1週間当たりの所定労働時間数/1日当たりの所定労働時間数(算出割合を階級化)
第11表	設問Ⅱ-(3)-1 人数がもっとも多い職種に就いている短時間労働者の契約状況:契約期間の定めの有無(2択/SA)
第12表	設問Ⅱ-(3)-1で契約期間の定めが「ある」場合の1回当たりの契約期間の長さ(数値記入を階級化)
第13表	設問Ⅱ-(3)-2 人数がもっとも多い職種に就いている短時間労働者の契約の更新状況:契約更新の判断方法(4択/SA)
第14表-1	設問Ⅱ-(3)-2で契約の「更新をする」場合の実際の更新回数(5択/SA)
第14表-2	設問Ⅱ-(3)同職種に就いている短時間労働者の勤続年数(=1回当たりの契約期間の長さ×実際の更新回数)(算出割合を階級化)
第15表-1	設問Ⅱ-(4)(同職種に就いている正社員・短時間労働者がいる事業所のうち)正社員と職務がほとんど同じ短時間労働者の有無(2択/SA)
第15表-2	設問Ⅱ-(4)正社員と職務がほとんど同じ短時間労働者が「いる」場合に該当する短時間労働者数(数値記入を階級化)
第16表	Ⅱ-(5)-1 正社員と職務がほとんど同じ短時間労働者に対する処遇状況①基本賃金、役職手当、賞与、退職金の支払い方法(基本賃金のみ3択/SA、ほか4択/SA)
第17表	設問Ⅱ-(5)-2 正社員と職務がほとんど同じ短時間労働者に対する処遇状況②基本賃金の性格(正社員・短時間各5択/該当すべてに○の複数回答)
第18表	設問Ⅱ-(5)-3 正社員と職務がほとんど同じ短時間労働者の1時間当たり賃金の正社員賃金に対する割合(6択/SA)
第19表	設問Ⅱ-(5)-3 職務がほとんど同じ正社員と短時間労働者の間に賃金差がある場合にその理由(8択/該当3つまで○の複数回答)
第20表-1	設問Ⅱ-(6)正社員と職務がほとんど同じかつ人材活用の仕組み等(人事異動の有無等)も同じ短時間労働者の有無(3択/SA)
第20表-2	設問Ⅱ-(6)で正社員と職務がほとんど同じかつ人材活用の仕組み等も同じ短時間労働者が「いる」場合に、該当する短時間労働者数(契約形態問わず合算)(数値記入を階級化)
第20表-3	設問Ⅱ-(6)で正社員と職務がほとんど同じかつ人材活用の仕組み等も同じ短時間労働者が「いる」場合に、該当する短時間労働者数(有期・無期契約別)(数値記入を階級化)
第21表-1	設問Ⅱ-(7)-1 正社員と職務がほとんど同じかつ人材活用の仕組

- み等も（一定期間も含む）同じ短時間労働者の人材活用状況①昇進の有無（2択／SA）
- 第21表-2 設問Ⅱ-（7）-1で「昇進することがある」場合の昇進範囲（正社員・短時間各3択／SA）
- 第22表-1 設問Ⅱ-（7）-2 正社員と職務がほとんど同じかつ人材活用の仕組み等も同じ（一定期間も含む）短時間労働者の人材活用状況②異動・転勤の有無（2択／SA）
- 第22表-2 設問Ⅱ-（7）-2で「異動・転勤することがある」場合の異動・転勤範囲（正社員・短時間各4択／SA）
- 第23表 設問Ⅱ-（7）-3 正社員と職務がほとんど同じかつ人材活用の仕組み等も同じ短時間労働者の処遇状況①基本賃金、役職手当、賞与、退職金の支払い方法（基本賃金のみ3択／SA、ほか4択／SA）
- 第24表 設問Ⅱ-（7）-4 正社員と職務がほとんど同じかつ人材活用の仕組み等も同じ短時間労働者の1時間当たり賃金の正社員賃金に対する割合（6択／SA）
- 第25表 設問Ⅱ-（8）正社員及び短時間労働者の賃金決定の際、考慮している要素（正社員・短時間各8択／該当すべてに○の複数回答）
- 第26表-1 設問Ⅱ-（9）正社員、短時間労働者の手当等及び各種制度の実施状況（正社員・短時間各3択／該当すべてに○の複数回答）
- 第26表-2 設問Ⅱ-（9）手当等及び各種制度について正社員で実施していて短時間労働者で実施していないものがある場合の理由（各3択／SA）
- 第27表 設問Ⅱ-（10）正社員、短時間労働者の教育訓練機会（各6択／該当すべてに○の複数回答）
- 第28表 設問Ⅲ-（1）-1 短時間労働者から正社員への転換推進措置の実施方法（5択／該当すべてに○の複数回答）
- 第29表 設問Ⅲ-（1）-2 短時間労働者から正社員に転換するまでの間に経由する中間的な雇用形態の有無（4択／選択可能な形態すべてに○の複数回答）
- 第30表-1 設問Ⅲ-（1）-3 過去3年間における正社員転換への応募者数及び転換者数（数値記入を階級化）
- 第30表-2 設問Ⅲ-（1）-3 過去3年間における正社員転換への対応募者転換率（＝正社員転換者実績数／正社員転換応募者数）（算出割合を階級化）
- 第31表 設問Ⅲ-（1）-4 正社員転換推進措置を実施する上での支障の有無（2択／SA）
- 第32表-1 設問Ⅲ-2 正社員転換推進措置を「実施していない」場合の理由（7択／該当すべてに○の複数回答）

- 第32表-2 設問Ⅲ-2 正社員転換推進措置を実施する上で「支障がある」場合の内容（7択／該当すべてに○の複数回答）
- 第33表-1 設問Ⅲ-（3）短時間正社員制度の導入状況（3択／SA）
- 第33表-2 設問Ⅲ-（3）短時間正社員制度を「導入・運用している」場合の利用事由（7択／該当すべてに○の複数回答）
- 第34表-1 設問Ⅳ-（1）短時間労働者の採用時における労働条件の明示方法（5択／SA）
- 第34表-2 設問Ⅳ-（1）短時間労働者の採用時における労働条件の明示方法（5択／複数回答も許容した場合※）
- 第35表-1 設問Ⅳ-（3）過去2年間に於いて短時間労働者から本人の処遇に係る説明を求められた経験の有無（2択／SA）
- 第35表-2 設問Ⅳ-（3）過去2年間に於いて短時間労働者から本人の処遇に係る説明を求められたことが「ある」場合に、求められた内容について説明しているか（2択／SA）
- 第36表 設問Ⅳ-（2）就業規則の短時間労働者への適用（7択／SA）
- 第37表 設問Ⅳ-（4）短時間労働者から処遇に対する苦情の申し出を受けた場合の自主的解決努力の有無（4択／該当すべてに○の複数回答）
- 第38表 設問Ⅳ-（5）短時間労働者の処遇をめぐる労働組合との話合いの有無（各3択／SA）
- 第39表-1 設問Ⅳ-（6）短時間雇用管理者の選任の有無（2択／SA）
- 第39表-2 設問Ⅰ-（2）及び設問Ⅳ-（6）クロス集計：短時間労働者数が10人以上の事業所における短時間雇用管理者の選任の有無（2択／SA）
- 第40表 設問Ⅴ-（1）改正パートタイム労働法（「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」）の平成20年4月1日からの施行を機に実施したもの（11択／該当すべてに○の複数回答）
- 第41表-1 設問Ⅴ-（2）短時間労働者の今後の活用方針（4択／SA）
- 第41表-2 設問Ⅴ-（2）で「一層積極的に活用していきたい」場合の具体的内容（3択／該当すべてに○の複数回答）
- 第42表 設問Ⅴ-（3）過去3年間に正社員を新たに採用する際、在籍する短時間労働者を外部応募者より優先させて採用した経験の有無（2択／SA）
- 第43表 設問Ⅴ-（4）短時間労働者の今後の優先採用方針（5択／SA）
- 第44表 設問Ⅴ-（5）正社員と職務（業務の内容及び責任の重さ）がほとんど同じ短時間労働者に対する差別待遇禁止義務の考え方に対する賛否（4択／SA）

- 第45表 設問V－(6) 職務による差別待遇禁止義務の考え方に「賛成」の理由
(12択/該当3つまで○の複数回答)
- 第46表 設問V－(7) 職務による差別待遇禁止義務の考え方に「反対」の理由
(10択/該当3つまで○の複数回答)

『短時間労働者実態調査』 【個別・短時間労働者回収票】 単純・クロス集計結果表

- 第1表 設問I－(1)－1 基礎情報①性別(2択/SA)
- 第2表 設問I－(1)－2 基礎情報②年齢(11択/SA)
- 第3表 設問I－(2) 基礎情報③配偶者の有無(2択/SA)
- 第4表 設問I－(2) 基礎情報③配偶者が「いる」場合に配偶者の昨年
(平成21年1月1日～12月31日)の税込年収(9択/SA)
- 第5表 設問I－(3) 基礎情報④生活の主な収入源(5択/SA)
- 第6表 設問I－(4) 基礎情報⑤最終学歴(6択/SA)
- 第7表 設問I－(5) 基礎情報⑥現在の勤務先で働き始める直前の仕事の
雇用形態(6択/SA)
- 第8表 設問I－(6)－1 基礎情報⑦就業している理由(10択/該当すべてに○の複数回答)
- 第9表 設問I－(6)－2 基礎情報⑧短時間労働者を選択した理由(10択
/該当すべてに○の複数回答)
- 第10表 設問I－(7) 基礎情報⑨(現在の会社、別の会社を問わず)短時間
労働者として働いていた通算期間(数値記入を階級化)
- 第11表 設問I－(8) 基礎情報⑩短時間労働者として現在の会社で働き始めて
からの期間(数値記入を階級化)
- 第12表 設問I－(9)－1 基礎情報⑪現在の雇用契約における雇用期間の
定めの有無(2択/SA)
- 第13表 設問I－(9)－2 基礎情報⑪－2期間の定めが「ある」場合の雇用
契約期間(数値記入を階級化)
- 第14表 設問I－(9)－3 基礎情報⑪－3雇用期間の「定めがある」場合に、
これまでの契約更新の有無・回数(5択/SA)
- 第15表 設問I－(10)－1 基礎情報⑫1週間の出勤日数(数値記入を階級
化)
- 第16表 設問I－(10)－2 基礎情報⑬1日の所定労働時間(残業含めず)
(数値記入を階級化)
- 第17表 設問I－(10)－3 基礎情報⑭－1平成22年3月の残業有無
(3択/SA)
- 第18表 設問I－(10)－3 基礎情報⑭－2残業が「あった」場合の残業

	時間数（数値記入を階級化）
第19表-1	設問Ⅰ-（11）基礎情報⑮現在の給与の支払方法（4択／SA）
第19表-2	設問Ⅰ-（11）基礎情報⑮現在の給与の基本水準（時間給）（数値記入を階級化）
第19表-3	設問Ⅰ-（11）基礎情報⑮現在の給与の基本水準（日給）（数値記入を階級化）
第19表-4	設問Ⅰ-（11）基礎情報⑮現在の給与の基本水準（月給）（数値記入を階級化）
第19表-5	設問Ⅰ-（11）基礎情報⑮現在の給与の基本水準（歩合給・その他）
第20表	設問Ⅰ-（12）基礎情報⑯平成21年1月1日～12月31日までの1年間に短時間労働者として働いた税込年収（11択／SA）
第21表	設問Ⅰ-（13）-1 基礎情報⑰雇用保険の加入有無（2択／SA）
第22表	設問Ⅰ-（13）-2 基礎情報⑱厚生年金保険及び健康保険の加入有無（各4択／SA）
第23表	設問Ⅰ-（14）基礎情報⑲-1過去1年間における就業調整（年収、労働時間の調整）の有無（5択／SA）
第24表	設問Ⅰ-（14）基礎情報⑲-2就業調整を「している」場合の理由（9択／該当すべてに○の複数回答）
第25表	設問Ⅱ-（1）現在の職種（13択／SA）
第26表	設問Ⅱ-（2）現在の役職（4択／SA）
第27表	設問Ⅱ-（3）同じ仕事を行っている正社員の有無（3択／SA）
第28表	設問Ⅱ-（4）同じ仕事を行っている正社員が「いる」場合の賃金水準に対する納得性（4択／SA）
第29表	設問Ⅱ-（5）賃金水準について納得できる理由（7択／該当2つまで○の複数回答）
第30表	設問Ⅱ-（6）賃金水準について納得できない理由（4択／SA）
第31表	設問Ⅱ-（7）同じ仕事を行っている正社員と比べた時間当たりの賃金で納得できる水準（6択／SA）
第32表	設問Ⅱ-（8）賃金以外の処遇等で仕事と同じ正社員と取扱いが異なっており、納得できないと考えているもの（26択／該当すべてに○の複数回答）
第33表	設問Ⅲ-（1）現在の会社で短時間労働者として雇入れられる際の労働条件明示の有無と方法（4択／SA）
第34表	設問Ⅲ-（2）-1現在の会社や仕事に対する不満・不安の有無と内容（15択／該当すべてに○の複数回答）
第35表	設問Ⅲ-（2）-2不満・不安を相談した経験の有無（2択／SA）

- 第36表 設問Ⅲ－(2)－2 不満・不安を相談した経験が「ある」場合の相談相手(5択/該当すべてに○の複数回答)及び「事業主や職場の上司等」に相談したことがある場合の納得性(3択/SA)
- 第37表－1 設問Ⅲ－(2)－3 今後、不満・不安が生じた場合の相談先に対する意向(5つの相談先について各3択/SA)
- 第37表－2 設問Ⅲ－(2)－3 「事業主や職場の上司等」に「相談しない」場合の理由(4択/SA)
- 第38表－1 設問Ⅲ－(3) 今後の働き方に対する考え方(6択/SA)
- 第38表－2 設問Ⅲ－(3) 今後の働き方として「正社員になりたい」場合の理由(4択/SA)
- 第39表 設問Ⅲ－(3) 短時間正社員、地域限定正社員の選択志向(各2択/SA)
- 第40表 設問Ⅳ 改正パートタイム労働法(「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」)の平成20年4月1日からの施行による職場の変化の有無と内容(11択/該当すべてに○の複数回答)

『短時間労働者実態調査』 【事業所回収票】 単純・クロス集計結果表

第1表:設問 I - (1) 有効回答事業所の業種(16択/SA)

業種別	有効回答事業所数計	鉱業、採石業、砂利採取業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	情報通信業	運輸業、郵便業	卸売業、小売業	金融業、保険業	不動産業、物品賃貸業	学術研究、専門・技術サービス業	宿泊業、飲食サービス業	生活関連サービス業、娯楽業	教育、学習支援業	医療、福祉	複合サービス事業(郵便局、協同組合等)	サービス業(他に分類されないもの)	無回答(※)
計	3,040	40	222	791	98	81	189	437	139	27	88	79	61	151	185	93	280	79
%	100.0	1.3	7.3	26.0	3.2	2.7	6.2	14.4	4.6	0.9	2.9	2.6	2.0	5.0	6.1	3.1	9.2	2.6

※未記入等(とくに注釈がない限り、以下同)

第2表-1:設問 I - (2) 有効回答事業所の従業員規模(数値記入を階級化)

業種別	従業員規模の算出が可能な正社員、期間労働者、その他労働者の数値記入欄すべてに回答のあった事業所数計	4人以下※	5~29人	30~99人	100~299人	300~999人	1,000人以上	無回答	最大値(人)	最小値(人)	中央値(人)	全従業員の人数(人)	正社員の人数(人)	非正社員の人数(人)	無回答を除く事業所における平均従業員数(人)
計	1,984	17	423	572	444	358	170	-	9,846	1	96	675,900	524,230	151,670	340.7
鉱業、採石業、砂利採取業	21	1	10	5	3	2	-	-	368	4	28	1,473	1,356	117	70.1
建設業	124	2	20	45	31	16	10	-	5,130	1	88	39,181	37,345	1,836	316.0
製造業	542	2	45	152	151	120	72	-	9,307	2	163	275,273	243,967	31,306	507.9
電気・ガス・熱供給・水道業	54	-	21	16	8	6	3	-	2,942	5	41	11,796	11,352	444	218.4
情報通信業	54	1	12	6	11	17	7	-	9,846	2	204	32,353	30,695	1,658	599.1
運輸業、郵便業	121	1	25	44	31	16	4	-	3,591	4	79	25,086	19,223	5,863	207.3
卸売業、小売業	296	3	90	96	55	37	15	-	7,449	3	58	68,490	34,617	33,873	231.4
金融業、保険業	93	1	49	24	6	10	3	-	3,452	4	22	15,242	12,760	2,482	163.9
不動産業、物品賃貸業	15	-	2	5	3	2	3	-	1,431	5	109	5,341	4,500	841	356.1
学術研究、専門・技術サービス業	61	-	16	18	8	15	4	-	2,107	5	63	15,178	13,073	2,105	248.8
宿泊業、飲食サービス業	42	-	15	14	4	6	3	-	6,043	5	55	14,002	3,937	10,065	333.4
生活関連サービス業、娯楽業	38	-	9	14	11	3	1	-	1,373	8	78	5,445	1,698	3,747	143.3
教育、学習支援業	122	1	18	24	30	35	14	-	3,503	2	184	52,154	33,018	19,136	427.5
医療、福祉	122	1	13	27	35	27	19	-	3,405	1	175	55,181	42,244	12,937	452.3
複合サービス事業(郵便局、協同組合等)	54	1	12	15	12	12	2	-	4,626	4	97	15,302	9,246	6,056	283.4
サービス業(他に分類されないもの)	179	3	45	51	39	33	8	-	2,376	1	75	38,677	19,881	18,796	216.1
無回答	46	-	21	16	6	1	2	-	1,700	5	33	5,726	5,318	408	124.5

※基本的に5人以上規模として登録されていた事業所を対象に配布したが、調査問合せによる回答辞退が多かったように、リーマンショックによる事業改廃・縮小等で人員削減等に遭遇し、4人以下となった事業所も結果的に含まれてきている

第2表-2:設問 I - (2) 有効回答事業所の従業員に占める非正社員比率(短時間・その他労働者数/全従業員数)(算出割合を階級化)

業種別	従業員規模の算出が可能な正社員、期間労働者、その他労働者の数値記入欄すべてに回答のあった事業所数計	1割未満	1割以上3割未満	3割以上5割未満	5割以上8割未満	8割以上	無回答	最大値(%)	最小値(%)	中央値(%)	平均非正社員比率(%)	(非正社員比率内訳)平均・短時間労働者比率(%)	(非正社員比率内訳)平均・その他労働者比率(%)	
														計
計	1,984	879	535	211	213	146	-	100.0	0.0	13.0	23.6	14.6	9.0	
鉱業、採石業、砂利採取業	21	14	6	1	-	-	-	39.3	0.0	2.8	9.0	2.0	7.1	
建設業	124	92	25	3	4	-	-	72.7	0.0	1.2	7.9	1.8	6.1	
製造業	542	292	155	48	36	11	-	95.2	0.0	8.2	16.1	6.5	9.6	
電気・ガス・熱供給・水道業	54	40	10	3	1	-	-	66.7	0.0	3.4	8.1	1.5	6.5	
情報通信業	54	37	15	-	2	-	-	60.9	0.0	1.7	7.5	2.4	5.1	
運輸業、郵便業	121	51	37	16	14	3	-	97.3	0.0	15.0	21.6	10.7	10.8	
卸売業、小売業	296	103	61	25	47	60	-	100.0	0.0	24.9	35.6	29.1	6.5	
金融業、保険業	93	42	41	10	-	-	-	39.3	0.0	12.2	13.6	8.3	5.3	
不動産業、物品賃貸業	15	8	4	3	-	-	-	40.0	0.0	9.7	13.7	2.8	10.9	
学術研究、専門・技術サービス業	61	32	12	11	6	-	-	75.0	0.0	6.2	17.1	9.8	7.3	
宿泊業、飲食サービス業	42	2	6	3	9	22	-	96.6	0.0	81.2	67.4	56.7	10.8	
生活関連サービス業、娯楽業	38	7	3	2	13	13	-	96.2	0.0	72.1	57.8	46.0	11.8	
教育、学習支援業	122	23	37	26	28	8	-	93.5	0.0	30.4	35.5	27.8	7.6	
医療、福祉	122	23	59	23	16	1	-	80.0	0.0	20.2	25.6	16.3	9.3	
複合サービス事業(郵便局、協同組合等)	54	9	21	16	6	2	-	96.0	0.0	26.5	31.3	13.3	17.9	
サービス業(他に分類されないもの)	179	69	38	17	30	25	-	99.4	0.0	18.9	32.0	17.9	14.1	
無回答	46	35	5	4	1	1	-	86.7	0.0	0.0	9.8	4.7	5.1	
従業員規模別	1,000人以上	170	81	44	16	18	11	-	97.1	0.0	10.5	21.8	12.9	8.9
300~999人	358	146	96	50	47	19	-	99.4	0.0	14.8	24.5	14.7	9.7	
100~299人	444	193	126	52	47	26	-	95.9	0.0	13.8	22.9	14.3	8.6	
30~99人	572	233	160	55	62	62	-	98.9	0.0	15.8	26.7	17.2	9.5	
5~29人	423	214	106	38	37	28	-	100.0	0.0	9.1	20.5	12.6	7.9	
4人以下	17	12	3	-	2	-	-	66.7	0.0	0.0	12.3	3.9	8.3	

第3表-1:設問I-(3) 有効回答事業所における非正社員の雇用理由
(短時間・その他各10択/該当すべてに○の複数回答)

	短時間労働者 あるいは その他労働者 の割合に 1人以上の 記入があった 事業所 (1,984-419) 数 計	人を集め やすい ため	退職した 女性正社員 の再雇用 のため	定年社員の 再雇用 のため	簡単な 仕事内容 のため	人件費が 割安な ため (労務 コストの 効率化)	1日の 忙しい 時間帯に 対処する ため	一定期間の 繁忙に 対処する ため	仕事量が 減ったときに 雇用調整 (人員調整) が容易な ため	経験・ 知識・技能 のある人を 採用 したいため	その他	無回答
計	1,565 100.0	382 24.4	162 10.4	706 45.1	638 40.8	772 49.3	496 31.7	351 22.4	191 12.2	552 35.3	215 13.7	87 5.6
業種別	鉱業、採石業、砂利採取業	13	2	-	12	6	5	-	5	3	4	1
	100.0	15.4	-	92.3	46.2	38.5	-	38.5	23.1	30.8	7.7	-
	建設業	69	7	12	37	21	20	5	16	12	31	9
	100.0	10.1	17.4	53.6	30.4	29.0	7.2	23.2	17.4	44.9	13.0	8.7
	製造業	444	88	44	254	174	181	76	84	52	125	70
	100.0	19.8	9.9	57.2	39.2	40.8	17.1	18.9	11.7	28.2	15.8	8.8
	電気・ガス・熱供給・水道業	35	1	1	23	9	6	2	14	1	10	7
	100.0	2.9	2.9	65.7	25.7	17.1	5.7	40.0	2.9	28.6	20.0	2.9
	情報通信業	33	1	3	13	8	9	6	8	2	17	4
	100.0	3.0	9.1	39.4	24.2	27.3	18.2	24.2	6.1	51.5	12.1	18.2
	運輸業、郵便業	90	15	4	41	38	42	28	17	14	20	8
	100.0	16.7	4.4	45.6	42.2	46.7	31.1	18.9	15.6	22.2	8.9	5.8
	卸売業、小売業	231	80	15	83	114	147	106	39	24	64	13
	100.0	34.6	6.5	35.9	49.4	63.6	45.9	16.9	10.4	27.7	5.6	3.5
	金融業、保険業	76	19	17	26	22	47	19	16	4	33	6
	100.0	25.0	22.4	34.2	28.9	61.8	25.0	21.1	5.3	43.4	7.9	7.9
	不動産業、物品賃貸業	11	1	1	6	6	7	-	2	3	3	-
	100.0	9.1	9.1	54.5	54.5	63.6	-	18.2	27.3	27.3	-	-
	学術研究、専門・技術サービス業	41	15	7	13	20	18	8	10	5	28	9
	100.0	36.6	17.1	31.7	48.8	43.9	19.5	24.4	12.2	68.3	22.0	2.4
宿泊業、飲食サービス業	41	14	1	13	19	28	28	11	15	13	1	
100.0	34.1	2.4	31.7	46.3	68.3	68.3	26.8	36.6	31.7	2.4	-	
生活関連サービス業、娯楽業	34	15	3	9	20	19	21	13	3	7	9	
100.0	44.1	8.8	26.5	58.8	55.9	61.8	38.2	8.8	20.6	26.5	-	
教育、学習支援業	120	34	11	43	69	80	57	50	16	73	17	
100.0	28.3	9.2	35.8	57.5	66.7	47.5	41.7	13.3	60.8	14.2	0.8	
医療、福祉	119	43	22	38	34	55	73	15	4	49	24	
100.0	36.1	18.5	31.9	28.6	46.2	61.3	12.6	3.4	41.2	20.2	3.4	
複合サービス事業(郵便局、協同組合等)	50	14	7	25	18	32	22	12	4	22	7	
100.0	28.0	14.0	50.0	36.0	64.0	44.0	24.0	8.0	44.0	14.0	6.0	
サービス業(他に分類されないもの)	137	29	11	62	51	67	42	37	25	48	29	
100.0	21.2	8.0	45.3	37.2	48.9	30.7	27.0	18.2	35.0	21.2	1.5	
無回答	21	4	3	8	9	9	3	2	4	5	1	
100.0	19.0	14.3	38.1	42.9	42.9	14.3	9.5	19.0	23.8	4.8	23.8	
従業員規模別	1,000人以上	157	36	16	103	69	70	44	56	17	72	28
	100.0	22.9	10.2	65.6	43.9	44.6	28.0	35.7	10.8	45.9	17.8	4.5
	300~999人	324	76	41	175	139	168	109	86	37	131	57
	100.0	23.5	12.7	54.0	42.9	51.9	33.6	26.5	11.4	40.4	17.6	4.3
	100~299人	369	97	38	172	157	180	127	81	50	121	48
	100.0	26.3	10.3	46.6	42.5	48.8	34.4	22.0	13.6	32.8	13.0	4.6
	30~99人	458	109	40	189	184	220	139	83	57	148	53
100.0	23.8	8.7	41.3	40.2	48.0	30.3	18.1	12.4	32.3	11.6	6.3	
5~29人	252	62	26	64	88	131	76	43	29	78	29	
100.0	24.6	10.3	25.4	34.9	52.0	30.2	17.1	11.5	31.0	11.5	7.5	
4人以下	5	2	1	3	1	3	1	2	1	2	-	
100.0	40.0	20.0	60.0	20.0	60.0	20.0	20.0	40.0	20.0	40.0	-	
非正社員の割合別	8割以上	146	74	7	32	79	95	89	40	22	44	16
	100.0	50.7	4.8	21.9	54.1	65.1	61.0	27.4	15.1	30.1	11.0	2.1
	5割以上8割未満	213	85	25	84	102	136	98	66	30	73	24
	100.0	39.9	11.7	39.4	47.9	63.8	46.0	31.0	14.1	34.3	11.3	3.3
	3割以上5割未満	211	55	22	101	83	116	78	54	28	77	33
	100.0	26.1	10.4	47.9	39.3	55.0	37.0	25.6	13.3	36.5	15.6	6.6
1割以上3割未満	535	121	58	271	221	272	150	104	65	193	65	
100.0	22.6	10.8	50.7	41.3	50.8	28.0	19.4	12.1	36.1	12.1	6.2	
1割未満	460	47	50	218	153	153	81	87	46	165	77	
100.0	10.2	10.9	47.4	33.3	33.3	17.6	18.9	10.0	35.9	16.7	6.5	

第3表-2:設問I-(3) 有効回答事業所における短時間労働者の雇用理由
(10択/該当すべてに○の複数回答)

	設問I-(2)で短時間労働者が1人以上の事業所(1,984-715)数計	人も集めやすいため	退職した女性正社員の再雇用のため	定年社員の再雇用のため	簡単な仕事内容のため	人件費が割安なため(労務コストの効率化)	1日の忙しい時間帯に対応するため	一定期間の繁忙に对应するため	仕事量が減ったときに雇用調整(人員調整)が容易なため	経験・知識・技能のある人を雇用したいため	その他	無回答
計	1,269 100.0	313 24.7	119 9.4	352 27.7	563 44.4	631 49.7	485 38.2	271 21.4	131 10.3	289 22.8	125 9.9	29 2.3
業種別												
鉱業、採石業、砂利採取業	8 100.0	1 12.5	-	4 50.0	4 50.0	4 50.0	-	2 25.0	1 12.5	2 25.0	-	-
建設業	42 100.0	4 9.5	7 16.7	14 33.3	17 40.5	16 38.1	4 9.5	10 23.8	6 14.3	12 28.6	3 7.1	3 7.1
製造業	325 100.0	66 20.3	31 9.5	125 38.5	147 45.2	142 43.7	74 22.8	51 15.7	30 9.2	56 17.2	40 12.3	8 2.5
電気・ガス・熱供給・水道業	24 100.0	-	4 16.7	7 28.2	7 28.2	3 11.5	2 7.7	9 33.3	-	-	1 3.8	-
情報通信業	17 100.0	-	3 17.6	7 41.2	5 29.4	3 17.6	6 35.3	5 29.4	-	7 41.2	2 11.8	-
運輸業、郵便業	77 100.0	12 15.6	3 3.9	22 28.6	37 48.1	33 42.9	26 33.8	15 19.5	7 9.1	11 14.3	4 5.2	2 2.6
卸売業、小売業	206 100.0	73 35.4	14 6.8	46 22.3	105 51.0	131 63.6	105 51.0	37 18.0	21 10.2	31 15.0	7 3.4	2 1.0
金融業、保険業	62 100.0	12 19.4	13 24.2	15 24.2	17 27.4	9 14.3	9 14.3	17 27.4	4 6.5	23 37.1	4 6.5	5 8.0
不動産業、物品賃貸業	7 100.0	1 14.3	1 14.3	1 14.3	4 57.1	3 42.9	-	2 28.6	1 14.3	1 14.3	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	34 100.0	12 35.3	6 17.6	9 26.5	15 52.9	15 44.1	8 23.5	8 23.5	5 14.7	16 47.1	3 8.8	-
宿泊業、飲食サービス業	41 100.0	13 31.7	1 2.4	6 14.6	18 43.9	28 68.3	10 24.4	15 36.6	5 12.2	5 12.2	1 2.4	-
生活関連サービス業、娯楽業	32 100.0	15 46.9	2 6.3	4 12.5	4 59.4	19 56.3	21 65.6	11 34.4	2 6.3	2 6.3	6 18.8	-
教育、学習支援業	118 100.0	28 23.7	5 4.2	28 22.0	68 57.6	70 59.3	48 48.3	36 39.0	14 11.9	50 42.4	8 6.8	1 0.8
医療、福祉	118 100.0	41 34.7	19 16.1	25 21.2	32 27.1	47 39.8	73 61.9	14 11.9	3 2.5	42 35.6	19 16.1	4 3.4
複合サービス事業(郵便局、協同組合等)	39 100.0	11 28.2	4 10.3	6 15.4	16 41.0	24 61.5	20 51.3	11 28.2	1 2.6	6 15.4	6 15.4	-
サービス業(他に分類されないもの)	109 100.0	21 19.3	7 6.4	29 26.6	44 40.4	52 47.7	40 36.7	30 27.5	19 17.4	22 20.2	18 16.5	1 0.9
無回答	19 100.0	3 30.0	-	2 20.0	5 50.0	6 60.0	2 20.0	-	2 20.0	2 20.0	10 10.0	10 10.0
従業員規模別												
1,000人以上	136 100.0	25 18.4	13 9.6	43 46.3	61 44.9	57 41.9	44 32.4	37 27.2	10 7.4	43 31.6	19 14.0	2 1.5
300~999人	274 100.0	62 22.6	33 12.0	97 35.4	125 45.6	153 55.8	108 39.4	73 26.6	26 9.5	69 25.2	32 11.7	4 1.5
100~299人	310 100.0	83 26.8	30 9.7	79 25.5	144 46.5	153 49.4	123 39.7	61 19.7	36 11.6	62 20.0	33 10.6	6 1.9
30~99人	365 100.0	92 25.2	23 6.3	88 24.1	160 43.8	170 46.6	134 36.7	63 17.3	40 11.0	73 20.0	31 8.5	11 3.0
5~29人	183 100.0	27 14.7	13 7.1	24 13.1	72 39.3	72 39.3	75 41.0	36 19.7	19 10.4	41 22.4	10 5.5	3 1.6
4人以下	1 100.0	1 100.0	-	1 100.0	1 100.0	1 100.0	1 100.0	1 100.0	-	1 100.0	-	-
非正社員の割合別												
8割以上	144 100.0	72 50.0	5 3.5	17 11.8	77 53.5	92 63.9	88 61.1	38 26.4	19 13.2	22 15.3	12 8.3	2 1.4
5割以上8割未満	202 100.0	74 36.6	15 7.4	46 22.8	96 47.5	121 59.9	98 48.5	60 29.7	28 13.9	39 19.3	18 8.9	4 2.0
3割以上5割未満	188 100.0	47 25.0	16 8.5	58 30.9	76 40.4	100 53.2	75 39.9	48 25.5	24 12.6	49 26.1	20 10.6	8 4.3
1割以上3割未満	420 100.0	87 20.7	43 10.2	131 31.2	190 45.2	202 48.1	146 34.8	75 17.9	41 9.8	100 23.8	30 7.1	10 2.4
1割未満	315 100.0	33 10.5	40 12.7	100 31.7	124 39.4	124 36.8	116 24.8	78 15.9	50 6.0	79 14.3	45 8.6	5 1.6

第3表-3:設問I-(3) 有効回答事業所におけるその他労働者の雇用理由
(10択/該当すべてに○の複数回答)

	設問I-(2)でその他労働者が1人以上の事業所(1,984-919)業	人も集めやすいため	退職した女性正社員の再雇用のため	定年社員の再雇用のため	簡単な仕事内容のため	人件費が割安なため(労務コストの効率化)	1日の忙しい時間帯に对应するため	一定期間の繁忙に对应するため	仕事量が減ったときに雇用調整(人員調整)が容易なため	経験・知識・技能のある人を雇用したいため	その他	無回答
計	1,169 100.0	118 10.1	60 5.1	466 39.9	158 13.5	303 25.9	57 4.9	146 12.5	84 7.2	376 32.2	129 11.0	304 26.0
業種別												
鉱業、採石業、砂利採取業	11 100.0	1 9.1	-	8 72.7	2 18.2	4 36.4	-	3 27.3	2 18.2	3 27.3	1 9.1	1 9.1
建設業	51 100.0	3 5.9	5 9.8	26 51.0	7 13.7	6 11.8	1 2.0	8 15.7	6 11.8	24 47.1	7 13.7	9 17.6
製造業	372 100.0	34 9.1	14 3.8	169 45.4	54 14.5	78 21.0	9 2.4	47 12.6	28 7.5	91 24.5	40 10.8	108 29.0
電気・ガス・熱供給・水道業	31 100.0	1 3.2	-	16 51.6	3 9.7	4 12.9	-	9 29.0	1 3.2	10 32.3	4 12.9	7 22.6
情報通信業	32 100.0	1 3.1	1 3.1	9 28.1	4 12.5	4 21.9	-	3 9.4	2 6.3	13 40.6	3 9.4	13 40.6
運輸業、郵便業	63 100.0	3 4.8	1 1.6	22 34.9	3 4.8	16 25.4	2 3.2	3 4.8	8 12.7	9 14.3	5 7.9	27 42.9
卸売業、小売業	139 100.0	16 11.5	3 2.2	46 33.1	19 13.7	37 26.6	7 5.0	6 4.3	4 2.9	44 31.7	8 5.8	39 28.1
金融業、保険業	46 100.0	11 23.9	6 13.0	22 47.8	10 21.7	22 47.8	-	9 19.6	-	17 37.0	3 6.5	9 19.6
不動産業、物品賃貸業	10 100.0	-	-	6 60.0	2 20.0	2 50.0	-	-	-	3 30.0	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	34 100.0	8 23.5	2 5.9	8 23.5	6 17.6	6 17.6	2 5.9	7 20.6	1 2.9	19 55.9	7 20.6	5 14.7
宿泊業、飲食サービス業	26 100.0	1 3.8	-	9 34.6	1 3.8	6 23.1	2 7.7	3 11.5	2 7.7	11 42.3	1 3.8	9 34.6
生活関連サービス業、娯楽業	16 100.0	-	1 6.3	6 37.5	2 12.5	2 12.5	1 6.3	2 12.5	1 6.3	5 31.3	6 37.5	5 31.3
教育、学習支援業	89 100.0	10 11.2	6 6.7	27 30.3	16 18.0	32 36.0	10 11.2	21 23.6	4 4.5	47 52.8	11 12.4	11 12.4
医療、福祉	77 100.0	8 10.4	5 6.4	20 26.0	6 7.8	24 31.2	11 14.3	5 6.5	2 2.6	23 29.9	11 14.3	21 27.3
複合サービス事業(郵便局、協同組合等)	43 100.0	5 11.6	5 11.6	22 51.2	4 9.3	19 44.2	4 9.3	6 14.0	4 9.3	21 48.8	3 7.0	11 25.6
サービス業(他に分類されないもの)	109 100.0	14 12.8	5 4.6	42 38.5	12 11.0	24 28.4	6 5.5	12 11.0	13 11.9	32 29.4	19 17.4	23 21.1
無回答	20 100.0	2 10.0	3 15.0	8 40.0	7 35.0	7 20.0	4 10.0	2 10.0	4 20.0	4 20.0	6 30.0	6 30.0
従業員規模別												
1,000人以上	137 100.0	16 11.7	5 3.6	66 48.2	21 15.3	27 19.7	5 3.6	33 24.1	5 3.6	54 39.4	17 12.4	32 23.4
300~999人	263 100.0	27 10.3	13 4.9	109 41.4	39 14.8	69 26.2	11 4.2	26 9.9	15 6.8	89 33.8	37 14.1	30 11.4
100~299人	276 100.0	29 10.5	12 4.3	119 43.1	31 11.2	61 22.1	17 6.2	36 13.0	24 8.7	85 30.8	26 9.4	71 25.7
30~99人	320 100.0	28 8.8	19 5.9	125 39.1	43 13.4	90 28.1	17 5.3	35 10.9	20 6.3	98 30.6	29 9.1	83 25.9
5~29人	169 100.0	17 10.1	10 5.9	45 26.6	24 14.2	54 32.0	7 4.1	15 8.9	12 7.1	49 29.0	20 11.8	37 21.9
4人以下	4 100.0	4 25.0	-	2 50.0	-	2 50.0	-	1 25.0	-	1 25.0	-	1 25.0
非正社員の割合別												
8割以上	82 100.0	5 6.1	2 2.4	17 20.7	8 9.8	12 14.6	12 14.6	5 6.1	3 3.6	30 36.6	8 9.8	27 32.9
5割以上8割未満	170 100.0	26 15.3	13 7.6	56 32.9	20 11.8	50 29.4	12 7.1	17 10.0	9 5.3	56 32.9	16 9.4	53 31.2
3割以上5割未満	172 100.0	17 9.9	11 6.4	62 36.0	26 15.1	56 32.6	12 7.0	21 12.2	10 5.8	52 30.2	18 10.5	54 31.4
1割以上3割未満	424 100.0	51 12.0	21 5.2	185 43.6	62 14.6	126 29.7	13 3.1	46 10.8	28 6.6	126 29.7	44 10.4	102 24.1
1割未満	331 100.0	17 5.3	17 3.7	135 45.5	42 13.1	84 18.4	12 2.5	59 15.6	32 10.0	112 34.9	32 13.4	88 21.2

第4表:(母集団を変更して再掲)設問I-(1) 短時間労働者を雇用している事業所の割合と業種(16択/SA)

	短時間労働者を雇用している事業所数計	鉱業、採石業、砂利採取業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	情報通信業	運輸業、郵便業	卸売業、小売業	金融業、保険業	不動産業、物品賃貸業	学術研究、専門・技術サービス業	宿泊業、飲食サービス業	生活関連サービス業、娯楽業	教育、学習支援業	医療、福祉	複合サービス事業(郵便局、協同組合等)	サービス業(他に分類されないもの)	無回答
計	1,764	14	65	434	36	22	112	282	88	10	42	74	48	139	174	53	155	16
有効回答事業所(n=3,040)に占める短時間労働者を雇用している割合	58.0	35.0	29.3	54.9	36.7	27.2	59.3	64.5	63.3	37.0	47.7	93.7	78.7	92.1	94.1	57.0	55.4	20.3
%	100.0	0.8	3.7	24.6	2.0	1.2	6.3	16.0	5.0	0.6	2.4	4.2	2.7	7.9	9.9	3.0	8.8	0.9

第5表:(母集団を変更して再掲)設問I-(2) 短時間労働者を雇用している事業所の従業員規模と正社員、短時間労働者、その他労働者の各実数積算

業種別	短時間労働者を雇用している事業所数計	短時間労働者数計	(非正社員数内訳)										短時間労働者数(人)					雇用形態別構成比率(%)							
			4人以下	5~29人	30~99人	100~299人	300~999人	1,000人以上	最大値(人)	最小値(人)	中央値(人)	全従業員数(人)	正社員数(人)	非正社員数(人)	計	うち男性	うち女性	うち有期契約	うち無期契約	正社員	短時間労働者	その他労働者			
計	1,764	1,269	1	183	365	310	274	136	7,541	3	129	502,430	361,334	141,096	91,384	1,249	21,566	62,491	1,210	51,355	32,961	49,712	71.9	18.2	9.9
鉱業、採石業、砂利採取業	14	8	0	3	1	2	2	2	368	11	85	1,062	976	86	23	8	13	10	8	21	2	63	91.9	2.2	5.9
建設業	65	42	0	375	125	250	250	250	5,130	5	106	16,205	15,060	1,145	281	42	149	132	40	140	111	864	92.9	1.7	5.3
製造業	434	325	0	13	80	101	79	52	7,541	9	203	183,489	159,674	23,815	8,290	321	2,005	6,131	310	4,297	3,530	15,525	87.0	4.5	8.5
電気・ガス・熱供給・水道業	36	24	0	2	8	5	6	3	2,942	24	156	10,836	10,448	388	103	24	55	48	23	95	0	285	96.4	1.0	2.6
情報通信業	22	17	0	2	2	2	7	4	1,722	6	367	10,412	9,100	1,312	579	17	352	227	17	415	164	733	87.4	5.6	7.0
運輸業、郵便業	112	77	0	7	30	21	15	4	3,591	6	114	21,781	16,357	5,424	2,957	75	1,524	1,327	73	1,494	1,432	2,467	75.1	13.6	11.3
卸売業、小売業	282	206	0.5	41	74	45	32	13	7,449	3	83	58,731	25,055	33,676	27,898	197	3,825	19,799	200	14,881	9,196	5,778	42.7	47.5	9.8
金融業、保険業	88	62	0	27	20	3	9	3	3,452	5	36	13,554	11,270	2,284	1,636	62	129	1,507	60	502	1,036	648	83.1	12.1	4.8
不動産業、物品賃貸業	10	7	0	1	2	2	1	1	1,338	26	109	2,172	1,449	723	181	7	123	58	7	12	169	542	66.7	8.3	25.0
学術研究、専門・技術サービス業	42	34	0	7	9	5	9	4	2,107	6	125	11,260	9,421	1,839	1,242	33	396	843	28	586	382	507	83.7	11.0	5.3
宿泊業、飲食サービス業	74	41	0	14	14	4	6	3	6,043	7	55	13,997	3,932	10,065	8,530	40	741	6,721	40	2,459	6,047	1,533	28.1	60.9	11.0
生活関連サービス業、娯楽業	48	32	0	6	12	10	9	3	1,373	8	90	5,196	1,460	3,736	3,132	32	941	2,151	32	2,461	671	904	28.1	60.3	11.6
教育、学習支援業	139	118	0	17	22	30	35	14	3,503	8	207	51,994	32,894	19,100	13,821	118	5,744	8,077	114	10,666	2,847	5,279	63.3	26.6	10.2
医療、福祉	174	118	0	10	27	35	27	19	3,405	10	191	55,133	42,204	12,929	7,637	117	2,242	5,383	108	3,090	3,604	5,292	76.5	13.9	9.6
複合サービス事業(郵便局、協同組合等)	53	39	0	3	14	9	11	2	4,626	7	135	14,393	8,551	5,842	3,085	39	752	2,333	37	2,381	668	2,757	59.4	21.4	19.2
サービス業(他に分類されないもの)	155	109	0	21	34	23	23	8	2,376	7	95	30,184	11,794	18,390	11,828	108	2,500	7,619	104	7,807	3,091	6,562	39.1	39.2	21.7
無回答	16	10	0	5	11	3	3	1	1,495	5	50	2,031	1,689	342	161	9	35	125	9	48	11	181	83.2	7.9	8.9

第6表:(母集団を変更して再掲)設問I-(3) 短時間労働者を雇用している事業所における短時間労働者の雇用理由(10択/該当すべてに○の複数回答)

業種別	短時間労働者を雇用している事業所数計	人を求めやすい再雇用のため	退職した元正社員の新雇用のため	定年社員の再雇用のため	簡単な仕事内容のため	人件費が割安なため(労務コストの効率化)	1日の時間内に対応するため	一定期間の繁忙期にのみ対応するため	仕事量が減った際に採用人数(人員調整)が容易なため	経験・スキルのある人を採用したいため	その他	無回答
鉱業、採石業、砂利採取業	14	1	3	8	5	7	1	2	1	5	1	0
建設業	65	6	9	17	27	22	7	13	8	15	6	4
製造業	434	83	42	164	192	172	94	66	44	71	35	15
電気・ガス・熱供給・水道業	36	41	1	20	11	5	4	12	0	1	7	1
情報通信業	22	1	4	9	7	5	8	5	1	9	2	0
運輸業、郵便業	112	19	5	36	56	50	37	19	11	15	4	2
卸売業、小売業	282	92	24	61	133	175	143	49	30	46	14	8
金融業、保険業	88	17	24	12	19	43	29	14	6	31	7	4
不動産業、物品賃貸業	10	19	27	3	6	3	3	1	1	1	0	0
学術研究、専門・技術サービス業	42	12	7	12	19	16	10	9	5	18	4	1
宿泊業、飲食サービス業	74	34	2	11	33	41	53	16	20	7	1	1
生活関連サービス業、娯楽業	48	20	4	8	27	24	31	15	4	3	6	0
教育、学習支援業	139	34	7	32	77	79	65	53	17	64	10	3
医療、福祉	174	58	25	34	41	62	111	22	5	66	28	6
複合サービス事業(郵便局、協同組合等)	53	14	6	9	21	21	25	11	1	8	8	2
サービス業(他に分類されないもの)	155	33	10	42	54	73	48	33	24	36	25	4
無回答	16	4	0	4	7	7	7	2	3	3	1	2
従業員規模別	1,269	313	119	352	563	631	485	271	131	289	125	29
1,000人以上	136	25	13	63	61	57	44	37	10	43	19	2
300~999人	274	62	33	97	125	153	108	73	26	69	32	4
100~299人	310	83	30	79	144	153	123	61	36	62	33	6
30~99人	365	92	23	88	160	170	134	63	40	73	31	11
5~29人	183	59	20	24	72	87	75	36	19	41	10	6
4人以下	100	27.3	10.9	13.1	39.3	53.0	41.0	19.7	10.4	22.4	5.5	3.3
非正社員の割合別	144	72	5	17	77	92	88	38	19	22	12	3
8割以上	100.0	50.0	3.5	11.8	53.5	63.9	61.1	26.4	13.2	15.3	8.3	1.4
5割以上8割未満	202	74	15	46	96	121	98	60	28	39	18	4
3割以上5割未満	188	47	16	58	76	100	75	48	24	49	20	8
1割以上3割未満	100.0	25.0	8.5	30.9	40.4	53.2	39.9	25.5	12.8	26.1	10.6	4.3
1割未満	420	87	43	131	190	202	146	75	41	100	30	10
1割未満	315	33	10	100	124	116	78	50	19	79	45	5
1割未満	100.0	10.5	12.7	31.7	39.4	38.8	24.8	15.9	6.0	25.1	14.3	1.8

第7表:設問Ⅱ-(1) 短時間労働者の中でもっとも人数が多い職種(9択/SA)

	短時間労働者を雇用している事業所数	専門・技術	管理	事務	販売	サービス	保安	運輸・通信	生産工程・労務	その他	無回答(※)		
計	1,764 1000	207 11.7	13 0.7	474 26.9	157 8.9	202 11.5	17 1.0	51 2.9	328 18.6	188 10.7	127 7.2		
業種別	鉱業、採石業、砂利採取業	14 1000	1 7.1	8 57.1	1 7.1	1 7.1	1 7.1	1 7.1	4 28.6	1 7.1	1 7.2		
	建設業	65 1000	8 12.3	2 3.1	30 46.2	2 3.1	2 3.1	2 3.1	5 7.7	9 13.8	7 10.8		
	製造業	434 1000	29 6.7	3 0.7	79 18.2	4 9.9	8 11.5	3 4.3	2 2.9	232 136.8	38 22.2	36 22.2	
	電気・ガス・熱供給・水道業	36 1000	5 13.9	1 4.7	17 47.2	1 2.8	1 2.8	1 2.8	2 5.6	1 2.8	8 22.2		
	情報通信業	22 1000	4 18.2	1 54.5	1 4.5	1 4.5	1 4.5	1 4.5	1 4.5	1 4.5	4 18.2		
	運輸業、郵便業	112 1000	1 0.9	1 0.9	26 23.2	3 2.7	3 2.7	1 0.9	31 27.7	22 19.6	22 19.6	6 5.4	
	卸売業、小売業	282 1000	6 2.1	5 1.8	42 47.5	134 47.5	19 6.7	11 3.9	21 7.4	27 9.6	17 6.0		
	金融業、保険業	88 1000	1 1.1	1 1.1	79 89.8	3 3.4	1 1.1	1 1.1	1 1.1	1 1.1	4 4.5		
	不動産業、物品賃貸業	10 1000	1 1.1	1 1.1	5 50.0	2 20.0	1 10.0	1 10.0	1 10.0	1 10.0	1 10.0		
	学術研究、専門・技術サービス業	42 1000	9 21.4	1 45.2	19 45.2	4 9.5	1 2.4	1 2.4	3 7.1	3 7.1	3 7.1		
	宿泊業、飲食サービス業	74 1000	1 1.4	1 8.1	3 4.1	46 62.2	1 1.4	1 1.4	3 4.1	7 9.5	7 9.5		
	生活関連サービス業、娯楽業	48 1000	1 6.3	1 2.1	3 62.5	1 6.3	1 6.3	1 6.3	1 6.3	1 6.3	5 10.4		
	教育、学習支援業	139 1000	33 23.7	1 56.1	78 56.1	8 5.8	3 2.2	3 2.2	14 10.1	3 2.2	2 1.5		
	医療、福祉	174 1000	95 54.6	11 6.3	11 17.2	30 17.2	1 1.4	1 1.4	2 14.9	26 14.9	10 5.7		
	複合サービス事業(郵便局、協同組合等)	53 1000	2 3.8	2 39.6	21 18.9	10 11.3	6 6.7	1 1.9	6 11.3	5 9.4	2 3.8		
	サービス業(他に分類されないもの)	155 1000	15 9.7	1 0.6	31 20.0	4 2.6	36 23.2	10 6.5	10 11.6	18 18.1	12 7.7		
	無回答	16 1000	1 1.1	1 43.8	7 6.3	2 12.5	1 12.5	1 12.5	2 12.5	2 12.5	2 12.5		
	従業員規模別	短時間労働者を雇用しており、正社員、短時間労働者、その他労働者の総数記入欄すべてに回答があった事業所数	1,269 1000	156 12.3	9 0.7	349 27.5	120 9.5	141 11.1	14 1.1	24 1.9	246 19.4	135 10.6	65 5.1
		1,000人以上	136 1000	23 16.9	1 0.7	30 22.1	10 8.8	10 7.4	1 0.7	1 0.7	30 22.1	17 12.5	11 8.1
		300~999人	274 1000	35 12.8	2 0.7	86 31.4	23 8.4	32 11.7	3 1.1	7 2.6	51 18.6	25 9.1	10 3.6
100~299人		310 1000	41 13.2	1 0.3	74 23.9	25 8.1	29 9.4	4 1.3	11 3.5	75 24.2	34 11.0	16 5.2	
30~99人		365 1000	42 11.5	4 1.1	85 23.3	40 11.0	38 10.4	5 1.4	12 3.3	73 20.0	43 11.8	23 6.3	
5~29人		183 1000	15 8.2	1 0.5	73 39.9	20 10.9	32 17.5	1 0.5	3 1.6	17 9.3	16 8.7	5 2.7	
4人以下		1 1000	1 1.1	1 100.0	1 100.0								
8割以上		144 1000	3 2.1	1 4.2	6 32.6	47 27.1	39 27.1	3 2.1	1 1.3	19 13.2	16 11.1	11 7.6	
5割以上8割未満		202 1000	20 9.9	1 13.4	27 20.3	41 16.8	34 16.8	4 2.0	4 1.8	38 18.8	26 12.9	8 4.0	
3割以上5割未満		188 1000	30 16.0	1 25.5	48 9.6	18 10.1	19 10.1	6 3.2	6 2.3	18 9.6	18 9.6	7 3.7	
1割以上3割未満	420 1000	51 12.1	2 0.5	148 35.2	11 2.6	33 7.9	4 1.0	18 4.3	87 20.7	40 9.5	26 6.2		
1割未満	315 1000	52 16.5	7 2.2	120 38.1	3 1.0	16 5.1	3 1.0	6 1.9	60 19.0	35 11.1	13 4.1		
短時間労働者等の雇用理由別(複数回答)	人を集めやすいため	469 1000	59 12.6	1 0.2	99 21.1	65 13.9	67 14.3	5 1.1	10 2.1	91 19.4	45 9.6	27 5.8	
	退職した女性正社員の再雇用のため	202 1000	29 14.4	1 0.5	77 38.1	16 7.9	14 6.9	1 0.5	3 1.5	39 19.3	15 7.4	7 3.5	
	定年社員の再雇用のため	703 1000	84 11.9	5 0.7	180 25.6	56 8.0	50 7.1	8 1.1	33 4.7	168 23.9	71 10.1	48 6.8	
	簡単な仕事内容のため	769 1000	45 5.9	6 0.8	216 28.1	66 8.6	91 11.8	8 1.0	17 2.2	170 22.1	108 14.0	42 5.5	
	人件費が割安なため	887 1000	77 8.7	5 0.6	249 28.1	106 12.0	109 12.3	11 1.2	23 2.6	173 19.5	89 10.0	45 5.1	
	1日の忙しい時間帯に対処するため	677 1000	89 13.1	2 0.3	154 22.7	101 14.9	124 18.3	4 0.6	17 2.5	87 12.9	60 8.9	39 5.8	
	一定期間の繁忙に対処するため	388 1000	41 10.6	1 0.3	117 30.2	35 9.0	49 12.6	7 1.8	9 2.3	77 19.8	38 9.8	14 3.6	
	仕事量が減ったときに雇用調整が容易なため	219 1000	20 9.1	1 0.9	58 26.5	17 7.8	29 13.2	4 1.8	6 2.7	53 24.2	20 9.1	12 5.5	
	経験・知識・技能のある人を採用したいため	572 1000	117 20.5	5 0.9	171 29.9	38 6.6	54 9.4	7 1.2	14 2.4	83 14.5	50 8.7	33 5.8	
	その他	228 1000	30 13.2	4 1.8	61 26.8	12 5.3	23 10.1	1 0.4	3 1.3	39 17.1	38 16.7	17 7.5	
	無回答	44 1000	2 4.5	1 15.9	7 11.4	5 4.5	2 4.5	1 2.3	1 1.1	5 4.5	2 4.5		
	短時間労働者定時労働者との労働人数が近い	あり	1,515 1000	177 11.7	9 0.6	424 28.0	143 9.4	170 11.2	17 1.1	28 2.5	281 18.5	160 10.6	96 6.3
		なし	221 1000	30 13.6	4 1.8	47 21.3	13 5.9	32 14.5	1 0.5	13 19.5	43 12.7	28 5.0	11 2.0
		無回答	28 1000	1 1.1	1 10.7	3 3.6	1 1.1	1 1.1	1 1.1	1 1.1	1 1.1	1 1.1	

	短時間労働者を雇用している事業所数	専門・技術	管理	事務	販売	サービス	保安	運輸・通信	生産工程・労務	その他	無回答(※)	
第8条等該当パートの有無	正社員と職務が同じ短時間労働者がいる	361 1000	61 16.9	5 1.4	79 21.9	38 10.5	40 11.1	3 0.8	19 5.3	75 20.8	19 5.3	22 6.1
	いない	1099 1000	132 12.0	8 0.7	345 31.4	107 9.7	129 11.7	8 0.7	24 2.2	199 18.1	70 6.4	77 7.0
正社員と職務及び人材活用の仕組み等が同じ(一定期間含む)短時間労働者がいる	あり	65 1000	11 16.9	2 3.1	15 23.1	12 18.5	7 10.8	1 1.5	3 4.6	8 12.3	2 3.1	6 8.3
	いない	264 1000	47 17.8	1 1.1	60 22.7	22 8.3	29 11.0	2 0.8	2 1.5	56 21.2	16 6.1	14 5.3
正社員と職務及び人材活用の仕組み等が同じ(第8条適用者)がいない	あり	19 1000	3 9.4	1 12.5	6 12.5	2 12.5	4 12.5	1 12.5	1 12.5	2 12.5	1 12.5	1 12.5
	無回答	18 1000	1 5.6	1 5.6	5 27.8	2 11.1	2 11.1	1 5.6	1 5.6	4 22.2	1 5.6	2 11.1
推進社指し置き	実施している	857 1000	116 13.5	4 0.5	229 26.7	103 12.0	129 15.1	7 0.8	20 2.3	140 16.3	66 7.7	43 5.0
	実施していない	854 1000	87 10.2	8 0.9	235 25.3	53 5.8	71 8.3	10 1.2	29 3.4	177 20.7	118 13.8	66 7.7
教育訓練	実施している	1,353 1000	161 11.9	10 0.7	355 26.2	129 9.5	129 13.0	16 1.2	16 2.8	166 19.6	120 14.9	83 6.1
	実施していない	236 1000	24 10.2	1 0.4	83 35.2	16 6.8	20 8.5	1 0.4	6 2.5	37 15.7	36 15.3	12 5.1
対称的選考による評価に留意	賛成	1,373 1000	156 11.4	13 0.9	386 28.1	104 7.6	167 12.2	14 1.0	37 2.7	259 18.9	155 11.3	82 6.0
	反対	300 1000	38 12.7	1 0.3	67 22.3	5 15.0	3 10.7	2 1.0	3 4.3	58 19.3	24 8.0	20 6.7
雇の運用を管理するに当たって改訂された労働基準法を遵守している	実施したものがあつた	1,105 1000	123 11.5	5 0.5	303 27.4	109 9.9	139 12.6	11 1.0	34 3.1	204 18.5	106 9.6	69 6.2
	特に実施したものはない	495 1000	64 12.9	6 1.2	129 26.1	34 6.9	48 9.7	5 1.0	12 2.4	101 20.4	70 14.1	26 5.3
管理職時者間雇用	選任している	512 1000	2 0.4	14 2.7	136 26.6	4 0.8	9 1.8	24 4.7	74 14.5	30 5.9	1 0.2	10 2.0
	選任していない	1,122 1000	10 45	270 24.1	28 12	12 81	187 17.2	47 4.2	8 0.7	30 2.7	8 0.7	27 2.7
労働組合	あり	748 1000	76 10.2	5 0.5	259 34.6	39 10.6	62 8.3	5 0.7	20 2.7	125 16.7	69 9.2	49 6.6
	なし	914 1000	118 12.9	8 0.9	192 21.0	73 8.0	133 14.6	12 1.3	26 2.8	208 20.8	110 12.0	52 5.7
無回答	102 1000	13 12.7	1 1.0	23 22.5	5 4.9	7 6.9	1 4.9	5 12.7	13 12.7	9 8.8	26 25.5	

※短時間労働者を雇用している設問Ⅱ-(1)以降、「辞退したい」旨を記載する回答票が含まれている。その理由として欄外に記入されていたのは、「短時間労働者は定年再雇用と障害者のみに限られるから」「短時間労働者は、定年再雇用の元経営幹部、医師・看護師・技師のみに限られ、アンケートの趣旨にそぐわないと思われる」等。また、同時に2職種以上選択(もっとも多い職種が同点で複数あったケース等)している等の欠損票も含む

第8表:設問Ⅱ-(1) 同職種に就いている正社員及び短時間労働者のうち、短時間労働者の占める割合(=同職種に就いている短時間労働者数/(正社員数+短時間労働者数))(算出割合を階級化)

業種別	短時間労働者を雇用している事業所数計	割合					無回答(※)	最大値(%)	最小値(%)	中央値(%)	無回答を除く事業所における同職種にのみ平均短時間労働者比率(%)	同職種・正社員の人数(人)	同職種・短時間労働者の人数(人)
		1割未満	1割以上3割未満	3割以上5割未満	5割以上8割未満	8割以上							
計	1,764	293	339	200	266	354	312	100.0	0.1	37.5	45.2	153,027	77,101
鉱業、採石業、砂利採取業	14	4	1	4	1	-	4	66.7	1.8	31.0	24.7	551	29
建設業	65	11	18	3	4	12	17	100.0	0.4	17.7	37.8	2,749	502
製造業	434	125	83	39	53	61	73	100.0	0.1	21.4	35.1	60,354	7,035
電気・ガス・熱供給・水道業	36	17	3	1	3	1	11	100.0	0.3	6.3	15.9	6,924	138
情報通信業	22	7	5	1	-	4	5	100.0	0.7	14.3	32.9	3,472	327
運輸業、郵便業	112	17	28	10	9	25	23	100.0	1.0	29.4	45.2	4,772	2,973
卸売業、小売業	282	10	34	32	68	85	53	100.0	2.9	66.7	62.6	12,490	26,094
金融業、保険業	88	20	27	14	14	5	8	100.0	0.9	23.2	30.3	9,512	1,731
不動産業、物品賃貸業	10	1	3	1	2	1	2	100.0	1.8	28.0	38.2	315	142
学術研究、専門・技術サービス業	42	3	7	3	11	9	9	100.0	0.1	60.0	56.2	3,189	786
宿泊業、飲食サービス業	74	1	5	5	15	33	15	100.0	8.3	83.3	73.6	1,318	6,979
生活関連サービス業、娯楽業	48	5	3	2	10	21	7	100.0	1.1	83.3	68.8	2,293	4,166
教育、学習支援業	139	12	29	34	33	12	19	100.0	0.3	39.8	43.3	14,331	8,692
医療、福祉	174	42	56	30	20	11	15	100.0	0.5	20.8	29.6	23,704	4,608
複合サービス事業(郵便局、協同組合等)	53	4	12	4	3	20	10	100.0	2.9	54.5	57.1	2,338	2,301
サービス業(他に分類されないもの)	155	14	21	16	18	49	37	100.0	1.2	55.7	57.9	4,604	10,393
無回答	16	-	4	1	2	5	4	100.0	12.5	55.8	58.9	111	205
従業員規模別	1,269	209	247	145	195	272	201	100.0	0.1	39.3	46.3	122,860	61,652
短時間労働者を雇用しており、正社員、短時間労働者、その他労働者の概数記入欄すべてに回答のあった事業所数計	100.0	16.5	19.5	11.4	15.4	21.4	15.8						
1,000人以上	136	51	17	17	12	21	18	100.0	0.1	19.7	33.6	76,310	31,651
300~999人	274	56	45	37	40	51	45	100.0	0.2	38.1	43.5	28,777	16,880
100~299人	310	55	74	30	48	62	41	100.0	0.5	33.3	43.6	12,498	7,937
30~99人	365	40	78	36	51	95	65	100.0	2.2	45.0	51.4	4,599	4,519
5~29人	183	7	33	25	43	43	32	100.0	3.6	50.0	55.1	675	663
4人以下	1	-	-	-	1	-	-	66.7	66.7	66.7	66.7	1	2
非正社員の割合別	144	-	-	-	8	99	37	100.0	50.0	90.6	90.9	2,528	22,464
8割以上	100.0	-	-	-	5.6	68.8	25.7						
5割以上8割未満	202	3	17	25	79	52	26	100.0	2.9	67.3	65.6	10,945	21,057
3割以上5割未満	188	9	43	43	38	24	31	100.0	2.9	43.0	46.3	16,554	8,769
1割以上3割未満	420	62	130	61	54	53	60	100.0	0.1	26.6	37.6	34,754	7,298
1割未満	315	135	57	16	16	44	47	100.0	0.1	9.5	27.5	58,079	2,064
短時間労働者等の雇用理由別(複数回答)	469	44	78	56	93	131	67	100.0	0.2	54.5	55.0	31,075	30,793
人を集めやすいため	100.0	9.4	16.6	11.9	19.8	27.9	14.3						
退職した女性正社員の再雇用のため	202	44	55	22	32	29	20	100.0	0.1	25.7	37.1	22,497	7,887
100.0	21.8	27.2	10.9	15.8	14.4	9.9							
定年社員の再雇用のため	703	156	145	79	102	109	112	100.0	0.1	28.6	39.1	92,050	34,415
100.0	22.2	20.6	11.2	14.5	15.5	15.9							
簡単な仕事内容のため	769	101	127	74	127	205	135	100.0	0.3	50.0	52.7	58,786	44,726
100.0	13.1	16.5	9.6	16.5	26.7	17.6							
人件費が割安なため	887	105	157	122	152	209	142	100.0	0.1	47.4	50.4	70,698	54,109
100.0	11.8	17.7	13.8	17.1	23.6	16.0							
1日の忙しい時間帯に対処するため	677	86	122	80	126	169	94	100.0	0.3	50.0	50.6	48,178	42,294
100.0	12.7	18.0	11.8	18.6	25.0	13.9							
一定期間の繁忙に対処するため	388	66	62	50	76	79	55	100.0	0.1	45.7	47.1	56,932	35,259
100.0	17.0	16.0	12.9	19.6	20.4	14.2							
仕事量が減ったときに雇用調整が容易なため	219	26	44	29	40	41	39	100.0	0.4	43.7	46.6	12,037	11,566
100.0	11.9	20.1	13.2	18.3	18.7	17.8							
経験・知識・技能のある人を採用したいため	572	105	119	77	85	99	87	100.0	0.1	33.3	42.4	60,522	26,459
100.0	18.4	20.8	13.5	14.9	17.3	15.2							
その他	228	43	55	30	23	40	37	100.0	0.2	28.6	39.8	23,204	7,143
100.0	18.9	24.1	13.2	10.1	17.5	16.2							
無回答	44	3	4	2	2	7	26	100.0	4.1	45.0	52.3	892	283
100.0	6.8	9.1	4.5	4.5	15.9	59.1							

※短時間労働者数、正社員数とも設問Ⅱ-(1)設問Ⅰ-(2)の欠損扱いや、同職種に就いている正社員数、短時間労働者数いずれかの数値記入に不備ありで算出不可含む

第9表-1:設問Ⅱ-(2) 人数がもっとも多い職種に就いている
短時間労働者の1週間当たりの所定労働時間数(数値記入を階級化)

	短時間労働者を雇用している事業所数計	週20時間未満	週20時間以上35時間未満	週35時間以上40時間未満	週40時間	無回答(※)	最大値(分)	最小値(分)	中央値(分)	無回答を除く事業所における同職種・短時間労働者の週間平均所定労働時間数(分)	無回答を除く事業所における同職種・短時間労働者の週間平均所定労働時間数(時間・分)
計	1,764 100.0	250 14.2	1,052 59.6	243 13.8	-	219 12.4	2,350	120	1,500	1,530.2	25:30
業種別											
鉱業、採石業、砂利採取業	14 100.0	1 7.1	11 78.6	1 7.1	-	1 7.1	2,328	930	1,410	1,480.6	24:41
建設業	65 100.0	10 15.4	41 63.1	8 12.3	-	6 9.2	2,343	480	1,500	1,512.6	25:13
製造業	434 100.0	41 9.4	263 60.6	71 16.4	-	59 13.6	2,350	240	1,680	1,624.5	27:04
電気・ガス・熱供給・水道業	36 100.0	2 5.6	32 88.9	-	-	2 5.6	1,980	900	1,525	1,492.5	24:53
情報通信業	22 100.0	2 9.1	13 59.1	4 18.2	-	3 13.6	2,100	900	1,700	1,694.2	28:14
運輸業、郵便業	112 100.0	11 9.8	73 65.2	7 6.3	-	21 18.8	2,340	600	1,500	1,509.2	25:09
卸売業、小売業	282 100.0	45 16.0	157 55.7	47 16.7	-	33 11.7	2,300	240	1,500	1,536.9	25:37
金融業、保険業	88 100.0	9 10.2	50 56.8	22 25.0	-	7 8.0	2,325	300	1,725	1,666.8	27:47
不動産業、物品賃貸業	10 100.0	2 20.0	6 60.0	-	-	2 20.0	1,750	630	1,470	1,382.0	23:02
学術研究、専門・技術サービス業	42 100.0	1 2.4	24 57.1	11 26.2	-	6 14.3	2,250	1,080	1,800	1,758.1	29:18
宿泊業、飲食サービス業	74 100.0	12 16.2	52 70.3	3 4.1	-	7 9.5	2,160	195	1,500	1,377.3	22:57
生活関連サービス業、娯楽業	48 100.0	5 10.4	35 72.9	3 6.3	-	5 10.4	2,160	235	1,200	1,371.7	22:52
教育、学習支援業	139 100.0	40 28.8	68 48.9	19 13.7	-	12 8.6	2,325	120	1,680	1,387.0	23:07
医療、福祉	174 100.0	37 21.3	105 60.3	18 10.3	-	14 8.0	2,340	210	1,440	1,424.0	23:44
複合サービス事業(郵便局、協同組合等)	53 100.0	6 11.3	32 60.4	9 17.0	-	6 11.3	2,325	600	1,755	1,604.0	26:44
サービス業(他に分類されないもの)	155 100.0	24 15.5	86 55.5	15 9.7	-	30 19.4	2,275	240	1,500	1,471.9	24:32
無回答	16 100.0	2 12.5	4 25.0	5 31.3	-	5 31.3	2,100	780	1,950	1,777.6	29:38
従業員規模別											
短時間労働者を雇用しており、正社員、短時間労働者、その他の労働者の数値記入欄すべてに回答のあった事業所数計	1,269 100.0	186 14.7	796 62.7	183 14.4	-	104 8.2	2,340	120	1,550	1,536.0	25:36
1,000人以上	136 100.0	21 15.4	88 64.7	20 14.7	-	7 5.1	2,260	120	1,650	1,561.6	26:02
300~999人	274 100.0	29 10.6	177 64.6	47 17.2	-	21 7.7	2,250	180	1,650	1,590.8	26:31
100~299人	310 100.0	39 12.6	201 64.8	37 11.9	-	33 10.6	2,325	180	1,500	1,513.3	25:13
30~99人	365 100.0	67 18.4	229 62.7	39 10.7	-	30 8.2	2,340	210	1,500	1,475.3	24:35
5~29人	183 100.0	30 16.4	101 55.2	39 21.3	-	13 7.1	2,340	300	1,650	1,588.5	26:28
4人以下	1 100.0	-	-	1 100.0	-	-	2,100	2,100	2,100	2,100.0	35:00
非正社員の割合別											
8割以上	144 100.0	37 25.7	81 56.3	9 6.3	-	17 11.8	2,200	240	1,200	1,276.1	21:16
5割以上8割未満	202 100.0	42 20.8	121 59.9	26 12.9	-	13 6.4	2,325	120	1,500	1,451.5	24:11
3割以上5割未満	188 100.0	22 11.7	118 62.8	31 16.5	-	17 9.0	2,340	180	1,740	1,578.8	26:19
1割以上3割未満	420 100.0	47 11.2	274 65.2	69 16.4	-	30 7.1	2,340	180	1,650	1,607.9	26:48
1割未満	315 100.0	38 12.1	202 64.1	48 15.2	-	27 8.6	2,260	330	1,555	1,583.4	26:23
短時間労働者等の雇用理由別(複数回答)											
人を集めやすいため	469 100.0	73 15.6	277 59.1	75 16.0	-	44 9.4	2,340	180	1,500	1,531.0	25:31
退職した女性正社員の再雇用のため	202 100.0	14 6.9	132 65.3	41 20.3	-	15 7.4	2,328	300	1,800	1,663.6	27:44
定年社員の再雇用のため	703 100.0	78 11.1	462 65.7	87 12.4	-	76 10.8	2,350	180	1,550	1,552.0	25:52
簡単な仕事内容のため	769 100.0	116 15.1	465 60.5	114 14.8	-	74 9.6	2,350	120	1,575	1,544.9	25:45
人件費が割安なため	887 100.0	131 14.8	515 58.1	154 17.4	-	87 9.8	2,340	120	1,650	1,562.0	26:02
1日の忙しい時間帯に対処するため	677 100.0	115 17.0	426 62.9	69 10.2	-	67 9.9	2,325	210	1,500	1,461.2	24:21
一定期間の繁忙に対処するため	388 100.0	64 16.5	233 60.1	58 14.9	-	33 8.5	2,343	120	1,508	1,506.2	25:06
仕事量が減ったときに雇用調整が容易なため	219 100.0	26 11.9	133 60.7	34 15.5	-	26 11.9	2,350	180	1,650	1,583.2	26:23
経験・知識・技能のある人を採用したため	572 100.0	88 15.4	342 59.8	91 15.9	-	51 8.9	2,325	120	1,560	1,525.3	25:25
その他	228 100.0	25 11.0	136 59.6	31 13.6	-	36 15.8	2,310	180	1,680	1,575.2	26:15
無回答	44 100.0	3 6.8	14 31.8	3 6.8	-	24 54.5	2,325	540	1,575	1,578.2	26:18

※範囲記入(短時間労働者にさまざまな勤務パターンがあるケース等とみられるが集計不可)、40時間超え(平均残業を含めた無回答とみられるが所定部分を判別不能)等の欠損扱い含む

第9表-2:設問Ⅱ-(2) 同職種に就いている正社員と短時間労働者で比較した1週間当たりの所定労働時間割合(=人数がもっとも多い職種に就いている短時間労働者の1週間当たりの所定労働時間数/同職種に就いている正社員の1週間当たりの所定労働時間数)(算出割合を階級化)

	同職種に就いている正社員がいる事業所=設問Ⅱ-(1)同職種に就いている正社員数に記入のあった事業所あるいは設問Ⅱ-(2)所定労働時間数に記入のあった事業所数	2分の1未満	2分の1以上4分の3未満	4分の3以上	無回答(※)	最大値(%)	最小値(%)	中央値(%)	無回答を除く事業所における同職種・短時間労働者の同職種・正社員に就いた1週間平均所定労働時間割合(%)		
計	1,482 100.0	182 12.3	600 40.5	518 35.0	182 12.3	100.0	5.2	68.0	66.0		
業種別	鉱業、採石業、砂利採取業	13 100.0	1 7.7	9 69.2	2 15.4	2 7.7	75.0	40.0	57.7	59.4	
	建設業	49 100.0	6 12.2	25 51.0	16 32.7	2 4.1	98.4	20.5	64.5	65.4	
	製造業	370 100.0	28 7.6	140 37.8	151 40.8	51 13.8	100.0	12.9	73.3	70.3	
	電気・ガス・熱供給・水道業	34 100.0	1 2.9	27 79.4	4 11.8	2 5.9	80.0	45.6	64.6	64.2	
	情報通信業	17 100.0	1 5.9	7 41.2	7 41.2	2 11.8	96.6	45.0	71.4	73.8	
	運輸業、郵便業	88 100.0	7 8.0	41 46.6	22 25.0	18 20.5	100.0	25.0	62.5	64.7	
	卸売業、小売業	232 100.0	36 15.5	92 39.7	74 31.9	30 12.9	100.0	10.0	64.1	65.1	
	金融業、保険業	81 100.0	7 8.6	32 39.5	37 45.7	5 6.2	97.4	12.9	72.9	72.4	
	不動産業、物品賃貸業	8 100.0	1 12.5	6 75.0	-	-	12.5	72.9	26.3	62.5	60.7
	学術研究、専門・技術サービス業	30 100.0	1 3.3	8 26.7	16 53.3	5 16.7	97.2	45.0	77.4	76.6	
	宿泊業、飲食サービス業	67 100.0	9 13.4	40 59.7	11 16.4	7 10.4	90.0	8.1	62.5	59.3	
	生活関連サービス業、娯楽業	40 100.0	3 7.5	27 67.5	6 15.0	4 10.0	87.5	10.6	53.8	58.5	
	教育、学習支援業	118 100.0	28 23.7	23 19.5	58 49.2	9 7.6	100.0	5.2	75.9	63.0	
	医療、福祉	167 100.0	33 19.8	65 38.9	56 33.5	13 7.8	100.0	8.8	60.1	61.7	
	複合サービス事業(郵便局、協同組合等)	41 100.0	4 9.8	12 29.3	16 39.0	9 22.0	100.0	25.8	74.8	69.0	
	サービス業(他に分類されないもの)	119 100.0	14 11.8	46 38.7	38 31.9	21 17.6	96.8	12.5	68.4	64.5	
	無回答	8 100.0	2 25.0	-	-	4 50.0	2 25.0	87.5	32.5	77.5	66.3
	従業員規模別	短時間労働者を雇用しており、正社員、短時間労働者、その他労働者の数値記入欄すべてに回答のあった事業所数計	1,059 100.0	132 12.5	438 41.4	398 37.6	91 8.6	100.0	5.2	68.8	66.4
		1,000人以上	123 100.0	18 14.6	45 36.6	53 43.1	7 5.7	97.8	5.2	71.5	68.0
		300~999人	238 100.0	22 9.2	95 39.9	103 43.3	18 7.6	100.0	7.5	72.5	68.6
100~299人		270 100.0	30 11.1	121 44.8	89 33.0	30 11.1	100.0	7.5	64.5	64.8	
30~99人		291 100.0	41 14.1	127 43.6	95 32.6	28 9.6	100.0	8.8	66.3	64.6	
5~29人		136 100.0	21 15.4	50 36.8	57 41.9	8 5.9	100.0	12.5	71.4	68.0	
4人以下		1 100.0	-	-	-	1 100.0	-	87.5	87.5	87.5	87.5
非正社員の割合別		8割以上	99 100.0	21 21.2	52 52.5	16 16.2	10 10.1	92.6	10.0	50.0	55.8
	5割以上8割未満	169 100.0	29 17.2	71 42.0	59 34.9	10 5.9	100.0	5.2	62.5	62.7	
	3割以上5割未満	166 100.0	20 12.0	54 32.5	73 44.0	19 11.4	100.0	7.5	74.8	67.0	
	1割以上3割未満	365 100.0	32 8.8	151 41.4	153 41.9	29 7.9	100.0	7.5	72.5	69.6	
	1割未満	260 100.0	30 11.5	110 42.3	97 37.3	23 8.8	100.0	13.8	68.8	68.1	
	短時間労働者等の雇用理由別(複数回答)	人を集めやすいため	407 100.0	49 12.0	162 39.8	156 38.3	40 9.8	100.0	7.7	68.8	66.6
退職した女性正社員の再雇用のため		188 100.0	12 6.4	69 36.7	92 48.9	15 8.0	100.0	12.9	75.0	71.2	
定年社員の再雇用のため		620 100.0	59 9.5	279 45.0	213 34.4	69 11.1	100.0	7.5	67.8	66.6	
簡単な仕事内容のため		604 100.0	74 12.3	235 38.9	232 38.4	63 10.4	100.0	5.2	68.9	67.1	
人件費が割安なため		752 100.0	98 13.0	278 37.0	296 39.4	80 10.6	100.0	5.2	70.0	67.2	
1日の忙しい時間帯に対処するため		599 100.0	91 15.2	269 44.9	177 29.5	62 10.4	100.0	8.8	62.5	62.8	
一定期間の繁忙に対処するため		335 100.0	43 12.8	134 40.0	127 37.9	31 9.3	100.0	5.2	67.1	65.8	
仕事量が減ったときに雇用調整が容易なため		199 100.0	21 10.6	70 35.2	78 39.2	30 15.1	100.0	8.1	71.5	67.5	
経験・知識・技能のある人を採用したいため		481 100.0	62 12.9	188 39.1	183 38.0	48 10.0	100.0	5.2	68.8	66.5	
その他		188 100.0	17 9.0	71 37.8	67 35.6	33 17.6	97.4	7.5	72.5	67.4	
無回答		28 100.0	3 10.7	8 28.6	8 28.6	9 32.1	100.0	23.2	70.8	68.3	

※正社員、短時間労働者いずれかの所定労働時間の数値記入に不備ありで算出不可含む

第10表-1:設問Ⅱ-(2) 人数がもっとも多い職種に就いている
短時間労働者の1日当たりの所定労働時間数(数値記入を階級化)

	短時間労働者を雇用している事業所数計	3時間未満	3時間以上4時間未満	4時間以上5時間未満	5時間以上6時間未満	6時間以上7時間未満	7時間以上8時間未満	8時間	無回答(※)	最大値(分)	最小値(分)	中央値(分)	無回答を除く事業所における同職種・短時間労働者の1日当たりの平均・所定労働時間数(分)	無回答を除く事業所における同職種・短時間労働者の1日当たりの平均・所定労働時間数(時間・分)		
計	1,764 100.0	19 1.1	80 4.5	254 14.4	403 22.8	409 23.2	418 23.7	76 4.3	105 6.0	480	90	360	345.5	5:46		
業種別	鉱業、採石業、砂利採取業	14 100.0	-	-	2 14.3	3 21.4	4 28.6	4 28.6	1 7.1	480	240	375	375.0	6:15		
	建設業	65 100.0	-	3 4.6	6 9.2	13 20.0	14 21.5	17 26.2	9 13.8	480	180	360	373.3	6:13		
	製造業	434 100.0	1 0.2	14 3.2	33 7.6	117 27.0	109 25.1	118 27.2	19 4.4	23 5.3	480	120	360	361.2	6:01	
	電気・ガス・熱供給・水道業	36 100.0	-	-	-	14 38.9	3 8.3	18 50.0	-	1 2.8	470	300	420	391.3	6:31	
	情報通信業	22 100.0	-	-	-	5 22.7	7 31.8	7 31.8	1 4.5	2 9.1	480	300	375	379.5	6:20	
	運輸業、郵便業	112 100.0	2 1.8	-	17 15.2	28 25.0	27 24.1	20 17.9	5 4.5	13 11.6	480	120	360	342.3	5:42	
	卸売業、小売業	282 100.0	1 0.4	22 7.8	50 17.7	71 25.2	55 19.5	64 22.7	10 3.5	9 3.2	480	150	330	333.7	5:34	
	金融業、保険業	88 100.0	-	-	1 1.1	30 34.1	29 33.0	26 29.5	-	2 2.3	465	270	360	363.5	6:03	
	不動産業、物品賃貸業	10 100.0	-	2 20.0	1 10.0	2 20.0	1 10.0	1 10.0	2 20.0	1 10.0	480	180	350	340.0	5:40	
	学術研究、専門・技術サービス業	42 100.0	-	-	-	3 7.1	6 14.3	13 31.0	2 3.0	3 7.1	480	240	360	379.0	6:19	
	宿泊業、飲食サービス業	74 100.0	-	3 4.1	19 25.7	27 36.5	15 20.3	6 8.1	1 1.4	3 4.1	480	195	300	311.5	5:11	
	生活関連サービス業、娯楽業	48 100.0	-	2 4.2	13 27.1	17 35.4	8 16.7	6 12.5	-	2 4.2	467	210	300	312.5	5:13	
	教育、学習支援業	139 100.0	10 7.2	15 10.8	11 7.9	19 13.7	19 13.7	30 21.6	1 0.7	9 6.5	480	90	360	320.9	5:21	
	医療、福祉	174 100.0	1 0.6	9 5.2	54 31.0	14 8.0	40 23.0	37 21.3	9 5.2	10 5.7	480	140	360	332.6	5:33	
	複合サービス事業(郵便局、協同組合等)	53 100.0	1 1.9	2 3.8	10 18.9	12 22.6	13 24.5	12 22.6	1 1.9	2 3.8	480	120	360	335.3	5:35	
	サービス業(他に分類されないもの)	155 100.0	3 1.9	8 5.2	32 20.6	22 14.2	24 15.5	31 20.0	15 9.7	20 12.9	480	90	360	341.0	5:41	
	無回答	16 100.0	-	-	2 12.5	3 18.8	3 18.8	6 37.5	-	2 12.5	465	240	375	367.9	6:08	
	従業員規模別	短時間労働者を雇用しており、正社員、短時間労働者、その他労働者の数値記入欄すべてに回答のあった事業所数計	1,269 100.0	13 1.0	65 5.1	172 13.6	300 23.6	309 24.3	311 24.5	54 4.3	45 3.5	480	90	360	346.2	5:46
		1,000人以上	136 100.0	1 0.7	12 8.8	11 8.1	25 18.4	34 25.0	42 30.9	7 5.1	4 2.9	480	120	360	358.6	5:59
		300~999人	274 100.0	3 1.1	9 3.3	36 13.1	52 19.0	76 27.7	76 27.7	13 4.7	9 3.3	480	90	360	354.3	5:54
100~299人		310 100.0	4 1.3	12 3.9	49 15.8	87 28.1	77 24.8	62 20.0	11 3.5	8 2.6	480	90	354	338.9	5:39	
30~99人		365 100.0	4 1.1	25 6.8	53 14.5	93 25.5	81 22.2	77 21.1	15 4.1	17 4.7	480	100	350	338.0	5:38	
5~29人		183 100.0	1 0.5	7 3.8	23 12.6	43 23.5	41 22.4	54 29.5	8 4.4	6 3.3	480	90	360	353.6	5:54	
4人以下		1 100.0	-	-	-	-	-	-	-	1 100.0	-	-	-	-	-	
非正社員の割合別		8割以上	144 100.0	-	23 16.0	36 25.0	43 29.9	18 12.5	14 9.7	5 3.5	5 3.5	480	180	300	297.5	4:57
	5割以上8割未満	202 100.0	8 4.0	12 5.9	44 21.8	32 15.8	45 22.3	47 23.3	4 2.0	10 5.0	480	90	358	326.9	5:27	
	3割以上5割未満	188 100.0	2 1.1	5 2.7	23 12.2	34 18.1	51 27.1	58 30.9	8 4.3	7 3.7	480	100	360	359.2	5:59	
	1割以上3割未満	420 100.0	2 0.5	15 3.6	37 8.8	111 26.4	121 28.8	103 24.5	20 4.8	11 2.6	480	120	360	355.4	5:55	
	1割未満	315 100.0	1 0.3	10 3.2	32 10.2	80 25.4	74 23.5	89 28.3	17 5.4	12 3.8	480	120	360	360.8	6:01	
	短時間労働者等の雇用理由別(複数回答)	人を集めやすいため	469 100.0	4 0.9	27 5.8	80 17.1	119 25.4	108 23.0	96 20.5	13 2.8	22 4.7	480	90	330	334.1	5:34
退職した女性正社員の再雇用のため		202 100.0	1 0.5	2 1.0	29 14.4	43 21.3	57 28.2	53 26.2	9 4.5	8 4.0	480	100	360	356.2	5:56	
定年社員の再雇用のため		703 100.0	3 0.4	20 2.8	91 12.9	158 22.5	170 24.2	184 26.2	35 5.0	42 6.0	480	90	360	357.0	5:57	
簡単な仕事内容のため		769 100.0	14 1.8	34 4.4	110 14.3	203 26.4	193 25.1	164 21.3	21 2.7	30 3.9	480	90	360	338.0	5:38	
人件費が割安なため		887 100.0	11 1.2	47 5.3	116 13.1	201 22.7	227 25.6	221 24.9	27 3.0	37 4.2	480	90	360	343.9	5:44	
1日の忙しい時間帯に対処するため		677 100.0	5 0.7	42 6.2	158 23.3	169 25.0	148 21.9	115 17.0	15 2.2	25 3.7	480	100	310	322.9	5:23	
一定期間の繁忙に対処するため		388 100.0	7 1.8	19 4.9	43 11.1	97 25.0	88 22.7	99 25.5	20 5.2	15 3.9	480	90	360	349.1	5:49	
仕事量が減ったときに雇用調整が容易なため		219 100.0	1 0.5	7 3.2	32 14.6	50 22.8	57 26.0	53 24.2	10 4.6	9 4.1	480	90	360	350.5	5:51	
経験・知識・技能のある人を採用したいため		572 100.0	8 1.4	23 4.0	71 12.4	118 20.6	135 23.6	157 27.4	32 5.6	28 4.9	480	90	360	353.1	5:53	
その他		228 100.0	1 0.4	5 2.2	29 12.7	42 18.4	62 27.2	64 28.1	10 4.4	15 6.6	480	120	360	360.5	6:01	
無回答		44 100.0	-	1 2.3	5 11.4	7 15.9	6 13.6	6 13.6	1 2.3	18 40.9	480	180	345	338.8	5:39	

※範囲記入(短時間労働者にさまざまな勤務パターンがあるケース等とみられるが集計不可)、8時間超え(平均残業を含めた範囲とみられるが所定部分を判別不能)等の欠損扱い含む

第10表-2:設問Ⅱ-(2) 同職種に就いている正社員と短時間労働者で比較した、1日当たりの所定労働時間割合(=同職種に就いている短時間労働者の1日当たりの所定労働時間数/同職種に就いている正社員の1日当たりの所定労働時間数)(算出割合を階級化)

	同職種に就いている正社員が いる事業所 →設問Ⅱ-(1) 同職種に就い ている正社員数 に記入のあった 事業所あるいは 設問Ⅱ-(2)所 定労働時間数 に記入のあった 事業所数計	2分の1 未満	2分の1 以上 4分の3 未満	4分の3 以上	無回答 (※)	最大値 (%)	最小値 (%)	中央値 (%)	無回答を除く 事業所におけ る同職種・短 時間労働者の 同職種・正社 員に比較した 平均・所定労働 時間割合 (%)		
計	1,482 100.0	71 4.8	533 36.0	789 53.2	89 6.0	100.0	20.8	75.0	74.8		
業 種 別	鉱業、採石業、砂利採取業	13 100.0	- -	5 38.5	8 61.5	- -	100.0	50.0	75.0	77.9	
	建設業	49 100.0	1 2.0	14 28.6	32 65.3	2 4.1	100.0	38.7	75.0	81.0	
	製造業	370 100.0	12 3.2	118 31.9	221 59.7	19 5.1	100.0	37.5	75.0	77.8	
	電気・ガス・熱供給・水道業	34 100.0	- -	13 38.2	20 58.8	1 2.9	100.0	65.2	95.7	84.9	
	情報通信業	17 100.0	- -	4 23.5	12 70.6	1 5.9	100.0	66.7	83.8	83.7	
	運輸業、郵便業	88 100.0	1 1.1	31 35.2	43 48.9	13 14.8	100.0	27.9	75.0	75.2	
	卸売業、小売業	232 100.0	16 6.9	105 45.3	101 43.5	10 4.3	100.0	37.5	68.8	70.7	
	金融業、保険業	81 100.0	- -	23 28.4	56 69.1	2 2.5	100.0	62.5	75.0	79.4	
	不動産業、物品賃貸業	8 100.0	1 12.5	3 37.5	4 50.0	- -	100.0	43.8	80.0	77.0	
	学術研究、専門・技術サービス業	30 100.0	- -	6 20.0	22 73.3	2 6.7	100.0	50.0	78.7	82.3	
	宿泊業、飲食サービス業	67 100.0	3 4.5	42 62.7	19 28.4	3 4.5	100.0	40.6	64.5	66.7	
	生活関連サービス業、娯楽業	40 100.0	- -	27 67.5	12 30.0	1 2.5	100.0	50.0	66.7	68.3	
	教育、学習支援業	118 100.0	18 15.3	18 15.3	75 63.6	7 5.9	100.0	20.8	77.4	73.8	
	医療、福祉	167 100.0	8 4.8	65 38.9	84 50.3	10 6.0	100.0	29.2	75.0	72.3	
	複合サービス事業(郵便局、 協同組合等)	41 100.0	2 4.9	14 34.1	20 48.8	5 12.2	100.0	25.8	75.0	73.1	
	サービス業(他に分類されないもの)	119 100.0	9 7.6	41 34.5	56 47.1	13 10.9	100.0	25.0	75.0	73.3	
	無回答	8 100.0	- -	4 50.0	4 50.0	- -	100.0	50.0	71.6	72.6	
	従 業 員 規 模 別	短時間労働者を雇用しており、正社員、 短時間労働者、その他労働者の数値記入 欄すべてに回答のあった事業所数計	1,059 100.0	56 5.3	373 35.2	587 55.4	43 4.1	100.0	20.8	75.0	75.2
		1,000人以上	123 100.0	13 10.6	30 24.4	77 62.6	3 2.4	100.0	25.8	77.4	77.4
		300~999人	238 100.0	11 4.6	73 30.7	147 61.8	7 2.9	100.0	25.8	77.4	76.5
100~299人		270 100.0	11 4.1	112 41.5	138 51.1	9 3.3	100.0	26.1	75.0	73.5	
30~99人		291 100.0	16 5.5	110 37.8	147 50.5	18 6.2	100.0	20.8	75.0	74.0	
5~29人		136 100.0	5 3.7	48 35.3	78 57.4	5 3.7	100.0	37.5	75.0	76.6	
4人以下		1 100.0	- -	- -	- -	1 100.0	- -	- -	- -	- -	
8割以上		99 100.0	11 11.1	62 62.6	24 24.2	2 2.0	100.0	37.5	62.5	63.2	
5割以上8割未満		169 100.0	15 8.9	64 37.9	81 47.9	9 5.3	100.0	25.8	75.0	71.0	
3割以上5割未満		166 100.0	6 3.6	46 27.7	105 63.3	9 5.4	100.0	20.8	77.4	77.5	
1割以上3割未満	365 100.0	15 4.1	119 32.6	219 60.0	12 3.3	100.0	25.8	75.0	76.9		
1割未満	260 100.0	9 3.5	82 31.5	158 60.8	11 4.2	100.0	27.9	77.4	78.7		
短 時 間 労働 者 等 の 雇 用 理 由 別 (複 数 回 答)	人を集めやすいため	407 100.0	17 4.2	173 42.5	195 47.9	22 5.4	100.0	20.8	75.0	72.5	
	退職した女性正社員の再雇用のため	188 100.0	2 1.1	64 34.0	114 60.6	8 4.3	100.0	20.8	75.0	76.7	
	定年社員の再雇用のため	620 100.0	20 3.2	206 33.2	355 57.3	39 6.3	100.0	20.8	75.0	77.3	
	簡単な仕事内容のため	604 100.0	29 4.8	236 39.1	311 51.5	28 4.6	100.0	20.8	75.0	73.5	
	人件費が割安なため	752 100.0	45 6.0	256 34.0	408 54.3	43 5.7	100.0	20.8	75.0	74.2	
	1日の忙しい時間帯に対処するため	599 100.0	36 6.0	281 46.9	254 42.4	28 4.7	100.0	20.8	69.2	69.6	
	一定期間の繁忙に対処するため	335 100.0	15 4.5	117 34.9	188 56.1	15 4.5	100.0	25.0	75.0	76.0	
	仕事量が減ったときに雇用調整が 容易なため	199 100.0	6 3.0	73 36.7	104 52.3	16 8.0	100.0	27.3	75.0	74.9	
	経験・知識・技能のある人を 採用したいため	481 100.0	23 4.8	149 31.0	278 57.8	31 6.4	100.0	20.8	77.4	76.8	
	その他	188 100.0	3 1.6	57 30.3	113 60.1	15 8.0	100.0	37.5	77.4	77.9	
	無回答	28 100.0	1 3.6	11 39.3	12 42.9	4 14.3	100.0	38.7	73.2	73.0	

※正社員、短時間労働者いずれかの所定労働時間の数値記入に不備ありで算出不可含む

第10表-3:設問Ⅱ-(2) 人数がもっとも多い職種に就いている短時間労働者の
週当たり労働日数(=人数がもっとも多い職種に就いている短時間労働者の1週間
当たりの所定労働時間数/1日当たりの所定労働時間数)(算出割合を階級化)

業種別	短時間労働者を 雇用して いる 事業所数計	1日未満	1日以上 2日未満	2日以上 3日未満	3日以上 4日未満	4日以上 5日未満	5日以上 6日未満	6日以上 7日未満	7日	無回答 (※)	最大値 (日)	最小値 (日)	中央値 (日)	無回答を除く 事業所 における 同職種 短時間労働者 の週間平均 労働日数 (日)
計	1,764	-	42	52	185	269	926	42	1	247	7.0	1.0	5.0	4.5
100.0	-	2.4	2.9	10.5	15.2	52.5	24	0.1	14.0	-	-	-	-	-
業種別														
鉱業、採石業、砂利採取業	14	-	-	1	4	2	6	-	-	1	5.1	2.0	4.0	4.1
100.0	-	-	7.1	28.6	14.3	42.9	-	-	7.1	-	-	-	-	-
建設業	65	-	1	6	11	10	30	-	-	7	5.3	1.0	5.0	4.2
100.0	-	1.5	9.2	16.9	15.4	46.2	-	-	10.8	-	-	-	-	-
製造業	434	-	9	5	46	52	250	8	-	64	6.4	1.0	5.0	4.6
100.0	-	2.1	1.2	10.6	12.0	57.6	1.8	-	14.7	-	-	-	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	36	-	-	-	17	6	11	-	-	2	5.0	3.0	4.0	3.9
100.0	-	-	-	47.2	16.7	30.6	-	-	5.6	-	-	-	-	-
情報通信業	22	-	-	-	4	2	13	-	-	3	5.0	3.0	5.0	4.5
100.0	-	-	-	18.2	9.1	59.1	-	-	13.6	-	-	-	-	-
運輸業、郵便業	112	-	-	2	15	16	50	4	-	25	6.3	2.6	5.0	4.6
100.0	-	-	1.8	13.4	14.3	44.6	3.6	-	22.3	-	-	-	-	-
卸売業、小売業	282	-	8	3	14	39	173	9	-	36	6.2	1.0	5.0	4.7
100.0	-	2.8	1.1	5.0	13.8	61.3	3.2	-	12.8	-	-	-	-	-
金融業、保険業	88	-	3	-	8	17	53	-	-	7	5.0	1.0	5.0	4.5
100.0	-	3.4	-	9.1	19.3	60.2	-	-	8.0	-	-	-	-	-
不動産業、物品賃貸業	10	-	-	-	3	2	3	-	-	2	5.0	3.0	4.2	4.0
100.0	-	-	-	30.0	20.0	30.0	-	-	20.0	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	42	-	-	1	3	6	26	-	-	6	5.0	2.9	5.0	4.7
100.0	-	-	2.4	7.1	14.3	61.9	-	-	14.3	-	-	-	-	-
宿泊業、飲食サービス業	74	-	2	4	4	15	37	3	1	8	7.0	1.0	5.0	4.5
100.0	-	2.7	5.4	5.4	20.3	50.0	4.1	1.4	10.8	-	-	-	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	48	-	2	-	2	18	16	4	-	6	6.0	1.0	4.6	4.4
100.0	-	4.2	-	4.2	37.5	33.3	8.3	-	12.5	-	-	-	-	-
教育、学習支援業	139	-	9	12	12	15	73	3	-	15	6.9	1.0	5.0	4.2
100.0	-	6.5	8.6	8.6	10.8	52.5	2.2	-	10.8	-	-	-	-	-
医療、福祉	174	-	7	8	21	40	74	5	-	19	6.4	1.0	5.0	4.3
100.0	-	4.0	4.6	12.1	23.0	42.5	2.9	-	10.9	-	-	-	-	-
複合サービス事業(郵便局、 協同組合等)	53	-	-	1	-	9	36	1	-	6	6.0	2.8	5.0	4.8
100.0	-	-	1.9	-	17.0	67.9	1.9	-	11.3	-	-	-	-	-
サービス業(他に分類されないもの)	155	-	1	8	20	18	68	5	-	35	6.0	1.0	5.0	4.5
100.0	-	0.6	5.2	12.9	11.6	43.9	3.2	-	22.6	-	-	-	-	-
無回答	16	-	-	1	1	2	7	-	-	5	5.0	2.9	5.0	4.5
100.0	-	-	6.3	6.3	12.5	43.8	-	-	31.3	-	-	-	-	-
従業員規模別														
短時間労働者を雇用しており、正社員、 短時間労働者、その他労働者の数値記入 欄すべてに回答のあった事業所数計	1,269	-	32	37	141	204	703	27	1	124	7.0	1.0	5.0	4.5
100.0	-	2.5	2.9	11.1	16.1	55.4	2.1	0.1	9.8	-	-	-	-	-
1,000人以上	136	-	3	3	24	22	75	1	-	8	6.0	1.0	5.0	4.4
100.0	-	2.2	2.2	17.6	16.2	55.1	0.7	-	5.9	-	-	-	-	-
300~999人	274	-	8	8	28	34	165	4	1	26	7.0	1.0	5.0	4.5
100.0	-	2.9	2.9	10.2	12.4	60.2	1.5	0.4	9.5	-	-	-	-	-
100~299人	310	-	9	7	31	48	170	9	-	36	6.9	1.0	5.0	4.5
100.0	-	2.9	2.3	10.0	15.5	54.8	2.9	-	11.6	-	-	-	-	-
30~99人	365	-	10	9	42	67	190	10	-	37	6.3	1.0	5.0	4.4
100.0	-	2.7	2.5	11.5	18.4	52.1	2.7	-	10.1	-	-	-	-	-
5~29人	183	-	2	10	16	33	103	3	-	16	6.2	1.0	5.0	4.5
100.0	-	1.1	5.5	8.7	18.0	56.3	1.6	-	8.7	-	-	-	-	-
4人以下	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-
100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	100.0	-	-	-	-	-
非正社員の割合別														
8割以上	144	-	6	10	7	28	69	5	1	18	7.0	1.0	5.0	4.4
100.0	-	4.2	6.9	4.9	19.4	47.9	3.5	0.7	12.5	-	-	-	-	-
5割以上8割未満	202	-	9	9	12	31	115	5	-	21	6.4	1.0	5.0	4.5
100.0	-	4.5	4.5	5.9	15.3	56.9	2.5	-	10.4	-	-	-	-	-
3割以上5割未満	188	-	8	3	22	25	109	3	-	18	6.0	1.0	5.0	4.4
100.0	-	4.3	1.6	11.7	13.3	58.0	1.6	-	9.6	-	-	-	-	-
1割以上3割未満	420	-	4	7	50	73	240	10	-	36	6.2	1.0	5.0	4.6
100.0	-	1.0	1.7	11.9	17.4	57.1	2.4	-	8.6	-	-	-	-	-
1割未満	315	-	5	8	50	47	170	4	-	31	6.9	1.0	5.0	4.4
100.0	-	1.6	2.5	15.9	14.9	54.0	1.3	-	9.8	-	-	-	-	-
短時間労働者等の雇用理由別(複数回答)														
人を集めやすいため	469	-	7	16	29	83	267	16	-	51	6.4	1.0	5.0	4.6
100.0	-	1.5	3.4	6.2	17.7	56.9	3.4	-	10.9	-	-	-	-	-
退職した女性正社員の再雇用のため	202	-	3	-	15	31	131	5	-	17	6.0	1.0	5.0	4.7
100.0	-	1.5	-	7.4	15.3	64.9	2.5	-	8.4	-	-	-	-	-
定年社員の再雇用のため	703	-	11	20	113	97	355	15	1	91	7.0	1.0	5.0	4.4
100.0	-	1.6	2.8	16.1	13.8	50.5	2.1	0.1	12.9	-	-	-	-	-
簡単な仕事内容のため	769	-	16	12	66	120	459	14	1	81	7.0	1.0	5.0	4.6
100.0	-	2.1	1.6	8.6	15.6	59.7	1.8	0.1	10.5	-	-	-	-	-
人件費が割安なため	887	-	25	18	63	147	516	18	1	99	7.0	1.0	5.0	4.6
100.0	-	2.8	2.0	7.1	16.6	58.2	2.0	0.1	11.2	-	-	-	-	-
1日の忙しい時間帯に対処するため	677	-	14	21	52	118	365	26	1	80	7.0	1.0	5.0	4.6
100.0	-	2.1	3.1	7.7	17.4	53.9	3.8	0.1	11.8	-	-	-	-	-
一定期間の繁忙に対処するため	388	-	9	22	53	56	200	7	-	41	6.4	1.0	5.0	4.4
100.0	-	2.3	5.7	13.7	14.4	51.5	1.8	-	10.6	-	-	-	-	-
仕事量が減ったときに雇用調整が 容易なため	219	-	5	6	17	35	118	8	-	30	6.4	1.0	5.0	4.6
100.0	-	2.3	2.7	7.8	16.0	53.9	3.7	-	13.7	-	-	-	-	-
経験・知識・技能のある人を 採用したいため	572	-	19	25	71	91	288	12	1	65	7.0	1.0	5.0	4.4
100.0	-	3.3	4.4	12.4	15.9	50.3	2.1	0.2	11.4	-	-	-	-	-
その他	228	-	6	6	28	36	112	3	-	37	6.0	1.0	5.0	4.4
100.0	-	2.6	2.6	12.3	15.8	49.1	1.3	-	16.2	-	-	-	-	-
無回答	44	-	-	-	2	3	14	1	-	24	6.0	3.0	5.0	4.8
100.0	-	-	-	4.5	6.8	31.8	2.3	-	54.5	-	-	-	-	-

※1日あるいは1週間当たりの所定労働時間のいずれかの数値記入に不備ありで算出不可含む

第11表:設問Ⅱ-(3)-1 人数がもっとも多い職種に就いている
短時間労働者の契約状況:契約期間の定めの有無(2択/SA)

	短時間労働者を雇用している事業所数計	期間の定めあり	期間の定めなし	無回答(※)	
計	1,764 100.0	1,515 85.9	221 12.5	28 1.6	
業種別	鉱業、採石業、砂利採取業	14 100.0	14 100.0	- -	
	建設業	65 100.0	53 81.5	10 15.4	
	製造業	434 100.0	375 86.4	51 11.8	
	電気・ガス・熱供給・水道業	36 100.0	34 94.4	1 2.8	
	情報通信業	22 100.0	18 81.8	4 18.2	
	運輸業、郵便業	112 100.0	87 77.7	24 21.4	
	卸売業、小売業	282 100.0	243 86.2	38 13.5	
	金融業、保険業	88 100.0	86 97.7	1 1.1	
	不動産業、物品賃貸業	10 100.0	8 80.0	1 10.0	
	学術研究、専門・技術サービス業	42 100.0	38 90.5	4 9.5	
	宿泊業、飲食サービス業	74 100.0	55 74.3	17 23.0	
	生活関連サービス業、娯楽業	48 100.0	42 87.5	6 12.5	
	教育、学習支援業	139 100.0	131 94.2	5 3.6	
	医療、福祉	174 100.0	135 77.6	37 21.3	
	複合サービス事業(郵便局、協同組合等)	53 100.0	50 94.3	3 5.7	
	サービス業(他に分類されないもの)	155 100.0	131 84.5	19 12.3	
	無回答	16 100.0	15 93.8	- -	
	従業員規模別	短時間労働者を雇用して299人以下の事業所数計	1,269 100.0	1,132 89.2	127 10.0
		1,000人以上	136 100.0	132 97.1	3 2.2
		300~999人	274 100.0	256 93.4	18 6.6
100~299人		310 100.0	258 83.2	50 16.1	
30~99人		365 100.0	320 87.7	39 10.7	
5~29人		183 100.0	165 90.2	17 9.3	
4人以下		1 100.0	1 100.0	- -	
非正社員の割合別		8割以上	144 100.0	132 91.7	10 6.9
		5割以上8割未満	202 100.0	185 91.6	16 7.9
		3割以上5割未満	188 100.0	172 91.5	15 8.0
	1割以上3割未満	420 100.0	370 88.1	45 10.7	
	1割未満	315 100.0	273 86.7	41 13.0	
	短時間労働者等の雇用理由別(複数回答)	人を集めやすいため	469 100.0	413 88.1	53 11.3
退職した女性正社員の再雇用のため		202 100.0	173 85.6	29 14.4	
定年社員の再雇用のため		703 100.0	627 89.2	73 10.4	
簡単な仕事内容のため		769 100.0	680 88.4	85 11.1	
人件費が割安なため		887 100.0	781 88.0	102 11.5	
1日の忙しい時間帯に対処するため		677 100.0	575 84.9	97 14.3	
一定期間の繁忙に対処するため		388 100.0	351 90.5	35 9.0	
仕事量が減ったときに雇用調整が容易なため		219 100.0	193 88.1	25 11.4	
経験・知識・技能のある人を採用したいため		572 100.0	510 89.2	59 10.3	
その他		228 100.0	180 78.9	46 20.2	
無回答		44 100.0	24 54.5	3 6.8	
第8条等該当パートの有無		正社員と職務が同じ短時間労働者がいる	361 100.0	289 80.1	66 18.3
		いない	1099 100.0	979 89.1	115 10.5
		無回答	22 100.0	19 86.4	2 9.1
	正社員と職務及び人材活用の仕組み等が同じ(一定期間含む)短時間労働者がいる	65 100.0	50 76.9	15 23.1	
	いない	284 100.0	214 81.1	46 17.4	
	無回答	32 100.0	25 78.1	5 15.6	
	正社員と職務及び人材活用の仕組み等が同じで実質正社員並みの短時間労働者(第8条適用者)がいる	19 100.0	10 52.6	9 47.4	
	いない	18 100.0	18 100.0	- -	
	無回答	28 100.0	22 78.6	6 21.4	

	短時間労働者を雇用している事業所数計	期間の定めあり	期間の定めなし	無回答(※)
非正社員転換推進	実施している	857 100.0	752 87.7	101 11.8
	実施していない	854 100.0	735 86.1	113 13.2
	無回答	53 100.0	28 52.8	7 13.2
教育訓練	実施している	1,353 100.0	1,189 87.9	159 11.8
	実施していない	236 100.0	196 83.1	38 16.1
	無回答	175 100.0	130 74.3	24 13.7
賛否両論を踏まえての方針に均等に配慮	賛成計(賛成+どちらかという賛成)	1,373 100.0	1,179 85.9	186 13.5
	反対計(反対+どちらかという反対)	300 100.0	272 90.7	26 8.7
	無回答	91 100.0	64 70.3	9 9.9
雇の改善(パートの待遇改善等)を実施したかどうか	実施したものがあった	1,105 100.0	977 88.4	121 11.0
	特に実施したものはない	495 100.0	416 84.0	77 15.6
	無回答	164 100.0	122 74.4	23 14.0
管理職者間雇用	適任している	512 100.0	456 89.1	54 10.5
	適任していない	1,122 100.0	966 86.1	150 13.4
	無回答	130 100.0	93 71.5	17 13.1
労働組合	あり	748 100.0	710 94.9	36 4.8
	なし	914 100.0	737 80.6	172 18.8
	無回答	102 100.0	68 66.7	13 12.7

※有無の同時選択(定めのある者と定めのない者を併用しているケース等とみられるが集計不可)等の欠損扱い含む

第12表:設問Ⅱ-(3)-1で契約期間の定めが「ある」場合の
1回当たりの契約期間の長さ(数値記入を階級化)

(第11表参照)

	設問Ⅱ-(3)-1 で契約期間の 定め「あり」と 回答した 事業所数計	契約期間の長さ(年・ヶ月)										無回答を除く 事業所における 平均契約 期間の長さ (ヶ月)	無回答を除く 事業所 における 平均契約 期間の長さ (年・ヶ月)			
		1ヶ月以内	1ヶ月超 ～3ヶ月 以内	3ヶ月超 ～6ヶ月 以内	6ヶ月超 ～1年 以内	1年超～ 2年以内	2年超～ 3年以内	3年超	無回答 (※)	最大値 (ヶ月)	最小値 (ヶ月)			中央値 (ヶ月)		
計	1,515 100.0	15 1.0	134 8.8	360 23.8	921 60.8	4 0.3	8 0.5	3 0.2	70 4.6	60	1	12	9.8	0.10		
業 種 別	鉱業、採石業、砂利採取業	14 100.0	- -	1 7.1	1 7.1	12 85.7	- -	- -	- -	12	2	12	10.9	0.11		
	建設業	53 100.0	- -	4 7.5	3 5.7	39 73.6	1 1.9	- -	6 11.3	24	3	12	11.1	0.11		
	製造業	375 100.0	7 1.9	57 15.2	119 31.7	170 45.3	1 0.3	1 0.3	- 5.3	20	36	1	6	8.4	0.08	
	電気・ガス・熱供給・水道業	34 100.0	- -	1 2.9	1 2.9	30 88.2	- -	- -	- 5.9	2	12	2	12	11.5	0.11	
	情報通信業	18 100.0	- -	3 16.7	3 16.7	12 66.7	- -	- -	- -	-	12	3	12	9.5	0.10	
	運輸業、郵便業	87 100.0	2 2.3	13 14.9	24 27.6	45 51.7	- -	- 1.1	2 2.3	60	1	12	9.2	0.09		
	卸売業、小売業	243 100.0	4 1.6	16 6.6	85 35.0	127 52.3	- -	- -	11 4.5	12	1	12	9.0	0.09		
	金融業、保険業	86 100.0	- -	- -	25 29.1	61 70.9	- -	- -	- -	12	6	12	10.3	0.10		
	不動産業、物品賃貸業	8 100.0	- -	- -	3 37.5	4 50.0	- -	- -	1 12.5	12	4	12	8.9	0.09		
	学術研究、専門・技術サービス業	38 100.0	- -	4 10.5	5 13.2	26 68.4	- -	2 5.3	- 2.6	1	36	3	12	11.5	1.00	
	宿泊業、飲食サービス業	55 100.0	- -	9 16.4	12 21.8	29 52.7	- -	- -	5 9.1	12	2	12	8.7	0.09		
	生活関連サービス業、娯楽業	42 100.0	- -	4 9.5	15 35.7	19 45.2	- -	- 2.4	1 7.1	3	60	3	12	9.6	0.10	
	教育、学習支援業	131 100.0	- -	2 1.5	6 4.6	112 85.5	1 0.8	5 3.8	1 0.8	4 3.1	60	3	12	13.0	1.01	
	医療、福祉	135 100.0	1 0.7	4 3.0	14 10.4	107 79.3	1 0.7	- -	- 5.9	8	17	1	12	11.0	0.11	
	複合サービス事業(郵便局、 協同組合等)	50 100.0	- -	3 6.0	10 20.0	36 72.0	- -	- -	- 2.0	1	12	3	12	10.2	0.10	
	サービス業(他に分類されないもの)	131 100.0	1 0.8	10 7.6	33 25.2	81 61.8	- -	- -	- 4.6	6	12	1	12	9.6	0.10	
	無回答	15 100.0	- -	3 20.0	1 6.7	11 73.3	- -	- -	- -	-	12	2	12	9.7	0.10	
	従 業 員 規 模 別	短時間労働者を雇用しており、正社員、 短時間労働者、その他労働者の数値記入 欄すべてに回答のあった事業所数計	1,132 100.0	11 1.0	104 9.2	275 24.3	686 60.6	4 0.4	6 0.5	2 0.2	44 3.9	60	1	12	9.7	0.10
		1,000人以上	132 100.0	- -	8 6.1	22 16.7	94 71.2	1 0.8	1 0.8	- -	6 4.5	36	2	12	10.6	0.11
		300～999人	256 100.0	3 1.2	23 9.0	62 24.2	157 61.3	2 0.8	2 0.8	2 0.8	5 2.0	60	1	12	10.2	0.10
100～299人		258 100.0	5 1.9	24 9.3	70 27.1	149 57.8	- -	2 0.8	- -	8	36	1	12	9.4	0.09	
30～99人		320 100.0	2 0.6	31 9.7	86 26.9	181 56.6	1 0.3	- -	- 5.9	19	17	1	12	9.2	0.09	
5～29人		165 100.0	1 0.6	18 10.9	35 21.2	104 63.0	- -	1 0.6	- -	6	36	1	12	9.7	0.10	
4人以下		1 100.0	- -	- -	- -	1 100.0	- -	- -	- -	-	12	12	12	12.0	1.00	
非 正 社 員 の 割 合 別		8割以上	132 100.0	2 1.5	11 8.3	55 41.7	62 47.0	- -	1 0.8	- 0.8	1	36	1	6	8.6	0.09
	5割以上8割未満	185 100.0	2 1.1	15 8.1	36 19.5	125 67.6	1 0.5	- -	6 3.2	17	1	12	9.9	0.10		
	3割以上5割未満	172 100.0	- -	16 9.3	45 26.2	99 57.6	1 0.6	3 1.7	- -	8	36	2	12	9.9	0.10	
	1割以上3割未満	370 100.0	4 1.1	33 8.9	88 23.8	225 60.8	1 0.3	2 0.5	2 0.5	15 4.1	60	1	12	9.9	0.10	
	1割未満	273 100.0	3 1.1	29 10.6	51 18.7	175 64.1	1 0.4	- -	- 5.1	14	24	1	12	9.7	0.10	
	短 時 間 労 働 者 等 の 雇 用 理 由 別 (複 数 回 答)	人を集めやすいため	413 100.0	6 1.5	29 7.0	118 28.6	236 57.1	1 0.2	4 1.0	1 0.2	18 4.4	60	1	12	9.7	0.10
退職した女性正社員の再雇用のため		173 100.0	1 0.6	7 4.0	33 19.1	125 72.3	1 0.6	- -	1 0.6	5	60	1	12	10.7	0.11	
定年社員の再雇用のため		627 100.0	6 1.0	58 9.3	149 23.8	390 62.2	- -	5 0.8	2 0.3	17	60	1	12	9.9	0.10	
簡単な仕事内容のため		680 100.0	6 0.9	71 10.4	172 25.3	393 57.8	1 0.1	5 0.7	- -	32	36	1	12	9.5	0.09	
人件費が割安なため		781 100.0	10 1.3	72 9.2	204 26.1	450 57.6	2 0.3	7 0.9	1 0.1	35	60	1	12	9.6	0.10	
1日の忙しい時間帯に対処するため		575 100.0	6 1.0	56 9.7	140 24.3	346 60.2	- -	4 0.7	1 0.2	22	60	1	12	9.6	0.10	
一定期間の繁忙に対処するため		351 100.0	2 0.6	29 8.3	93 26.5	207 59.0	1 0.3	3 0.9	1 0.3	15	60	1	12	9.8	0.10	
仕事量が減ったときに雇用調整が 容易なため		193 100.0	2 1.0	29 15.0	45 23.3	103 53.4	- -	3 1.6	- -	11	36	1	12	9.3	0.09	
経験・知識・技能のある人を 採用したいため		510 100.0	2 0.4	38 7.5	110 21.6	333 65.3	1 0.2	5 1.0	2 0.4	19	60	1	12	10.3	0.10	
その他		180 100.0	1 0.6	11 6.1	40 22.2	118 65.6	1 0.6	- -	- -	9	24	1	12	10.0	0.10	
無回答		24 100.0	1 4.2	1 4.2	9 37.5	7 29.2	1 4.2	- -	- -	5	18	1	6	8.4	0.08	

※未記入の理由として、欄外に記入されていたのは「個別契約毎に異なる」等、ほか、範囲記入(個別)にさまざまな契約期間を設定しているケース等とみられるが集計不可等の欠損扱い含む

第13表:設問Ⅱ-(3)-2 人数がもっとも多い職種に就いている
短時間労働者の契約の更新状況:契約更新の判断方法(4択/SA)

	(第11表参照)									
	設問Ⅱ-(3)-1で契約更新の定めありと回答した事業所数計	計	契約の更新をする				契約の更新をしない		無回答	
			労働者のケースごとに更新するかどうかを判断する	労働者のいずれからも終了を申し出なければ自動的に更新する	その他のルールにより更新する					
計	1,515	1,462	960	378	124	19	34			
	100.0	96.5	63.4	25.0	8.2	1.3	2.2			
		100.0	65.7	25.9	8.5					
業種別										
鉱業、採石業、砂利採取業	14	14	14	-	-	-	-			
	100.0	100.0	100.0	-	-	-	-			
建設業	53	50	36	11	3	2	1			
	100.0	94.3	67.9	20.8	5.7	3.8	1.9			
製造業	375	364	234	100	30	5	6			
	100.0	97.1	62.4	26.7	8.0	1.3	1.6			
電気・ガス・熱供給・水道業	34	34	24	1	9	-	-			
	100.0	100.0	70.6	2.9	26.5	-	-			
情報通信業	18	17	13	4	-	-	1			
	100.0	94.4	72.2	22.2	-	-	5.6			
運輸業、郵便業	87	82	51	28	3	1	4			
	100.0	94.3	58.6	32.2	3.4	1.1	4.6			
卸売業、小売業	243	234	151	65	18	4	5			
	100.0	96.3	62.1	26.7	7.4	1.6	2.1			
金融業、保険業	86	82	58	16	8	-	4			
	100.0	95.3	67.4	18.6	9.3	-	4.7			
不動産業、物品賃貸業	8	7	6	1	-	-	1			
	100.0	87.5	75.0	12.5	-	-	12.5			
学術研究、専門・技術サービス業	38	37	29	6	2	-	1			
	100.0	97.4	76.3	15.8	5.3	-	2.6			
宿泊業、飲食サービス業	55	52	24	22	6	2	1			
	100.0	94.5	43.6	40.0	10.9	3.6	1.8			
生活関連サービス業、娯楽業	42	41	31	9	1	-	1			
	100.0	97.6	73.8	21.4	2.4	-	2.4			
教育、学習支援業	131	128	97	19	12	-	3			
	100.0	97.7	74.0	14.5	9.2	-	2.3			
医療、福祉	135	128	67	53	8	3	4			
	100.0	94.8	49.6	39.3	5.9	2.2	3.0			
複合サービス事業(郵便局、協同組合等)	50	49	33	8	8	1	-			
	100.0	98.0	66.0	16.0	16.0	2.0	-			
サービス業(他に分類されないもの)	131	128	81	33	14	1	2			
	100.0	97.7	61.8	25.2	10.7	0.8	1.5			
無回答	15	15	11	2	2	-	-			
	100.0	100.0	73.3	13.3	13.3	-	-			
従業員規模別										
短時間労働者を雇用しており、正社員、短時間労働者、その他労働者の数値記入欄すべてに回答のあった事業所数計	1,132	1,099	745	263	91	10	23			
	100.0	97.1	65.8	23.2	8.0	0.9	2.0			
1,000人以上	132	130	110	12	8	-	2			
	100.0	98.5	83.3	9.1	6.1	-	1.5			
300~999人	256	249	173	57	19	-	7			
	100.0	97.3	67.6	22.3	7.4	-	2.7			
100~299人	258	252	160	70	22	2	4			
	100.0	97.7	62.0	27.1	8.5	0.8	1.6			
30~99人	320	308	199	83	26	6	6			
	100.0	96.3	62.2	25.9	8.1	1.9	1.9			
5~29人	165	159	102	41	16	2	4			
	100.0	96.4	61.8	24.8	9.7	1.2	2.4			
4人以下	1	1	1	-	-	-	-			
	100.0	100.0	100.0	-	-	-	-			
非正社員の割合別										
8割以上	132	126	79	36	11	2	4			
	100.0	95.5	59.8	27.3	8.3	1.5	3.0			
5割以上8割未満	185	178	113	48	17	3	4			
	100.0	96.2	61.1	25.9	9.2	1.6	2.2			
3割以上5割未満	172	170	115	38	17	1	1			
	100.0	98.8	66.9	22.1	9.9	0.6	0.6			
1割以上3割未満	370	357	246	87	24	2	11			
	100.0	96.5	66.5	23.5	6.5	0.5	3.0			
1割未満	273	268	192	54	22	2	3			
	100.0	98.2	70.3	19.8	8.1	0.7	1.1			
短時間労働者等の雇用理由別(複数回答)										
人を集めやすいため	413	397	246	126	25	2	14			
	100.0	96.1	59.6	30.5	6.1	0.5	3.4			
退職した女性正社員の再雇用のため	173	166	115	41	10	1	6			
	100.0	96.0	66.5	23.7	5.8	0.6	3.5			
定年社員の再雇用のため	627	614	437	131	46	1	12			
	100.0	97.9	69.7	20.9	7.3	0.2	1.9			
簡単な仕事内容のため	680	661	435	178	48	5	14			
	100.0	97.2	64.0	26.2	7.1	0.7	2.1			
人件費が割安なため	781	756	488	205	63	7	18			
	100.0	96.8	62.5	26.2	8.1	0.9	2.3			
1日の忙しい時間帯に対処するため	575	552	347	161	44	4	19			
	100.0	96.0	60.3	28.0	7.7	0.7	3.3			
一定期間の繁忙に対処するため	351	339	252	61	26	3	9			
	100.0	96.6	71.8	17.4	7.4	0.9	2.6			
仕事量が減ったときに雇用調整が容易なため	193	186	133	39	14	4	3			
	100.0	96.4	68.9	20.2	7.3	2.1	1.6			
経験・知識・技術のある人を採用したいため	510	496	361	107	28	2	12			
	100.0	97.3	70.8	21.0	5.5	0.4	2.4			
その他	180	174	108	38	28	3	3			
	100.0	96.7	60.0	21.1	15.6	1.7	1.7			
無回答	24	21	15	5	1	1	2			
	100.0	87.5	62.5	20.8	4.2	4.2	8.3			
第8条等該当パートの有無										
正社員と職務が同じ短時間労働者がいる	289	277	177	74	26	8	4			
	100.0	95.8	61.2	25.6	9.0	2.8	1.4			
いない	979	950	631	243	76	7	22			
	100.0	97.0	64.5	24.8	7.8	0.7	2.2			
無回答	19	18	9	3	6	-	1			
	100.0	94.7	47.4	15.8	31.6	-	5.3			
正社員と職務及び人材活用の仕組み等が同じ(一定期間含む)短時間労働者がいる	50	45	30	13	2	4	1			
	100.0	90.0	60.0	26.0	4.0	8.0	2.0			
いない	214	209	134	54	21	3	2			
	100.0	97.7	62.6	25.2	9.8	1.4	0.9			
無回答	25	23	13	7	3	1	1			
	100.0	92.0	52.0	28.0	12.0	4.0	4.0			
正社員と職務及び人材活用の仕組み等が同じで就業形態契約の短時間労働者(第8条適用者)がいる	19	18	4	3	2	1	-			
	100.0	94.7	21.1	15.8	10.5	5.3	-			
いない	18	17	13	4	-	1	-			
	100.0	94.4	72.2	22.2	-	5.6	-			
無回答	13	10	13	6	-	2	1			
	100.0	76.9	100.0	46.2	-	15.4	7.7			

	(第11表参照)									
	設問Ⅱ-(3)-1で契約更新の定めありと回答した事業所数計	計	契約の更新をする				契約の更新をしない		無回答	
			労働者のケースごとに更新するかどうかを判断する	労働者のいずれからも終了を申し出なければ自動的に更新する	その他のルールにより更新する					
措置転換推進										
実施している	752	729	472	197	60	6	17			
	100.0	96.9	62.8	26.2	8.0	0.8	2.3			
実施していない	735	709	468	180	61	12	14			
	100.0	96.5	63.7	24.5	8.3	1.6	1.9			
無回答	28	24	20	1	3	1	3			
	100.0	85.7	71.4	3.6	10.7	3.6	10.7			
教育訓練										
実施している	1,189	1,153	763	289	101	10	26			
	100.0	97.0	64.2	24.3	8.5	0.8	2.2			
実施していない	196	188	118	55	15	6	2			
	100.0	95.9	60.2	28.1	7.7	3.1	1.0			
無回答	130	121	79	34	8	3	6			
	100.0	93.1	60.8	26.2	6.2	2.3	4.6			
賃の職務による契約形態										
賛成計(賛成+どちらかという賛成)	1,179	1,142	749	306	87	14	23			
	100.0	96.9	63.5	26.0	7.4	1.2	2.0			
反対計(反対+どちらかという反対)	272	264	169	67	28	3	5			
	100.0	97.1	62.1	24.6	10.3	1.1	1.8			
無回答	64	56	42	5	9	2	6			
	100.0	87.5	65.6	7.8	14.1	3.1	9.4			
雇の変更による雇の形態										
実施したものがあった	977	947	641	229	77	9	21			
	100.0	96.9	65.6	23.4	7.9	0.9	2.1			
特に実施したものはない	416	401	244	124	33	8	7			

第14表-1:設問Ⅱ-(3)-2で契約の「更新をする」
場合の実際の更新回数(5択/SA)

		(第13表参照)						
		設問Ⅱ-(3)-2で契約の「更新をする」と回答した事業所数計	1回	2回	3~5回	6~10回	11回以上	無回答(※)
計		1,462 100.0	114 7.8	156 10.7	529 36.2	314 21.5	260 17.8	89 6.1
更新方法	労働者のケースごとに、更新するかどうかを判断する	960 100.0	72 7.5	120 12.5	366 38.1	203 21.1	153 15.9	46 4.8
	労使のいずれからも終了を申し出なければ自動的に更新する	378 100.0	30 7.9	24 6.3	119 31.5	88 23.3	81 21.4	36 9.5
	その他のルールにより更新する	124 100.0	12 9.7	12 9.7	44 35.5	23 18.5	26 21.0	7 5.6
	鉱業、採石業、砂利採取業	14 100.0	5 35.7	2 14.3	4 28.6	3 21.4	-	-
	建設業	50 100.0	10 20.0	6 12.0	20 40.0	8 16.0	4 8.0	2 4.0
製造業	364 100.0	17 4.7	29 8.0	111 30.5	79 21.7	105 28.8	23 6.3	
	電気・ガス・熱供給・水道業	34 100.0	11 32.4	7 20.6	11 32.4	2 5.9	1 2.9	2 5.9
情報通信業	17 100.0	-	2 11.8	11 64.7	4 23.5	-	-	
	運輸業、郵便業	82 100.0	11 13.4	11 13.4	24 29.3	16 19.5	14 17.1	6 7.3
卸売業、小売業	234 100.0	12 5.1	15 6.4	67 28.6	68 29.1	56 23.9	16 6.8	
	金融業、保険業	82 100.0	4 4.9	5 6.1	25 30.5	26 31.7	16 19.5	6 7.3
不動産業、物品賃貸業	7 100.0	1 14.3	-	2 28.6	3 42.9	1 14.3	-	
	学術研究、専門・技術サービス業	37 100.0	1 2.7	5 13.5	15 40.5	6 16.2	7 18.9	3 8.1
宿泊業、飲食サービス業	52 100.0	5 9.6	9 17.3	24 46.2	10 19.2	-	4 7.7	
	生活関連サービス業、娯楽業	41 100.0	2 4.9	-	25 61.0	8 19.5	1 2.4	5 12.2
教育、学習支援業	128 100.0	4 3.1	41 32.0	56 43.8	16 12.5	6 4.7	5 3.9	
	医療、福祉	128 100.0	20 15.6	9 7.0	55 43.0	21 16.4	17 13.3	6 4.7
複合サービス事業(郵便局、協同組合等)	49 100.0	3 6.1	1 2.0	20 40.8	11 22.4	14 28.6	-	
	サービス業(他に分類されないもの)	128 100.0	8 6.3	12 9.4	52 40.6	32 25.0	17 13.3	7 5.5
無回答	15 100.0	-	2 13.3	7 46.7	1 6.7	1 6.7	4 26.7	
	従業員規模別	1,099 100.0	77 7.0	121 11.0	406 36.9	235 21.4	208 18.9	52 4.7
1,000人以上	130 100.0	12 9.2	19 14.6	57 43.8	19 14.6	18 13.8	5 3.8	
	300~999人	249 100.0	17 6.8	26 10.4	84 33.7	58 23.3	59 23.7	5 2.0
100~299人	252 100.0	14 5.6	30 11.9	88 34.9	51 20.2	51 20.2	18 7.1	
	30~99人	308 100.0	21 6.8	30 9.7	116 37.7	71 23.1	55 17.9	15 4.9
5~29人	159 100.0	13 8.2	16 10.1	61 38.4	36 22.6	24 15.1	9 5.7	
	4人以下	1 100.0	-	-	-	-	1 100.0	-
非正社員の割合別	8割以上	126 100.0	5 4.0	18 14.3	41 32.5	35 27.8	24 19.0	3 2.4
	5割以上8割未満	178 100.0	9 5.1	15 8.4	75 42.1	41 23.0	28 15.7	10 5.6
3割以上5割未満	170 100.0	11 6.5	20 11.8	56 32.9	38 22.4	33 19.4	12 7.1	
	1割以上3割未満	357 100.0	27 7.6	38 10.6	136 38.1	78 21.8	65 18.2	13 3.6
1割未満	268 100.0	25 9.3	30 11.2	98 36.6	43 16.0	58 21.6	14 5.2	
	短時間労働者等の雇用理由別(複数回答)	397 100.0	26 6.5	40 10.1	141 35.5	97 24.4	69 17.4	24 6.0
人を集めやすいため	166 100.0	20 12.0	11 6.6	63 38.0	36 21.7	26 15.7	10 6.0	
	退職した女性正社員の再雇用のため	614 100.0	41 6.7	66 10.7	253 41.2	113 18.4	113 18.4	28 4.6
定年社員の再雇用のため	661 100.0	49 7.4	67 10.1	227 34.3	141 21.3	144 21.8	33 5.0	
	簡単な仕事内容のため	756 100.0	51 6.7	72 9.5	273 36.1	164 21.7	160 21.2	36 4.8
人件費が割安なため	552 100.0	37 6.7	57 10.3	199 36.1	133 24.1	96 17.4	30 5.4	
	1日の忙しい時間帯に対処するため	339 100.0	30 8.8	53 15.6	127 37.5	63 18.6	46 13.6	20 5.9
一定期間の繁忙に対処するため	186 100.0	14 7.5	27 14.5	68 36.6	29 15.6	37 19.9	11 5.9	
	仕事量が減ったときに雇用調整が容易なため	496 100.0	41 8.3	66 13.3	199 40.1	99 20.0	68 13.7	23 4.6
経験・知識・技能のある人を採用したいため	174 100.0	14 8.0	19 10.9	63 36.2	31 17.8	36 20.7	11 6.3	
	その他	21 100.0	2 9.5	2 9.5	3 14.3	6 28.6	3 14.3	5 23.8

※未記入の理由として、欄外に記入されていたのは「初めての雇用でまだ更新機会が到来していない」等

第14表-2:設問Ⅱ-(3) 同職種に就いている短時間労働者の勤続年数
(=1回当たりの契約期間の長さ×実際の更新回数)(算出割合を階級化)

		(第13表参照)											
業種別	設問Ⅱ-(3)で契約の更新を希望する回数と回答した事業所数計	1年未満	1年以上3年未満	3年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上	無回答	最大値(ヶ月)	最小値(ヶ月)	中央値(ヶ月)	無回答を除く事業所における同職種・短時間労働者の平均勤続年数(ヶ月)	無回答を除く事業所における同職種・短時間労働者の平均勤続年数(ヶ月)	
		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
計	1,462	35	426	486	286	95	134	240	2	48.0	52.1	4.04	
	100.0	2.4	29.1	33.2	19.6	6.5	9.2						
業種別	鉱業、採石業、砂利採取業	14	1	7	3	3	-	96	8	18.0	38.3	3.02	
	100.0	7.1	50.0	21.4	21.4	-	-						
	建設業	50	2	15	17	8	1	7	132	6	48.0	46.6	3.11
	100.0	4.0	30.0	34.0	16.0	2.0	14.0						
	製造業	364	12	111	103	80	23	35	132	2	48.0	51.2	4.03
	100.0	3.3	30.5	28.3	22.0	6.3	9.6						
	電気・ガス・熱供給・水道業	34	1	18	9	1	1	4	132	5	24.0	32.3	2.08
	100.0	2.9	52.9	26.5	2.9	2.9	11.8						
	情報通信業	17	1	5	8	3	-	-	96	6	48.0	45.5	3.10
	100.0	5.9	29.4	47.1	17.6	-	-						
	運輸業、郵便業	82	-	38	24	9	4	7	132	12	33.0	42.9	3.07
	100.0	-	46.3	29.3	11.0	4.9	8.5						
	卸売業、小売業	234	7	53	65	67	21	21	132	3	48.0	59.1	4.11
	100.0	3.0	22.6	27.8	28.6	9.0	9.0						
	金融業、保険業	82	1	12	32	21	10	6	132	6	48.0	65.0	5.05
	100.0	1.2	14.6	39.0	25.6	12.2	7.3						
	不動産業、物品賃貸業	7	-	4	1	1	-	1	96	12	32.0	40.7	3.05
	100.0	-	57.1	14.3	14.3	-	14.3						
	学術研究、専門・技術サービス業	37	-	9	13	7	4	4	144	12	48.0	58.3	4.10
	100.0	-	24.3	35.1	18.9	10.8	10.8						
宿泊業、飲食サービス業	52	4	20	17	4	-	7	96	2	24.0	35.7	3.00	
100.0	7.7	38.5	32.7	7.7	-	13.5							
生活関連サービス業、娯楽業	41	-	17	11	6	1	6	240	12	48.0	45.7	3.10	
100.0	-	41.5	26.8	14.6	2.4	14.6							
教育、学習支援業	128	-	43	52	18	6	9	240	12	48.0	50.3	4.02	
100.0	-	33.6	40.6	14.1	4.7	7.0							
医療、福祉	128	2	31	52	23	10	10	132	3	48.0	53.8	4.06	
100.0	1.6	24.2	40.6	18.0	7.8	7.8							
複合サービス事業(郵便局、協同組合等)	49	-	9	19	14	6	1	132	12	48.0	64.5	5.05	
100.0	-	18.4	38.8	28.6	12.2	2.0							
サービス業(他に分類されないもの)	128	4	30	54	21	7	12	132	6	48.0	51.8	4.04	
100.0	3.1	23.4	42.2	16.4	5.5	9.4							
無回答	15	-	4	6	-	1	4	132	12	48.0	44.7	3.09	
100.0	-	26.7	40.0	-	6.7	26.7							
従業員規模別	短時間労働者を雇用しており、正社員、短時間労働者、その他労働者の数値記入欄すべてに回答のあった事業所数計	1,099	29	315	375	220	76	84	240	2	48.0	52.6	4.05
	100.0	2.6	28.7	34.1	20.0	6.9	7.6						
	1,000人以上	130	2	41	49	19	8	11	132	6	48.0	49.4	4.01
	100.0	1.5	31.5	37.7	14.6	6.2	8.5						
	300~999人	249	5	66	94	52	23	9	240	2	48.0	55.7	4.08
	100.0	2.0	26.5	37.8	20.9	9.2	3.6						
	100~299人	252	6	74	80	58	10	24	132	3	48.0	50.6	4.03
	100.0	2.4	29.4	31.7	23.0	4.0	9.5						
	30~99人	308	7	94	102	57	21	27	132	2	48.0	51.8	4.04
	100.0	2.3	30.5	33.1	18.5	6.8	8.8						
5~29人	159	9	40	50	34	13	13	144	3	48.0	54.4	4.06	
100.0	5.7	25.2	31.4	21.4	8.2	8.2							
4人以下	1	-	-	-	-	1	-	132	132	132.0	132.0	11.00	
100.0	-	-	-	-	-	100.0							
非正社員の割合別	8割以上	126	3	46	34	32	8	3	132	6	48.0	51.3	4.03
	100.0	2.4	36.5	27.0	25.4	6.3	2.4						
	5割以上8割未満	178	4	42	73	33	13	13	132	2	48.0	54.9	4.07
	100.0	2.2	23.6	41.0	18.5	7.3	7.3						
	3割以上5割未満	170	3	46	56	33	15	17	144	2	48.0	54.6	4.07
	100.0	1.8	27.1	32.9	19.4	8.8	10.0						
	1割以上3割未満	357	9	102	124	77	20	25	240	4	48.0	52.2	4.04
100.0	2.5	28.6	34.7	21.6	5.6	7.0							
1割未満	268	10	79	88	45	20	26	132	3	48.0	51.1	4.03	
100.0	3.7	29.5	32.8	16.8	7.5	9.7							
短時間労働者等の雇用理由別(複数回答)	人を集めやすいため	397	12	108	134	83	23	37	240	2	48.0	52.4	4.04
	100.0	3.0	27.2	33.8	20.9	5.8	9.3						
	退職した女性正社員の再雇用のため	166	4	37	65	36	9	15	240	6	48.0	54.6	4.07
	100.0	2.4	22.3	39.2	21.7	5.4	9.0						
	定年社員の再雇用のため	614	14	177	236	105	38	44	240	2	48.0	50.8	4.03
	100.0	2.3	28.8	38.4	17.1	6.2	7.2						
	簡単な仕事内容のため	661	20	196	199	140	49	57	144	2	48.0	52.8	4.05
	100.0	3.0	29.7	30.1	21.2	7.4	8.6						
	人件費が割安なため	756	20	213	250	160	55	58	240	2	48.0	53.4	4.05
	100.0	2.6	28.2	33.1	21.2	7.3	7.7						
	1日の忙しい時間帯に対処するため	552	11	163	184	105	44	45	240	2	48.0	53.5	4.06
	100.0	2.0	29.5	33.3	19.0	8.0	8.2						
	一定期間の繁忙に対処するため	339	12	117	111	50	18	31	240	2	48.0	47.0	3.11
	100.0	3.5	34.5	32.7	14.7	5.3	9.1						
	仕事量が減ったときに雇用調整が容易なため	186	9	59	57	32	9	20	132	2	48.0	47.0	3.11
100.0	4.8	31.7	30.6	17.2	4.8	10.8							
経験・知識・技術のある人を採用したいため	496	9	148	185	82	33	39	240	3	48.0	51.1	4.03	
100.0	1.8	29.8	37.3	16.5	6.7	7.9							
その他	174	1	48	62	32	15	16	132	6	48.0	54.5	4.06	
100.0	0.6	27.6	35.6	18.4	8.6	9.2							
無回答	21	-	4	4	6	-	7	96	12	48.0	53.6	4.06	
100.0	-	19.0	19.0	28.6	-	-	33.3						

第15-2表:設問Ⅱ-(4) 正社員と職務がほとんど同じ短時間労働者が「いる」場合に
該当する短時間労働者数(数値記入を階級化)

		(第15表-1参照)															
業種別	設問Ⅱ-(4)で 正社員と職務が ほとんど同じ 短時間労働者が 「いる」と回答した 事業所数計	1~4人	5~9人	10~29人	30~49人	50~99人	100~149人	150~299人	300~499人	無回答	最大値 (人)	最小値 (人)	中央値 (人)	無回答を除く事 業所における 正社員と職務 がほとんど同じ 短時間労働者 の算出数 (人)	無回答を除く事 業所における平 均・正社員と職務 がほとんど同じ 短時間労働者数 (人)		
		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
計		361	146	36	28	9	8	-	2	1	131	375	1	3	2,647	11.5	
業種別		100.0	40.4	10.0	7.8	2.5	2.2	-	0.6	0.3	36.3						
	鉱業、採石業、砂利採取業	3	3	-	-	-	-	-	-	-	4	1	2	7	2.3		
	建設業	11	6	1	-	-	-	-	-	4	7	1	2	19	2.7		
	製造業	92	42	8	6	1	1	-	-	34	97	1	2	336	5.8		
	電気・ガス・熱供給・水道業	2	-	1	-	-	-	-	-	1	5	5	5	5	5.0		
	情報通信業	4	2	-	-	-	-	-	-	2	2	1	2	3	1.5		
	運輸業、郵便業	24	5	3	6	1	3	-	-	6	96	1	10	377	20.9		
	卸売業、小売業	59	27	7	4	2	1	-	1	16	375	1	2	863	20.1		
	金融業、保険業	17	10	1	-	1	-	-	-	5	36	1	1	55	4.6		
	不動産業、物品賃貸業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	学術研究、専門・技術サービス業	9	5	1	-	-	-	-	-	3	5	1	2	13	2.2		
	宿泊業、飲食サービス業	13	3	1	2	-	-	-	-	7	23	1	4	46	7.7		
	生活関連サービス業、娯楽業	8	1	1	2	1	-	-	-	3	30	4	10	77	15.4		
	教育、学習支援業	12	2	-	1	-	1	-	1	7	266	1	21	341	68.2		
	医療、福祉	61	22	5	7	2	1	-	-	24	62	1	3	323	8.7		
	複合サービス事業(郵便局、 協同組合等)	10	2	1	-	-	-	-	-	7	8	3	4	15	5.0		
	サービス業(他に分類されないもの)	35	15	6	-	1	1	-	-	12	64	1	3	166	7.2		
	無回答	1	1	-	-	-	-	-	-	-	1	1	1	1	1.0		
従業員規模別		100.0	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	短時間労働者を雇用しており、正社員、 短時間労働者、その他労働者の数値記入 欄すべてに回答のあった事業所数計	242	92	24	19	6	7	-	1	1	92	375	1	3	1,937	12.9	
	1,000人以上	20	4	4	4	1	2	-	1	1	3	375	1	10	882	51.9	
	300~999人	44	14	2	4	3	2	-	-	19	96	1	4	354	14.2		
	100~299人	76	27	9	9	2	2	-	-	27	64	1	3	484	9.9		
	30~99人	65	27	6	2	-	1	-	-	29	51	1	2	167	4.6		
	5~29人	37	20	3	-	-	-	-	-	14	9	1	1	50	2.2		
	4人以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
非正社員の割合別		100.0	34.8	17.4	8.7	4.3	-	4.3	-	30.4							
	8割以上	23	8	4	2	1	-	1	-	7	223	1	4	338	21.1		
	5割以上8割未満	32	8	2	3	2	2	-	1	14	375	1	7	629	34.9		
	3割以上5割未満	40	9	7	4	-	-	-	-	20	28	1	7	144	7.2		
	1割以上3割未満	83	32	6	7	2	4	-	-	32	96	1	3	565	11.1		
	1割未満	64	35	5	3	1	1	-	-	19	97	1	2	261	5.8		
短時間労働者等の雇用理由別(複数回答)		100.0	54.7	7.8	4.7	1.6	1.6	-	-	29.7							
	人を集めやすいため	78	27	9	8	1	1	-	1	31	375	1	3	705	15.0		
	退職した女性正社員の再雇用のため	64	30	5	6	2	1	-	-	20	51	1	2	291	6.6		
	定年社員の再雇用のため	153	62	11	17	3	5	-	2	53	266	1	3	1,356	13.6		
	簡単な仕事内容のため	100	45	11	10	1	1	-	-	32	51	1	3	380	5.6		
	人件費が割安なため	158	67	17	15	5	1	-	1	52	223	1	3	921	8.7		
	1日の忙しい時間帯に対処するため	139	45	15	13	7	3	-	-	55	375	1	3	1,195	14.2		
	一定期間の繁忙に対処するため	65	31	6	6	2	1	-	2	16	375	1	3	1,179	24.1		
	仕事量が減ったときに雇用調整が 容易なため	51	19	5	3	4	1	-	-	19	51	1	3	290	9.1		
	経験・知識・技能のある人を 採用したいため	125	56	12	12	4	4	-	1	36	266	1	2	1,005	11.3		
	その他	57	27	8	3	-	2	-	-	17	96	1	2	313	7.8		
	無回答	12	1	1	-	-	-	-	-	10	6	4	5	10	5.0		

第16表: II - (5) - 1 正社員と職務がほとんど同じ短時間労働者に対する処遇状況

①基本賃金、役職手当、賞与、退職金の支払い方法(基本賃金のみ3択/SA、ほか4択/SA)

		(第15表-1参照)							
業種別	項目(4)で正社員と職務がほとんど同じ短時間労働者が回答した事業回数の計	支払っている					無回答(※)		
		計	正社員と同様の算定方法(制度・基準)に基づいて支払っている	正社員とは異なる算定方法(制度・基準)に基づいて支払っている	正社員とは異なる算定方法(制度・基準)に基づいて支払っている	支払っていない			
計	基本賃金	361	319	33	63	223	-	42	
	役職手当	1000	884	9.1	17.5	61.8	-	11.6	
	賞与	361	63	18	18	27	209	89	
	退職金	1000	17.5	5.0	5.0	7.5	57.9	24.7	
	賞与	361	206	20	38	148	102	53	
	退職金	1000	57.1	5.5	10.5	41.0	28.3	14.7	
	退職金	361	56	9	12	35	222	83	
	退職金	1000	15.5	2.5	3.3	9.7	61.5	23.0	
業種別	砂利採取業、採石業、採砂業、採石業、採砂業	基本賃金	3	3	-	-	3	-	-
	役職手当	1000	1000	-	-	1000	-	-	
	賞与	3	-	-	-	-	3	-	
	退職金	1000	-	-	-	-	1000	-	
	退職金	3	-	-	-	-	3	-	
業種別	建設業	基本賃金	11	11	2	1	8	-	-
	役職手当	1000	1000	18.2	9.1	72.7	-	-	
	賞与	11	-	-	-	-	9	2	
	退職金	1000	-	-	-	-	81.8	18.2	
	退職金	11	3	1	-	2	7	1	
業種別	製造業	基本賃金	92	83	11	22	50	-	9
	役職手当	1000	90.2	12.0	23.9	54.3	-	9.8	
	賞与	92	16	6	6	4	53	23	
	退職金	1000	17.4	6.5	6.5	4.3	57.6	25.0	
	退職金	92	62	10	12	40	20	10	
業種別	熱電気・ガス・水道業	基本賃金	2	2	-	-	2	-	-
	役職手当	1000	1000	-	-	1000	-	-	
	賞与	2	2	-	-	2	-	-	
	退職金	1000	1000	-	-	1000	-	-	
	退職金	2	-	-	-	-	2	-	
業種別	情報通信業	基本賃金	4	3	-	-	3	-	1
	役職手当	1000	75.0	-	-	75.0	-	25.0	
	賞与	4	-	-	-	-	3	1	
	退職金	1000	-	-	-	-	75.0	25.0	
	退職金	4	2	-	-	2	2	-	
業種別	運輸業・郵便業	基本賃金	24	19	-	3	16	-	5
	役職手当	1000	79.2	-	12.5	66.7	-	20.8	
	賞与	24	2	-	-	2	14	8	
	退職金	1000	8.3	-	-	8.3	58.3	33.3	
	退職金	24	8	-	1	7	11	5	
業種別	卸売業・小売業	基本賃金	59	54	5	9	40	-	5
	役職手当	1000	91.5	8.5	15.3	67.8	-	8.5	
	賞与	59	19	2	3	14	25	15	
	退職金	1000	32.2	3.4	5.1	23.7	42.4	25.4	
	退職金	59	42	3	10	29	5	12	
業種別	金融業・保険業	基本賃金	17	14	1	1	12	-	3
	役職手当	1000	82.4	5.9	5.9	70.6	-	17.6	
	賞与	17	2	1	-	1	11	4	
	退職金	1000	11.8	5.9	-	5.9	64.7	23.5	
	退職金	17	7	1	-	6	7	3	
業種別	不動産業・物品賃貸業	基本賃金	17	14	1	1	12	-	3
	役職手当	1000	82.4	5.9	5.9	70.6	-	17.6	
	賞与	17	2	1	-	1	11	4	
	退職金	1000	11.8	5.9	-	5.9	64.7	23.5	
	退職金	17	7	1	-	6	7	3	
業種別	芸術・文芸・娯楽業	基本賃金	9	7	1	2	4	-	2
	役職手当	1000	77.8	11.1	22.2	44.4	-	22.2	
	賞与	9	1	1	-	-	5	3	
	退職金	1000	11.1	11.1	-	-	55.6	33.3	
	退職金	9	6	1	2	3	1	2	
業種別	宿泊業・飲食サービス業	基本賃金	13	9	1	3	5	-	4
	役職手当	1000	69.2	7.7	23.1	38.5	-	30.8	
	賞与	13	1	-	-	-	8	4	
	退職金	1000	7.7	-	7.7	-	61.5	30.8	
	退職金	13	1	-	-	-	7	5	
業種別	生活関連サービス業・娯楽業	基本賃金	8	5	3	1	1	-	3
	役職手当	1000	62.5	37.5	12.5	12.5	-	37.5	
	賞与	8	1	1	-	-	5	2	
	退職金	1000	12.5	12.5	-	-	62.5	25.0	
	退職金	8	6	-	2	4	2	-	
業種別	教育・学習支援業	基本賃金	12	11	-	-	11	-	1
	役職手当	1000	91.7	-	-	91.7	-	8.3	
	賞与	12	-	-	-	-	9	3	
	退職金	1000	-	-	-	-	75.0	25.0	
	退職金	12	2	-	-	2	9	1	

業種別	項目(4)で正社員と職務がほとんど同じ短時間労働者が回答した事業回数の計	支払っている					無回答(※)				
		計	正社員と同様の算定方法(制度・基準)に基づいて支払っている	正社員とは異なる算定方法(制度・基準)に基づいて支払っている	正社員とは異なる算定方法(制度・基準)に基づいて支払っている	支払っていない					
業種別	医療・福祉	基本賃金	61	57	5	11	41	-	4		
	役職手当	1000	93.4	8.2	18.0	67.2	-	6.6			
	賞与	61	9	6	3	-	39	13			
	退職金	1000	14.8	9.8	4.9	-	63.9	21.3			
	賞与	61	41	3	6	32	13	7			
	退職金	1000	67.2	4.9	9.8	52.5	21.3	11.5			
	賞与	61	8	4	2	2	42	11			
	退職金	1000	13.1	6.6	3.3	3.3	68.9	18.0			
	業種別	複合サービス事業(郵便局・協同組合等)	基本賃金	10	10	-	1	9	-	-	
		役職手当	1000	1000	-	-	1000	90.0	-	-	
賞与		10	3	-	-	3	6	1			
退職金		1000	300	-	-	300	60.0	10.0			
賞与		10	10	-	1	9	-	-			
退職金		1000	1000	-	-	1000	90.0	-			
賞与		10	4	-	-	4	5	1			
退職金		1000	400	-	-	400	50.0	10.0			
業種別		サレシエ業(他に分類されないもの)	基本賃金	35	31	4	9	18	-	4	
		役職手当	1000	88.6	11.4	25.7	51.4	-	11.4		
	賞与	35	9	1	5	3	16	10			
	退職金	1000	25.7	2.9	14.3	8.6	45.7	28.6			
	賞与	35	14	1	4	9	14	7			
	退職金	1000	40.0	2.9	11.4	25.7	40.0	20.0			
	賞与	35	2	1	-	1	24	9			
	退職金	1000	5.7	2.9	-	2.9	68.6	25.7			
	業種別	無回答	基本賃金	1	-	-	-	-	-	1	
		役職手当	1000	-	-	-	-	-	100.0	-	
賞与		1	-	-	-	-	1	-			
退職金		1000	-	-	-	-	-	100.0	-		
業種別		従業員規模別	1000人以上	基本賃金	20	19	2	4	13	-	1
		役職手当	1000	95.0	10.0	20.0	65.0	-	5.0		
		賞与	20	5	1	3	1	12	3		
		退職金	1000	25.0	5.0	15.0	5.0	60.0	15.0		
		賞与	20	17	2	6	9	2	1		
		退職金	1000	85.0	10.0	30.0	45.0	10.0	5.0		
	賞与	20	6	1	2	3	10	4			
	退職金	1000	30.0	5.0	10.0	15.0	50.0	20.0			
	300人以下	基本賃金	44	39	3	4	32	-	5		
	役職手当	1000	88.6	6.8	9.1	72.7	-	11.4			
賞与	44	5	2	2	1	34	5				
退職金	1000	11.4	4.5	4.5	2.3	77.3	11.4				
賞与	44	28	3	6	19	14	2				
退職金	1000	63.6	6.8	13.6	43.2	31.8	4.5				
賞与	44	2	-	2	-	34	8				
退職金	1000	4.5	-	4.5	-	77.3	18.2				
100人以下	基本賃金	76	68	9	11	48	-	8			
役職手当	1000	89.5	11.8	14.5	63.2	-	10.5				
賞与	76	16	8	3	5	40	20				
退職金	1000	21.1	10.5	3.9	6.6	52.6	26.3				
賞与	76	46	7	7	32	18	12				
退職金	1000	60.5	9.2	9.2	42.1	23.7	15.8				
賞与	76	15	4	3	8	45	16				
退職金	1000	19.7	5.3	3.9	10.5	59.2	21.1				
30人以下	基本賃金	65	59	3	15	41	-	6			
役職手当	1000	90.8	4.6	23.1	63.1	-	9.2				
賞与	65	10	1	4	5	39	16				
退職金	1000	15.4	1.5	6.2	7.7	60.0	24.6				
賞与	65	34	2	7	25	23	8				
退職金	1000	52.3	3.1	10.8	38.5	35.4	12.3				
賞与	65	10	1	3	6	41	14				
退職金	1000	15.4	1.5	4.8	9.2	63.1	21.5				
5人以下	基本賃金	37	33	2	6	25	-	4			
役職手当	1000	89.2	5.4	16.2	67.6	-	10.8				
賞与	37	3	-	2	1	24	10				
退職金	1000	8.1	-	5.4	2.7	64.8	27.0				
賞与	37	11	-	1	10	17	9				
退職金	1000	29.7	-	2.7	27.0	45.9	24.3				
賞与	37	2	-	2	2	23	12				
退職金	1000	5.4	-	-	5.4	62.2	32.4				
4人以下	基本賃金	-	-	-	-	-	-	-			
役職手当	-	-	-	-	-	-	-	-			
賞与	-	-	-	-	-	-	-	-			
退職金	-	-	-	-	-	-	-	-			

	非正規社員との割合	期間別(4)で 正社員と職 別労働者の 区分が 異なる 期間 労働者の 区分が 異なる 期間 労働者の 区分が 異なる 期間	支払っている					支払って いない	無回答 (※)
			計	正社員と 同様の 方法 (制度・基準) に基づいて 支払っている	正社員と 同様の 方法 (制度・基準) に基づいて 支払っている	正社員と 同様の 方法 (制度・基準) に基づいて 支払っている	正社員と 同様の 方法 (制度・基準) に基づいて 支払っている		
8割以上	基本賃金	23	20	1	2	17	-	3	
	100.0	87.0	4.3	8.7	73.9	-	13.0		
	役職手当	23	11	-	3	8	7	5	
	100.0	47.8	-	13.0	34.8	30.4	21.7		
	賞与	23	16	-	5	11	2	5	
	100.0	69.6	-	21.7	47.8	8.7	21.7		
	退職金	23	5	-	2	3	10	8	
	100.0	21.7	-	8.7	13.0	43.5	34.8		
	5割以上 8割未満	基本賃金	32	28	1	3	24	-	4
		100.0	87.5	3.1	9.4	75.0	-	12.5	
		役職手当	32	3	-	1	2	21	8
		100.0	9.4	-	3.1	6.3	65.6	25.0	
賞与	32	14	-	1	13	13	5		
100.0	43.8	-	3.1	40.6	40.6	15.6			
退職金	32	2	-	-	2	23	7		
100.0	6.3	-	-	6.3	71.9	21.9			
3割以上 5割未満	基本賃金	40	36	2	6	28	-	4	
	100.0	90.0	5.0	15.0	70.0	-	10.0		
	役職手当	40	5	3	1	1	27	8	
	100.0	12.5	7.5	2.5	2.5	67.5	20.0		
賞与	40	20	1	2	17	14	6		
100.0	50.0	2.5	5.0	42.5	35.0	15.0			
退職金	40	5	1	1	3	28	7		
100.0	12.5	2.5	2.5	7.5	70.0	17.5			
1割以上 3割未満	基本賃金	83	77	5	18	54	-	6	
	100.0	92.8	6.0	21.7	65.1	-	7.2		
	役職手当	83	10	3	6	1	54	19	
	100.0	12.0	3.6	7.2	1.2	65.1	22.9		
賞与	83	46	6	10	30	26	11		
100.0	55.4	7.2	12.0	36.1	31.3	13.3			
退職金	83	12	3	3	6	53	18		
100.0	14.5	3.6	3.6	7.2	63.9	21.7			
1割未満	基本賃金	64	57	10	11	36	-	7	
	100.0	89.1	15.6	17.2	56.3	-	10.9		
	役職手当	64	10	6	3	1	40	14	
	100.0	15.6	9.4	4.7	1.6	62.5	21.9		
賞与	64	40	7	9	24	19	5		
100.0	62.5	10.9	14.1	37.5	29.7	7.8			
退職金	64	11	2	4	5	39	14		
100.0	17.2	3.1	6.3	7.8	60.9	21.9			
人々を集める やすいため	基本賃金	78	70	8	12	50	-	8	
	100.0	89.7	10.3	15.4	64.1	-	10.3		
	役職手当	78	19	8	6	5	43	16	
	100.0	24.4	10.3	7.7	6.4	55.1	20.5		
	賞与	78	44	3	9	32	23	11	
	100.0	56.4	3.8	11.5	41.0	29.5	14.1		
	退職金	78	15	2	2	11	47	16	
	100.0	19.2	2.6	2.6	14.1	60.3	20.5		
	再雇用した 女性正社員 のため	基本賃金	64	62	5	11	46	-	2
		100.0	96.9	7.8	17.2	71.9	-	3.1	
		役職手当	64	9	2	2	5	46	9
		100.0	14.1	3.1	3.1	7.8	71.9	14.1	
賞与	64	42	1	6	35	19	3		
100.0	65.6	1.6	9.4	54.7	29.7	4.7			
退職金	64	12	-	2	10	43	9		
100.0	18.8	-	3.1	15.6	67.2	14.1			
再雇用した 女性正社員 のため	基本賃金	153	143	19	28	96	-	10	
	100.0	93.5	12.4	18.3	62.7	-	6.5		
	役職手当	153	24	7	6	11	97	32	
	100.0	15.7	4.6	3.9	7.2	63.4	20.9		
賞与	153	90	12	15	63	49	14		
100.0	58.8	7.8	9.8	41.2	32.0	9.2			
退職金	153	27	4	7	16	100	26		
100.0	17.6	2.6	4.6	10.5	65.4	17.0			
簡単な仕事 内容のため	基本賃金	100	90	6	20	64	-	10	
	100.0	90.0	6.0	20.0	64.0	-	10.0		
	役職手当	100	20	3	5	12	53	27	
	100.0	20.0	3.0	5.0	12.0	53.0	27.0		
賞与	100	62	3	12	47	28	10		
100.0	62.0	3.0	12.0	47.0	28.0	10.0			
退職金	100	20	-	3	17	54	26		
100.0	20.0	-	3.0	17.0	54.0	26.0			
人件費が割 安いため	基本賃金	158	137	6	25	106	-	21	
	100.0	86.7	3.8	15.8	67.1	-	13.3		
	役職手当	158	30	8	7	15	92	36	
	100.0	19.0	5.1	4.4	9.5	58.2	22.8		
賞与	158	89	6	15	68	51	18		
100.0	56.3	3.8	9.5	43.0	32.3	11.4			
退職金	158	24	2	6	16	99	35		
100.0	15.2	1.3	3.8	10.1	62.7	22.2			
1日始まる 忙し なため	基本賃金	139	122	13	19	90	-	17	
	100.0	87.8	9.4	13.7	64.7	-	12.2		
	役職手当	139	25	6	5	14	87	27	
	100.0	18.0	4.3	3.6	10.1	62.6	19.4		
賞与	139	82	6	14	62	40	17		
100.0	59.0	4.3	10.1	44.6	28.8	12.2			
退職金	139	20	3	2	15	90	29		
100.0	14.4	2.2	1.4	10.8	64.7	20.9			
1日始まる 忙し なため	基本賃金	65	59	5	11	43	-	6	
	100.0	90.8	7.7	16.9	66.2	-	9.2		
	役職手当	65	15	2	5	8	39	11	
	100.0	23.1	3.1	7.7	12.3	60.0	16.9		
賞与	65	33	1	7	25	24	8		
100.0	50.8	1.5	10.8	38.5	36.9	12.3			
退職金	65	5	-	1	4	44	16		
100.0	7.7	-	1.5	6.2	67.7	24.6			
雇用手数 削減が 進む ため	基本賃金	51	45	2	11	32	-	6	
	100.0	88.2	3.9	21.6	62.7	-	11.8		
	役職手当	51	12	2	6	4	25	14	
	100.0	23.5	3.9	11.8	7.8	49.0	27.5		
賞与	51	21	2	5	14	19	11		
100.0	41.2	3.9	9.8	27.5	37.3	21.6			
退職金	51	7	-	3	4	30	14		
100.0	13.7	-	5.9	7.8	58.8	27.5			
高齢者、知識 ・技能 のため	基本賃金	125	116	12	29	75	-	9	
	100.0	92.8	9.6	23.2	60.0	-	7.2		
	役職手当	125	20	5	8	7	73	32	
	100.0	16.0	4.0	6.4	5.6	58.4	25.6		
賞与	125	69	7	16	46	41	15		
100.0	55.2	5.6	12.8	36.8	32.8	12.0			
退職金	125	21	4	4	13	74	30		
100.0	16.8	3.2	3.2	10.4	59.2	24.0			

	期間別(4)で 正社員と職 別労働者の 区分が 異なる 期間 労働者の 区分が 異なる 期間	支払っている					支払って いない	無回答 (※)	
		計	正社員と 同様の 方法 (制度・基準) に基づいて 支払っている	正社員と 同様の 方法 (制度・基準) に基づいて 支払っている	正社員と 同様の 方法 (制度・基準) に基づいて 支払っている	正社員と 同様の 方法 (制度・基準) に基づいて 支払っている			
その他	基本賃金	57	52	7	11	34	-	5	
	100.0	91.2	12.3	19.3	59.6	-	8.8		
	役職手当	57	9	4	4	1	36	12	
	100.0	15.8	7.0	7.0	1.8	63.2	21.1		
	賞与	57	36	6	8	22	14	7	
	100.0	63.2	10.5	14.0	38.6	24.6	12.3		
	退職金	57	12	5	2	5	34	11	
	100.0	21.1	8.8	3.5	8.8	59.6	19.3		
	無回答	基本賃金	12	6	-	1	5	-	6
		100.0	50.0	-	8.3	41.7	-	50.0	
		役職手当	12	1	-	-	1	4	7
		100.0	8.3	-	-	8.3	33.3	58.2	
賞与	12	4	-	1	3	1	7		
100.0	33.3	-	-	8.3	25.0	8.3	58.2		
退職金	12	1	-	-	1	4	7		
100.0	8.3	-	-	8.3	33.3	58.2			
部門別	基本賃金	61	55	6	12	37	-	6	
	100.0	90.2	9.8	19.7	60.7	-	9.8		
	役職手当	61	9	7	2	-	37	15	
	100.0	14.8	11.5	3.3	-	-	60.7	24.6	
	賞与	61	35	3	5	27	18	8	
	100.0	57.4	4.9	8.2	44.3	29.5	13.1		
	退職金	61	7	4	1	2	41	13	
	100.0	11.5	6.6	1.6	3.3	67.2	21.3		
	管理	基本賃金	5	5	-	2	3	-	-
		100.0	100.0	-	40.0	60.0	-	-	
		役職手当	5	3	1	-	2	1	1
		100.0	60.0	20.0	-	40.0	20.0	20.0	
賞与	5	5	1	-	4	-	-		
100.0	100.0	20.0	-	80.0	-	-			
退職金	5	2	-	-	2	2	1		
100.0	40.0	-	-	40.0	40.0	20.0			
事務	基本賃金	79	73	8	13	52	-	6	
	100.0	92.4	10.1	16.5	65.8	-	7.6		
	役職手当	79	12	3	4	5	50	17	
	100.0	15.2	3.8	5.1	6.3	63.3	21.5		
賞与	79	46	4	10	32	25	8		
100.0	58.2	5.1	12.7	40.5	31.6	10.1			
退職金	79	20	3	3	14	41	18		
100.0	25.3	3.8	3.8	17.7	51.9	22.8			
販売	基本賃金	38	35	4	3	28	-	3	
	100.0	92.1	10.5	7.9	73.7	-	7.9		
	役職手当	38	16	2	2	12	15	7	
	100.0	42.1	5.3	5.3	31.6	39.5	18.4		
賞与	38	30	2	4	24	1	7		
100.0	78.9	5.3	10.5	63.2	2.6	18.4			
退職金	38	8	-	1	7	20	10		
100.0	21.1	-	2.6	18.4	52.6	26.3			
サ ー ビ ス	基本賃金	40	33	4	7				

			期間Ⅱ-(4)で 正社員と職 員が 短期 労働者 である こと を 認め た と 見 做 ら れ た 事 業 年 度 の 計					支払っている				支払って いない	無回答 (※)
			計	正社員と 同様の 算定方法 (制度・ 基準)に 基づいて 支払って いる	正社員と 同様の 算定方法 (制度・ 基準)に 基づいて 支払って いる	正社員と 同様の 算定方法 (制度・ 基準)に 基づいて 支払って いる	正社員と 同様の 算定方法 (制度・ 基準)に 基づいて 支払って いる						
もっとも人数が多い短時間労働者の期間の定め	期間の定めあり	基本賃金	289	257	23	47	187	-	-	32			
		1000	889	8.0	16.3	64.7	-	-	11.1				
		役職手当	289	45	11	12	22	177	67				
		1000	15.6	3.8	4.2	7.6	61.2	232					
	賞与	289	165	12	31	122	87	37					
	1000	57.1	4.2	10.7	42.2	30.1	128						
	退職金	289	42	4	8	30	185	62					
	1000	14.5	1.4	2.8	10.4	64.0	21.5						
	期間の定めなし	基本賃金	66	60	10	16	34	-	6				
		1000	90.9	15.2	24.2	51.5	-	9.1					
		役職手当	66	17	7	6	4	31	18				
		1000	25.8	10.6	9.1	6.1	47.0	27.3					
賞与	66	39	8	7	24	15	12						
1000	59.1	12.1	10.6	36.4	22.7	18.2							
退職金	66	14	5	4	5	35	17						
1000	21.2	7.6	6.1	7.6	53.0	25.8							
無回答	基本賃金	6	2	-	-	2	-	4					
	1000	33.3	-	-	-	33.3	-	66.7					
	役職手当	6	1	-	-	1	1	4					
	1000	16.7	-	-	-	16.7	16.7	66.7					
賞与	6	2	-	-	2	-	4						
1000	33.3	-	-	-	33.3	-	66.7						
退職金	6	1	-	-	1	1	4						
1000	16.7	-	-	-	16.7	16.7	66.7						
正社員転換推進措置	実施している	基本賃金	182	163	13	42	108	-	19				
		1000	89.6	7.1	23.1	59.3	-	10.4					
		役職手当	182	41	9	12	20	102	39				
		1000	22.5	4.9	6.6	11.0	56.0	21.4					
	賞与	182	117	7	24	86	40	25					
	1000	64.3	3.8	13.2	47.3	22.0	13.7						
	退職金	182	31	4	8	19	111	40					
	1000	17.0	2.2	4.4	10.4	61.0	22.0						
	実施していない	基本賃金	166	147	17	18	112	-	19				
		1000	88.6	10.2	10.8	67.5	-	11.4					
		役職手当	166	19	7	5	7	103	44				
		1000	11.4	4.2	3.0	4.2	62.0	26.5					
賞与	166	82	10	10	62	59	25						
1000	49.4	6.0	6.0	37.3	35.5	15.1							
退職金	166	21	3	2	16	106	39						
1000	12.7	1.8	1.2	9.6	63.9	23.5							
無回答	基本賃金	13	9	3	3	3	-	4					
	1000	69.2	23.1	23.1	23.1	-	30.8						
	役職手当	13	3	2	1	-	4	6					
	1000	23.1	15.4	7.7	-	-	30.8	46.2					
賞与	13	7	3	4	-	3	3						
1000	53.8	23.1	30.8	-	-	23.1	23.1						
退職金	13	4	2	2	-	5	4						
1000	30.8	15.4	15.4	-	-	38.5	30.8						
教育訓練	実施している	基本賃金	279	255	26	52	177	-	24				
		1000	91.4	9.3	18.6	63.4	-	8.6					
		役職手当	279	54	15	15	24	163	62				
		1000	19.4	5.4	5.4	8.6	58.4	22.2					
	賞与	279	165	17	27	121	79	35					
	1000	59.1	6.1	9.7	43.4	28.3	12.5						
	退職金	279	44	8	9	27	176	59					
	1000	15.8	2.9	3.2	9.7	63.1	21.1						
	実施していない	基本賃金	46	36	3	6	27	-	10				
		1000	78.3	6.5	13.0	58.7	-	21.7					
		役職手当	46	7	2	3	2	27	12				
		1000	15.2	4.3	6.5	4.3	58.7	26.1					
賞与	46	25	2	6	17	14	7						
1000	54.3	4.3	13.0	37.0	30.4	15.2							
退職金	46	6	-	2	3	28	13						
1000	13.0	-	-	6.5	66.9	26.1							
無回答	基本賃金	36	28	4	5	19	-	8					
	1000	77.8	11.1	13.9	52.8	-	22.2						
	役職手当	36	2	1	-	1	19	15					
	1000	5.6	2.8	-	2.8	52.8	41.7						
賞与	36	16	1	5	10	9	11						
1000	44.4	2.8	13.9	27.8	25.0	30.6							
退職金	36	6	1	-	5	18	12						
1000	16.7	2.8	-	13.9	50.0	33.3							
職務による均等待遇の考え方に対する賛否	どちらかという賛成	基本賃金	262	235	31	50	154	-	27				
		1000	89.7	11.8	19.1	58.8	-	10.3					
		役職手当	262	53	15	15	23	143	66				
		1000	20.2	5.7	5.7	8.8	54.6	25.2					
	賞与	262	160	19	30	111	63	39					
	1000	61.1	7.3	11.5	42.4	24.0	14.9						
	退職金	262	49	8	10	31	151	62					
	1000	18.7	3.1	3.8	11.8	57.6	23.7						
	どちらかという反対	基本賃金	85	74	1	11	62	-	11				
		1000	87.1	1.2	12.9	72.9	-	12.9					
		役職手当	85	8	2	3	3	58	19				
		1000	9.4	2.4	3.5	3.5	68.2	22.4					
賞与	85	41	-	8	33	34	10						
1000	48.2	-	9.4	38.8	40.0	11.8							
退職金	85	6	-	2	4	63	16						
1000	7.1	-	2.4	4.7	74.1	18.8							
無回答	基本賃金	14	10	1	2	7	-	4					
	1000	71.4	7.1	14.3	50.0	-	28.6						
	役職手当	14	2	1	-	1	8	4					
	1000	14.3	7.1	-	7.1	57.1	28.6						
賞与	14	5	1	-	4	5	4						
1000	35.7	7.1	-	28.6	35.7	28.6							
退職金	14	1	1	-	1	8	5						
1000	7.1	7.1	-	-	57.1	35.7							
改正等見直しタイム労働法の施行に伴い実施した雇管理の	実施したものが	基本賃金	225	203	23	38	142	-	22				
		1000	90.2	10.2	16.9	63.1	-	9.8					
		役職手当	225	167	12	10	18	127	58				
		1000	74.2	5.3	4.4	9.0	56.4	35.8					
	賞与	225	190	11	22	96	61	35					
	1000	84.4	4.9	9.8	42.7	27.1	15.6						
	退職金	225	172	5	5	23	139	53					
	1000	76.4	2.2	2.2	10.2	61.8	23.6						
	な特に実施したものは	基本賃金	99	85	7	19	59	-	14				
		1000	85.9	7.1	19.2	59.6	-	14.1					
		役職手当	99	79	3	6	5	65	20				
		1000	79.8	3.0	6.1	5.1	65.7	20.2					
賞与	99	87	5	11	38	33	12						
1000	87.9	5.1	11.1	38.4	33.3	12.1							
退職金	99	79	1	5	7	66	20						
1000	79.8	1.0	5.1	7.1	66.7	20.2							
無回答	基本賃金	37	31	3	6	22	-	6					
	1000	83.8	8.1	16.2	59.5	-	16.2						
	役職手当	37	26	3	2	4	17	11					
	1000	70.3	8.1	5.4	10.8	45.9	29.7						
賞与	37	31	4	5	14	8	6						
1000	83.8	10.8	13.5	37.8	21.6	16.2							
退職金	37	27	3	2	5	17	10						
1000	73.0	8.1	5.4	13.5	45.9	27.0							

			期間Ⅱ-(4)で 正社員と職 員が 短期 労働者 である こと を 認め た と 見 做 ら れ た 事 業 年 度 の 計					支払っている				支払って いない	無回答 (※)
			計	正社員と 同様の 算定方法 (制度・ 基準)に 基づいて 支払って いる	正社員と 同様の 算定方法 (制度・ 基準)に 基づいて 支払って いる	正社員と 同様の 算定方法 (制度・ 基準)に 基づいて 支払って いる	正社員と 同様の 算定方法 (制度・ 基準)に 基づいて 支払って いる						
短時間雇用管理者	選任している	基本賃金	104	92	11	18	63	-	12				
		1000	88.5	10.6	17.3	60.6	-	11.5					
		役職手当	104	13	3	6	4	55	36				
		1000	12.5	2.9	5.8	3.8	52.9	34.6					
	賞与	104	70	7	10	53	16	18					
	1000	67.3	6.7	9.6	51.0	15.4	17.3						
	退職金	104	12	2	2	8	58	34					
	1000	11.5	1.9	1.9	7.7	55.8	32.7						
	選任していない	基本賃金	231	205	17	41	147	-	26				
		1000	88.7	7.4	17.7	63.6	-	11.3					
		役職手当	231	44	12	11	21	141	46				
		1000	19.0	5.2	4.8	9.1	61.0	19.9					
賞与	231	123	9	27	87	79	29						
1000	53.2	3.9	11.7	37.7	34.2	12.6							
退職金	231	41	6	10	25	149	41						
1000	17.7	2.6	4.3	10.8	64.5	17.7							
無回答	基本賃金	26	22	5	4	13	-	4					
	1000	84.6	19.2	15.4	50.0	-	15.4						
	役職手当	26	6	3	1	2							

第17表:設問Ⅱ-(5)-2 正社員と職務がほとんど同じ短時間労働者に対する処遇状況
 ②基本賃金の性格(正社員・短時間各5択/該当すべてに○の複数回答)

		(第15表-1参照)											
		期間Ⅱ-(4)で 正社員と職務が ほとんど同じ 短時間労働者 (100%に 該当するもの) 事業所合計	職給額 (労働者の 職務遂行 能力を 基準と するもの) 事業所合計	職給額 (労働者の 職務遂行 能力を 基準と するもの) 事業所合計	業績・ 成果給 (労働者の 業績等を 基準と するもの) 事業所合計	生活給 (生活費を 基準と するもの) 事業所合計	その他	無回答					
計	正社員	361	244	175	133	128	32	42					
	短時間労働者	1000	678	485	368	355	89	116					
業種別	正社員	1000	36.6	29.4	20.5	11.4	24.4	14.7					
	短時間労働者	3	2	-	-	3	-	-					
業種別	正社員	1000	66.7	-	-	1000	-	-					
	短時間労働者	3	1	1	-	1	-	-					
建設業	正社員	1000	33.3	33.3	-	33.3	-	-					
	短時間労働者	11	9	7	5	5	-	1					
製造業	正社員	1000	81.8	63.6	45.5	45.5	-	9.1					
	短時間労働者	1000	54.5	36.4	27.3	18.2	9.1	-					
卸売業・ 小売業	正社員	92	65	39	34	35	7	16					
	短時間労働者	1000	70.7	42.4	37.0	38.0	7.6	16.3					
情報通信業	正社員	92	29	20	17	11	29	18					
	短時間労働者	1000	31.5	21.7	18.5	12.0	31.5	19.6					
運輸業・ 郵便業	正社員	2	2	2	2	1	1	-					
	短時間労働者	1000	100.0	100.0	50.0	50.0	-	-					
宿泊業・ 飲食業	正社員	2	1	1	2	2	-	1					
	短時間労働者	1000	50.0	50.0	50.0	-	-	25.0					
郵便業・ 運輸業	正社員	24	10	8	17	7	1	2					
	短時間労働者	1000	41.7	33.3	70.8	29.2	4.2	8.3					
金融業・ 保険業	正社員	24	4	5	13	-	7	2					
	短時間労働者	1000	16.7	20.9	54.2	-	29.2	8.3					
小売業・ 飲食業	正社員	59	42	25	23	16	2	6					
	短時間労働者	1000	71.2	42.4	39.0	27.1	3.4	10.2					
保安業・ 警備業	正社員	59	28	17	21	1	5	10					
	短時間労働者	1000	47.5	28.8	35.6	17	8.5	16.9					
不動産業・ 情報通信業	正社員	17	15	10	7	9	2	1					
	短時間労働者	1000	88.2	58.8	41.2	52.9	11.8	5.9					
サービス業	正社員	17	6	4	2	3	5	1					
	短時間労働者	1000	35.3	23.5	11.8	17.6	29.4	5.9					
サービス業	正社員	9	6	6	3	3	1	1					
	短時間労働者	1000	66.7	66.7	33.3	33.3	11.1	11.1					
サービス業	正社員	9	6	3	1	1	2	-					
	短時間労働者	1000	66.7	33.3	11.1	11.1	22.2	-					
サービス業	正社員	13	7	5	3	2	1	4					
	短時間労働者	1000	53.8	38.5	23.1	15.4	7.7	30.8					
サービス業	正社員	13	5	3	1	-	2	5					
	短時間労働者	1000	38.5	23.1	7.7	-	15.4	38.5					
サービス業	正社員	8	4	5	4	3	-	2					
	短時間労働者	1000	50.0	62.5	50.0	37.5	-	25.0					
サービス業	正社員	8	3	2	2	-	-	3					
	短時間労働者	1000	37.5	25.0	25.0	-	-	37.5					
サービス業	正社員	12	6	5	4	8	2	1					
	短時間労働者	1000	50.0	41.7	33.3	66.7	16.7	8.3					
サービス業	正社員	12	5	6	1	2	2	1					
	短時間労働者	1000	41.7	50.0	8.3	16.7	16.7	8.3					
サービス業	正社員	61	38	39	10	22	8	5					
	短時間労働者	1000	62.3	63.9	16.4	36.1	13.1	8.2					
サービス業	正社員	61	23	27	4	11	15	8					
	短時間労働者	1000	37.7	44.3	6.6	18.0	24.6	13.1					
サービス業	正社員	10	8	5	4	5	-	-					
	短時間労働者	1000	80.0	50.0	40.0	50.0	-	10.0					
サービス業	正社員	10	4	2	1	2	5	1					
	短時間労働者	1000	20.0	10.0	10.0	20.0	50.0	10.0					
サービス業	正社員	35	27	17	15	8	8	5					
	短時間労働者	1000	77.1	48.6	42.9	22.9	22.9	5.2					
サービス業	正社員	35	12	12	8	6	11	4					
	短時間労働者	1000	34.3	34.3	22.9	17.1	31.4	11.4					
サービス業	正社員	1	1	1	1	1	-	-					
	短時間労働者	1000	100.0	100.0	100.0	100.0	-	-					
サービス業	正社員	29	14	11	10	11	1	1					
	短時間労働者	1000	70.0	55.0	50.0	55.0	5.0	5.0					
サービス業	正社員	44	31	23	21	19	5	4					
	短時間労働者	1000	70.5	52.3	47.7	43.2	11.4	9.1					
サービス業	正社員	44	20	16	9	5	9	5					
	短時間労働者	1000	45.5	36.4	20.5	11.4	20.5	11.4					
サービス業	正社員	76	46	31	26	26	10	8					
	短時間労働者	1000	60.5	40.8	34.2	34.2	13.2	10.5					
サービス業	正社員	76	28	17	16	11	22	9					
	短時間労働者	1000	36.8	22.4	21.1	14.5	28.9	11.8					
サービス業	正社員	65	43	38	19	20	3	9					
	短時間労働者	1000	66.2	58.5	29.2	30.8	4.6	13.8					
サービス業	正社員	65	20	24	12	10	14	11					
	短時間労働者	1000	30.8	36.9	18.5	15.4	21.5	16.9					
サービス業	正社員	37	33	18	12	9	1	3					
	短時間労働者	1000	89.2	48.6	32.4	24.3	2.7	5.4					
サービス業	正社員	37	17	11	6	6	-	6					
	短時間労働者	1000	45.9	29.7	16.2	-	29.7	5.4					
サービス業	正社員	-	-	-	-	-	-	-					
	短時間労働者	-	-	-	-	-	-	-					
サービス業	正社員	23	19	15	12	7	2	1					
	短時間労働者	1000	82.6	65.2	52.2	30.4	8.7	4.3					
サービス業	正社員	23	13	8	7	3	5	4					
	短時間労働者	1000	56.5	34.8	30.4	13.0	21.7	17.4					
サービス業	正社員	32	17	16	14	10	5	6					
	短時間労働者	1000	53.1	50.0	43.8	31.3	15.6	18.8					
サービス業	正社員	32	12	8	5	2	4	7					
	短時間労働者	1000	37.5	25.0	15.6	6.3	12.5	21.9					
サービス業	正社員	40	20	17	9	11	5	6					
	短時間労働者	1000	50.0	42.5	22.5	27.5	12.5	15.0					
サービス業	正社員	40	15	14	6	5	13	5					
	短時間労働者	1000	37.5	35.0	15.0	12.5	32.5	12.5					
サービス業	正社員	83	61	42	27	28	6	8					
	短時間労働者	1000	73.5	50.6	32.5	33.7	7.2	9.6					
サービス業	正社員	83	27	23	19	13	18	12					
	短時間労働者	1000	32.5	27.7	22.9	15.7	21.7	14.5					
サービス業	正社員	64	50	31	26	29	2	3					
	短時間労働者	1000	78.1	48.4	40.6	45.3	3.1	4.7					
サービス業	正社員	64	27	20	10	7	21	2					
	短時間労働者	1000	42.2	31.3	15.8	10.9	32.8	3.1					

		(第15表-1参照)											
		期間Ⅱ-(4)で 正社員と職務が ほとんど同じ 短時間労働者 (100%に 該当するもの) 事業所合計	職給額 (労働者の 職務遂行 能力を 基準と するもの) 事業所合計	職給額 (労働者の 職務遂行 能力を 基準と するもの) 事業所合計	業績・ 成果給 (労働者の 業績等を 基準と するもの) 事業所合計	生活給 (生活費を 基準と するもの) 事業所合計	その他	無回答					
業種別	正社員	78	49	41	28	32	8	8					
	短時間労働者	1000	62.8	52.6	35.9	41.0	10.3	10.3					
業種別	正社員	1000	37.2	35.9	16.7	9.0	26.9	14.1					
	短時間労働者	64	52	36	23	29	9	4					
業種別	正社員	1000	81.3	56.3	35.9	45.3	14.1	6.3					
	短時間労働者	64	27	23	12	4	14	5					
業種別	正社員	153	100	69	62	58	13	18					
	短時間労働者	1000	65.4	45.1	40.5	37.9	8.5	11.8					
業種別	正社員	153	53	42	33	19	37	19					
	短時間労働者	1000	34.6	27.5	21.5	12.4	24.2	12.4					
業種別	正社員	100	64	45	41	42	8	16					
	短時間労働者	1000	64.0	45.0	41.0	42.0	8.0	16.0					
業種別	正社員	100	40	39	20	13	20	16					
	短時間労働者	1000	40.0	39.0	20.0	13.0	20.0	16.0					
業種別	正社員	158											

第18表:設問Ⅱ-(5)-3 正社員と職務がほとんど同じ短時間労働者の1時間あたり賃金の正社員賃金に対する割合(6択/SA)

		(第15表-1参照)									
設問Ⅱ-(4)で 正社員と職務が ほとんど同じな 短時間労働者の 存在と 同様に 事業所別計	正社員より 高い	正社員と 同じ (賃金差 はない)	正社員より賃金割合が高い						無回答 (※)		
			計	正社員 の 8割以上	正社員 の 6割以上 8割未満	正社員 の 4割以上 6割未満	正社員 の 4割未満				
計	361	14	63	251	91	121	36	3	33		
	100.0	3.9	17.5	69.5	25.2	33.5	10.0	0.8	9.1		
業種別											
鉱業、採石業、砂利採取業	3	-	-	3	-	3	-	-	-		
建設業	11	-	2	9	1	6	2	-	-		
製造業	92	1	14	68	24	31	11	2	9		
電気・ガス・熱供給・水道業	2	-	-	2	-	1	1	-	-		
情報通信業	4	-	1	3	1	2	-	-	-		
運輸業、郵便業	24	2	8	12	5	7	-	-	2		
卸売業、小売業	59	2	6	45	10	27	8	-	6		
金融業、保険業	17	-	2	14	2	9	3	-	1		
不動産業、物品賃貸業	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
学術研究、専門・技術サービス業	9	1	2	4	3	1	-	-	2		
宿泊業、飲食サービス業	13	-	3	5	1	4	-	-	5		
生活関連サービス業、娯楽業	8	1	3	4	2	1	-	-	1		
教育、学習支援業	12	1	1	7	4	2	1	-	3		
医療、福祉	61	4	12	42	29	11	2	-	3		
複合サービス事業(郵便局、協同組合等)	10	-	-	10	2	4	4	-	-		
サービス業(他に分類されないもの)	35	2	9	22	7	12	3	-	2		
無回答	1	-	-	1	-	-	1	-	-		
従業員規模別											
短時間労働者を雇用しており、正社員、短時間労働者、その他労働者の職数記入欄に必ず回答のあった事業所数計	242	10	41	168	66	74	26	2	23		
1,000人以上	100.0	4.1	16.9	69.4	27.3	30.6	10.7	0.8	9.5		
300~999人	44	1	4	32	11	15	6	-	7		
100~299人	76	5	19	47	20	21	6	-	5		
30~99人	65	4	12	42	20	14	6	2	7		
5~29人	37	-	5	30	11	15	4	-	2		
4人以下	100.0	-	13.5	81.1	29.7	40.5	10.8	-	5.4		
非正社員の割合別											
8割以上	23	-	2	18	4	11	3	-	3		
5割以上8割未満	32	3	3	18	7	8	2	1	8		
3割以上5割未満	40	3	10	24	10	8	6	-	3		
1割以上3割未満	83	4	15	58	26	27	5	-	6		
1割未満	64	-	11	50	19	20	10	1	3		
短時間労働者等の雇用理由別(複数回答)											
人を集めやすいため	78	2	14	54	20	31	3	-	8		
退職した女性正社員の再雇用のため	64	5	8	47	22	19	5	1	4		
定年社員の再雇用のため	153	6	26	102	32	48	21	1	19		
簡単な仕事内容のため	100	4	11	76	29	38	8	1	9		
人件費が割安なため	158	5	14	126	41	61	22	2	13		
1日の忙しい時間帯に対処するため	139	6	23	96	40	44	12	-	14		
一定期間の繁忙に対処するため	65	2	9	44	15	22	7	-	10		
仕事量が減ったときに雇用調整が容易なため	51	2	13	30	7	16	7	-	6		
経験・知識・技能のある人を採用したいため	125	6	25	85	36	37	12	-	9		
その他	57	4	13	36	13	17	5	1	4		
無回答	12	-	-	7	2	3	2	-	5		
短時間労働者の人数がもっとも多い職種別											
専門・技術	61	4	13	38	26	12	-	-	6		
管理	5	1	1	3	-	1	2	-	-		
事務	79	1	14	61	16	35	10	-	3		
販売	38	-	2	32	6	19	7	-	4		
サービス	40	2	10	21	9	8	4	-	7		
保安	3	-	2	1	1	-	-	-	-		
運輸・通信	19	3	7	7	3	4	-	-	2		
生産工程・労務	75	-	10	60	21	26	11	2	5		
その他	19	2	-	15	7	7	1	-	2		
無回答	22	1	4	13	2	9	1	1	4		
多めの期間の定めあり	289	10	44	206	67	100	36	3	29		
期間の定めなし	66	4	18	42	23	19	-	-	2		
無回答	6	-	1	3	1	2	-	-	2		

		(第15表-1参照)									
設問Ⅱ-(4)で 正社員と職務が ほとんど同じな 短時間労働者の 存在と 同様に 事業所別計	正社員より 高い	正社員と 同じ (賃金差 はない)	正社員より賃金割合が高い						無回答 (※)		
			計	正社員 の 8割以上	正社員 の 6割以上 8割未満	正社員 の 4割以上 6割未満	正社員 の 4割未満				
併正社員 員 転 換 進 出											
実施している	182	7	32	130	57	61	12	-	13		
実施していない	166	6	29	115	31	59	22	3	16		
無回答	13	1	2	6	3	1	2	-	4		
教育訓練											
実施している	279	10	52	198	72	95	28	3	19		
実施していない	46	3	6	29	12	14	3	-	8		
無回答	36	1	5	24	7	12	5	-	6		
対峙職 手 通 信 の 賃 考 え 方 に 関 し											
賛成計 (賛成+どちらかという賛成)	262	10	50	183	70	93	18	2	19		
反対計 (反対+どちらかという反対)	85	4	12	62	19	27	15	1	7		
無回答	14	-	1	6	2	1	3	-	7		
改定労働 賃 金 の 実 施 に 関 し の 実 情 に 関 し の 実 情 に 関 し											
実施したものがあった	225	7	38	161	67	77	15	2	19		
特に実施したものはない	99	6	22	62	16	30	16	-	9		
無回答	37	1	3	28	8	14	5	1	5		
等短 時 間 労働 者 の 雇 用 に 関 し											
担任している	104	3	21	69	28	33	7	1	11		
担任していない	231	10	39	165	58	81	25	1	17		
無回答	26	1	3	17	5	7	4	1	5		
労働 組 合											
あり	147	5	22	115	28	65	20	2	5		
なし	192	8	38	124	58	52	13	1	22		
無回答	22	1	3	12	5	4	3	-	6		

※複数の賃金割合を同時選択(個別にさまざまな支払水準を適用しているケース等)とみられるが集計不可等の欠損値を含む

第19表:設問Ⅱ-(5)-3 職務がほとんど同じ正社員と短時間労働者の間に賃金差がある場合にその理由(8択/該当3つまで○の複数回答)

(第18表参照)												
業種別	計	251	132	62	74	40	7	34	117	37	7	7
鉱業、採石業、砂利採取業	3	1	-	-	-	-	-	-	2	2	-	-
建設業	9	5	1	1	2	-	-	1	5.5	2	1	1
製造業	68	32	14	13	11	2	9	42	11	2	2	
電気・ガス・熱供給・水道業	2	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-
情報通信業	3	2	1	-	-	-	-	-	2	-	-	-
運輸業、郵便業	12	7	5	1	-	-	-	2	5	-	1	1
卸売業、小売業	45	24	16	25	10	1	2	15	4	1	1	1
金融業、保険業	14	10	6	8	2	1	-	3	2	-	-	-
不動産業、物品賃貸業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	4	2	1	1	-	-	-	1	1	-	-	-
宿泊業、飲食サービス業	5	3	1	2	1	-	4	2	-	-	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	4	2	1	1	1	-	-	2	-	-	-	-
教育、学習支援業	7	6	1	4	1	-	2	3	2	-	-	-
医療、福祉	42	28	9	8	10	-	4	17	8	-	-	-
複合サービス事業(郵便局、協同組合等)	10	3	1	5	-	1	4	3	3	-	-	-
サービス業(他に分類されないもの)	22	7	5	5	2	1	5	12	2	2	2	2
無回答	1	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-
従業員規模別	1000	52.4	28.0	30.4	16.1	3.0	13.1	44.6	15.5	3.0	3.0	1
1,000人以上	17	6	3	7	6	-	1	4	3	1	-	-
300~999人	32	17	9	10	7	1	5	11	5	3	-	-
100~299人	47	25	14	17	5	2	9	20	7	1	-	-
30~99人	42	21	11	9	4	-	5	27	7	-	-	-
5~29人	30	19	10	8	5	2	2	13	4	-	-	-
4人以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
非正社員の割合別	1000	44.4	33.3	72.2	22.2	5.6	5.6	22.2	11.1	5.6	2	2
5割以上8割未満	18	9	6	8	4	-	2	1	3	2	-	-
3割以上5割未満	24	9	6	4	1	1	4	9	3	1	-	-
1割以上3割未満	58	35	16	18	13	1	8	30	8	-	-	-
1割未満	50	27	13	8	5	2	7	31	10	1	-	-
短時間労働者等の雇用理由別(複数回答)	1000	54.0	26.0	16.0	10.0	4.0	14.0	62.0	20.0	2.0	2.0	2.0
人を求めやすいため	54	30	16	19	11	2	8	28	5	2	-	-
退職した女性正社員の再雇用のため	47	34	23	15	10	1	7	21	6	1	-	-
定年社員の再雇用のため	102	54	26	17	15	2	14	60	19	3	-	-
簡単な仕事内容のため	76	50	21	35	17	2	11	30	10	1	-	-
人件費が割安なため	126	69	30	47	26	5	25	55	11	3	-	-
1日の忙しい時間帯に対処するため	96	63	27	36	19	5	12	37	10	2	-	-
一定期間の繁忙に対処するため	44	27	15	16	10	1	5	14	6	2	-	-
仕事量が減ったときに雇用調整が容易なため	30	14	8	4	6	1	3	19	5	2	-	-
経験・知識・技能のある人を採用したいため	85	52	22	19	17	3	10	38	17	2	-	-
その他	36	18	8	9	2	-	3	15	10	1	-	-
無回答	7	3	1	2	-	-	1	4	2	-	-	-
の多も短い短時間労働者のための労働者	1000	42.9	14.3	28.6	-	-	14.3	57.1	28.6	-	-	-
期間の定めあり	206	104	52	64	35	6	28	94	29	5	-	-
期間の定めなし	42	25	10	10	5	1	5	20	8	2	-	-
無回答	1000	59.5	23.8	23.8	11.9	2.4	11.9	47.6	19.0	4.8	-	-
推進措置実施	1000	100.0	-	-	-	-	33.3	100.0	-	-	-	-
実施している	130	78	46	53	22	3	13	49	19	1	-	-
実施していない	115	51	16	20	16	4	21	67	17	5	-	-
無回答	6	3	-	1	2	-	-	1	1	1	-	-
教育訓練	1000	58.6	24.1	20.7	6.9	3.4	24.1	58.6	10.3	-	-	-
実施している	198	105	54	64	36	6	24	86	29	6	-	-
実施していない	29	17	7	6	2	1	7	17	3	-	-	-
無回答	24	10	1	4	2	-	3	14	5	1	-	-

(第18表参照)												
業種別	計	183	94	43	56	24	7	28	86	24	6	6
賛成(賛成+どちらかという賛成)	62	37	19	18	16	-	-	5	30	11	-	-
反対(反対+どちらかという反対)	1000	59.7	30.6	29.0	25.8	-	-	8.1	48.4	17.7	-	-
無回答	6	1	-	-	-	-	-	1	1	2	1	1
実施したものがあつた	161	94	44	58	27	3	23	69	20	4	5	5
特に実施したものはない	62	26	13	10	12	3	7	36	12	1	-	-
無回答	1000	41.9	21.0	16.1	19.4	4.8	11.3	58.1	19.4	1.6	-	-
管理職者任用している	28	12	5	6	1	1	4	12	5	2	-	-
管理職者任用していない	1000	42.9	17.9	21.4	3.6	3.6	14.3	42.9	17.9	7.1	-	-
正社員の8割以上	69	40	20	22	10	2	6	30	8	5	-	-
正社員の6割以上8割未満	165	88	41	49	30	4	22	80	27	1	-	-
正社員の4割以上6割未満	1000	53.3	24.8	29.7	18.2	2.4	13.3	48.5	16.4	0.6	-	-
正社員の4割未満	17	4	1	3	-	1	6	7	2	1	-	-
労働組合	1000	23.5	5.9	17.6	-	5.9	35.3	41.2	11.8	5.9	-	-
あり	91	54	29	27	14	3	8	38	12	2	-	-
なし	1000	59.3	31.9	29.7	15.4	3.3	8.8	41.8	13.2	2.2	-	-
無回答	121	65	30	41	21	-	18	57	15	4	-	-
労働組合	1000	53.7	24.8	33.9	17.4	-	14.9	47.1	12.4	3.3	-	-
あり	36	13	3	6	5	4	7	20	9	1	-	-
なし	1000	36.1	8.3	16.7	13.9	11.1	19.4	55.6	25.0	2.8	-	-
無回答	3	-	-	-	-	-	1	2	1	-	-	-
あり	115	56	29	46	22	2	15	45	17	4	-	-
なし	1000	48.7	23.2	40.0	19.1	1.7	13.0	39.1	14.8	3.5	-	-
無回答	124	73	32	38	18	4	15	68	18	2	-	-
あり	1000	58.9	25.8	22.8	14.5	3.2	12.1	54.8	14.5	1.6	-	-
なし	12	3	1	-	-	1	4	4	2	1	-	-
無回答	1000	25.0	8.3	-	-	8.3	33.3	33.3	16.7	8.3	-	-

※1その他の理由として、欄外記入されていたのは「視力、体力、集中力、新しいことへの変化への順応力、やる気の衰え」(再雇用・短時間に関する記述とみられる)等
 ※2指定回答数オーバー等の欠損含む

第20表-1:設問Ⅱ-(6)正社員と職務がほとんど同じかつ人材活用の仕組み等(人事異動の有無等)も同じ短時間労働者の有無(3択/SA)

	(第15表-1参照)					
	設問Ⅱ-(4)で正社員と職務がほとんど同じ短時間労働者がいると回答した事業所数計	計	同じ者がいる正社員	一定期間※正社員と同じ者がいる	全員、正社員とは異なる	無回答
計	361	65	48	17	264	32
	100.0	18.0	13.3	4.7	73.1	8.9
業種別						
鉱業、採石業、砂利採取業	3	-	-	-	2	1
	100.0	-	-	-	66.7	33.3
建設業	11	2	2	-	9	-
	100.0	18.2	18.2	-	81.8	-
製造業	92	10	9	1	69	13
	100.0	10.9	9.8	1.1	75.0	14.1
電気・ガス・熱供給・水道業	2	1	1	-	1	-
	100.0	50.0	50.0	-	50.0	-
情報通信業	4	-	-	-	4	-
	100.0	-	-	-	100.0	-
運輸業、郵便業	24	5	4	1	18	1
	100.0	20.8	16.7	4.2	75.0	4.2
卸売業、小売業	59	13	7	6	41	5
	100.0	22.0	11.9	10.2	69.5	8.5
金融業、保険業	17	4	2	2	12	1
	100.0	23.5	11.8	11.8	70.6	5.9
不動産業、物品賃貸業	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	9	2	2	-	7	-
	100.0	22.2	22.2	-	77.8	-
宿泊業、飲食サービス業	13	4	3	1	6	3
	100.0	30.8	23.1	7.7	46.2	23.1
生活関連サービス業、娯楽業	8	1	1	-	6	1
	100.0	12.5	12.5	-	75.0	12.5
教育、学習支援業	12	-	-	-	11	1
	100.0	-	-	-	91.7	8.3
医療、福祉	61	13	10	3	44	4
	100.0	21.3	16.4	4.9	72.1	6.6
複合サービス事業(郵便局、協同組合等)	10	2	2	-	8	-
	100.0	20.0	20.0	-	80.0	-
サービス業(他に分類されないもの)	35	8	5	3	25	2
	100.0	22.9	14.3	8.6	71.4	5.7
無回答	1	-	-	-	1	-
	100.0	-	-	-	100.0	-
従業員規模別						
短時間労働者を雇用しており、正社員、短時間労働者、その他労働者の数値記入欄すべてに回答があった事業所数計	242	46	34	12	178	18
	100.0	19.0	14.0	5.0	73.6	7.4
1,000人以上	20	4	3	1	15	1
	100.0	20.0	15.0	5.0	75.0	5.0
300~999人	44	6	5	1	36	2
	100.0	13.6	11.4	2.3	81.8	4.5
100~299人	76	19	13	6	52	5
	100.0	25.0	17.1	7.9	68.4	6.6
30~99人	65	12	9	3	45	8
	100.0	18.5	13.8	4.6	69.2	12.3
5~29人	37	5	4	1	30	2
	100.0	13.5	10.8	2.7	81.1	5.4
4人以下	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-
非正社員の割合別						
8割以上	23	8	5	3	12	3
	100.0	34.8	21.7	13.0	52.2	13.0
5割以上8割未満	32	2	2	-	26	4
	100.0	6.3	6.3	-	81.3	12.5
3割以上5割未満	40	10	6	4	27	3
	100.0	25.0	15.0	10.0	67.5	7.5
1割以上3割未満	83	11	7	4	65	7
	100.0	13.3	8.4	4.8	78.3	8.4
1割未満	64	15	14	1	48	1
	100.0	23.4	21.9	1.6	75.0	1.6
短時間労働者等の雇用理由別(複数回答)						
人を集めやすいため	78	10	9	1	62	6
	100.0	12.8	11.5	1.3	79.5	7.7
退職した女性正社員の再雇用のため	64	7	4	3	53	4
	100.0	10.9	6.3	4.7	82.8	6.3
定年社員の再雇用のため	153	22	15	7	116	15
	100.0	14.4	9.8	4.6	75.8	9.8
簡単な仕事内容のため	100	12	6	6	78	10
	100.0	12.0	6.0	6.0	78.0	10.0
人件費が割安なため	158	26	18	8	121	11
	100.0	16.5	11.4	5.1	76.6	7.0
1日の忙しい時間帯に対処するため	139	27	18	9	104	8
	100.0	19.4	12.9	6.5	74.8	5.8
一定期間の繁忙に対処するため	65	8	4	4	52	5
	100.0	12.3	6.2	6.2	80.0	7.7
仕事量が減ったときに雇用調整が容易なため	51	8	7	1	39	4
	100.0	15.7	13.7	2.0	76.5	7.8
経験・知識・技能のある人を採用したいため	125	26	20	6	94	5
	100.0	20.8	16.0	4.8	75.2	4.0
その他	57	18	15	3	37	2
	100.0	31.6	26.3	5.3	64.9	3.5
無回答	12	1	1	-	5	6
	100.0	8.3	8.3	-	41.7	50.0
短時間労働者の人数がもつとも多い職種別						
専門・技術	61	11	8	3	47	3
	100.0	18.0	13.1	4.9	77.0	4.9
管理	5	2	2	-	3	-
	100.0	40.0	40.0	-	60.0	-
事務	79	15	13	2	60	4
	100.0	19.0	16.5	2.5	75.9	5.1
販売	38	12	6	6	22	4
	100.0	31.6	15.8	15.8	57.9	10.5
サービス	40	7	5	2	29	4
	100.0	17.5	12.5	5.0	72.5	10.0
保安	3	1	1	-	2	-
	100.0	33.3	33.3	-	66.7	-
運輸・通信	19	3	2	1	15	1
	100.0	15.8	10.5	5.3	78.9	5.3
生産工程・労務	75	8	7	1	56	11
	100.0	10.7	9.3	1.3	74.7	14.7
その他	19	2	1	1	16	1
	100.0	10.5	5.3	5.3	84.2	5.3
無回答	22	4	3	1	14	4
	100.0	18.2	13.6	4.5	63.6	18.2
期多も間いっも短も定時も期間労働者が者の						
期間の定めあり	289	50	34	16	214	25
	100.0	17.3	11.8	5.5	74.0	8.7
期間の定めなし	66	15	14	1	46	5
	100.0	22.7	21.2	1.5	69.7	7.6
無回答	6	-	-	-	4	2
	100.0	-	-	-	66.7	33.3

	(第15表-1参照)					
	設問Ⅱ-(4)で正社員と職務がほとんど同じ短時間労働者がいると回答した事業所数計	計	同じ者がいる正社員	一定期間※正社員と同じ者がいる	全員、正社員とは異なる	無回答
推進正社員置換						
実施している	182	40	29	11	129	13
	100.0	22.0	15.9	6.0	70.9	7.1
実施していない	166	23	17	6	129	14
	100.0	13.9	10.2	3.6	77.7	8.4
無回答	13	2	2	-	6	5
	100.0	15.4	15.4	-	46.2	38.5
教育訓練						
実施している	279	50	36	14	213	16
	100.0	17.9	12.9	5.0	76.3	5.7
実施していない	46	8	6	2	31	7
	100.0	17.4	13.0	4.3	67.4	15.2
無回答	36	7	6	1	20	9
	100.0	19.4	16.7	2.8	55.6	25.0
対峙職務の異なる方による						
賛成計(賛成+どちらかという賛成)	262	56	41	15	181	25
	100.0	21.4	15.6	5.7	69.1	9.5
反対計(反対+どちらかという反対)	85	6	4	2	75	4
	100.0	7.1	4.7	2.4	88.2	4.7
無回答	14	3	3	-	8	3
	100.0	21.4	21.4	-	57.1	21.4
改善労働者等と見なす						
実施したものがあった	225	36	25	11	168	21
	100.0	16.0	11.1	4.9	74.7	9.3
特に実施したものはない	99	23	18	5	71	5
	100.0	23.2	18.2	5.1	71.7	5.1
無回答	37	6	5	1	25	6
	100.0	16.2	13.5	2.7	67.6	16.2
管理職任用						
選任している	104	20	18	2	70	14
	100.0	19.2	17.3	1.9	67.3	13.5
選任していない	231	40	26	14	178	13
	100.0	17.3	11.3	6.1	77.1	5.6
無回答	26	5	4	1	16	5
	100.0	19.2	19.4	3.8	61.5	19.2
労働組合						
ある	147	27	19	8	112	8
	100.0	18.4	12.9	5.4	76.2	5.4
ない	192	35	26	9	138	19
	100.0	18.2	13.5	4.7	71.9	9.9
無回答	22	3	3	-	14	5
	100.0	13.6	13.6	-	63.6	22.7

※「例えば正社員と短時間労働者が同じ職種に就いている期間等」と定義して質問

第20表-2:設問Ⅱ-(6)で正社員と職務がほとんど同じかつ人材活用の仕組み等も同じ
短時間労働者が「いる」場合に、該当する短時間労働者数(契約形態問わず合算)(数値記入を階級化)

		(第20表-1参照)													無回答を除く 事業所にお ける正社員と 職務が同じ 人材活用等も 同じ短時間 労働者の実 数(人)	無回答を除く 事業所にお ける正社員と 職務が同じ 人材活用等も 同じ短時間 労働者の実 数(人)			
		0人	1~4人	5~9人	10~29人	30~49人	50~99人	100~149人	150~299人	300~499人	500~999人	1,000人以上	無回答	最大値 (人)			最小値 (人)	中央値 (人)	
計		48 100.0	28 58.3	3 6.3	2 4.2	3 6.3	1 2.1	-	-	-	-	-	11 22.9	96	1	2	286	7.7	
業 種 別	鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	建設業	2 100.0	2 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	1	2	1.0	
	製造業	9 100.0	5 55.6	1 11.1	1 11.1	-	-	-	-	-	-	-	-	2 22.2	10	1	1	23	3.3
	電気・ガス・熱供給・水道業	1 100.0	-	1 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	5	5	5	5.0	
	情報通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸業、郵便業	4 100.0	2 50.0	-	-	1 25.0	1 25.0	-	-	-	-	-	-	96	1	17	130	32.5	
	卸売業、小売業	7 100.0	4 57.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3 42.9	3	1	2	7	1.8
	金融業、保険業	2 100.0	1 50.0	-	-	1 50.0	-	-	-	-	-	-	-	36	3	20	39	19.5	
	不動産業、物品賃貸業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	学術研究、専門・技術サービス業	2 100.0	1 50.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1 50.0	1	1	1	1	1.0
	宿泊業、飲食サービス業	3 100.0	1 33.3	1 33.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1 33.3	6	1	4	7	3.5
	生活関連サービス業、娯楽業	1 100.0	-	-	-	1 100.0	-	-	-	-	-	-	-	30	30	30	30	30.0	
	教育、学習支援業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	医療、福祉	10 100.0	6 60.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4 40.0	2	1	2	9	1.5
	複合サービス事業(郵便局、協同組合等)	2 100.0	1 50.0	-	1 50.0	-	-	-	-	-	-	-	-	17	3	10	20	10.0	
	サービス業(他に分類されないもの)	5 100.0	5 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	2	2	13	2.6	
	無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	従 業 員 規 模 別	短時間労働者を雇用して201 正社員、 短時間労働者、その他労働者の数値記入 漏すべしに回答のあった事業所数計	34 100.0	18 52.9	2 5.9	2 5.9	2 5.9	1 2.9	-	-	-	-	-	9 26.5	96	1	2	234	9.4
		1,000人以上	3 100.0	1 33.3	-	1 33.3	-	-	-	-	-	-	-	1 33.3	10	3	7	13	6.5
300~999人		5 100.0	2 40.0	-	-	1 20.0	1 20.0	-	-	-	-	-	1 20.0	96	1	19	134	33.5	
100~299人		13 100.0	5 38.5	1 7.7	1 7.7	1 7.7	-	-	-	-	-	-	5 38.5	31	1	4	68	8.5	
30~99人		9 100.0	7 77.8	1 11.1	-	-	-	-	-	-	-	-	1 11.1	6	1	1	15	1.9	
5~29人		4 100.0	3 75.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1 25.0	2	1	1	4	1.3	
4人以下		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
非 正 社 員 の 割 合 別		8割以上	5 100.0	3 60.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2 40.0	3	1	2	6	2.0
5割以上8割未満		2 100.0	2 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	1	2	3	1.5	
3割以上5割未満		6 100.0	1 16.7	1 16.7	1 16.7	-	-	-	-	-	-	-	3 50.0	17	1	6	24	8.0	
1割以上3割未満	7 100.0	4 57.1	-	-	1 14.3	1 14.3	-	-	-	-	-	1 14.3	96	1	3	135	22.5		
1割未満	14 100.0	8 57.1	1 7.1	1 7.1	1 7.1	-	-	-	-	-	-	3 21.4	36	1	1	66	6.0		
短 時 間 労 働 者 等 の 雇 用 理 由 別 (複 数 回 答)	人を集めやすいため	9 100.0	5 55.6	-	-	1 11.1	-	-	-	-	-	-	3 33.3	30	1	2	39	6.5	
	退職した女性正社員の再雇用のため	4 100.0	3 75.0	-	-	1 25.0	-	-	-	-	-	-	-	36	1	2	40	10.0	
	定年社員の再雇用のため	15 100.0	10 66.7	1 6.7	1 6.7	1 6.7	-	-	-	-	-	-	2 13.3	31	1	2	63	4.8	
	簡単な仕事内容のため	6 100.0	3 50.0	-	1 16.7	-	-	-	-	-	-	-	2 33.3	17	1	2	21	5.3	
	人件費が割安なため	18 100.0	9 50.0	-	1 5.6	1 5.6	-	-	-	-	-	-	7 38.9	36	1	3	73	6.6	
	1日の忙しい時間帯に対処するため	18 100.0	8 44.4	2 11.1	1 5.6	3 16.7	-	-	-	-	-	-	4 22.2	36	1	4	140	10.0	
	一定期間の繁忙に対処するため	4 100.0	1 25.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3 75.0	1	1	1	1	1.0	
	仕事量が減ったときに雇用調整が 容易なため	7 100.0	2 28.6	1 14.3	-	1 14.3	-	-	-	-	-	-	3 42.9	30	1	5	41	10.3	
	経験・知識・技能のある人を 採用したいため	20 100.0	13 65.0	1 5.0	1 5.0	2 10.0	-	-	-	-	-	-	3 15.0	36	1	2	108	6.4	
	その他	15 100.0	9 60.0	1 6.7	1 6.7	-	1 6.7	-	-	-	-	-	3 20.0	96	1	2	128	10.7	
	無回答	1 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1 100.0	-	-	-	-	-	

第20表-3:設問Ⅱ-(6)で正社員と職務がほとんど同じかつ人材活用の仕組み等も同じ
短時間労働者が「いる」場合に、該当する短時間労働者数(有期・無期契約別)(数値記入を階級化)

業種別	(第20表-1参照)																	
	設問Ⅱ-(6)で 正社員と 人材活用等と 「同じである」と 回答した 事業所数計	うち 有期契約が いる	1~4人	5~9人	10~29人	30~49人	50~99人	上記事業所に おける正社員 と職務が同一 の有期・短時 間労働者の実 数(人)	最大値 (人)	最小値 (人)	うち 無期契約が いる	1~4人	5~9人	10~29人	30~49人	上記事業所に おける正社員 と職務が同一 の有期・短時 間労働者の実 数(人)	最大値 (人)	最小値 (人)
計	48	18	13	1	1	2	1	201	96	0	19	15	2	1	1	85	31	0
業種別	100.0	37.5	27.1	2.1	2.1	4.2	2.1				39.6	31.3	4.2	2.1	2.1			
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	2	2	2	-	-	-	-	2	1	1	-	-	-	-	-	-	-	0
製造業	9	3	2	-	1	-	-	13	10	0	4	3	1	-	-	10	7	0
電気・ガス・熱供給・水道業	1	1	-	1	-	-	-	5	5	5	-	-	-	-	-	-	-	0
情報通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運輸業、郵便業	4	2	1	-	-	-	1	97	96	0	2	1	-	-	1	33	31	0
卸売業、小売業	7	1	1	-	-	-	-	1	1	0	3	3	-	-	-	6	3	0
金融業、保険業	2	1	-	-	-	1	-	36	36	0	1	1	-	-	-	3	3	0
不動産業、物品賃貸業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	2	-	-	-	-	-	-	-	-	0	1	1	-	-	-	1	1	1
宿泊業、飲食サービス業	3	-	-	-	-	-	-	-	-	0	2	1	1	-	-	7	6	1
生活関連サービス業、娯楽業	1	1	-	-	-	1	-	30	30	30	-	-	-	-	-	-	-	0
教育、学習支援業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医療、福祉	10	2	2	-	-	-	-	3	2	0	4	4	-	-	-	6	2	0
複合サービス事業(郵便局、協同組合等)	2	1	1	-	-	-	-	3	3	0	1	-	-	1	-	17	17	0
サービス業(他に分類されないもの)	5	4	4	-	-	-	-	11	4	0	1	1	-	-	-	2	2	0
無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
従業員規模別	34	11	8	-	1	1	1	156	96	0	14	10	2	1	1	78	31	0
1,000人以上	3	1	-	-	1	-	-	10	10	0	1	1	-	-	-	3	3	0
300~999人	5	4	2	-	-	1	1	134	96	1	-	-	-	-	-	-	-	0
100~299人	13	3	3	-	-	-	-	8	4	0	5	2	1	1	1	60	31	0
30~99人	9	1	1	-	-	-	-	1	1	0	7	6	1	-	-	14	6	0
5~29人	4	2	2	-	-	-	-	3	2	0	1	1	-	-	-	1	1	0
4人以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
非正社員の割合別	5	-	-	-	-	-	-	-	-	0	3	3	-	-	-	6	3	1
8割以上	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	60.0	60.0	-	-	-	-	-	-
5割以上8割未満	2	1	1	-	-	-	-	1	1	0	1	1	-	-	-	2	2	0
3割以上5割未満	6	-	-	-	-	-	-	-	-	0	3	1	1	1	-	24	17	1
1割以上3割未満	7	4	3	-	-	-	1	102	96	0	2	1	-	-	1	33	31	0
1割未満	14	6	4	-	1	1	-	53	36	0	5	4	1	-	-	13	7	0
短時間労働者等の雇用理由別(複数回答)	100.0	42.9	28.6	-	7.1	7.1	-				35.7	28.6	7.1	-	-			
人を集めやすいため	9	2	1	-	-	1	-	31	30	0	4	4	-	-	-	8	3	0
退職した女性正社員の再雇用のため	4	2	1	-	-	1	-	37	36	0	2	2	-	-	-	3	2	0
定年社員の再雇用のため	15	9	7	1	1	-	-	26	10	0	4	3	-	-	1	37	31	0
簡単な仕事内容のため	6	1	1	-	-	-	-	2	2	0	3	2	-	1	-	19	17	0
人件費が割安なため	18	5	4	-	-	1	-	47	36	0	6	5	-	1	-	26	17	0
1日の忙しい時間帯に対処するため	18	7	4	1	-	2	-	79	36	0	7	4	1	1	1	61	31	0
一定期間の繁忙に対処するため	4	-	-	-	-	-	-	-	-	0	1	1	-	-	-	1	1	1
仕事量が減ったときに雇用調整が容易なため	7	2	1	-	-	1	-	34	30	0	2	1	1	-	-	7	6	0
経験・知識・技能のある人を採用したいため	20	10	8	-	1	1	-	62	36	0	7	5	1	-	1	46	31	0
その他	15	4	2	-	1	-	1	110	96	0	8	7	1	-	-	18	7	0
無回答	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

第21表-1:設問Ⅱ-(7)-1 正社員と職務がほとんど同じかつ
人材活用の仕組み等も(一定期間も含む)同じ短時間労働者の
人材活用状況①昇進の有無(2択/SA)

		(第20表-1参照)			
		昇進する ことはない	昇進する ことがある	無回答	
計	同じ者がいる(一定期間も含む)計	65	35	28	2
	100.0	53.8	43.1	3.1	
	正社員と同じ者がいる	48	27	19	2
	100.0	56.3	39.6	4.2	
	一定期間、正社員と同じ者がいる	17	8	9	-
	100.0	47.1	52.9	-	-
業 種 別	鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-
	建設業	2	2	-	-
	100.0	100.0	-	-	-
	製造業	10	7	3	-
	100.0	70.0	30.0	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	1	1	-	-
	100.0	100.0	-	-	-
	情報通信業	-	-	-	-
	運輸業、郵便業	5	4	1	-
	100.0	80.0	20.0	-	-
	卸売業、小売業	13	3	10	-
	100.0	23.1	76.9	-	-
	金融業、保険業	4	2	2	-
	100.0	50.0	50.0	-	-
	不動産業、物品賃貸業	-	-	-	-
	学術研究、専門・技術サービス業	2	-	2	-
	100.0	-	100.0	-	-
	宿泊業、飲食サービス業	4	3	1	-
	100.0	75.0	25.0	-	-
	生活関連サービス業、娯楽業	1	1	-	-
	100.0	100.0	-	-	-
	教育、学習支援業	-	-	-	-
	医療、福祉	13	8	3	2
	100.0	61.5	23.1	15.4	-
	複合サービス事業(郵便局、 協同組合等)	2	2	-	-
	100.0	100.0	-	-	-
	サービス業(他に分類されないもの)	8	2	6	-
100.0	25.0	75.0	-	-	
無回答	-	-	-	-	
従 業 員 規 模 別	短時間労働者を雇用しており、正社員、 短時間労働者、その他労働者の数値記入 欄すべてに回答のあった事業所数計	46	23	21	2
	1,000人以上	4	2	2	-
	100.0	50.0	50.0	-	-
	300~999人	6	4	2	-
	100.0	66.7	33.3	-	-
	100~299人	19	10	8	1
	100.0	52.6	42.1	5.3	-
	30~99人	12	5	6	1
	100.0	41.7	50.0	8.3	-
	5~29人	5	2	3	-
100.0	40.0	60.0	-	-	
4人以下	-	-	-	-	
非 正 社 員 の 割 合 別	8割以上	8	1	7	-
	100.0	12.5	87.5	-	-
	5割以上8割未満	2	2	-	-
	100.0	100.0	-	-	-
	3割以上5割未満	10	5	4	1
	100.0	50.0	40.0	10.0	-
	1割以上3割未満	11	6	4	1
100.0	54.5	36.4	9.1	-	
1割未満	15	9	6	-	
100.0	60.0	40.0	-	-	
短 時 間 労 働 者 等 の 雇 用 理 由 別 (複 数 回 答)	人を集めやすいため	10	2	7	1
	100.0	20.0	70.0	10.0	-
	退職した女性正社員の再雇用のため	7	5	2	-
	100.0	71.4	28.6	-	-
	定年社員の再雇用のため	22	18	4	-
	100.0	81.8	18.2	-	-
	簡単な仕事内容のため	12	7	5	-
	100.0	58.3	41.7	-	-
	人件費が割安なため	26	11	15	-
	100.0	42.3	57.7	-	-
	1日の忙しい時間帯に対応するため	27	14	13	-
	100.0	51.9	48.1	-	-
	一定期間の繁忙に対応するため	8	1	7	-
100.0	12.5	87.5	-	-	
仕事量が減ったときに雇用調整が 容易なため	8	3	5	-	
100.0	37.5	62.5	-	-	
経験・知識・技能のある人を 採用したため	26	14	11	1	
100.0	53.8	42.3	3.8	-	
その他	18	10	7	1	
100.0	55.6	38.9	5.6	-	
無回答	1	-	-	1	
100.0	-	-	-	100.0	
の 短 も 定 め 間 と 労 働 者 数 の 割 多 少 開 い	期間の定めあり	50	29	21	-
	100.0	58.0	42.0	-	-
	期間の定めなし	15	6	7	2
	100.0	40.0	46.7	13.3	-
無回答	-	-	-	-	
無回答	-	-	-	-	
推 正 社 員 置 換	実施している	40	15	23	2
	100.0	37.5	57.5	5.0	-
	実施していない	23	18	5	-
100.0	78.3	21.7	-	-	
無回答	2	2	-	-	
100.0	100.0	-	-	-	
教 育 訓 練	実施している	50	25	23	2
	100.0	50.0	46.0	4.0	-
	実施していない	8	6	2	-
	100.0	75.0	25.0	-	-
無回答	7	4	3	-	
100.0	57.1	42.9	-	-	

		(第20表-1参照)			
		昇進する ことはない	昇進する ことがある	無回答	
対 待 職 務 等 の 異 同 に よ る 方 向 に 関 し	賛成計 (賛成+どちらかというと賛成)	56	28	26	2
	100.0	50.0	46.4	3.6	-
	反対計 (反対+どちらかというと反対)	6	4	2	-
	100.0	66.7	33.3	-	-
	無回答	3	3	-	-
	100.0	100.0	-	-	-
改 善 策 等 の 実 施 に 関 し	実施したものがあった	36	16	19	1
	100.0	44.4	52.8	2.8	-
	特に実施したものはない	23	16	7	-
	100.0	69.6	30.4	-	-
	無回答	6	3	2	1
	100.0	50.0	33.3	16.7	-
管 理 時 間 雇 用	選任している	20	12	7	1
	100.0	60.0	35.0	5.0	-
	選任していない	40	20	19	1
	100.0	50.0	47.5	2.5	-
	無回答	5	3	2	-
	100.0	60.0	40.0	-	-
労 働 組 合	あり	27	17	10	-
	100.0	63.0	37.0	-	-
	なし	35	15	18	2
	100.0	42.9	51.4	5.7	-
	無回答	3	3	-	-
	100.0	100.0	-	-	-

第21表-2:設問Ⅱ-(7)-1で「昇進することがある」場合の昇進範囲(正社員・短時間各3択/SA)

(第21表-1参照)

	設問Ⅱ-(7)-1 で「昇進する ことがある」と 回答した 事業所数計	所属組織 の責任者等 ハイレベルの 役職(店長、 工場長等) まで	現場の 責任者等 中間レベル の役職 (フロア長、 部門長等) まで	比較的 一般従業員 に近い 役職 (充場長、 ライン長等) まで	無回答
計	19	6	7	5	1
正社員と同じ者がいると回答した場合の 正社員及び短時間労働者	100.0	31.6	36.8	26.3	5.3
一定期間、正社員と同じ者がいると回答 した場合に 【正社員】が退職するまで	9	8	-	-	1
	100.0	88.9	-	-	11.1
一定期間、正社員と同じ者がいると回答 した場合に 【短時間労働者】が退職するまで	9	-	2	7	-
	100.0	-	22.2	77.8	-

第22表-1:設問Ⅱ-(7)-2 正社員と職務がほとんど同じかつ人材活用の仕組み等も同じ(一定期間も含む)短時間労働者の人材活用状況②異動・転勤の有無(2択/SA)

(第22表-1参照)

	設問Ⅱ-(6)で 正社員の 人材活用等と 「同じ者が いる(一定 期間も含む) 」と回答した 事業所数計	異動・転勤 すること はない	異動・転 勤するこ とがある	無回答
計	65	19	43	3
同じ者がいる(一定期間も含む)計	100.0	29.2	66.2	4.6
正社員と同じ者がいる	48	14	32	2
	100.0	29.2	66.7	4.2
一定期間、正社員と同じ者がいる	17	5	11	1
	100.0	29.4	64.7	5.9
業種別				
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-
建設業	2	2	-	-
	100.0	100.0	-	-
製造業	10	5	5	-
	100.0	50.0	50.0	-
電気・ガス・熱供給・水道業	1	-	1	-
	100.0	-	100.0	-
情報通信業	-	-	-	-
運輸業、郵便業	5	2	3	-
	100.0	40.0	60.0	-
卸売業、小売業	13	3	10	-
	100.0	23.1	76.9	-
金融業、保険業	4	-	3	1
	100.0	-	75.0	25.0
不動産業、物品賃貸業	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	2	-	2	-
	100.0	-	100.0	-
宿泊業、飲食サービス業	4	2	2	-
	100.0	50.0	50.0	-
生活関連サービス業、娯楽業	1	1	-	-
	100.0	100.0	-	-
教育、学習支援業	-	-	-	-
医療、福祉	13	1	10	2
	100.0	7.7	76.9	15.4
複合サービス事業(郵便局、 協同組合等)	2	-	2	-
	100.0	-	100.0	-
サービス業(他に分類されないもの)	8	3	5	-
	100.0	37.5	62.5	-
無回答	-	-	-	-
従業員規模別				
短時間労働者を雇用しており、正社員、 短時間労働者、その他労働者の数値記入 欄すべてに回答のあった事業所数計	46	12	31	3
	100.0	26.1	67.4	6.5
1,000人以上	4	1	3	-
	100.0	25.0	75.0	-
300~999人	6	3	3	-
	100.0	50.0	50.0	-
100~299人	19	4	14	1
	100.0	21.1	73.7	5.3
30~99人	12	3	7	2
	100.0	25.0	58.3	16.7
5~29人	5	1	4	-
	100.0	20.0	80.0	-
4人以下	-	-	-	-
	-	-	-	-
非正社員の割合別				
8割以上	8	1	7	-
	100.0	12.5	87.5	-
5割以上8割未満	2	1	1	-
	100.0	50.0	50.0	-
3割以上5割未満	10	1	8	1
	100.0	10.0	80.0	10.0
1割以上3割未満	11	3	6	2
	100.0	27.3	54.5	18.2
1割未満	15	6	9	-
	100.0	40.0	60.0	-

(第22表-1参照)

	設問Ⅱ-(6)で 正社員の 人材活用等 と「同じ者が いる(一定 期間も含む) 」と回答した 事業所数計	異動・転勤 すること はない	異動・転勤 すること がある	無回答
短時間労働者・その他労働者が いる計	65	19	43	3
人を集めやすいため	10	3	6	1
	100.0	30.0	60.0	10.0
退職した女性正社員の 再雇用のため	7	1	6	-
	100.0	14.3	85.7	-
定年社員の再雇用のため	22	10	12	-
	100.0	45.5	54.5	-
簡単な仕事内容のため	12	4	7	1
	100.0	33.3	58.3	8.3
人件費が割安なため	26	3	22	1
	100.0	11.5	84.6	3.8
1日の忙しい時間帯に対処するため	27	6	21	-
	100.0	22.2	77.8	-
一定期間の繁忙に対処するため	8	-	8	-
	100.0	-	100.0	-
仕事量が減ったときに雇用調整が 容易なため	8	2	6	-
	100.0	25.0	75.0	-
経験・知識・技能のある人を 採用したため	26	8	17	1
	100.0	30.8	65.4	3.8
その他	18	6	11	1
	100.0	33.3	61.1	5.6
無回答	1	-	-	1
	100.0	-	-	100.0
の短も 定時 間と 労働 者数 が多 い	50	13	36	1
期間の定めあり	100.0	26.0	72.0	2.0
期間の定めなし	15	6	7	2
	100.0	40.0	46.7	13.3
無回答	-	-	-	-
推 正 社 員 置 換	40	7	30	3
実施している	100.0	17.5	75.0	7.5
実施していない	23	11	12	-
	100.0	47.8	52.2	-
無回答	2	1	1	-
	100.0	50.0	50.0	-
教 育 訓 練	50	16	31	3
実施している	100.0	32.0	62.0	6.0
実施していない	8	2	6	-
	100.0	25.0	75.0	-
無回答	7	1	6	-
	100.0	14.3	85.7	-
対 待 職 務 の 上 昇 に 関 する 考 え の 方 向 に 関 する	56	19	34	3
賛成計(賛成+ どちらかという賛成)	100.0	33.9	60.7	5.4
反対計(反対+ どちらかという反対)	6	-	6	-
	100.0	-	100.0	-
無回答	3	-	3	-
	100.0	-	100.0	-
雇 用 の 改 善 策 の 実 施 に 関 する	36	9	25	2
実施したものがあった	100.0	25.0	69.4	5.6
特に実施したものはない	23	10	13	-
	100.0	43.5	56.5	-
無回答	6	-	5	1
	100.0	-	83.3	16.7
管 理 者 の 雇 用	20	6	12	2
選任している	100.0	30.0	60.0	10.0
選任していない	40	12	27	1
	100.0	30.0	67.5	2.5
無回答	5	1	4	-
	100.0	20.0	80.0	-
労 働 組 合	27	8	18	1
あり	100.0	29.6	66.7	3.7
なし	35	11	22	2
	100.0	31.4	62.9	5.7
無回答	3	-	3	-
	100.0	-	100.0	-

第22表-2:設問Ⅱ-(7)-2で「異動・転勤することがある」場合の異動・転勤範囲(正社員・短時間各4択/SA)

(第22表-1参照)

	設問Ⅱ-(7)-2で「異動・転勤することがある」と回答した事業所数計	転勤を伴う異動がある	転勤は伴わないが事業所を超えた異動がある	事業所内の異動のみだが異動先の制度はない	事業所内の異動のみだが同等以上の異動先の制度がある	無回答
計	32	6	12	6	5	3
	100.0	18.8	37.5	18.8	15.6	9.4
	11	5	3	1	1	1
	100.0	45.5	27.3	9.1	9.1	9.1
	11	-	3	3	4	1
	100.0	-	27.3	27.3	36.4	9.1

第23表:設問Ⅱ-(7)-3 正社員と職務がほとんど同じかつ人材活用の仕組み等も同じ短時間労働者の処遇状況①基本賃金、役職手当、賞与、退職金の支払い方法(基本賃金のみ3択/SA、ほか4択/SA)

(第23表-1参照)

業種別	設問Ⅱ-(7)-3で「同じ者がいる(一定期間も含む)」と回答した事業所数計	正社員と同様の「同じ者がいる(一定期間も含む)」と回答した事業所数計	正社員と同等の制度・基準とは異なるが正社員(制度・基準)に基づいて支払っている	正社員とは異なるが正社員(制度・基準)に基づいて支払っている	正社員とは異なるが正社員(制度・基準)に基づいて支払っている	支払っていない	無回答(%)
		計	65	8	12	27	-
	100.0	12.3	18.5	41.5	-	27.7	-
	65	5	6	6	23	25	-
	100.0	7.7	9.2	9.2	35.4	38.5	-
	65	4	10	22	9	20	-
	100.0	6.2	15.4	33.8	13.8	30.8	-
	65	4	2	3	29	27	-
	100.0	6.2	3.1	4.6	44.6	41.5	-
業種別 砂利業、採取石業、	基本賃金	-	-	-	-	-	-
	役職手当	-	-	-	-	-	-
	賞与	-	-	-	-	-	-
	退職金	-	-	-	-	-	-
建設業	基本賃金	2	-	1	-	1	-
	役職手当	2	-	-	1	1	-
	賞与	2	-	-	1	1	-
	退職金	2	-	-	1	1	-
製造業	基本賃金	10	1	2	3	-	4
	役職手当	10	1	1	1	3	4
	賞与	10	2	10	10	30	40
	退職金	10	2	10	10	30	40
熱電供給・ガス、水道業	基本賃金	1	-	-	1	-	-
	役職手当	1	-	-	-	1	-
	賞与	1	-	-	1	-	-
	退職金	1	-	-	1	-	-
情報通信業	基本賃金	-	-	-	-	-	-
	役職手当	-	-	-	-	-	-
	賞与	-	-	-	-	-	-
	退職金	-	-	-	-	-	-
運輸業、郵便業	基本賃金	5	1	1	2	-	1
	役職手当	5	20	20	40	-	20
	賞与	5	-	1	1	2	1
	退職金	5	1	1	2	3	1
卸売業、小売業	基本賃金	13	-	2	7	-	4
	役職手当	13	1	1	4	3	4
	賞与	13	7.7	7.7	30.8	23.1	30.8
	退職金	13	-	3	6	-	4
金融業、保険業	基本賃金	4	1	1	2	-	-
	役職手当	4	1	-	-	2	1
	賞与	4	1	-	2	1	-
	退職金	4	1	-	2	1	-
不動産業、物品賃貸業	基本賃金	-	-	-	-	-	-
	役職手当	-	-	-	-	-	-
	賞与	-	-	-	-	-	-
	退職金	-	-	-	-	-	-

(第23表-1参照)

業種別	設問Ⅱ-(7)-3で「同じ者がいる(一定期間も含む)」と回答した事業所数計	正社員と同様の「同じ者がいる(一定期間も含む)」と回答した事業所数計	正社員と同等の制度・基準とは異なるが正社員(制度・基準)に基づいて支払っている	正社員とは異なるが正社員(制度・基準)に基づいて支払っている	正社員とは異なるが正社員(制度・基準)に基づいて支払っている	支払っていない	無回答(%)
		技術研究・専門・	2	1	-	-	1
	100.0	50.0	-	-	50.0	-	-
ザリゴ業、飲食	基本賃金	4	1	1	-	-	2
	役職手当	4	25.0	25.0	-	-	50.0
	賞与	4	-	25.0	-	-	25.0
	退職金	4	-	-	-	-	25.0
販売業	基本賃金	1	1	-	-	-	-
	役職手当	1	100.0	-	-	-	-
	賞与	1	100.0	-	-	-	-
	退職金	1	-	-	-	-	100.0
教育・学習支援業	基本賃金	-	-	-	-	-	-
	役職手当	-	-	-	-	-	-
	賞与	-	-	-	-	-	-
	退職金	-	-	-	-	-	-
医療・福祉	基本賃金	13	1	4	4	-	4
	役職手当	13	7.7	30.8	30.8	-	30.8
	賞与	13	-	4	3	-	6
	退職金	13	1	1	1	4	6
複合サービス事業(郵便局、協同組合等)	基本賃金	2	-	-	2	-	-
	役職手当	2	-	-	-	1	1
	賞与	2	-	-	2	-	-
	退職金	2	-	-	-	1	1
分売サービス業(他)	基本賃金	8	1	1	4	-	2
	役職手当	8	12.5	12.5	50.0	-	25.0
	賞与	8	-	25.0	12.5	25.0	37.5
	退職金	8	-	12.5	37.5	25.0	25.0
無回答	基本賃金	-	-	-	-	-	-
	役職手当	-	-	-	-	-	-
	賞与	-	-	-	-	-	-
	退職金	-	-	-	-	-	-

非正社員の割合	8割以上	正社員に対して実施 1000	144	124	112	110	14	6	62	31	7	10	1000	86.1	77.8	76.4	9.7	4.2	43.1	21.5	4.9	6.9	144	84	73	94	96	46	14	1	8	5	1000	58.3	50.7	65.3	66.7	31.9	9.7	0.7	5.6	3.5	
																																											職務の内容(業務の内容及び責任の重さ)
8割以上	5割以上8割未満	正社員に対して実施	202	164	128	156	51	22	90	81	25	13	1000	81.2	63.4	77.2	25.2	10.9	44.6	40.1	12.4	6.4	202	130	74	129	99	76	30	14	32	3	1000	64.4	36.6	63.9	49.0	37.8	14.9	6.9	15.8	1.5	
		短時間労働者全数 (職務の異同問わず)に対して実施	202	130	74	129	99	76	30	14	32	3	1000	64.4	36.6	63.9	49.0	37.8	14.9	6.9	15.8	1.5	202	30	20	30	20	12	7	3	12	149	1000	15.8	9.9	14.9	9.9	5.9	3.5	1.5	5.9	73.8	
		正社員と職務が同じ	202	130	74	129	99	76	30	14	32	3	1000	64.4	36.6	63.9	49.0	37.8	14.9	6.9	15.8	1.5	202	122	71	121	94	72	24	11	28	12	1000	60.4	35.1	59.9	46.5	35.6	11.9	5.4	13.9	5.9	
		短時間労働者(のみ)に対して実施	202	122	71	121	94	72	24	11	28	12	1000	60.4	35.1	59.9	46.5	35.6	11.9	5.4	13.9	5.9	202	24	17	22	15	8	1	-	-	8	161	1000	11.9	8.4	10.9	7.4	4.0	0.5	-	4.0	79.7
		正社員と職務が異なる	202	24	17	22	15	8	1	-	-	-	109	1000	16.7	11.1	16.7	9.7	2.8	0.7	-	-	-	188	148	112	145	43	23	98	82	23	9	1000	78.7	59.6	77.1	22.9	12.2	5.2	43.6	12.2	4.8
		異なる両方に共通して実施	1000	16.7	11.1	16.7	9.7	2.8	0.7	-	-	-	188	148	112	145	43	23	98	82	23	9	188	112	57	115	87	66	26	16	32	6	1000	59.6	30.3	61.2	46.3	35.1	13.8	8.5	17.0	3.2	
		正社員と職務が同じ	188	112	57	115	87	66	26	16	32	6	188	38	19	35	20	14	11	4	1.0	139	188	38	19	35	20	14	11	4	1.0	1000	20.2	10.1	18.6	10.6	7.4	5.9	2.1	5.3	62.9		
		短時間労働者(のみ)に対して実施	188	38	19	35	20	14	11	4	1.0	139	188	38	19	35	20	14	11	4	1.0	188	100	532	282	55.3	42.6	33.5	11.7	7.4	14.9	8.5	141	1000	53.2	28.2	55.3	42.6	33.5	11.7	7.4	14.9	8.5
		正社員と職務が異なる	188	100	532	282	55.3	42.6	33.5	11.7	7.4	14.9	8.5	141	1000	53.2	28.2	55.3	42.6	33.5	11.7	7.4	14.9	188	26	15	24	13	11	7	2	6	141	1000	13.8	8.0	12.8	6.9	5.9	3.7	1.1	3.2	75.0
		異なる両方に共通して実施	1000	13.8	8.0	12.8	6.9	5.9	3.7	1.1	3.2	75.0	420	329	267	335	80	38	230	192	54	22	420	245	130	250	184	138	62	25	68	12	1000	78.3	63.6	79.8	19.0	9.0	54.8	45.7	12.9	5.2	
		正社員と職務が同じ	420	245	130	250	184	138	62	25	68	12	420	89	58	96	53	34	25	8	21	272	420	89	58	96	53	34	25	8	21	272	1000	21.2	13.8	22.9	12.6	8.1	6.0	1.9	5.0	64.8	
		短時間労働者(のみ)に対して実施	420	89	58	96	53	34	25	8	21	272	420	212	138	22.9	12.6	8.1	6.0	1.9	5.0	64.8	420	212	138	22.9	12.6	8.1	6.0	1.9	5.0	64.8	1000	51.0	24.5	49.3	38.1	29.5	12.6	5.0	13.8	13.3	
正社員と職務が異なる	420	212	138	22.9	12.6	8.1	6.0	1.9	5.0	64.8	420	510	245	49.3	38.1	29.5	12.6	5.0	13.8	13.3	420	58	31	53	29	20	16	4	11	331	1000	13.8	7.4	12.6	6.9	4.8	3.8	1.0	2.6	78.8			
異なる両方に共通して実施	1000	13.8	7.4	12.6	6.9	4.8	3.8	1.0	2.6	78.8	315	242	218	262	50	31	179	127	30	16	315	173	91	176	107	89	50	12	60	19	1000	54.9	28.9	55.9	34.0	28.3	15.9	3.8	19.0	6.9			
正社員に対して実施	315	242	218	262	50	31	179	127	30	16	315	173	91	176	107	89	50	12	60	19	315	173	91	176	107	89	50	12	60	19	1000	54.9	28.9	55.9	34.0	28.3	15.9	3.8	19.0	6.9			
短時間労働者全数 (職務の異同問わず)に対して実施	315	173	91	176	107	89	50	12	60	19	315	173	91	176	107	89	50	12	60	19	315	173	91	176	107	89	50	12	60	19	1000	54.9	28.9	55.9	34.0	28.3	15.9	3.8	19.0	6.9			
正社員と職務が同じ	315	173	91	176	107	89	50	12	60	19	315	173	91	176	107	89	50	12	60	19	315	173	91	176	107	89	50	12	60	19	1000	54.9	28.9	55.9	34.0	28.3	15.9	3.8	19.0	6.9			
短時間労働者(のみ)に対して実施	315	173	91	176	107	89	50	12	60	19	315	173	91	176	107	89	50	12	60	19	315	173	91	176	107	89	50	12	60	19	1000	54.9	28.9	55.9	34.0	28.3	15.9	3.8	19.0	6.9			
正社員と職務が異なる	315	173	91	176	107	89	50	12	60	19	315	173	91	176	107	89	50	12	60	19	315	173	91	176	107	89	50	12	60	19	1000	54.9	28.9	55.9	34.0	28.3	15.9	3.8	19.0	6.9			
異なる両方に共通して実施	1000	54.9	28.9	55.9	34.0	28.3	15.9	3.8	19.0	6.9	315	139	64	140	88	71	40	11	54	175	315	139	64	140	88	71	40	11	54	175	1000	44.1	20.3	44.4	27.9	22.5	12.7	3.5	17.1	15.5			
正社員と職務が同じ	315	139	64	140	88	71	40	11	54	175	315	139	64	140	88	71	40	11	54	175	315	139	64	140	88	71	40	11	54	175	1000	44.1	20.3	44.4	27.9	22.5	12.7	3.5	17.1	15.5			
短時間労働者(のみ)に対して実施	315	139	64	140	88	71	40	11	54	175	315	139	64	140	88	71	40	11	54	175	315	139	64	140	88	71	40	11	54	175	1000	44.1	20.3	44.4	27.9	22.5	12.7	3.5	17.1	15.5			
正社員と職務が異なる	315	139	64	140	88	71	40	11	54	175	315	139	64	140	88	71	40	11	54	175	315	139	64	140	88	71	40	11	54	175	1000	44.1	20.3	44.4	27.9	22.5	12.7	3.5	17.1	15.5			
異なる両方に共通して実施	1000	44.1	20.3	44.4	27.9	22.5	12.7	3.5	17.1	15.5	315	20	14	29	10	13	11	2	6	274	315	20	14	29	10	13	11	2	6	274	1000	6.3	4.4	9.2	3.2	4.1	3.5	0.6	1.6	87.0			
正社員に対して実施	1,515	1,166	995	1,190	276	148	773	586	150	103	1,515	770	657	78.5	18.2	9.8	51.0	38.7	9.9	6.8	1,515	843	496	919	666	479	208	75	239	44	1,515	843	496	919	666	479	208	75	239	44			
短時間労働者全数 (職務の異同問わず)に対して実施	1,515	843	496	919	666	479	208	75	239	44	1,515	843	496	919	666	479	208	75	239	44	1,515	843	496	919	666	479	208	75	239	44	1,515	843	496	919	666	479	208	75	239	44			
正社員と職務が同じ	1,515	843	496	919	666	479	208	75	239	44	1,515	843	496	919	666	479	208	75	239	44	1,515	843	496	919	666	479	208	75	239	44	1,515	843	496	919	666	479	208	75	239	44			
短時間労働者(のみ)に対して実施	1,515	843	496	919	666	479	208	75	239	44	1,515	843	496	919	666	479	208	75	239	44	1,515	843	496	919	666	479	208	75	239	44	1,515	843	496	919	666	479	208	75	239	44			
正社員と職務が異なる	1,515	843	496	919	666	479	208	75	239	44	1,515	843	496	919	666	479	208	75	239	44	1,515	843	496	919	666	479	208	75	239	44	1,515	843	496	919	666	479	208	75	239	44			
異なる両方に共通して実施	1000	10.2	5.9	10.6	5.3	3.3	2.6	0.8	2.3	80.7	221	179	109	166	45	24	103	68	26	18	221	179	109	166	45	24	103	68	26	18	221	179	109	166	45	24	103	68	26	18			
正社員に対して実施	221	179	109	166	45	24	103	68	26	18	221	179	109	166	45	24	103	68	26	18	221	179	109	166	45	24	103	68	26	18	221	179	109	166	45	24	103	68	26	18			
短時間労働者全数 (職務の異同問わず)に対して実施	221	17																																									

			短期労働者 が専ら 雇用して いる 事業所 数(注)	職務の 内容(業務 の内容及び 責任の 重さ)	職務の 成果	能力、 経験	地域で の資金 相稱	最低賃 金	年齢	学歴	その他	無回答
第8条等 該当パ ートの有 無	短 時 間 労 働 者 が 専 ら 雇 用 さ れ て い る	正社員に対して実施	361	283	230	274	69	46	173	130	33	21
		短時間労働者全般 (職務の異同問わず)に対して実施	1000	784	637	759	181	127	479	360	91	58
		正社員と職務が同じ	361	224	144	226	138	118	57	21	65	184
		正社員と職務が異なる	1000	820	410	626	382	327	158	58	180	510
		短時間労働者(のみ)に対して実施	361	186	119	184	89	68	45	16	50	68
		正社員と職務が同じ	1000	515	330	510	247	188	125	44	139	188
		正社員と職務が異なる	361	137	87	136	99	81	32	12	36	126
		短時間労働者(のみ)に対して実施	1000	380	241	377	274	224	89	33	100	349
		正社員と職務が同じ	361	99	58	94	50	31	20	7	21	10
		正社員と職務が異なる	1000	274	161	260	139	86	55	19	58	28
		異なる両方に共通して実施	1,099	882	713	900	227	104	572	437	114	45
		無回答	1000	803	648	819	207	95	520	398	104	41
い な い	短 時 間 労 働 者 が 専 ら 雇 用 さ れ て い る	正社員に対して実施	1,099	882	713	900	227	104	572	437	114	45
		短時間労働者全般 (職務の異同問わず)に対して実施	1000	803	648	819	207	95	520	398	104	41
		正社員と職務が同じ	1,099	549	328	679	491	333	154	67	162	32
		正社員と職務が異なる	1000	595	298	618	447	303	140	61	147	29
		短時間労働者(のみ)に対して実施	1,099	134	80	153	91	62	45	16	23	863
		正社員と職務が同じ	1000	122	73	139	83	56	41	15	21	785
		正社員と職務が異なる	1,099	532	288	601	434	293	129	57	151	138
		短時間労働者(のみ)に対して実施	1000	484	262	547	395	267	117	52	137	126
		正社員と職務が同じ	1,099	67	40	75	34	22	20	6	12	969
		正社員と職務が異なる	1000	61	36	68	31	20	18	05	11	882
		異なる両方に共通して実施	22	11	9	13	3	1	7	6	6	8
		無回答	1000	500	409	591	136	45	318	273	273	364
い な い	短 時 間 労 働 者 が 専 ら 雇 用 さ れ て い る	正社員に対して実施	22	11	9	13	3	1	7	6	6	8
		短時間労働者全般 (職務の異同問わず)に対して実施	1000	500	409	591	136	45	318	273	273	364
		正社員と職務が同じ	22	11	5	11	6	6	3	-	5	17
		正社員と職務が異なる	1000	500	227	500	273	273	136	-	227	773
		短時間労働者(のみ)に対して実施	22	3	4	2	2	2	-	-	2	16
		正社員と職務が同じ	1000	136	182	182	91	91	91	-	91	727
		正社員と職務が異なる	22	11	5	11	5	4	2	-	5	5
		短時間労働者(のみ)に対して実施	1000	500	227	500	227	182	91	-	227	227
		正社員と職務が同じ	22	3	4	1	-	-	-	-	2	4
		正社員と職務が異なる	1000	136	182	182	45	-	45	-	91	182
		異なる両方に共通して実施	65	51	44	49	10	11	23	12	5	6
		無回答	1000	785	677	754	154	169	354	185	77	92
い な い	短 時 間 労 働 者 が 専 ら 雇 用 さ れ て い る	正社員に対して実施	65	40	29	45	22	19	11	9	2	
		短時間労働者全般 (職務の異同問わず)に対して実施	1000	615	446	692	338	292	169	15	138	31
		正社員と職務が同じ	65	34	27	40	12	14	11	1	7	8
		正社員と職務が異なる	1000	523	415	615	185	215	169	15	108	123
		短時間労働者(のみ)に対して実施	65	22	13	28	17	11	5	-	6	25
		正社員と職務が同じ	1000	338	200	431	262	169	77	-	92	385
		正社員と職務が異なる	65	16	11	23	7	6	5	-	4	2
		短時間労働者(のみ)に対して実施	1000	246	169	354	108	92	77	-	62	31
		正社員と職務が同じ	264	212	172	205	53	30	128	101	25	10
		正社員と職務が異なる	1000	803	652	777	201	114	485	383	95	38
		異なる両方に共通して実施	264	174	106	165	106	89	40	18	54	128
		無回答	1000	659	402	625	402	337	152	68	205	485
い な い	短 時 間 労 働 者 が 専 ら 雇 用 さ れ て い る	正社員に対して実施	264	148	88	137	76	52	30	13	43	39
		短時間労働者全般 (職務の異同問わず)に対して実施	1000	561	333	519	288	197	114	49	163	148
		正社員と職務が同じ	264	107	64	97	73	61	22	10	28	91
		正社員と職務が異なる	1000	405	242	367	277	231	83	38	106	345
		短時間労働者(のみ)に対して実施	264	81	46	69	43	24	12	5	17	2
		正社員と職務が同じ	1000	307	174	261	163	91	45	19	64	08
		正社員と職務が異なる	32	20	14	20	6	5	22	17	3	5
		短時間労働者(のみ)に対して実施	1000	625	438	625	188	156	688	531	94	156
		正社員と職務が同じ	32	10	13	16	10	6	2	2	25	
		正社員と職務が異なる	1000	313	403	500	313	188	63	63	781	
		異なる両方に共通して実施	32	4	4	7	1	2	4	2	-	21
		無回答	1000	125	125	219	31	63	125	63	-	656
い な い	短 時 間 労 働 者 が 専 ら 雇 用 さ れ て い る	正社員に対して実施	32	8	10	11	9	9	5	2	2	10
		短時間労働者全般 (職務の異同問わず)に対して実施	1000	250	313	344	281	281	156	63	63	313
		正社員と職務が同じ	32	2	1	2	-	-	1	3	2	6
		正社員と職務が異なる	1000	63	31	63	-	31	94	63	-	188
		異なる両方に共通して実施	19	13	10	14	3	5	3	1	2	3
		短時間労働者全般 (職務の異同問わず)に対して実施	1000	684	526	737	158	263	158	53	105	158
		正社員と職務が同じ	19	12	9	14	5	7	3	1	2	2
		正社員と職務が異なる	1000	632	474	737	263	368	158	53	105	105
		短時間労働者(のみ)に対して実施	19	12	9	14	4	7	3	1	2	1
		正社員と職務が同じ	1000	632	474	737	211	368	158	53	105	53
		正社員と職務が異なる	19	4	3	7	3	2	1	-	1	11
		短時間労働者(のみ)に対して実施	1000	211	158	368	158	105	53	-	53	579
正社員と職務が同じ	19	4	3	7	2	2	1	-	1	10		
正社員と職務が異なる	1000	211	158	368	105	105	53	-	53	528		
異なる両方に共通して実施	18	15	14	15	3	1	10	8	1	1		
無回答	1000	833	778	833	167	56	556	444	56	56		
い な い	短 時 間 労 働 者 が 専 ら 雇 用 さ れ て い る	正社員に対して実施	18	15	10	12	4	5	5	-	3	-
		短時間労働者全般 (職務の異同問わず)に対して実施	1000	722	556	667	222	278	278	-	167	-
		正社員と職務が同じ	18	11	9	12	2	4	5	-	2	2
		正社員と職務が異なる	1000	611	500	667	111	222	278	-	111	111
		短時間労働者(のみ)に対して実施	18	6	4	5	3	3	2	-	1	9
		正社員と職務が同じ	1000	333	222	278	167	167	111	-	56	500
		正社員と職務が異なる	18	4	3	5	1	2	2	-	-	11
		短時間労働者(のみ)に対して実施	1000	222	167	278	56	111	111	-	-	611
		正社員と職務が同じ	28	23	20	20	4	5	10	3	2	2
		正社員と職務が異なる	1000	821	714	714	143	179	357	107	71	71
		異なる両方に共通して実施	28	15	10	19	13	7	3	-	4	-
		無回答	1000	536	357	679	464	250	107	-	143	-
い な い	短 時 間 労 働 者 が 専 ら 雇 用 さ れ て い る	正社員に対して実施	28	11	9	14	6	3	3	-	3	5
		短時間労働者全般 (職務の異同問わず)に対して実施	1000	393	321	500	214	107	107	-	107	179
		正社員と職務が同じ	28	12	6	16	11	6	2	-	4	5
		正社員と職務が異なる	1000	429	214	571	393	214	71	-	143	179
		短時間労働者(のみ)に対して実施	28	8	5	11	4	2	2	-	3	10
		正社員と職務が同じ	1000	286	179	393	143	71	71	-	107	357
		正社員と職務が異なる	857	677	564	678	152	82	422	326	91	50
		短時間労働者全般 (職務の異同問わず)に対して実施	1000	790	658	791	177	96	492	380	106	58
		正社員と職務が同じ	857	530	318	563	407	265	111	48	117	14
		正社員と職務が異なる	1000	618	371	657	475	309	130	56	137	16
		異なる両方に共通して実施	857	193	118	196	110	64	45	18	34	561
		無回答	1000	225	138	229	128	75	53	21	40	655
い な い	短 時 間 労 働 者 が 専 ら 雇 用 さ れ て い る	正社員に対して実施	857	445	258	465	352	228	80	37	101	133
		短時間労働者全般 (職務の異同問わず)に対して実施	1000	519	301	543	411	266	93	43	118	155
		正社員と職務が同じ	857	108	58	98	55	27	14	7	18	680
		正社員と職務が異なる	1000	126	68	114	64	32	150	38	21	793
		異なる両方に共通して実施	854	651	530	663	164	86	456	323	85	60
		短時間労働者全般 (職務の異同問わず)に対して実施	1000	762	621	776	192	101	527	378	100	70
		正社員と職務が同じ	854	437	240	474	355	274	136	48	144	27
		正社員と職務が異なる	1000	512	281	555	416	321	159	56	169	32
		短時間労働者(のみ)に対して実施	854	152	98	175	98	83	58	20	47	568
		正社員と職務が同じ	1000	178	115	205	115	97	68	23	55	665
		正社員と職務が異なる	854	359	189	389	301	226	112	38	118	147
		短時間労働者(のみ)に対して実施	1000	420	221	456	352	265	131	44		

業種別	生活関連サービス業・娯楽業	教育・学習支援業	医療・福祉	複合サービス業（郵便局、協同組合等）	サービス業（他に分類されないもの）	無回答	短時間労働者に対する実施		正社員のみ実施		正社員と短時間労働者両方に対して実施		正社員と短時間労働者両方に対して実施		実施していないまたは回答がない		
							実施	実施していない	実施	実施していない	実施	実施していない	実施	実施していない	実施	実施していない	実施
生活関連サービス業・娯楽業	定期的な昇給	48	29	16	13	15	9	10	4	17							
	人事評価・考課	100.0	60.4	33.3	27.1	31.3	18.8	20.8	8.3	35.4							
	通勤手当	48	45	4	61	62.5	22.8	50.0	10.4	12.5							
	精勤手当	100.0	93.8	8.3	85.4	89.8	31.3	70.8	12.7	2.1							
	役職手当	48	6	3	3	3	7	-	-	-							
	家族手当	48	11	12.5	6.3	6.3	14.6	-	-	-							
	住宅手当	100.0	85.4	68.8	16.7	18.8	10.4	8.3	-	-							
	賞与	48	26	25	1	1	1	-	-	-							
	退職金	100.0	54.2	52.1	2.1	2.1	2.1	-	-	-							
	企業年金	48	11	10	1	1	1	-	-	-							
	健康診断	100.0	90.7	54.2	37.5	39.6	16.7	27.1	4.2	6.3							
	慶弔休暇	48	34	29	18	19	8	13	2	3							
	共済会への加入	100.0	71.7	54.2	37.5	39.6	16.7	27.1	4.2	6.3							
	保養施設の利用	100.0	90.8	62.6	8.3	10.4	4.2	6.3	-	-							
	託児施設の利用	48	11	10	1	1	1	-	-	-							
	定期的な昇給	139	135	93	42	42	6	40	4	4							
	人事評価・考課	100.0	97.1	66.3	30.2	32.4	6.3	28.8	2.2	2.8							
	通勤手当	139	127	43.9	24.5	25.2	4.3	23.0	2.2	3.0							
	精勤手当	139	135	127	127	127	2	118	2	2							
	役職手当	100.0	97.8	6.5	91.4	91.4	15.8	84.9	9.4	2.2							
家族手当	139	127	127	127	127	4	127	4	4								
住宅手当	100.0	91.4	88.5	2.9	2.9	1.4	2.9	1.4	8.6								
賞与	139	123	117	6	6	2	5	1	16								
退職金	100.0	88.5	84.2	4.2	4.2	4.2	3.6	0.7	11.6								
企業年金	139	135	129	3	3	3	3	3	3								
健康診断	100.0	97.1	90.6	6.5	6.5	3.8	5.0	2.2	2.2								
慶弔休暇	139	136	136	136	136	15	79	7	7								
共済会への加入	100.0	97.8	35.3	82.6	82.6	10.8	56.8	5.0	2.9								
保養施設の利用	139	98	71	27	27	8	22	3	11								
託児施設の利用	100.0	70.5	51.1	19.4	19.4	15.8	15.8	2.2	29.6								
定期的な昇給	100.0	20.1	2.9	17.3	17.3	0.7	17.3	0.7	39.9								
人事評価・考課	174	167	88	79	80	41	65	26	6								
通勤手当	100.0	90.6	50.6	45.8	46.8	37.4	14.9	3.4	3.4								
精勤手当	174	174	174	174	174	174	174	174	174								
役職手当	100.0	90.8	9.2	88.1	88.1	44.8	25.9	31.0	1.7								
家族手当	174	174	174	174	174	174	174	174	174								
住宅手当	100.0	95.4	87.9	7.5	7.5	5.2	4.0	1.7	4.6								
賞与	174	145	139	6	6	6	6	6	6								
退職金	100.0	98.3	45.4	52.9	52.9	28.2	41.4	16.7	1.7								
企業年金	174	149	149	10	10	10	10	10	10								
健康診断	100.0	97.1	6.9	90.8	90.8	46.0	77.0	3.2	2.3								
慶弔休暇	174	174	174	174	174	174	174	174	174								
共済会への加入	100.0	97.7	38.5	58.6	58.6	31.8	46.6	19.5	2.9								
保養施設の利用	174	174	174	174	174	174	174	174	174								
託児施設の利用	100.0	44.3	20.7	23.6	23.6	12.6	16.7	5.7	5.7								
定期的な昇給	53	51	45	21	21	10	21	7	8								
人事評価・考課	100.0	98.9	39.6	45.8	45.8	39.6	39.6	12.4	15.1								
通勤手当	100.0	88.1	9.4	88.7	88.7	30.2	77.4	18.9	1.9								
精勤手当	53	3	5	5	5	1	1	1	1								
役職手当	100.0	96.2	84.9	11.2	11.2	11.2	8.4	-	3.8								
家族手当	53	49	44	5	5	1	5	1	4								
住宅手当	100.0	92.5	83.0	9.4	9.4	1.9	9.4	1.9	7.5								
賞与	53	20	19	1	1	1	1	1	1								
退職金	100.0	37.7	35.8	1.9	1.9	-	1.9	-	62.3								
企業年金	53	51	42	9	9	4	2	2	2								
健康診断	100.0	98.2	79.2	17.0	17.0	17.0	13.2	3.8	3.8								
慶弔休暇	53	51	47	4	4	4	4	4	4								
共済会への加入	100.0	98.2	26.4	69.8	69.8	32.1	58.5	20.8	3.8								
保養施設の利用	53	51	3	14	14	6	12	4	36								
託児施設の利用	100.0	37.1	5.7	26.4	26.4	-	11.3	27.6	7.8								
定期的な昇給	155	107	64	43	43	20	35	12	28								
人事評価・考課	100.0	69.0	41.3	27.7	27.7	12.9	22.6	7.7	31.0								
通勤手当	155	139	118	121	125	49	106	30	12								
精勤手当	100.0	89.7	11.6	88.1	88.1	31.6	68.4	19.4	7.7								
役職手当	155	21	15	6	6	1	6	1	12.5								
家族手当	100.0	13.5	9.7	3.9	3.9	2.6	8.4	1.3	80.6								
住宅手当	155	126	104	22	23	11	16	8	12.8								
賞与	100.0	81.3	67.1	14.2	14.8	7.1	10.3	2.6	18.1								
退職金	155	90	85	5	6	4	4	2	61.3								
企業年金	155	120	120	9	9	9	9	9	9								
健康診断	100.0	41.8	40.0	1.9	2.6	0.8	1.9	-	57.4								
慶弔休暇	155	141	138	114	120	46	108	29	3								
共済会への加入	100.0	91.6	18.1	73.5	77.4	29.7	69.5	18.7	4.5								
保養施設の利用	155	141	138	114	120	46	108	29	3								
託児施設の利用	100.0	30.3	19.4	11.0	11.6	4.5	9.7	2.6	69.0								
定期的な昇給	155	134	131	3	3	3	3	3	3								
人事評価・考課	100.0	87.5	50.0	37.5	37.5	6.3	37.5	6.3	12.5								
通勤手当	16	13	3	10	10	3	9	2	3								
精勤手当	100.0	81.3	18.8	62.1	62.1	18.8	56.2	12.5	18.8								
役職手当	16	12	7	6	6	3	6	3	6								
家族手当	100.0	6.3	-	6.3	12.5	6.3	6.3	-	18.8								
住宅手当	16	10	9	1	1	1	1	1	1								
賞与	100.0	66.6	56.2	6.3	12.5	6.3	6.3	-	31.9								
退職金	100.0	37.5	37.5	-	6.3	6.3	-	-	56.3								
企業年金	16	14	6	6	6	3	6	3	6								
健康診断	100.0	50.0	37.5	12.5	12.5	6.3	12.5	6.3	12.5								
慶弔休暇	16	13	5	8	8	8	8	8	8								
共済会への加入	100.0	87.5	18.8	68.8	68.8	12.5	62.5	6.3	50.0								
保養施設の利用	16	13	5	8	8	8	8	8	8								
託児施設の利用	100.0	81.3	31.3	50.0	50.0	6.3	50.0	6.3	18.8								

業種別	サービス業（他に分類されないもの）	無回答	短時間労働者に対する実施		正社員のみ実施		正社員と短時間労働者両方に対して実施		正社員と短時間労働者両方に対して実施		実施していないまたは回答がない	
			実施	実施していない	実施	実施していない	実施	実施していない	実施	実施していない	実施	実施していない
サービス業（他に分類されないもの）	定期的な昇給	136	120	84	36	36						

非正社員 の割合 別	8割以上	5割以上 8割未満	3割以上 5割未満	1割以上 3割未満	1割未満	短時間労働者等の 雇用理由別	人 を 雇 う た め の 雇 用 理 由 別	短時間労働者等の雇用理由別																			
								正社員に 対して 実施	正社員 のみ実施	正社員と 短時間労働者 の両方 に対して 実施	短時間 労働者 のみ 実施	正社員と 短時間労働者 の両方 に対して 実施	正社員と 短時間労働者 の両方 に対して 実施	正社員と 短時間労働者 の両方 に対して 実施	実施して いない または 未回答	正社員に 対して 実施	正社員 のみ実施	正社員と 短時間労働者 の両方 に対して 実施	短時間 労働者 のみ 実施	正社員と 短時間労働者 の両方 に対して 実施	正社員と 短時間労働者 の両方 に対して 実施	正社員と 短時間労働者 の両方 に対して 実施	実施して いない または 未回答				
								144	106	43	63	44	23	58	17	37	144	106	43	63	44	23	58	17	37		
								144	124	23	101	107	32	101	26	15	144	124	23	101	107	32	101	26	15		
								144	161	160	701	743	222	701	181	9	144	161	160	701	743	222	701	181	9		
								144	136	16	120	121	38	114	31		144	136	16	120	121	38	114	31			
								144	944	81	833	840	28	78	21	5	144	944	81	833	840	28	78	21	5		
								144	14	10	4	10	10	4	1	124	144	14	10	4	10	10	4	1	124		
								144	9.7	6.9	2.8	6.9	0.7	6.9	0.7	18.1	144	9.7	6.9	2.8	6.9	0.7	6.9	0.7	18.1		
								144	126	87	39	39	176	160	16	11	144	126	87	39	39	176	160	16	11		
								144	87.5	60.4	27.1	27.1	12.5	18.8	4.2	12.5	144	87.5	60.4	27.1	27.1	12.5	18.8	4.2	12.5		
								144	95	89	6	8	1	1	1	48	144	95	89	6	8	1	1	1	48		
								144	66.0	61.8	4.2	4.2	2.1	2.8		33.2	144	66.0	61.8	4.2	4.2	2.1	2.8		33.2		
								144	74	68	6	6	2	4		48	144	74	68	6	6	2	4		48		
								144	51.4	47.2	4.2	4.2	1.4	2.8		76.6	144	51.4	47.2	4.2	4.2	1.4	2.8		76.6		
								144	124	134	61	101	107	32	101	26	15	144	124	134	61	101	107	32	101	26	15
								144	93.1	42.4	50.7	54.2	16.7	47.8	10.4	3.5	144	93.1	42.4	50.7	54.2	16.7	47.8	10.4	3.5		
								144	119	106	13	19	9	15	5	19	144	119	106	13	19	9	15	5	19		
								144	92.6	73.6	9.0	13.2	6	10.4	3.5	13.2	144	92.6	73.6	9.0	13.2	6	10.4	3.5	13.2		
								144	66	57	9	11	4	5.6	0.7	72.6	144	66	57	9	11	4	5.6	0.7	72.6		
								144	45.8	39.6	6.1	11.8	2.8	5.6	0.7	52.6	144	45.8	39.6	6.1	11.8	2.8	5.6	0.7	52.6		
								144	133	118	15	11	11.3	2.1	11.3	144	133	118	15	11	11.3	2.1	11.3				
								144	94.4	11.8	82.6	88.8	26.5	79.9	21.5	1.4	144	94.4	11.8	82.6	88.8	26.5	79.9	21.5	1.4		
								144	92.2	34.7	57.6	61.1	18.8	56.8	14.6	4.2	144	92.2	34.7	57.6	61.1	18.8	56.8	14.6	4.2		
								144	55	30	25	32	10	29	7	8.2	144	55	30	25	32	10	29	7	8.2		
								144	94.2	20.1	74.1	78.2	20.1	4.9	56.4	144	94.2	20.1	74.1	78.2	20.1	4.9	56.4				
								144	94	10	4	50	13	48	1	8.1	144	94	10	4	50	13	48	1	8.1		
								144	37.5	69	30.6	34.7	9.0	33.3	7.6	58.2	144	37.5	69	30.6	34.7	9.0	33.3	7.6	58.2		
								144	4	1	3	2	1	1	1	138	144	4	1	3	2	1	1	1	138		
								144	42	0.7	3.5	3.5	1.4	2.8	0.7	85.2	144	42	0.7	3.5	3.5	1.4	2.8	0.7	85.2		
								202	158	91	67	68	23	57	12	43	202	158	91	67	68	23	57	12	43		
								202	170	450	332	387	114	332	29	31	202	170	450	332	387	114	332	29	31		
								202	170	450	332	387	114	332	29	31	202	170	450	332	387	114	332	29	31		
								202	170	450	332	387	114	332	29	31	202	170	450	332	387	114	332	29	31		
								202	170	450	332	387	114	332	29	31	202	170	450	332	387	114	332	29	31		
								202	170	450	332	387	114	332	29	31	202	170	450	332	387	114	332	29	31		
								202	170	450	332	387	114	332	29	31	202	170	450	332	387	114	332	29	31		
								202	170	450	332	387	114	332	29	31	202	170	450	332	387	114	332	29	31		
								202	170	450	332	387	114	332	29	31	202	170	450	332	387	114	332	29	31		
								202	170	450	332	387	114	332	29	31	202	170	450	332	387	114	332	29	31		
								202	170	450	332	387	114	332	29	31	202	170	450	332	387	114	332	29	31		
								202	170	450	332	387	114	332	29	31	202	170	450	332	387	114	332	29	31		
								202	170	450	332	387	114	332	29	31	202	170	450	332	387	114	332	29	31		
								202	170	450	332	387	114	332	29	31	202	170	450	332	387	114	332	29	31		
								202	170	450	332	387	114	332	29	31	202	170	450	332	387	114	332	29	31		
								202	170	450	332	387	114	332	29	31	202	170	450	332	387	114	332	29	31		
								202	170	450	332	387	114	332	29	31	202	170	450	332	387	114	332	29	31		
								202	170	450	332	387	114	332	29	31	202	170	450	332	387	114	332	29	31		
								202	170	450	332	387	114	332	29	31	202	170	450	332	387	114	332	29	31		
								202	170	450	332	387	114	332	29	31	202	170	450	332	387	114	332	29	31		
								202	170	450	332	387	114	332	29	31	202	170	450	332	387	114	332	29	31		
								202	170	450	332	387	114	332	29	31	202	170	450	332	387	114	332	29	31		
								202	170	450	332	387	114	332	29	31	202	170	450	332	387	114	332	29	31		
								202	170	450	332	387	114	332	29	31	202	170	450	332	387	114	332	29	31		
								202	170	450	332	387	114	332	29	31	202	170	450	332	387	114	332	29	31		
								202	170	450	332	387	114	332	29	31	202	170	450	332	387	114	332	29	31		
								202	170	450	332	387	114	332	29	31	202	170	450	332	387	114	332	29	31		
								202	170	450	332	387	114	332	29	31	202	170	450	332	387	114	332	29	31		
								202	170	450	332	387	114	332	29	31	202	170	450	332	387	114	332	29	31		
								202	170	450	332	387	114	332	29	31	202	170	450	332	387	114	332	29	31		
								202	170	450	332	387	114	332	29	31	202	170	450	332	387	114	332	29	31		
								202	170	450	332	387	114	332	29	31	202	170	450	332	387	114	332	29	31		
								202	170	450	332	387	114	332	29	31	202	170	450	332	387	114	332	29	31		
								202	170	450	332	387	114	332	29	31	202	170	450	332	387	114	332	29	31		
								202	170	450	332	387	114	332	29	31	202	170	450	332	387	114					

短時間労働者等の雇用理由別	就業形態 労働者 に対する 事業所数計	正社員に 対して 実施				正社員と 労働者 両方に 対して 実施				正社員と 労働者 のみに 対して 実施				正社員と 労働者 の両方に 対して 実施				実施して いない または 無回答		
		正社員に 対して 実施	正社員 のみ実施	正社員と 労働者 両方に 対して 実施	短時間 労働者 に 対して 実施	正社員と 労働者 のみに 対して 実施	正社員と 労働者 の両方に 対して 実施	正社員と 労働者 の両方に 対して 実施	正社員と 労働者 の両方に 対して 実施	正社員と 労働者 のみに 対して 実施	正社員と 労働者 の両方に 対して 実施	正社員と 労働者 の両方に 対して 実施	正社員と 労働者 の両方に 対して 実施	正社員と 労働者 の両方に 対して 実施						
仕事量が減ったときに雇用調整が容易なため	定期的な昇給	219	178	109	69	70	24	59	13	40	1000	813	498	315	320	110	269	59	183	
	人事評価・考課	219	192	90	39	100	53	97	23	36	1000	877	425	452	457	155	397	96	119	
	通勤手当	219	212	32	180	182	68	159	45	5	1000	968	146	822	831	51	722	205	23	
	精勤手当	219	37	20	17	29	12	21	4	170	1000	169	91	78	132	55	96	18	776	
	役職手当	219	189	68	21	11	11	15	13	3	1000	863	767	98	96	50	59	14	137	
	家族手当	219	166	156	10	10	6	8	4	63	1000	758	712	46	46	27	37	18	242	
	住宅手当	219	107	102	5	5	2	4	1	112	1000	489	466	23	23	09	18	05	511	
	賞与	219	208	108	100	101	40	83	22	10	1000	950	493	457	461	183	379	100	46	
	退職金	219	200	178	22	22	11	15	4	49	1000	912	819	100	100	50	88	18	87	
	企業年金	219	109	87	22	22	5	11	6	4	1000	498	397	100	105	50	73	18	499	
	健康診断	219	212	35	177	179	69	157	47	5	1000	968	160	808	817	315	717	215	23	
	慶弔休暇	219	211	89	122	122	51	102	31	8	1000	963	406	557	557	233	466	142	37	
	共済会への加入	219	84	57	27	28	4	23	3	134	1000	384	260	123	128	37	105	14	812	
	保養施設の利用	219	95	30	65	66	27	55	27	123	1000	434	137	297	301	123	251	73	562	
	託児施設の利用	219	17	5	12	12	5	11	4	202	1000	78	2	55	55	27	50	18	922	
	経験・知識・技能のある人を採用したため	定期的な昇給	572	495	304	191	195	69	167	41	73	1000	565	531	334	341	121	292	72	128
		人事評価・考課	572	494	159	235	236	91	205	37	47	1000	864	453	411	413	142	358	87	135
		通勤手当	572	551	55	496	504	188	437	121	13	1000	912	86	827	88	52	764	212	3
		精勤手当	572	84	67	17	35	13	27	5	470	1000	147	117	30	61	23	47	09	822
		役職手当	572	504	157	17	49	29	31	21	27	1000	881	799	82	84	42	54	12	117
家族手当		572	454	422	32	32	18	21	7	118	1000	794	728	66	66	31	37	12	206	
住宅手当		572	346	323	23	23	12	16	5	226	1000	605	565	40	40	21	28	08	395	
賞与		572	498	196	232	234	112	242	70	22	1000	958	465	493	497	196	423	122	31	
退職金		572	343	487	56	56	24	38	6	29	1000	949	851	98	98	42	66	10	41	
企業年金		572	290	250	40	40	21	26	7	282	1000	507	437	70	70	37	45	12	493	
健康診断		572	553	73	490	496	184	417	115	13	1000	967	128	839	850	322	729	201	23	
慶弔休暇		572	546	187	359	363	142	311	90	22	1000	958	372	586	587	243	544	167	58	
共済会への加入		572	280	186	94	97	40	73	16	289	1000	490	325	164	170	70	128	28	505	
保養施設の利用		572	209	65	212	216	78	184	46	239	1000	540	170	371	378	136	322	80	453	
託児施設の利用		572	82	7	37	37	30	64	19	490	1000	143	12	131	131	52	112	33	857	
その他		定期的な昇給	228	186	102	84	85	37	66	18	11	1000	816	447	368	373	162	289	79	180
		人事評価・考課	228	194	39	100	100	41	83	29	14	1000	851	408	443	443	206	364	127	149
		通勤手当	228	215	29	186	191	75	161	45	8	1000	943	127	816	832	329	706	197	35
		精勤手当	228	36	21	15	19	10	14	5	188	1000	158	92	66	83	44	61	22	825
		役職手当	228	186	165	21	21	14	9	2	17	1000	816	724	92	92	61	39	09	184
	家族手当	228	171	156	15	15	9	10	4	57	1000	750	684	66	66	39	44	18	250	
	住宅手当	228	132	121	11	11	2	9	-	96	1000	579	531	48	48	09	39	9	421	
	賞与	228	212	94	118	119	65	96	32	15	1000	930	412	518	522	241	421	140	66	
	退職金	228	208	172	36	36	19	25	8	20	1000	912	754	158	158	83	110	25	68	
	企業年金	228	113	95	18	19	11	14	6	114	1000	496	417	79	83	48	61	26	500	
	健康診断	228	215	32	183	188	73	160	49	8	1000	943	140	803	825	338	702	215	35	
	慶弔休暇	228	212	72	140	143	55	117	29	13	1000	930	316	614	627	241	513	107	57	
	共済会への加入	228	107	72	35	36	22	24	10	120	1000	496	316	154	158	96	105	44	526	
	保養施設の利用	228	110	35	77	78	27	67	16	117	1000	482	145	338	342	118	294	70	513	
	託児施設の利用	228	33	6	27	27	13	25	11	195	1000	145	26	118	118	57	110	68	855	
	無回答	定期的な昇給	44	22	14	8	8	2	7	1	22	1000	500	318	182	182	45	159	23	500
		人事評価・考課	44	24	11	13	13	2	11	1	20	1000	545	250	295	295	68	250	23	455
		通勤手当	44	26	6	20	21	1	20	6	47	1000	581	136	445	477	150	455	188	366
		精勤手当	44	2	2	-	2	-	2	-	40	1000	45	45	-	45	-	45	-	909
		役職手当	44	24	23	1	1	1	1	1	20	1000	545	523	23	23	-	23	-	454
家族手当		44	20	19	1	1	-	1	-	24	1000	455	432	23	23	-	23	-	545	
住宅手当		44	14	13	1	1	1	1	1	30	1000	318	295	23	23	23	23	23	682	
賞与		44	26	15	13	13	4	11	2	18	1000	591	295	295	295	91	250	45	409	
退職金		44	26	25	1	1	-	23	-	18	1000	591	568	23	23	-	23	-	409	
企業年金		44	12	10	2	2	2	1	1	32	1000	273	227	45	45	45	23	23	727	
健康診断		44	27	6	21	21	6	20	6	27	1000	614	136	477	477	136	455	114	386	
慶弔休暇		44	27	10	17	17	5	16	4	17	1000	614	227	386	386	114	386	91	366	
共済会への加入		44	10	6	4	4	1	4	1	34	1000	227	136	91	91	23	91	23	773	
保養施設の利用		44	11	4	7	7	4	7	2	33	1000	250	91	159	159	45	159	45	750	
託児施設の利用		44	3	-	3	3	3	2	-	41	1000	45	-	68	68	23	45	-	932	

第26表-2: 設問Ⅱ-(9) 手当等及び各種制度について正社員で実施していて短時間労働者で実施していないものがある場合の理由(各3択/SA)

	設問Ⅱ-(9)の 手当等及び 各種制度 について 正社員に 対してのみ 実施している 事業所数計	人材活用 の仕組み が異なる から	短時間 労働者が 有償的 だから	その他	無回答 (※)
計	844	370	193	131	150
定期的な昇給	1000	439	229	155	178
人事評価・考課	700	380	124	98	140
通勤手当	1000	521	170	118	192
精勤手当	205	67	20	42	76
役職手当	1000	327	98	205	371
家族手当	220	89	29	38	44
住宅手当	1000	405	132	264	200
賞与	1,329	779	126	210	214
退職金	1000	566	95	158	161
企業年金	1,229	592	132	321	184
健康診断	1000	482	107	261	150
慶弔休暇	888	422	96	238	132
共済会への加入	1000	475	108	268	149
保養施設の利用	770	331	125	164	150
託児施設の利用	1000	430	162	213	195
退職金	1,408	564	315	288	241
企業年金	1000	401	224	205	171
健康診断	1000	406	217	210	167
慶弔休暇	251	63	34	63	91
共済会への加入	1000	251	135	251	369
保養施設の利用	1000	380	158	234	228
託児施設の利用	479	170	115	100	94
託児施設の利用	1000	355	249	209	184
託児施設の利用	246	75	38		

第27表:設問Ⅱ-(10) 正社員、短時間労働者の教育訓練機会
(各6択/該当すべてに○の複数回答)

業種別	業種	業種	業種	教育訓練等を行っている										無回答		
				計	入職時にガイダンス(OFF-JT)を行っている	日常的業務を通じて、定期的な教育訓練(OJT)を行っている	職務を行うに必要となる能力を身に付けるための教育訓練(OFF-JT)を行っている	自己啓発費用を補助している	教育訓練等はほとんど行っていない	無回答						
製造業	正社員に対して実施	1,764	1,621	1,399	1,382	1,274	1,022	773	47	96						
		1,000	919	793	783	722	579	438	27	54						
		1,764	1,353	956	1,007	673	310	279	236	175						
		1,000	767	542	571	382	176	158	134	99						
		1,764	520	348	391	273	143	105	71	1,173						
		1,000	295	187	222	155	81	60	40	665						
		1,764	330	348	391	273	143	105	71	1,173						
		1,000	80	589	662	462	242	178	120	-						
		1,764	1,169	819	853	542	231	229	200	395						
		1,000	663	464	484	307	131	130	113	224						
建設業	正社員に対して実施	1,369	1,169	819	853	542	231	229	200	-						
		1,000	854	598	623	398	169	167	148	-						
		1,764	315	211	237	142	64	55	35	1,414						
		1,000	179	120	134	80	36	31	20	802						
		14	14	9	13	13	9	7	-	-						
		100	100	64.3	92.9	92.9	64.3	50.0	-	-						
		14	10	7	5	4	-	-	5	2						
		100	71.4	50.0	35.7	28.8	-	-	35.7	14.3						
		14	8	5	5	4	-	-	6	6						
		100	57.1	35.7	35.7	28.8	-	-	-	42.9						
情報通信業	正社員に対して実施	14	6	3	4	3	-	-	5	3						
		100	42.9	21.4	28.6	21.4	-	-	35.7	21.4						
		14	4	1	4	3	-	-	-	10						
		100	28.6	7.1	28.6	21.4	-	-	-	71.4						
		65	56	51	47	46	31	3	6	23						
		100	86	78.5	72.3	70.8	66.2	47.7	4.6	32.2						
		65	38	28	25	11	8	6	18	10						
		100	58.5	43.1	38.5	18.9	12.3	9.2	27.7	15.4						
		65	18	12	14	6	6	3	6	41						
		100	27.7	18.5	21.5	9.2	9.2	4.6	9.2	63.1						
卸売業・小売業	正社員に対して実施	65	26	21	16	14	4	15	23							
		100	40.0	32.2	24.8	10.8	6.2	6.2	23.3	36.9						
		65	6	5	2	2	2	1	3	56						
		100	9.2	7.7	7.7	3.1	3.1	1.5	4.6	86.2						
		434	400	349	342	324	254	196	8	26						
		100	92.2	80.4	78.8	74.7	58.5	45.2	1.8	6.0						
		434	340	257	255	155	58	66	56	41						
		100	78.3	59.2	58.8	35.7	13.4	15.2	12.9	34.4						
		434	112	78	89	54	21	22	25	297						
		100	25.8	18.0	20.5	12.4	4.8	5.1	5.8	68.4						
サービス業	正社員に対して実施	434	302	233	221	127	49	60	41	91						
		100	69.6	53.7	50.9	29.3	11.3	13.8	9.4	21.0						
		434	74	54	55	26	12	16	10	350						
		100	17.0	12.4	12.7	6.0	2.8	3.7	2.3	80.6						
		36	35	30	31	23	27	-	-	1						
		100	97.2	83.3	91.7	86.1	69.4	75.0	-	2.8						
		36	26	20	11	8	-	-	1	6	4					
		100	72.2	55.6	30.6	22.2	-	-	2.8	16.7	11.1					
		36	3	1	2	1	-	-	1	1	32					
		100	8.3	2.8	5.6	2.8	-	-	2.8	2.8	88.8					
教育・学習支援業	正社員に対して実施	100	6.2	19	10	4	8	-	-	6						
		100	6.2	5.8	2.8	2.2	-	-	-	16.7	16.7					
		36	1	-	1	1	-	-	-	1	34					
		100	2.8	-	2.8	2.8	-	-	-	2.8	84.4					
		22	18	14	14	11	11	9	1	3						
		100	81.8	63.6	63.6	50.0	50.0	40.9	4.5	13.6						
		22	15	11	10	8	5	3	1	2						
		100	68.2	50.0	45.5	22.7	13.6	9.1	18.2	13.6						
		22	8	6	4	3	2	1	1	13						
		100	36.4	27.3	18.2	13.6	9.1	4.5	4.5	59.1						
運輸業・郵便業	正社員に対して実施	22	11	7	9	4	3	2	3	8						
		100	50.0	31.8	40.9	18.2	13.6	9.1	13.6	36.4						
		22	18	14	10	8	5	3	1	2						
		100	82.7	91	83.6	91	81	45	-	81.8						
		112	97	71	78	72	46	23	4	11						
		100	86.6	63.4	69.6	64.3	41.1	20.5	3.6	9.8						
		112	77	55	58	39	14	5	19	18						
		100	68.8	49.1	51.8	34.8	12.5	4.5	17.0	18.1						
		112	11	3	2	2	1	1	3	7						
		100	29.5	19.6	23.2	17.0	9.8	2.7	6.3	64.3						
卸売業・小売業	正社員に対して実施	112	59	42	42	26	6	4	15	38						
		100	52.7	37.5	37.5	23.2	5.4	3.6	13.4	33.9						
		112	14	9	10	6	3	3	3	95						
		100	12.5	8.0	8.9	5.4	2.7	1.8	2.7	84.8						
		282	254	223	219	192	161	125	12	16						
		100	90.1	79.3	75.9	68.1	57.1	44.2	4.3	5.2						
		282	222	152	174	114	58	76	38	28						
		100	78.7	53.9	61.7	40.4	20.6	27.0	13.5	9.9						
		282	87	59	63	44	26	23	7	188						
		100	30.9	20.9	22.3	15.6	9.2	8.2	2.5	66.7						
金融業・保険業	正社員に対して実施	282	195	134	138	97	41	63	32	55						
		100	69.1	47.9	58.0	34.4	14.4	22.3	11.3	34.4						
		282	60	43	47	27	9	10	10	221						
		100	21.3	14.5	16.7	9.6	3.2	3.5	0.4	78.4						
		88	85	79	84	77	66	62	-	3						
		100	96.6	89.8	85.5	87.5	75.0	70.5	-	3.4						
		88	79	46	69	53	27	28	2	7						
		100	89.8	52.3	78.4	62.0	30.7	31.8	2.3	10.0						
		88	28	21	31	23	14	12	1	51						
		100	40.9	23.9	35.2	26.1	15.9	13.1	1.1	58.0						
不動産業・物品賃貸業	正社員に対して実施	88	58	33	51	40	19	21	1	29						
		100	65.9	37.5	58.0	45.5	21.6	23.9	1.1	33.0						
		88	15	8	13	10	6	5	-	73						
		100	17.0	9.1	14.6	11.4	6.8	5.7	-	83.0						
		10	8	6	6	6	6	5	1	1						
		100	80.0	80.0	60.0	60.0	70.0	50.0	10.0	10.0						
		10	7	6	3	1	-	-	1	2	1					
		100	70.0	60.0	30.0	10.0	-	-	10.0	20.0						
		10	1	1	-	-	-	-	-	8						
		100	10.0	10.0	-	-	-	-	-	80.0						
サービス業	正社員に対して実施	10	7	5	3	1	-	-	1	11						
		100	70.0	60.0	30.0	10.0	-	-	10.0	20.0						
		10	1	1	-	-	-	-	-	9						
		100	10.0													

	短時間労働者を有している事業所数	教育訓練等を行っている										無回答
		計	入職時にガイダンス(OFF-JT)を行っている	日常的業務を遂行するための計画的な教育訓練(OFF-JT)を行っている	職務遂行に必要なスキルを身に付けるための教育訓練(OFF-JT)を行っている	キャリアアップのための教育訓練(OFF-JT)を行っている	自己啓発費用を補助している	教育訓練等はほとんど行っていない	無回答			
第8条等該当パートの有無	あり	19	17	15	12	12	9	4	1	1	1	1
	なし	1000	895	789	632	632	474	211	53	53	2	
	無回答	19	14	14	11	10	7	4	3	2	3	
	正社員に対して実施	1000	737	737	579	526	368	211	158	105	5	
	短時間労働者全体	19	15	14	11	10	7	4	2	2	2	
	(職務の異同問わず)に対して実施	1000	737	737	579	526	368	211	158	105	5	
	正社員と職務が同じ	19	7	7	6	5	4	1	3	9	0	
	短時間労働者(のみ)に対して実施	1000	730	730	573	521	364	210	155	100	5	
	正社員と職務が異なる	19	7	7	6	5	4	1	3	9	0	
	短時間労働者(のみ)に対して実施	1000	723	723	566	513	356	207	148	97	4	
	正社員と職務が同じ	19	8	7	6	5	4	1	2	7	9	
	異なる両方に共通して実施	1000	725	725	568	515	359	208	151	96	4	
	無回答	18	18	16	18	16	13	11	53	105	474	
	正社員に対して実施	1000	421	368	316	263	211	53	105	474	474	
	短時間労働者全体	18	15	9	5	-	4	4	2	1	2	
(職務の異同問わず)に対して実施	1000	833	500	278	-	222	222	111	56	2		
正社員と職務が同じ	18	14	8	10	6	3	2	2	2	2		
短時間労働者(のみ)に対して実施	1000	778	444	556	333	167	167	111	111	111		
正社員と職務が異なる	18	8	6	6	4	1	1	-	10	-		
短時間労働者(のみ)に対して実施	1000	444	333	333	222	56	56	-	556	-		
正社員と職務が同じ	18	7	5	11	10	-	-	-	11	-		
異なる両方に共通して実施	1000	389	278	611	556	-	-	-	611	-		
無回答	28	25	19	22	21	21	19	1	2	2		
正社員に対して実施	1000	893	679	786	750	750	679	36	71	4		
短時間労働者全体	28	21	13	25	23	10	9	3	4	4		
(職務の異同問わず)に対して実施	1000	750	464	893	821	357	321	107	147	7		
正社員と職務が同じ	28	19	10	16	13	10	6	2	7	3		
短時間労働者(のみ)に対して実施	1000	679	357	571	464	357	214	71	250	20		
正社員と職務が異なる	28	18	13	18	13	8	7	3	7	3		
短時間労働者(のみ)に対して実施	1000	643	464	643	464	286	250	107	250	20		
正社員と職務が同じ	28	16	10	9	4	3	4	2	10	10		
異なる両方に共通して実施	1000	571	357	722	107	286	143	71	357	20		
正社員に対して実施	857	464	716	722	663	526	401	364	29	28		
短時間労働者全体	1000	541	335	542	774	614	468	425	34	34		
(職務の異同問わず)に対して実施	857	745	525	584	424	207	186	64	48	62		
正社員と職務が同じ	1000	869	802	681	495	242	217	75	58	58		
短時間労働者(のみ)に対して実施	857	289	175	212	167	86	65	24	66	5		
正社員と職務が異なる	1000	314	204	247	195	100	76	28	554	20		
短時間労働者(のみ)に対して実施	857	654	458	509	348	158	155	52	151	151		
正社員と職務が同じ	1000	763	534	594	406	184	181	61	176	176		
異なる両方に共通して実施	857	178	111	137	91	37	34	12	667	667		
正社員に対して実施	1000	918	665	644	599	488	364	34	36	36		
短時間労働者全体	854	593	425	411	246	101	90	169	92	92		
(職務の異同問わず)に対して実施	1000	694	498	481	288	118	105	198	108	108		
正社員と職務が同じ	854	243	169	172	104	55	39	46	565	565		
短時間労働者(のみ)に対して実施	1000	285	198	201	122	64	46	54	662	662		
正社員と職務が異なる	854	504	355	335	192	73	72	145	205	205		
短時間労働者(のみ)に対して実施	1000	590	416	392	225	85	84	170	240	240		
正社員と職務が同じ	854	154	99	96	50	27	21	22	678	678		
異なる両方に共通して実施	1000	180	116	112	59	32	25	26	794	794		
無回答	53	21	18	16	12	8	8	1	31	31		
正社員に対して実施	1000	396	340	302	226	151	151	19	585	585		
短時間労働者全体	53	15	9	12	3	2	3	3	35	35		
(職務の異同問わず)に対して実施	1000	283	170	226	57	38	57	57	660	660		
正社員と職務が同じ	53	8	4	7	2	2	1	1	44	44		
短時間労働者(のみ)に対して実施	1000	151	75	132	38	38	19	19	830	830		
正社員と職務が異なる	53	11	6	9	2	-	2	3	39	39		
短時間労働者(のみ)に対して実施	1000	208	113	170	38	-	38	57	736	736		
正社員と職務が同じ	53	4	1	4	1	-	-	1	48	48		
異なる両方に共通して実施	1000	75	19	75	19	-	-	-	19	806		
職務による均等待遇の考え方に對する賛否	あり	1,373	1,292	1,112	1,106	1,015	820	623	34	47		
なし	1000	941	810	808	739	597	454	25	34	34		
無回答	1,373	1,093	768	803	554	254	220	181	116	116		
正社員に対して実施	1000	796	559	585	403	185	160	132	84	84		
短時間労働者全体	1,373	407	277	310	225	115	83	51	915	915		
(職務の異同問わず)に対して実施	1000	296	202	226	164	84	60	37	666	666		
正社員と職務が同じ	1,373	931	656	682	446	192	177	152	290	290		
短時間労働者(のみ)に対して実施	1000	678	478	497	325	140	129	111	211	211		
正社員と職務が異なる	1,373	244	165	189	117	53	40	22	1,107	1,107		
短時間労働者(のみ)に対して実施	1000	178	120	138	85	39	29	16	806	806		
正社員と職務が同じ	300	275	237	228	209	157	116	12	13	13		
異なる両方に共通して実施	1000	917	790	760	697	523	387	40	43	43		
無回答	300	239	161	181	99	45	50	46	17	17		
正社員に対して実施	1000	797	537	603	330	150	167	153	57	57		
短時間労働者全体	300	98	62	72	37	22	19	20	182	182		
(職務の異同問わず)に対して実施	1000	327	207	240	123	73	63	67	607	607		
正社員と職務が同じ	300	204	140	150	80	32	44	39	57	57		
短時間労働者(のみ)に対して実施	1000	680	467	500	267	107	147	130	190	190		
正社員と職務が異なる	300	62	41	41	18	9	13	13	225	225		
短時間労働者(のみ)に対して実施	1000	207	137	137	60	30	43	43	750	750		
正社員に対して実施	91	54	50	48	50	45	34	1	36	36		
短時間労働者全体	1000	593	549	527	549	495	374	11	396	396		
(職務の異同問わず)に対して実施	91	40	27	23	20	11	9	9	42	42		
正社員と職務が同じ	1000	440	297	253	220	121	99	99	462	462		
短時間労働者(のみ)に対して実施	91	15	9	9	11	6	3	-	76	76		
正社員と職務が異なる	1000	165	99	99	121	66	33	-	535	535		
短時間労働者(のみ)に対して実施	91	34	23	31	16	7	8	9	48	48		
正社員と職務が同じ	1000	374	253	231	176	77	88	99	527	527		
短時間労働者(のみ)に対して実施	91	9	5	7	7	2	2	-	82	82		
異なる両方に共通して実施	1000	98	55	77	77	22	22	-	901	901		
無回答	1,105	1,047	911	908	840	678	513	24	34	34		
正社員に対して実施	1000	948	824	822	760	614	464	22	31	31		
短時間労働者全体	1,105	910	655	692	454	215	198	135	60	60		
(職務の異同問わず)に対して実施	1000	824	593	626	411	195	179	122	54	54		
正社員と職務が同じ	1,105	345	230	271	177	95	76	40	720	720		
短時間労働者(のみ)に対して実施	1000	312	208	245	160	86	69	38	652	652		
正社員と職務が異なる	1,105	799	570	592	365	165	160	114	192	192		
短時間労働者(のみ)に対して実施	1000	723	516	536	330	149	145	103	174	174		
正社員と職務が同じ	1,105	234	145	171	88	45	38	19	852	852		
異なる両方に共通して実施	1000	212	131	155	80	41	34	17	771	771		
職に就いたことによる均等待遇の考え方に対する賛否	あり	495	450	383	375	339	263	199	21	24		
なし	1000	909	774	758	685	531	402	42	48	48		
無回答	495	339	230	244	163	68	59	94	62	62		
正社員に対して実施	1000	685	465	493	329	137	119	190	125	125		
短時間労働者全体	495	132	87	95	70	35	33	29	334	334		
(職務の異同問わず)に対して実施	1000	627	176	192	141	71	46	59	675	675		
正社員と職務が同じ	495	289	194	202	136	48	51	81	125	125		
短時間労働者(のみ)に対して実施	1000	584	392	408	275	97	103	164	253	253		
正社員と職務が異なる	495	82	51	53	43	15	15	16	397	397		
短時間労働者(のみ)に対して実施	1000	166	103	107	87	30	30	32	802	802		
正社員に対して実施	164	124	105	99	95	81	61	2	38	38		
短時間労働者全体	1000	756	640	604	579	494	372	12	232	232		
(職務の異同問わず)に対して実施	164	104	71	71	56	27	22	7	53	53		
正社員と職務が同じ	1000	634	433	433	341	165	134	43	323	323		
短時間労働者(のみ)に対して実施	164	43	31	25	26	13	6	2	119	119		
正社員と職務が異なる	1000	262	189	152	159	79	37	12	726	726		
短時間労働者(のみ)に対して実施	164	81	55	59	41	18	18	5	78</			

第28表:設問Ⅲ-(1)-1 短時間労働者から正社員への転換推進措置の実施方法
(5択/該当すべてに○の複数回答)

	短時間労働者を雇っている事業所数計	《短時間労働者から正社員への転換推進措置》を実施している					実施していない	無回答
		計	正社員を募集する場合、その募集内容を短時間労働者に周知している	正社員のプロを社内公募する機会を確保している	試験制度等正社員転換制度を導入している	その他(例えば正社員として必要な能力を取得するための教育訓練等)		
計	1,764	857	437	330	391	92	854	53
	100.0	48.6	24.8	18.7	22.2	5.2	48.4	3.0
		100.0	51.0	38.5	45.6	10.7		
業種別								
鉱業、採石業、砂利採取業	14	3	-	-	-	3	10	1
100.0	21.4	-	-	-	-	21.4	71.4	7.1
建設業	65	9	3	2	3	2	52	4
100.0	13.8	4.6	3.1	4.6	3.1	3.1	80.0	6.2
製造業	434	166	89	63	66	15	251	17
100.0	38.2	20.5	14.5	15.2	3.5	57.8	3.9	
電気・ガス・熱供給・水道業	36	16	12	7	3	1	19	1
100.0	44.4	33.3	19.4	8.3	2.8	52.8	2.8	
情報通信業	22	5	3	2	2	-	16	1
100.0	22.7	13.6	9.1	9.1	-	72.7	4.5	
運輸業、郵便業	112	39	19	17	14	7	71	2
100.0	34.8	17.0	15.2	12.5	6.3	63.4	1.8	
卸売業、小売業	282	154	77	67	86	11	123	5
100.0	54.6	27.3	23.8	30.5	3.9	43.6	1.8	
金融業、保険業	88	59	20	12	48	4	25	4
100.0	67.0	22.7	13.6	54.5	4.5	28.4	4.5	
不動産業、物品賃貸業	10	3	1	-	2	-	6	1
100.0	30.0	10.0	-	20.0	-	60.0	10.0	
学術研究、専門・技術サービス業	42	21	12	7	8	6	20	1
100.0	50.0	28.6	16.7	19.0	14.3	47.6	2.4	
宿泊業、飲食サービス業	74	49	16	26	18	4	25	-
100.0	66.2	21.6	35.1	24.3	5.4	33.8	-	
生活関連サービス業、娯楽業	48	29	15	11	11	3	19	-
100.0	60.4	31.3	22.9	22.9	6.3	39.6	-	
教育、学習支援業	139	77	61	34	33	2	60	2
100.0	55.4	43.9	24.5	23.7	1.4	43.2	1.4	
医療、福祉	174	119	64	50	44	17	49	6
100.0	68.4	36.8	28.7	25.3	9.8	28.2	3.4	
複合サービス事業(郵便局、協同組合等)	53	40	20	8	24	3	13	-
100.0	75.5	37.7	15.1	45.3	5.7	24.5	-	
サービス業(他に分類されないもの)	155	60	25	20	24	14	89	6
100.0	38.7	16.1	12.9	15.5	9.0	57.4	3.9	
無回答	16	8	-	4	5	-	6	2
100.0	50.0	-	25.0	31.3	-	37.5	12.5	
従業員規模別								
短時間労働者を雇用しており、正社員、短時間労働者、その他労働者の数(総志入)をすべてに回答があった事業所数計	1,269	641	324	241	320	65	614	14
1,000人以上	100.0	50.5	25.5	19.0	25.2	5.1	48.4	1.1
300~999人	136	63	29	15	35	8	73	-
100.0	46.3	21.3	11.0	25.7	5.9	53.7	-	
100~299人	274	139	69	54	72	12	134	1
100.0	50.7	25.2	19.7	26.3	4.4	48.9	0.4	
30~99人	310	156	81	63	69	18	150	4
100.0	50.3	26.1	20.3	22.3	5.8	48.4	1.3	
5~29人	365	180	102	72	84	15	176	9
100.0	49.3	27.9	19.7	23.0	4.1	48.2	2.5	
4人以下	183	102	42	36	59	11	81	-
100.0	55.7	23.0	19.7	32.2	6.0	44.3	-	
無回答	1	1	1	1	1	1	-	-
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	-	-
非正社員の割合別								
8割以上	144	110	63	49	56	9	33	1
100.0	76.4	43.8	34.0	38.9	6.3	22.9	0.7	
5割以上8割未満	202	101	42	40	61	10	98	3
100.0	50.0	20.8	19.8	30.2	5.0	48.5	1.5	
3割以上5割未満	188	112	53	40	59	15	73	3
100.0	59.6	28.2	21.3	31.4	8.0	38.8	1.6	
1割以上3割未満	420	190	97	69	91	19	227	3
100.0	45.2	23.1	16.4	21.7	4.5	54.0	0.7	
1割未満	315	128	69	43	53	12	183	4
100.0	40.6	21.9	13.7	16.8	3.8	58.1	1.3	
短時間労働者の雇用理由別(複数回答)								
人を集めやすいため	469	281	152	123	121	30	180	8
100.0	59.9	32.4	26.2	25.8	6.4	38.4	1.7	
退職した女性正社員の再雇用のため	202	113	49	44	53	10	87	2
100.0	55.9	24.3	21.8	26.2	5.0	43.1	1.0	
定年社員の再雇用のため	703	319	168	120	151	39	372	12
100.0	45.4	23.9	17.1	21.5	5.5	52.9	1.7	
簡単な仕事内容のため	769	385	196	141	170	41	371	13
100.0	50.1	25.5	18.3	22.1	5.3	48.2	1.7	
人件費が割安なため	887	450	227	173	221	40	425	12
100.0	50.7	25.6	19.5	24.9	4.5	47.9	1.4	
1日の忙しい時間帯に対処するため	677	399	204	167	178	42	275	3
100.0	58.9	30.1	24.7	26.3	6.2	40.6	0.4	
一定期間の繁忙に対処するため	388	197	106	79	95	28	189	2
100.0	50.8	27.3	20.4	24.5	7.2	48.7	0.5	
仕事量が減ったときに雇用調整が容易なため	219	101	52	42	51	12	114	4
100.0	46.1	23.7	19.2	23.3	5.5	52.1	1.8	
経験・知識・技能のある人を採用したいため	572	285	153	111	132	33	275	12
100.0	49.8	26.7	19.4	23.1	5.8	48.1	2.1	
その他	228	103	50	39	45	9	117	8
100.0	45.2	21.9	17.1	19.7	3.9	51.3	3.5	
無回答	44	10	3	3	6	1	15	19
100.0	22.7	6.8	6.8	13.6	2.3	34.1	43.2	
原簿も開帳した分の労働者の数が多い	1,515	752	383	288	358	77	735	28
100.0	49.6	25.3	19.0	23.6	5.1	48.5	1.8	
なし	221	101	53	41	31	14	113	7
100.0	45.7	24.0	18.6	14.0	6.3	51.1	3.2	
無回答	28	4	1	1	2	1	6	18
100.0	14.3	3.6	3.6	7.1	3.6	21.4	64.3	
第8条等該当パーセントの有無								
正社員と職務が同じ短時間労働者がいる	361	182	77	69	76	29	166	13
100.0	50.4	21.3	19.1	21.1	8.0	46.0	3.6	
いない	1,099	559	295	220	280	51	524	16
100.0	50.9	26.8	20.0	23.7	4.6	47.7	1.5	
無回答	22	9	5	-	6	1	9	4
100.0	40.9	22.7	-	27.3	4.5	40.9	18.2	
正社員と職務及び人材活用の仕組み等が同じ(一定期間含む)短時間労働者がいる	85	40	12	16	19	10	23	2
100.0	61.5	18.5	24.6	29.2	15.4	35.4	3.1	
いない	264	129	57	47	51	18	129	6
100.0	48.9	21.6	17.8	19.3	6.8	48.9	2.3	
無回答	32	13	8	6	6	1	14	5
100.0	40.6	25.0	18.8	18.8	3.1	43.8	15.6	
正社員と職務及び人材活用の仕組み等が同じ(一定期間含む)短時間労働者(第8条適用者)がいる	19	14	6	7	4	3	3	2
100.0	73.7	31.6	36.8	21.1	21.1	15.8	10.5	
いない	18	9	3	3	6	2	9	-
100.0	50.0	16.7	16.7	33.3	11.1	50.0	-	
無回答	28	17	3	6	9	4	11	-
100.0	60.7	10.7	21.4	32.1	14.3	39.3	-	

	短時間労働者を雇っている事業所数計	《短時間労働者から正社員への転換推進措置》を実施している					実施していない	無回答
		計	正社員を募集する場合、その募集内容を短時間労働者に周知している	正社員のプロを社内公募する機会を確保している	試験制度等正社員転換制度を導入している	その他(例えば正社員として必要な能力を取得するための教育訓練等)		
教育訓練								
実施している	1,353	745	375	295	350	82	593	15
100.0	55.1	27.7	21.8	25.9	6.1	43.8	1.1	
実施していない	236	64	45	24	14	2	169	3
100.0	27.1	19.1	10.2	5.9	0.8	71.6	1.3	
無回答	175	48	17	11	27	8	92	35
100.0	20.3	7.2	4.7	11.4	3.4	39.0	14.8	
待遇改善(賃金+どちらかという賃金)	1,373	685	339	258	327	76	671	17
100.0	49.9	24.7	18.8	23.8	5.5	48.9	1.2	
反対(反対+どちらかという反対)	300	145	80	57	56	16	151	4
100.0	48.3	26.7	19.0	18.7	5.3	50.3	1.3	
無回答	91	27	18	15	8	-	32	32
100.0	29.7	19.8	16.5	8.8	-	35.2	35.2	
また法改正等により変更し難い	1,105	623	321	234	287	68	471	11
100.0	56.4	29.0	21.2	26.0	6.2	42.6	1.0	
特に実施したものはない	495	172	97	70	72	18	320	3
100.0	34.7	19.6	14.1	14.5	3.6	64.6	0.6	
無回答	164	62	19	26	32	6	63	39
100.0	37.8	11.6	15.9	19.5	3.7	38.4	23.8	
管理職者間雇用								
選任している	512	305	156	120	133	33	204	3
100.0	59.6	30.5	23.4	26.0	6.4	39.8	0.6	
選任していない	1,122	504	267	191	233	54	604	14
100.0	44.9	23.8	17.0	20.8	4.8	53.8	1.2	
無回答	130	48	14	19	25	5	46	36
100.0	36.9	10.8	14.6	19.2	3.8	35.4	27.7	
労働組合								
あり	748	364	200	139	206	24	378	6
100.0	48.7	26.7	18.6	27.5	3.2	50.5	0.8	
なし	914	461	224	182	173	60	442	11
100.0	50.4	24.5	19.9	18.9	6.6	48.4	1.	

第29表:設問Ⅲ-(1)-2 短時間労働者から正社員に転換するまでの間に経過する中間的な雇用形態の有無(4択/選択可能な形態すべてに○の複数回答)

業種別	設問Ⅲ-(1)で短時間労働者から正社員への転換推進程度を「実施している」と回答した事業所数計	中間の雇用形態を設けている				中間の雇用形態を設けていない(直接転換)	無回答
		計	短時間正社員(※1)	無期契約社員(※2)	フルタイム有期契約社員		
計	857	315	33	48	255	509	33
	100.0	36.8	3.9	5.6	29.8	59.4	3.9
鉱業、採石業、砂利採取業	3	-	-	-	-	3	-
建設業	9	3	1	-	3	6	-
製造業	166	56	8	11	37	101	9
電気・ガス・熱供給・水道業	16	-	-	-	-	16	-
情報通信業	5	1	-	-	1	3	1
運輸業、郵便業	39	10	1	3	7	27	2
卸売業、小売業	154	67	4	12	54	78	9
金融業、保険業	59	41	5	4	39	17	1
不動産業、物品賃貸業	3	3	-	-	3	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	21	6	-	-	6	15	-
宿泊業、飲食サービス業	49	26	1	3	23	21	2
生活関連サービス業、娯楽業	29	15	2	2	13	13	1
教育、学習支援業	77	19	1	1	18	56	2
医療、福祉	119	26	6	4	17	90	3
複合サービス事業(郵便局、協同組合等)	40	17	1	3	14	23	-
サービス業(他に分類されないもの)	60	22	3	4	18	36	2
無回答	8	3	-	1	2	4	1
従業員の規模別	641	241	21	34	204	379	21
1,000人以上	63	18	-	-	18	43	2
300~999人	139	47	5	5	41	87	5
100~299人	156	70	7	15	54	82	4
30~99人	180	72	6	10	60	101	7
5~29人	102	34	3	4	31	65	3
4人以下	1	-	-	-	-	1	-
非正社員の割合別	110	50	3	3	46	54	6
5割以上8割未満	101	45	4	6	39	52	4
3割以上5割未満	112	55	5	12	43	55	2
1割以上3割未満	190	64	5	10	55	122	4
1割未満	128	27	4	3	21	96	5
短時間労働者等の雇用理由別(複数回答)	281	115	13	17	97	160	6
人を集めやすいため	100.0	40.9	4.6	6.0	34.5	56.9	2.1
退職した女性正社員の再雇用のため	113	48	3	12	36	62	3
定年社員の再雇用のため	319	106	12	23	84	203	10
簡単な仕事内容のため	385	161	12	18	140	207	17
人件費が割安なため	450	183	16	24	153	253	14
1日の忙しい時間帯に対処するため	399	147	12	19	122	235	17
一定期間の繁忙に対処するため	197	70	10	13	60	116	11
仕事量が減ったときに雇用調整が容易なため	101	35	1	6	29	61	5
経験・知識・技能のある人を採用したいため	285	97	10	15	80	179	9
その他	103	38	3	5	31	56	9
無回答	10	5	-	3	3	5	-
期屆も関わらずとも労働者数が多い	752	287	25	35	247	438	27
あり	100.0	38.2	3.3	4.7	32.8	58.2	3.6
なし	101	26	8	11	7	70	5
無回答	4	2	-	2	1	1	1

業種別	設問Ⅲ-(1)で短時間労働者から正社員への転換推進程度を「実施している」と回答した事業所数計	中間の雇用形態を設けている				中間の雇用形態を設けていない(直接転換)	無回答
		計	短時間正社員(※1)	無期契約社員(※2)	フルタイム有期契約社員		
計	182	64	12	15	43	106	12
第8条等該当パートの有無	559	213	17	29	180	331	15
正社員と職務が同じ短時間労働者がいる	100.0	38.1	3.0	5.2	32.2	59.2	2.7
正社員と職務及び人材活用等の仕組みが同じ(一定期間含む)短時間労働者がいる	9	3	-	-	3	4	2
正社員と職務及び人材活用等の仕組みが同じで実質無期契約の短時間労働者(第8条適用者)がいる	100.0	33.3	-	-	33.3	44.4	22.2
どちらかというかと賛成	40	15	4	3	11	23	2
どちらかというかと反対	100.0	37.5	10.0	7.5	27.5	57.5	5.0
どちらかというかと賛成	129	46	8	11	30	75	8
どちらかというかと反対	100.0	35.7	6.2	8.5	23.3	58.1	6.2
どちらかというかと賛成	13	3	-	1	2	8	2
どちらかというかと反対	100.0	23.1	-	7.7	15.4	61.5	15.4
どちらかというかと賛成	14	4	1	-	3	8	2
どちらかというかと反対	100.0	28.6	7.1	-	21.4	57.1	14.3
実施している	745	281	30	42	228	439	25
実施していない	64	22	-	6	17	39	3
無回答	100.0	34.4	-	9.4	26.6	60.9	4.7
賛成計(賛成+どちらかというかと賛成)	685	260	28	39	210	399	26
反対計(反対+どちらかというかと反対)	145	52	4	9	43	88	5
無回答	100.0	35.9	2.8	6.2	29.7	60.7	3.4
実施したものがあった	623	242	25	37	198	354	27
特に実施したものはない	172	45	5	8	35	127	-
無回答	100.0	26.2	2.9	4.7	20.3	73.8	-
選任している	305	120	10	18	97	170	15
選任していない	100.0	39.3	3.3	5.9	31.8	55.7	4.9
あり	364	138	12	21	115	216	10
なし	100.0	37.9	3.3	5.8	31.6	59.3	2.7
無回答	461	170	21	26	134	270	21
労働組合	32	7	-	1	6	23	2
あり	100.0	21.9	-	3.1	18.8	71.9	6.3

※1「短時間正社員とはフルタイムの正社員と比較し、所定労働時間(日数)が短い正社員(育児や介護を理由とする短時間勤務も含む)をいう」と定義して質問
 ※2「(御社にとっての)いわゆる正規労働者とは異なる雇用管理区分(例えば勤務地限定や職種限定等)をいう」と定義して質問

第30表-1:設問Ⅲ-(1)-3 過去3年間に於ける正社員転換への応募者数※1
及び転換者数※2(数値記入を階級化)

(第28表参照)

業種別	計	応募者数(人)										転換者数(人)									
		1~4人	5~9人	10~29人	30~49人	50~99人	100~149人	150~299人	300人以上	1~4人	5~9人	10~29人	30~49人	50~99人	100~149人	150人以上					
計	857	368	333	194	58	56	13	10	1	1	3,201	405	342	226	61	41	9	4	1	2,268	
鉱業、採石業、砂利採取業	3	2	1	1	-	-	-	-	-	-	2	2	1	1	-	-	-	-	-	2	
建設業	9	6	2	1	-	1	-	-	-	-	15	5	2	1	-	1	-	-	-	15	
製造業	166	82	56	36	11	3	4	1	-	1	626	87	63	45	9	6	2	-	1	476	
電気・ガス・熱供給・水道業	16	9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	16	-	-	-	-	-	-	-	-	
情報通信業	5	1	4	1	1	2	-	-	-	-	43	1	4	3	-	1	-	-	-	23	
運輸業、郵便業	39	17	16	14	-	2	-	-	-	-	50	18	17	13	3	1	-	-	-	56	
卸売業、小売業	154	76	52	25	7	15	1	3	1	-	667	84	51	30	10	7	3	1	-	417	
金融業、保険業	59	36	19	10	4	4	-	1	-	-	184	39	14	9	3	1	1	-	-	94	
不動産業、物品賃貸業	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	
学術研究、専門・技術サービス業	21	10	7	5	1	1	-	-	-	-	34	11	7	6	-	1	-	-	-	27	
宿泊業、飲食サービス業	49	23	18	10	6	2	-	-	-	-	92	24	21	12	6	3	-	-	-	110	
生活関連サービス業、娯楽業	29	6	11	6	3	-	1	1	-	-	165	6	10	6	2	-	1	1	-	135	
教育、学習支援業	77	32	28	16	5	3	3	1	-	-	290	37	26	19	4	3	-	-	-	107	
医療、福祉	119	25	76	47	12	13	2	2	-	-	629	28	78	51	13	10	2	2	-	583	
複合サービス事業(郵便局、協同組合等)	40	17	18	6	5	4	2	1	-	-	242	17	18	11	6	1	-	-	-	68	
サービス業(他に分類されないもの)	60	18	23	14	3	6	-	-	-	-	160	21	29	18	5	6	-	-	-	154	
無回答	8	5	2	2	-	-	-	-	-	-	2	6	1	1	-	-	-	-	-	1	
従業員規模別	1,000人以上	63	18	30	10	6	8	-	5	-	1	740	22	29	12	9	5	-	2	1	500
300~999人	139	49	67	23	20	16	5	3	-	-	817	55	67	35	16	10	5	1	-	581	
100~299人	156	60	71	51	9	8	2	1	-	-	410	71	73	54	12	6	1	-	-	310	
30~99人	180	86	57	45	8	2	2	-	-	-	267	92	58	49	7	2	-	-	-	157	
5~29人	102	63	32	25	1	3	2	1	-	-	274	64	32	26	1	3	2	-	-	154	
4人以下	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	
非正社員の割合別	8割以上	110	50	37	24	4	4	2	3	-	381	58	31	20	6	3	2	-	-	180	
5割以上8割未満	101	37	48	30	6	9	1	2	-	-	452	40	52	35	11	5	-	1	-	278	
3割以上5割未満	112	36	51	26	11	8	5	1	-	-	471	41	54	34	12	6	2	-	-	321	
1割以上3割未満	190	82	83	52	14	11	2	3	-	1	895	86	84	60	13	6	2	2	1	672	
1割未満	128	72	38	22	9	5	1	1	-	-	309	80	38	27	3	6	2	-	-	251	
短時間労働者等の雇用理由別(複数回答)	人を集めやすいため	281	115	110	57	23	22	4	4	-	1,038	124	108	57	32	15	4	-	-	705	
退職した女性正社員の再雇用のため	113	45	54	29	11	12	-	1	1	-	510	50	52	30	12	8	-	2	-	405	
定年社員の再雇用のため	319	137	129	63	26	28	5	5	1	1	1,591	149	137	79	32	18	5	2	1	1,147	
簡単な仕事内容のため	385	178	133	79	19	25	6	4	-	-	1,196	192	136	94	23	13	5	1	-	790	
人件費が割安なため	450	180	186	108	30	35	8	4	-	1	1,776	199	191	131	33	20	5	1	1	1,185	
1日の忙しい時間帯に対処するため	399	152	176	98	29	34	8	6	1	-	1,835	169	174	105	34	26	6	3	-	1,245	
一定期間の繁忙に対処するため	197	73	87	41	20	18	3	4	1	-	1,020	80	94	54	20	16	3	1	-	685	
仕事量が減ったときに雇用調整が容易なため	101	36	42	24	7	6	3	-	1	1	679	38	49	30	8	7	2	1	1	517	
経験・知識・技能のある人を採用したいため	285	126	113	59	24	20	4	5	-	1	1,327	133	119	72	27	15	2	2	1	956	
その他	103	43	42	26	5	6	3	2	-	-	502	48	42	28	7	5	-	2	-	360	
無回答	10	7	1	1	-	-	-	-	-	-	2	7	2	2	-	-	-	-	-	4	

※1「同一人物が複数回答している場合は1人とカウントする」として質問
 ※2転換者(本人の応募によるのではなく、会社側の勧誘によるケース等も考えられるが集計不可)となっている等は欠損扱い

第30表-2:設問Ⅲ-(1)-3 過去3年間における正社員転換への
 対応募者転換率(=正社員転換者実績数/正社員転換応募者数)
 (算出割合を階級化)

(第28表参照)

	設問Ⅲ-(1)-1 短時間で 応募者から 正社員への 転換推進措置を 講じていると 回答した 事業所数計	転換率階級									無回答 (※)	無回答を 除く事業所 における 平均 対応募者 転換率 (%)
		0	0超~5% 未満	5% 以上 10% 未満	10% 以上 20% 未満	20% 以上 50% 未満	50% 以上 80% 未満	80% 以上				
計	857	388	1	2	16	27	38	217	168	36.2		36.2
	100.0	45.3	0.1	0.2	1.9	3.2	4.4	25.3	19.6			19.6
応募者があった事業所を母数として算出	333	20	1	2	16	27	38	217	12	36.2		36.2
	100.0	6.0	0.3	0.6	4.8	8.1	11.4	65.2	3.6			36.2
応募者があつたかつ転換実績が無回答 でない事業所を母数として算出	321	20	1	2	16	27	38	217	-	36.2		36.2
	100.0	6.2	0.3	0.6	5.0	8.4	11.8	67.6	-			36.2
業種別												
鉱業、採石業、砂利採取業	3	2	-	-	-	-	-	1	-	33.3		33.3
	100.0	66.7	-	-	-	-	-	33.3	-			33.3
建設業	9	5	-	-	-	-	-	2	2	28.6		28.6
	100.0	55.6	-	-	-	-	-	22.2	22.2			28.6
製造業	166	84	-	-	1	6	7	39	29	33.2		33.2
	100.0	50.6	-	-	0.6	3.6	4.2	23.5	17.5			33.2
電気・ガス・熱供給・水道業	16	9	-	-	-	-	-	-	7	0.0		0.0
	100.0	56.3	-	-	-	-	-	-	43.8			0.0
情報通信業	5	1	-	-	1	1	-	2	-	48.1		48.1
	100.0	20.0	-	-	20.0	20.0	-	40.0	-			48.1
運輸業、郵便業	39	18	-	-	-	1	2	12	6	40.6		40.6
	100.0	46.2	-	-	-	2.6	5.1	30.8	15.4			40.6
卸売業、小売業	154	82	-	-	2	7	8	27	28	27.1		27.1
	100.0	53.2	-	-	1.3	4.5	5.2	17.5	18.2			27.1
金融業、保険業	59	39	-	1	-	1	2	10	6	21.5		21.5
	100.0	66.1	-	1.7	-	1.7	3.4	16.9	10.2			21.5
不動産業、物品賃貸業	3	3	-	-	-	-	-	-	-	0.0		0.0
	100.0	100.0	-	-	-	-	-	-	-			0.0
学術研究、専門・技術サービス業	21	10	-	-	1	-	-	6	4	36.0		36.0
	100.0	47.6	-	-	4.8	-	-	28.6	19.0			36.0
宿泊業、飲食サービス業	49	23	-	-	-	-	2	15	9	40.0		40.0
	100.0	46.9	-	-	-	-	4.1	30.6	18.4			40.0
生活関連サービス業、娯楽業	29	6	-	-	-	-	2	8	13	56.8		56.8
	100.0	20.7	-	-	-	-	6.9	27.6	44.8			56.8
教育、学習支援業	77	37	-	1	6	-	4	11	18	23.6		23.6
	100.0	48.1	-	1.3	7.8	-	5.2	14.3	23.4			23.6
医療、福祉	119	28	-	1	2	6	64	18	67.7			67.7
	100.0	23.5	-	0.8	1.7	5.0	53.8	15.1				67.7
複合サービス事業(郵便局、 協同組合等)	40	17	1	-	3	5	2	6	6	26.6		26.6
	100.0	42.5	2.5	-	7.5	12.5	5.0	15.0	15.0			26.6
サービス業(他に分類されないもの)	60	18	-	-	1	4	3	13	21	41.8		41.8
	100.0	30.0	-	-	1.7	6.7	5.0	21.7	35.0			41.8
無回答	8	6	-	-	-	-	-	1	1	14.3		14.3
	100.0	75.0	-	-	-	-	-	12.5	12.5			14.3
従業員規模別												
短時間労働者を雇用しており、正社員、 短時間労働者、その他労働者の数値記入 欄すべてに回答があった事業所数計	641	295	1	2	15	18	30	166	114	36.2		36.2
	100.0	46.0	0.2	0.3	2.3	2.8	4.7	25.9	17.8			36.2
1,000人以上	63	21	-	-	4	2	2	18	16	42.7		42.7
	100.0	33.3	-	-	6.3	3.2	3.2	28.6	25.4			42.7
300~999人	139	54	1	2	4	7	10	37	24	39.3		39.3
	100.0	38.8	0.7	1.4	2.9	5.0	7.2	26.6	17.3			39.3
100~299人	156	67	-	-	3	4	9	48	25	41.9		41.9
	100.0	42.9	-	-	1.9	2.6	5.8	30.8	16.0			41.9
30~99人	180	88	-	-	2	5	6	38	41	31.0		31.0
	100.0	48.9	-	-	1.1	2.8	3.3	21.1	22.8			31.0
5~29人	102	64	-	-	2	-	3	25	8	28.9		28.9
	100.0	62.7	-	-	2.0	-	2.9	24.5	7.8			28.9
4人以下	1	1	-	-	-	-	-	-	-	0.0		0.0
	100.0	100.0	-	-	-	-	-	-	-			0.0
非正社員の割合別												
8割以上	110	58	-	-	3	2	6	17	24	25.1		25.1
	100.0	52.7	-	-	2.7	1.8	5.5	15.5	21.8			25.1
5割以上8割未満	101	39	1	-	2	6	5	32	16	43.9		43.9
	100.0	38.6	1.0	-	2.0	5.9	5.0	31.7	15.8			43.9
3割以上5割未満	112	40	-	1	5	4	8	29	25	40.5		40.5
	100.0	35.7	-	0.9	4.5	3.6	7.1	25.9	22.3			40.5
1割以上3割未満	190	85	-	1	5	4	6	59	30	40.2		40.2
	100.0	44.7	-	0.5	2.6	2.1	3.2	31.1	15.8			40.2
1割未満	128	73	-	-	-	2	5	29	19	29.6		29.6
	100.0	57.0	-	-	-	1.6	3.9	22.7	14.8			29.6
短時間労働者等の 雇理由別(複数 回答)												
人を集めやすいため	281	122	-	-	6	9	15	68	61	36.9		36.9
	100.0	43.4	-	-	2.1	3.2	5.3	24.2	21.7			36.9
退職した女性正社員の再雇用のため	113	49	-	-	-	6	8	34	16	41.2		41.2
	100.0	43.4	-	-	-	5.3	7.1	30.1	14.2			41.2
定年社員の再雇用のため	319	142	-	2	6	16	16	80	57	36.2		36.2
	100.0	44.5	-	0.6	1.9	5.0	5.0	25.1	17.9			36.2
簡単な仕事内容のため	385	189	1	2	9	10	15	81	78	30.6		30.6
	100.0	49.1	0.3	0.5	2.3	2.6	3.9	21.0	20.3			30.6
人件費が割安なため	450	194	1	2	10	18	23	114	88	37.3		37.3
	100.0	43.1	0.2	0.4	2.2	4.0	5.1	25.3	19.6			37.3
1日の忙しい時間帯に対処するため	399	164	-	1	9	15	20	114	76	40.7		40.7
	100.0	41.1	-	0.3	2.3	3.8	5.0	28.6	19.0			40.7
一定期間の繁忙に対処するため	197	78	-	1	6	9	13	53	37	39.7		39.7
	100.0	39.6	-	0.5	3.0	4.6	6.6	26.9	18.8			39.7
仕事量が減ったときに雇用調整が 容易なため	101	37	-	1	2	4	6	27	24	41.8		41.8
	100.0	36.6	-	1.0	2.0	4.0	5.9	26.7	23.8			41.8
経験・知識・技能のある人を 採用したいため	285	130	-	1	7	9	13	75	50	36.5		36.5
	100.0	45.6	-	0.4	2.5	3.2	4.6	26.3	17.5			36.5
その他	103	45	-	-	3	2	7	27	19	38.1		38.1
	100.0	43.7	-	-	2.9	1.9	6.8	26.2	18.4			38.1
無回答	10	7	-	-	-	-	-	1	2	12.5		12.5
	100.0	70.0	-	-	-	-	-	10.0	20.0			12.5

※応募者数、転換者数いづれかの数値記入に不備ありで算出不可含む

第31表:設問Ⅲ-(1)-4 正社員転換推進措置を実施する上での支障の有無(2択/SA)

		(第28表参照)				
		設問Ⅲ-(1)-1 で短時間労働者から 正社員への転換推進 措置を「実施 している」と 回答した 事業所数計	ある	ない	無回答	
計		857 100.0	261 30.5	573 66.9	23 2.7	
業種別	鉱業、採石業、砂利採取業	3 100.0	3 100.0	-	-	
	建設業	9 100.0	3 33.3	6 66.7	-	
	製造業	166 100.0	54 32.5	103 62.0	9 5.4	
	電気・ガス・熱供給・水道業	16 100.0	7 43.8	9 56.3	-	
	情報通信業	5 100.0	4 80.0	1 20.0	-	
	運輸業、郵便業	39 100.0	17 43.6	20 51.3	2 5.1	
	卸売業、小売業	154 100.0	45 29.2	105 68.2	4 2.6	
	金融業、保険業	59 100.0	12 20.3	46 78.0	1 1.7	
	不動産業、物品賃貸業	3 100.0	1 33.3	2 66.7	-	
	学術研究、専門・技術サービス業	21 100.0	8 38.1	13 61.9	-	
	宿泊業、飲食サービス業	49 100.0	13 26.5	35 71.4	1 2.0	
	生活関連サービス業、娯楽業	29 100.0	4 13.8	25 86.2	-	
	教育、学習支援業	77 100.0	20 26.0	54 70.1	3 3.9	
	医療、福祉	119 100.0	33 27.7	84 70.6	2 1.7	
	複合サービス事業(郵便局、協同組合等)	40 100.0	18 45.0	22 55.0	-	
	サービス業(他に分類されないもの)	60 100.0	19 31.7	40 66.7	1 1.7	
	無回答	8 100.0	-	8 100.0	-	
	従業員規模別	短時間労働者を雇用しており、正社員、短時間労働者、その他労働者の数値記入欄すべてに回答のあった事業所数計	641 100.0	202 31.5	422 65.8	17 2.7
		1,000人以上	63 100.0	19 30.2	42 66.7	2 3.2
		300~999人	139 100.0	44 31.7	92 66.2	3 2.2
100~299人		156 100.0	45 28.8	107 68.6	4 2.6	
30~99人		180 100.0	60 33.3	116 64.4	4 2.2	
5~29人		102 100.0	34 33.3	64 62.7	4 3.9	
4人以下		1 100.0	-	1 100.0	-	
非正社員の割合別		8割以上	110 100.0	33 30.0	75 68.2	2 1.8
5割以上8割未満	101 100.0	33 32.7	64 63.4	4 4.0		
3割以上5割未満	112 100.0	40 35.7	69 61.6	3 2.7		
1割以上3割未満	190 100.0	62 32.6	122 64.2	6 3.2		
1割未満	128 100.0	34 26.6	92 71.9	2 1.6		
短時間労働者等の雇用理由別(複数回答)	人を集めやすいため	281 100.0	84 29.9	190 67.6	7 2.5	
	退職した女性正社員の再雇用のため	113 100.0	34 30.1	78 69.0	1 0.9	
	定年社員の再雇用のため	319 100.0	104 32.6	209 65.5	6 1.9	
	簡単な仕事内容のため	385 100.0	140 36.4	235 61.0	10 2.6	
	人件費が割安なため	450 100.0	151 33.6	286 63.6	13 2.9	
	1日の忙しい時間帯に対処するため	399 100.0	120 30.1	268 67.2	11 2.8	
	一定期間の繁忙に対処するため	197 100.0	60 30.5	132 67.0	5 2.5	
	仕事量が減ったときに雇用調整が容易なため	101 100.0	34 33.7	64 63.4	3 3.0	
	経験・知識・技能のある人を採用したいため	285 100.0	75 26.3	205 71.9	5 1.8	
	その他	103 100.0	31 30.1	67 65.0	5 4.9	
	無回答	10 100.0	1 10.0	9 90.0	-	
	期短も期間も定労働者数が多い	あり	752 100.0	234 31.1	501 66.6	17 2.3
		なし	101 100.0	27 26.7	69 68.3	5 5.0
		無回答	4 100.0	-	3 75.0	1 25.0

		(第28表参照)			
		設問Ⅲ-(1)-1 で短時間労働者から 正社員への転換推進 措置を「実施 している」と 回答した 事業所数計	ある	ない	無回答
第8条等該当パートの有無	正社員と職務が同じ短時間労働者がいる	182 100.0	60 33.0	113 62.1	9 4.9
	いない	559 100.0	164 29.3	386 69.1	9 1.6
	無回答	9 100.0	5 55.6	3 33.3	1 11.1
	正社員と職務及び人材活用の仕組み等が同じ(一定期間含む)短時間労働者がいる	40 100.0	14 35.0	25 62.5	1 2.5
	いない	129 100.0	43 33.3	78 60.5	8 6.2
	無回答	13 100.0	3 23.1	10 76.9	-
	正社員と職務及び人材活用の仕組み等が同じで実質無期契約の短時間労働者(第8条適用者)がいる	14 100.0	6 42.9	8 57.1	-
	いない	9 100.0	3 33.3	6 66.7	-
	無回答	17 100.0	5 29.4	11 64.7	1 5.9
	教育訓練	実施している	745 100.0	220 29.5	506 67.9
実施していない		64 100.0	23 35.9	39 60.9	2 3.1
無回答		48 100.0	18 37.5	28 58.3	2 4.2
賛否の考えに方による対称的待遇	賛成計(賛成+どちらかという賛成)	685 100.0	195 28.5	475 69.3	15 2.2
	反対計(反対+どちらかという反対)	145 100.0	60 41.4	80 55.2	5 3.4
	無回答	27 100.0	6 22.2	18 66.7	3 11.1
雇の改善施策(パートの待遇改善見直し)実施したもの	実施したものがあった	623 100.0	193 31.0	412 66.1	18 2.9
	特に実施したものはない	172 100.0	52 30.2	118 68.6	2 1.2
	無回答	62 100.0	16 25.8	43 69.4	3 4.8
	管短時間労働者	305 100.0	91 29.8	207 67.9	7 2.3
管短時間労働者雇用	選任している	504 100.0	158 31.3	334 66.3	12 2.4
	選任していない	48 100.0	12 25.0	32 66.7	4 8.3
	無回答	48 100.0	12 25.0	32 66.7	4 8.3
	労働組合	ある	364 100.0	119 32.7	239 65.7
ない		461 100.0	132 28.6	315 68.3	14 3.0
無回答		32 100.0	10 31.3	19 59.4	3 9.4

第32表-1:設問Ⅲ-2 正社員転換推進措置を「実施していない」場合の理由(7択/該当すべてに○の複数回答)

(第28表参照)										
	設問Ⅲ(1)「短期労働者から正社員への転換推進措置を「実施していない」と回答した事業所数計	正社員に転換するに不足している	正社員に転換するに雇用調整がしにくくなる	正社員としての正社員が少ない	応募が少ない	短期労働者は労働が時間外にしない	短期労働者は労働が困難なため正社員にしにくい	その他(※)	無回答	
計	854 100.0	103 12.1	83 9.7	280 32.8	148 17.3	188 22.0	96 11.2	371 43.4	31 3.6	
業種別	鉱業、採石業、砂利採取業	10 100.0	1 10.0	2 20.0	1 10.0	- -	3 30.0	1 10.0	4 40.0	
	建設業	52 100.0	8 15.4	7 13.5	16 30.8	8 15.4	11 21.2	4 7.7	29 55.8	
	製造業	251 100.0	32 12.7	22 8.8	66 26.3	37 14.7	62 24.7	24 9.6	124 49.4	
	電気・ガス・熱供給・水道業	19 100.0	1 5.3	- -	1 5.3	- -	- -	1 5.3	18 94.7	
	情報通信業	16 100.0	2 12.5	2 12.5	3 18.8	2 12.5	4 25.0	- -	9 56.3	
	運輸業、郵便業	71 100.0	8 11.3	10 14.1	26 36.6	19 26.8	20 28.2	10 14.1	27 38.0	
	卸売業、小売業	123 100.0	21 17.1	8 6.5	59 48.0	20 16.3	20 16.3	26 21.1	38 30.9	
	金融業、保険業	25 100.0	- -	5 20.0	3 12.0	3 32.0	8 32.0	8 24.0	8 32.0	
	不動産業、物品賃貸業	6 100.0	- -	- -	2 33.3	1 16.7	- -	- -	3 50.0	
	学術研究、専門・技術サービス業	20 100.0	1 5.0	3 15.0	6 30.0	3 15.0	4 20.0	3 15.0	8 40.0	
	宿泊業、飲食サービス業	25 100.0	3 12.0	3 12.0	12 48.0	10 40.0	4 16.0	4 4.0	5 20.0	
	生活関連サービス業、娯楽業	19 100.0	5 26.3	2 10.5	8 42.1	4 21.1	2 10.5	2 10.5	5 26.3	
	教育、学習支援業	60 100.0	5 8.3	4 6.7	27 45.0	4 6.7	7 11.7	5 8.3	33 55.0	
	医療、福祉	49 100.0	2 4.1	4 8.2	9 18.4	18 36.7	12 24.5	4 8.2	22 44.9	
	複合サービス事業(郵便局、協同組合等)	13 100.0	2 15.4	- -	2 15.4	4 30.8	3 23.1	- -	6 46.2	
	サービス業(他に分類されないもの)	89 100.0	11 12.4	11 12.4	36 40.4	10 11.2	27 30.3	9 10.1	28 31.5	
	無回答	6 100.0	1 16.7	- -	3 50.0	- -	1 16.7	- -	4 66.7	
	従業員規模別	短期労働者を雇用しており正社員、短期労働者、その他労働者の数値記入欄すべてに回答のあった事業所数計	614 100.0	78 12.7	58 9.4	214 34.9	108 17.6	142 23.1	73 11.9	267 43.5
		1,000人以上	73 100.0	11 15.1	4 5.5	10 13.7	8 11.0	8 11.0	5 6.8	51 69.9
300~999人		134 100.0	19 14.2	16 11.9	52 38.8	18 13.4	31 23.1	19 14.2	62 46.3	
100~299人		150 100.0	20 13.3	8 5.3	45 30.0	30 20.0	40 26.7	13 8.7	67 44.7	
30~99人		176 100.0	21 11.9	17 9.7	72 40.9	37 21.0	42 23.9	21 11.9	61 34.7	
5~29人		81 100.0	7 8.6	13 16.0	35 43.2	15 18.5	21 25.9	15 18.5	26 32.1	
4人以下		- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	
非正社員の割合別		8割以上	33 100.0	3 9.1	3 9.1	23 69.7	8 24.2	3 9.1	5 15.2	
5割以上8割未満	98 100.0	18 18.4	6 6.1	48 49.0	20 20.4	25 25.5	15 15.3	34 34.7		
3割以上5割未満	73 100.0	12 16.4	8 11.0	24 32.9	12 16.4	17 23.3	12 16.4	25 34.2		
1割以上3割未満	227 100.0	29 12.8	23 10.1	72 31.7	43 18.9	59 26.0	26 11.5	104 45.8		
1割未満	183 100.0	16 8.7	18 9.8	47 25.7	25 13.7	38 20.8	15 8.2	99 54.1		
短時間労働者等の雇用理由別(複数回答)	人を集めやすいため	180 100.0	31 17.2	15 8.3	74 41.1	45 25.0	51 28.3	31 17.2	57 31.7	
	退職した女性正社員の再雇用のため	87 100.0	9 10.3	13 14.9	31 35.6	25 28.7	24 27.6	13 14.9	28 32.2	
	定年社員の再雇用のため	372 100.0	40 10.8	34 9.1	104 28.0	55 14.8	74 19.9	41 11.0	188 50.5	
	簡単な仕事内容のため	371 100.0	68 18.3	33 8.9	147 39.6	61 16.4	95 25.6	54 14.6	147 39.6	
	人件費が割安なため	425 100.0	66 15.5	57 13.4	181 42.6	77 18.1	102 24.0	65 15.3	149 35.1	
	1日の忙しい時間帯に対処するため	275 100.0	40 14.5	29 10.5	111 40.4	65 23.6	74 26.9	43 15.6	94 34.2	
	一定期間の繁忙に対処するため	189 100.0	31 16.4	20 10.6	73 38.6	26 13.8	46 24.3	25 13.2	87 46.0	
	仕事量が減ったときに雇用調整が容易なため	114 100.0	19 16.7	19 16.7	53 46.5	14 12.3	14 29.8	34 15.8	38 33.3	
	経験・知識・技能のある人を採用したいため	275 100.0	31 11.3	27 9.8	75 27.3	32 11.6	53 19.3	26 9.5	143 52.0	
	その他	117 100.0	17 14.5	3 2.6	27 23.1	25 21.4	24 20.5	13 11.1	73 62.4	
	無回答	15 100.0	- -	- -	6 40.0	1 6.7	3 20.0	- -	5 33.3	

※その他として欄外に記入されていたのは「短時間労働者はすべて定年再雇用のため」「在学中の学生アルバイトのためのため」等

第32表-2:設問Ⅲ-2 正社員転換推進措置を実施する上で「支障がある」場合の内容(7択/該当すべてに○の複数回答)

(第31表参照)											
	設問Ⅲ-2(1)~(4)で正社員転換を実施する上で「支障がある」と回答した事業所数計	正社員に転換するには能力が不足している	正社員に転換するには能力が不足している	正社員としてのポストが少ない	応募が少ない	短時間労働者は時間外労働のため正社員ににくい	短時間労働者は転換が困難なため正社員ににくい	その他	無回答		
計	261 100.0	82 31.4	38 14.6	113 43.3	66 25.3	62 23.8	48 18.4	55 21.1	2 0.8		
業種別	鉱業、採石業、砂利採取業	3 100.0	-	1 33.3	-	2 66.7	2 66.7	-	-		
	建設業	3 100.0	2 66.7	-	-	-	2 66.7	1 33.3	-		
	製造業	54 100.0	20 37.0	8 14.8	15 27.8	17 31.5	15 27.8	12 22.2	19 35.2	1 1.9	
	電気・ガス・熱供給・水道業	7 100.0	3 42.9	-	-	-	-	-	4 57.1	-	
	情報通信業	4 100.0	2 50.0	-	3 75.0	1 25.0	1 25.0	2 50.0	2 50.0	-	
	運輸業、郵便業	17 100.0	3 17.6	4 23.5	8 47.1	4 23.5	8 47.1	4 23.5	3 17.6	-	
	卸売業、小売業	45 100.0	25 55.6	-	21 46.7	12 26.7	6 13.3	11 24.4	2 4.4	-	
	金融業、保険業	12 100.0	1 8.3	1 8.3	4 33.3	3 25.0	3 25.0	2 16.7	2 16.7	-	
	不動産業、物品賃貸業	1 100.0	-	-	-	1 100.0	1 100.0	-	-	-	
	学術研究、専門・技術サービス業	8 100.0	1 12.5	1 12.5	4 50.0	1 12.5	-	-	4 50.0	-	
	宿泊業、飲食サービス業	13 100.0	2 15.4	6 46.2	6 46.2	4 30.8	5 38.5	4 30.8	-	1 7.7	
	生活関連サービス業、娯楽業	4 100.0	2 50.0	-	3 75.0	2 50.0	2 50.0	2 50.0	-	-	
	教育、学習支援業	20 100.0	2 10.0	3 15.0	12 60.0	4 20.0	-	-	6 30.0	-	
	医療、福祉	33 100.0	7 21.2	8 24.2	17 51.5	12 36.4	8 24.2	3 9.1	4 12.1	-	
	複合サービス事業(郵便局、協同組合等)	18 100.0	7 38.9	-	8 44.4	2 11.1	3 16.7	2 11.1	6 33.3	-	
	サービス業(他に分類されないもの)	19 100.0	5 26.3	6 31.6	12 63.2	1 5.3	6 31.6	2 10.5	2 10.5	-	
	無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	従業員規模別	短時間労働者を雇用しており、正社員、短時間労働者、その他労働者の数値記入欄すべてに回答のあった事業所数計	202 100.0	72 35.6	27 13.4	89 44.1	49 24.3	45 22.3	40 19.8	40 19.8	2 1.0
		1,000人以上	19 100.0	7 36.8	4 21.1	11 57.9	2 10.5	1 5.3	2 10.5	6 31.6	-
		300~999人	44 100.0	13 29.5	4 9.1	21 47.7	13 29.5	10 22.7	6 13.6	10 22.7	-
100~299人		45 100.0	15 33.3	7 15.6	19 42.2	14 31.1	7 15.6	6 13.3	7 15.6	2 4.4	
30~99人		60 100.0	28 46.7	7 11.7	23 38.3	13 21.7	19 31.7	21 35.0	10 16.7	-	
5~29人		34 100.0	9 26.5	5 14.7	15 44.1	7 20.6	8 23.5	5 14.7	7 20.6	-	
4人以下		-	-	-	-	-	-	-	-	-	
8割以上		33 100.0	22 66.7	3 9.1	16 48.5	8 24.2	3 9.1	11 33.3	1 3.0	-	
5割以上8割未満		33 100.0	9 27.3	7 21.2	22 66.7	8 24.2	11 33.3	7 21.2	3 9.1	-	
3割以上5割未満		40 100.0	11 27.5	5 12.5	18 45.0	11 27.5	11 27.5	7 17.5	7 17.5	-	
1割以上3割未満	62 100.0	21 33.9	6 9.7	25 40.3	17 27.4	10 16.1	8 12.9	17 27.4	2 3.2		
1割未満	34 100.0	9 26.5	6 17.6	8 23.5	5 14.7	10 29.4	7 20.6	12 35.3	-		
短時間労働者等の雇用理由別(複数回答)	人を集めやすいため	84 100.0	33 39.3	16 19.0	44 52.4	23 27.4	22 26.2	15 17.9	15 17.9	-	
	退職した女性正社員の再雇用のため	34 100.0	7 20.6	9 26.5	15 44.1	13 38.2	9 26.5	5 14.7	5 14.7	-	
	定年社員の再雇用のため	104 100.0	41 39.4	15 14.4	40 38.5	40 34.6	36 23.1	24 22.1	24 23.1	2 1.9	
	簡単な仕事内容のため	140 100.0	49 35.0	17 12.1	61 43.6	35 25.0	38 27.1	34 24.3	31 22.1	2 1.4	
	人件費が割安なため	151 100.0	49 32.5	23 15.2	73 48.3	41 27.2	35 23.2	34 22.5	24 15.9	1 0.7	
	1日の忙しい時間帯に対処するため	120 100.0	42 35.0	21 17.5	57 47.5	36 30.0	33 27.5	27 22.5	20 16.7	-	
	一定期間の繁忙に対処するため	60 100.0	20 33.3	7 11.7	31 51.7	15 25.0	17 28.3	10 16.7	13 21.7	-	
	仕事量が減ったときに雇用調整が容易なため	34 100.0	13 38.2	11 32.4	15 44.1	3 8.8	8 23.5	9 26.5	8 23.5	1 2.9	
	経験・知識・技能のある人を採用したいため	75 100.0	20 26.7	15 20.0	42 56.0	15 20.0	15 20.0	10 13.3	19 25.3	-	
	その他	31 100.0	8 25.8	1 3.2	13 41.9	7 22.6	5 16.1	3 9.7	13 41.9	-	
	無回答	1 100.0	-	-	1 100.0	-	-	-	-	-	

第33表-1:設問Ⅲ-(3) 短時間正社員制度の導入状況(3択/SA)

	短時間労働者を雇用している事業所数計	(短時間正社員制度を)導入・運用している				導入もされていない	無回答
		計	制度として導入されている	制度として導入されていないが運用はされている	導入されていない		
計	1,764	593	482	111	1,084	87	
	100.0	33.6	27.3	6.3	61.5	4.9	
業種別							
鉱業、採石業、砂利採取業	14	2	2	-	12	-	
	100.0	14.3	14.3	-	85.7	-	
建設業	65	22	20	2	38	5	
	100.0	33.8	30.8	3.1	58.5	7.7	
製造業	434	141	115	26	272	21	
	100.0	32.5	26.5	6.0	62.7	4.8	
電気・ガス・熱供給・水道業	36	17	17	-	15	4	
	100.0	47.2	47.2	-	41.7	11.1	
情報通信業	22	9	8	1	11	2	
	100.0	40.9	36.4	4.5	50.0	9.1	
運輸業、郵便業	112	30	20	10	79	3	
	100.0	26.8	17.9	8.9	70.5	2.7	
卸売業、小売業	282	91	71	20	177	14	
	100.0	32.3	25.2	7.1	62.8	5.0	
金融業、保険業	88	33	30	3	51	4	
	100.0	37.5	34.1	3.4	58.0	4.5	
不動産業、物品賃貸業	10	2	2	-	7	1	
	100.0	20.0	20.0	-	70.0	10.0	
学術研究、専門・技術サービス業	42	17	14	3	23	2	
	100.0	40.5	33.3	7.1	54.8	4.8	
宿泊業、飲食サービス業	74	17	14	3	55	2	
	100.0	23.0	18.9	4.1	74.3	2.7	
生活関連サービス業、娯楽業	48	18	12	6	29	1	
	100.0	37.5	25.0	12.5	60.4	2.1	
教育、学習支援業	139	51	48	3	82	6	
	100.0	36.7	34.5	2.2	59.0	4.3	
医療、福祉	174	64	47	17	98	12	
	100.0	36.8	27.0	9.8	56.3	6.9	
複合サービス事業(郵便局、協同組合等)	53	16	14	2	35	2	
	100.0	30.2	26.4	3.8	66.0	3.8	
サービス業(他に分類されないもの)	155	55	42	13	93	7	
	100.0	35.5	27.1	8.4	60.0	4.5	
無回答	16	8	6	2	7	1	
	100.0	50.0	37.5	12.5	43.8	6.3	
従業員規模別							
短時間労働者を雇用しており、正社員、短時間労働者、その他労働者の数値記入欄すべてに回答があった事業所数計	1,269	448	374	74	779	42	
	100.0	35.3	29.5	5.8	61.4	3.3	
1,000人以上	136	73	67	6	61	2	
	100.0	53.7	49.3	4.4	44.9	1.5	
300~999人	274	87	75	12	179	8	
	100.0	31.8	27.4	4.4	65.3	2.9	
100~299人	310	117	96	21	189	4	
	100.0	37.7	31.0	6.8	61.0	1.3	
30~99人	365	117	98	19	227	21	
	100.0	32.1	26.8	5.2	62.2	5.8	
5~29人	183	54	38	16	122	7	
	100.0	29.5	20.8	8.7	66.7	3.8	
4人以下	1	-	-	-	1	-	
	100.0	-	-	-	100.0	-	
非正社員の割合別							
8割以上	144	49	38	11	91	4	
	100.0	34.0	26.4	7.6	63.2	2.8	
5割以上8割未満	202	63	46	17	129	10	
	100.0	31.2	22.8	8.4	63.9	5.0	
3割以上5割未満	188	67	60	7	113	8	
	100.0	35.6	31.9	3.7	60.1	4.3	
1割以上3割未満	420	139	120	19	269	12	
	100.0	33.1	28.6	4.5	64.0	2.9	
1割未満	315	130	110	20	177	8	
	100.0	41.3	34.9	6.3	58.2	2.5	
短時間労働者等の雇用理由別(複数回答)							
人を集めやすいため	469	161	130	31	294	14	
	100.0	34.3	27.7	6.6	62.7	3.0	
退職した女性正社員の再雇用のため	202	70	52	18	130	2	
	100.0	34.7	25.7	8.9	64.4	1.0	
定年社員の再雇用のため	703	263	225	38	421	19	
	100.0	37.4	32.0	5.4	59.9	2.7	
簡単な仕事内容のため	769	266	220	46	477	26	
	100.0	34.6	28.6	6.0	62.0	3.4	
人件費が割安なため	887	286	231	55	576	25	
	100.0	32.2	26.0	6.2	64.9	2.8	
1日の忙しい時間帯に対処するため	677	220	176	44	432	25	
	100.0	32.5	26.0	6.5	63.8	3.7	
一定期間の繁忙に対処するため	388	132	108	24	244	12	
	100.0	34.0	27.8	6.2	62.9	3.1	
仕事量が減ったときに雇用調整が容易なため	219	80	57	23	133	6	
	100.0	36.5	26.0	10.5	60.7	2.7	
経験・知識・技能のある人を採用したいため	572	197	167	30	358	17	
	100.0	34.4	29.2	5.2	62.6	3.0	
その他	228	80	66	14	134	14	
	100.0	35.1	28.9	6.1	58.8	6.1	
無回答	44	10	9	1	15	19	
	100.0	22.7	20.5	2.3	34.1	43.2	
短時間労働者の間も定労働者数が多い							
あり	1,515	527	431	96	930	58	
	100.0	34.8	28.4	6.3	61.4	3.8	
なし	221	64	49	15	148	9	
	100.0	29.0	22.2	6.8	67.0	4.1	
無回答	28	2	2	-	6	20	
	100.0	7.1	7.1	-	21.4	71.4	
第8条等該当パートの有無							
正社員と職務が同じ短時間労働者がいる	361	129	93	36	209	23	
	100.0	35.7	25.8	10.0	57.9	6.4	
いない	1,099	392	331	61	672	35	
	100.0	35.7	30.1	5.6	61.1	3.2	
無回答	22	3	3	-	14	5	
	100.0	13.6	13.6	-	63.6	22.7	
正社員と職務及び人材活用の仕組み等が同じ(一定期間含む)短時間労働者がいる	65	31	19	12	30	4	
	100.0	47.7	29.2	18.5	46.2	6.2	
いない	264	87	64	23	163	14	
	100.0	33.0	24.2	8.7	61.7	5.3	
無回答	32	11	10	1	16	5	
	100.0	34.4	31.3	3.1	50.0	15.6	
正社員と職務及び人材活用の仕組み等が同じで実質無期契約の短時間労働者(第8条適用者)がいる	19	11	7	4	6	2	
	100.0	57.9	36.8	21.1	31.6	10.5	
いない	18	10	6	4	7	1	
	100.0	55.6	33.3	22.2	38.9	5.6	
無回答	28	10	6	4	17	1	
	100.0	35.7	21.4	14.3	60.7	3.6	

第33表-2:設問Ⅲ-(3) 短時間正社員制度を「導入・運用している」場合の利用事由
(7択/該当すべてに○の複数回答)

(第33表-1参照)

	期間中(3)で短時間正社員制度を導入・運用している事業所数計	育児	介護	高齢者	傷病からの復帰	正社員以外からの転換	自己啓発	その他	無回答	
計	制度として導入・運用している計	593	466	342	83	180	70	26	40	14
	制度として導入されている	482	414	319	68	155	38	17	20	7
	制度としては導入していないが、運用はされている	111	52	23	15	25	32	9	20	7
	100.0	78.6	57.7	14.0	30.4	11.8	4.4	6.7	2.4	
業種別	飲食、採石業、砂利採取業	2	2	2	-	1	-	-	-	-
	100.0	100.0	100.0	-	50.0	-	-	-	-	-
	建設業	22	16	13	6	3	2	1	1	-
	100.0	72.7	59.1	27.3	13.6	9.1	4.5	4.5	-	-
	製造業	141	114	89	27	53	16	7	6	1
	100.0	80.9	63.1	19.1	37.6	11.3	5.0	4.3	0.7	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	17	16	15	3	7	-	-	-	1
	100.0	94.1	88.2	17.6	41.2	-	-	-	5.9	-
	情報通信業	9	8	6	1	5	-	-	-	-
	100.0	88.9	66.7	11.1	55.6	-	-	-	-	-
	運輸業、郵便業	30	14	11	8	5	4	2	4	3
	100.0	46.7	36.7	26.7	16.7	13.3	6.7	13.3	10.0	-
	卸売業、小売業	91	72	61	8	31	11	3	6	2
	100.0	79.1	67.0	8.8	34.1	12.1	3.3	6.6	2.2	-
	金融業、保険業	33	27	20	2	11	6	1	-	3
	100.0	81.8	60.6	6.1	33.3	18.2	3.0	-	9.1	-
	不動産業、物品賃貸業	2	2	1	-	-	-	-	-	-
	100.0	100.0	50.0	-	-	-	-	-	-	-
	学術研究、専門・技術サービス業	17	16	13	5	8	2	-	-	-
	100.0	94.1	76.5	29.4	47.1	11.8	-	-	-	-
宿泊業、飲食サービス業	17	10	9	1	7	4	3	1	-	
100.0	58.8	52.9	5.9	41.2	23.5	17.6	5.9	-	-	
生活関連サービス業、娯楽業	18	6	3	1	8	3	1	2	-	
100.0	33.3	16.7	5.6	44.4	16.7	5.6	11.1	-	-	
教育、学習支援業	51	50	26	5	12	3	-	1	-	
100.0	98.0	51.0	9.8	23.5	5.9	-	-	2.0	-	
医療、福祉	64	55	32	3	10	8	6	9	1	
100.0	85.9	50.0	4.7	15.6	12.5	9.4	14.1	1.6	-	
複合サービス事業(郵便局、協同組合等)	16	13	11	1	1	2	1	-	1	
100.0	81.3	68.8	6.9	6.3	12.5	6.3	-	6.3	-	
サービス業(他に分類されないもの)	55	40	27	10	15	8	1	10	-	
100.0	72.7	49.1	18.2	27.3	14.5	1.8	18.2	-	-	
無回答	8	5	3	2	3	1	-	-	2	
100.0	62.5	37.5	25.0	37.5	12.5	-	-	-	25.0	
従業員規模別	同時労働者を雇用しており、短時間労働者、その他労働者の数値記入欄すべてに回答のあった事業所数計	448	367	269	68	150	50	19	23	8
	1,000人以上	73	68	44	11	27	1	-	4	-
	100.0	93.2	60.3	15.1	37.0	1.4	-	5.5	-	-
	300~999人	87	82	61	13	35	5	3	7	-
	100.0	94.3	70.1	14.9	40.2	5.7	3.4	8.0	-	-
	100~299人	117	88	70	19	38	22	7	8	2
	100.0	75.2	59.8	16.2	32.5	18.8	6.0	6.8	1.7	-
	30~99人	117	86	64	16	33	15	5	3	2
	100.0	73.5	54.7	13.7	28.2	12.8	4.3	2.6	1.7	-
	5~29人	54	43	30	9	17	7	4	1	4
100.0	79.6	55.6	16.7	31.5	13.0	7.4	1.9	7.4	-	
4人以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
非正社員の割合別	8割以上	49	26	23	6	16	9	5	4	1
100.0	53.1	46.9	12.2	32.7	18.4	10.2	8.2	2.0	-	
5割以上8割未満	63	52	38	8	21	7	3	3	-	
100.0	82.5	60.3	12.7	33.3	11.1	4.8	4.8	-	-	
3割以上5割未満	67	55	37	10	18	8	1	2	4	
100.0	82.1	55.2	14.9	26.9	11.9	1.5	3.0	6.0	-	
1割以上3割未満	139	124	85	18	52	14	4	6	2	
100.0	89.2	61.2	12.9	37.4	10.1	2.9	4.3	1.4	-	
1割未満	130	110	86	26	43	12	6	8	1	
100.0	84.6	66.2	20.0	33.1	9.2	4.6	6.2	0.8	-	
短時間労働者等の雇用理由別(複数回答)	人を集めやすいため	161	125	90	17	48	26	10	8	2
	100.0	77.6	55.9	10.6	29.8	16.1	6.2	5.0	1.2	-
	退職した女性正社員の再雇用のため	70	59	38	7	19	8	3	5	-
	100.0	84.3	54.3	10.0	27.1	11.4	4.3	7.1	-	-
	定年社員の再雇用のため	263	216	162	43	90	30	8	16	2
	100.0	82.1	61.6	16.3	34.2	11.4	3.0	6.1	0.8	-
	簡単な仕事内容のため	266	219	165	36	83	21	9	11	5
	100.0	82.3	62.0	13.5	31.2	7.9	3.4	4.1	1.9	-
	人件費が割安なため	286	227	170	35	99	28	9	19	8
	100.0	79.4	59.4	12.2	34.6	9.8	3.1	6.6	2.8	-
	1日の忙しい時間帯に対処するため	220	174	128	18	63	28	11	20	6
	100.0	79.1	58.2	8.2	28.6	12.7	5.0	9.1	2.7	-
	一定期間の繁忙に対処するため	132	108	77	18	57	16	3	3	1
	100.0	81.8	58.3	13.6	43.2	12.1	2.3	2.3	0.8	-
仕事量が減ったときに雇用調整が容易なため	80	57	45	14	20	15	8	10	1	
100.0	71.3	56.3	17.5	25.0	18.8	10.0	12.5	1.3	-	
経験・知識・技能のある人を採用したいため	197	164	121	31	58	23	11	17	1	
100.0	83.2	61.4	15.7	29.4	11.7	5.6	8.6	0.5	-	
その他	80	68	41	9	17	8	1	6	1	
100.0	85.0	51.3	11.3	21.3	10.0	1.3	7.5	1.3	-	
無回答	10	7	5	1	2	2	-	-	1	
100.0	70.0	50.0	10.0	20.0	20.0	-	-	-	10.0	
労働組合	あり	302	250	188	44	111	28	9	16	5
	100.0	82.8	62.3	14.6	36.8	9.3	3.0	5.3	1.7	-
	なし	275	203	143	38	67	40	16	24	8
100.0	73.8	52.0	13.8	24.4	14.5	5.8	8.7	2.9	-	
無回答	16	13	11	1	2	2	1	-	1	
100.0	81.3	68.8	6.3	12.5	12.5	6.3	-	6.3	-	

第34表-1:設問IV-(1) 短時間労働者の採用時における労働条件の明示方法(5択/SA)

	短時間労働者を雇用している事業所数計	(採用時に労働条件を)明示している					明示していない	無回答(※)	
		計	主に就業規則を交付している	主に労働条件通知書・労働契約書等、書面を交付している	主に口頭で説明している	その他			
計	1,764	1,346	94	1,182	61	9	11	407	
	100.0	76.3	5.3	67.0	3.5	0.5	0.6	23.1	
	-	100.0	7.0	87.8	4.5	0.7	-	-	
業種別	鉱業、採石業、砂利採取業	14	10	-	10	-	-	3	1
	100.0	71.4	-	71.4	-	-	21.4	7.1	
	建設業	65	47	1	43	3	-	-	18
	100.0	72.3	1.5	66.2	4.6	-	-	27.7	
	製造業	434	310	21	272	14	3	1	123
	100.0	71.4	4.8	62.7	3.2	0.7	0.2	28.3	
	電気・ガス・熱供給・水道業	36	28	2	25	1	-	-	8
	100.0	77.8	5.6	69.4	2.8	-	-	22.2	
	情報通信業	22	17	-	17	-	-	-	5
	100.0	77.3	-	77.3	-	-	-	22.7	
	運輸業、郵便業	112	97	4	82	11	-	-	15
	100.0	86.6	3.6	73.2	9.8	-	-	13.4	
	卸売業、小売業	282	220	16	190	12	2	2	60
	100.0	78.0	5.7	67.4	4.3	0.7	0.7	21.3	
	金融業、保険業	88	61	11	50	-	-	-	27
	100.0	69.3	12.5	56.8	-	-	-	30.7	
	不動産業、物品賃貸業	10	7	-	6	1	-	1	2
	100.0	70.0	-	60.0	10.0	-	-	10.0	20.0
	学術研究、専門・技術サービス業	42	29	-	26	2	1	-	13
	100.0	69.0	-	61.9	4.8	2.4	-	-	31.0
宿泊業、飲食サービス業	74	59	3	50	6	-	1	14	
100.0	79.7	4.1	67.6	8.1	-	-	1.4	18.9	
生活関連サービス業、娯楽業	48	42	3	39	-	-	1	5	
100.0	87.5	6.3	81.3	-	-	-	2.1	10.4	
教育、学習支援業	139	119	14	103	2	-	-	20	
100.0	85.6	10.1	74.1	1.4	-	-	-	14.4	
医療、福祉	174	125	9	110	5	1	1	48	
100.0	71.8	5.2	63.2	2.9	0.6	0.6	27.6		
複合サービス事業(郵便局、協同組合等)	53	44	2	42	-	-	-	9	
100.0	83.0	3.8	79.2	-	-	-	-	17.0	
サービス業(他に分類されないもの)	155	118	6	106	4	2	1	36	
100.0	76.1	3.9	68.4	2.6	1.3	0.6	23.2		
無回答	16	13	2	11	-	-	-	3	
100.0	81.3	12.5	68.8	-	-	-	-	18.8	
従業員規模別	短時間労働者を雇用しており、正社員、短時間労働者、その他労働者の数値記入欄すべてに回答のあった事業所数計	1,269	985	57	890	35	3	1	283
	1,000人以上	136	92	6	85	1	-	-	44
	100.0	67.6	4.4	62.5	0.7	-	-	-	32.4
	300~999人	274	206	9	192	4	1	-	68
	100.0	75.2	3.3	70.1	1.5	0.4	-	24.8	
	100~299人	310	248	10	225	12	1	1	61
	100.0	80.0	3.2	72.6	3.9	0.3	0.3	19.7	
	90~99人	365	293	23	258	12	-	-	72
	100.0	80.3	6.3	70.7	3.3	-	-	19.7	
	5~29人	183	146	9	130	6	1	-	37
100.0	79.8	4.9	71.0	3.3	0.5	-	20.2		
4人以下	1	-	-	-	-	-	-	1	
100.0	-	-	-	-	-	-	-	100.0	
非正社員の割合別	8割以上	144	113	12	98	3	-	-	31
	100.0	78.5	8.3	68.1	2.1	-	-	21.5	
	5割以上8割未満	202	166	8	146	12	-	-	36
	100.0	82.2	4.0	72.3	5.9	-	-	17.8	
	3割以上5割未満	188	146	3	136	6	1	-	42
	100.0	77.7	1.6	72.3	3.2	0.5	-	22.3	
1割以上3割未満	420	318	17	295	6	-	1	101	
100.0	75.7	4.0	70.2	1.4	-	-	0.2	24.0	
1割未満	315	242	17	215	8	2	-	73	
100.0	76.8	5.4	68.3	2.5	0.6	-	23.2		
短時間労働者等の雇用理由別(複数回答)	人を集めやすいため	469	370	22	336	11	1	2	97
	100.0	78.9	4.7	71.6	2.3	0.2	0.4	20.7	
	退職した女性正社員の再雇用のため	202	155	4	145	5	1	3	44
	100.0	76.7	2.0	71.8	2.5	0.5	1.5	21.8	
	定年社員の再雇用のため	703	544	24	501	18	1	3	156
	100.0	77.4	3.4	71.3	2.6	0.1	0.4	22.2	
	簡単な仕事内容のため	769	590	40	526	21	3	6	173
	100.0	76.7	5.2	68.4	2.7	0.4	0.8	22.5	
	人件費が割安なため	887	680	36	608	33	3	9	198
	100.0	76.7	4.1	68.5	3.7	0.3	1.0	22.3	
	1日の忙しい時間帯に対処するため	677	526	41	455	28	2	5	146
	100.0	77.7	6.1	67.2	4.1	0.3	0.7	21.6	
	一定期間の繁忙に対処するため	388	304	20	268	15	1	2	82
	100.0	78.4	5.2	69.1	3.9	0.3	0.5	21.1	
仕事量が減ったときに雇用調整が容易なため	219	179	11	156	10	2	2	38	
100.0	81.7	5.0	71.2	4.6	0.9	0.9	17.4		
経験・知識・技能のある人を採用したいため	572	432	29	391	10	2	3	137	
100.0	75.5	5.1	68.4	1.7	0.3	0.5	24.0		
その他	228	176	14	154	4	4	-	52	
100.0	77.2	6.1	67.5	1.8	1.8	-	22.8		
無回答	44	20	-	18	2	-	-	24	
100.0	45.5	-	40.9	4.5	-	-	-	54.5	

※指定回答数オーバー(個別に複数の明示方法を適用しているケース等とみられるが集計不可)の欠損扱い含む

第34表-2:設問Ⅳ-(1) 短時間労働者の採用時における労働条件の明示方法 (5択/複数回答も許容した場合※)

	短時間労働者を雇用している事業所数計	(採用時に労働条件を)明示している					明示していない	無回答
		計	主に就業規則を交付している	主に労働条件通知書・労働契約書等、書面を交付している	主に口頭で説明している	その他		
計	1,764	1,717	431	1,536	152	22	11	36
	100.0	97.3	24.4	87.1	8.6	1.2	0.6	2.0
	-	100.0	25.1	89.5	8.9	1.3	-	-
業種別								
鉱業、採石業、砂利採取業	14	11	1	11	-	-	3	-
	100.0	78.6	7.1	78.6	-	-	21.4	-
建設業	65	62	16	57	6	-	-	3
	100.0	95.4	24.6	87.7	9.2	-	-	4.6
製造業	434	424	126	377	37	11	1	9
	100.0	97.7	29.0	86.9	8.5	2.5	0.2	2.1
電気・ガス・熱供給・水道業	36	35	9	32	1	-	-	1
	100.0	97.2	25.0	88.9	2.8	-	-	2.8
情報通信業	22	21	4	21	1	-	-	1
	100.0	95.5	18.2	95.5	4.5	-	-	4.5
運輸業、郵便業	112	111	15	95	17	1	-	1
	100.0	99.1	13.4	84.8	15.2	0.9	-	0.9
卸売業、小売業	282	275	67	244	20	2	2	5
	100.0	97.5	23.8	86.5	7.1	0.7	0.7	1.8
金融業、保険業	88	86	35	75	6	-	-	2
	100.0	97.7	39.8	85.2	6.8	-	-	2.3
不動産業、物品賃貸業	10	8	1	7	1	-	1	1
	100.0	80.0	10.0	70.0	10.0	-	10.0	10.0
学術研究、専門・技術サービス業	42	41	11	37	5	1	-	1
	100.0	97.6	26.2	88.1	11.9	2.4	-	2.4
宿泊業、飲食サービス業	74	73	14	63	13	1	1	-
	100.0	98.6	18.9	85.1	17.6	1.4	1.4	-
生活関連サービス業、娯楽業	48	47	8	43	1	-	1	-
	100.0	97.9	16.7	89.6	2.1	-	2.1	-
教育、学習支援業	139	136	27	120	7	1	-	3
	100.0	97.8	19.4	86.3	5.0	0.7	-	2.2
医療、福祉	174	171	50	156	20	2	1	2
	100.0	98.3	28.7	89.7	11.5	1.1	0.6	1.1
複合サービス事業(郵便局、協同組合等)	53	52	10	50	3	-	-	1
	100.0	98.1	18.9	94.3	5.7	-	-	1.9
サービス業(他に分類されないもの)	155	149	33	135	14	3	1	5
	100.0	96.1	21.3	87.1	9.0	1.9	0.6	3.2
無回答	16	15	4	13	-	-	-	1
	100.0	93.8	25.0	81.3	-	-	-	6.3
従業員規模別								
短時間労働者を雇用しており、正社員、短時間労働者、その他労働者の基礎記入欄すべてに回答のあった事業所数計	1,269	1,262	305	1,155	103	14	1	6
	100.0	99.4	24.0	91.0	8.1	1.1	0.1	0.5
1,000人以上	136	136	49	124	9	5	-	-
	100.0	100.0	36.0	91.2	6.6	3.7	-	-
300～999人	274	274	69	260	24	2	-	-
	100.0	100.0	25.2	94.9	8.8	0.7	-	-
100～299人	310	309	60	286	29	4	1	-
	100.0	99.7	19.4	92.3	9.4	1.3	0.3	-
30～99人	365	359	82	319	27	2	-	6
	100.0	98.4	22.5	87.4	7.4	0.5	-	1.6
5～29人	183	183	44	165	14	1	-	-
	100.0	100.0	24.0	90.2	7.7	0.5	-	-
4人以下	1	1	1	1	-	-	-	-
	100.0	100.0	100.0	100.0	-	-	-	-
非正社員の割合別								
8割以上	144	143	37	126	10	2	-	1
	100.0	99.3	25.7	87.5	6.9	1.4	-	0.7
5割以上8割未満	202	201	37	178	22	-	-	1
	100.0	99.5	18.3	88.1	10.9	-	-	0.5
3割以上5割未満	188	187	38	176	22	1	-	1
	100.0	99.5	20.2	93.6	11.7	0.5	-	0.5
1割以上3割未満	420	418	109	391	25	5	1	1
	100.0	99.5	26.0	93.1	6.0	1.2	0.2	0.2
1割未満	315	313	84	284	24	6	-	2
	100.0	99.4	26.7	90.2	7.6	1.9	-	0.6
短時間労働者等の雇用理由別(複数回答)								
人を集めやすいため	469	463	104	424	42	4	2	4
	100.0	98.7	22.2	90.4	9.0	0.9	0.4	0.9
退職した女性正社員の再雇用のため	202	199	42	189	17	1	3	-
	100.0	98.5	20.8	93.6	8.4	0.5	1.5	-
定年社員の再雇用のため	703	696	162	645	58	10	3	4
	100.0	99.0	23.0	91.7	8.3	1.4	0.4	0.6
簡単な仕事内容のため	769	756	188	685	69	9	6	7
	100.0	98.3	24.4	89.1	9.0	1.2	0.8	0.9
人件費が割安なため	887	873	208	791	82	11	9	5
	100.0	98.4	23.4	89.2	9.2	1.2	1.0	0.6
1日の忙しい時間帯に対処するため	677	671	166	594	73	8	5	1
	100.0	99.1	24.5	87.7	10.8	1.2	0.7	0.1
一定期間の繁忙に対処するため	388	384	90	341	31	8	2	2
	100.0	99.0	23.2	87.9	8.0	2.1	0.5	0.5
仕事量が減ったときに雇用調整が容易なため	219	217	42	192	24	4	2	-
	100.0	99.1	19.2	87.7	11.0	1.8	0.9	-
経験・知識・技能のある人を採用したいため	572	564	146	521	47	5	3	5
	100.0	98.6	25.5	91.1	8.2	0.9	0.5	0.9
その他	228	223	57	199	20	4	-	5
	100.0	97.8	25.0	87.3	8.8	1.8	-	2.2
無回答	44	26	6	24	3	-	-	18
	100.0	59.1	13.6	54.5	6.8	-	-	40.9
期短も同時かつ定年も兼人数が多い								
あり	1,515	1,492	383	1,360	111	16	10	13
	100.0	98.5	25.3	89.8	7.3	1.1	0.7	0.9
なし	221	217	46	170	38	6	1	3
	100.0	98.2	20.8	76.9	17.2	2.7	0.5	1.4
無回答	28	8	2	6	3	-	-	20
	100.0	28.6	7.1	21.4	10.7	-	-	71.4

※回答1～4と回答5は同時選択不可だが、回答1～4内は複数選択可として集計した場合

	短時間労働者を雇用している事業所数計	(採用時に労働条件を)明示している					明示していない	無回答
		計	主に就業規則を交付している	主に労働条件通知書・労働契約書等、書面を交付している	主に口頭で説明している	その他		
第8条等該当パロートの有無								
正社員と職務が同じ短時間労働者がいる	361	354	99	302	41	3	1	6
	100.0	98.1	27.4	83.7	11.4	0.8	0.3	1.7
いない	1,099	1,086	276	986	93	16	8	5
	100.0	98.8	25.1	89.7	8.5	1.5	0.7	0.5
無回答	22	19	5	18	3	-	-	2
	100.0	86.4	22.7	81.8	13.6	-	-	9.1
正社員と職務及び人材活用の仕組み等が同じ(一定期間含む)短時間労働者がいる	65	63	23	46	11	2	-	2
	100.0	96.9	35.4	70.8	16.9	3.1	-	3.1
いない	264	263	66	232	28	1	-	1
	100.0	99.6	25.0	87.9	10.6	0.4	-	0.4
無回答	32	28	10	24	2	-	-	3
	100.0	87.5	31.3	75.0	6.3	-	-	9.4
正社員と職務及び人材活用の仕組み等が同じで実質無期契約の短時間労働者(第8条未適用者)がいる	19	18	5	12	4	1	-	1
	100.0	94.7	26.3	63.2	21.1	5.3	-	5.3
いない	18	17	5	12	2	-	-	1
	100.0	94.4	27.8	66.7	11.1	-	-	5.6
無回答	28	28	13	22	5	1	-	-
	100.0	100.0	46.4	78.6	17.9	3.6	-	-
推進社員職転換								
実施している	857	851	232	771	75	11	4	2
	100.0	99.3	27.1	90.0	8.8	1.3	0.5	0.2
実施していない	854	842	186	749	75	11	7	5
	100.0	98.6	21.8	87.7	8.8	1.3	0.8	0.6
無回答	53	24	13	16	2	-	-	29
	100.0	45.3	24.5	30.2	3.8	-	-	54.7
教育訓練								
実施している	1,353	1,343	370	1,207	112	17	5	5
	100.0	99.3	27.3	89.2	8.3	1.3	0.4	0.4
実施していない	236	231	35	205	26	3	5	-
	100.0	97.9	14.8	86.9	11.0	1.3	2.1	-
無回答	175	143	26	124	14	2	1	31
	100.0	81.7	14.9	70.9	8.0	1.1	0.6	17.7
待遇の改善を考慮する際の労働条件の改善を要するかどうか								
賛成計(賛成+どちらかという賛成)	1,373	1,358	365	1,210	119	19	11	4
	100.0	98.9	26.6	88.1	8.7	1.4	0.8	0.3
反対計(反対+どちらかという反対)	300	299	47	273	24	3	-	1
	100.0	99.7	15.7	91.0	8.0	1.0	-	0.3
無回答	91	60	19	53	9	-	-	31
	100.0	65.9	20.9	58.2	9.9	-	-	34.1
雇用の改善に伴いパートタイム労働者等を見直し実施する								
実施したものがあつた	1,105	1,096	280	1,012	74	17	7	2
	100.0	99.2	25.3	91.6	6.7	1.5	0.6	0.2
特に実施したものはない	495	490	106	413	68	4	3	2
	100.0	99.0	21.4	83.4	13.7	0.8	0.6	0.4
無回答	164	131	45	111	10	1	1	32
	100.0	79.9	27.4	67.7	6.1	0.6	0.6	19.5
管短時間労働者雇用								
選任している	512	510	148	461	40	7	2	-
	100.0	99.6	28.9	90.0	7.8	1.4	0.4	-
選任していない	1,122							

第35表-1:設問IV-(3) 過去2年間に於いて短時間労働者から本人の処遇に係る説明を求められた経験の有無(2択/SA)

	短時間労働者を雇用している事業所数計	説明を求められたことがある	説明を求められたことがない	無回答
計	1,764	394	1,326	44
	100.0	22.3	75.2	2.5
業種別				
鉱業、採石業、砂利採取業	14	-	14	-
	100.0	-	100.0	-
建設業	65	7	55	3
	100.0	10.8	84.6	4.6
製造業	434	81	343	10
	100.0	18.7	79.0	2.3
電気・ガス・熱供給・水道業	36	5	30	1
	100.0	13.9	83.3	2.8
情報通信業	22	7	14	1
	100.0	31.8	63.6	4.5
運輸業、郵便業	112	23	87	2
	100.0	20.5	77.7	1.8
卸売業、小売業	282	64	211	7
	100.0	22.7	74.8	2.5
金融業、保険業	88	20	64	4
	100.0	22.7	72.7	4.5
不動産業、物品賃貸業	10	1	8	1
	100.0	10.0	80.0	10.0
学術研究、専門・技術サービス業	42	10	31	1
	100.0	23.8	73.8	2.4
宿泊業、飲食サービス業	74	19	55	-
	100.0	25.7	74.3	-
生活関連サービス業、娯楽業	48	4	43	1
	100.0	8.3	89.6	2.1
教育、学習支援業	139	45	90	4
	100.0	32.4	64.7	2.9
医療、福祉	174	54	117	3
	100.0	31.0	67.2	1.7
複合サービス事業(郵便局、協同組合等)	53	14	38	1
	100.0	26.4	71.7	1.9
サービス業(他に分類されないもの)	155	38	113	4
	100.0	24.5	72.9	2.6
無回答	16	2	13	1
	100.0	12.5	81.3	6.3
従業員規模別				
短時間労働者を雇用しており、正社員、短時間労働者、その他労働者の数値記入欄すべてに回答のあった事業所数計	1,269	306	949	14
	100.0	24.1	74.8	1.1
1,000人以上	136	53	82	1
	100.0	39.0	60.3	0.7
300~999人	274	77	196	1
	100.0	28.1	71.5	0.4
100~299人	310	72	235	3
	100.0	23.2	75.8	1.0
30~99人	365	74	285	6
	100.0	20.3	78.1	1.6
5~29人	183	30	150	3
	100.0	16.4	82.0	1.6
4人以下	1	-	1	-
	100.0	-	100.0	-
非正社員の割合別				
8割以上	144	52	91	1
	100.0	36.1	63.2	0.7
5割以上8割未満	202	51	148	3
	100.0	25.2	73.3	1.5
3割以上5割未満	188	55	127	6
	100.0	29.3	67.6	3.2
1割以上3割未満	420	93	324	3
	100.0	22.1	77.1	0.7
1割未満	315	55	259	1
	100.0	17.5	82.2	0.3
短時間労働者等の雇用理由別(複数回答)				
人を集めやすいため	469	117	344	8
	100.0	24.9	73.3	1.7
退職した女性正社員の再雇用のため	202	52	150	-
	100.0	25.7	74.3	-
定年社員の再雇用のため	703	176	520	7
	100.0	25.0	74.0	1.0
簡単な仕事内容のため	769	160	597	12
	100.0	20.8	77.6	1.6
人件費が割安なため	887	222	655	10
	100.0	25.0	73.8	1.1
1日の忙しい時間帯に対処するため	677	183	489	5
	100.0	27.0	72.2	0.7
一定期間の繁忙に対処するため	388	110	275	3
	100.0	28.4	70.9	0.8
仕事量が減ったときに雇用調整が容易なため	219	61	157	1
	100.0	27.9	71.7	0.5
経験・知識・技能のある人を採用したいため	572	164	402	6
	100.0	28.7	70.3	1.0
その他	228	46	175	7
	100.0	20.2	76.8	3.1
無回答	44	8	18	18
	100.0	18.2	40.9	40.9
期間とも定め労働者数が多い				
あり	1,515	351	1,144	20
	100.0	23.2	75.5	1.3
なし	221	42	175	4
	100.0	19.0	79.2	1.8
無回答	28	1	7	20
	100.0	3.6	25.0	71.4

	短時間労働者を雇用している事業所数計	説明を求められたことがある	説明を求められたことがない	無回答
第8条等該当パートの有無				
正社員と職務が同じ短時間労働者がいる	361	91	262	8
	100.0	25.2	72.6	2.2
いない	1,099	255	833	11
	100.0	23.2	75.8	1.0
無回答	22	1	17	4
	100.0	4.5	77.3	18.2
正社員と職務及び人材活用の仕組み等同じ(一定期間含む)短時間労働者がいる	65	21	44	-
	100.0	32.3	67.7	-
いない	264	67	192	5
	100.0	25.4	72.7	1.9
無回答	32	3	26	3
	100.0	9.4	81.3	9.4
正社員と職務及び人材活用の仕組み等が同じで実質無期契約の短時間労働者(第8条適用者)がいる	18	5	13	-
	100.0	27.8	72.2	-
いない	19	6	13	-
	100.0	31.6	68.4	-
無回答	28	10	18	-
	100.0	35.7	64.3	-
措置社員転換推進				
実施している	857	241	605	11
	100.0	28.1	70.6	1.3
実施していない	854	149	703	2
	100.0	17.4	82.3	0.2
無回答	53	4	18	31
	100.0	7.5	34.0	58.5
教育訓練				
実施している	1,353	318	1,026	9
	100.0	23.5	75.8	0.7
実施していない	236	57	179	-
	100.0	24.2	75.8	-
無回答	175	19	121	35
	100.0	10.9	69.1	20.0
賃の可否を考慮するかどうかというのと賛成	1,373	318	1,048	7
	100.0	23.2	76.3	0.5
どちらかというのと賛成	300	62	236	2
	100.0	20.7	78.7	0.7
どちらかというのと反対	91	14	42	35
	100.0	15.4	46.2	38.5
無回答				
雇の改正施行に際しての様々な変更実施し労働法				
実施したものがあった	1,105	278	821	6
	100.0	25.2	74.3	0.5
特に実施したものはない	495	89	403	3
	100.0	18.0	81.4	0.6
無回答	164	27	102	35
	100.0	16.5	62.2	21.3
管理者短時間雇用				
選任している	512	142	368	2
	100.0	27.7	71.9	0.4
選任していない	1,122	235	884	3
	100.0	20.9	78.8	0.3
無回答	130	17	74	39
	100.0	13.1	56.9	30.0
労働組合				
あり	748	195	550	3
	100.0	26.1	73.5	0.4
なし	914	185	727	2
	100.0	20.2	79.5	0.2
無回答	102	14	49	39
	100.0	13.7	48.0	38.2

第35表-2:設問Ⅳ-(3) 過去2年間において
短時間労働者から本人の処遇に係る説明を
求められたことが「ある」場合に、求められた内容に
ついて説明しているか(2択/SA)

(第35表-1参照)

		設問Ⅳ-(3)で 説明を 求められた ことがあると 回答した 事業所数計	説明 している	説明 していな い	無回答	
計		394 100.0	388 98.5	3 0.8	3 0.8	
業 種 別	鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	
	建設業	7 100.0	7 100.0	-	-	
	製造業	81 100.0	81 100.0	-	-	
	電気・ガス・熱供給・水道業	5 100.0	5 100.0	-	-	
	情報通信業	7 100.0	7 100.0	-	-	
	運輸業、郵便業	23 100.0	23 100.0	-	-	
	卸売業、小売業	64 100.0	62 96.9	2 3.1	-	
	金融業、保険業	20 100.0	20 100.0	-	-	
	不動産業、物品賃貸業	1 100.0	1 100.0	-	-	
	学術研究、専門・技術サービス業	10 100.0	9 90.0	-	1 10.0	
	宿泊業、飲食サービス業	19 100.0	19 100.0	-	-	
	生活関連サービス業、娯楽業	4 100.0	4 100.0	-	-	
	教育、学習支援業	45 100.0	45 100.0	-	-	
	医療、福祉	54 100.0	54 100.0	-	-	
	複合サービス事業(郵便局、 協同組合等)	14 100.0	13 92.9	1 7.1	-	
	サービス業(他に分類されないもの)	38 100.0	36 94.7	-	2 5.3	
	無回答	2 100.0	2 100.0	-	-	
	従 業 員 規 模 別	短時間労働者を雇用しており、正社員、 短時間労働者、その他労働者の数値記入 欄すべてに回答のあった事業所数計	306 100.0	301 98.4	2 0.7	3 1.0
		1,000人以上	53 100.0	52 98.1	-	1 1.9
		300~999人	77 100.0	77 100.0	-	-
100~299人		72 100.0	71 98.6	-	1 1.4	
30~99人		74 100.0	71 95.9	2 2.7	1 1.4	
5~29人		30 100.0	30 100.0	-	-	
4人以下		-	-	-	-	
8割以上		52 100.0	48 92.3	2 3.8	2 3.8	
5割以上8割未満		51 100.0	51 100.0	-	-	
3割以上5割未満		55 100.0	55 100.0	-	-	
短 時 間 勞 働 者 等 の 雇 用 理 由 別 (複 数 回 答)	人を集めやすいため	117 100.0	115 98.3	2 1.7	-	
	退職した女性正社員の再雇用のため	52 100.0	52 100.0	-	-	
	定年社員の再雇用のため	176 100.0	175 99.4	-	1 0.6	
	簡単な仕事内容のため	160 100.0	157 98.1	2 1.3	1 0.6	
	人件費が割安なため	222 100.0	219 98.6	2 0.9	1 0.5	
	1日の忙しい時間帯に対処するため	183 100.0	183 100.0	-	-	
	一定期間の繁忙に対処するため	110 100.0	109 99.1	-	1 0.9	
	仕事量が減ったときに雇用調整が 容易なため	61 100.0	61 100.0	-	-	
	経験・知識・技能のある人を 採用したいため	164 100.0	164 100.0	-	-	
	その他	46 100.0	44 95.7	-	2 4.3	
無回答	8 100.0	7 87.5	1 12.5	-		

第36表:設問Ⅳ-(2) 就業規則の短時間労働者への適用(7択/SA)

業種別	短時間労働者雇用している事業所数計	就業規則が短時間労働者に適用される										無回答(※)
		計	事業所の短時間労働者が加入する労働組合または短時間労働者の過半数を代表する者の意見を受けている	事業所の短時間労働者10人以上の労働組合または短時間労働者の過半数を代表する者の意見を受けている	すべての短時間労働者に対して個別に意見を聴いている	左記以外の方法で短時間労働者の意見を聴いている	就業規則が短時間労働者に適用されていない	事業所に就業規則がない(作成中も含む)	無回答			
計	1,764	1,501	557	105	207	371	261	104	25	134		
	1000	85.1	31.6	6.0	11.7	21.0	14.8	5.9	1.4	7.6		
業種別												
飲食業、採石業、砂利採取業	14	9	-	-	1	5	3	1	3	1		
1000	64.3	-	-	-	7.1	35.7	21.4	7.1	21.4	7.1		
建設業	65	49	12	3	6	12	16	7	1	8		
1000	75.4	18.5	4.6	9.2	18.5	24.6	10.8	1.5	12.3			
製造業	434	381	127	20	63	101	70	21	2	30		
1000	87.8	29.3	4.6	14.5	23.3	16.1	4.8	0.5	6.9			
電気・ガス・熱供給・水道業	36	28	14	1	-	3	10	6	-	2		
1000	77.8	38.9	2.8	-	8.3	27.8	16.7	-	-	5.6		
情報通信業	22	19	5	1	6	4	3	2	-	1		
1000	86.4	22.7	4.5	27.3	18.2	13.6	9.1	-	-	4.5		
運輸業、郵便業	112	88	31	3	21	19	14	15	-	9		
1000	78.6	27.7	2.7	18.8	17.0	12.5	13.4	-	-	8.0		
卸売業、小売業	282	238	105	16	24	60	33	15	5	24		
1000	84.4	37.2	5.7	8.5	21.3	11.7	5.3	1.8	8.5			
金融業、保険業	88	75	27	2	15	21	10	4	1	8		
1000	85.2	30.7	2.3	17.0	23.9	11.4	4.5	1.1	9.1			
不動産業、物品賃貸業	10	8	4	-	2	2	-	-	-	2		
1000	80.0	40.0	-	20.0	20.0	-	-	-	-	20.0		
学術研究、専門・技術サービス業	42	34	13	5	3	6	7	3	2	3		
1000	81.0	31.0	11.9	7.1	14.3	16.7	7.1	4.8	7.1			
宿泊業、飲食サービス業	74	68	27	5	6	17	13	1	2	3		
1000	91.9	36.5	6.8	8.1	23.0	17.6	1.4	2.7	4.1			
生活関連サービス業、娯楽業	48	45	20	2	7	10	6	2	1	-		
1000	93.8	41.7	4.2	14.6	20.8	12.5	4.2	2.1	-			
教育、学習支援業	139	115	46	20	14	22	13	12	4	8		
1000	82.7	33.1	14.4	10.1	15.8	9.4	8.6	2.9	5.8			
医療、福祉	174	149	51	13	19	41	25	5	1	19		
1000	85.6	29.3	7.5	10.9	23.6	14.4	2.9	0.6	10.9			
複合サービス事業(郵便局、協同組合等)	53	49	18	3	3	12	13	2	1	1		
1000	92.5	34.0	5.7	5.7	22.6	24.5	3.8	1.9	1.9			
サービス業(他に分類されないもの)	155	133	53	11	14	32	23	8	2	12		
1000	85.8	34.2	7.1	9.0	20.6	14.8	5.2	1.3	7.7			
無回答	16	13	4	-	3	4	2	-	-	3		
1000	81.3	25.0	-	18.8	25.0	12.5	-	-	-	18.8		
従業員規模別												
短時間労働者を雇用しており、正社員、短時間労働者、その他労働者の数値記入欄すべてに回答のあった事業所数計	1,269	1,118	433	84	133	264	204	70	16	65		
1,000人以上	136	125	67	11	7	27	13	5	-	6		
1000	91.9	49.3	8.1	5.1	19.9	9.6	3.7	-	-	4.4		
300~999人	274	243	98	25	15	58	47	19	2	10		
1000	88.7	35.8	9.1	5.5	21.2	17.2	6.9	0.7	3.6			
100~299人	310	275	112	20	30	70	43	18	2	15		
1000	88.7	36.1	6.5	9.7	22.6	13.9	5.8	0.6	4.8			
30~99人	365	317	114	20	55	67	61	17	9	22		
1000	86.8	31.2	5.5	15.1	18.4	16.7	4.7	2.5	6.0			
5~29人	183	157	41	8	26	42	40	11	3	12		
1000	85.8	22.4	4.4	14.2	23.0	21.9	6.0	1.6	6.6			
4人以下	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-		
1000	100.0	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-		
非正社員の割合別												
8割以上	144	136	83	8	11	21	13	1	1	6		
1000	94.4	57.6	5.6	7.6	14.6	9.0	0.7	0.7	4.2			
5割以上8割未満	202	177	74	18	18	38	29	9	3	13		
1000	87.6	36.6	8.9	8.9	18.8	14.4	4.5	1.5	6.4			
3割以上5割未満	188	162	65	23	12	42	20	12	2	12		
1000	86.2	34.6	12.2	6.4	22.3	10.6	6.4	1.1	6.4			
1割以上3割未満	420	373	126	26	48	103	70	22	5	20		
1000	88.8	30.0	6.2	11.4	24.5	16.7	5.2	1.2	4.8			
1割未満	315	270	85	9	44	60	72	26	5	14		
1000	85.7	27.0	2.9	14.0	19.0	22.9	8.3	1.6	4.4			
短時間労働者等の雇用理由別(複数回答)												
人を集めやすいため	469	409	180	26	43	93	67	20	4	36		
1000	87.2	38.4	5.5	9.2	19.8	14.3	4.3	0.9	7.7			
退職した女性正社員の再雇用のため	202	183	60	13	33	43	34	7	3	9		
1000	90.6	29.7	6.4	16.3	21.3	16.8	3.5	1.5	4.5			
定年正社員の再雇用のため	703	624	256	43	78	151	96	35	8	36		
1000	88.8	36.4	6.1	11.1	21.5	13.7	5.0	1.1	5.1			
簡単な仕事内容のため	769	673	240	60	73	177	123	43	11	42		
1000	87.5	31.2	7.8	9.5	23.0	16.0	5.6	1.4	5.5			
人件費が割安なため	887	781	291	63	91	201	135	46	16	44		
1000	88.0	32.8	7.1	10.3	22.7	15.2	5.2	1.8	5.0			
1日の忙しい時間帯に対処するため	677	590	244	38	74	141	93	38	12	37		
1000	87.1	36.0	5.6	10.9	20.8	13.7	5.6	1.8	5.5			
一定期間の繁忙に対処するため	388	328	137	30	30	75	56	36	5	19		
1000	84.5	35.3	7.7	7.7	19.3	14.4	9.3	1.3	4.9			
仕事量が減ったときに雇用調整が容易なため	219	186	66	16	30	40	34	14	6	13		
1000	84.9	30.1	7.3	13.7	18.3	15.5	6.4	2.7	5.9			
経験・知識・技能のある人を採用したいため	572	505	189	41	73	121	81	28	8	31		
1000	88.3	33.0	7.2	12.8	21.2	14.2	4.9	1.4	5.4			
その他	228	190	65	8	28	52	37	16	2	20		
1000	83.3	28.5	3.5	12.3	22.8	16.2	7.0	0.9	8.8			
無回答	44	21	5	1	2	6	7	2	1	20		
1000	47.7	11.4	2.3	4.5	13.6	15.9	4.5	2.3	45.5			
無回答	1,515	1,314	512	96	177	318	211	84	22	95		
1000	86.7	33.8	6.3	11.7	21.0	13.9	5.5	1.5	6.3			
無回答	221	181	43	9	29	53	47	18	3	19		
1000	81.9	19.5	4.1	13.1	24.0	21.3	8.1	1.4	8.6			
無回答	28	6	2	-	1	-	3	2	-	20		
1000	21.4	7.1	-	3.6	-	10.7	7.1	-	-	71.4		

業種別	短時間労働者雇用している事業所数計	就業規則が短時間労働者に適用される										無回答(※)
		計	事業所の短時間労働者が加入する労働組合または短時間労働者の過半数を代表する者の意見を受けている	事業所の短時間労働者10人以上の労働組合または短時間労働者の過半数を代表する者の意見を受けている	すべての短時間労働者に対して個別に意見を聴いている	左記以外の方法で短時間労働者の意見を聴いている	就業規則が短時間労働者に適用されていない	事業所に就業規則がない(作成中も含む)	無回答			
計	361	302	116	16	51	64	55	15	5	39		
	1000	83.7	32.1	4.4	14.1	17.7	15.2	4.2	1.4	10.8		
業種別												
第8条等該当パートの有無												
正社員と職務が同じ短時間労働者がいる	1,099	960	362	72	123	243	160	62	16	61		
1000	87.4	32.9	6.6	11.2	22.1	14.6	5.6	1.5	5.6			
正社員と職務及び人材活用の仕組み等が同じ(一定期間含む)短時間労働者がいる	600	53	24	1	7	15	6	1	1	10		
1000	81.5	36.9	1.5	10.9	23.1	9.2	1.5	1.5	15.4			
正社員と職務及び人材活用の仕組み等が同じで実質無期契約の短時間労働者(第8条適用者)がいる	264	227	86	14	43	42	42	12	4	21		
1000	86.0	32.6	5.3	16.3	15.9	15.9	4.5	1.5	8.0			
正社員と職務及び人材活用の仕組み等が同じで実質無期契約の短時間労働者(第8条適用者)がいる	32	22	6	1	7	7	2	-	-	8		
1000	68.8	18.8	3.1	3.1	21.9	21.9	6.3	-	-	25		
正社員と職務及び人材活用の仕組み等が同じで実質無期契約の短時間労働者(第8条適用者)がいる	19	12	7	-	2	-	3	-	-	7		
1000	63.2	36.8	-	10.5	-	15.8	-	-	-	36.8		
正社員と職務及び人材活用の仕組み等が同じで実質無期契約の短時間労働者(第8条適用者)がいる	18	15	5	-	4	5	1	1	-	2		
1000	83.3	27.8	-	22.2	27.8	5.6	5.6	-	-	11.1		
正社員と職務及び人材活用の仕組み等が同じで実質無期契約の短時間労働者(第8条適用者)がいる	28	26	12	1	10	2	-	-	-	1		
1000	92.9	42.9	3.6	3.6	35.7	7.1	-	-	-	3.6		
実施している	857	781	334	61	90	184	112	24	8	44		
1000	91.1	39.0	7.1	10.5	21.5	13.1	2.8	0.9	5.1			
実施していない	854	708	218	42	115	187	146	80	17	49		
1000	82.9	25.5	4.9	13.5	21.9	17.1	9.4	2.0	5.7			
無回答	53	12	5	2	2	-	3	-	-	41		
1000	22.6	9.4	3.8	3.8	-	-	-	-	-	77.4		
実施している	1,353	1,199	473	90	163	299	174	60	16	78		
1000	88.6	35.0	6.7	12.0								

第37表:設問Ⅳ-(4) 短時間労働者から処遇に対する苦情の申し出を受けた場合の自主的解決努力の有無(4択/該当すべてに○の複数回答)

	短時間労働者を雇用している事業所数計	自主的解決に努めている					特に何もしていない	無回答
		計	苦情処理制度を設け、解決に努めている	人事担当者が苦情対応の窓口になって解決に努めている	左記以外の方で解決に努めている			
計	1,764 100.0	1,630 92.4	293 16.6	1,315 74.5	280 15.9	38 2.2	96 5.4	
業種別	鉱業、採石業、砂利採取業	14 100.0	11 78.6	1 7.1	6 42.9	4 28.6	3 21.4	
	建設業	65 100.0	54 83.1	5 7.7	45 69.2	9 13.8	6 9.2	
	製造業	434 100.0	406 93.5	59 13.6	345 79.5	46 10.6	22 5.1	
	電気・ガス・熱供給・水道業	36 100.0	34 94.4	4 11.1	27 75.0	9 25.0	1 2.8	
	情報通信業	22 100.0	21 95.5	3 13.6	19 86.4	-	1 4.5	
	運輸業、郵便業	112 100.0	104 92.9	17 15.2	79 70.5	27 24.1	4 3.6	
	卸売業、小売業	282 100.0	265 94.0	56 19.9	204 72.3	52 18.4	12 4.3	
	金融業、保険業	88 100.0	81 92.0	29 33.0	67 76.1	10 11.4	7 8.0	
	不動産業、物品賃貸業	10 100.0	8 80.0	1 10.0	7 70.0	2 20.0	2 20.0	
	学術研究、専門・技術サービス業	42 100.0	40 95.2	9 21.4	33 78.6	6 14.3	1 2.4	
	宿泊業、飲食サービス業	74 100.0	69 93.2	7 9.5	57 77.0	12 16.2	4 5.4	
	生活関連サービス業、娯楽業	48 100.0	46 95.8	15 31.3	36 75.0	14 29.2	2 4.2	
	教育、学習支援業	139 100.0	127 91.4	17 12.2	105 75.5	13 9.4	8 5.8	
	医療、福祉	174 100.0	161 92.5	23 13.2	137 78.7	29 16.7	7 4.0	
	複合サービス事業(郵便局、協同組合等)	53 100.0	48 90.6	14 26.4	39 73.6	8 15.1	4 7.5	
	サービス業(他に分類されないもの)	155 100.0	143 92.3	28 18.1	97 62.6	36 23.2	9 5.8	
	無回答	16 100.0	12 75.0	5 31.3	12 75.0	3 18.8	3 18.8	
	従業員規模別	短時間労働者を雇用しており、正社員、短時間労働者、その他労働者の基礎記入欄すべてに回答のあった事業所数計	1,269 100.0	1,197 94.3	216 17.0	990 78.0	199 15.7	26 2.0
		1,000人以上	136 100.0	134 98.5	22 16.2	120 88.2	16 11.8	2 1.5
		300~999人	274 100.0	260 94.9	46 16.8	233 85.0	32 11.7	10 3.6
100~299人		310 100.0	293 94.5	47 15.2	253 81.6	46 14.8	10 3.2	
30~99人		365 100.0	340 93.2	64 17.5	256 70.1	72 19.7	14 3.8	
5~29人		183 100.0	169 92.3	37 20.2	127 69.4	33 18.0	10 5.5	
4人以下		1 100.0	1 100.0	-	1	-	-	
非正社員の割合別		8割以上	144 100.0	137 95.1	52 36.1	105 72.9	36 25.0	6 4.2
5割以上8割未満		202 100.0	190 94.1	33 16.3	143 70.8	42 20.8	9 4.5	
3割以上5割未満		188 100.0	175 93.1	22 11.7	152 80.9	29 15.4	10 5.3	
1割以上3割未満	420 100.0	395 94.0	64 15.2	325 77.4	61 14.5	12 2.9		
1割未満	315 100.0	300 95.2	45 14.3	265 84.1	31 9.8	9 2.9		
短時間労働者等の雇用理由別(複数回答)	人を集めやすいため	469 100.0	444 94.7	83 17.7	354 75.5	95 20.3	15 3.2	
	退職した女性正社員の再雇用のため	202 100.0	191 94.6	34 16.8	162 80.2	32 15.8	2 4.5	
	定年社員の再雇用のため	703 100.0	655 93.2	91 12.9	564 80.2	97 13.8	31 4.4	
	簡単な仕事内容のため	769 100.0	725 94.3	128 16.6	587 76.3	135 17.6	26 3.4	
	人件費が割安なため	887 100.0	835 94.1	152 17.1	677 76.3	148 16.7	33 3.7	
	1日の忙しい時間帯に対処するため	677 100.0	640 94.5	121 17.9	516 76.2	125 18.5	25 3.7	
	一定期間の繁忙に対処するため	388 100.0	368 94.8	73 18.8	305 78.6	68 17.5	16 4.1	
	仕事量が減ったときに雇用調整が容易なため	219 100.0	202 92.2	27 12.3	168 76.7	39 17.8	9 4.1	
	経験・知識・技能のある人を採用したいため	572 100.0	545 95.3	96 16.8	454 79.4	87 15.2	16 2.8	
	その他	228 100.0	203 89.0	39 17.1	161 70.6	36 15.8	17 7.5	
	無回答	44 100.0	23 52.3	4 9.1	19 43.2	4 9.1	21 47.7	
	期短時間との間も定労働者数が多い	あり	1,515 100.0	1,425 94.1	270 17.8	1,166 77.0	234 15.4	29 1.9
		なし	221 100.0	197 89.1	23 10.4	141 63.8	45 20.4	15 6.8
無回答		28 100.0	8 28.6	-	8	1	20	

	短時間労働者を雇用している事業所数計	自主的解決に努めている					特に何もしていない	無回答
		計	苦情処理制度を設け、解決に努めている	人事担当者が苦情対応の窓口になって解決に努めている	左記以外の方で解決に努めている			
第8条等該当パートの有無	正社員と職務が同じ短時間労働者がいる	361 100.0	331 91.7	58 16.1	271 75.1	52 14.4	11 3.0	
	いない	1,099 100.0	1,036 94.3	180 16.4	845 76.9	172 15.7	18 1.6	
	無回答	22 100.0	16 72.7	5 22.7	11 50.0	4 18.2	5 22.7	
	正社員と職務及び人材活用の仕組み等が同じ(一定期間含む)短時間労働者がいる	65 100.0	61 93.8	23 35.4	48 73.8	6 9.2	3 4.6	
	いない	264 100.0	243 92.0	30 11.4	202 76.5	42 15.9	8 3.0	
	無回答	32 100.0	27 84.4	5 15.6	21 65.6	4 12.5	5 15.6	
	正社員と職務及び人材活用の仕組み等が同じで実質無期契約の短時間労働者(第8条適用者)がいる	19 100.0	19 100.0	7 36.8	12 63.2	3 15.8	-	
	いない	18 100.0	17 94.4	4 22.2	15 83.3	-	1 5.6	
	無回答	28 100.0	25 89.3	12 42.9	21 75.0	3 10.7	2 7.1	
	実施している	857 100.0	821 95.8	198 23.1	680 79.3	126 14.7	5 0.6	
措置直転換推進	実施していない	854 100.0	789 92.4	92 10.8	621 72.7	151 17.7	33 3.9	
	無回答	53 100.0	20 37.7	3 5.7	14 26.4	3 5.7	33 62.3	
教育訓練	実施している	1,353 100.0	1,296 95.8	260 19.2	1,074 79.4	194 14.3	20 1.5	
	実施していない	236 100.0	212 89.8	20 8.5	153 64.8	50 21.2	9 3.8	
無回答	175 100.0	122 69.7	13 7.4	88 50.3	36 20.6	9 5.1		
	44 100.0	122 69.7	13 7.4	88 50.3	36 20.6	9 5.1		
対待職務の異なる方による評価の異なる方	賛成計(賛成+どちらかという賛成)	1,373 100.0	1,303 94.9	242 17.6	1,040 75.7	226 16.5	27 2.0	
	反対計(反対+どちらかという反対)	300 100.0	280 93.3	47 15.7	234 78.0	48 16.0	8 2.7	
	無回答	91 100.0	47 51.6	4 4.4	41 45.1	6 6.6	3 3.3	
雇用の改善に際しては、パートタイム労働者の採用も検討している	実施したものがあつた	1,105 100.0	1,058 95.7	195 17.6	869 78.6	179 16.2	16 1.4	
	特に実施したものはない	495 100.0	461 93.1	76 15.4	355 71.7	90 18.2	18 3.6	
	無回答	164 100.0	111 67.7	22 13.4	91 55.5	11 6.7	4 2.4	
	29 100.0	111 67.7	22 13.4	91 55.5	11 6.7	4 2.4		
管短時間労働者雇用	選任している	512 100.0	497 97.1	106 20.7	413 80.7	58 11.3	6 1.2	
	選任していない	1,122 100.0	1,073 95.6	178 15.9	853 76.0	212 18.9	29 2.6	
	無回答	130 100.0	60 46.2	9 6.9	49 37.7	10 7.7	3 2.3	
労働組合	あり	748 100.0	727 97.2	158 21.1	585 78.2	114 15.2	8 1.1	
	なし	914 100.0	868 95.0	131 14.3	700 76.6	164 17.9	28 3.1	
	無回答	102 100.0	35 34.3	4 3.9	30 29.4	2 2.0	2 2.0	

第38表:設問Ⅳ-(5) 短時間労働者の処遇をめぐる
労働組合との話し合いの有無(各3択/SA)

	短時間労働者を雇用している事業所数計	労働組合			無回答	労働組合がある計			組合員資格がある短時間労働者の処遇について			組合員資格がない短時間労働者の処遇について		
		労働組合がある	労働組合がない	無回答		話し合うことがある	話し合うことはない	無回答(※)	話し合うことがある	話し合うことはない	無回答			
計	1,764 100.0	748 42.4	914 51.8	102 5.8	748 100.0	312 41.7	86 11.5	350 46.8	371 49.6	306 40.9	71 9.5			
業種別	鉱業、採石業、砂利採取業	14 100.0	9 64.3	3 21.4	2 14.3	9 100.0	4 44.4	5 55.6	-	9 100.0	-			
	建設業	65 100.0	27 41.5	33 50.8	5 7.7	27 100.0	7 25.9	14 51.9	9 33.3	17 63.0	1 3.7			
	製造業	434 100.0	205 47.2	208 47.9	21 4.8	205 100.0	65 31.7	14 6.8	126 61.5	97 47.3	91 44.4	17 8.3		
	電気・ガス・熱供給・水道業	36 100.0	28 77.8	7 19.4	1 2.8	28 100.0	18 64.3	2 7.1	8 28.6	14 50.0	9 32.1	5 17.9		
	情報通信業	22 100.0	11 50.0	10 45.5	1 4.5	11 100.0	3 27.3	-	8 72.7	5 45.5	6 54.5	-		
	運輸業、郵便業	112 100.0	58 51.8	49 43.8	5 4.5	58 100.0	20 34.5	7 12.1	31 53.4	25 43.1	26 44.8	7 12.1		
	卸売業、小売業	282 100.0	118 41.8	150 53.2	14 5.0	118 100.0	72 61.0	10 8.5	36 30.5	71 60.2	28 23.7	19 16.1		
	金融業、保険業	88 100.0	43 48.9	38 43.2	7 8.0	43 100.0	14 32.6	6 14.0	23 53.5	17 39.5	23 53.5	3 7.0		
	不動産業、物品賃貸業	10 100.0	2 20.0	7 70.0	1 10.0	2 100.0	-	1 50.0	1 50.0	1 50.0	1 50.0	-		
	学術研究、専門・技術サービス業	42 100.0	20 47.6	17 40.5	5 11.9	20 100.0	7 35.0	4 20.0	9 45.0	10 50.0	9 45.0	1 5.0		
	宿泊業、飲食サービス業	74 100.0	18 24.3	53 71.6	3 4.1	18 100.0	4 22.2	1 5.6	13 72.2	11 61.1	7 38.9	-		
	生活関連サービス業、娯楽業	48 100.0	12 25.0	34 70.8	2 4.2	12 100.0	5 41.7	2 16.7	5 41.7	3 25.0	5 41.7	4 33.3		
	教育、学習支援業	139 100.0	82 59.0	48 34.5	9 6.5	82 100.0	50 61.0	9 11.0	23 28.0	51 62.2	25 30.5	6 7.3		
	医療、福祉	174 100.0	40 23.0	122 70.1	12 6.9	40 100.0	20 50.0	10 25.0	10 25.0	20 50.0	17 42.5	3 7.5		
	複合サービス事業(郵便局、協同組合等)	53 100.0	34 64.2	17 32.1	2 3.8	34 100.0	14 41.2	6 17.6	14 41.2	16 47.1	16 47.1	2 5.9		
	サービス業(他に分類されないもの)	155 100.0	38 24.5	107 69.0	10 6.5	38 100.0	12 31.6	4 10.5	22 57.9	18 47.4	17 44.7	3 7.9		
	無回答	16 100.0	3 18.8	11 68.8	2 12.5	3 100.0	1 33.3	-	2 66.7	3 100.0	-	-		
	従業員規模別	短時間労働者を雇用しており、正社員、短時間労働者、その他労働者の数値記入欄すべてに回答のあった事業所数計	1,269 100.0	565 44.5	650 51.2	54 4.3	565 100.0	242 42.8	60 10.6	263 46.5	292 51.7	222 39.3	51 9.0	
		1,000人以上	136 100.0	100 73.5	28 20.6	8 5.9	100 100.0	55 55.0	12 12.0	33 33.0	47 47.0	42 42.0	11 11.0	
		300~999人	274 100.0	149 54.4	114 41.6	11 4.0	149 100.0	55 36.9	16 10.7	78 52.3	85 57.0	51 34.2	13 8.7	
100~299人		310 100.0	113 36.5	189 61.0	8 2.6	113 100.0	50 44.2	10 8.8	53 46.9	62 54.9	41 36.3	10 8.8		
30~99人		365 100.0	140 38.4	209 57.3	16 4.4	140 100.0	58 41.4	15 10.7	67 47.9	71 50.7	59 42.1	10 7.1		
5~29人		183 100.0	63 34.4	109 59.6	11 6.0	63 100.0	24 38.1	7 11.1	32 50.8	27 42.9	29 46.0	7 11.1		
4人以下		1 100.0	-	1 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-		
非正社員の割合別		8割以上	144 100.0	52 36.1	89 61.8	3 2.1	52 100.0	41 78.8	2 3.8	9 17.3	32 61.5	11 21.2	9 17.3	
5割以上8割未満		202 100.0	91 45.0	100 49.5	11 5.4	91 100.0	42 46.2	14 15.4	35 38.5	48 52.7	34 37.4	9 9.9		
3割以上5割未満		188 100.0	77 41.0	98 52.1	13 6.9	77 100.0	33 42.9	10 13.0	34 44.2	45 58.4	26 33.8	6 7.8		
1割以上3割未満	420 100.0	183 43.6	222 52.9	15 3.6	183 100.0	72 39.3	17 9.3	94 51.4	93 50.8	75 41.0	15 8.2			
1割未満	315 100.0	162 51.4	141 44.8	12 3.8	162 100.0	54 33.3	17 10.5	91 56.2	74 45.7	76 46.9	12 7.4			
短時間労働者等の雇用理由別(複数回答)	人を集めやすいため	469 100.0	175 37.3	272 58.0	22 4.7	175 100.0	80 45.7	13 7.4	82 46.9	98 56.0	58 33.1	19 10.9		
	退職した女性正社員の再雇用のため	202 100.0	86 42.6	109 54.0	7 3.5	86 100.0	33 38.4	12 14.0	41 47.7	46 53.5	33 38.4	7 8.1		
	定年社員の再雇用のため	703 100.0	361 51.4	310 44.1	32 4.6	361 100.0	153 42.4	36 10.0	172 47.6	175 48.5	148 41.0	38 10.5		
	簡単な仕事内容のため	769 100.0	355 46.2	381 49.5	33 4.3	355 100.0	131 36.9	36 10.1	188 53.0	187 52.7	150 42.3	18 5.1		
	人件費が割安なため	887 100.0	397 44.8	454 51.2	36 4.1	397 100.0	165 41.6	48 12.1	184 46.3	197 49.6	166 41.8	34 8.6		
	1日の忙しい時間帯に対処するため	677 100.0	267 39.4	385 56.9	25 3.7	267 100.0	118 44.2	35 13.1	114 42.7	145 54.3	101 37.8	21 7.9		
	一定期間の繁忙に対処するため	388 100.0	184 47.4	187 48.2	17 4.4	184 100.0	83 45.1	23 12.5	78 42.4	88 47.8	84 45.7	12 6.5		
	仕事量が減ったときに雇用調整が容易なため	219 100.0	85 38.8	124 56.6	10 4.6	85 100.0	27 31.8	9 10.6	49 57.6	39 45.9	45 52.9	1 1.2		
	経験・知識・技能のある人を採用したいため	572 100.0	264 46.2	277 48.4	31 5.4	264 100.0	110 41.7	32 12.1	122 46.2	140 53.0	100 37.9	24 9.1		
	その他	228 100.0	88 38.6	125 54.8	15 6.6	88 100.0	35 39.8	12 13.6	41 46.6	39 44.3	40 45.5	9 10.2		
	無回答	44 100.0	9 20.5	16 36.4	19 43.2	9 100.0	6 66.7	-	3 33.3	4 44.4	4 44.4	1 11.1		

※短時間労働者には組合員資格がない場合を含む

第39表-1:設問Ⅳ-(6)
短時間雇用管理者※の選任の有無
(2択/SA)

		短時間労働者を雇用している事業所数計	選任している	選任していない	無回答
計		1,764	512	1,122	130
		100.0	29.0	63.6	7.4
業種別	鉱業、採石業、砂利採取業	14	2	10	2
		100.0	14.3	71.4	14.3
	建設業	65	14	45	6
		100.0	21.5	69.2	9.2
	製造業	434	136	270	28
		100.0	31.3	62.2	6.5
	電気・ガス・熱供給・水道業	36	4	28	4
		100.0	11.1	77.8	11.1
	情報通信業	22	9	12	1
		100.0	40.9	54.5	4.5
	運輸業、郵便業	112	24	81	7
		100.0	21.4	72.3	6.3
	卸売業、小売業	282	74	187	21
		100.0	26.2	66.3	7.4
	金融業、保険業	88	30	47	11
		100.0	34.1	53.4	12.5
	不動産業、物品賃貸業	10	1	8	1
		100.0	10.0	80.0	10.0
	学術研究、専門・技術サービス業	42	10	30	2
		100.0	23.8	71.4	4.8
宿泊業、飲食サービス業	74	20	50	4	
	100.0	27.0	67.6	5.4	
生活関連サービス業、娯楽業	48	11	34	3	
	100.0	22.9	70.8	6.3	
教育、学習支援業	139	47	82	10	
	100.0	33.8	59.0	7.2	
医療、福祉	174	62	103	9	
	100.0	35.6	59.2	5.2	
複合サービス事業(郵便局、協同組合等)	53	14	37	2	
	100.0	26.4	69.8	3.8	
サービス業(他に分類されないもの)	155	51	92	12	
	100.0	32.9	59.4	7.7	
無回答		16	3	6	7
	100.0	18.8	37.5	43.8	
従業員規模別	短時間労働者を雇用しており、正社員、短時間労働者、その他労働者の数値記入欄すべてに回答のあった事業所数計	1,269	398	798	73
		100.0	31.4	62.9	5.8
	1,000人以上	136	49	84	3
		100.0	36.0	61.8	2.2
	300~999人	274	84	175	15
		100.0	30.7	63.9	5.5
	100~299人	310	121	169	20
		100.0	39.0	54.5	6.5
	30~99人	365	94	249	22
		100.0	25.8	68.2	6.0
5~29人	183	50	120	13	
	100.0	27.3	65.6	7.1	
4人以下	1	-	1	-	
	100.0	-	100.0	-	
非正社員の割合別	8割以上	144	47	89	8
		100.0	32.6	61.8	5.6
	5割以上8割未満	202	74	110	18
		100.0	36.6	54.5	8.9
	3割以上5割未満	188	60	113	15
		100.0	31.9	60.1	8.0
1割以上3割未満	420	136	266	18	
	100.0	32.4	63.3	4.3	
1割未満	315	81	220	14	
	100.0	25.7	69.8	4.4	
短時間労働者等の雇用理由別(複数回答)	人を集めやすいため	469	146	296	27
		100.0	31.1	63.1	5.8
	退職した女性正社員の再雇用のため	202	77	116	9
		100.0	38.1	57.4	4.5
	定年社員の再雇用のため	703	219	442	42
		100.0	31.2	62.9	6.0
	簡単な仕事内容のため	769	232	494	43
		100.0	30.2	64.2	5.6
	人件費が割安なため	887	281	551	55
		100.0	31.7	62.1	6.2
	1日の忙しい時間帯に対処するため	677	216	420	41
		100.0	31.9	62.0	6.1
	一定期間の繁忙に対処するため	388	128	230	30
		100.0	33.0	59.3	7.7
仕事量が減ったときに雇用調整が容易なため	219	66	139	14	
	100.0	30.1	63.5	6.4	
経験・知識・技能のある人を採用したいため	572	189	353	30	
	100.0	33.0	61.7	5.2	
その他	228	53	157	18	
	100.0	23.2	68.9	7.9	
無回答		44	6	18	20
	100.0	13.6	40.9	45.5	

※「パート法で規定され(常時10人以上を雇用する事業所の努力義務とされ)ている、短時間労働者の雇用管理の改善等を担当する者」と定義して質問

第39表-2:設問Ⅰ-(2)及び設問Ⅳ-(6)
短時間労働者数が10人以上の事業所における
短時間雇用管理者の選任の有無(2択/SA)

		短時間労働者を雇用している事業所数(短時間労働者10人以上)計	選任している	選任していない	無回答
計		706	276	387	43
		100.0	39.1	54.8	6.1
業種別	鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-
		-	-	-	-
	建設業	8	1	5	2
		100.0	12.5	62.5	25.0
	製造業	162	69	82	11
		100.0	42.6	50.6	6.8
	電気・ガス・熱供給・水道業	1	-	-	1
		100.0	-	-	100.0
	情報通信業	8	6	2	-
		100.0	75.0	25.0	-
	運輸業、郵便業	41	15	24	2
		100.0	36.6	58.5	4.9
	卸売業、小売業	126	36	78	12
		100.0	28.6	61.9	9.5
	金融業、保険業	17	8	7	2
		100.0	47.1	41.2	11.8
	不動産業、物品賃貸業	2	-	2	-
		100.0	-	100.0	-
	学術研究、専門・技術サービス業	17	8	9	-
		100.0	47.1	52.9	-
宿泊業、飲食サービス業	32	11	19	2	
	100.0	34.4	59.4	6.3	
生活関連サービス業、娯楽業	22	7	15	-	
	100.0	31.8	68.2	-	
教育、学習支援業	88	35	49	4	
	100.0	39.8	55.7	4.5	
医療、福祉	87	40	47	-	
	100.0	46.0	54.0	-	
複合サービス事業(郵便局、協同組合等)	22	8	14	-	
	100.0	36.4	63.6	-	
サービス業(他に分類されないもの)	70	31	34	5	
	100.0	44.3	48.6	7.1	
無回答		3	1	-	2
	100.0	33.3	-	66.7	
従業員規模別	短時間労働者を雇用しており、正社員、短時間労働者、その他労働者の数値記入欄すべてに回答のあった事業所数計	706	276	387	43
		100.0	39.1	54.8	6.1
	1,000人以上	109	45	61	3
		100.0	41.3	56.0	2.8
	300~999人	214	72	127	15
		100.0	33.6	59.3	7.0
	100~299人	191	92	86	13
		100.0	48.2	45.0	6.8
	30~99人	163	55	97	11
		100.0	33.7	59.5	6.7
5~29人	29	12	16	1	
	100.0	41.4	55.2	3.4	
4人以下	-	-	-	-	
	-	-	-	-	
非正社員の割合別	8割以上	129	44	77	8
		100.0	34.1	59.7	6.2
	5割以上8割未満	155	64	75	16
		100.0	41.3	48.4	10.3
	3割以上5割未満	125	45	74	6
		100.0	36.0	59.2	4.8
1割以上3割未満	212	89	114	9	
	100.0	42.0	53.8	4.2	
1割未満	85	34	47	4	
	100.0	40.0	55.3	4.7	
短時間労働者等の雇用理由別(複数回答)	人を集めやすいため	249	95	137	17
		100.0	38.2	55.0	6.8
	退職した女性正社員の再雇用のため	79	40	36	3
		100.0	50.6	45.6	3.8
	定年社員の再雇用のため	327	124	181	22
		100.0	37.9	55.4	6.7
	簡単な仕事内容のため	358	146	191	21
		100.0	40.8	53.4	5.9
	人件費が割安なため	437	169	240	28
		100.0	38.7	54.9	6.4
	1日の忙しい時間帯に対処するため	324	126	175	23
		100.0	38.9	54.0	7.1
	一定期間の繁忙に対処するため	191	85	92	14
		100.0	44.5	48.2	7.3
仕事量が減ったときに雇用調整が容易なため	91	37	46	8	
	100.0	40.7	50.5	8.8	
経験・知識・技能のある人を採用したいため	259	110	141	8	
	100.0	42.5	54.4	3.1	
その他	84	30	51	3	
	100.0	35.7	60.7	3.6	
無回答		12	3	7	2
	100.0	25.0	58.3	16.7	

第40表:設問V-(1) 改正パートタイム労働法(「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」)の平成20年4月1日からの施行を機に実施したもの(11択/該当すべてに○の複数回答)

業種別	計	改正パートタイム法施行を機に(短時間労働者の雇用管理等改善見直しで)実施したものがあった										特に実施したものはない(※)	無回答(※)		
		短時間労働者の雇用している事業所数	短時間労働者の労働者の通知書等で特定事項(賞与、昇給、退職金)を明示するようになった	正社員と短時間労働者の職内容の区分(違いを明確にした)	短時間労働者の賃金等(正社員との均等・均衡や、意欲・能力等を考慮し改善した)	短時間労働者と職内容が同じ	短時間労働者にも教育訓練を実施するようになった	短時間労働者の福利厚生(食費、休職費、育児費等)を考慮するようになった	短時間労働者の法定労働時間を正社員と同じにした	短時間労働者から正社員への転換推進措置を設けた	正社員の中に新たな雇用区分を設けた			その他(自由記述含む)	
計	1,764 1000	1,105 62.6	805 45.6	248 14.1	192 10.9	33 1.9	189 10.7	206 11.7	16 0.9	201 11.4	22 1.2	49 2.8	495 28.1	164 9.3	
業種別		1000	72.9	22.4	17.4	3.0	17.1	18.6	1.4	18.2	2.0	4.4	-	-	
鉱業、採石業、砂利採取業	14 1000	10 71.4	6 42.9	3 21.4	1 7.1	- -	2 14.3	2 14.3	- -	2 14.3	- -	- -	3 21.4	1 7.1	
建設業	65 1000	32 49.2	20 30.8	7 10.8	7 10.8	1 1.5	9 13.8	9 13.8	2 3.1	4 6.2	1 1.5	1 1.5	25 38.5	8 12.3	
製造業	434 1000	248 57.1	188 43.3	59 13.6	37 8.5	4 0.9	38 8.8	54 12.4	1 0.2	36 8.3	2 0.5	12 2.8	145 33.4	41 9.4	
電気・ガス・熱供給・水道業	36 1000	26 72.2	11 30.6	- -	- -	- 11.1	- -	- -	1 2.8	4 -	- -	8 2.2	9 2.5	1 2.8	
情報通信業	22 1000	6 27.3	5 22.7	1 4.5	1 4.5	- -	1 4.5	1 4.5	- -	- -	- -	1 4.5	11 50.0	5 22.7	
運輸業、郵便業	112 1000	69 61.6	53 47.3	21 18.8	12 10.7	1 0.9	14 12.5	20 17.9	5 4.5	6 5.4	1 0.9	2 1.8	37 33.0	6 5.4	
卸売業、小売業	282 1000	184 65.2	136 48.2	42 14.9	27 9.6	5 1.8	35 12.4	32 11.3	2 0.7	42 14.9	5 1.8	8 2.8	71 25.2	27 9.6	
金融業、保険業	88 1000	55 62.5	30 34.1	20 22.7	11 12.5	4 4.5	12 13.6	13 14.8	1 1.1	25 28.4	5 5.7	- -	18 20.5	15 17.0	
不動産業、物品賃貸業	10 1000	6 60.0	5 50.0	1 10.0	1 -	- -	- -	- -	1 10.0	1 10.0	- -	1 10.0	3 30.0	1 10.0	
学術研究、専門・技術サービス業	42 1000	25 59.5	17 40.5	1 2.4	3 7.1	1 2.4	2 4.8	2 4.8	2 4.8	3 7.1	- -	1 2.4	15 35.7	2 4.8	
宿泊業、飲食サービス業	74 1000	52 70.3	40 54.1	10 13.5	6 8.1	- -	14 18.9	2 12.2	2 2.7	5 6.8	2 2.7	2 2.7	15 20.3	7 9.5	
生活関連サービス業、娯楽業	48 1000	39 81.3	28 58.3	13 27.1	8 16.7	1 2.1	7 14.6	5 10.4	- -	12 25.0	- -	1 2.1	6 12.5	3 6.3	
教育、学習支援業	139 1000	84 60.4	65 46.8	14 10.1	10 7.2	3 2.2	7 5.0	10 7.2	- -	14 10.1	1 0.7	7 5.0	46 33.1	9 6.5	
医療、福祉	174 1000	116 66.7	80 46.0	13 7.5	36 20.7	10 5.7	24 13.8	24 13.8	- -	22 12.6	3 2.3	3 1.7	41 23.6	17 9.8	
複合サービス事業(郵便局、協同組合等)	53 1000	39 73.6	33 62.3	7 13.2	7 17.0	1 1.9	7 13.2	6 11.3	- -	10 18.9	- -	1 1.9	11 20.8	3 5.7	
サービス業(他に分類されないもの)	155 1000	105 67.7	80 51.6	32 20.6	17 11.0	2 1.3	16 10.3	15 9.7	- -	13 8.4	1 0.6	1 0.6	38 24.5	12 7.7	
無回答	16 1000	9 56.3	8 50.0	4 25.0	2 12.5	- -	2 12.5	3 18.8	- -	2 12.5	- -	- -	1 6.3	6 37.5	
従業員規模別		1,269 1000	822 64.8	612 48.2	191 15.1	133 10.5	20 1.6	132 10.4	133 10.5	10 0.8	159 12.5	14 1.1	37 2.9	359 38.3	88 6.9
1,000人以上	136 1000	87 64.0	70 51.5	14 10.3	15 11.0	1 0.7	12 8.8	6 4.4	1 0.7	18 13.2	1 0.7	5 3.7	44 32.4	5 3.7	
300~999人	274 1000	190 69.3	149 54.4	43 15.7	24 8.8	3 1.1	29 10.6	32 11.7	1 0.4	34 12.4	2 0.7	9 3.3	67 24.5	17 6.2	
100~299人	310 1000	209 67.4	156 50.3	51 16.5	35 11.3	3 1.0	30 9.7	39 12.6	4 1.3	35 11.3	4 1.3	9 2.9	83 26.8	18 5.8	
30~99人	365 1000	227 62.2	166 45.5	52 14.2	41 11.2	6 1.6	44 12.1	39 10.7	3 0.8	47 12.9	5 1.4	11 3.0	106 29.0	32 8.8	
5~29人	183 1000	109 59.6	71 38.8	31 16.9	18 9.8	7 3.8	17 9.3	17 9.3	1 0.5	25 13.7	2 1.1	3 1.6	58 31.7	16 8.7	
4人以下	1 1000	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	1 100.0	- -	
非正社員の割合別		144 1000	99 68.8	76 52.8	32 22.2	22 15.3	3 2.1	20 13.9	14 9.7	2 1.4	29 20.1	4 2.8	2 20.1	29 11.1	
8割以上	202 1000	141 69.8	100 49.5	28 13.9	25 12.4	5 2.5	27 13.4	25 12.4	1 0.5	20 9.9	2 1.0	7 3.5	46 22.8	15 7.4	
5割以上8割未満	188 1000	125 66.5	97 51.6	28 14.9	20 10.6	3 1.6	15 8.0	11 5.9	2 1.1	27 14.4	2 1.1	4 2.1	48 25.5	15 8.0	
3割以上5割未満	420 1000	269 64.0	201 47.9	59 14.0	38 9.0	6 1.4	47 11.2	48 11.4	3 0.7	50 11.9	4 1.0	11 2.6	129 30.7	22 5.2	
1割以上3割未満	315 1000	188 60.1	138 43.8	44 14.0	28 9.8	3 1.0	23 7.3	35 11.1	2 0.6	33 10.5	2 0.6	13 4.1	107 34.0	20 6.3	
1割未満	469 1000	314 67.0	241 51.4	75 16.0	58 12.4	7 1.5	51 10.9	59 12.6	2 0.4	48 10.2	10 2.1	6 1.3	118 25.2	37 7.9	
人を集めやすいため	202 1000	136 67.3	96 47.5	44 21.8	33 16.3	6 3.0	43 21.3	38 18.8	2 1.0	31 15.3	- -	4 2.0	54 26.7	12 5.9	
退職した女性正社員の再雇用のため	703 1000	470 66.9	363 51.6	103 14.7	69 9.8	9 1.3	77 11.0	76 10.8	8 1.1	79 11.2	7 1.0	27 3.8	191 27.2	42 6.0	
定年社員の再雇用のため	769 1000	502 65.3	384 49.9	128 16.6	75 9.8	11 1.4	91 11.8	91 11.8	7 0.9	96 12.5	7 0.9	19 2.5	213 27.7	54 7.0	
簡単な仕事内容のため	887 1000	601 67.8	450 50.7	147 16.6	100 11.3	18 2.0	95 10.7	103 11.6	4 0.5	121 13.6	17 1.9	22 2.5	231 26.0	55 6.2	
人件費が割安なため	677 1000	441 65.1	320 47.3	106 15.7	88 13.0	17 2.5	85 12.6	81 12.0	3 0.4	98 14.5	3 1.1	13 1.9	185 27.3	51 7.5	
1日の忙しい時間帯に対処するため	388 1000	257 66.2	194 50.0	70 18.0	32 8.2	5 1.3	37 9.5	37 9.5	1 0.3	55 14.2	6 1.5	12 3.1	107 27.6	24 6.2	
一定期間の繁忙に対処するため	219 1000	139 63.5	103 47.0	40 18.3	20 9.1	2 0.9	25 11.4	43 19.6	1 0.5	21 9.6	3 1.4	3 1.4	64 29.2	16 7.3	
仕事量が減ったときに雇用調整が容易なため	572 1000	359 62.8	277 48.4	76 13.3	69 12.1	11 1.9	62 9.9	62 10.8	7 1.2	65 11.4	4 0.7	10 1.7	171 29.9	42 7.3	
経験・知識・技能のある人を採用したため	228 1000	137 60.1	96 42.1	29 12.7	23 10.1	6 2.6	22 9.6	20 8.8	1 0.4	20 8.8	1 0.4	10 4.4	66 28.9	25 11.0	
その他	44 1000	17 38.6	11 25.0	9 20.5	5 11.4	2 4.5	3 6.8	5 11.4	1 2.3	4 9.1	1 2.3	- -	8 18.2	19 43.2	
あり	1,515 1000	977 64.5	723 47.7	216 14.3	165 10.9	28 1.8	162 10.7	169 11.2	11 0.7	177 11.7	21 1.4	44 2.9	416 27.5	122 8.1	
なし	221 1000	121 54.8	79 35.7	28 12.7	26 11.8	5 2.3	27 12.2	35 15.8	4 1.8	23 10.4	1 0.5	5 2.3	77 34.8	23 10.4	
無回答	28 1000	7 25.0	3 10.7	4 14.3	1 3.6	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	2 7.1	19 67.9	

	短期労働者を雇用している事業所数計	改正パート法施行を機に(短期労働者の雇用管理等改善見直し)で実施したものがあつた											特に実施したものは無い(※2)	無回答(※3)	
		計	短期労働者の労働条件で特産事項(賞与、昇給、退職金)を明示するようになった	正社員と労働者の職内容の区分(違い)を明確にした	短期労働者の賃金等(正社員との均等や、意欲・能力等を考慮し改善した)	労働者との職内容が同じ正社員側の賃金等を見直した	短期労働者にも教育訓練を実施するようになった	短期労働者も福利厚生施設(食堂、更衣室等)を利用できるようにした	短期労働者の所定労働時間を正社員と同一にした	短期労働者から正社員への転換措置を設けた	正社員の中に新たな雇用区分※1を設けた	その他(自由記述含む)			
第8条等該当パートの有無	正社員と職務が同じ短期労働者がいる	361	225	139	44	45	13	57	53	8	34	5	10	99	37
	いい	100.0	62.3	38.5	12.2	12.5	3.6	15.8	14.7	2.2	9.4	1.4	2.8	27.4	10.2
	いい	1,099	712	538	165	117	16	106	116	5	139	15	34	301	86
	いい	100.0	64.8	49.0	15.0	10.6	1.5	9.6	10.6	0.5	12.6	1.4	3.1	27.4	7.9
	無回答	22	12	11	2	2	-	2	3	-	2	-	1	6	4
	無回答	100.0	54.5	50.0	9.1	9.1	-	9.1	13.6	-	9.1	-	4.5	27.3	18.2
	正社員と職務及び人材活用の仕組み等が同じ(一定期間含む)短期労働者がいる	65	36	24	5	9	2	13	9	2	4	2	2	23	6
	いい	100.0	55.4	36.9	7.7	13.8	3.1	20.0	13.8	3.1	6.2	3.1	3.1	35.4	9.2
	いい	264	168	102	34	36	11	38	39	6	28	3	5	71	25
	いい	100.0	63.6	38.6	12.9	13.6	4.2	14.4	14.8	2.3	10.6	1.1	1.9	26.9	9.5
	無回答	32	21	13	5	-	-	6	5	-	2	-	3	5	6
	無回答	100.0	65.6	40.6	15.6	-	-	18.8	15.6	-	6.3	-	9.4	15.6	18.8
正社員と職務及び人材活用の仕組み等が同じで実質無期契約の短期労働者(第8条適用者)がいる	19	11	7	2	4	1	6	7	1	3	1	1	5	3	
いい	100.0	57.9	36.8	10.5	21.1	5.3	31.6	36.8	5.3	15.8	5.3	5.3	26.3	15.8	
いい	18	8	6	1	-	-	2	1	-	-	-	1	8	2	
いい	100.0	44.4	33.3	5.6	-	-	11.1	5.6	-	-	-	5.6	44.4	11.1	
無回答	28	17	11	2	5	1	5	1	1	1	1	-	10	1	
無回答	100.0	60.7	39.3	7.1	17.9	3.6	17.9	3.6	3.6	3.6	3.6	-	35.7	3.6	
推進措置転換	実施している	857	623	446	156	127	27	125	113	10	183	14	23	172	62
	いい	100.0	72.7	52.0	18.2	14.8	3.2	14.6	13.2	1.2	21.4	1.6	2.7	20.1	7.2
	実施していない	854	471	350	88	64	6	63	87	5	18	8	26	320	63
	いい	100.0	55.2	41.0	10.3	7.5	0.7	7.4	10.2	0.6	2.1	0.9	3.0	37.5	7.4
無回答	53	11	9	4	1	-	1	6	1	-	-	-	3	39	
無回答	100.0	20.8	17.0	7.5	1.9	-	1.9	11.3	1.9	-	-	-	5.7	73.6	
教育訓練	実施している	1,353	910	660	210	178	30	183	162	14	175	17	37	339	104
	いい	100.0	67.3	48.8	15.5	13.2	2.2	13.5	12.0	1.0	12.9	1.3	2.7	25.1	7.7
	実施していない	236	135	97	29	9	3	4	34	2	19	2	7	94	7
	いい	100.0	57.2	41.1	12.3	3.8	1.3	1.7	14.4	0.8	8.1	0.8	3.0	39.8	3.0
無回答	175	60	48	9	5	-	2	10	-	7	3	5	62	53	
無回答	100.0	34.3	27.4	5.1	2.9	-	1.1	5.7	-	4.0	1.7	2.9	35.4	30.3	
考案方による均等賃金待遇の	賛成計(賛成+どちらかという賛成)	1,373	897	652	206	164	33	163	174	14	175	20	32	382	94
	いい	100.0	65.3	47.5	15.0	11.9	2.4	11.9	12.7	1.0	12.7	1.5	2.3	27.8	6.8
	反対計(反対+どちらかという反対)	300	176	132	39	27	-	21	28	2	22	2	8	102	22
	いい	100.0	58.7	44.0	13.0	9.0	-	7.0	9.3	0.7	7.3	0.7	2.7	34.0	7.3
無回答	91	32	21	3	1	-	5	4	-	4	-	9	11	48	
無回答	100.0	35.2	23.1	3.3	1.1	-	5.5	4.4	-	4.4	-	9.9	12.1	52.7	
短期雇用者	選任している	512	381	298	103	69	14	66	73	8	79	8	14	102	29
	いい	100.0	74.4	58.2	20.1	13.5	2.7	12.9	14.3	1.6	15.4	1.6	2.7	19.9	5.7
	選任していない	1,122	682	476	138	117	18	114	127	8	109	13	35	372	68
	いい	100.0	60.8	42.4	12.3	10.4	1.6	10.2	11.3	0.7	9.7	1.2	3.1	33.2	6.1
無回答	130	42	31	7	6	1	9	6	-	13	1	-	21	67	
無回答	100.0	32.3	23.8	5.4	4.6	0.8	6.9	4.6	-	10.0	0.8	-	16.2	51.5	
労働組合	あり	748	501	357	110	97	11	88	83	7	100	10	29	199	48
	いい	100.0	67.0	47.7	14.7	13.0	1.5	11.8	11.1	0.9	13.4	1.3	3.9	26.6	6.4
	なし	914	576	422	132	92	21	93	119	9	96	12	20	281	57
	いい	100.0	63.0	46.2	14.4	10.1	2.3	10.2	13.0	1.0	10.5	1.3	2.2	30.7	6.2
無回答	102	28	26	6	3	1	8	4	-	5	-	-	15	59	
無回答	100.0	27.5	25.5	5.9	2.9	1.0	7.8	3.9	-	4.9	-	-	14.7	57.8	

※1「処遇の決め方・水準や、キャリアの範囲等が他と異なるもの」と定義して質問

※2「かねてから実施していたものばかりだったため、特に実施したものは無い」「改正パート法施行数年前からすでに準備していたため、施行自体を機に特に実施したものは無い」と欄外記入されていたもの含む

※3実施項目と、「特に実施したものは無い」の同時選択等の欠損値を含む

その他(自由記述)
パートタイム労働法の改正内容を(グループ含む)全事業所に周知した(製造業等)
有給休暇を取得できるようにした(教育・学習支援業)、有給休暇を1時間単位で取得できるようにした(サービス業(他に分類されない))、有給休暇の付与日数を正社員に合わせた(医療・福祉)、休暇・休職期間について正社員との整合を図った(卸売・小売業)
パート労働者の長時間労働を是正した(卸売・小売業)
慶弔時の取扱いを規定した(教育・学習支援業)、慶弔対応等を社員と同等にした(製造業)
裁判員休暇制度を新設した(製造業)
(有期契約労働者の中途解約等頻発に伴う大臣告示普及・啓発等に伴うとみられるもの)雇入通知書の記載内容として「退職」「更新の有無」等の表記を追加した(学術研究・専門技術サービス業、製造業)、就業規則に契約更新回数及び判断基準を明記した(教育・学習支援業)、雇止め理由を明示するようになった(製造業)、契約期間上限を3年まで明示した(教育・学習支援業)、雇用形態別の就業規則を策定した(不動産業・物品賃貸業)、契約更新時に就業規則を配布するようになった(卸売・小売業)

第41表-1:設問V-(2) 短時間労働者の今後の活用方針(4択/SA)

	短時間労働者を雇用している事業所数計	一層積極的に活用していきたい	現状を維持する	今後は活用を縮小していく方向で検討する	特に決めていない	無回答(※)
計	1,764 100.0	220 12.5	969 54.9	76 4.3	426 24.1	73 4.1
業種別						
鉱業、採石業、砂利採取業	14 100.0	- -	11 78.6	2 14.3	1 7.1	- -
建設業	65 100.0	- -	37 56.9	1 1.5	24 36.9	3 4.6
製造業	434 100.0	42 9.7	232 53.5	22 5.1	119 27.4	19 4.4
電気・ガス・熱供給・水道業	36 100.0	- -	20 55.6	1 2.8	14 38.9	1 2.8
情報通信業	22 100.0	4 18.2	11 50.0	1 4.5	5 22.7	1 4.5
運輸業、郵便業	112 100.0	11 9.8	73 65.2	4 3.6	21 18.8	3 2.7
卸売業、小売業	282 100.0	47 16.7	144 51.1	12 4.3	67 23.8	12 4.3
金融業、保険業	88 100.0	17 19.3	46 52.3	10 11.4	10 11.4	5 5.7
不動産業、物品賃貸業	10 100.0	1 10.0	3 30.0	- -	5 50.0	1 1.0
学術研究、専門・技術サービス業	42 100.0	1 2.4	21 50.0	3 7.1	15 35.7	2 4.8
宿泊業、飲食サービス業	74 100.0	15 20.3	49 66.2	1 1.4	7 9.5	2 2.7
生活関連サービス業、娯楽業	48 100.0	8 16.7	32 66.7	1 2.1	7 14.6	- -
教育、学習支援業	139 100.0	8 5.8	84 60.4	4 2.9	38 27.3	5 3.6
医療、福祉	174 100.0	23 13.2	92 52.9	5 2.9	47 27.0	7 4.0
複合サービス事業(郵便局、協同組合等)	53 100.0	9 17.0	27 50.9	2 3.8	13 24.5	2 3.8
サービス業(他に分類されないもの)	155 100.0	33 21.3	80 51.6	7 4.5	27 17.4	8 5.2
無回答	16 100.0	1 6.3	7 43.8	- -	6 37.5	2 12.5
従業員規模別						
短時間労働者を雇用しており、正社員、短時間労働者、その他労働者の数値記入欄すべてに回答のあった事業所数計	1,269 100.0	153 12.1	720 56.7	56 4.4	310 24.4	30 2.4
1,000人以上	136 100.0	17 12.5	75 55.1	3 2.2	39 28.7	2 1.5
300~999人	274 100.0	34 12.4	147 53.6	18 6.6	65 23.7	10 3.6
100~299人	310 100.0	35 11.3	191 61.6	7 2.3	73 23.5	4 1.3
30~99人	365 100.0	48 13.2	201 55.1	14 3.8	90 24.7	12 3.3
5~29人	183 100.0	19 10.4	105 57.4	14 7.7	43 23.5	2 1.1
4人以下	1 100.0	- -	1 100.0	- -	- -	- -
非正社員の割合別						
8割以上	144 100.0	39 27.1	80 55.6	4 2.8	15 10.4	6 4.2
5割以上8割未満	202 100.0	30 14.9	127 62.9	7 3.5	32 15.8	6 3.0
3割以上5割未満	188 100.0	29 15.4	101 53.7	8 4.3	44 23.4	6 3.2
1割以上3割未満	420 100.0	35 8.3	250 59.5	23 5.5	104 24.8	8 1.9
1割未満	315 100.0	20 6.3	162 51.4	14 4.4	115 36.5	4 1.3
短時間労働者等の雇用理由別(複数回答)						
人を集めやすいため	469 100.0	83 17.7	276 58.8	14 3.0	82 17.5	14 3.0
退職した女性正社員の再雇用のため	202 100.0	42 20.8	105 52.0	7 3.5	43 21.3	5 2.5
定年社員の再雇用のため	703 100.0	82 11.7	387 55.0	30 4.3	183 26.0	21 3.0
簡単な仕事内容のため	769 100.0	89 11.6	454 59.0	36 4.7	173 22.5	17 2.2
人件費が割安なため	887 100.0	134 15.1	519 58.5	41 4.6	172 19.4	21 2.4
1日の忙しい時間帯に対処するため	677 100.0	116 17.1	395 58.3	19 2.8	129 19.1	18 2.7
一定期間の繁忙に対処するため	388 100.0	55 14.2	224 57.7	18 4.6	84 21.6	7 1.8
仕事量が減ったときに雇用調整が容易なため	219 100.0	42 19.2	118 53.9	9 4.1	47 21.5	3 1.4
経験・知識・技能のある人を採用したいため	572 100.0	67 11.7	322 56.3	20 3.5	146 25.5	17 3.0
その他	228 100.0	25 11.0	120 52.6	11 4.8	63 27.6	9 3.9
無回答	44 100.0	4 9.1	13 29.5	2 4.5	7 15.9	18 40.9
期短も同時期の間とも労働者数が多い						
あり	1,515 100.0	193 12.7	847 55.9	66 4.4	360 23.8	49 3.2
なし	221 100.0	24 10.9	117 52.9	10 4.5	63 28.5	7 3.2
無回答	28 100.0	3 10.7	5 17.9	- -	3 10.7	17 60.7

	短時間労働者を雇用している事業所数計	一層積極的に活用していきたい	現状を維持する	今後は活用を縮小していく方向で検討する	特に決めていない	無回答(※)
第8条等該当パターンの有無						
正社員と職務が同じ短時間労働者がいる	361 100.0	61 16.9	173 47.9	18 5.0	93 25.8	16 4.4
いない	1,099 100.0	137 12.5	633 57.6	46 4.2	255 23.2	28 2.5
無回答	22 100.0	4 18.2	7 31.8	- -	5 22.7	6 27.3
正社員と職務及び人材活用の仕組み等が同じ(一定期間含む)短時間労働者がいる	65 100.0	13 20.0	32 49.2	1 1.5	17 26.2	2 3.1
いない	264 100.0	39 14.8	129 48.9	15 5.7	71 26.9	10 3.8
無回答	32 100.0	9 28.1	12 37.5	2 6.3	5 15.6	4 12.5
正社員と職務及び人材活用の仕組み等が同じで実質無期契約の短時間労働者(第8条適用者)がいる	19 100.0	2 10.5	13 68.4	1 5.3	3 15.8	- -
いない	18 100.0	5 27.8	5 27.8	- -	7 38.9	1 5.6
無回答	28 100.0	6 21.4	14 50.0	- -	7 25.0	1 3.6
指定社員転換推進						
実施している	857 100.0	146 17.0	500 58.3	31 3.6	161 18.8	19 2.2
実施していない	854 100.0	72 8.4	461 54.0	44 5.2	256 30.0	21 2.5
無回答	53 100.0	2 3.8	8 15.1	1 1.9	9 17.0	3 62.3
教育訓練						
実施している	1,353 100.0	197 14.6	759 56.1	63 4.7	304 22.5	30 2.2
実施していない	236 100.0	17 7.2	137 58.1	8 3.4	73 30.9	1 0.4
無回答	175 100.0	6 3.4	73 41.7	5 2.9	49 28.0	2 24.0
対峙職務する際の考え方による賛否の方向に						
賛成計(賛成+どちらかという)と賛成)	1,373 100.0	189 13.8	782 57.0	57 4.2	323 23.5	16 1.2
反対計(反対+どちらかという)と反対)	300 100.0	28 9.3	162 54.0	18 6.0	87 29.0	5 1.7
無回答	91 100.0	3 3.3	25 27.5	1 1.1	16 17.6	46 50.5
雇用の改定管理に際しての併用タイム等実施し労働法						
実施したものがあつた	1,105 100.0	166 15.0	649 58.7	53 4.8	232 21.0	5 0.5
特に実施したものはない	495 100.0	43 8.7	262 52.9	18 3.6	165 33.3	7 1.4
無回答	164 100.0	11 6.7	58 35.4	5 3.0	29 17.7	61 37.2
管短時間雇用						
選任している	512 100.0	91 17.8	293 57.2	21 4.1	100 19.5	7 1.4
選任していない	1,122 100.0	116 10.3	631 56.2	50 4.5	305 27.2	20 1.8
無回答	130 100.0	13 10.0	45 34.6	5 3.8	21 16.2	46 35.4
労働組合						
あり	748 100.0	86 11.5	430 57.5	39 5.2	181 24.2	12 1.6
なし	914 100.0	126 13.8	511 55.9	36 3.9	227 24.8	14 1.5
無回答	102 100.0	8 7.8	28 27.5	1 1.0	18 17.6	47 46.1

※未記入の理由として、欄外に記入されていたのは「採用・活用方針は本社人事課が所管しているから」等
※指定回答数オーバー(短時間労働者のさまざまなタイプに応じ複数の方針を回答したとみられるが集計不可)の欠損扱い含む

第41表-2:設問V-(2)で「一層積極的に活用していきたい」場合の具体的内容
(3択/該当すべてに○の複数回答)

(第41表-1参照)							
	設問V-(2)で「一層積極的に活用していきたい」と回答した事業所数計	短時間労働者の雇用を拡大していきたい	正社員への雇用を積極的に拡大していきたい	短時間労働者の職務・職責を拡大していきたい	無回答(※)		
計	220 100.0	157 71.4	67 30.5	78 35.5	1 0.5		
業種別	鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-		
	建設業	-	-	-	-		
	製造業	42 100.0	29 69.0	14 33.3	13 31.0	-	
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	
	情報通信業	4 100.0	4 100.0	-	1 25.0	-	
	運輸業、郵便業	11 100.0	10 90.9	2 18.2	1 9.1	-	
	卸売業、小売業	47 100.0	36 76.6	10 21.3	24 51.1	-	
	金融業、保険業	17 100.0	9 52.9	6 35.3	8 47.1	1 5.9	
	不動産業、物品賃貸業	1 100.0	1 100.0	-	-	-	
	学術研究、専門・技術サービス業	1 100.0	-	-	1 100.0	-	
	宿泊業、飲食サービス業	15 100.0	12 80.0	2 13.3	4 26.7	-	
	生活関連サービス業、娯楽業	8 100.0	4 50.0	3 37.5	2 25.0	-	
	教育、学習支援業	8 100.0	5 62.5	4 50.0	2 25.0	-	
	医療、福祉	23 100.0	15 65.2	15 65.2	6 26.1	-	
	複合サービス事業(郵便局、協同組合等)	9 100.0	6 66.7	2 22.2	5 55.6	-	
	サービス業(他に分類されないもの)	33 100.0	25 75.8	8 24.2	10 30.3	-	
	無回答	1 100.0	1 100.0	1 100.0	1 100.0	-	
	従業員規模別	短時間労働者を雇用しており、正社員、短時間労働者、その他労働者の数値記入欄すべてに回答のあった事業所数計	153 100.0	107 69.9	43 28.1	61 39.9	-
		1,000人以上	17 100.0	14 82.4	7 41.2	9 52.9	-
		300~999人	34 100.0	24 70.6	9 26.5	12 35.3	-
100~299人		35 100.0	21 60.0	13 37.1	15 42.9	-	
30~99人		48 100.0	35 72.9	7 14.6	19 39.6	-	
5~29人		19 100.0	13 68.4	7 36.8	6 31.6	-	
4人以下		-	-	-	-	-	
8割以上		39 100.0	32 82.1	6 15.4	19 48.7	-	
5割以上8割未満		30 100.0	23 76.7	9 30.0	13 43.3	-	
3割以上5割未満		29 100.0	15 51.7	7 24.1	12 41.4	-	
非正社員の割合別	1割以上3割未満	35 100.0	23 65.7	16 45.7	9 25.7	-	
	1割未満	20 100.0	14 70.0	5 25.0	8 40.0	-	
	短時間労働者等の雇用理由別(複数回答)	83 100.0	62 74.7	26 31.3	31 37.3	-	
	人を集めやすいため	42 100.0	28 66.7	13 31.0	16 38.1	-	
	退職した女性正社員の再雇用のため	82 100.0	59 72.0	26 31.7	32 39.0	-	
	定年社員の再雇用のため	89 100.0	65 73.0	22 24.7	41 46.1	-	
	簡単な仕事内容のため	134 100.0	103 76.9	35 26.1	54 40.3	1 0.7	
	人件費が割安なため	116 100.0	82 70.7	31 26.7	47 40.5	1 0.9	
	1日の忙しい時間帯に対処するため	55 100.0	37 67.3	15 27.3	21 38.2	-	
	一定期間の繁忙に対処するため	42 100.0	29 69.0	12 28.6	18 42.9	-	
仕事量が減ったときに雇用調整が容易なため	67 100.0	48 71.6	24 35.8	27 40.3	1 1.5		
経験・知識・技能のある人を採用したため	25 100.0	19 76.0	7 28.0	4 16.0	-		
その他	4 100.0	3 75.0	2 50.0	1 25.0	-		
無回答	-	-	-	-	-		

第42表:設問V-(3) 過去3年間に正社員を新たに採用する際、
在籍する短時間労働者を外部応募者より優先させて採用した経験の有無
(2択/SA)

	短時間労働者を雇用している事業所数計	ある	ない	無回答		
計	1,764 100.0	323 18.3	1,344 76.2	97 5.5		
業種別	鉱業、採石業、砂利採取業	14 100.0	2 14.3	12 85.7	- -	
	建設業	65 100.0	3 4.6	58 89.2	4 6.2	
	製造業	434 100.0	58 13.4	350 80.6	26 6.0	
	電気・ガス・熱供給・水道業	36 100.0	-	35 97.2	1 2.8	
	情報通信業	22 100.0	2 9.1	19 86.4	1 4.5	
	運輸業、郵便業	112 100.0	15 13.4	93 83.0	4 3.6	
	卸売業、小売業	282 100.0	56 19.9	210 74.5	16 5.7	
	金融業、保険業	88 100.0	13 14.8	68 77.3	7 8.0	
	不動産業、物品賃貸業	10 100.0	1 10.0	8 80.0	1 10.0	
	学術研究、専門・技術サービス業	42 100.0	4 9.5	37 88.1	1 2.4	
	宿泊業、飲食サービス業	74 100.0	23 31.1	50 67.6	1 1.4	
	生活関連サービス業、娯楽業	48 100.0	17 35.4	30 62.5	1 2.1	
	教育、学習支援業	139 100.0	23 16.5	105 75.5	11 7.9	
	医療、福祉	174 100.0	74 42.5	93 53.4	7 4.0	
	複合サービス事業(郵便局、協同組合等)	53 100.0	8 15.1	43 81.1	2 3.8	
	サービス業(他に分類されないもの)	155 100.0	23 14.8	121 78.1	11 7.1	
	無回答	16 100.0	1 6.3	12 75.0	3 18.8	
	従業員規模別	短時間労働者を雇用しており、正社員、短時間労働者、その他労働者の数値記入欄すべてに回答があった事業所数計	1,269 100.0	219 17.3	1,001 78.9	49 3.9
		1,000人以上	136 100.0	24 17.6	107 78.7	5 3.7
		300～999人	274 100.0	45 16.4	220 80.3	9 3.3
100～299人		310 100.0	57 18.4	243 78.4	10 3.2	
30～99人		365 100.0	60 16.4	287 78.6	18 4.9	
5～29人		183 100.0	33 18.0	143 78.1	7 3.8	
4人以下		1 100.0	-	1 100.0	-	
非正社員の割合		8割以上	144 100.0	37 25.7	96 66.7	11 7.6
5割以上8割未満		202 100.0	41 20.3	151 74.8	10 5.0	
3割以上5割未満		188 100.0	41 21.8	141 75.0	6 3.2	
1割以上3割未満	420 100.0	63 15.0	345 82.1	12 2.9		
1割未満	315 100.0	37 11.7	268 85.1	10 3.2		
短時間労働者等の雇用理由別(複数回答)	人を集めやすいため	469 100.0	116 24.7	335 71.4	18 3.8	
	退職した女性正社員の再雇用のため	202 100.0	44 21.8	152 75.2	6 3.0	
	定年社員の再雇用のため	703 100.0	122 17.4	557 79.2	24 3.4	
	簡単な仕事内容のため	769 100.0	129 16.8	608 79.1	32 4.2	
	人件費が割安なため	887 100.0	170 19.2	683 77.0	34 3.8	
	1日の忙しい時間帯に対処するため	677 100.0	168 24.8	486 71.8	23 3.4	
	一定期間の繁忙に対処するため	388 100.0	94 24.2	283 72.9	11 2.8	
	仕事量が減ったときに雇用調整が容易なため	219 100.0	56 25.6	157 71.7	6 2.7	
	経験・知識・技能のある人を採用したいため	572 100.0	102 17.8	449 78.5	21 3.7	
	その他	228 100.0	35 15.4	182 79.8	11 4.8	
	無回答	44 100.0	3 6.8	20 45.5	21 47.7	
	雇戻りも同時期の定労働者数が多い	あり	1,515 100.0	276 18.2	1,174 77.5	65 4.3
		なし	221 100.0	46 20.8	162 73.3	13 5.9
		無回答	28 100.0	1 3.6	8 28.6	19 67.9

	短時間労働者を雇用している事業所数計	ある	ない	無回答	
第8条等該当パートの有無	正社員と職務が同じ短時間労働者がいる	361 100.0	80 22.2	260 72.0	21 5.8
	いջない	1,099 100.0	213 19.4	844 76.8	42 3.8
	無回答	22 100.0	5 22.7	13 59.1	4 18.2
	正社員と職務及び人材活用の仕組み等が同じ(一定期間含む)短時間労働者がいる	65 100.0	15 23.1	49 75.4	1 1.5
	いջない	264 100.0	56 21.2	194 73.5	14 5.3
	無回答	32 100.0	9 28.1	17 53.1	6 18.8
	正社員と職務及び人材活用の仕組み等が同じ(実質無期契約の短時間労働者(第8条適用者)がいる	19 100.0	2 10.5	17 89.5	-
	いջない	18 100.0	4 22.2	13 72.2	1 5.6
	無回答	28 100.0	9 32.1	19 67.9	-
	措置社員転換推進	実施している	857 100.0	251 29.3	573 66.9
実施してない		854 100.0	71 8.3	756 88.5	27 3.2
無回答		53 100.0	1 1.9	15 28.3	37 69.8
教育訓練	実施している	1,353 100.0	276 20.4	1,026 75.8	51 3.8
	実施してない	236 100.0	28 11.9	204 86.4	4 1.7
	無回答	175 100.0	19 10.9	114 65.1	42 24.0
付随職務による賛否双方に均	賛成計(賛成+どちらかという賛成)	1,373 100.0	258 18.8	1,071 78.0	44 3.2
	反対計(反対+どちらかという反対)	300 100.0	58 19.3	236 78.7	6 2.0
	無回答	91 100.0	7 7.7	37 40.7	47 51.6
	雇の改定は行っていないが、タイム労働法を適用した	1,105 100.0	245 22.2	836 75.7	24 2.2
管短時間雇用	実施したものがあった	495 100.0	63 12.7	426 86.1	6 1.2
	特に実施したものはない	164 100.0	15 9.1	82 50.0	67 40.9
	無回答	164 100.0	15 9.1	82 50.0	67 40.9
	選任している	512 100.0	109 21.3	387 75.6	16 3.1
労働組合	選任してない	1,122 100.0	202 18.0	893 79.6	27 2.4
	無回答	130 100.0	12 9.2	64 49.2	54 41.5
	あり	748 100.0	115 15.4	611 81.7	22 2.9
	なし	914 100.0	199 21.8	695 76.0	20 2.2
無回答	102 100.0	9 8.8	38 37.3	55 53.9	

第43表:設問V-(4) 短時間労働者の今後の優先採用方針(5択/SA)

	短時間労働者を雇っている事業所数計	原則として在籍する短時間労働者から優先的に採用したい	職種によっては優先的に採用することを考えたい	個別に能力等のある者については優先的に採用することを考えたい	在籍する短時間労働者から優先させるつもりはない	分からない	無回答(※)		
計	1,764 100.0	170 9.6	251 14.2	469 26.6	240 13.6	471 26.7	163 9.2		
業種別	鉱業、採石業、砂利採取業	14	-	3	2	4	5		
	建設業	65 100.0	4 6.2	3 4.6	13 20.0	14 21.5	25 38.5	6 9.2	
	製造業	434 100.0	43 9.9	50 11.5	103 23.7	67 15.4	135 31.1	36 8.3	
	電気・ガス・熱供給・水道業	36 100.0	-	-	5 13.9	4 11.1	26 72.2	1 2.8	
	情報通信業	22 100.0	1 4.5	1 4.5	1 18.2	4 18.2	4 36.4	4 18.2	
	運輸業、郵便業	112 100.0	12 10.7	20 17.9	23 20.5	20 17.9	25 22.3	12 10.7	
	卸売業、小売業	282 100.0	26 9.2	35 12.4	96 34.0	24 8.5	76 27.0	25 8.9	
	金融業、保険業	88 100.0	7 8.0	6 6.8	33 37.5	6 6.8	26 29.5	10 11.4	
	不動産業、物品賃貸業	10 100.0	-	2 20.0	2 20.0	-	5 50.0	1 10.0	
	学術研究、専門・技術サービス業	42 100.0	3 7.1	3 7.1	10 23.8	9 21.4	9 21.6	5 11.9	
	宿泊業、飲食サービス業	74 100.0	19 25.7	7 9.5	28 37.8	6 8.1	10 13.5	4 5.4	
	生活関連サービス業、娯楽業	48 100.0	6 12.5	13 27.1	11 22.9	5 10.4	10 20.8	3 6.3	
	教育、学習支援業	139 100.0	5 3.6	22 15.8	35 25.2	32 23.0	32 23.0	13 9.4	
	医療、福祉	174 100.0	26 14.9	49 28.2	48 27.6	7 4.0	20 11.5	24 13.8	
	複合サービス事業(郵便局、協同組合等)	53 100.0	3 5.7	7 13.2	11 20.8	12 22.6	16 30.2	4 7.5	
	サービス業(他に分類されないもの)	155 100.0	15 9.7	24 15.5	42 27.1	25 16.1	36 23.2	13 8.4	
	無回答	16 100.0	-	6 37.5	3 18.8	1 6.3	4 25.0	2 12.5	
	従業員規模別	短時間労働者を雇用しており、正社員、短時間労働者、その他労働者の数値記入欄すべてに回答のあった事業所数計	1,269 100.0	112 8.8	172 13.6	369 29.1	195 15.4	332 26.2	89 7.0
		1,000人以上	136 100.0	8 5.9	15 11.0	33 24.3	31 22.8	39 28.7	10 7.4
		300~999人	274 100.0	18 6.6	40 14.6	71 25.9	44 16.1	85 31.0	16 5.8
100~299人		310 100.0	24 7.7	42 13.5	93 30.0	52 16.8	77 24.8	22 7.1	
30~99人		365 100.0	36 9.9	54 14.8	115 31.5	44 12.1	88 24.1	28 7.7	
5~29人		183 100.0	25 13.7	21 11.5	57 31.1	24 13.1	43 23.5	13 7.1	
4人以下		1 100.0	1 100.0	-	-	-	-	-	
非正社員の割合別		8割以上	144 100.0	15 10.4	27 18.8	60 41.7	11 7.6	23 16.0	8 5.6
5割以上8割未満		202 100.0	18 8.9	23 11.4	69 34.2	24 11.9	54 26.7	14 6.9	
3割以上5割未満		188 100.0	14 7.4	31 16.5	58 30.9	34 18.1	36 19.1	15 8.0	
1割以上3割未満	420 100.0	35 8.3	55 13.1	118 28.1	74 17.6	106 25.2	32 7.6		
1割未満	315 100.0	30 9.5	30 11.4	64 20.3	52 16.5	113 35.9	20 6.3		
短時間労働者等の雇用理由別(複数回答)	人を集めやすいため	469 100.0	62 13.2	79 16.8	147 31.3	43 9.2	105 22.4	33 7.0	
	退職した女性正社員の再雇用のため	202 100.0	12 5.9	38 18.8	65 32.2	26 12.9	42 20.8	19 9.4	
	定年社員の再雇用のため	703 100.0	44 6.3	84 11.9	202 28.7	127 18.1	188 26.7	58 8.3	
	簡単な仕事内容のため	769 100.0	59 7.7	103 13.4	237 30.8	120 15.6	194 25.2	56 7.3	
	人件費が割安なため	887 100.0	67 7.6	114 12.9	291 32.8	143 16.1	213 24.0	59 6.7	
	1日の忙しい時間帯に対処するため	677 100.0	87 12.9	104 15.4	207 30.6	78 11.5	145 21.4	56 8.3	
	一定期間の繁忙に対処するため	388 100.0	34 8.8	56 14.4	117 30.2	65 16.8	89 22.9	27 7.0	
	仕事量が減ったときに雇用調整が容易なため	219 100.0	22 10.0	33 15.1	65 29.7	32 14.6	46 21.0	21 9.6	
	経験・知識・技能のある人を採用したいため	572 100.0	47 8.2	81 14.2	163 28.5	89 15.6	142 24.8	50 8.7	
	その他	228 100.0	14 6.1	34 14.9	56 24.6	35 15.4	66 28.9	23 10.1	
	無回答	44 100.0	1 2.3	5 11.4	4 9.1	4 2.3	12 27.3	21 47.7	
	無回答の割合と定労働者数の多い	あり	1,515 100.0	146 9.6	204 13.5	412 27.2	223 14.7	211 14.1	119 7.9
		なし	221 100.0	23 10.4	46 20.8	54 24.4	16 7.2	57 25.8	25 11.3
無回答		28 100.0	1 3.6	1 3.6	3 10.7	1 3.6	3 10.7	19 67.9	

	短時間労働者を雇っている事業所数計	原則として在籍する短時間労働者から優先的に採用したい	職種によっては優先的に採用することを考えたい	個別に能力等のある者については優先的に採用することを考えたい	在籍する短時間労働者から優先させるつもりはない	分からない	無回答(※)	
第8条等該当パートの有無	正社員と職務が同じ短時間労働者がいる	361 100.0	46 12.7	64 17.7	80 22.2	45 12.5	86 23.8	40 11.1
	いない	1,099 100.0	113 10.3	145 13.2	313 28.5	150 13.6	302 27.7	76 6.9
	無回答	22 100.0	2 9.1	1 4.5	6 27.3	3 13.6	5 22.7	5 22.7
	正社員と職務及び人材活用の仕組み等が同じ(一定期間含む)短時間労働者がいる	65 100.0	10 15.4	13 20.0	13 16.9	11 6.2	4 29.2	19 12.3
	いない	264 100.0	34 12.9	47 17.8	64 24.2	36 13.6	57 21.6	26 9.8
	無回答	32 100.0	2 6.3	2 12.5	4 15.6	5 15.6	5 31.3	6 18.8
	正社員と職務及び人材活用の仕組み等が同じで実質無期契約の短時間労働者がいる	19 100.0	1 5.3	3 15.8	3 26.3	2 5.3	2 42.1	1 5.3
	いない	18 100.0	3 16.7	3 16.7	3 11.1	2 11.1	2 27.8	5 16.7
	無回答	28 100.0	6 21.4	7 25.0	4 14.3	1 3.6	6 21.4	4 14.3
	指正社員転換推進	実施している	857 100.0	126 14.7	164 19.1	276 32.2	55 6.4	159 18.6
実施していない		854 100.0	43 5.0	85 10.0	189 22.1	181 21.2	306 35.8	50 5.9
無回答		53 100.0	1 1.9	2 3.8	4 7.5	4 7.5	6 11.3	6 6.9
教育訓練		1,353 100.0	148 10.9	213 15.7	395 29.2	159 11.8	338 25.0	100 7.4
対称職務に就くか否かを問う方針に寄	賛成計(賛成+どちらかかという賛成)	1,373 100.0	140 10.2	217 15.8	383 27.9	174 12.7	365 26.6	94 6.8
	反対計(反対+どちらかかという反対)	300 100.0	27 9.0	34 11.3	84 28.0	57 19.0	77 25.7	21 7.0
	無回答	91 100.0	3 3.3	-	2 2.2	9 9.9	29 31.9	48 52.7
	雇用の改正管理に特	実施したものがあつた	1,105 100.0	115 10.4	179 16.2	349 31.6	125 11.3	260 23.5
特に実施したものはない		495 100.0	42 8.5	60 12.1	102 19.2	102 20.6	174 35.2	22 4.4
無回答		164 100.0	13 7.9	13 7.3	12 15.2	25 13.9	37 22.6	64 39.0
管短時間雇用		選任している	512 100.0	52 10.2	93 18.2	166 32.4	57 11.1	103 20.1
	選任していない	1,122 100.0	110 9.8	150 13.4	280 25.0	171 15.2	341 30.4	70 6.2
	無回答	130 100.0	8 6.2	8 6.2	23 17.7	12 9.2	27 20.8	52 40.0
労働組合	あり	748 100.0	62 8.3	87 11.6	190 25.4	130 17.4	226 30.2	53 7.1
	なし	914 100.0	102 11.2	156 17.1	268 29.3	106 11.6	224 24.5	58 6.3
	無回答	102 100.0	6 5.9	6 7.8	8 10.8	4 3.9	21 20.6	52 51.0

※未記入の理由として、欄外に記入されていたのは「採用・活用方針は本社人事部門が所管しているから分からない」等
※指定回答数オーバーの欠損扱いを含む

第44表:設問V-(5) 正社員と職務(業務の内容及び責任の重さ)がほとんど同じ短時間労働者に対する差別待遇禁止義務の考え方に対する賛否(4択/SA)

	短時間労働者を雇用している事業所数計	賛成			反対			無回答(※)	
		計	賛成	どちらかといえば賛成	計	どちらかといえば反対	反対		
計	1,764 100.0	1,373 77.8	524 29.7	849 48.1	300 17.0	263 14.9	37 2.1	91 5.2	
業種別	鉱業、採石業、砂利採取業	14 100.0	13 92.9	8 57.1	5 35.7	1 7.1	1 7.1	-	
	建設業	65 100.0	50 76.9	20 30.8	30 46.2	11 16.9	9 13.8	2 3.1	
	製造業	434 100.0	339 78.1	136 31.3	203 46.8	79 18.2	70 16.1	9 2.1	
	電気・ガス・熱供給・水道業	36 100.0	18 50.0	6 16.7	12 33.3	5 13.9	5 13.9	-	
	情報通信業	22 100.0	19 86.4	5 22.7	14 63.6	2 9.1	2 9.1	-	
	運輸業、郵便業	112 100.0	82 73.2	32 28.6	50 44.6	25 22.3	20 17.9	5 4.5	
	卸売業、小売業	282 100.0	208 73.8	75 26.6	133 47.2	62 22.0	53 18.8	9 3.2	
	金融業、保険業	88 100.0	80 90.9	26 29.5	54 61.4	5 5.7	5 5.7	-	
	不動産業、物品賃貸業	10 100.0	7 70.0	2 20.0	5 50.0	2 20.0	2 20.0	-	
	学術研究、専門・技術サービス業	42 100.0	31 73.8	13 31.0	18 42.9	8 19.0	6 14.3	2 4.8	
	宿泊業、飲食サービス業	74 100.0	62 83.8	29 39.2	33 44.6	10 13.5	9 12.2	1 1.4	
	生活関連サービス業、娯楽業	48 100.0	44 91.7	16 33.3	28 58.3	4 8.3	4 8.3	-	
	教育、学習支援業	139 100.0	110 79.1	45 32.4	65 46.8	17 12.2	16 11.5	1 0.7	
	医療、福祉	174 100.0	133 76.4	43 24.7	90 51.7	34 19.5	29 16.7	5 2.9	
	複合サービス事業(郵便局、協同組合等)	53 100.0	35 66.0	13 24.5	22 41.5	14 26.4	14 26.4	-	
	サービス業(他に分類されないもの)	155 100.0	130 83.9	51 32.9	79 51.0	20 12.9	18 11.6	2 1.3	
	無回答	16 100.0	12 75.0	4 25.0	8 50.0	1 6.3	-	1 6.3	
	従業員規模別	短時間労働者を雇用しており、正社員、短時間労働者、その他労働者の数経記入欄すべてに回答があった事業所数計	1,269 100.0	990 78.0	368 29.0	622 49.0	231 18.2	201 15.8	48 3.8
		1,000人以上	136 100.0	109 80.1	29 21.3	80 58.8	19 14.0	17 12.5	2 1.5
		300~999人	274 100.0	208 75.9	83 30.3	125 45.6	55 20.1	53 19.3	2 0.7
100~299人		310 100.0	241 77.7	92 29.7	149 48.1	60 19.4	49 15.8	11 3.5	
30~99人		365 100.0	293 80.3	113 31.0	180 49.3	57 15.6	46 12.6	11 3.0	
5~29人		183 100.0	138 75.4	50 27.3	88 48.1	40 21.9	36 19.7	4 2.2	
4人以下		1 100.0	1 100.0	1 100.0	-	-	-	-	
8割以上		144 100.0	116 80.6	51 35.4	65 45.1	25 17.4	17 11.8	3 2.1	
5割以上8割未満		202 100.0	139 68.8	58 28.7	81 40.1	51 25.2	45 22.3	6 3.0	
3割以上5割未満		188 100.0	145 77.1	56 29.8	89 47.3	34 18.1	29 15.4	5 2.7	
1割以上3割未満	420 100.0	344 81.9	110 26.2	234 55.7	65 15.5	59 14.0	6 1.4		
1割未満	315 100.0	246 78.1	93 29.5	153 48.6	56 17.8	51 16.2	5 1.6		
短時間労働者等の雇用理由別(複数回答)	人を集めやすいため	469 100.0	361 77.0	134 28.6	227 48.4	91 19.4	75 16.0	16 3.4	
	退職した女性正社員の再雇用のため	202 100.0	165 81.7	54 26.7	111 55.0	33 16.3	30 14.9	3 1.5	
	定年社員の再雇用のため	703 100.0	544 77.4	202 28.7	342 48.6	127 18.1	114 16.2	13 1.8	
	簡単な仕事内容のため	769 100.0	614 79.8	235 30.6	379 49.3	131 17.0	115 15.0	16 2.1	
	人件費が割安なため	887 100.0	708 79.8	244 27.5	464 52.3	157 17.7	140 15.8	17 1.9	
	1日の忙しい時間帯に対処するため	677 100.0	530 78.3	196 29.0	334 49.3	128 18.9	112 16.5	16 2.4	
	一定期間の繁忙に対処するため	388 100.0	293 75.5	112 28.9	181 46.6	76 19.6	67 17.3	9 2.3	
	仕事量が減ったときに雇用調整が容易なため	219 100.0	160 73.1	59 26.9	101 46.1	53 24.2	48 21.9	5 2.3	
	経験・知識・技能のある人を採用したため	572 100.0	450 78.7	168 29.4	282 49.3	92 16.1	79 13.8	13 2.3	
	その他	228 100.0	170 74.6	74 32.5	96 42.1	42 18.4	36 15.8	6 2.6	
	無回答	44 100.0	21 47.7	8 18.2	13 29.5	4 9.1	4 9.1	-	
	短時間労働者の間でも労働者数が多い	あり	1,515 100.0	1,179 77.8	446 29.4	733 48.4	272 18.0	238 15.7	34 2.2
		なし	221 100.0	186 84.2	74 33.5	112 50.7	26 11.8	23 10.4	3 1.4
		無回答	28 100.0	8 28.6	4 14.3	4 14.3	2 7.1	2 7.1	-

	短時間労働者を雇用している事業所数計	賛成			反対			無回答(※)
		計	賛成	どちらかといえば賛成	計	どちらかといえば反対	反対	
第3条等該当パートの有無	正社員と職務が同じ短時間労働者がいる	361 100.0	262 72.6	101 28.0	161 44.6	85 23.5	75 20.8	10 2.8
	いない	1,099 100.0	879 80.0	325 29.6	554 50.4	171 15.6	153 13.9	18 1.6
	無回答	22 100.0	14 63.6	5 22.7	9 40.9	3 13.6	2 9.1	1 4.5
	正社員と職務及び人材活用の仕組み等が同じ(一定期間含む)短時間労働者がいる	65 100.0	56 86.2	21 32.3	35 53.8	6 9.2	6 9.2	-
	いない	264 100.0	181 68.6	71 26.9	110 41.7	75 28.4	66 25.0	9 3.4
	無回答	32 100.0	25 78.1	9 28.1	16 50.0	4 12.5	3 9.4	1 3.1
	正社員と職務及び人材活用の仕組み等が同じで実質無期契約の短時間労働者(第8条適用者)がいる	19 100.0	17 89.5	8 42.1	9 47.4	1 5.3	1 5.3	-
	いない	18 100.0	15 83.3	7 38.9	8 44.4	1 5.6	1 5.6	-
	無回答	28 100.0	24 85.7	6 21.4	18 64.3	4 14.3	4 14.3	-
	推進社措置置換	実施している	857 100.0	685 79.9	270 31.5	415 48.4	145 16.9	129 15.1
実施していない		854 100.0	671 78.6	246 28.8	425 49.8	151 17.7	130 15.2	21 2.5
無回答		53 100.0	17 32.1	8 15.1	9 17.0	4 7.5	4 7.5	-
教育訓練	実施している	1,353 100.0	1,076 79.5	422 31.2	654 48.3	237 17.5	206 15.2	31 2.3
	実施していない	236 100.0	181 76.7	60 25.4	121 51.3	46 19.5	43 18.2	3 1.3
	無回答	175 100.0	116 66.3	42 24.0	74 42.3	17 9.7	14 8.0	3 1.7
管短時間労働者雇用	選任している	512 100.0	415 81.1	170 33.2	245 47.9	89 17.4	82 16.0	7 1.4
	選任していない	1,122 100.0	894 79.7	322 28.7	572 51.0	195 17.4	168 15.0	27 2.4
	無回答	130 100.0	64 49.2	32 24.6	32 24.6	16 12.3	13 10.0	3 2.3
労働組合	あり	748 100.0	582 77.8	220 29.4	362 48.4	140 18.7	120 16.0	20 2.7
	なし	914 100.0	743 81.3	283 31.0	460 56.3	150 16.4	135 14.8	15 1.6
	無回答	102 100.0	48 47.1	21 20.6	27 26.5	10 9.8	8 7.8	2 2.0

※指定回答数オーバーの欠損値を含む

第45表:設問V-(6) 職務による差別待遇禁止義務の考え方に「賛成」の理由
(12択/該当3つまで○の複数回答)

(第44表参照)

	設問V(3)で 差別待遇に 「賛成」と 回答した 事業所数計	業務の内容等が 同じ以上、 処遇を 合わせる のは当然 だから	優秀な 人材を 確保する ために 必要 だから	短時間 労働者の 向上させる ために 必要 だから	優秀な 短時間 労働者を 育てる ために 必要 だから	その上 方が 正社員は 短時間 労働者に 対して 優遇する べきだから	その上 方が 会社の 業績向上 のために 必要だから	短時間 労働者の 地位向上 のために 必要だから	短時間 労働者の 経済的 自立に 役立つ から	短時間 労働者の 仕事に 比べ、 処遇が 悪くなる から	労働組合が 取り組んで いるから	世間一般 の慣れ だから	その他 (自由記述 含む)	無回答
計	1,373 100.0	872 63.5	649 47.3	631 46.0	197 14.3	50 3.6	233 17.0	108 7.9	57 4.2	22 1.6	7 0.5	71 5.2	9 0.7	86 6.3
業種別														
鉱業、採石業、砂利採取業	13 100.0	12 92.3	5 38.5	5 38.5	1 7.7	-	3 23.1	-	-	-	-	-	-	-
建設業	50 100.0	32 64.0	17 34.0	23 46.0	8 16.0	4 8.0	4 14.0	7 12.0	6 2.0	1 4.0	2 4.0	-	4 8.0	-
製造業	339 100.0	238 70.2	148 43.7	151 44.5	42 12.4	12 3.5	54 15.9	24 7.1	24 5.0	5 1.5	1 0.3	17 5.0	4 1.2	13 3.8
電気・ガス・熱供給・水道業	18 100.0	16 88.9	2 11.1	4 22.2	-	-	1 5.6	1 5.6	1 5.6	1 5.6	-	-	1 5.6	-
情報通信業	19 100.0	14 73.7	6 31.6	7 36.8	-	-	1 5.3	2 10.5	3 15.8	3 15.8	-	-	2 10.5	1 5.3
運輸業、郵便業	82 100.0	56 68.3	39 47.6	39 47.6	13 15.9	4 4.9	16 19.5	7 8.5	4 4.9	2 2.4	1 1.2	5 6.1	-	4 4.9
卸売業、小売業	208 100.0	119 57.2	81 38.9	90 43.3	39 18.8	9 4.3	47 22.6	14 6.7	7 3.4	5 2.4	-	15 7.2	1 0.5	22 10.6
金融業、保険業	80 100.0	50 62.5	40 50.0	48 60.0	13 16.3	4 5.0	19 23.8	7 8.8	-	-	-	-	2 2.5	5 6.3
不動産業、物品賃貸業	7 100.0	2 28.6	4 57.1	2 28.6	-	-	-	2 28.6	-	-	-	-	1 14.3	1 14.3
学術研究、専門・技術サービス業	31 100.0	20 64.5	15 48.4	8 25.8	5 16.1	-	5 16.1	1 3.2	2 6.5	2 3.2	1 3.2	-	1 3.2	2 6.5
宿泊業、飲食サービス業	62 100.0	33 53.2	33 53.2	32 51.6	12 19.4	2 3.2	16 25.8	-	-	2 3.2	-	4 6.5	1 1.6	7 11.3
生活関連サービス業、娯楽業	44 100.0	17 38.6	28 63.6	28 63.6	3 6.8	2 4.5	10 22.7	11 25.0	4 9.1	-	2 2.3	1 2.3	-	4 9.1
教育、学習支援業	110 100.0	83 75.5	55 50.0	49 44.5	6 5.5	1 0.9	12 13.6	12 10.9	6 5.5	3 2.7	-	8 7.3	-	3 2.7
医療、福祉	133 100.0	83 62.4	86 64.7	66 49.6	27 20.3	5 3.8	10 7.5	3 2.3	3 2.3	-	2 1.5	3 2.3	1 0.8	11 8.3
複合サービス事業(郵便局、協同組合等)	35 100.0	21 60.0	20 57.1	19 54.3	5 14.3	1 2.9	7 20.0	1 2.9	3 8.6	-	1 2.9	2 5.7	-	-
サービス業(他に分類されないもの)	130 100.0	71 54.6	66 50.8	55 42.3	20 15.4	3 2.3	17 13.1	15 11.5	5 3.8	1 0.8	-	6 4.6	-	8 6.2
無回答	12 100.0	5 41.7	4 33.3	5 41.7	5 25.0	1 8.3	2 16.7	3 25.0	1 8.3	-	-	-	-	2 16.7
従業員規模別														
短時間労働者を雇用しており、正社員、短時間労働者、その他労働者の数値記入欄すべてに回答があった事業所数計	990 100.0	639 64.5	476 48.1	444 44.8	136 13.7	35 3.5	161 16.3	82 8.3	41 4.1	13 1.3	6 0.6	49 4.9	8 0.8	61 6.2
1,000人以上	109 100.0	72 66.1	50 45.9	51 46.8	7 6.4	2 1.8	12 11.0	4 3.7	-	4 3.7	1 0.9	8 7.3	2 1.8	3 2.8
300~999人	208 100.0	133 63.9	92 44.2	95 45.7	6 2.9	2 9.6	20 9.6	12 5.8	8 3.8	3 1.4	3 1.0	11 5.3	1 0.5	15 7.2
100~299人	241 100.0	169 70.1	116 48.1	111 46.1	31 12.9	8 3.3	41 17.0	27 11.2	15 6.2	1 0.4	1 0.4	9 3.7	-	15 6.2
30~99人	293 100.0	186 63.5	155 52.9	118 40.3	42 14.3	7 2.4	62 21.2	32 10.9	11 3.8	5 1.7	2 0.7	15 5.1	3 1.0	20 6.8
5~29人	138 100.0	78 56.5	62 44.9	68 49.3	24 17.4	8 5.7	26 18.8	7 5.1	7 5.1	-	-	6 4.3	2 1.4	8 5.8
4人以下	1 100.0	1 100.0	1 100.0	1 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
非正社員の割合別														
8割以上	116 100.0	73 62.9	67 57.8	50 43.1	13 11.2	1 0.9	24 20.7	14 12.1	2 1.7	1 0.9	-	5 4.3	1 0.9	10 8.6
5割以上8割未満	139 100.0	85 61.2	71 51.1	67 48.2	27 19.4	5 3.6	20 14.4	7 5.0	8 5.8	-	2 1.4	8 5.8	1 0.7	12 8.6
3割以上5割未満	145 100.0	97 66.9	73 50.3	68 46.9	27 18.6	7 4.8	24 16.6	11 7.6	3 2.1	-	-	-	-	5 3.4
1割以上3割未満	344 100.0	210 61.0	169 49.1	145 42.2	45 13.1	10 2.9	56 16.3	29 8.4	18 5.2	5 1.5	1 0.3	21 6.1	5 1.5	20 5.8
1割未満	246 100.0	174 70.7	96 39.0	114 46.3	24 9.8	12 4.9	37 15.0	21 8.5	10 4.1	7 2.8	3 1.2	15 6.1	1 0.4	14 5.7
短時間労働者等の雇用理由別(複数回答)														
人を集めやすいため	361 100.0	206 57.1	186 51.5	176 48.8	61 16.9	18 5.0	63 17.5	25 6.9	13 3.6	6 1.7	3 0.3	23 6.4	2 0.6	32 8.9
退職した女性正社員の再雇用のため	165 100.0	88 53.3	88 53.3	84 50.9	39 23.6	6 3.6	29 17.6	11 6.7	5 3.0	3 1.8	-	5 3.0	-	18 10.9
定年社員の再雇用のため	544 100.0	366 67.3	247 45.4	239 43.9	69 12.7	22 4.0	92 16.9	39 7.2	23 4.2	9 1.7	3 0.6	33 6.1	5 0.9	33 6.1
簡単な仕事内容のため	614 100.0	394 64.2	295 48.0	277 45.1	83 13.5	20 3.3	101 16.4	45 7.3	24 3.9	13 2.1	4 0.7	40 6.5	5 0.8	46 7.5
人件費が割安なため	708 100.0	451 63.7	346 48.9	349 49.3	109 15.4	25 3.5	144 20.3	50 7.1	33 4.7	5 0.7	4 0.5	41 5.8	4 0.6	47 6.6
1日の忙しい時間帯に対処するため	530 100.0	322 60.8	281 53.0	256 48.3	89 16.8	20 3.8	96 18.1	46 8.7	22 4.2	6 1.1	5 0.9	33 6.2	3 0.6	40 7.5
一定期間の繁忙に対処するため	293 100.0	194 66.2	140 47.8	141 48.1	41 14.0	7 2.4	49 16.7	10 9.2	6 3.4	6 2.0	-	13 4.4	2 0.7	18 6.1
仕事量が減ったときに雇用調整が容易なため	160 100.0	95 59.4	63 39.4	68 42.5	26 16.3	8 5.0	26 16.3	13 8.1	6 3.8	6 2.5	-	9 5.6	-	21 13.1
経験・知識・技能のある人を採用したいため	450 100.0	288 64.0	247 54.9	216 48.0	74 16.4	13 2.9	80 17.8	37 8.2	16 3.6	5 1.1	2 0.2	23 5.1	-	21 4.7
その他	170 100.0	115 67.6	82 48.2	77 45.3	23 13.5	6 3.5	16 9.4	12 7.1	5 2.9	1 0.6	-	7 4.1	2 1.2	6 3.5
無回答	21 100.0	11 52.4	5 23.8	11 52.4	3 14.3	1 4.8	6 28.6	-	-	-	-	-	1 4.8	3 14.3

その他(自由記述)
 多様な働き方の選択が可能になるから(製造業、卸売・小売業)
 その方がより能力や成果に目を向けることができるようになるから(製造業)
 逆に、差別的に取り扱う必要がないと思うから(製造業)
 パートは正社員転換を希望しないから、現在の雇用形態の主な処遇を改善すべきだと思うから(卸売・小売業)
 むしろ正社員の意欲や緊張感を高めると思うから(医療・福祉)
 そのようにしても、むしろ正社員とパートの職務区分を明確にすれば良いから(情報通信業)

第46表:設問V-(7) 職務による差別待遇禁止義務の考え方に「反対」の理由
(10択/該当3つまで○の複数回答)

業種別	(第44表参照)											
	総計(107)で差別待遇禁止義務に「反対」と回答した事業所数計	会社にとってコスト高になるから	正社員の雇用の短期労働者との間に格差が生まれるから	会社にとって短期労働者の雇用の手間が増えるから	正社員と短期労働者の間に格差が生まれるから	短期労働者が辞めにくくなるから	正社員の賃金が低下する可能性があるから	法律で定められていないから	現行でとくに問題が生じていないから	職能にそうとう短期労働者がおらずよく分からないから	その他(自由記述含む)	無回答(※)
計	300	96	47	19	165	8	11	8	84	39	61	11
鉱業、採石業、砂利採取業	1	-	-	-	-	1	-	-	1	-	-	-
建設業	11	2	2	2	5	-	1	-	2	4	-	1
製造業	79	21	14	4	38	1	3	-	21	11	20	5
電気・ガス・熱供給・水道業	5	-	-	-	2	-	-	-	-	3	-	1
情報通信業	2	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1
運輸業、郵便業	25	5	2	3	14	2	2	-	7	7	3	-
卸売業、小売業	62	24	8	4	39	1	1	2	18	5	13	1
金融業、保険業	5	1	2	-	3	-	-	-	1	-	2	-
不動産業、物品賃貸業	2	1	1	-	1	-	-	-	-	-	1	-
学術研究、専門・技術サービス業	8	1	-	-	4	-	-	-	2	-	3	-
宿泊業、飲食サービス業	10	3	1	-	6	-	-	2	3	-	2	1
生活関連サービス業、娯楽業	4	3	1	-	2	-	-	-	3	-	-	-
教育、学習支援業	17	11	-	1	11	1	-	2	4	2	2	-
医療、福祉	34	10	11	1	18	1	1	-	9	4	9	-
複合サービス事業(郵便局、協同組合等)	14	5	2	4	9	-	2	-	6	-	2	-
サービス業(他に分類されないもの)	20	9	4	-	12	2	1	2	6	2	4	1
無回答	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-
従業員規模別	231	74	39	16	132	7	8	5	62	31	49	7
1,000人以上	19	2	3	2	15	-	-	-	6	1	3	-
300~999人	55	20	11	2	31	1	3	-	9	9	8	2
100~299人	60	17	10	2	27	4	2	-	15	9	18	2
30~99人	57	16	7	4	36	1	2	5	25	6	17	1
5~29人	40	19	8	6	23	1	1	-	7	6	3	2
4人以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
非正社員の割合別	25	8	5	2	19	2	1	-	8	1	6	-
5割以上8割未満	51	19	7	5	25	2	1	1	14	11	11	1
3割以上5割未満	34	12	8	5	20	1	2	1	9	3	5	1
1割以上3割未満	65	14	11	2	35	1	2	3	15	8	13	5
1割未満	56	21	8	2	33	1	2	-	16	8	14	-
短時間労働者等の雇用理由別(複数回答)	157	69	25	13	92	4	5	5	44	11	28	9
人を集めやすいため	91	38	20	9	52	1	4	4	20	12	21	4
退職した女性正社員の再雇用のため	33	12	3	2	22	1	2	-	7	2	12	1
定年社員の再雇用のため	127	43	18	9	64	4	5	2	33	15	33	7
簡単な仕事内容のため	131	38	21	12	80	6	7	2	30	20	24	5
人件費が割安なため	100	29	16	9	61	4	5	1	22	9	18	3
1日の忙し・時間帯に対処するため	128	45	29	9	75	5	5	5	31	14	28	3
一定期間の繁忙に対処するため	100	35	22	7	58	3	3	3	24	10	21	2
仕事量が減ったときに雇用調整が容易なため	53	27	9	6	29	2	1	4	16	5	10	2
経験・知識・技能のある人を採用したいため	92	33	14	3	49	1	5	2	29	13	18	3
その他	42	8	6	3	28	1	2	3	19	7	6	1
無回答	4	1	-	-	2	-	1	-	2	2	-	-

※指定回答数オーバーの欠損扱い含む

その他(自由記述)	
14(4.7%)	労働時間が短い以上、職務が同じ状態になることはないから
8(2.7)	定年再雇用であれば、職務が同じでも必要ないから
13(4.3)	労働時間に制約がある以上、差別的取扱いは当然だから
	上記以外
	労働時間に制約がある以上、本人の意欲も低いから(運輸・郵便業)、能力も低いから(卸売・小売業)、仕事に対する考え方が甘いから(宿泊・飲食サービス業)
	就業調整の関係上、処遇を上げると労働時間を減らさざるを得ないが、本人が必ずしもそれを望んでいないこともあるから(学術研究・専門技術サービス業)
	人材活用の仕組みや実態の差は重要だから(製造業、学術研究・専門技術サービス業)
26(8.7)	体面が保たれやすいため、個人都合の言いやすさの面で明らか違いがあるから(金融・保険業)
	任せる職務は同じでもその出来に違いがあるから(医療・福祉、卸売・小売業)
	単位時間になされる仕事量等に違いがあるから(製造業)
	あえて正社員との差を設けることが必要だから(医療・福祉)、あえて分けておくことでむしろ正社員として勤務して欲しいから(複合サービス事業)
	差別的取扱いは、身分を分けておく意味合いがあるから(製造業)
	正社員のモチベーションが低下するから(製造業、医療・福祉、卸売・小売業)
	原則論にする必要はない、個別の処遇改善で充分である(医療・福祉、教育・学習支援業)

『短時間労働者実態調査』 【個別・短時間労働者回収票】 単純・クロス集計結果表

第1表:設問Ⅰ-(1)-1
基礎情報①性別(2択/SA)

		有効回答 した短時間 労働者数 計	男性	女性	無回答 (※)
計		6,208	1,218	4,957	33
		100.0	19.6	79.8	0.5
年齢階級別	15～19歳	26	12	14	-
		100.0	46.2	53.8	-
	20～24歳	179	63	116	-
		100.0	35.2	64.8	-
	25～29歳	320	53	267	-
		100.0	16.6	83.4	-
	30～34歳	525	40	484	1
		100.0	7.6	92.2	0.2
	35～39歳	787	40	745	2
		100.0	5.1	94.7	0.3
	40～44歳	781	34	747	-
		100.0	4.4	95.6	-
	45～49歳	850	33	810	7
		100.0	3.9	95.3	0.8
	50～54歳	686	39	645	2
	100.0	5.7	94.0	0.3	
55～59歳	714	68	645	1	
	100.0	9.5	90.3	0.1	
60～64歳	933	566	362	5	
	100.0	60.7	38.8	0.5	
65歳以上	381	266	109	6	
	100.0	69.8	28.6	1.6	
無回答	26	4	13	9	
	100.0	15.4	50.0	34.6	
職種別	専門的・技術的な仕事	899	232	663	4
		100.0	25.8	73.7	0.4
	管理的な仕事	34	30	4	-
		100.0	88.2	11.8	-
	事務の仕事計	2,351	217	2,126	8
		100.0	9.2	90.4	0.3
	(内訳)事務	2,172	205	1,960	7
		100.0	9.4	90.2	0.3
	(内訳)機械操作	179	12	166	1
		100.0	6.7	92.7	0.6
	販売の仕事計	541	55	483	3
		100.0	10.2	89.3	0.6
	(内訳)販売従事者	504	39	462	3
		100.0	7.7	91.7	0.6
	(内訳)外交員など	37	16	21	-
		100.0	43.2	56.8	-
	サービスの仕事計	584	89	489	6
		100.0	15.2	83.7	1.0
	(内訳)個人に対するサービス	452	47	401	4
		100.0	10.4	88.7	0.9
	(内訳)施設・ビル等の管理サービス	106	37	67	2
		100.0	34.9	63.2	1.9
(内訳)その他のサービス	26	5	21	-	
	100.0	19.2	80.8	-	
保安の仕事	90	82	7	1	
	100.0	91.1	7.8	1.1	
運輸・通信の仕事	157	114	41	2	
	100.0	72.6	26.1	1.3	
生産工程・労務の仕事	1,272	321	943	8	
	100.0	25.2	74.1	0.6	
その他の仕事	106	34	72	-	
	100.0	32.1	67.9	-	
無回答	174	44	129	1	
	100.0	25.3	74.1	0.6	

※未記入等(とくに注釈がない限り、以下同)

第2表:設問 I - (1) - 2 基礎情報②年齢(11択/SA)

	有効回答 した短時間 労働者数計	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上	無回答		
計	6,208 100.0	26 0.4	179 2.9	320 5.2	525 8.5	787 12.7	781 12.6	850 13.7	686 11.1	714 11.5	933 15.0	381 6.1	26 0.4		
性別	男性	1,218 100.0	12 1.0	63 5.2	53 4.4	40 3.3	40 3.3	34 2.8	33 2.7	39 3.2	68 5.6	566 46.5	266 21.8	4 0.3	
	女性	4,957 100.0	14 0.3	116 2.3	267 5.4	484 9.8	745 15.0	747 15.1	810 16.3	645 13.0	645 13.0	362 7.3	109 2.2	13 0.3	
	無回答	33 100.0	-	-	-	1 3.0	2 6.1	-	7 21.2	2 6.1	1 3.0	5 15.2	6 18.2	9 27.3	
職種別	専門的・技術的な仕事	899 100.0	1 0.1	23 2.6	59 6.6	110 12.2	148 16.5	129 14.3	95 10.6	55 6.1	52 5.8	146 16.2	78 8.7	3 0.3	
	管理的な仕事	34 100.0	-	1 2.9	-	1 2.9	-	4 11.8	1 2.9	-	2 5.9	18 52.9	7 20.6	-	
	事務の仕事計	2,351 100.0	5 0.2	68 2.9	143 6.1	252 10.7	391 16.6	390 16.6	413 17.6	248 10.5	248 8.4	197 8.6	202 14	34 0.3	8
	(内訳) 事務	2,172 100.0	4 0.2	65 3.0	135 6.2	238 11.0	361 16.6	357 16.4	378 17.4	221 10.2	187 8.6	189 8.6	30 8.7	7 1.4	0.3
	(内訳) 機械操作	179 100.0	1 0.6	3 1.7	8 4.5	14 7.8	30 16.8	33 18.4	35 19.6	27 15.1	10 5.6	13 7.3	4 2.2	1 0.6	
	販売の仕事計	541 100.0	5 0.9	23 4.3	36 6.7	33 6.1	50 9.2	53 9.8	84 15.5	95 17.6	95 18.1	98 18.1	57 10.5	5 0.9	2 0.4
	(内訳) 販売従事者	504 100.0	5 1.0	22 4.4	34 6.7	31 6.2	46 9.1	47 9.3	78 15.5	94 18.7	95 18.8	46 9.1	4 0.8	2 0.4	
	(内訳) 外交員など	37 100.0	-	1 2.7	2 5.4	2 5.4	4 10.8	6 16.2	6 16.2	1 2.7	3 8.1	11 29.7	1 2.7	-	
	サービスの仕事計	584 100.0	12 2.1	37 6.3	38 6.5	37 6.3	55 9.4	61 10.4	62 10.6	83 14.2	90 15.4	72 12.3	35 6.0	2 0.3	
	(内訳) 個人に対するサービス	452 100.0	10 2.2	26 5.8	30 6.6	33 7.3	52 11.5	52 11.5	54 11.9	72 15.9	66 14.6	40 8.8	16 3.5	1 0.2	
	(内訳) 施設・ビル等の管理サービス	106 100.0	-	4 3.8	5 4.7	3 2.8	3 2.8	-	8 7.5	5 4.7	10 9.4	20 18.9	31 29.2	19 17.9	1 0.9
	(内訳) その他のサービス	26 100.0	2 7.7	7 26.9	3 11.5	3 3.8	1 11.5	3 3.8	1 11.5	1 3.8	1 15.4	4 15.4	1 3.8	-	
	保安の仕事	90 100.0	-	2 2.2	2 2.2	3 3.3	5 5.6	1 1.1	-	2 2.2	12 13.3	34 37.8	29 32.2	-	
	運輸・通信の仕事	157 100.0	1 0.6	-	1 0.6	8 5.1	11 7.0	9 5.7	15 9.6	13 8.3	15 9.6	49 31.2	34 21.7	1 0.6	
	生産工程・労務の仕事	1,272 100.0	-	18 1.4	34 2.7	68 5.3	105 8.3	122 9.6	155 12.2	162 12.7	199 15.6	283 22.2	119 9.4	7 0.6	
その他の仕事	106 100.0	1 0.9	2 1.9	1 0.9	3 2.8	8 7.5	5 4.7	12 11.3	13 12.3	21 19.8	28 26.4	12 11.3	-		
無回答	174 100.0	1 0.6	5 2.9	6 3.4	10 5.7	14 8.0	7 4.0	13 7.5	15 8.6	28 16.1	44 25.3	28 16.1	3 1.7		

第3表:設問 I - (2)
基礎情報③配偶者の有無(2択/SA)

	有効回答 した短時間 労働者数計	いる	いない	無回答		
計	6,208 100.0	4,979 80.2	1,212 19.5	17 0.3		
性別	男性	1,218 100.0	965 79.2	252 20.7	1 0.1	
	女性	4,957 100.0	3,993 80.6	956 19.3	8 0.2	
	無回答	33 100.0	21 63.6	4 12.1	8 24.2	
年齢階級別	15～19歳	26 100.0	4 15.4	22 84.6	- -	
	20～24歳	179 100.0	34 19.0	144 80.4	1 0.6	
	25～29歳	320 100.0	148 46.3	172 53.8	- -	
	30～34歳	525 100.0	371 70.7	152 29.0	2 0.4	
	35～39歳	787 100.0	657 83.5	128 16.3	2 0.3	
	40～44歳	781 100.0	671 85.9	110 14.1	- -	
	45～49歳	850 100.0	748 88.0	102 12.0	- -	
	50～54歳	686 100.0	598 87.2	88 12.8	- -	
	55～59歳	714 100.0	602 84.3	111 15.5	1 0.1	
	60～64歳	933 100.0	805 86.3	125 13.4	3 0.3	
	65歳以上	381 100.0	325 85.3	56 14.7	- -	
	無回答	26 100.0	16 61.5	2 7.7	8 30.8	
	職種別	専門的・技術的な仕事	899 100.0	767 85.3	130 14.5	2 0.2
		管理的な仕事	34 100.0	30 88.2	4 11.8	- -
事務の仕事計		2,351 100.0	1,865 79.3	482 20.5	4 0.2	
(内訳)事務		2,172 100.0	1,711 78.8	458 21.1	3 0.1	
(内訳)機械操作		179 100.0	154 86.0	24 13.4	1 0.6	
販売の仕事計		541 100.0	406 75.0	134 24.8	1 0.2	
(内訳)販売従事者		504 100.0	375 74.4	128 25.4	1 0.2	
(内訳)外交員など		37 100.0	31 83.8	6 16.2	- -	
サービスの仕事計		584 100.0	412 70.5	169 28.9	3 0.5	
(内訳)個人に対するサービス		452 100.0	320 70.8	130 28.8	2 0.4	
(内訳)施設・ビル等の管理サービス		106 100.0	81 76.4	24 22.6	1 0.9	
(内訳)その他のサービス		26 100.0	11 42.3	15 57.7	- -	
保安の仕事		90 100.0	77 85.6	13 14.4	- -	
運輸・通信の仕事		157 100.0	128 81.5	29 18.5	- -	
生産工程・労務の仕事		1,272 100.0	1,068 84.0	199 15.6	5 0.4	
その他の仕事		106 100.0	86 81.1	20 18.9	- -	
無回答		174 100.0	140 80.5	32 18.4	2 1.1	

第4表:設問I-(2) 基礎情報③配偶者が「いる」場合に
配偶者の昨年(平成21年1月1日～12月31日)の税込年収(9択/SA)

(第3表参照)

		年取なし	100万円未満	100～200万円未満	200～300万円未満	300～400万円未満	400～500万円未満	500～600万円未満	600～800万円未満	800万円以上	無回答	
計		4,979 100.0	434 8.7	431 8.7	471 9.5	573 11.5	648 13.0	643 12.9	547 11.0	626 12.6	443 8.9	163 3.3
性別	男性	965 100.0	378 39.2	279 28.9	149 15.4	77 8.0	32 3.3	22 2.3	8 0.8	8 0.8	4 0.4	8 0.8
	女性	3,993 100.0	52 1.3	150 3.8	319 8.0	496 12.4	613 15.4	620 15.5	537 13.4	617 15.5	435 10.9	154 3.9
	無回答	21 100.0	4 19.0	2 9.5	3 14.3	-	3 14.3	1 4.8	2 9.5	1 4.8	4 19.0	1 4.8
年齢階級別	15～19歳	4 100.0	3 75.0	-	1 25.0	-	-	-	-	-	-	-
	20～24歳	34 100.0	3 8.8	6 17.6	10 29.4	4 11.8	5 14.7	5 14.7	-	-	-	1 2.9
	25～29歳	148 100.0	-	12 8.1	25 16.9	35 23.6	29 19.6	27 18.2	9 6.1	7 4.7	3 2.0	1 0.7
	30～34歳	371 100.0	3 0.8	12 3.2	18 4.9	57 15.4	100 27.0	78 21.0	57 15.4	26 7.0	10 2.7	10 2.7
	35～39歳	657 100.0	8 1.2	24 3.7	33 5.0	72 11.0	135 20.5	146 22.2	91 13.9	96 14.6	39 5.9	13 2.0
	40～44歳	671 100.0	5 0.7	13 1.9	35 5.2	48 7.2	97 14.5	113 16.8	116 17.3	123 18.3	90 13.4	31 4.6
	45～49歳	748 100.0	11 1.5	30 4.0	40 5.3	50 6.7	73 9.8	106 14.2	117 15.6	164 21.9	131 17.5	26 3.5
	50～54歳	598 100.0	18 3.0	25 4.2	39 6.5	55 9.2	74 12.4	63 10.5	80 13.4	109 18.2	110 18.4	25 4.2
	55～59歳	602 100.0	24 4.0	41 6.8	75 12.5	108 17.9	76 12.6	59 9.8	55 9.1	85 14.1	51 8.5	28 4.7
	60～64歳	805 100.0	258 32.0	156 19.4	131 16.3	114 14.2	46 5.7	41 5.1	18 2.2	12 1.5	6 0.7	23 2.9
	65歳以上	325 100.0	101 31.1	111 34.2	61 18.8	29 8.9	10 3.1	3 0.9	2 0.6	2 0.6	3 0.9	3 0.9
	無回答	16 100.0	-	1 6.3	3 18.8	1 6.3	3 18.8	2 12.5	2 12.5	2 12.5	-	2 12.5
	職種別	専門的・技術的な仕事	767 100.0	83 10.8	73 9.5	55 7.2	74 9.6	92 12.0	102 13.3	84 11.0	97 12.6	84 11.0
管理的な仕事		30 100.0	12 40.0	9 30.0	4 13.3	-	1 3.3	2 6.7	1 3.3	1 3.3	-	-
事務の仕事計		1,865 100.0	83 4.5	82 4.4	114 6.1	153 8.2	237 12.7	293 15.7	260 13.9	332 17.8	252 13.5	59 3.2
(内訳)事務		1,711 100.0	77 4.5	68 4.0	109 6.4	133 7.8	213 12.4	271 15.8	243 14.2	307 17.9	236 13.8	54 3.2
(内訳)機械操作		154 100.0	6 3.9	14 9.1	5 3.2	20 13.0	24 15.6	22 14.3	17 11.0	25 16.2	16 10.4	5 3.2
販売の仕事計		406 100.0	14 3.4	15 3.7	46 11.3	73 18.0	67 16.5	45 11.1	38 9.4	55 13.5	36 8.9	17 4.2
(内訳)販売従事者		375 100.0	8 2.1	11 2.9	42 11.2	70 18.7	63 16.8	40 10.7	38 10.1	52 13.9	34 9.1	17 4.5
(内訳)外交員など		31 100.0	6 19.4	4 12.9	4 12.9	3 9.7	4 12.9	5 16.1	-	3 9.7	2 6.5	-
サービスの仕事計		412 100.0	30 7.3	48 11.7	45 10.9	66 16.0	65 15.8	49 11.9	35 8.5	40 9.7	27 6.6	7 1.7
(内訳)個人に対するサービス		320 100.0	15 4.7	31 9.7	30 9.4	52 16.3	50 15.6	42 13.1	32 10.0	36 11.3	26 8.1	6 1.9
(内訳)施設・ビル等の管理サービス		81 100.0	15 18.5	13 16.0	13 16.0	14 17.3	15 18.5	6 7.4	3 3.7	2 2.5	-	-
(内訳)その他のサービス		11 100.0	-	4 36.4	2 18.2	-	-	1 9.1	-	2 18.2	1 9.1	1 9.1
保安の仕事		77 100.0	26 33.8	21 27.3	18 23.4	7 9.1	3 3.9	2 2.6	-	-	-	-
運輸・通信の仕事		128 100.0	25 19.5	34 26.6	20 15.6	10 7.8	9 7.0	14 10.9	8 6.3	4 3.1	3 2.3	1 0.8
生産工程・労務の仕事		1,068 100.0	130 12.2	111 10.4	125 11.7	162 15.2	156 14.6	121 11.3	105 9.8	83 7.8	35 3.3	40 3.7
その他の仕事		86 100.0	11 12.8	13 15.1	18 20.9	9 10.5	9 10.5	3 3.5	5 5.8	8 9.3	4 4.7	6 7.0
無回答		140 100.0	20 14.3	25 17.9	26 18.6	19 13.6	9 6.4	12 8.6	11 7.9	6 4.3	2 1.4	10 7.1

第5表:設問 I - (3) 基礎情報④
生活の主な収入源(5択/SA)

	有効回答 した短時間 労働者数計	主に 自分の 収入で 暮らして いる	主に 配偶者の 収入で 暮らして いる	主に 親の 収入で 暮らして いる	主に 子供の 収入で 暮らして いる	その他 (※1)	無回答 (※2)		
計	6,208 100.0	1,796 28.9	3,564 57.4	389 6.3	24 0.4	320 5.2	115 1.9		
性別	男性	1,218 100.0	973 79.9	42 3.4	84 6.9	5 0.4	87 7.1	27 2.2	
	女性	4,957 100.0	814 16.4	3,510 70.8	305 6.2	19 0.4	230 4.6	79 1.6	
	無回答	33 100.0	9 27.3	12 36.4	-	-	3 9.1	9 27.3	
年齢階級別	15～19歳	26 100.0	4 15.4	-	22 84.6	-	-	-	
	20～24歳	179 100.0	50 27.9	13 7.3	110 61.5	1 0.6	3 1.7	2 1.1	
	25～29歳	320 100.0	101 31.6	115 35.9	85 26.6	-	17 5.3	2 0.6	
	30～34歳	525 100.0	110 21.0	322 61.3	72 13.7	-	17 3.2	4 0.8	
	35～39歳	787 100.0	136 17.3	585 74.3	34 4.3	-	26 3.3	6 0.8	
	40～44歳	781 100.0	110 14.1	617 79.0	28 3.6	-	21 2.7	5 0.6	
	45～49歳	850 100.0	117 13.8	669 78.7	20 2.4	1 0.1	35 4.1	8 0.9	
	50～54歳	686 100.0	113 16.5	502 73.2	13 1.9	2 0.3	38 5.5	18 2.6	
	55～59歳	714 100.0	162 22.7	472 66.1	3 0.4	8 1.1	50 7.0	19 2.7	
	60～64歳	933 100.0	607 65.1	214 22.9	1 0.1	7 0.8	74 7.9	30 3.2	
	65歳以上	381 100.0	282 74.0	45 11.8	-	5 1.3	36 9.4	13 3.4	
	無回答	26 100.0	4 15.4	10 38.5	1 3.8	-	3 11.5	8 30.8	
	職種別	専門的・技術的な仕事	899 100.0	315 35.0	505 56.2	30 3.3	1 0.1	37 4.1	11 1.2
		管理的な仕事	34 100.0	29 85.3	3 8.8	1 2.9	-	-	1 2.9
		事務の仕事計	2,351 100.0	461 19.6	1,580 67.2	189 8.0	4 0.2	96 4.1	21 0.9
(内訳)事務		2,172 100.0	426 19.6	1,453 66.9	179 8.2	4 0.2	91 4.2	19 0.9	
(内訳)機械操作		179 100.0	35 19.6	127 70.9	10 5.6	-	5 2.8	2 1.1	
販売の仕事計		541 100.0	123 22.7	325 60.1	50 9.2	-	34 6.3	9 1.7	
(内訳)販売従事者		504 100.0	106 21.0	310 61.5	48 9.5	-	31 6.2	9 1.8	
(内訳)外交員など		37 100.0	17 45.9	15 40.5	2 5.4	-	3 8.1	-	
サービスの仕事計		584 100.0	167 28.6	309 52.9	57 9.8	5 0.9	35 6.0	11 1.9	
(内訳)個人に対するサービス		452 100.0	116 25.7	257 56.9	44 9.7	2 0.4	25 5.5	8 1.8	
(内訳)施設・ビル等の管理サービス		106 100.0	41 38.7	45 42.5	5 4.7	3 2.8	9 8.5	3 2.8	
(内訳)その他のサービス		26 100.0	10 38.5	7 26.9	8 30.8	-	1 3.8	-	
保安の仕事		90 100.0	70 77.8	7 7.8	1 1.1	1 1.1	8 8.9	3 3.3	
運輸・通信の仕事		157 100.0	104 66.2	33 21.0	3 1.9	1 0.6	10 6.4	6 3.8	
生産工程・労務の仕事		1,272 100.0	419 32.9	686 53.9	46 3.6	9 0.7	75 5.9	37 2.9	
その他の仕事		106 100.0	38 35.8	46 43.4	3 2.8	2 1.9	13 12.3	4 3.8	
無回答		174 100.0	70 40.2	70 40.2	9 5.2	1 0.6	12 6.9	12 6.9	
賃金水準の 納得性		同じ業務・責任も同じ 短時間労働者がいる計	3,407 100.0	1,035 30.4	1,918 56.3	219 6.4	7 0.2	174 5.1	54 1.6
		正社員と同等もしくは それ以上の賃金水準である	120 100.0	54 45.0	50 41.7	8 6.7	-	6 5.0	2 1.7
		正社員より賃金水準は 低いが納得している	1,808 100.0	580 32.1	996 55.1	104 5.8	4 0.2	94 5.2	30 1.7
	正社員より賃金水準は 低く納得していない	958 100.0	278 29.0	547 57.1	70 7.3	1 0.1	48 5.0	14 1.5	
	わからない (考えたことがない)	506 100.0	114 22.5	319 63.0	37 7.3	2 0.4	26 5.1	8 1.6	
	無回答	15 100.0	9 60.0	6 40.0	-	-	-	-	
	賃金以外の 処遇で納得 できないもの	358 100.0	113 31.6	191 53.4	30 8.4	-	17 4.7	7 2.0	
昇進・昇格 (キャリア・アップ)	99 100.0	33 33.3	55 55.6	6 6.1	1 1.0	2 2.0	2 2.0		
定期的な昇給	992 100.0	252 25.4	621 62.6	63 6.4	2 0.2	42 4.2	12 1.2		
教育訓練機会	235 100.0	59 25.1	140 59.6	24 10.2	-	7 3.0	5 2.1		
人事評価・考課	309 100.0	96 31.1	167 54.0	27 8.7	-	16 5.2	3 1.0		
通勤手当	236 100.0	64 27.1	135 57.2	15 6.4	1 0.4	15 6.4	6 2.5		
精勤手当	177 100.0	58 32.8	98 55.4	7 4.0	-	9 5.1	5 2.8		
役職手当	64 100.0	21 32.8	32 50.0	5 7.8	-	4 6.3	2 3.1		
家族手当	152 100.0	66 43.4	64 42.1	6 3.9	-	12 7.9	4 2.6		
住宅手当	184 100.0	87 47.3	69 37.5	12 6.5	-	14 7.6	2 1.1		
賞与	1,561 100.0	431 27.6	927 59.4	108 6.9	2 0.1	67 4.3	26 1.7		
退職金・企業年金	841 100.0	232 27.6	491 58.4	62 7.4	1 0.1	40 4.8	15 1.8		
財産形成制度	143 100.0	42 29.4	76 53.1	14 9.8	-	8 5.6	3 2.1		

	有効回答した短時間労働者数計	主に自分の収入で暮らしている	主に配偶者の収入で暮らしている	主に親の収入で暮らしている	主に子供の収入で暮らしている	その他(※1)	無回答(※2)
賃金以外の処遇で納得できないもの	産前・産後休業制度	247	50	155	25	-	15
	100.0	20.2	62.8	10.1	-	6.1	0.8
	育児休業制度	238	48	156	22	-	10
	100.0	20.2	65.5	9.2	-	4.2	0.8
	介護休業制度	168	38	105	15	-	7
	100.0	22.6	62.5	8.9	-	4.2	1.8
	看護休暇	131	25	86	13	-	5
	100.0	19.1	65.6	9.9	-	3.8	1.5
	慶弔休暇	343	83	211	20	1	18
	100.0	24.2	61.5	5.8	0.3	5.2	2.9
	雇入時健康診断	47	9	32	2	-	2
	100.0	19.1	68.1	4.3	-	4.3	4.3
	定期健康診断	165	41	103	5	-	11
	100.0	24.8	62.4	3.0	-	6.7	3.0
	共済会への加入	93	29	48	9	-	5
	100.0	31.2	51.6	9.7	-	5.4	2.2
慶弔見舞金	155	37	97	5	-	9	
100.0	23.9	62.6	3.2	-	5.8	4.5	
保養施設の利用	95	22	60	5	-	5	
100.0	23.2	63.2	5.3	-	5.3	3.2	
託児施設の利用	34	10	20	1	-	2	
100.0	29.4	58.8	2.9	-	5.9	2.9	
社内行事への参加	116	26	76	5	-	5	
100.0	22.4	65.5	4.3	-	4.3	3.4	
その他	257	75	123	27	2	24	
100.0	29.2	47.9	10.5	0.8	9.3	2.3	
無回答	993	362	495	64	3	52	
100.0	36.5	49.8	6.4	0.3	5.2	1.7	
仕事に対する不満・不安	不満・不安がある計	3,660	933	2,209	264	11	189
	100.0	25.5	60.4	7.2	0.3	5.2	1.5
	雇用が不安定	957	301	505	96	2	39
	100.0	31.5	52.8	10.0	0.2	4.1	1.5
	勤続が長いのに 有期契約である	654	184	383	48	1	31
	100.0	28.1	58.6	7.3	0.2	4.7	1.1
	賃金が安い	1,917	531	1,083	157	8	101
	100.0	27.7	56.5	8.2	0.4	5.3	1.9
	所定労働時間が 希望に合わない	300	90	158	35	-	14
	100.0	30.0	52.7	11.7	-	4.7	1.0
	所定外労働が多い	213	42	141	18	-	7
	100.0	19.7	66.2	8.5	-	3.3	2.3
	有給休暇がとりにくい	797	186	499	55	5	40
	100.0	23.3	62.6	6.9	0.6	5.0	1.5
	短時間労働者としては 仕事がついつい	760	170	506	42	3	30
	100.0	22.4	66.6	5.5	0.4	3.9	1.2
	自分の能力が活かさない	242	85	121	21	1	11
	100.0	35.1	50.0	8.7	0.4	4.5	1.2
	昇進機会に恵まれない	323	101	154	45	-	16
	100.0	31.3	47.7	13.9	-	5.0	2.2
正社員になれない	864	252	434	111	1	48	
100.0	29.2	50.2	12.8	0.1	5.6	2.1	
教育訓練を受けられない	241	55	146	23	-	13	
100.0	22.8	60.6	9.5	-	5.4	1.7	
福利厚生が正社員と 同様の扱いではない	558	141	327	44	1	36	
100.0	25.3	58.6	7.9	0.2	6.5	1.6	
職場の人間関係が 良くない	476	118	289	44	2	19	
100.0	24.8	60.7	9.2	0.4	4.0	0.8	
その他	292	70	173	25	1	22	
100.0	24.0	59.2	8.6	0.3	7.5	0.3	
不満・不安はない	2,333	770	1,260	121	11	120	
100.0	33.0	54.0	5.2	0.5	5.1	2.2	
無回答	215	93	95	4	2	11	
100.0	43.3	44.2	1.9	0.9	5.1	4.7	
今後の働き方	短時間労働者を続けたい計	4,339	1,206	2,661	154	20	217
	100.0	27.8	61.3	3.5	0.5	5.0	1.9
	現在の会社で	4,085	1,156	2,490	140	19	201
	100.0	28.3	61.0	3.4	0.5	4.9	1.9
	別の会社で	254	50	171	14	1	16
	100.0	19.7	67.3	5.5	0.4	6.3	0.8
	正社員になりたい計	1,164	344	582	173	1	51
	100.0	29.6	50.0	14.9	0.1	4.4	1.1
	現在の会社で	676	202	367	71	1	28
	100.0	29.9	54.3	10.5	0.1	4.1	1.0
	別の会社で	488	142	215	102	-	23
	100.0	29.1	44.1	20.9	-	4.7	1.2
その他	185	62	80	23	2	14	
100.0	33.5	43.2	12.4	1.1	7.6	2.2	
仕事をやめたい	151	60	62	10	-	17	
100.0	39.7	41.1	6.6	-	11.3	1.3	
無回答	369	124	179	29	1	21	
100.0	33.6	48.5	7.9	0.3	5.7	4.1	

※1その他として、欄外記入されていたのは「年金(遺族年金含む)」「養育費」等

※2指定回答数オーバーの欠損扱い含む

第6表:設問 I - (4) 基礎情報⑤
最終学歴(6択/SA)

	有効回答 した短時間 労働者数計	中学	高校	専修学校 (専門 課程)	短大・ 高専	大学・ 大学院	在学中	無回答		
計	6,208 100.0	450 7.2	3,013 48.5	724 11.7	1,001 16.1	933 15.0	43 0.7	44 0.7		
性別	男性	1,218 100.0	219 18.0	605 49.7	68 5.6	36 3.0	255 20.9	25 2.1	10 0.8	
	女性	4,957 100.0	226 4.6	2,395 48.3	655 13.2	963 19.4	674 13.6	18 0.4	26 0.5	
	無回答	33 100.0	5 15.2	13 39.4	1 3.0	2 6.1	4 12.1	-	8 24.2	
年齢階級別	15～19歳	26 100.0	2 7.7	10 38.5	1 3.8	1 -	-	-	13 50.0	
	20～24歳	179 100.0	6 3.4	57 31.8	27 15.1	17 9.5	41 22.9	31 17.3	-	
	25～29歳	320 100.0	1 0.3	110 34.4	48 15.0	45 14.1	111 34.7	4 1.3	1 0.3	
	30～34歳	525 100.0	7 1.3	161 30.7	92 17.5	126 24.0	136 25.9	2 0.4	1 0.2	
	35～39歳	787 100.0	9 1.1	310 39.4	126 16.0	200 25.4	136 17.3	4 0.5	2 0.3	
	40～44歳	781 100.0	8 1.0	351 44.9	125 16.0	175 22.4	120 15.4	-	2 0.3	
	45～49歳	850 100.0	9 1.1	454 53.4	95 11.2	184 21.6	106 12.5	1 0.1	1 0.1	
	50～54歳	686 100.0	17 2.5	396 57.7	75 10.9	118 17.2	75 10.9	1 0.1	4 0.6	
	55～59歳	714 100.0	84 11.8	428 59.9	65 9.1	85 11.9	47 6.6	-	5 0.7	
	60～64歳	933 100.0	188 20.2	538 57.7	49 5.3	41 4.4	110 11.8	-	7 0.8	
	65歳以上	381 100.0	117 30.7	187 49.1	20 5.2	7 1.8	50 13.1	-	-	
	無回答	26 100.0	2 7.7	11 42.3	1 3.8	3 11.5	1 3.8	-	8 30.8	
	職種別	専門的・技術的な仕事	899 100.0	22 2.4	159 17.7	303 33.7	171 19.0	228 25.4	11 1.2	5 0.6
		管理的な仕事	34 100.0	3 8.8	17 50.0	4 11.8	-	10 29.4	-	-
		事務の仕事計	2,351 100.0	32 1.4	1,029 43.8	185 7.9	568 24.2	513 21.8	15 0.6	9 0.4
		(内訳)事務	2,172 100.0	27 1.2	931 42.9	170 7.8	529 24.4	492 22.7	15 0.7	8 0.4
(内訳)機械操作		179 100.0	5 2.8	98 54.7	15 8.4	39 21.8	21 11.7	-	1 0.6	
販売の仕事計		541 100.0	28 5.2	353 65.2	42 7.8	73 13.5	34 6.3	7 1.3	4 0.7	
(内訳)販売従事者		504 100.0	26 5.2	331 65.7	41 8.1	65 12.9	30 6.0	7 1.4	4 0.8	
(内訳)外交員など		37 100.0	2 5.4	22 59.5	1 2.7	8 21.6	4 10.8	-	-	
サービスの仕事計		584 100.0	49 8.4	338 57.9	62 10.6	80 13.7	38 6.5	8 1.4	9 1.5	
(内訳)個人に対するサービス		452 100.0	38 8.4	253 56.0	53 11.7	69 15.3	27 6.0	5 1.1	7 1.5	
(内訳)施設・ビル等の管理サービス		106 100.0	10 9.4	73 68.9	6 5.7	8 7.5	7 6.6	1 0.9	1 0.9	
(内訳)その他のサービス		26 100.0	1 3.8	12 46.2	3 11.5	3 11.5	4 15.4	2 7.7	1 3.8	
保安の仕事		90 100.0	12 13.3	59 65.6	7 7.8	2 2.2	10 11.1	-	-	
運輸・通信の仕事		157 100.0	33 21.0	93 59.2	9 5.7	4 2.5	17 10.8	-	1 0.6	
生産工程・労務の仕事		1,272 100.0	220 17.3	812 63.8	89 7.0	86 6.8	56 4.4	-	9 0.7	
その他の仕事		106 100.0	14 13.2	62 58.5	8 7.5	7 6.6	12 11.3	1 0.9	2 1.9	
無回答		174 100.0	37 21.3	91 52.3	15 8.6	10 5.7	15 8.6	1 0.6	5 2.9	

第7表:設問I-(5) 基礎情報⑥現在の勤務先で働き始める直前の仕事の雇用形態(6択/SA)

	有効回答した短時間労働者数計	正社員	フルタイム 有期契約 労働者	短時間 労働者 (他の 会社で)	派遣 労働者	自営業 等の 独立した 形態	ない (現在の 仕事で 初めての 仕事)	無回答 (※)		
計	6,208 100.0	2,654 42.8	495 8.0	1,941 31.3	283 4.6	153 2.5	579 9.3	103 1.7		
性別	男性	1,218 100.0	749 61.5	90 7.4	95 7.8	30 2.5	46 3.8	200 16.4	8 0.7	
	女性	4,957 100.0	1,895 38.2	403 8.1	1,838 37.1	252 5.1	106 2.1	376 7.6	87 1.8	
	無回答	33 100.0	10 30.3	2 6.1	8 24.2	1 3.0	1 3.0	3 9.1	8 24.2	
年齢階級別	15～19歳	26 100.0	1 3.8	1 3.8	5 19.2	-	1 3.8	18 69.2	-	
	20～24歳	179 100.0	25 14.0	12 6.7	35 19.6	13 7.3	-	93 52.0	1 0.6	
	25～29歳	320 100.0	135 42.2	46 14.4	56 17.5	28 8.8	1 0.3	52 16.3	2 0.6	
	30～34歳	525 100.0	238 45.3	64 12.2	125 23.8	41 7.8	7 1.3	45 8.6	5 1.0	
	35～39歳	787 100.0	351 44.6	74 9.4	248 31.5	56 7.1	6 0.8	45 5.7	7 0.9	
	40～44歳	781 100.0	299 38.3	49 6.3	319 40.8	54 6.9	15 1.9	31 4.0	14 1.8	
	45～49歳	850 100.0	303 35.6	46 5.4	387 45.5	38 4.5	26 3.1	32 3.8	18 2.1	
	50～54歳	686 100.0	242 35.3	50 7.3	302 44.0	16 2.3	23 3.4	42 6.1	11 1.6	
	55～59歳	714 100.0	279 39.1	58 8.1	266 37.3	13 1.8	26 3.6	53 7.4	19 2.7	
	60～64歳	933 100.0	533 57.1	57 6.1	146 15.6	17 1.8	29 3.1	136 14.6	15 1.6	
	65歳以上	381 100.0	236 61.9	35 9.2	48 12.6	7 1.8	19 5.0	31 8.1	5 1.3	
	無回答	26 100.0	12 46.2	3 11.5	4 15.4	-	-	1 3.8	6 23.1	
	職種別	専門的・技術的な仕事	899 100.0	500 55.6	57 6.3	213 23.7	16 1.8	14 1.6	89 9.9	10 1.1
		管理的な仕事	34 100.0	19 55.9	2 5.9	2 5.9	-	1 2.9	10 29.4	-
事務の仕事計		2,351 100.0	965 41.0	205 8.7	756 32.2	163 6.9	26 1.1	204 8.7	32 1.4	
(内訳)事務		2,172 100.0	905 41.7	185 8.5	684 31.5	151 7.0	21 1.0	195 9.0	31 1.4	
(内訳)機械操作		179 100.0	60 33.5	20 11.2	72 40.2	12 6.7	5 2.8	9 5.0	1 0.6	
販売の仕事計		541 100.0	183 33.8	50 9.2	213 39.4	11 2.0	22 4.1	53 9.8	9 1.7	
(内訳)販売従事者		504 100.0	161 31.9	49 9.7	204 40.5	11 2.2	21 4.2	49 9.7	9 1.8	
(内訳)外交員など		37 100.0	22 59.5	1 2.7	9 24.3	-	1 2.7	4 10.8	-	
サービスの仕事計		584 100.0	204 34.9	52 8.9	212 36.3	24 4.1	22 3.8	61 10.4	9 1.5	
(内訳)個人に対するサービス		452 100.0	148 32.7	44 9.7	175 38.7	17 3.8	16 3.5	47 10.4	5 1.1	
(内訳)施設・ビル等の管理サービス		106 100.0	49 46.2	6 5.7	31 29.2	5 4.7	6 5.7	7 6.8	2 1.9	
(内訳)その他のサービス		26 100.0	7 26.9	2 7.7	6 23.1	2 7.7	-	7 26.9	2 7.7	
保安の仕事		90 100.0	57 63.3	6 6.7	11 12.2	2 2.2	5 5.6	8 8.9	1 1.1	
運輸・通信の仕事		157 100.0	91 58.0	14 8.9	27 17.2	3 1.9	3 7.6	12 5.7	9 0.6	
生産工程・労務の仕事		1,272 100.0	535 42.1	81 6.4	432 34.0	51 4.0	32 2.5	113 8.9	28 2.2	
その他の仕事		106 100.0	38 35.8	8 7.5	36 34.0	5 4.7	8 7.5	10 9.4	1 0.9	
無回答		174 100.0	62 35.6	20 11.5	39 22.4	8 4.6	11 6.3	22 12.6	12 6.9	

※指定回答数オーバーの欠損扱い含む

第8表:設問 I - (6) - 1 基礎情報⑦就業している理由
(10択/該当すべてに○の複数回答)

	有効回答した短時間労働者数計	家計の主たる稼ぎ手として生活を維持するため	主たる稼ぎ手ではないが生活の維持には不可欠のため	主たる稼ぎ手ではないが家計の足しにするため	自分の学費や娯楽費を稼ぐため	資格・技能を活かすため	以前の就業経験を活かすため	生きがいの社会参加のため	時間が余っているため	子供に手がかからなくなったため	その他(※1)	無回答(※2)		
計	6,208 100.0	1,490 24.0	1,720 27.7	2,689 43.3	1,006 16.2	578 9.3	730 11.8	1,538 24.8	810 13.0	953 15.4	416 6.7	24 0.4		
性別	男性	1,218 100.0	721 59.2	141 11.6	187 15.4	163 13.4	117 9.6	270 22.2	287 23.6	189 15.5	29 2.4	103 8.5	7 0.6	
	女性	4,957 100.0	761 15.4	1,575 31.8	2,490 50.2	839 16.9	458 9.2	458 9.2	1,246 25.1	618 12.5	922 18.6	311 6.3	11 0.2	
	無回答	33 100.0	8 24.2	4 12.1	12 36.4	4 12.1	3 9.1	2 6.1	5 15.2	3 9.1	2 6.1	2 6.1	6 18.2	
年齢階級別	15～19歳	26 100.0	2 7.7	4 15.4	7 26.9	22 84.6	1 3.8	-	2 7.7	4 15.4	-	1 3.8	-	
	20～24歳	179 100.0	32 17.9	44 24.6	44 24.6	87 48.6	28 15.6	3 1.7	34 19.0	10 5.6	-	23 12.8	-	
	25～29歳	320 100.0	70 21.9	126 39.4	100 31.3	91 28.4	42 13.1	33 10.3	64 20.0	24 7.5	5 1.6	39 12.2	1 0.3	
	30～34歳	525 100.0	92 17.5	204 38.9	217 41.3	96 18.3	62 11.8	47 9.0	104 19.8	39 7.4	20 3.8	47 9.0	1 0.2	
	35～39歳	787 100.0	121 15.4	278 35.3	387 49.2	143 18.2	102 13.0	99 12.6	197 25.0	78 9.9	89 11.3	63 8.0	2 0.3	
	40～44歳	781 100.0	101 12.9	276 35.3	421 53.9	116 14.9	72 9.2	81 10.4	182 23.3	96 12.3	96 12.3	168 21.5	37 4.7	1 0.1
	45～49歳	850 100.0	112 13.2	282 33.2	456 53.6	141 16.6	65 7.6	71 8.4	203 23.9	112 13.2	191 22.5	49 5.8	1 0.1	
	50～54歳	686 100.0	123 17.9	202 29.4	353 51.5	97 14.1	51 7.4	45 6.6	192 28.0	91 13.3	168 24.5	46 6.7	5 0.7	
	55～59歳	714 100.0	165 23.1	157 22.0	347 48.6	104 14.6	34 4.8	51 7.1	184 25.8	101 14.1	193 27.0	33 4.6	1 0.1	
	60～64歳	933 100.0	490 52.5	113 12.1	245 26.3	80 8.6	66 7.1	200 21.4	233 25.0	173 18.5	94 10.1	55 5.9	5 0.5	
	65歳以上	381 100.0	174 45.7	30 7.9	104 27.3	28 7.3	54 14.2	98 25.7	136 35.7	79 20.7	20 5.2	20 5.2	1 0.3	
	無回答	26 100.0	8 30.8	4 15.4	8 30.8	1 3.8	1 3.8	2 7.7	7 26.9	3 11.5	5 19.2	3 11.5	6 23.1	
	職種別	専門的・技術的な仕事	899 100.0	225 25.0	239 26.6	330 36.7	125 13.9	362 40.3	258 28.7	304 33.8	88 9.8	89 9.9	68 7.6	4 0.4
		管理的な仕事	34 100.0	21 61.8	2 5.9	6 17.6	1 2.9	3 8.8	7 20.6	7 20.6	4 11.8	-	2 5.9	-
		事務の仕事計	2,351 100.0	397 16.9	731 31.1	1,083 46.1	490 20.8	115 4.9	257 10.9	667 28.4	333 14.2	410 17.4	164 7.0	6 0.3
		(内訳) 事務	2,172 100.0	368 16.9	672 30.9	999 46.0	454 20.9	109 5.0	243 11.2	621 28.6	309 14.2	380 17.5	151 7.0	5 0.2
(内訳) 機械操作		179 100.0	29 16.2	59 33.0	84 46.9	36 20.1	6 3.4	14 7.8	46 25.7	24 13.4	30 16.8	13 7.3	1 0.6	
販売の仕事計		541 100.0	117 21.6	161 29.8	238 44.0	89 16.5	8 1.5	34 6.3	118 21.8	55 10.2	107 19.8	29 5.4	2 0.4	
(内訳) 販売従事者		504 100.0	103 20.4	151 30.0	227 45.0	85 16.9	7 1.4	28 5.6	112 22.2	53 10.5	103 20.4	28 5.6	1 0.2	
(内訳) 外交員など		37 100.0	14 37.8	10 27.0	11 29.7	4 10.8	1 2.7	6 16.2	6 16.2	2 5.4	4 10.8	1 2.7	1 2.7	
サービスの仕事計		584 100.0	137 23.5	156 26.7	259 44.3	101 17.3	35 6.0	35 6.0	130 22.3	76 13.0	93 15.9	43 7.4	2 0.3	
(内訳) 個人に対するサービス		452 100.0	98 21.7	132 29.2	205 45.4	90 19.9	34 7.5	27 6.0	102 22.6	57 12.6	81 17.9	33 7.3	1 0.2	
(内訳) 施設・ビル等の管理サービス		106 100.0	32 30.2	18 17.0	48 45.3	4 3.8	-	7 6.6	25 23.6	16 15.1	10 9.4	6 5.7	1 0.9	
(内訳) その他のサービス		26 100.0	7 26.9	6 23.1	6 23.1	7 26.9	1 3.8	1 3.8	3 11.5	3 11.5	2 7.7	4 15.4	-	
保安の仕事		90 100.0	49 54.4	13 14.4	23 25.6	9 10.0	6 6.7	11 12.2	21 23.3	16 17.8	2 2.2	9 10.0	2 2.2	
運輸・通信の仕事		157 100.0	80 51.0	32 20.4	39 24.8	15 9.6	14 8.9	15 9.6	32 20.4	21 13.4	9 5.7	4 2.5	-	
生産工程・労務の仕事		1,272 100.0	368 28.9	334 26.3	601 47.2	149 11.7	23 1.8	96 7.5	208 16.4	184 14.5	208 16.4	80 6.3	4 0.3	
その他の仕事		106 100.0	39 36.8	20 18.9	44 41.5	9 8.5	4 3.8	6 5.7	21 19.8	16 15.1	15 14.2	5 4.7	1 0.9	
無回答		174 100.0	57 32.8	32 18.4	66 37.9	18 10.3	8 4.6	11 6.3	30 17.2	17 9.8	20 11.5	12 6.9	3 1.7	

※1その他として、欄外記入されていたのは「子どもの学費のため」「税金を支払うため」等

※2指定回答数オーバー等の欠損扱い含む

第9表:設問I-(6)-2 基礎情報⑧短時間労働者を選じた理由
(10択/該当すべてに○の複数回答)

	有効回答 した短時間 労働者数計	自分の 都合の 良い時間 (日)に 働きたい から	勤務時間 ・日数が 短いから	就業調整 (年収や 労働時間 の調整)が できるから	軽易な 仕事を したかった から	すぐ辞め られるから	正社員 として 採用され なかった から	家庭 (育児・ 介護等) の事情で 正社員 として 働けない から	正社員 として 働くことが 体力的・ 精神的に 難しい から	転勤が ないため	その他 (※)	無回答
計	6,208 100.0	2,286 36.8	1,932 31.1	1,320 21.3	292 4.7	134 2.2	1,010 16.3	1,437 23.1	917 14.8	285 4.6	827 13.3	95 1.5
性別												
男性	1,218 100.0	422 34.6	386 31.7	255 20.9	69 5.7	38 3.1	199 16.3	19 1.6	137 11.2	69 5.7	240 19.7	40 3.3
女性	4,957 100.0	1,855 37.4	1,535 31.0	1,059 21.4	221 4.5	94 1.9	807 16.3	1,413 28.5	774 15.6	214 4.3	584 11.8	48 1.0
無回答	33 100.0	9 27.3	11 33.3	6 18.2	2 6.1	2 6.1	4 12.1	5 15.2	6 18.2	2 6.1	3 9.1	7 21.2
年齢 階級別												
15～19歳	26 100.0	19 73.1	7 26.9	2 7.7	3 11.5	1 3.8	- -	- -	1 3.8	2 7.7	4 15.4	- -
20～24歳	179 100.0	78 43.6	33 18.4	14 7.8	6 3.4	10 5.6	39 21.8	11 6.1	15 8.4	12 6.7	37 20.7	3 1.7
25～29歳	320 100.0	90 28.1	70 21.9	30 9.4	18 5.6	13 4.1	92 28.8	72 22.5	35 10.9	19 5.9	68 21.3	7 2.2
30～34歳	525 100.0	163 31.0	128 24.4	73 13.9	25 4.8	19 3.6	94 17.9	197 37.5	66 12.6	23 4.4	79 15.0	4 0.8
35～39歳	787 100.0	322 40.9	233 29.6	127 16.1	29 3.7	29 1.0	8 12.1	95 48.0	378 14.9	117 4.1	32 10.7	84 1.0
40～44歳	781 100.0	344 44.0	239 30.6	164 21.0	30 3.8	17 2.2	115 14.7	280 35.9	115 14.7	35 4.5	75 9.6	8 1.0
45～49歳	850 100.0	329 38.7	259 30.5	223 26.2	32 3.8	16 1.9	142 16.7	212 24.9	165 19.4	44 5.2	93 10.9	6 0.7
50～54歳	686 100.0	266 38.8	247 36.0	188 27.4	30 4.4	9 1.3	117 17.1	118 17.2	140 20.4	33 4.8	80 11.7	8 1.2
55～59歳	714 100.0	239 33.5	222 31.1	171 23.9	33 4.6	7 1.0	139 19.5	124 17.4	102 14.3	31 4.3	76 10.6	13 1.8
60～64歳	933 100.0	300 32.2	328 35.2	234 25.1	55 5.9	23 2.5	139 14.9	37 4.0	103 11.0	35 3.8	176 18.9	26 2.8
65歳以上	381 100.0	131 34.4	159 41.7	90 23.6	31 8.1	11 2.9	35 9.2	4 1.0	55 14.4	18 4.7	51 13.4	5 1.3
無回答	26 100.0	5 19.2	7 26.9	4 15.4	- -	- -	3 11.5	4 15.4	3 11.5	1 3.8	4 15.4	7 26.9
職種別												
専門的・技術的な仕事	899 100.0	343 38.2	315 35.0	182 20.2	20 2.2	17 1.9	111 12.3	334 37.2	177 19.7	15 1.7	120 13.3	7 0.8
管理的な仕事	34 100.0	6 17.6	7 20.6	3 8.8	- -	1 2.9	8 23.5	1 2.9	5 14.7	2 5.9	6 17.6	4 11.8
事務の仕事計	2,351 100.0	803 34.2	763 32.5	487 20.7	108 4.6	42 1.8	475 20.2	614 26.1	356 15.1	129 5.5	311 13.2	14 0.6
(内訳)事務	2,172 100.0	727 33.5	707 32.6	441 20.3	99 4.6	40 1.8	451 20.8	555 25.6	333 15.3	122 5.6	295 13.6	13 0.6
(内訳)機械操作	179 100.0	76 42.5	56 31.3	46 25.7	9 5.0	2 1.1	24 13.4	59 33.0	23 12.8	7 3.9	16 8.9	1 0.6
販売の仕事計	541 100.0	204 37.7	136 25.1	122 22.6	21 3.9	11 2.0	74 13.7	109 20.1	79 14.6	45 8.3	76 14.0	12 2.2
(内訳)販売従事者	504 100.0	196 38.9	125 24.8	116 23.0	20 4.0	10 2.0	67 13.3	103 20.4	78 15.5	42 8.3	69 13.7	9 1.8
(内訳)外交員など	37 100.0	8 21.6	11 29.7	6 16.2	1 2.7	1 2.7	7 18.9	6 16.2	1 2.7	3 8.1	7 18.9	3 8.1
サービスの仕事計	584 100.0	282 48.3	173 29.6	103 17.6	32 5.5	12 2.1	75 12.8	106 18.2	86 14.7	17 2.9	67 11.5	11 1.9
(内訳)個人に対するサービス	452 100.0	227 50.2	130 28.8	81 17.9	19 4.2	9 2.0	56 12.4	95 21.0	66 14.6	13 2.9	47 10.4	10 2.2
(内訳)施設・ビル等の管理サービス	106 100.0	40 37.7	37 34.9	17 16.0	11 10.4	2 1.9	16 15.1	10 9.4	16 15.1	1 0.9	13 12.3	1 0.9
(内訳)その他のサービス	26 100.0	15 57.7	6 23.1	5 19.2	2 7.7	1 3.8	3 11.5	1 3.8	4 15.4	3 11.5	7 26.9	- -
保安の仕事	90 100.0	26 28.9	26 28.9	25 27.8	5 5.6	1 1.1	12 13.3	3 3.3	6 6.7	7 7.8	18 20.0	3 3.3
運輸・通信の仕事	157 100.0	61 38.9	49 31.2	30 19.1	8 5.1	5 3.2	16 10.2	14 8.9	20 12.7	15 9.6	22 14.0	6 3.8
生産工程・労務の仕事	1,272 100.0	448 35.2	393 30.9	319 25.1	84 6.6	36 2.8	201 15.8	217 17.1	159 12.5	46 3.6	170 13.4	25 2.0
その他の仕事	106 100.0	46 43.4	28 26.4	19 17.9	6 5.7	4 3.8	18 17.0	14 13.2	16 15.1	2 1.9	15 14.2	2 1.9
無回答	174 100.0	67 38.5	42 24.1	30 17.2	8 4.6	5 2.9	20 11.5	25 14.4	13 7.5	7 4.0	22 12.6	11 6.3

※その他として、欄外記入されていたのは「正社員で入社したが、会社都合で短時間労働者へ転換されたから」「正社員として働ける求人があったから」「再雇用者だから」「ダブルワークのため」等

第10表:設問 I - (7) 基礎情報⑨(現在の会社、別の会社を問わず)
短時間労働者として働いていた通算期間(数値記入を階級化)

	有効回答した短時間労働者数計	1～6ヶ月 (※1)	7ヶ月～ 1年	1年1ヶ月～ 2年	2年1ヶ月～ 3年	3年1ヶ月～ 4年	4年1ヶ月～ 5年	5年1ヶ月～ 10年	10年1ヶ月～ 15年	15年1ヶ月～ 20年	20年 1ヶ月 以上	無回答 (※2)	無回答を 除く 回答者数 計	左記回答 者数計に おける 平均期間 (年、ヶ月)	左記回答 者数計に おける 平均期間 (ヶ月)	最大値 (ヶ月)	最小値 (ヶ月)	中央値 (ヶ月)		
計	6,208 100.0	328 5.3	275 4.4	556 9.0	559 9.0	415 6.7	403 6.5	1,517 24.4	818 13.2	515 8.3	485 7.8	337 5.4	5,871	8.07	102.6	720	1	75.0		
性別	男性	1,218 100.0	155 12.7	108 8.9	220 18.1	161 13.2	112 9.2	79 6.5	189 15.5	33 2.7	12 1.0	51 4.2	98 8.0	1,120	5.00	60.3	720	1	30.0	
	女性	4,957 100.0	173 3.5	166 3.3	332 6.7	396 8.0	302 6.1	320 6.5	1,320 26.6	781 15.8	502 10.1	431 8.7	234 4.7	4,723	9.05	112.6	578	1	91.0	
	無回答	33 100.0	-	1 3.0	4 12.1	2 6.1	1 3.0	4 12.1	8 24.2	4 12.1	1 3.0	3 9.1	5 15.2	28	9.01	108.9	480	7	88.0	
年齢階級別	15～19歳	26 100.0	12 46.2	4 15.4	7 26.9	1 3.8	1 3.8	-	-	-	-	-	26	1.00	12.4	50	1	9.0		
	20～24歳	179 100.0	20 11.2	19 10.6	39 21.8	38 16.2	31 17.3	10 5.6	19 10.6	-	-	-	12	167	2.07	30.9	108	1	26.0	
	25～29歳	320 100.0	45 14.1	31 9.7	51 15.9	47 14.7	33 10.3	36 11.3	65 20.3	1 0.3	-	-	11	309	3.02	38.3	121	1	32.0	
	30～34歳	525 100.0	42 8.0	40 7.6	64 12.2	71 13.5	61 11.6	46 8.8	147 28.0	35 6.7	2 0.4	-	17	508	4.07	55.2	195	1	43.5	
	35～39歳	787 100.0	32 4.1	37 4.7	88 11.2	107 13.6	86 10.9	73 9.3	236 30.0	73 9.3	23 2.9	2 0.3	30	757	5.07	66.7	276	1	54.0	
	40～44歳	781 100.0	13 1.7	18 2.3	46 5.9	78 10.0	47 6.0	57 7.3	323 41.4	132 16.9	30 3.8	8 1.0	29	752	7.04	88.0	315	1	84.0	
	45～49歳	850 100.0	13 1.5	16 1.9	23 2.7	39 4.6	24 2.8	55 6.5	279 32.8	230 27.1	95 11.2	34 4.0	42	808	9.11	119.4	360	1	120.0	
	50～54歳	686 100.0	8 1.2	6 0.9	20 2.9	28 4.1	27 3.9	30 4.4	150 21.9	177 25.8	138 20.1	77 11.2	35	651	12.06	149.7	480	1	147.0	
	55～59歳	714 100.0	10 1.4	9 1.3	25 3.5	22 3.1	16 2.2	21 2.9	97 13.6	104 14.6	156 21.8	198 27.7	56	658	15.09	188.5	504	1	192.0	
	60～64歳	933 100.0	116 12.4	84 9.0	161 17.3	110 11.8	68 7.3	41 4.4	69 7.4	32 3.4	55 5.9	126 13.5	71	862	7.10	94.4	564	1	31.0	
	65歳以上	381 100.0	17 4.5	10 2.6	30 7.9	24 6.3	28 7.3	33 8.7	129 33.9	28 7.3	15 3.9	37 9.7	30	351	9.02	109.8	720	1	72.0	
	無回答	26 100.0	-	1 3.8	2 7.7	3 11.5	3 11.5	-	3 11.5	6 23.1	1 3.8	3 11.5	4 15.4	22	9.09	117.4	360	7	105.5	
	職種別	専門的・技術的な仕事	899 100.0	78 8.7	68 7.6	121 13.5	123 13.7	68 7.6	64 7.1	196 21.8	76 8.5	33 3.7	40	32	867	5.11	71.4	588	1	46.0
		管理的な仕事	34 100.0	2 5.9	5 14.7	11 32.4	1 2.9	2 5.9	3 8.8	1 2.9	1 2.9	-	-	8	26	2.07	30.5	158	1	22.0
		事務の仕事計	2,351 100.0	122 5.2	92 3.9	210 8.9	203 8.6	172 7.3	171 7.3	611 26.0	342 14.5	202 8.6	137 5.8	89	2,262	8.02	97.5	603	1	74.0
(内訳)事務		2,172 100.0	115 5.3	91 4.2	202 9.3	187 8.6	158 7.3	158 7.3	559 25.7	313 14.4	187 8.6	121 5.6	81	2,091	8.00	96.3	552	1	73.0	
(内訳)機械操作		179 100.0	7 3.9	1 0.6	8 4.5	16 8.9	14 7.8	13 7.3	52 29.1	29 16.2	15 8.4	16 8.9	8	171	9.05	112.5	603	1	89.0	
販売の仕事計		541 100.0	9 1.7	17 3.1	21 3.9	35 6.5	26 4.8	31 5.7	146 27.0	91 16.8	75 13.9	65 12.0	25	516	11.01	132.8	504	1	120.0	
(内訳)販売従事者		504 100.0	8 1.6	15 3.0	16 3.2	30 6.0	25 5.0	27 5.4	137 27.2	88 17.5	72 14.3	64 12.7	22	482	11.05	136.6	504	1	120.0	
(内訳)外交員など		37 100.0	1 2.7	2 5.4	5 13.5	5 13.5	1 2.7	4 10.8	9 24.3	3 8.1	3 8.1	1 2.7	3	34	6.07	79.0	245	1	59.0	
サービスの仕事計		584 100.0	27 4.6	25 4.3	52 8.9	47 8.0	51 8.7	27 4.6	156 26.7	78 13.4	45 7.7	40 6.8	36	548	8.04	99.7	490	1	75.5	
(内訳)個人に対するサービス		452 100.0	20 4.4	19 4.2	35 7.7	37 8.2	38 8.4	20 4.4	122 27.0	67 14.8	37 8.2	30 6.6	27	425	8.06	102.0	490	1	84.0	
(内訳)施設・ビル等の管理サービス		106 100.0	5 4.7	5 4.7	10 9.4	8 7.5	12 11.3	5 4.7	30 28.3	8 7.5	7 6.6	10 9.4	6	100	8.03	99.3	384	1	72.0	
(内訳)その他のサービス		26 100.0	2 7.7	1 3.8	7 26.9	2 7.7	1 3.8	2 7.7	4 15.4	3 11.5	1 3.8	-	3	23	4.10	58.3	195	3	34.0	
保安の仕事		90 100.0	8 8.9	2 2.2	12 13.3	19 21.1	6 6.7	12 13.3	15 16.7	8 8.9	-	2	6	84	5.05	64.7	603	1	38.5	
運輸・通信の仕事		157 100.0	11 7.0	7 4.5	16 10.2	16 10.2	12 7.6	14 8.9	39 24.8	9 5.7	3 1.9	10	20	137	7.01	85.5	720	1	58.0	
生産工程・労務の仕事		1,272 100.0	61 4.8	54 4.2	86 6.8	90 7.1	68 5.3	71 5.6	297 23.3	185 14.5	137 10.8	145 11.4	78	1,194	10.02	122.4	576	1	96.0	
その他の仕事		106 100.0	4 3.8	1 0.9	8 7.5	8 9.4	3 2.8	7 6.6	27 25.5	10 9.4	7 6.6	14 16.0	12	94	10.11	131.4	599	2	97.5	
無回答		174 100.0	6 3.4	4 2.3	19 10.9	15 8.6	7 4.0	3 1.7	29 16.7	18 10.3	13 7.5	29 16.7	31	143	11.11	142.6	578	1	102.0	

※1 1ヶ月未満は1ヶ月とカウントする」として質問

※2 範囲記入(不正確な記述)や、設問 I (8) > I (7) 等の欠損扱いを含む

第11表:設問I-(8) 基礎情報⑩短時間労働者として
現在の会社で働き始めてからの期間(数値記入を階級化)

	有効回答 した短時間 労働者数計	1~ 6ヶ月 (※)	7ヶ月~ 1年未満	1~2年 未満	2~3年 未満	3~4年 未満	4~5年 未満	5~6年 未満	6~7年 未満	7~8年 未満	8~9年 未満	9~10年 未満	10~15年 未満	15~ 20年未満	20年以上	無回答	無回答を 除く 回答者数 計	左記回答 者数計に おける 平均期間 (年、ヶ月)	左記回答 者数計に おける 平均期間 (ヶ月)	最大値 (ヶ月)	最小値 (ヶ月)	中央値 (ヶ月)	
計	6,208 100.0	625 10.1	322 5.2	868 14.0	805 13.0	567 9.1	444 7.2	390 6.3	323 5.2	255 4.1	193 3.1	163 2.6	628 10.1	251 4.0	222 3.6	152 2.4	6,056	5.06	65.8	502	1	42.0	
性別	男性	1,218 100.0	199 16.3	101 8.3	250 20.5	197 16.2	116 9.5	86 7.1	55 4.5	50 4.1	33 2.7	21 1.7	13 1.1	33 0.7	8 0.3	4 0.3	1,218	2.11	35.3	502	1	24.0	
	女性	4,957 100.0	423 8.5	220 4.4	614 12.4	607 12.2	448 9.0	355 7.2	331 6.7	272 5.5	219 4.4	171 3.4	148 3.0	591 11.9	243 4.9	218 4.4	97 2.0	4,957	6.01	73.1	420	1	49.0
	無回答	33 100.0	3 9.1	1 3.0	4 12.1	1 3.0	3 9.1	3 12.1	4 12.1	1 3.0	1 9.1	1 3.0	2 6.1	4 12.1	-	-	3 9.1	33	5.03	62.6	157	1	58.0
年齢階級別	15~19歳	26 100.0	15 57.7	4 15.4	6 23.1	-	-	1 3.8	-	-	-	-	-	-	-	-	26	0.09	8.7	49	1	6.0	
	20~24歳	179 100.0	40 22.3	19 10.6	47 26.3	30 16.8	19 10.6	12 6.7	3 1.7	2 1.1	-	-	-	-	-	-	7	1.08	20.3	74	1	15.5	
	25~29歳	320 100.0	79 24.7	32 10.0	70 21.9	48 15.0	28 8.8	18 5.6	18 5.6	9 2.8	4 1.3	-	1 0.3	-	-	-	13	2.00	23.7	111	1	16.0	
	30~34歳	525 100.0	82 15.6	43 8.2	100 19.0	81 15.4	69 13.1	43 8.2	23 4.4	22 4.2	11 2.1	9 1.7	12 2.3	19 3.6	1 0.2	-	4	1.0	3.00	35.9	194	1	26.0
	35~39歳	787 100.0	86 10.9	46 5.8	138 17.5	129 16.4	95 12.1	64 8.1	59 7.5	43 5.5	31 3.9	19 2.4	9 1.1	45 5.7	5 0.6	1	17	787	3.08	43.7	250	1	33.0
	40~44歳	781 100.0	54 6.9	37 4.7	114 14.6	114 14.6	90 11.5	65 8.3	55 7.0	58 7.4	45 5.8	30 3.8	27 3.5	65 8.3	9 1.2	3	15	781	4.06	54.4	264	1	42.0
	45~49歳	850 100.0	45 5.3	26 3.1	74 8.7	94 11.1	61 7.2	75 8.8	80 9.4	68 8.0	61 7.2	45 5.3	35 4.1	124 14.6	27 3.2	16	19	850	6.02	73.9	300	1	62.0
	50~54歳	686 100.0	33 4.8	14 2.0	55 8.0	64 9.3	41 6.0	38 5.5	52 7.6	37 5.4	38 5.5	36 5.2	35 5.1	138 20.1	54 7.9	15	866	7.11	95.5	358	1	84.0	
	55~59歳	714 100.0	25 3.5	18 2.5	43 6.0	51 7.1	34 4.8	46 6.4	25 3.5	23 3.2	34 4.8	25 3.5	19 2.7	141 19.7	105 14.8	106	19	714	10.09	128.7	420	1	120.0
	60~64歳	933 100.0	139 14.9	72 7.7	184 19.7	158 16.9	83 8.9	46 4.9	26 2.8	19 2.0	11 1.2	12 1.3	9 1.0	56 6.0	45 4.8	47	26	933	4.09	56.5	502	1	27.0
	65歳以上	381 100.0	23 6.0	11 2.9	34 8.9	34 8.9	34 11.5	48 12.6	42 11.0	19 5.0	16 4.2	16 3.7	14 3.4	36 9.4	4 1.0	13	9	381	5.10	70.0	402	1	60.0
	無回答	26 100.0	4 15.4	-	3 11.5	2 7.7	3 11.5	2 7.7	1 3.8	-	1 3.8	1 3.8	2 7.7	4 10.4	1	-	2	26	5.04	63.8	183	1	47.0
	職種別	専門的・技術的な仕事	899 100.0	129 14.3	66 7.3	161 17.9	136 15.1	86 9.6	63 7.0	47 5.2	50 5.6	29 2.8	25 1.6	14 5.5	18 2.0	13	13	899	4.00	48.0	502	1	28.0
管理的な仕事		34 100.0	3 8.8	5 14.7	6 17.6	5 14.7	2 5.9	2 5.9	3 8.8	-	-	-	1 2.9	-	-	-	7	34	2.04	27.9	110	1	23.0
事務の仕事計		2,351 100.0	251 10.7	120 5.1	323 13.7	317 13.5	222 9.4	171 7.3	156 6.6	119 5.1	99 4.2	67 2.8	81 3.4	215 9.1	103 4.4	76 3.2	13	2,351	5.05	64.6	420	1	42.0
(内訳) 事務		2,172 100.0	235 10.8	118 5.4	299 13.8	291 13.4	199 9.2	157 7.2	142 6.5	107 4.9	92 4.2	61 2.8	76 3.5	199 9.2	97 4.5	68 3.1	31	2,172	5.04	64.3	420	1	40.0
(内訳) 機械操作		179 100.0	16 8.9	2 1.1	24 13.4	26 14.5	23 12.8	14 7.8	14 7.8	12 6.7	7 3.9	6 3.4	5 2.8	16 8.9	6 3.4	8	-	179	5.07	67.4	300	1	45.0
販売の仕事計		541 100.0	17 3.1	19 3.5	51 9.4	56 10.4	49 9.1	45 8.3	33 6.1	43 7.9	32 5.9	16 3.0	14 2.6	81 15.0	37 6.8	31	17	541	7.03	86.8	384	1	63.5
(内訳) 販売従事者		504 100.0	15 3.0	15 3.0	46 9.1	51 10.1	46 9.1	42 8.3	33 6.5	39 7.9	29 5.8	15 3.0	14 2.8	77 15.3	36 7.1	31	15	504	7.05	89.0	384	1	67.0
(内訳) 外交員など		37 100.0	2 5.4	4 10.8	5 13.5	5 13.5	3 8.1	3 8.1	-	4 10.8	3 8.1	1 2.7	-	4 10.8	1	-	2	37	4.07	55.2	186	1	37.0
サービスの仕事計		584 100.0	60 10.3	33 5.7	87 14.9	76 13.0	67 11.5	36 6.2	38 6.5	26 4.5	27 4.6	17 2.9	12 2.1	62 10.6	10 1.7	13	20	584	4.10	58.0	360	1	37.0
(内訳) 個人に対するサービス		452 100.0	46 10.2	28 6.2	70 15.5	55 12.2	49 10.8	27 6.0	22 4.9	21 4.6	23 5.1	14 3.1	10 2.2	50 11.1	10 2.2	11	16	452	5.00	59.6	360	1	37.5
(内訳) 施設・ビル等の管理サービス		106 100.0	8 7.5	4 3.8	14 13.2	15 14.2	16 15.1	9 8.5	14 13.2	4 3.8	3 2.8	3 2.8	2 1.9	10 9.4	-	2	2	106	4.08	55.8	344	1	39.5
(内訳) その他のサービス		26 100.0	6 23.1	1 3.8	3 11.5	6 23.1	2 7.7	2 7.7	2 7.7	1 3.8	1 3.8	-	-	2 7.7	-	-	2	26	3.03	38.7	156	2	24.0
保安の仕事		90 100.0	9 10.0	4 4.4	17 18.9	22 24.4	8 8.9	9 10.0	6 6.7	2 2.4	4 4.4	1 1.1	1 1.1	2 2.2	1 1.1	1	3	90	3.06	41.5	264	1	31.0
運輸・通信の仕事		157 100.0	17 10.8	8 5.1	18 11.5	24 15.3	22 14.0	18 11.5	12 7.6	7 4.5	6 3.8	4 2.5	3 1.9	6 3.8	1 0.6	2	9	157	4.00	47.6	297	1	38.5
生産工程・労務の仕事		1,272 100.0	118 9.3	60 4.7	164 12.9	145 11.4	94 7.4	82 6.4	75 5.9	60 4.7	53 4.2	55 4.3	30 2.4	180 14.2	68 5.3	62	26	1,272	6.05	76.5	420	1	51.0
その他の仕事	106 100.0	8 7.5	4 3.8	14 13.2	9 8.5	8 7.5	9 8.5	10 9.4	6 5.7	4 3.8	5 4.7	2 1.9	11 10.4	3 2.8	7	6	106	6.06	78.5	402	1	53.0	
無回答	174 100.0	13 7.5	3 1.7	27 15.5	15 8.6	9 5.2	9 5.2	10 5.7	10 5.7	10 5.7	4 2.3	3 1.7	5 2.9	12 6.9	12	20	174	7.03	87.0	396	1	60.0	

※「1ヶ月未満は1ヶ月とカウントする」として質問

第12表:設問 I - (9) - 1 基礎情報①
現在の雇用契約における雇用期間の定めの有無
(2択/SA)

	有効回答 した短期 労働者数計	雇用期間 の定めが ある	雇用期間 の定めが ない	無回答		
計	6,208 100.0	5,166 83.2	964 15.5	78 1.3		
性別	男性	1,218 100.0	1,069 87.8	128 10.5	21 1.7	
	女性	4,957 100.0	4,071 82.1	829 16.7	57 1.1	
	無回答	33 100.0	26 78.8	7 21.2	- -	
年齢階級別	15～19歳	26 100.0	20 76.9	6 23.1	- -	
	20～24歳	179 100.0	132 73.7	45 25.1	2 1.1	
	25～29歳	320 100.0	251 78.4	66 20.6	3 0.9	
	30～34歳	525 100.0	410 78.1	113 21.5	2 0.4	
	35～39歳	787 100.0	618 78.5	159 20.2	10 1.3	
	40～44歳	781 100.0	632 80.9	142 18.2	7 0.9	
	45～49歳	850 100.0	724 85.2	116 13.6	10 1.2	
	50～54歳	686 100.0	566 82.5	112 16.3	8 1.2	
	55～59歳	714 100.0	611 85.6	88 12.3	15 2.1	
	60～64歳	933 100.0	867 92.9	58 6.2	8 0.9	
	65歳以上	381 100.0	315 82.7	55 14.4	11 2.9	
	無回答	26 100.0	20 76.9	4 15.4	2 7.7	
	職種別	専門的・技術的な仕事	899 100.0	741 82.4	154 17.1	4 0.4
		管理的な仕事	34 100.0	30 88.2	2 5.9	2 5.9
事務の仕事計		2,351 100.0	2,047 87.1	295 12.5	9 0.4	
(内訳)事務		2,172 100.0	1,892 87.1	273 12.6	7 0.3	
(内訳)機械操作		179 100.0	155 86.6	22 12.3	2 1.1	
販売の仕事計		541 100.0	458 84.7	74 13.7	9 1.7	
(内訳)販売従事者		504 100.0	425 84.3	70 13.9	9 1.8	
(内訳)外交員など		37 100.0	33 89.2	4 10.8	- -	
サービスの仕事計		584 100.0	436 74.7	136 23.3	12 2.1	
(内訳)個人に対するサービス		452 100.0	325 71.9	117 25.9	10 2.2	
(内訳)施設・ビル等の管理サービス		106 100.0	91 85.8	14 13.2	1 0.9	
(内訳)その他のサービス		26 100.0	20 76.9	5 19.2	1 3.8	
保安の仕事		90 100.0	71 78.9	17 18.9	2 2.2	
運輸・通信の仕事		157 100.0	124 79.0	29 18.5	4 2.5	
生産工程・労務の仕事		1,272 100.0	1,026 80.7	224 17.6	22 1.7	
その他の仕事		106 100.0	88 83.0	17 16.0	1 0.9	
無回答		174 100.0	145 83.3	16 9.2	13 7.5	

第13表:設問Ⅰ-(9)-2 基礎情報⑩-2 期間の定めが「ある」場合の雇用契約期間(数値記入を階級化)

(第12表参照)

	設問Ⅰ-(9)-1で雇用期間の「定めがある」と回答した労働者数計	1ヶ月以内	1ヶ月超～3ヶ月以内	3ヶ月超～6ヶ月以内	6ヶ月超～1年以内	1年超～2年以内	2年超～3年以内	3年超	無回答	無回答を除く回答者数計	左記回答者数計における平均期間(年・ヶ月)	左記回答者数計における平均期間(ヶ月)	最大値(ヶ月)	最小値(ヶ月)	中央値(ヶ月)
計	5,166 100.0	30 0.6	439 8.5	1,263 24.4	2,615 50.6	112 2.2	174 3.4	297 5.7	236 4.6	4,930	1.03	15.1	339	1	12.0
性別															
男性	1,069 100.0	8 0.7	77 7.2	212 19.8	589 55.1	38 3.6	33 3.1	79 7.4	33 3.1	1,036	1.03	14.7	194	1	12.0
女性	4,071 100.0	21 0.5	360 8.8	1,049 25.8	2,013 49.4	74 1.8	141 3.5	213 5.2	200 4.9	3,871	1.03	15.2	339	1	12.0
無回答	26 100.0	1 3.8	2 7.7	2 7.7	13 50.0	-	-	5 19.2	3 11.5	23	1.08	20.3	84	1	12.0
年齢階級別															
15～19歳	20 100.0	1 5.0	3 15.0	8 40.0	3 15.0	3	-	-	2 10.0	18	0.08	8.2	24	1	5.5
20～24歳	132 100.0	1 0.8	9 6.8	36 27.3	59 44.7	3 2.3	14 10.6	4 3.0	6 4.5	126	1.02	13.7	72	1	12.0
25～29歳	251 100.0	2 0.8	25 10.0	58 23.1	111 44.2	11 4.4	18 7.2	14 5.6	12 4.8	239	1.03	14.6	144	1	12.0
30～34歳	410 100.0	-	38 9.3	78 19.0	206 50.2	10 2.4	30 7.3	22 5.4	26 6.3	384	1.03	15.5	194	2	12.0
35～39歳	618 100.0	8 1.3	64 10.4	148 23.9	309 50.0	10 1.6	32 5.2	22 3.6	25 4.0	593	1.01	13.0	180	1	12.0
40～44歳	632 100.0	5 0.8	54 8.5	160 25.3	324 51.3	9 1.4	22 3.5	31 4.9	27 4.3	605	1.02	14.3	242	1	12.0
45～49歳	724 100.0	3 0.4	66 9.1	198 27.3	358 49.4	10 1.4	15 2.1	35 4.8	39 5.4	685	1.02	13.8	264	1	12.0
50～54歳	566 100.0	4 0.7	49 8.7	156 27.6	275 48.6	11 1.9	9 1.6	42 7.4	20 3.5	546	1.05	17.4	304	1	12.0
55～59歳	611 100.0	-	56 9.2	171 28.0	301 49.3	8 1.3	6 1.0	35 5.7	34 5.6	577	1.04	16.1	339	2	12.0
60～64歳	867 100.0	6 0.7	51 5.9	175 20.2	492 56.7	29 3.3	22 2.5	61 7.0	31 3.6	836	1.04	15.5	286	1	12.0
65歳以上	315 100.0	-	22 7.0	72 22.9	168 53.3	7 2.2	5 1.6	28 8.9	13 4.1	302	1.05	17.3	322	2	12.0
無回答	20 100.0	-	2 10.0	3 15.0	9 45.0	1 5.0	1 15.0	3 15.0	5 5.0	19	1.07	18.6	63	3	12.0
職種別															
専門的・技術的な仕事	741 100.0	2 0.3	34 4.6	122 16.5	485 65.5	20 2.7	23 3.1	32 4.3	23 3.1	718	1.04	15.5	275	1	12.0
管理的な仕事	30 100.0	-	1 3.3	5 16.7	19 63.3	-	2 6.7	3 10.0	-	30	1.04	16.2	60	3	12.0
事務の仕事計	2,047 100.0	8 0.4	163 8.0	485 23.7	1,049 51.2	45 2.2	111 5.4	123 6.0	63 3.1	1,984	1.04	15.5	304	1	12.0
(内訳)事務	1,892 100.0	7 0.4	140 7.4	432 22.8	993 52.5	43 2.3	107 5.7	117 6.2	53 2.8	1,839	1.04	15.8	304	1	12.0
(内訳)機械操作	155 100.0	1 0.6	23 14.8	53 34.2	56 36.1	2 1.3	4 2.6	6 3.9	10 6.5	145	1.00	11.6	180	1	6.0
販売の仕事計	458 100.0	2 0.4	20 4.4	156 34.1	200 43.7	8 1.7	7 1.5	28 6.1	37 8.1	421	1.04	16.2	264	1	12.0
(内訳)販売従事者	425 100.0	1 0.2	19 4.5	150 35.3	182 42.8	6 1.4	6 1.4	25 5.9	36 8.5	389	1.04	16.1	264	1	12.0
(内訳)外交員など	33 100.0	1 3.0	1 3.0	6 18.2	18 54.5	2 6.1	1 3.0	3 9.1	1 3.0	32	1.05	17.5	96	1	12.0
サービスの仕事計	436 100.0	4 0.9	30 6.9	97 22.2	237 54.4	10 2.3	9 2.1	20 4.6	29 6.7	407	1.02	14.1	270	1	12.0
(内訳)個人に対するサービス	325 100.0	4 1.2	19 5.8	74 22.8	172 52.9	10 3.1	6 1.8	18 5.5	22 6.8	303	1.03	15.2	270	1	12.0
(内訳)施設・ビル等の管理サービス	91 100.0	-	8 8.8	17 18.7	56 61.5	-	3 3.3	2 2.2	5 5.5	86	0.11	11.5	48	2	12.0
(内訳)その他のサービス	20 100.0	-	3 15.0	6 30.0	9 45.0	-	-	-	2 10.0	18	0.08	8.1	12	3	8.0
保安の仕事	71 100.0	-	6 8.5	7 9.9	47 66.2	1 1.4	4 5.6	4 5.6	2 2.8	69	1.02	14.0	72	3	12.0
運輸・通信の仕事	124 100.0	3 2.4	18 14.5	29 23.4	57 46.0	4 3.2	2 1.6	5 4.0	6 4.8	118	1.00	11.5	67	1	12.0
生産工程・労務の仕事	1,026 100.0	10 1.0	149 14.5	309 30.1	429 41.8	14 1.4	11 1.1	64 6.2	40 3.9	986	1.02	13.9	322	1	12.0
その他の仕事	88 100.0	-	2 2.3	24 27.3	39 44.3	3 3.4	1 1.1	5 5.7	14 15.9	74	1.02	14.4	132	3	12.0
無回答	145 100.0	1 0.7	16 11.0	29 20.0	53 36.6	7 4.8	4 2.8	13 9.0	22 15.2	123	1.07	19.4	339	1	12.0

第14表:設問Ⅰ-(9)-3 基礎情報①-3
雇用期間の「定めがある」場合に、これまでの
契約更新の有無・回数(5択/SA)

		(第12表参照)							
		設問Ⅰ-(9)-1で雇用期間の「定めがある」と回答した短時間労働者数計	まだ初めての雇用期間の途中である	1回更新した	2回更新した	3回更新した	4回以上更新した	無回答	
計		5,166 100.0	633 12.3	747 14.5	660 12.8	474 9.2	2,512 48.6	140 2.7	
性別	男性	1,069 100.0	221 20.7	225 21.0	171 16.0	111 10.4	315 29.5	26 2.4	
	女性	4,071 100.0	406 10.0	519 12.7	488 12.0	361 8.9	2,185 53.7	112 2.8	
	無回答	26 100.0	6 23.1	3 11.5	1 3.8	2 7.7	12 46.2	2 7.7	
年齢階級別	15～19歳	20 100.0	6 30.0	7 35.0	3 15.0	2 10.0	1 5.0	1 5.0	
	20～24歳	132 100.0	32 24.2	37 28.0	26 19.7	7 5.3	26 19.7	4 3.0	
	25～29歳	251 100.0	55 21.9	54 21.5	56 22.3	24 9.6	56 22.3	6 2.4	
	30～34歳	410 100.0	64 15.6	95 23.2	66 16.1	45 11.0	127 31.0	13 3.2	
	35～39歳	618 100.0	66 10.7	107 17.3	100 16.2	81 13.1	249 40.3	15 2.4	
	40～44歳	632 100.0	60 9.5	88 13.9	85 13.4	69 10.9	321 50.8	9 1.4	
	45～49歳	724 100.0	44 6.1	66 9.1	76 10.5	61 8.4	459 63.4	18 2.5	
	50～54歳	566 100.0	40 7.1	39 6.9	49 8.7	38 6.7	379 67.0	21 3.7	
	55～59歳	611 100.0	41 6.7	47 7.7	34 5.6	33 5.4	433 70.9	23 3.8	
	60～64歳	867 100.0	190 21.9	172 19.8	137 15.8	74 8.5	271 31.3	23 2.7	
	65歳以上	315 100.0	31 9.8	32 10.2	26 8.3	37 11.7	182 57.8	7 2.2	
	無回答	20 100.0	4 20.0	3 15.0	2 10.0	3 15.0	8 40.0	-	
	職種別	専門的・技術的な仕事	741 100.0	126 17.0	144 19.4	120 16.2	68 9.2	266 35.9	17 2.3
		管理的な仕事	30 100.0	6 20.0	10 33.3	2 6.7	6 20.0	4 13.3	2 6.7
事務の仕事計		2,047 100.0	251 12.3	289 14.1	285 13.9	178 8.7	1,008 49.2	36 1.8	
(内訳)事務		1,892 100.0	244 12.9	272 14.4	263 13.9	160 8.5	921 48.7	32 1.7	
(内訳)機械操作		155 100.0	7 4.5	17 11.0	22 14.2	18 11.6	87 56.1	4 2.6	
販売の仕事計		458 100.0	17 3.7	32 7.0	53 11.6	37 8.1	299 65.3	20 4.4	
(内訳)販売従事者		425 100.0	13 3.1	27 6.4	51 12.0	33 7.8	284 66.8	17 4.0	
(内訳)外交員など		33 100.0	4 12.1	5 15.2	2 6.1	4 12.1	15 45.5	3 9.1	
サービスの仕事計		436 100.0	50 11.5	71 16.3	54 12.4	58 13.3	191 43.8	12 2.8	
(内訳)個人に対するサービス		325 100.0	39 12.0	54 16.6	38 11.7	40 12.3	145 44.6	9 2.8	
(内訳)施設・ビル等の管理サービス		91 100.0	10 11.0	15 16.5	11 12.1	15 16.5	38 41.8	2 2.2	
(内訳)その他のサービス		20 100.0	1 5.0	2 10.0	5 25.0	3 15.0	8 40.0	1 5.0	
保安の仕事		71 100.0	10 14.1	11 15.5	14 19.7	6 8.5	26 36.6	4 5.6	
運輸・通信の仕事		124 100.0	17 13.7	24 19.4	11 8.9	21 16.9	50 40.3	1 0.8	
生産工程・労務の仕事		1,026 100.0	127 12.4	132 12.9	95 9.3	88 8.6	555 54.1	29 2.8	
その他の仕事		88 100.0	10 11.4	11 12.5	9 10.2	4 4.5	49 55.7	5 5.7	
無回答		145 100.0	19 13.1	23 15.9	17 11.7	8 5.5	64 44.1	14 9.7	

第15表:設問 I - (10) - 1 基礎情報②1週間の出勤日数
(数値記入を階級化)

	有効回答 した短期間 労働者数計	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日 (※1)	無回答 (※2)	無回答を 除く 回答者数 計	左記回答 者数計に おける 平均期間 (日)	最大値 (日)	最小値 (日)	中央値 (日)
計	6,208 100.0	38 0.6	115 1.9	670 10.8	837 13.5	3,571 57.5	297 4.8	12 0.2	668 10.8	5,540	4.6	7.0	1.0	5.0
性別														
男性	1,218 100.0	19 1.6	56 4.6	354 29.1	198 16.3	397 32.6	56 4.6	4 0.3	134 11.0	1,084	4.0	7.0	1.0	4.0
女性	4,957 100.0	19 0.4	58 1.2	311 6.3	635 12.8	3,157 63.7	239 4.8	8 0.2	530 10.7	4,427	4.7	7.0	1.0	5.0
無回答	33 100.0	-	1 3.0	5 15.2	4 12.1	17 51.5	2 6.1	-	4 12.1	29	4.5	6.0	2.0	5.0
年齢階級別														
15～19歳	26 100.0	-	3 11.5	3 11.5	8 30.8	9 34.6	1 3.8	-	2 7.7	24	4.1	6.0	2.0	4.0
20～24歳	179 100.0	4 2.2	7 3.9	16 8.9	20 11.2	105 58.7	11 6.1	-	16 8.9	163	4.5	6.0	1.0	5.0
25～29歳	320 100.0	3 0.9	5 1.6	20 6.3	31 9.7	219 68.4	10 3.1	1 0.3	31 9.7	289	4.7	7.0	1.0	5.0
30～34歳	525 100.0	3 0.6	8 1.5	25 4.8	73 13.9	353 67.2	20 3.8	-	43 8.2	482	4.7	6.0	1.0	5.0
35～39歳	787 100.0	1 0.1	10 1.3	50 6.4	108 13.7	505 64.2	33 4.2	1 0.1	79 10.0	708	4.7	7.0	1.0	5.0
40～44歳	781 100.0	4 0.5	11 1.4	55 7.0	109 14.0	496 63.5	24 3.1	-	82 10.5	699	4.7	6.0	1.0	5.0
45～49歳	850 100.0	7 0.8	6 0.7	53 6.2	99 11.6	549 64.6	38 4.5	-	98 11.5	752	4.7	6.0	1.0	5.0
50～54歳	686 100.0	4 0.6	10 1.5	34 5.0	92 13.4	432 63.0	44 6.4	4 0.6	66 9.6	620	4.8	7.0	1.0	5.0
55～59歳	714 100.0	1 0.1	5 0.7	45 6.3	77 10.8	442 61.9	54 7.6	4 0.6	86 12.0	628	4.8	7.0	1.0	5.0
60～64歳	933 100.0	4 0.4	30 3.2	279 29.9	158 16.9	315 33.8	37 4.0	2 0.2	108 11.6	825	4.1	7.0	1.0	4.0
65歳以上	381 100.0	7 1.8	20 5.2	90 23.6	59 15.5	130 34.1	25 6.6	-	50 13.1	331	4.1	6.0	1.0	4.0
無回答	26 100.0	-	-	-	3 11.5	16 61.5	-	-	7 26.9	19	4.8	5.0	4.0	5.0
職種別														
専門的・技術的な仕事	899 100.0	19 2.1	38 4.2	179 19.9	159 17.7	377 41.9	24 2.7	2 0.2	101 11.2	798	4.1	7.0	1.0	5.0
管理的な仕事	34 100.0	-	-	10 29.4	6 17.6	12 35.3	1 2.9	1 2.9	4 11.8	30	4.2	7.0	3.0	4.0
事務の仕事計	2,351 100.0	3 0.1	23 1.0	193 8.2	290 12.3	1,572 66.9	73 3.1	2 0.1	195 8.3	2,156	4.7	7.0	1.0	5.0
(内訳)事務	2,172 100.0	3 0.1	21 1.0	173 8.0	267 12.3	1,455 67.0	70 3.2	2 0.1	181 8.3	1,991	4.7	7.0	1.0	5.0
(内訳)機械操作	179 100.0	-	2 1.1	20 11.2	23 12.8	117 65.4	3 1.7	-	14 7.8	165	4.6	6.0	2.0	5.0
販売の仕事計	541 100.0	4 0.7	4 0.7	16 3.0	69 12.8	342 63.2	29 5.4	-	77 14.2	464	4.8	6.0	1.0	5.0
(内訳)販売従事者	504 100.0	4 0.8	4 0.8	11 2.2	63 12.5	326 64.7	27 5.4	-	69 13.7	435	4.8	6.0	1.0	5.0
(内訳)外交員など	37 100.0	-	-	5 13.5	6 16.2	16 43.2	2 5.4	-	8 21.6	29	4.5	6.0	3.0	5.0
サービスの仕事計	584 100.0	-	9 1.5	58 9.9	94 16.1	293 50.2	38 6.5	4 0.7	88 15.1	496	4.6	7.0	2.0	5.0
(内訳)個人に対するサービス	452 100.0	-	7 1.5	38 8.4	72 15.9	234 51.8	25 5.5	2 0.4	74 16.4	378	4.6	7.0	2.0	5.0
(内訳)施設・ビル等の管理サービス	106 100.0	-	1 0.9	17 16.0	14 13.2	48 45.3	13 12.3	2 1.9	11 10.4	95	4.6	7.0	2.0	5.0
(内訳)その他のサービス	26 100.0	-	3 3.8	8 11.5	30.8 42.3	11 42.3	-	-	3 11.5	23	4.3	5.0	2.0	4.0
保安の仕事	90 100.0	5 5.6	7 7.8	18 20.0	17 18.9	17 18.9	9 10.0	1 1.1	16 17.8	74	3.9	7.0	1.0	4.0
運輸・通信の仕事	157 100.0	-	11 7.0	24 15.3	32 20.4	58 36.9	13 8.3	-	19 12.1	138	4.3	6.0	2.0	5.0
生産工程・労務の仕事	1,272 100.0	6 0.5	15 1.2	141 11.1	133 10.5	752 59.1	89 7.0	-	136 10.7	1,136	4.7	6.0	1.0	5.0
その他の仕事	106 100.0	-	4 3.8	9 8.5	16 15.1	55 51.9	11 10.4	-	11 10.4	95	4.6	6.0	2.0	5.0
無回答	174 100.0	1 0.6	4 2.3	22 12.6	21 12.1	93 53.4	10 5.7	2 1.1	21 12.1	153	4.6	7.0	1.0	5.0

※1 7日になる理由として、欄外記入されていたのは「ビル管理人」「寮母」のため等

※2 範囲記入(週により異なるケースや、所定日数が不明とするケース等として記入されていたが集計不可)、1日未満(月出勤日数を週平均に換算した結果として記入されていたが集計不可)等

第16表:設問 I - (10) - 2 基礎情報③1日の所定労働時間
(残業含めず)(数値記入を階級化)

	有効回答 した短時間 労働者数計	3時間 未満 (※1)	3~4時 間未満	4~5時間 未満	5~6時 間未満	6~7時 間未満	7~8時 間未満	8時間 (※2)	無回答 (※3)	無回答を 除く 回答者数 計	左記回答 者数計に おける 平均所定 労働時間 (時間:分)	左記回答 者数計に おける 平均所定 労働時間 (分)	最大値 (分)	最小値 (分)	中央値 (分)		
計	6,208 100.0	58 0.9	206 3.3	729 11.7	1,328 21.4	1,364 22.0	1,545 24.9	618 10.0	360 5.8	5,848	6:00	360.4	480	60	360.0		
性別	男性	1,218 100.0	18 1.5	38 3.1	59 4.8	132 10.8	173 14.2	383 31.4	107 8.8	1,111	6:42	401.9	480	110	435.0		
	女性	4,957 100.0	40 0.8	164 3.3	668 13.5	1,191 24.0	1,185 23.9	1,150 23.2	310 6.3	4,708	5:51	350.7	480	60	360.0		
	無回答	33 100.0	-	4 12.1	2 6.1	5 15.2	6 18.2	12 36.4	-	4	5:54	354.5	465	180	360.0		
年齢階級別	15~19歳	26 100.0	1 3.8	2 7.7	7 26.9	3 11.5	7 26.9	-	5 19.2	1	5:23	323.4	480	150	300.0		
	20~24歳	179 100.0	1 0.6	7 3.9	11 6.1	25 14.0	45 25.1	47 26.3	28 15.6	164	6:17	377.3	480	120	360.0		
	25~29歳	320 100.0	-	5 1.6	26 8.1	41 12.8	80 25.0	100 31.3	46 14.4	22	6:25	384.8	480	180	390.0		
	30~34歳	525 100.0	4 0.8	7 1.3	42 8.0	100 19.0	152 29.0	146 27.8	49 9.3	500	6:10	370.0	480	120	360.0		
	35~39歳	787 100.0	5 0.6	15 1.9	102 13.0	223 28.3	203 25.8	159 20.2	45 5.7	35	752	5:49	349.2	480	90	360.0	
	40~44歳	781 100.0	6 0.8	23 2.9	123 15.7	193 24.7	195 25.0	173 22.2	44 5.6	24	757	5:47	347.4	480	120	360.0	
	45~49歳	850 100.0	8 0.9	31 3.6	98 11.5	232 27.3	194 22.8	208 24.5	41 4.8	38	812	5:49	349.4	480	60	360.0	
	50~54歳	686 100.0	6 0.9	33 4.8	103 15.0	171 24.9	132 19.2	156 22.7	40 5.8	45	641	5:44	344.2	480	120	360.0	
	55~59歳	714 100.0	6 0.8	26 3.6	103 14.4	147 20.6	169 23.7	168 23.5	50 7.0	45	669	5:52	352.5	480	60	360.0	
	60~64歳	933 100.0	11 1.2	31 3.3	69 7.4	132 14.1	128 13.7	279 29.9	209 22.4	74	859	6:32	392.1	480	110	420.0	
	65歳以上	381 100.0	10 2.6	26 6.8	41 10.8	59 15.5	52 13.6	103 27.0	58 15.2	32	349	6:05	364.7	480	120	375.0	
	無回答	26 100.0	-	-	4 15.4	2 7.7	7 26.9	6 23.1	3 11.5	4	22	6:13	372.7	480	240	360.0	
	職種別	専門的・技術的な仕事	899 100.0	10 1.1	33 3.7	119 13.2	121 13.5	209 23.2	236 26.3	123 13.7	48	851	6:09	369.2	480	60	360.0
		管理的な仕事	34 100.0	-	-	-	1 2.9	4 11.8	10 29.4	16 47.1	3	31	7:30	450.3	480	330	480.0
事務の仕事計		2,351 100.0	6 0.3	30 1.3	202 8.6	607 25.8	647 27.5	603 25.6	164 7.0	92	2,259	6:03	362.8	480	60	360.0	
(内訳)事務		2,172 100.0	6 0.3	23 1.1	175 8.1	564 26.0	616 28.4	563 25.9	143 6.6	82	2,090	6:04	363.5	480	60	360.0	
(内訳)機械操作		179 100.0	-	7 3.9	27 15.1	43 24.0	31 17.3	40 22.3	21 11.7	10	169	5:54	353.7	480	180	360.0	
販売の仕事計		541 100.0	4 0.7	29 5.4	108 20.0	108 20.0	80 14.8	148 27.4	31 5.7	33	508	5:43	342.6	480	60	360.0	
(内訳)販売従事者		504 100.0	4 0.8	29 5.8	103 20.4	104 20.6	71 14.1	140 27.8	26 5.2	27	477	5:41	340.6	480	60	340.0	
(内訳)外交員など		37 100.0	-	-	5 13.5	4 10.8	9 24.3	8 21.6	5 13.5	6	31	6:12	372.1	480	240	360.0	
サービスの仕事計		584 100.0	8 1.4	40 6.8	133 22.8	105 18.0	86 14.7	96 16.4	55 9.4	61	523	5:32	331.8	480	60	300.0	
(内訳)個人に対するサービス		452 100.0	4 0.9	25 5.5	108 23.9	89 19.7	64 14.2	71 15.7	39 8.6	52	400	5:31	331.2	480	60	300.0	
(内訳)施設・ビル等の管理サービス		106 100.0	4 3.8	15 14.2	21 19.8	10 9.4	17 16.0	22 20.8	12 11.3	5	101	5:30	329.7	480	120	360.0	
(内訳)その他のサービス		26 100.0	-	-	4 15.4	6 23.1	5 19.2	3 11.5	4 15.4	4	22	5:53	352.7	480	240	360.0	
保安の仕事		90 100.0	1 1.1	2 2.2	4 4.4	9 10.0	10 11.1	13 14.4	31 34.4	20	70	6:52	412.2	480	120	462.5	
運輸・通信の仕事		157 100.0	5 3.2	4 2.5	8 5.1	23 14.6	24 15.3	40 25.5	40 25.5	13	144	6:30	389.8	480	120	420.0	
生産工程・労務の仕事		1,272 100.0	20 1.6	50 3.9	122 9.6	299 23.5	256 20.1	334 26.3	131 10.3	60	1,212	6:03	362.6	480	120	360.0	
その他の仕事		106 100.0	3 2.8	8 7.5	13 12.3	23 21.7	22 20.8	17 16.0	12 11.3	8	98	5:41	341.1	480	120	360.0	
無回答		174 100.0	1 0.6	10 5.7	20 11.5	32 18.4	26 14.9	48 27.6	15 8.6	22	152	6:00	359.5	480	110	360.0	

※1 3時間未満になる理由として、欄外記入されていたのは「仕事があるときだけ呼ばれるため日当たりに均した」ケース等
 ※2 8時間以上も含む。その理由として、欄外記入されていたのは「夜勤明けから休憩1時間を挟んでそのまま昼勤を行う」ケース等
 ※3 無回答は、範囲記入(日によりバラバラであるケース等とされているが集計不可)等の欠損扱い含む

第17表:設問 I - (10) - 3 基礎情報⑭-1
平成22年3月の残業有無(3択/SA)

	有効回答 した短時間 労働者数計	あった	なかった	勤めて いな かった	無回答
計	6,208 100.0	1,960 31.6	3,802 61.2	188 3.0	258 4.2
性別					
男性	1,218 100.0	270 22.2	853 70.0	33 2.7	62 5.1
女性	4,957 100.0	1,684 34.0	2,926 59.0	154 3.1	193 3.9
無回答	33 100.0	6 18.2	23 69.7	1 3.0	3 9.1
年齢 階級別					
15～19歳	26 100.0	5 19.2	15 57.7	5 19.2	1 3.8
20～24歳	179 100.0	61 34.1	99 55.3	13 7.3	6 3.4
25～29歳	320 100.0	116 36.3	157 49.1	38 11.9	9 2.8
30～34歳	525 100.0	203 38.7	273 52.0	33 6.3	16 3.0
35～39歳	787 100.0	293 37.2	430 54.6	31 3.9	33 4.2
40～44歳	781 100.0	309 39.6	433 55.4	17 2.2	22 2.8
45～49歳	850 100.0	304 35.8	497 58.5	13 1.5	36 4.2
50～54歳	686 100.0	231 33.7	415 60.5	10 1.5	30 4.4
55～59歳	714 100.0	197 27.6	477 66.8	9 1.3	31 4.3
60～64歳	933 100.0	167 17.9	700 75.0	16 1.7	50 5.4
65歳以上	381 100.0	68 17.8	289 75.9	2 0.5	22 5.8
無回答	26 100.0	6 23.1	17 65.4	1 3.8	2 7.7
職種別					
専門的・技術的な仕事	899 100.0	280 31.1	546 60.7	46 5.1	27 3.0
管理的な仕事	34 100.0	5 14.7	25 73.5	1 2.9	3 8.8
事務の仕事計	2,351 100.0	882 37.5	1,293 55.0	90 3.8	86 3.7
(内訳) 事務	2,172 100.0	824 37.9	1,183 54.5	87 4.0	78 3.6
(内訳) 機械操作	179 100.0	58 32.4	110 61.5	3 1.7	8 4.5
販売の仕事計	541 100.0	212 39.2	301 55.6	4 0.7	24 4.4
(内訳) 販売従事者	504 100.0	198 39.3	283 56.2	4 0.8	19 3.8
(内訳) 外交員など	37 100.0	14 37.8	18 48.6	-	5 13.5
サービスの仕事計	584 100.0	138 23.6	408 69.9	11 1.9	27 4.6
(内訳) 個人に対する サービス	452 100.0	106 23.5	314 69.5	9 2.0	23 5.1
(内訳) 施設・ビル等の 管理サービス	106 100.0	24 22.6	77 72.6	2 1.9	3 2.8
(内訳) その他の サービス	26 100.0	8 30.8	17 65.4	-	1 3.8
保安の仕事	90 100.0	22 24.4	60 66.7	1 1.1	7 7.8
運輸・通信の仕事	157 100.0	43 27.4	100 63.7	6 3.8	8 5.1
生産工程・労務の仕事	1,272 100.0	318 25.0	875 68.8	25 2.0	54 4.2
その他の仕事	106 100.0	19 17.9	79 74.5	3 2.8	5 4.7
無回答	174 100.0	41 23.6	115 66.1	1 0.6	17 9.8

第18表:設問Ⅰ-(10)-3 基礎情報④-2
 残業が「あった」場合の残業時間数(数値記入を階級化)

(第17表参照)

	設問Ⅰ-(10)-3で残業が「あった」と回答した respondents 労働者数計	5時間未満	5～10時間未満	10～15時間未満	15～20時間未満	20～30時間未満	30～40時間未満	40時間以上	無回答	無回答を除く回答者数計	左記回答者数計における平均所定労働時間(時間)	最大値(時間)	最小値(時間)	中央値(時間)		
															100.0	100.0
計	1,960	831	354	232	89	137	63	67	187	1,773	9.3	94	0	5.0		
性別	男性	270	80	55	43	14	28	17	12	21	249	12.2	80	1	8.0	
	女性	1,684	748	298	189	73	109	46	55	166	1,518	8.8	94	0	5.0	
	無回答	6	3	1	-	2	-	-	-	-	6	7.0	16	1	4.5	
年齢階級別	15～19歳	5	3	-	-	-	-	-	2	3	2.0	3	1	2.0		
	20～24歳	61	32	6	3	4	3	2	9	52	8.3	54	1	3.0		
	25～29歳	116	44	13	21	4	6	8	12	8	108	13.9	80	1	5.5	
	30～34歳	203	75	46	18	7	11	13	7	26	177	10.0	80	1	5.0	
	35～39歳	293	130	51	26	16	23	7	5	35	258	8.2	60	0	4.0	
	40～44歳	309	135	53	41	6	17	11	11	35	274	8.9	60	1	5.0	
	45～49歳	304	128	61	34	21	21	8	4	27	277	8.2	78	1	5.0	
	50～54歳	231	108	39	34	6	21	3	8	12	219	9.0	72	0	5.0	
	55～59歳	197	88	32	19	11	15	4	7	21	176	9.2	94	0	4.5	
	60～64歳	167	60	38	27	10	11	4	9	8	159	10.5	74	0	6.0	
	65歳以上	68	25	14	9	4	8	3	2	3	65	10.5	70	1	6.0	
	無回答	6	3	1	-	-	1	-	-	1	5	6.2	20	1	2.0	
	職種別	専門的・技術的な仕事	280	139	44	25	8	17	10	9	28	252	8.5	80	0	4.0
		管理的な仕事	5	1	-	2	-	1	-	-	1	4	12.0	25	3	10.0
事務の仕事計		882	383	156	114	46	58	26	33	66	816	9.2	94	0	5.0	
(内訳) 事務		824	359	142	105	43	56	26	33	60	764	9.4	94	0	5.0	
(内訳) 機械操作		58	24	14	9	3	2	-	-	6	52	6.0	21	1	5.0	
販売の仕事計		212	104	41	20	10	9	6	2	20	192	6.9	40	0	4.0	
(内訳) 販売従事者		198	98	35	20	10	8	6	2	19	179	7.0	40	0	4.0	
(内訳) 外交員など		14	6	6	-	-	1	-	-	1	13	5.3	24	1	5.0	
サービスの仕事計		138	70	23	9	6	6	5	3	16	122	8.1	76	1	4.0	
(内訳) 個人に対するサービス		106	51	17	6	6	6	4	2	14	92	8.5	76	1	4.0	
(内訳) 施設・ビル等の管理サービス		24	14	5	3	-	-	1	-	1	23	5.6	30	1	3.0	
(内訳) その他のサービス		8	5	1	-	-	-	-	1	1	7	10.9	61	1	3.0	
保安の仕事		22	4	7	3	1	2	-	1	4	18	11.2	50	1	7.0	
運輸・通信の仕事		43	9	8	7	3	3	1	3	9	34	13.9	70	1	9.5	
生産工程・労務の仕事		318	97	66	45	12	37	15	14	32	286	11.8	78	0	7.0	
その他の仕事		19	8	2	3	2	3	-	-	1	18	8.7	25	1	5.5	
無回答		41	16	7	4	1	1	-	2	10	31	8.6	60	1	4.0	

※「30分以上上上げ・未満切捨て」として質問

第19表-1:設問I-(11) 基礎情報⑬

現在の給与の支払方法(4択/SA)

	有効回答 した総時間 労働者数計	時間給	日給	月給	歩合給・ その他	無回答 (※)
計	6,208 100.0	5,411 87.2	230 3.7	446 7.2	55 0.9	66 1.1
性別						
男性	1,218 100.0	833 68.4	119 9.8	199 16.3	44 3.6	23 1.9
女性	4,957 100.0	4,554 91.9	107 2.2	244 4.9	10 0.2	42 0.8
無回答	33 100.0	24 72.7	4 12.1	3 9.1	1 3.0	1 3.0
年齢 階級別						
15～19歳	26 100.0	24 92.3	- -	1 3.8	- -	1 3.8
20～24歳	179 100.0	162 90.5	4 2.2	9 5.0	2 1.1	2 1.1
25～29歳	320 100.0	260 81.3	12 3.8	40 12.5	4 1.3	4 1.3
30～34歳	525 100.0	459 87.4	19 3.6	44 8.4	2 0.4	1 0.2
35～39歳	787 100.0	714 90.7	20 2.5	48 6.1	- -	5 0.6
40～44歳	781 100.0	718 91.9	17 2.2	38 4.9	2 0.3	6 0.8
45～49歳	850 100.0	791 93.1	16 1.9	34 4.0	3 0.4	6 0.7
50～54歳	686 100.0	640 93.3	16 2.3	21 3.1	2 0.3	7 1.0
55～59歳	714 100.0	647 90.6	15 2.1	36 5.0	4 0.6	12 1.7
60～64歳	933 100.0	698 74.8	71 7.6	131 14.0	21 2.3	12 1.3
65歳以上	381 100.0	281 73.8	36 9.4	42 11.0	15 3.9	7 1.8
無回答	26 100.0	17 65.4	4 15.4	2 7.7	- -	3 11.5
職種別						
専門的・技術的な仕事	899 100.0	718 79.9	55 6.1	113 12.6	6 0.7	7 0.8
管理的な仕事	34 100.0	9 26.5	3 8.8	21 61.8	- -	1 2.9
事務の仕事計	2,351 100.0	2,086 88.7	61 2.6	186 7.9	4 0.2	14 0.6
(内訳) 事務	2,172 100.0	1,914 88.1	59 2.7	182 8.4	4 0.2	13 0.6
(内訳) 機械操作	179 100.0	172 96.1	2 1.1	4 2.2	- -	1 0.6
販売の仕事計	541 100.0	508 93.9	4 0.7	21 3.9	5 0.9	3 0.6
(内訳) 販売従事者	504 100.0	483 95.8	4 0.8	12 2.4	2 0.4	3 0.6
(内訳) 外交員など	37 100.0	25 67.6	- -	9 24.3	3 8.1	- -
サービスの仕事計	584 100.0	521 89.2	22 3.8	29 5.0	2 0.3	10 1.7
(内訳) 個人に対する サービス	452 100.0	408 90.3	15 3.3	18 4.0	2 0.4	9 2.0
(内訳) 施設・ビル等の 管理サービス	106 100.0	87 82.1	7 6.6	11 10.4	- -	1 0.9
(内訳) その他の サービス	26 100.0	26 100.0	- -	- -	- -	- -
保安の仕事	90 100.0	61 67.8	23 25.6	3 3.3	1 1.1	2 2.2
運輸・通信の仕事	157 100.0	98 62.4	15 9.6	12 7.6	32 20.4	- -
生産工程・労務の仕事	1,272 100.0	1,176 92.5	34 2.7	41 3.2	4 0.3	17 1.3
その他の仕事	106 100.0	93 87.7	3 2.8	8 7.5	- -	2 1.9
無回答	174 100.0	141 81.0	10 5.7	12 6.9	1 0.6	10 5.7

※指定回答数オーバーや、支払方法と金額記入欄が一致しない等の欠損扱い含む

第19表-2:設問I-(11) 基礎情報⑮現在の給与の基本水準(時間給)
(数値記入を階級化)

(第19表-1参照)

	設問I-(11)の給与支払方法で「時給」と回答した短時間労働者数計	620円未満	620～700円未満	700～720円未満	720～740円未満	740～760円未満	760～780円未満	780～800円未満	800～820円未満	820～840円未満	840～860円未満	860～900円未満	900～950円未満	950～1,000円未満	1,000～1,100円未満	1,100～1,200円未満	1,200～1,400円未満	1,400～1,600円未満	1,600～1,800円未満	1,800～2,000円未満	2,000円以上	無回答(※)	
計	5,411 100.0	147 2.7	228 4.2	164 3.0	287 5.3	133 2.5	190 3.5	680 12.6	280 5.2	383 7.1	378 7.0	567 10.5	295 5.5	552 10.2	250 4.6	345 6.4	191 3.5	94 1.7	35 0.6	71 1.3	141 2.6		
性別	男性	833 100.0	11 1.3	14 1.7	5 0.6	18 2.2	14 1.7	8 1.0	63 7.6	9 1.1	46 5.5	23 2.8	76 9.1	36 4.3	159 19.1	50 6.0	123 14.8	70 8.4	41 4.9	12 1.4	39 4.7	16 1.9	
	女性	4,554 100.0	133 2.9	214 4.7	159 3.5	268 5.9	119 2.6	181 4.0	613 13.5	270 5.9	335 7.4	353 7.8	488 10.7	258 5.7	391 8.6	199 4.4	220 2.8	120 1.6	53 0.7	23 0.3	32 0.5	125 2.7	
	無回答	24 100.0	3 12.5	-	-	1 4.2	-	1 4.2	4 16.7	1 4.2	2 8.3	2 8.3	3 12.5	1 4.2	2 8.3	1 4.2	2 8.3	1 4.2	-	-	-	-	
	年齢階級別	15～19歳	24 100.0	2 8.3	1 4.2	-	4 16.7	-	-	5 20.8	1 4.2	6 25.0	-	1 4.2	3 12.5	1 4.2	-	-	-	-	-	-	-
	20～24歳	162 100.0	4 2.5	8 4.9	2 1.2	11 6.8	5 3.1	8 4.9	20 12.3	5 3.1	16 9.9	10 6.2	27 16.7	18 11.1	11 6.8	4 2.5	9 5.6	-	-	-	2 1.2	2 1.2	
	25～29歳	260 100.0	6 2.3	13 5.0	2 0.8	13 4.2	1 0.4	4 1.5	34 13.1	9 3.5	22 8.5	15 5.8	34 13.1	17 6.5	33 12.7	15 5.8	15 5.8	11 4.2	2 0.8	2 0.8	2 0.8	12 4.6	
	30～34歳	459 100.0	7 1.5	17 3.7	16 3.5	17 3.7	8 1.7	9 2.0	68 14.8	13 2.8	31 6.8	23 5.0	51 11.1	23 5.0	57 12.4	32 7.2	36 7.8	17 3.7	11 2.4	4 0.9	5 1.1	14 3.1	
	35～39歳	714 100.0	21 2.9	28 3.9	17 2.4	45 6.3	14 2.0	28 3.9	84 11.8	37 5.2	55 7.7	32 4.5	63 8.8	44 6.2	69 9.7	46 6.4	48 6.7	27 3.8	20 2.8	5 0.7	9 1.3	22 3.1	
	40～44歳	718 100.0	10 1.4	28 3.9	18 2.5	37 5.2	19 2.6	27 3.8	99 13.8	51 7.1	48 6.7	63 8.8	78 10.9	37 5.2	65 9.1	31 4.3	41 5.7	27 3.8	10 1.4	3 0.4	9 1.3	17 2.4	
	45～49歳	791 100.0	15 1.9	36 4.6	26 3.3	48 6.1	20 2.5	30 3.8	112 14.2	47 5.9	63 8.0	70 8.8	89 11.3	54 6.8	65 8.2	32 4.0	28 3.5	19 2.4	8 1.0	2 0.3	7 0.9	20 2.5	
	50～54歳	640 100.0	20 3.1	44 6.9	26 4.1	47 7.3	17 2.7	25 3.9	75 11.7	38 5.9	44 6.9	69 10.8	78 12.2	36 5.6	44 6.9	27 4.2	15 2.3	7 1.1	4 0.6	3 0.5	4 0.6	17 2.7	
	55～59歳	647 100.0	35 5.4	32 4.9	33 5.1	27 4.2	21 3.2	34 5.3	74 11.4	45 7.0	51 7.9	67 10.4	72 11.1	32 4.9	51 7.9	12 1.9	22 3.4	16 2.5	1 0.2	4 0.6	-	18 2.8	
	60～64歳	698 100.0	15 2.1	13 1.9	15 2.1	32 4.6	18 2.6	20 2.9	75 10.7	20 2.9	34 4.9	17 2.4	52 7.4	17 2.4	110 15.8	38 5.4	101 14.5	56 8.0	26 3.7	8 1.1	17 2.4	13 1.9	
	65歳以上	281 100.0	11 3.9	8 2.8	8 2.8	7 2.5	7 2.5	7 2.5	31 11.0	11 3.9	13 4.6	10 3.6	21 7.5	13 4.6	13 15.3	30 4.6	11 10.7	12 3.9	4 4.3	4 1.4	16 5.7	5 1.8	
	無回答	17 100.0	1 5.9	-	1 5.9	1 5.9	-	-	3 17.6	3 17.6	-	2 11.8	1 5.9	1 17.6	3 17.6	-	-	-	-	-	-	1 5.9	
職種別	専門的・技術的な仕事	718 100.0	2 0.3	1 0.1	3 0.4	4 0.6	3 0.4	3 0.4	21 2.9	8 1.1	21 2.9	13 1.8	33 4.6	28 3.9	84 11.7	61 8.5	147 20.5	133 18.5	60 8.4	23 3.2	56 7.8	14 1.9	
	管理的な仕事	9 100.0	-	-	-	-	-	-	1 11.1	-	-	-	-	1 11.1	4 44.4	-	-	1 11.1	-	2 22.2	-	-	
	事務の仕事計	2,086 100.0	20 1.0	73 3.5	57 2.7	93 4.5	45 2.2	51 2.4	263 12.6	110 5.3	162 7.8	191 9.2	280 13.4	171 8.2	252 12.1	120 5.8	90 4.3	32 1.5	15 0.7	6 0.3	6 0.3	49 2.3	
	(内訳)事務	1,914 100.0	16 0.8	61 3.2	52 2.7	85 4.4	41 2.1	45 2.4	238 12.4	104 5.4	146 7.6	179 9.4	258 13.5	158 8.3	237 12.4	115 6.0	82 4.3	30 1.6	13 0.7	6 0.3	5 0.3	43 2.2	
	(内訳)機械操作	172 100.0	4 2.3	12 7.0	5 2.9	8 4.7	4 2.3	6 3.5	25 14.5	6 3.5	16 9.3	12 7.0	22 12.8	13 7.6	15 8.7	5 2.9	5 4.7	2 1.2	2 1.2	-	1 0.6	6 3.5	
	販売の仕事計	508 100.0	38 7.5	29 5.7	28 5.5	42 8.3	22 4.3	29 5.7	63 12.4	24 4.7	42 8.3	39 7.7	55 10.8	21 4.1	33 6.5	6 1.2	7 1.4	3 0.6	-	-	-	1 0.2	26 5.1
	(内訳)販売従事者	483 100.0	38 7.9	28 5.8	27 5.6	42 8.7	22 4.6	29 6.0	58 12.0	24 5.0	40 8.3	38 7.9	53 11.0	28 4.3	5 5.8	4 1.0	5 0.8	-	-	-	-	-	26 5.4
	(内訳)外交員など	25 100.0	-	1 4.0	1 4.0	-	-	-	5 20.0	-	2 8.0	1 4.0	2 8.0	-	5 20.0	1 4.0	3 12.0	3 12.0	-	-	-	1 4.0	-
	サービスの仕事計	521 100.0	32 6.1	47 9.0	20 3.8	44 8.4	16 3.1	22 4.2	94 18.0	27 5.2	38 7.3	24 4.6	47 9.0	16 3.1	40 7.7	9 1.7	20 3.8	7 1.3	3 0.6	-	-	-	15 2.9
	(内訳)個人に対するサービス	408 100.0	30 7.4	37 9.1	11 2.7	24 5.9	13 3.2	18 4.4	80 19.6	23 5.6	33 8.1	15 3.7	37 9.1	14 3.4	30 7.4	5 1.2	14 4.2	5 1.5	6 1.5	2 0.5	-	-	13 3.2
	(内訳)施設・ビル等の管理サービス	87 100.0	1 1.1	9 10.3	9 10.3	14 16.1	3 3.4	2 2.3	10 11.5	3 3.4	4 4.6	6 6.9	8 9.2	2 2.3	7 8.0	2 2.3	3 3.4	1 1.1	1 1.1	-	-	-	2 2.3
	(内訳)その他のサービス	26 100.0	1 3.8	1 3.8	-	6 23.1	-	2 7.7	4 15.4	1 3.8	1 3.8	3 11.5	3 11.5	2 7.7	3 11.5	2 7.7	-	-	-	-	-	-	-
	保安の仕事	61 100.0	2 3.3	1 1.6	-	1 1.6	3 4.9	1 1.6	8 13.1	1 1.6	1 1.6	1 1.6	1 1.6	2 3.3	3 3.3	19 31.1	3 4.9	6 9.8	1 1.6	1 1.6	-	-	2 3.3
	運輸・通信の仕事	98 100.0	2 2.0	1 1.0	1 1.0	4 4.1	-	1 1.0	13 13.3	5 5.1	5 5.1	5 5.1	5 14.3	5 3.1	14 16.3	3 4.1	16 13.3	4 2.0	13 3.1	2 1.0	3 1.0	1 1.0	4 4.1
	生産工程・労務の仕事	1,176 100.0	41 3.5	65 5.5	43 3.7	82 7.0	39 3.3	75 6.4	187 15.9	91 7.7	98 8.3	91 7.7	108 9.2	108 9.2	42 3.6	80 6.8	38 3.2	50 4.3	10 0.9	10 0.9	2 0.2	5 0.4	19 1.6
	その他の仕事	93 100.0	3 3.2	3 3.2	5 5.4	7 7.5	5 5.4	4 4.3	12 12.9	6 6.5	10 10.8	4 4.3	8 8.6	4 4.3	8 8.6	3 3.2	6 6.5	1 1.1	-	-	-	-	4 4.3
	無回答	141 100.0	7 5.0	8 5.7	7 5.0	10 7.1	-	4 2.8	18 12.8	8 5.7	6 4.3	10 7.1	14 9.9	7 5.0	16 11.3	6 4.3	6 4.3	1 0.7	2 1.4	1 0.7	2 1.4	8 5.7	

※支払方法と金額記入欄が一致しない、複数の支払方法と金額が記入されておりかつ換算が一致しない、各階級最賃未満である等の欠損扱い含む

	無回答を 除く 回答者数 計	左記 回答者計 における 平均 時間給 (円)	最大値 (円)	最小値 (円)	中央値 (円)	
計	5,270	960.4	5,600	629	870.0	
性別	男性	817	1,152.3	5,400	630	1,000.0
	女性	4,429	925.3	5,600	629	850.0
	無回答	24	902.2	1,410	630	865.0
年齢 階級 別	15～19歳	24	820.5	1,000	630	815.0
	20～24歳	160	916.5	4,800	631	865.0
	25～29歳	248	964.2	3,600	633	900.0
	30～34歳	445	997.9	5,000	650	900.0
	35～39歳	692	976.8	5,000	635	880.0
	40～44歳	701	953.7	4,800	630	867.0
	45～49歳	771	919.7	5,430	631	850.0
	50～54歳	623	893.8	5,350	630	850.0
	55～59歳	629	880.8	1,867	631	850.0
	60～64歳	685	1,069.1	5,600	635	1,000.0
	65歳以上	276	1,090.7	5,400	629	950.0
	無回答	16	860.7	1,080	680	832.5
	職 種 別	専門的・技術的な仕事	704	1,373.1	5,600	680
管理的な仕事		9	1,238.9	1,950	810	1,050.0
事務の仕事計		2,037	923.0	4,800	630	880.0
(内訳) 事務		1,871	924.9	4,800	630	890.0
(内訳) 機械操作		166	901.5	2,178	640	850.0
販売の仕事計		482	844.7	5,400	630	810.0
(内訳) 販売従事者		457	826.1	1,355	630	810.0
(内訳) 外交員など		25	1,183.4	5,400	700	1,000.0
サービスの仕事計		506	851.5	1,700	629	800.0
(内訳) 個人に対する サービス		395	852.0	1,700	629	800.0
(内訳) 施設・ビル等の 管理サービス		85	850.7	1,680	630	800.0
(内訳) その他の サービス		26	845.4	1,100	650	810.0
保安の仕事		59	966.9	1,753	650	1,000.0
運輸・通信の仕事		94	996.8	2,300	660	900.0
生産工程・労務の仕事		1,157	876.9	2,500	630	825.0
その他の仕事		89	876.8	1,500	650	835.0
無回答		133	916.1	2,178	635	850.0

第19表-3:設問 I - (11) 基礎情報⑮現在の給与の基本水準(日給)
(数値記入を階級化)

(第19表-1参照)

		5,000円未満	5,000～5,500円未満	5,500～6,000円未満	6,000～6,200円未満	6,200～6,400円未満	6,400～6,600円未満	6,600～6,800円未満	6,800～7,000円未満	7,000～7,200円未満	7,200～7,400円未満	7,400～7,600円未満	7,600～7,800円未満	7,800～8,000円未満	8,000～8,500円未満	8,500～9,000円未満	9,000～9,500円未満	9,500～10,000円未満	10,000～11,000円未満	11,000～12,000円未満	12,000～13,000円未満	13,000～14,000円未満	14,000円以上
計		230	10	19	6	10	3	1	3	3	8	1	11	2	3	28	12	10	9	37	4	16	3
		100.0	4.3	8.3	2.6	4.3	1.3	0.4	1.3	1.3	3.5	0.4	4.8	0.9	1.3	12.2	5.2	4.3	3.9	16.1	1.7	7.0	1.3
性別	男性	119	2	1	1	4	1	1	-	1	4	1	3	1	3	18	5	3	2	28	1	16	2
		100.0	1.7	0.8	0.8	3.4	0.8	0.8	-	0.8	3.4	0.8	2.5	0.8	2.5	15.1	4.2	2.5	1.7	23.5	0.8	13.4	1.7
	女性	107	8	18	5	6	2	-	3	2	4	-	8	1	-	8	7	7	7	8	3	-	1
	100.0	7.5	16.8	4.7	5.6	1.9	-	2.8	1.9	3.7	-	7.5	0.9	-	7.5	6.5	6.5	6.5	7.5	2.8	-	0.9	
	無回答	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	1	-	-	-
	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	50.0	-	-	-	25.0	-	-	-
年齢階級別	15～19歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	20～24歳	4	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-
		100.0	-	-	-	-	-	-	25.0	25.0	-	-	-	-	-	25.0	-	25.0	-	-	-	-	-
	25～29歳	12	-	2	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	2	1	1	2	1	-	-	-
		100.0	-	16.7	-	-	-	-	-	8.3	-	-	-	-	-	16.7	8.3	8.3	16.7	8.3	-	-	-
	30～34歳	19	1	2	-	2	-	-	-	-	-	-	1	1	1	2	4	1	-	1	1	-	-
		100.0	5.3	10.5	-	10.5	-	-	-	-	-	-	5.3	5.3	5.3	10.5	21.1	5.3	-	5.3	5.3	-	-
	35～39歳	20	-	1	-	1	1	-	-	1	-	1	1	1	-	-	1	3	1	4	1	-	-
		100.0	-	5.0	-	5.0	5.0	-	-	5.0	-	5.0	5.0	-	-	-	5.0	15.0	5.0	20.0	5.0	-	-
	40～44歳	17	1	2	1	-	1	1	1	-	1	-	1	-	-	-	1	1	3	-	1	1	-
		100.0	5.9	11.8	5.9	-	5.9	5.9	5.9	-	5.9	-	5.9	-	-	-	5.9	5.9	17.6	-	5.9	5.9	-
	45～49歳	16	1	5	1	-	-	-	1	1	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	3	-	-
		100.0	6.3	31.3	6.3	-	-	-	6.3	6.3	6.3	-	-	-	-	6.3	-	-	-	-	18.8	-	-
	50～54歳	16	1	2	1	2	-	-	-	1	1	-	2	-	-	2	-	-	-	-	2	-	-
	100.0	6.3	12.5	6.3	12.5	-	-	-	6.3	6.3	-	12.5	-	-	12.5	-	-	-	-	12.5	-	-	
55～59歳	15	-	2	3	1	-	-	-	-	-	-	2	-	-	3	-	-	1	-	1	-	1	
	100.0	-	13.3	20.0	6.7	-	-	-	-	-	-	13.3	-	-	20.0	-	-	6.7	-	6.7	-	6.7	
60～64歳	71	3	3	-	2	-	-	1	-	-	-	3	-	2	8	4	1	1	22	-	12	1	
	100.0	4.2	4.2	-	2.8	-	-	1.4	-	-	-	4.2	-	2.8	11.3	5.6	1.4	1.4	31.0	-	16.9	1.4	
65歳以上	36	3	-	-	1	1	-	-	2	1	-	-	-	-	8	1	2	1	4	-	3	1	
	100.0	8.3	-	-	2.8	2.8	-	-	5.6	2.8	-	-	-	-	22.2	2.8	5.6	2.8	11.1	-	8.3	2.8	
	無回答	4	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	
	100.0	-	-	-	25.0	-	-	-	-	-	-	25.0	-	-	25.0	-	-	-	-	-	-	-	
職種別	専門的・技術的な仕事	55	2	2	-	1	1	-	-	1	1	-	1	-	2	1	1	1	12	4	10	2	
		100.0	3.6	3.6	-	1.8	1.8	-	-	1.8	1.8	-	1.8	-	3.6	1.8	1.8	1.8	21.8	7.3	18.2	3.6	
	管理的な仕事	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1	-	-	
		100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	33.3	-	-	-	-	33.3	-	-	
	事務の仕事計	61	-	13	2	1	1	-	1	1	2	-	6	-	-	6	8	4	2	5	-	3	
		100.0	-	21.3	3.3	1.6	1.6	-	1.6	1.6	3.3	-	9.8	-	-	9.8	13.1	6.6	3.3	8.2	-	4.9	
	(内訳)事務	59	-	13	2	1	1	-	1	1	1	-	6	-	-	6	7	4	2	5	-	3	
		100.0	-	22.0	3.4	1.7	1.7	-	1.7	1.7	1.7	-	10.2	-	-	10.2	11.9	6.8	3.4	8.5	-	5.1	
	(内訳)機械操作	2	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	
		100.0	-	-	-	-	-	-	-	50.0	-	-	-	-	-	50.0	-	-	-	-	-	-	
	販売の仕事計	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	-	-	
		100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100.0	-	-	
	(内訳)販売従事者	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	-	-	
		100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100.0	-	-	
	(内訳)外交員など	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	サービスの仕事計	22	3	3	1	2	-	-	2	-	1	-	1	-	-	3	-	3	-	2	-	1	
	100.0	13.6	13.6	4.5	9.1	-	-	9.1	-	4.5	-	4.5	-	-	13.6	-	13.6	-	9.1	-	4.5		
(内訳)個人に対するサービス	15	2	1	1	1	-	-	2	-	-	-	1	-	-	3	-	2	-	2	-	-		
	100.0	13.3	6.7	6.7	6.7	-	-	13.3	-	-	-	6.7	-	-	20.0	-	13.3	-	13.3	-	-		
(内訳)施設・ビル等の管理サービス	7	1	2	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1		
	100.0	14.3	28.6	-	14.3	-	-	-	14.3	-	-	-	-	-	-	-	14.3	-	-	-	14.3		
(内訳)その他のサービス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
保安の仕事	23	-	-	-	4	-	1	-	1	2	-	1	1	1	5	1	2	1	-	-	1		
	100.0	-	-	-	17.4	-	4.3	-	4.3	8.7	-	4.3	4.3	4.3	21.7	4.3	8.7	4.3	-	-	4.3		
運輸・通信の仕事	15	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	3	-	-	-	7	-	-		
	100.0	-	-	6.7	6.7	-	-	-	-	-	-	6.7	-	-	20.0	-	-	-	46.7	-	-		
生産工程・労務の仕事	34	3	1	2	1	1	-	-	1	2	-	1	-	2	5	2	-	-	9	-	1		
	100.0	8.8	2.9	5.9	2.9	2.9	-	-	2.9	5.9	-	2.9	-	5.9	14.7	5.9	-	-	26.5	-	2.9		
その他の仕事	3	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-		
	100.0	33.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	33.3	-	-		
	無回答	10	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	3	-	-	-	1	-	-		
	100.0	10.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10.0	-	-	30.0	-	-	-	10.0	-	-		

※支払方法と金額記入欄が一致しない、複数の支払方法と金額が記入されておりかつ換算が一致しない、各地域最賃×1-(10)1日当たりの所定労働時間数未満である等の欠損扱い含む

	14,000～ 15,000円 未満	15,000～ 16,000円 未満	16,000～ 17,000円 未満	17,000～ 18,000円 未満	18,000円 以上	無回答 (※)	無回答を 除く 回答者数 計	左記 回答者計 における 平均日給 (円)	最大値 (円)	最小値 (円)	中央値 (円)
計	2 0.9	4 1.7	2 0.9	2 0.9	8 3.5	13 5.7	217	9,347.5	50,000	2,500	8,500.0
性別											
男性	2 1.7	2 1.7	1 0.8	2 1.7	7 5.9	7 5.9	112	10,745.0	50,000	2,500	10,000.0
女性	-	2 1.9	-	-	1 0.9	6 5.6	101	7,747.1	32,000	3,000	7,450.0
無回答	-	-	1 25.0	-	-	-	4	10,625.0	16,000	8,000	9,250.0
年齢階級別											
15～19歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20～24歳	-	-	-	-	-	-	4	7,750.0	9,200	6,800	7,500.0
25～29歳	-	1 8.3	-	-	-	1 8.3	11	8,728.7	15,000	5,000	8,700.0
30～34歳	-	1 5.3	-	-	-	1 5.3	18	8,203.0	15,160	4,300	8,240.0
35～39歳	-	1 5.0	-	-	1 5.0	2 10.0	18	10,273.9	32,000	5,490	9,115.0
40～44歳	-	-	-	-	1 5.9	-	17	9,204.7	30,000	4,785	7,450.0
45～49歳	-	-	-	-	1 6.3	1 6.3	15	9,746.3	50,000	4,300	6,750.0
50～54歳	-	-	-	-	-	2 12.5	14	6,966.8	10,500	3,750	6,935.0
55～59歳	-	-	-	-	-	1 6.7	14	7,625.7	13,500	5,000	7,450.0
60～64歳	1 1.4	1 1.4	1 1.4	1 1.4	2 2.8	2 2.8	69	9,884.5	20,000	3,000	10,000.0
65歳以上	1 2.8	-	-	1 2.8	3 8.3	3 8.3	33	10,372.9	33,750	2,500	8,500.0
無回答	-	-	1 25.0	-	-	-	4	9,375.0	16,000	6,000	7,750.0
職種別											
専門的・技術的な仕事	-	3 5.5	1 1.8	1 1.8	7 12.7	1 1.8	54	12,957.7	50,000	4,300	11,250.0
管理的な仕事	-	-	-	-	-	1 33.3	2	9,000.0	10,000	8,000	9,000.0
事務の仕事計	1 1.6	-	-	1 1.6	1 1.6	3 4.9	58	8,200.5	18,000	5,000	8,000.0
(内訳) 事務	1 1.7	-	-	1 1.7	1 1.7	3 5.1	56	8,211.3	18,000	5,000	8,000.0
(内訳) 機械操作	-	-	-	-	-	-	2	7,900.0	8,800	7,000	7,900.0
販売の仕事計	-	-	-	-	-	-	4	9,800.0	9,800	9,800	9,800.0
(内訳) 販売従事者	-	-	-	-	-	-	4	9,800.0	9,800	9,800	9,800.0
(内訳) 外交員など	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サービスの仕事計	-	-	-	-	-	-	22	7,108.0	12,500	3,000	6,875.0
(内訳) 個人に対するサービス	-	-	-	-	-	-	15	7,125.0	10,000	3,000	7,500.0
(内訳) 施設・ビル等の管理サービス	-	-	-	-	-	-	7	7,071.4	12,500	4,500	6,000.0
(内訳) その他のサービス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
保安の仕事	-	-	-	-	-	2 8.7	21	7,739.5	12,000	6,000	7,830.0
運輸・通信の仕事	-	-	-	-	-	2 13.3	13	8,841.5	10,500	5,940	10,000.0
生産工程・労務の仕事	-	1 2.9	1 2.9	-	-	1 2.9	33	8,331.4	16,000	2,500	8,300.0
その他の仕事	1 33.3	-	-	-	-	-	3	9,366.7	14,250	3,850	10,000.0
無回答	-	-	-	-	-	3 30.0	7	8,425.7	13,300	4,300	8,000.0

第19表-4:設問 I - (11) 基礎情報⑮現在の給与の基本水準(月給)
(数値記入を階級化)

(第19表-1参照)

	設問 I - (11)の給与支払方法で「内給」と回答した短時間労働者数計	7万円未満	7万～8万円未満	8万～9万円未満	9万～10万円未満	10万～11万円未満	11万～12万円未満	12万～13万円未満	13万～14万円未満	14万～15万円未満	15万～16万円未満	16万～17万円未満	17万～18万円未満	18万～19万円未満	19万～20万円未満	20万～21万円未満	21万～22万円未満	22万～23万円未満	23万～24万円未満	24万～26万円未満	26万～28万円未満	28万～30万円未満	
計	446 100.0	15 3.4	7 1.6	10 2.2	9 2.0	18 4.0	8 1.8	25 5.6	20 4.5	19 4.3	38 8.5	21 4.7	12 2.7	29 6.5	16 3.6	48 10.8	16 3.6	18 4.0	9 2.0	25 5.6	8 1.8	2 0.4	
性別	男性	199 100.0	4 2.0	2 1.0	-	4 2.0	6 3.0	3 1.5	12 6.0	11 5.5	10 5.0	16 8.0	8 4.0	4 2.0	18 9.0	2 1.0	19 9.5	7 3.5	9 4.5	4 2.0	13 6.5	6 3.0	1 0.5
	女性	244 100.0	11 4.5	5 2.0	10 4.1	5 2.0	12 4.9	5 2.0	13 5.3	9 3.7	9 3.7	22 9.0	12 4.9	8 3.3	11 4.5	14 5.7	28 11.5	9 3.7	9 3.7	5 2.0	12 4.9	2 0.8	1 0.4
年齢階級別	無回答	3 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1 33.3	-	-	-	1 33.3	-	-	-	-	-	-	-
	15～19歳	1 100.0	-	1 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
年齢階級別	20～24歳	9 100.0	1 11.1	-	-	-	2 22.2	1 11.1	-	-	-	1 11.1	-	-	-	-	2 22.2	1 11.1	-	-	-	-	-
	25～29歳	40 100.0	1 2.5	-	1 2.5	-	3 7.5	2 5.0	5 12.5	3 7.5	-	5 12.5	2 5.0	1 2.5	1 2.5	-	6 15.0	-	4 10.0	-	2 5.0	-	-
年齢階級別	30～34歳	44 100.0	1 2.3	-	-	-	-	-	1 2.3	1 2.3	1 2.3	7 15.9	3 6.8	3 6.8	5 11.4	1 2.3	9 20.5	2 4.5	-	-	1 2.3	2 4.5	-
	35～39歳	48 100.0	1 2.1	2 4.2	-	2 4.2	3 6.3	1 2.1	3 6.3	4 8.3	1 2.1	4 8.3	1 2.1	-	2 4.2	2 4.2	5 10.4	2 4.2	2 4.2	1 2.1	1 2.1	-	-
年齢階級別	40～44歳	38 100.0	2 5.3	-	2 5.3	-	2 5.3	1 2.6	3 7.9	-	-	3 7.9	4 10.5	1 2.6	1 2.6	4 10.5	5 13.2	2 5.3	1 2.6	1 2.6	1 2.6	1 2.6	-
	45～49歳	34 100.0	2 5.9	2 5.9	1 2.9	-	-	-	4 11.8	2 5.9	2 5.9	2 5.9	2 5.9	2 5.9	1 2.9	3 8.8	1 2.9	-	-	1 2.9	1 2.9	-	-
年齢階級別	50～54歳	21 100.0	1 4.8	-	1 4.8	1 4.8	1 4.8	-	-	1 4.8	1 4.8	1 4.8	-	3 14.3	1 4.8	1 4.8	1 4.8	-	-	-	3 14.3	-	4 18.8
	55～59歳	36 100.0	2 5.6	-	3 8.3	2 5.6	2 5.6	-	1 2.8	-	1 2.8	1 2.8	-	1 2.8	4 11.1	3 8.3	4 11.1	3 8.3	1 2.8	-	2 5.6	-	-
年齢階級別	60～64歳	131 100.0	2 1.5	1 0.8	2 1.5	4 3.1	5 3.8	-	7 5.3	8 6.1	8 6.1	10 7.6	9 6.9	2 1.5	9 6.9	4 3.1	11 8.4	4 3.1	7 5.3	5 3.8	9 6.9	4 3.1	1 0.8
	65歳以上	42 100.0	2 4.8	1 2.4	-	1 2.4	1 2.4	3 7.1	1 2.4	3 7.1	4 9.5	-	-	3 7.1	-	4 9.5	2 4.8	3 7.1	3 7.1	1 2.4	5 11.9	1 2.4	-
職種別	無回答	2 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	専門的・技術的な仕事	113 100.0	3 2.7	1 0.9	-	-	1 0.9	1 0.9	6 5.3	4 3.5	6 5.3	6 5.3	4 3.5	4 3.5	9 8.0	4 3.5	11 9.7	7 6.2	9 8.0	3 2.7	9 8.0	2 1.8	-
職種別	管理的な仕事	21 100.0	-	-	-	-	1 4.8	-	1 4.8	-	-	3 14.3	1 4.8	-	-	-	2 9.5	2 9.5	-	-	2 9.5	1 4.8	-
	事務の仕事計	186 100.0	3 1.6	4 2.2	2 1.1	3 1.6	8 4.3	4 2.2	9 4.8	8 4.3	8 4.3	19 10.2	12 6.5	5 2.7	10 5.4	5 2.7	31 16.7	6 3.2	7 3.8	4 2.2	12 6.5	3 1.6	1 0.5
職種別	(内訳)事務	182 100.0	3 1.6	4 2.2	2 1.1	3 1.6	8 4.4	4 2.2	8 4.4	8 4.4	8 4.4	19 10.4	12 6.6	5 2.7	10 5.5	4 2.2	31 17.0	4 2.2	7 3.8	4 2.2	12 6.6	3 1.6	1 0.5
	(内訳)機械操作	4 100.0	-	-	-	-	-	-	1 25.0	-	-	-	-	-	-	1 25.0	-	2 50.0	-	-	-	-	-
職種別	販売の仕事計	21 100.0	1 4.8	1 4.8	-	-	1 4.8	-	2 9.5	1 4.8	-	1 4.8	1 4.8	-	4 19.0	4 19.0	1 4.8	1 4.8	-	-	-	1 4.8	-
	(内訳)販売従事者	12 100.0	1 8.3	1 8.3	-	-	1 8.3	-	1 8.3	-	-	1 8.3	1 8.3	-	2 16.7	2 16.7	-	-	-	-	-	-	-
職種別	(内訳)外交員など	9 100.0	-	-	-	-	-	-	1 11.1	1 11.1	-	-	-	-	2 22.2	2 22.2	1 11.1	1 11.1	-	-	-	1 11.1	-
	サービスの仕事計	29 100.0	2 6.9	-	2 6.9	3 10.3	3 10.3	2 6.9	2 6.9	2 6.9	-	1 3.4	-	-	3 10.3	1 3.4	1 3.4	-	1 3.4	-	3 10.3	-	-
職種別	(内訳)個人に対するサービス	18 100.0	-	-	1 5.6	1 5.6	1 5.6	-	1 11.1	1 11.1	-	-	-	-	3 16.7	1 5.6	1 5.6	-	-	-	1 5.6	-	-
	(内訳)施設・ビル等の管理サービス	11 100.0	2 18.2	-	1 9.1	2 18.2	2 18.2	-	-	-	-	1 9.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
職種別	(内訳)その他のサービス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	保安の仕事	3 100.0	-	-	-	-	1 33.3	-	-	-	-	-	-	-	-	1 33.3	-	-	-	-	-	-	-
職種別	運輸・通信の仕事	12 100.0	-	-	-	-	-	-	1 8.3	-	-	2 16.7	1 8.3	1 8.3	2 16.7	-	2 16.7	-	-	-	-	-	-
	生産工程・労務の仕事	41 100.0	4 9.8	1 2.4	3 7.3	2 4.9	2 4.9	1 2.4	4 9.8	5 12.2	3 7.3	3 7.3	2 4.9	2 4.9	1 2.4	1 2.4	-	-	-	2 4.9	-	-	-
職種別	その他の仕事	8 100.0	2 25.0	-	1 12.5	-	-	-	-	-	-	2 25.0	1 12.5	-	-	-	-	-	-	-	1 12.5	-	1 12.5
	無回答	12 100.0	-	-	2 16.7	1 8.3	1 8.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

	30万～ 35万円 未満	35万～ 40万円 未満	40万～ 45万円 未満	45万～ 50万円 未満	50万円 以上	無回答 (※)	無回答を 除く 回答者数 計	左記 回答者計 における 平均月給 (円)	最大値 (円)	最小値 (円)	中央値 (円)
計	10 2.2	6 1.3	6 1.3	2 0.4	6 1.3	43 9.6	403	183,640.2	800,000	15,100	179,000.0
性別											
男性	6 3.0	3 1.5	5 2.5	2 1.0	6 3.0	18 9.0	181	204,230.7	800,000	40,000	180,000.0
女性	4 1.6	2 0.8	1 0.4	-	-	25 10.2	219	165,855.0	430,000	15,100	163,800.0
無回答	-	1 33.3	-	-	-	-	3	239,666.7	350,000	169,000	200,000.0
年齢 階級 別											
15～19歳	-	-	-	-	-	-	1	70,000.0	70,000	70,000	70,000.0
20～24歳	-	-	-	-	-	11.1	8	140,000.0	210,000	50,000	130,000.0
25～29歳	-	-	-	-	-	10.0	4	157,866.1	250,000	15,100	153,250.0
30～34歳	1 2.3	-	-	-	-	13.6	38	182,623.7	300,000	50,000	180,000.0
35～39歳	1 2.1	-	-	-	-	18.8	9	158,100.2	300,000	43,000	154,000.0
40～44歳	1 2.6	-	1 2.6	-	1 2.6	2.6	1	184,644.5	580,000	24,000	186,000.0
45～49歳	-	1 2.9	2 5.9	-	1 2.9	14.7	5	182,462.8	500,000	40,000	157,500.0
50～54歳	-	-	1 4.8	-	1 4.8	9.5	2	215,345.6	800,000	63,540	175,400.0
55～59歳	-	-	1 2.8	1 2.8	1 2.8	8.3	3	187,980.4	500,000	62,500	185,000.0
60～64歳	5 3.8	3 2.3	-	1 0.8	2 1.5	6.1	123	193,929.6	700,000	30,000	180,000.0
65歳以上	2 4.8	1 2.4	1 2.4	-	-	7.1	3	189,915.4	400,000	25,000	200,000.0
無回答	-	1 50.0	-	-	-	50.0	1	350,000.0	350,000	350,000	350,000.0
職 種 別											
専門的・技術的な仕事	5 4.4	4 3.5	4 3.5	-	3 2.7	6.2	7	214,372.7	800,000	43,000	200,000.0
管理的な仕事	1 4.8	-	-	1 4.8	2 9.5	9.5	2	262,894.7	666,000	100,000	216,000.0
事務の仕事計	3 1.6	1 0.5	-	-	1 0.5	9.1	17	177,171.8	700,000	15,100	177,000.0
(内訳) 事務	3 1.6	1 0.5	-	-	1 0.5	9.3	17	176,982.0	700,000	15,100	170,000.0
(内訳) 機械操作	-	-	-	-	-	-	4	185,000.0	215,000	125,000	200,000.0
販売の仕事計	-	-	-	-	-	9.5	2	162,084.2	266,600	50,000	180,000.0
(内訳) 販売従事者	-	-	-	-	-	16.7	2	139,900.0	190,000	50,000	159,500.0
(内訳) 外交員など	-	-	-	-	-	-	9	186,733.3	266,600	124,500	190,000.0
サービスの仕事計	-	-	1 3.4	-	-	13.8	4	143,341.6	400,000	62,853	120,000.0
(内訳) 個人に対するサービス	-	-	1 5.6	-	-	16.7	15	173,108.5	400,000	86,400	180,000.0
(内訳) 施設・ビル等の管理サービス	-	-	-	-	-	9.1	1	98,691.3	159,240	62,853	99,840.0
(内訳) その他のサービス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
保安の仕事	-	-	-	-	-	33.3	2	151,700.0	196,900	106,500	151,700.0
運輸・通信の仕事	-	-	-	-	-	25.0	3	168,722.2	204,000	120,000	170,000.0
生産工程・労務の仕事	1 2.4	1 2.4	1 2.4	-	-	4.9	2	145,341.8	430,000	25,000	130,000.0
その他の仕事	-	-	-	-	-	-	8	134,687.5	249,000	40,000	140,200.0
無回答	-	-	-	1 8.3	-	41.7	5	159,371.4	450,000	86,400	100,000.0

※支払方法と金額記入欄が一致しない、複数の支払方法と金額が記入されておりかつ換算が一致しない、各地域最賃×1-(10)1日当たりの所定労働時間数×週間当たりの労働日数未満である等の欠損扱い含む

第19表-5:設問 I - (11) 基礎情報⑮現在の給与の基本水準(歩合給・その他)
(数値記入を階級化)

(第19表-1参照)

		7万円未満	7万～8万円未満	8万～9万円未満	9万～10万円未満	10万～11万円未満	11万～12万円未満	12万～13万円未満	13万～14万円未満	14万～15万円未満	15万～16万円未満	16万～17万円未満	17万～18万円未満	18万～19万円未満	19万～20万円未満	20万～21万円未満	21万～22万円未満	22万～23万円未満	23万～24万円未満	24万～26万円未満	26万～28万円未満	28万～30万円未満		
計		55 100.0	4 7.3	-	2 3.6	2 3.6	4 7.3	-	2 3.6	4 7.3	3 5.5	2 3.6	3 5.5	1 1.8	3 5.5	1 1.8	5 9.1	1 1.8	2 3.6	1 1.8	4 7.3	1 1.8	-	
性別	男性	44 100.0	4 9.1	-	1 2.3	1 2.3	3 6.8	-	2 4.5	3 6.8	3 6.8	2 4.5	2 4.5	1 2.3	3 6.8	2 2.3	5 11.4	-	2 4.5	-	1 2.3	1 2.3	-	
	女性	10 100.0	-	-	1 10.0	1 10.0	1 10.0	-	-	1 10.0	-	-	1 10.0	-	-	-	-	-	-	1 10.0	3 30.0	-	-	
	無回答	1 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1 100.0	-	-	-	-	-	-	
年齢階級別	15～19歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	20～24歳	2 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1 50.0	-	-	-	-	-	-	-	-	1 50.0	-	-	
	25～29歳	4 100.0	-	1 25.0	-	1 25.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1 25.0	-	-	1 25.0	-	-	-	-	
	30～34歳	2 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	35～39歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	40～44歳	2 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1 50.0	-	-	
	45～49歳	3 100.0	-	-	-	1 33.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1 33.3	-	-	
	50～54歳	2 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	55～59歳	4 100.0	-	1 25.0	1 25.0	-	-	-	1 25.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	60～64歳	21 100.0	1 4.8	-	-	-	2 9.5	-	2 9.5	1 4.8	2 9.5	1 4.8	2 9.5	-	1 4.8	-	2 9.5	-	2 9.5	-	1 4.8	1 4.8	-	
	65歳以上	15 100.0	3 20.0	-	-	1 6.7	-	-	-	2 13.3	1 6.7	1 6.7	-	1 6.7	2 13.3	1 6.7	2 13.3	1 6.7	-	-	-	-	-	
	無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	職種別	専門的・技術的な仕事	6 100.0	-	2 33.3	-	1 16.7	-	-	-	-	-	1 16.7	-	-	-	-	-	-	-	1 16.7	-	-	-
		管理的な仕事	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
事務の仕事計		4 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3 75.0	-	-	
(内訳)事務		4 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3 75.0	-	-	
(内訳)機械操作		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
販売の仕事計		5 100.0	-	-	-	-	-	1 20.0	-	-	-	-	-	-	-	1 20.0	-	1 20.0	-	-	-	-	-	
(内訳)販売従事者		2 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1 50.0	-	1 50.0	-	-	-	-	-	
(内訳)外交員など		3 100.0	-	-	-	-	-	-	1 33.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
サービスの仕事計		2 100.0	-	-	-	1 50.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
(内訳)個人に対するサービス		2 100.0	-	-	-	1 50.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
(内訳)施設・ビル等の管理サービス		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
(内訳)その他のサービス		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
保安の仕事		1 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1 100.0	-	-	
運輸・通信の仕事		32 100.0	4 12.5	-	1 3.1	2 6.3	-	2 6.3	2 6.3	3 9.4	2 6.3	2 6.3	1 3.1	3 9.4	1 3.1	4 12.5	1 3.1	1 3.1	-	-	-	-	1 3.1	
生産工程・労務の仕事	4 100.0	-	-	1 25.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
その他の仕事	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
無回答	1 100.0	-	-	-	-	-	-	1 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		

	30万～ 35万円 未満	35万～ 40万円 未満	40万～ 45万円 未満	45万～ 50万円 未満	50万円 以上	無回答	無回答を 除く 回答者数 計	左記 回答者計 における 平均 歩合・ その他給 (円)	最大値 (円)	最小値 (円)	中央値 (円)	
計	3 5.5	1 1.8	-	1 1.8	2 3.6	2 3.6	3 5.5	52 187,461.5	550,000	43,000	165,000.0	
性別	男性	3 6.8	1 2.3	-	1 2.3	2 4.5	2 4.5	42 190,309.5	550,000	43,000	165,000.0	
	女性	-	-	-	-	-	1 10.0	9 171,666.7	250,000	80,000	160,000.0	
	無回答	-	-	-	-	-	-	1 210,000.0	210,000	210,000	210,000.0	
年齢階級別	15～19歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	20～24歳	-	-	-	-	-	-	2 205,000.0	250,000	160,000	205,000.0	
	25～29歳	-	-	-	-	-	-	4 152,500.0	230,000	80,000	150,000.0	
	30～34歳	1 50.0	-	-	-	-	1 50.0	1 300,000.0	300,000	300,000	300,000.0	
	35～39歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	40～44歳	-	-	-	-	1 50.0	-	2 375,000.0	500,000	250,000	375,000.0	
	45～49歳	1 33.3	-	-	-	-	-	3 216,666.7	300,000	100,000	250,000.0	
	50～54歳	-	-	-	1 50.0	-	-	1 50.0	1 450,000.0	450,000	450,000	450,000.0
	55～59歳	-	-	-	-	-	-	1 25.0	3 101,666.7	135,000	80,000	90,000.0
	60～64歳	1 4.8	1 4.8	-	-	1 4.8	-	21 196,761.9	550,000	48,000	160,000.0	
	65歳以上	-	-	-	-	-	-	15 142,733.3	210,000	43,000	150,000.0	
	無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
職種別	専門的・技術的な仕事	1 16.7	-	-	-	-	-	6 158,333.3	300,000	80,000	130,000.0	
	管理的な仕事	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	事務の仕事計	-	-	-	-	-	1 25.0	3 250,000.0	250,000	250,000	250,000.0	
	(内訳) 事務	-	-	-	-	-	1 25.0	3 250,000.0	250,000	250,000	250,000.0	
	(内訳) 機械操作	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	販売の仕事計	1 20.0	1 20.0	-	-	-	-	5 245,800.0	374,000	135,000	220,000.0	
	(内訳) 販売従事者	-	-	-	-	-	-	2 210,000.0	220,000	200,000	210,000.0	
	(内訳) 外交員など	1 33.3	1 33.3	-	-	-	-	3 269,666.7	374,000	135,000	300,000.0	
	サービスの仕事計	-	-	-	-	-	1 50.0	1 100,000.0	100,000	100,000	100,000.0	
	(内訳) 個人に対するサービス	-	-	-	-	-	1 50.0	1 100,000.0	100,000	100,000	100,000.0	
	(内訳) 施設・ビル等の管理サービス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	(内訳) その他のサービス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	保安の仕事	-	-	-	-	-	-	1 250,000.0	250,000	250,000	250,000.0	
	運輸・通信の仕事	1 3.1	-	-	-	-	1 3.1	31 153,193.5	300,000	43,000	150,000.0	
	生産工程・労務の仕事	-	-	-	1 25.0	2 50.0	-	4 397,500.0	550,000	90,000	475,000.0	
	その他の仕事	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
無回答	-	-	-	-	-	-	1 130,000.0	130,000	130,000	130,000.0		

第20表:設問Ⅰ-(12) 基礎情報⑩平成21年1月1日～12月31日
までの1年間に短時間労働者として働いた税込年収※(11択/SA)

	有効回答 した短時間 労働者数計	年収なし	50万円 未満	50～ 70万円 未満	70～ 90万円 未満	90～ 110万円 未満	110～ 130万円 未満	130～ 150万円 未満	150～ 200万円 未満	200～ 250万円 未満	250～ 350万円 未満	350万円 以上	無回答		
計	6,208 100.0	234 3.8	390 6.3	343 5.5	693 11.2	1,364 22.0	921 14.8	549 8.8	756 12.2	395 6.4	211 3.4	84 1.4	268 4.3		
性別	男性	1,218 100.0	72 5.9	95 7.8	54 4.4	62 5.1	103 8.5	137 11.2	119 9.8	187 15.4	140 11.5	85 7.0	51 4.2	113 9.3	
	女性	4,957 100.0	160 3.2	295 6.0	285 5.7	627 12.6	1,253 25.3	781 15.8	427 8.6	567 11.4	252 5.1	123 2.5	33 0.7	154 3.1	
	無回答	33 100.0	2 6.1	-	-	4 12.1	4 12.1	8 24.2	3 9.1	3 9.1	2 9.1	3 9.1	-	1 3.0	
年齢階級別	15～19歳	26 100.0	8 30.8	9 34.6	3 11.5	1 3.8	2 7.7	-	-	1 3.8	-	-	-	2 7.7	
	20～24歳	179 100.0	19 10.6	25 14.0	15 8.4	19 10.6	28 15.6	20 11.2	17 9.5	15 8.4	8 4.5	2 1.1	-	11 6.1	
	25～29歳	320 100.0	34 10.6	26 8.1	23 7.2	22 6.9	39 12.2	49 15.3	34 10.6	40 12.5	15 4.7	10 3.1	6 1.9	22 6.9	
	30～34歳	525 100.0	37 7.0	58 11.0	22 4.2	56 10.7	90 17.1	67 12.8	50 9.5	52 9.9	31 5.9	29 5.5	5 1.0	28 5.3	
	35～39歳	787 100.0	30 3.8	54 6.9	52 6.6	88 11.2	196 24.9	129 16.4	47 6.0	86 10.9	48 6.1	21 2.7	8 1.0	28 3.6	
	40～44歳	781 100.0	14 1.8	47 6.0	50 6.4	95 12.2	200 25.6	128 16.4	78 10.0	81 10.4	37 4.7	21 2.7	11 1.4	19 2.4	
	45～49歳	850 100.0	20 2.4	33 3.9	40 4.7	107 12.6	243 28.6	145 17.1	67 7.9	112 13.2	44 5.2	17 2.0	8 0.9	14 1.6	
	50～54歳	686 100.0	8 1.2	35 5.1	32 4.7	94 13.7	197 28.7	122 17.8	50 7.3	72 10.5	34 5.0	18 2.6	8 1.2	16 2.3	
	55～59歳	714 100.0	10 1.4	29 4.1	31 4.3	78 10.9	198 27.7	100 14.0	83 11.6	97 13.6	53 7.4	12 1.7	1 0.1	22 3.1	
	60～64歳	933 100.0	43 4.6	55 5.9	44 4.7	82 8.8	112 12.0	110 11.8	81 8.7	147 15.8	88 9.4	54 5.8	27 2.9	90 9.6	
	65歳以上	381 100.0	9 2.4	19 5.0	31 8.1	47 12.3	54 14.2	45 11.8	41 10.8	52 13.6	36 9.4	25 6.6	10 2.6	12 3.1	
	無回答	26 100.0	2 7.7	-	-	4 15.4	5 19.2	6 23.1	1 3.8	1 3.8	1 3.8	2 7.7	-	4 15.4	
	職種別	専門的・技術的な仕事	899 100.0	54 6.0	60 6.7	46 5.1	69 7.7	107 11.9	98 10.9	64 7.1	125 13.9	104 11.6	82 9.1	42 4.7	48 5.3
		管理的な仕事	34 100.0	-	2 5.9	-	-	1 2.9	2 5.9	2 5.9	4 11.8	3 8.8	9 26.5	2 5.9	9 26.5
		事務の仕事計	2,351 100.0	89 3.8	138 5.9	89 3.8	244 10.4	588 25.0	395 16.8	219 9.3	293 12.5	133 5.7	66 2.8	24 1.0	73 3.1
(内訳)事務		2,172 100.0	88 4.1	128 5.9	80 3.7	219 10.1	535 24.6	373 17.2	200 9.2	270 12.4	125 5.8	64 2.9	24 1.1	66 3.0	
(内訳)機械操作		179 100.0	1 0.6	10 5.6	9 5.0	25 14.0	53 29.6	22 12.3	19 10.6	23 12.8	8 4.5	2 1.1	-	7 3.9	
販売の仕事計		541 100.0	5 0.9	26 4.8	19 3.5	56 10.4	156 28.8	95 17.6	53 9.8	71 13.1	30 5.5	12 2.2	1 0.2	17 3.1	
(内訳)販売従事者		504 100.0	4 0.8	25 5.0	18 3.6	55 10.9	150 29.8	91 18.1	50 9.9	62 12.3	25 5.0	9 1.8	-	15 3.0	
(内訳)外交員など		37 100.0	1 2.7	1 2.7	1 2.7	1 2.7	6 16.2	4 10.8	3 8.1	9 24.3	5 13.5	3 8.1	1 2.7	2 5.4	
サービスの仕事計		584 100.0	21 3.6	49 8.4	77 13.2	102 17.5	122 20.9	78 13.4	30 5.1	49 8.4	22 3.8	7 1.2	1 0.2	26 4.5	
(内訳)個人に対するサービス		452 100.0	16 3.5	37 8.2	62 13.7	81 17.9	94 20.8	51 11.3	25 5.5	39 8.6	19 4.2	6 1.3	-	22 4.9	
(内訳)施設・ビル等の管理サービス		106 100.0	4 3.8	9 8.5	12 11.3	18 17.0	23 21.7	21 19.8	4 3.8	6 5.7	3 2.8	1 0.9	1 0.9	4 3.8	
(内訳)その他のサービス		26 100.0	1 3.8	3 11.5	3 11.5	3 11.5	5 19.2	6 23.1	1 3.8	4 15.4	-	-	-	-	
保安の仕事		90 100.0	3 3.3	5 5.6	11 11.1	4 4.4	11 12.2	14 15.6	13 14.4	13 14.4	9 10.0	2 2.2	-	6 6.7	
運輸・通信の仕事		157 100.0	10 6.4	10 6.4	8 5.1	13 8.3	23 14.6	19 12.1	15 9.6	18 11.5	20 12.7	6 3.8	3 1.9	12 7.6	
生産工程・労務の仕事		1,272 100.0	42 3.3	86 6.8	74 5.8	163 12.8	302 23.7	178 14.0	128 10.1	156 12.3	63 5.0	20 1.6	11 0.9	49 3.9	
その他の仕事		106 100.0	3 2.8	8 7.5	7 6.6	17 16.0	23 21.7	10 9.4	14 13.2	13 12.3	4 3.8	2 1.9	-	5 4.7	
無回答		174 100.0	7 4.0	6 3.4	13 7.5	25 14.4	31 17.8	32 18.4	11 6.3	14 8.0	7 4.0	5 2.9	-	23 13.2	

※「2つ以上の会社で短時間労働者として働いた場合は合計額を記入」として質問

第21表:設問 I - (13) - 1 基礎情報⑯
雇用保険の加入有無(2択/SA)

	有効回答 した短時間 労働者数計	加入 している	加入して いない	無回答		
計	6,208 100.0	4,410 71.0	1,712 27.6	86 1.4		
性別	男性	1,218 100.0	730 59.9	465 38.2	23 1.9	
	女性	4,957 100.0	3,660 73.8	1,235 24.9	62 1.3	
	無回答	33 100.0	20 60.6	12 36.4	1 3.0	
年齢階級別	15～19歳	26 100.0	10 38.5	15 57.7	1 3.8	
	20～24歳	179 100.0	111 62.0	66 36.9	2 1.1	
	25～29歳	320 100.0	255 79.7	60 18.8	5 1.6	
	30～34歳	525 100.0	409 77.9	109 20.8	7 1.3	
	35～39歳	787 100.0	600 76.2	177 22.5	10 1.3	
	40～44歳	781 100.0	561 71.8	212 27.1	8 1.0	
	45～49歳	850 100.0	636 74.8	208 24.5	6 0.7	
	50～54歳	686 100.0	513 74.8	164 23.9	9 1.3	
	55～59歳	714 100.0	536 75.1	169 23.7	9 1.3	
	60～64歳	933 100.0	665 71.3	252 27.0	16 1.7	
	65歳以上	381 100.0	93 24.4	276 72.4	12 3.1	
	無回答	26 100.0	21 80.8	4 15.4	1 3.8	
	職種別	専門的・技術的な仕事	899 100.0	585 65.1	304 33.8	10 1.1
		管理的な仕事	34 100.0	26 76.5	7 20.6	1 2.9
事務の仕事計		2,351 100.0	1,859 79.1	472 20.1	20 0.9	
(内訳) 事務		2,172 100.0	1,727 79.5	426 19.6	19 0.9	
(内訳) 機械操作		179 100.0	132 73.7	46 25.7	1 0.6	
販売の仕事計		541 100.0	401 74.1	130 24.0	10 1.8	
(内訳) 販売従事者		504 100.0	373 74.0	121 24.0	10 2.0	
(内訳) 外交員など		37 100.0	28 75.7	9 24.3	- -	
サービスの仕事計		584 100.0	360 61.6	217 37.2	7 1.2	
(内訳) 個人に対するサービス		452 100.0	293 64.8	154 34.1	5 1.1	
(内訳) 施設・ビル等の管理サービス		106 100.0	53 50.0	52 49.1	1 0.9	
(内訳) その他のサービス		26 100.0	14 53.8	11 42.3	1 3.8	
保安の仕事		90 100.0	43 47.8	46 51.1	1 1.1	
運輸・通信の仕事		157 100.0	85 54.1	70 44.6	2 1.3	
生産工程・労務の仕事		1,272 100.0	875 68.8	370 29.1	27 2.1	
その他の仕事		106 100.0	67 63.2	37 34.9	2 1.9	
無回答		174 100.0	109 62.6	59 33.9	6 3.4	

第22表:設問 I - (13) - 2 基礎情報⑧厚生年金保険及び健康保険の加入有無(各4択/SA)

	有効回答した期間労働者数計	厚生年金保険						健康保険							
		加入している計	被用者保険に本人が被保険者として加入している(別の会社で加入も含む)	配偶者の加入している被用者年金保険の被扶養配偶者(第3号被保険者)になっている	左記以外で、国民年金の被保険者(第1号被保険者)になっている	加入していない	無回答(※)	加入している計	被用者保険に本人が被保険者として加入している(別の会社で加入も含む)	家族が加入している被用者保険(健康)の被扶養者になっている	左記以外で、国民健康保険に加入している	加入していない	無回答(※)		
計	6,208 100.0	4,479 72.1	2,434 39.2	1,671 26.9	374 6.0	526 8.5	1,203 19.4	4,992 80.4	2,374 38.2	1,753 28.2	865 13.9	137 2.2	1,079 17.4		
性別	男性	1,218 100.0	517 42.4	404 33.2	20 1.6	93 7.6	309 25.4	392 32.2	999 82.0	592 48.6	39 3.2	368 30.2	62 5.1	157 12.9	
	女性	4,957 100.0	3,938 79.4	2,015 40.6	1,645 33.2	278 5.6	216 4.4	803 16.2	3,966 80.0	1,768 35.7	1,708 34.5	490 9.9	75 1.5	916 18.5	
	無回答	33 100.0	24 72.7	15 45.5	6 18.2	3 9.1	1 3.0	8 24.2	27 81.8	14 42.4	6 18.2	7 21.2	- -	6 18.2	
年齢階級別	15~19歳	26 100.0	2 7.7	2 7.7	- -	- -	17 65.4	7 26.9	15 57.7	5 19.2	9 34.6	1 3.8	8 30.8	3 11.5	
	20~24歳	179 100.0	120 67.0	86 48.0	8 4.5	26 14.5	22 12.3	37 20.7	137 76.5	77 43.0	50 27.9	10 5.6	12 6.7	30 16.8	
	25~29歳	320 100.0	249 77.8	182 56.9	45 14.1	22 6.9	22 5.3	17 16.9	54 75.6	242 49.7	159 16.6	53 9.4	30 1.9	6 22.5	
	30~34歳	525 100.0	437 83.2	267 50.9	142 27.0	28 5.3	22 4.2	66 12.6	417 79.4	236 45.0	137 26.1	44 8.4	9 1.7	99 18.9	
	35~39歳	787 100.0	659 83.7	322 40.9	295 37.5	42 5.3	18 2.3	110 14.0	629 79.9	289 36.7	277 35.2	63 8.0	6 0.8	152 19.3	
	40~44歳	781 100.0	670 85.8	316 40.5	320 41.0	34 4.4	16 2.0	95 12.2	636 81.4	277 35.5	307 39.3	52 6.7	4 0.5	141 18.1	
	45~49歳	850 100.0	715 84.1	331 38.9	345 40.6	39 4.6	21 2.5	114 13.4	680 80.0	286 33.6	327 38.5	67 7.9	6 0.7	164 19.3	
	50~54歳	686 100.0	562 81.9	253 36.9	265 38.6	44 6.4	24 3.5	100 14.6	554 80.8	219 31.9	273 39.8	62 9.0	10 1.5	122 17.8	
	55~59歳	714 100.0	554 77.6	312 43.7	182 25.5	60 8.4	34 4.8	126 17.6	562 78.7	261 36.6	199 27.9	102 14.3	12 1.7	140 19.6	
	60~64歳	933 100.0	384 41.2	283 30.3	55 5.9	46 4.9	240 25.7	309 33.1	800 85.7	451 48.3	98 10.5	251 26.9	33 3.5	100 10.7	
	65歳以上	381 100.0	109 28.6	69 18.1	9 2.4	31 8.1	94 24.7	178 46.7	301 79.0	104 27.3	18 4.7	179 47.0	31 8.1	49 12.9	
	無回答	26 100.0	18 69.2	11 42.3	5 19.2	2 7.7	1 3.8	7 26.9	19 73.1	10 38.5	5 19.2	4 15.4	- -	7 26.9	
	職種別	専門的・技術的な仕事	899 100.0	626 69.6	377 41.9	187 20.8	62 6.9	93 10.3	180 20.0	702 78.1	371 41.3	185 20.6	146 16.2	18 2.0	179 19.9
		管理的な仕事	34 100.0	20 58.8	17 50.0	2 5.9	1 2.9	7 20.6	7 20.6	27 79.4	20 58.8	2 5.9	5 14.7	2 5.9	5 14.7
		事務の仕事計	2,351 100.0	1,925 81.9	1,046 44.5	763 32.5	116 4.9	140 6.0	286 12.2	1,967 83.7	981 41.7	796 33.9	190 8.1	29 1.2	355 15.1
		(内訳)事務	2,172 100.0	1,781 82.0	979 45.1	690 31.8	112 5.2	136 6.3	255 11.7	1,826 84.1	924 42.5	924 33.4	177 8.1	27 1.2	319 14.7
(内訳)機械操作		179 100.0	144 80.4	67 37.4	73 40.8	4 2.2	4 2.2	31 17.3	141 78.8	57 31.8	71 39.7	13 7.3	2 1.1	36 20.1	
販売の仕事計		541 100.0	414 76.5	225 41.6	164 30.3	25 4.6	21 3.9	106 19.6	398 73.6	196 36.2	149 27.5	53 9.8	3 0.6	140 25.9	
(内訳)販売従事者		504 100.0	384 76.2	203 40.3	157 31.2	24 4.8	18 3.6	102 20.2	369 73.2	178 35.3	143 28.4	48 9.5	3 0.6	132 26.2	
(内訳)外交員など		37 100.0	30 81.1	22 59.5	7 18.9	1 2.7	3 8.1	4 10.8	29 78.4	18 48.6	6 16.2	5 13.5	- -	8 21.6	
サービスの仕事計		584 100.0	377 64.6	163 27.9	161 27.6	53 9.1	51 8.7	156 26.7	460 78.8	162 27.7	193 33.0	105 18.0	23 3.9	101 17.3	
(内訳)個人に対するサービス		452 100.0	297 65.7	121 26.8	141 31.2	35 7.7	34 7.5	121 26.8	356 78.8	119 26.3	164 36.3	73 16.2	15 3.3	81 17.9	
(内訳)施設・ビル等の管理サービス		106 100.0	61 57.5	31 29.2	17 16.0	13 12.3	13 12.3	32 30.2	82 77.4	31 29.2	24 22.6	27 25.5	6 5.7	18 17.0	
(内訳)その他のサービス		26 100.0	19 73.1	11 42.3	3 11.5	5 19.2	4 15.4	3 11.5	22 84.6	12 46.2	5 19.2	5 19.2	2 7.7	2 7.7	
保安の仕事		90 100.0	38 42.2	27 30.0	4 4.4	7 7.8	15 16.7	37 41.1	75 83.3	34 37.8	4 4.4	37 41.1	1 1.1	14 15.6	
運輸・通信の仕事		157 100.0	84 53.5	48 30.6	19 12.1	17 10.8	33 21.0	40 25.5	123 78.3	47 29.9	18 11.5	58 36.9	5 3.2	29 18.5	
生産工程・労務の仕事		1,272 100.0	850 66.8	456 35.8	315 24.8	79 6.2	129 10.1	293 23.0	1,039 81.7	477 37.5	349 27.4	213 16.7	38 3.0	195 15.3	
その他の仕事		106 100.0	63 59.4	28 26.4	27 25.5	8 7.5	13 12.3	30 28.3	81 76.4	36 34.0	24 22.6	21 19.8	6 5.7	19 17.9	
無回答	174 100.0	82 47.1	47 27.0	29 16.7	6 3.4	29 13.8	68 39.1	120 69.0	50 28.7	33 19.0	37 21.3	12 6.9	42 24.1		

※指定回答数オーバーの欠損扱い含む

第23表:設問 I - (14) 基礎情報⑨-1
過去1年間における就業調整(年収、労働時間の調整)の有無(5択/SA)

	有効回答 した労働者数計	調整を している	調整をしていない				分から ない	無回答 (※)		
			計	関係なく 働く	調整の 必要が ない	その他				
計	6,208 100.0	1,553 25.0	4,089 65.9	1,557 25.1	2,355 37.9	177 2.9	384 6.2	182 2.9		
性別	男性	1,218 100.0	258 21.2	767 63.0	290 23.8	442 36.3	35 2.9	124 10.2	69 5.7	
	女性	4,957 100.0	1,289 26.0	3,296 66.5	1,256 25.3	1,901 38.3	139 2.8	260 5.2	112 2.3	
	無回答	33 100.0	6 18.2	26 78.8	11 33.3	12 36.4	3 9.1	-	1 3.0	
年齢階級別	15～19歳	26 100.0	3 11.5	7 26.9	-	7 26.9	-	15 57.7	1 3.8	
	20～24歳	179 100.0	29 16.2	97 54.2	44 24.6	48 26.8	5 2.8	47 26.3	6 3.4	
	25～29歳	320 100.0	35 10.9	211 65.9	92 28.8	112 35.0	7 2.2	63 19.7	11 3.4	
	30～34歳	525 100.0	123 23.4	342 65.1	153 29.1	171 32.6	18 3.4	52 9.9	8 1.5	
	35～39歳	787 100.0	208 26.4	522 66.3	223 28.3	272 34.6	27 3.4	48 6.1	9 1.1	
	40～44歳	781 100.0	228 29.2	518 66.3	211 27.0	283 36.2	24 3.1	27 3.5	8 1.0	
	45～49歳	850 100.0	249 29.3	550 64.7	198 23.3	333 39.2	19 2.2	28 3.3	23 2.7	
	50～54歳	686 100.0	188 27.4	464 67.6	180 26.2	272 39.7	12 1.7	22 3.2	12 1.7	
	55～59歳	714 100.0	162 22.7	507 71.0	190 26.6	294 41.2	23 3.2	16 2.2	29 4.1	
	60～64歳	933 100.0	232 24.9	603 64.6	176 18.9	393 42.1	34 3.6	44 4.7	54 5.8	
	65歳以上	381 100.0	91 23.9	253 66.4	85 22.3	160 42.0	8 2.1	20 5.2	17 4.5	
	無回答	26 100.0	5 19.2	15 57.7	5 19.2	10 38.5	-	2 7.7	4 15.4	
	職種別	専門的・技術的な仕事	899 100.0	201 22.4	626 69.6	250 27.8	345 38.4	31 3.4	46 5.1	26 2.9
		管理的な仕事	34 100.0	8 23.5	19 55.9	4 11.8	15 44.1	-	2 5.9	5 14.7
		事務の仕事計	2,351 100.0	613 26.1	1,588 67.5	610 25.9	905 38.5	73 3.1	107 4.6	43 1.8
		(内訳)事務	2,172 100.0	548 25.2	1,487 68.5	573 26.4	843 38.8	71 3.3	97 4.5	40 1.8
(内訳)機械操作		179 100.0	65 36.3	101 56.4	37 20.7	62 34.6	2 1.1	10 5.6	3 1.7	
販売の仕事計		541 100.0	149 27.5	343 63.4	122 22.6	214 39.6	7 1.3	35 6.5	14 2.6	
(内訳)販売従事者		504 100.0	140 27.8	318 63.1	113 22.4	199 39.5	6 1.2	35 6.9	11 2.2	
(内訳)外交員など		37 100.0	9 24.3	25 67.6	9 24.3	15 40.5	1 2.7	-	3 8.1	
サービスの仕事計		584 100.0	118 20.2	390 66.8	145 24.8	233 39.9	12 2.1	59 10.1	17 2.9	
(内訳)個人に対するサービス		452 100.0	96 21.2	301 66.6	100 22.1	191 42.3	10 2.2	40 8.8	15 3.3	
(内訳)施設・ビル等の管理サービス		106 100.0	18 17.0	76 71.7	38 35.8	36 34.0	2 1.9	10 9.4	2 1.9	
(内訳)その他のサービス		26 100.0	4 15.4	13 50.0	7 26.9	6 23.1	-	9 34.6	-	
保安の仕事		90 100.0	22 24.4	59 65.6	28 31.1	29 32.2	2 2.2	6 6.7	3 3.3	
運輸・通信の仕事		157 100.0	34 21.7	95 60.5	33 21.0	58 36.9	4 2.5	23 14.6	5 3.2	
生産工程・労務の仕事		1,272 100.0	343 27.0	829 65.2	315 24.8	475 37.3	39 3.1	74 5.8	26 2.0	
その他の仕事		106 100.0	25 23.6	65 61.3	28 26.4	32 30.2	5 4.7	13 12.3	3 2.8	
無回答		174 100.0	40 23.0	75 43.1	22 12.6	49 28.2	4 2.3	19 10.9	40 23.0	
賃金水準の納得性		同じ業務・責任も同じ短時間労働者がいる計	3,407 100.0	900 26.4	2,191 64.3	909 26.7	1,180 34.6	102 3.0	222 6.5	94 2.8
		正社員と同等もしくはそれ以上の賃金水準である	120 100.0	27 22.5	81 67.5	37 30.8	40 33.3	4 3.3	6 5.0	6 5.0
		正社員より賃金水準は低いが納得している	1,808 100.0	521 28.8	1,142 63.2	421 23.3	669 37.0	52 2.9	98 5.4	47 2.6
	正社員より賃金水準は低く納得していない	958 100.0	212 22.1	673 70.3	334 34.9	309 32.3	30 3.1	56 5.8	17 1.8	
	わからない(考えたことがない)	506 100.0	136 26.9	287 56.7	114 22.5	158 31.2	15 3.0	61 12.1	22 4.3	
	無回答	15 100.0	4 26.7	8 53.3	3 20.0	4 26.7	1 6.7	1 6.7	2 13.3	
	昇進・昇格(キャリア・アップ)	358 100.0	84 23.5	239 66.8	127 35.5	106 29.6	6 1.7	31 8.7	4 1.1	
	配置転換	99 100.0	17 17.2	72 72.7	36 36.4	35 35.4	1 1.0	10 10.1	-	
	定期的な昇給	992 100.0	265 26.7	667 67.2	306 30.8	327 33.0	34 3.4	46 4.6	14 1.4	
	教育訓練機会	235 100.0	53 22.6	173 73.6	84 35.7	80 34.0	9 3.8	8 3.4	1 0.4	
賃金以外の処遇で納得できないもの	人事評価・考課	309 100.0	81 26.2	216 69.9	104 33.7	107 34.6	5 1.6	10 3.2	2 0.6	
	通勤手当	236 100.0	68 28.8	141 59.7	63 26.7	72 30.5	6 2.5	21 8.9	6 2.5	
	精勤手当	177 100.0	32 18.1	136 76.8	72 40.7	59 33.3	5 2.8	7 4.0	2 1.1	
	役職手当	64 100.0	17 26.6	34 53.1	16 25.0	18 28.1	-	11 17.2	2 3.1	
	家族手当	152 100.0	35 23.0	105 69.1	61 40.1	41 27.0	3 2.0	11 7.2	1 0.7	
	住宅手当	184 100.0	37 20.1	134 72.8	70 38.0	61 33.2	3 1.6	10 5.4	3 1.6	
	賞与	1,561 100.0	372 23.8	1,075 68.9	504 32.3	526 33.7	45 2.9	84 5.4	30 1.9	
	退職金・企業年金	841 100.0	151 18.0	619 73.6	312 37.1	289 34.4	18 2.1	53 6.3	18 2.1	
	財産形成制度	143 100.0	24 16.8	113 79.0	58 40.6	53 37.1	2 1.4	5 3.5	1 0.7	

	有効回答した短時間労働者数計	調整をしている	調整をしていない				分らない	無回答(※)	
			計	関係なく働く	調整の必要がない	その他			
賞金以外の処遇で納得できないもの	産前・産後休業制度	247	50	169	81	81	7	23	5
	100.0	20.2	68.4	32.8	32.8	2.8	9.3	2.0	
	育児休業制度	238	47	164	81	76	7	21	6
	100.0	19.7	68.9	34.0	31.9	2.9	8.8	2.5	
	介護休業制度	168	28	129	60	64	5	8	3
	100.0	16.7	76.8	35.7	38.1	3.0	4.8	1.8	
	看護休暇	131	21	99	46	48	5	7	4
	100.0	16.0	75.6	35.1	36.6	3.8	5.3	3.1	
	慶弔休暇	343	77	249	111	129	9	13	4
	100.0	22.4	72.6	32.4	37.6	2.6	3.8	1.2	
	雇入時健康診断	47	17	26	14	12	-	3	1
	100.0	36.2	55.3	29.8	25.5	-	6.4	2.1	
	定期健康診断	165	74	77	25	48	4	11	3
	100.0	44.8	46.7	15.2	29.1	2.4	6.7	1.8	
	共済会への加入	93	22	63	30	31	2	7	1
	100.0	23.7	67.7	32.3	33.3	2.2	7.5	1.1	
	慶弔見舞金	155	31	116	63	52	1	6	2
	100.0	20.0	74.8	40.6	33.5	0.6	3.9	1.3	
	保養施設の利用	95	37	55	21	31	3	3	-
	100.0	38.9	57.9	22.1	32.6	3.2	3.2	-	
託児施設の利用	34	8	23	14	9	-	2	1	
100.0	23.5	67.6	41.2	26.5	-	5.9	2.9		
社内行事への参加	116	27	80	38	39	3	8	1	
100.0	23.3	69.0	32.8	33.6	2.6	6.9	0.9		
その他	257	68	169	64	85	20	17	3	
100.0	26.5	65.8	24.9	33.1	7.8	6.6	1.2		
無回答	993	263	608	221	367	20	75	47	
100.0	26.5	61.2	22.3	37.0	2.0	7.6	4.7		
仕事に対する不満・不安	不満・不安がある計	3,660	906	2,453	1,041	1,313	99	215	86
	100.0	24.8	67.0	28.4	35.9	2.7	5.9	2.3	
	雇用が不安定	957	220	672	315	332	25	53	12
	100.0	23.0	70.2	32.9	34.7	2.6	5.5	1.3	
	勤続が長いのに 有期契約である	654	145	483	241	227	15	20	6
	100.0	22.2	73.9	36.9	34.7	2.3	3.1	0.9	
	賃金が安い	1,917	465	1,293	549	697	47	114	45
	100.0	24.3	67.4	28.6	36.4	2.5	5.9	2.3	
	所定労働時間が希望に 合わない	300	63	213	96	109	8	16	8
	100.0	21.0	71.0	32.0	36.3	2.7	5.3	2.7	
	所定外労働が多い	213	50	141	71	61	9	13	9
	100.0	23.5	66.2	33.3	28.6	4.2	6.1	4.2	
	有給休暇がとりにくい	797	192	547	242	276	29	38	20
	100.0	24.1	68.6	30.4	34.6	3.6	4.8	2.5	
	短時間労働者としては 仕事がつらい	760	194	514	219	268	27	35	17
	100.0	25.5	67.6	28.8	35.3	3.6	4.6	2.2	
	自分の能力が 活かせない	242	56	164	73	85	6	17	5
	100.0	23.1	67.8	30.2	35.1	2.5	7.0	2.1	
	昇進機会に恵まれない	323	68	221	107	106	8	29	5
	100.0	21.1	68.4	33.1	32.8	2.5	9.0	1.5	
正社員になれない	864	155	635	329	281	25	61	13	
100.0	17.9	73.5	38.1	32.5	2.9	7.1	1.5		
教育訓練を受けられない	241	53	177	87	83	7	8	3	
100.0	22.0	73.4	36.1	34.4	2.9	3.3	1.2		
福利厚生が正社員と 同様の扱いではない	558	129	404	176	210	18	22	3	
100.0	23.1	72.4	31.5	37.6	3.2	3.9	0.5		
職場の人間関係が 良くない	476	116	316	131	175	10	34	10	
100.0	24.4	66.4	27.5	36.8	2.1	7.1	2.1		
その他	292	74	187	67	113	7	23	8	
100.0	25.3	64.0	22.9	38.7	2.4	7.9	2.7		
不満・不安はない	2,333	596	1,524	473	981	70	154	59	
100.0	25.5	65.3	20.3	42.0	3.0	6.6	2.5		
無回答	215	51	112	43	61	8	15	37	
100.0	23.7	52.1	20.0	28.4	3.7	7.0	17.2		
今後の働き方	短時間労働者を続けたい計	4,339	1,195	2,815	972	1,724	119	234	95
	100.0	27.5	64.9	22.4	39.7	2.7	5.4	2.2	
	現在の会社で	4,085	1,130	2,653	918	1,623	112	212	90
	100.0	27.7	64.9	22.5	39.7	2.7	5.2	2.2	
	別の会社で	254	65	162	54	101	7	22	5
	100.0	25.6	63.8	21.3	39.8	2.8	8.7	2.0	
	正社員になりたい計	1,164	221	829	421	373	35	93	21
	100.0	19.0	71.2	36.2	32.0	3.0	8.0	1.8	
	現在の会社で	676	115	496	279	193	24	51	14
	100.0	17.0	73.4	41.3	28.6	3.6	7.5	2.1	
	別の会社で	488	106	333	142	180	11	42	7
	100.0	21.7	68.2	29.1	36.9	2.3	8.6	1.4	
その他	185	35	128	52	71	5	16	6	
100.0	18.9	69.2	28.1	38.4	2.7	8.6	3.2		
仕事をやめたい	151	33	101	34	60	7	10	7	
100.0	21.9	66.9	22.5	39.7	4.6	6.6	4.6		
無回答	369	69	216	78	127	11	31	53	
100.0	18.7	58.5	21.1	34.4	3.0	8.4	14.4		

※指定回答数オーバーの欠損扱い含む

第24表:設問Ⅰ-(14) 基礎情報⑩-2就業調整を「している」場合の理由(9択/該当すべてに○の複数回答)

(第23表参照)

	設問Ⅰ-(14)で就業調整を「している」と回答した恒時間労働者数計	自分の所得税の非課税限度額(103万円)を超えると税金を支払わなければならないから	一定額を超えると配偶者の税制上の控除がなくなり、配偶者特別控除が少なくなるから	一定額を超えると配偶者の健康保険、厚生年金等の被扶手当がもらえなくなるから	一定額(130万円)を超えると配偶者の健康保険、厚生年金等の被扶手当がもらえなくなるから	労働時間が週の所定労働時間(20時間)以上になると、雇用保険に加入しなければならないため	正社員の所定労働時間の3/4以上になると、厚生年金等に加入しなければならないから	会社の都合により雇用保険、厚生年金等の加入要件に該当しないようにしているため	現在、支給されている年金の減額率を抑える、または減額を避けるため	その他	無回答
計	1,553 100.0	743 47.8	411 26.5	242 15.6	572 36.8	41 2.6	118 7.6	88 5.7	145 9.3	168 10.8	11 0.7
性別											
男性	258 100.0	28 10.9	4 1.6	3 1.2	14 5.4	9 3.5	58 22.5	25 9.7	134 51.9	41 15.9	1 0.4
女性	1,289 100.0	713 55.3	405 31.4	237 18.4	557 43.2	31 2.4	60 4.7	61 4.7	11 0.9	125 9.7	10 0.8
無回答	6 100.0	2 33.3	2 33.3	2 33.3	1 16.7	1 16.7	-	2 33.3	-	2 33.3	-
年齢階級別											
15~19歳	3 100.0	2 66.7	-	-	-	-	-	-	-	1 33.3	-
20~24歳	29 100.0	15 51.7	1 3.4	1 3.4	7 24.1	-	1 3.4	-	-	7 24.1	1 3.4
25~29歳	35 100.0	17 48.6	8 22.9	3 8.6	11 31.4	2 5.7	-	2 5.7	-	7 20.0	1 2.9
30~34歳	123 100.0	75 61.0	33 26.8	20 16.3	44 35.8	5 4.1	7 5.7	8 6.5	2 1.6	18 14.6	2 1.6
35~39歳	208 100.0	133 63.9	67 32.2	37 17.8	90 43.3	7 3.4	12 5.8	8 3.8	-	16 7.7	2 1.0
40~44歳	228 100.0	131 57.5	64 28.1	41 18.0	102 44.7	1 0.4	11 4.8	11 4.8	-	14 6.1	2 0.9
45~49歳	249 100.0	134 53.8	92 36.9	62 24.9	126 50.6	7 2.8	16 6.4	11 4.4	-	18 7.2	2 0.8
50~54歳	188 100.0	90 47.9	70 37.2	45 23.9	93 49.5	5 2.7	7 3.7	6 3.2	1 0.5	18 9.6	1 0.5
55~59歳	162 100.0	94 58.0	54 33.3	22 13.6	70 43.2	5 3.1	1 0.6	8 4.9	-	14 8.6	-
60~64歳	232 100.0	41 17.7	17 7.3	9 3.9	23 9.9	5 2.2	43 18.5	21 9.1	103 44.4	33 14.2	-
65歳以上	91 100.0	10 11.0	4 4.4	2 2.2	5 5.5	4 4.4	20 22.0	13 14.3	39 42.9	18 19.8	-
無回答	5 100.0	1 20.0	1 20.0	-	1 20.0	-	-	-	-	4 80.0	-
職種別											
専門的・技術的な仕事	201 100.0	71 35.3	40 19.9	24 11.9	80 39.8	6 3.0	23 11.4	9 4.5	31 15.4	25 12.4	1 0.5
管理的な仕事	8 100.0	-	-	-	-	-	2 25.0	1 12.5	3 37.5	3 37.5	1 12.5
事務の仕事計	613 100.0	327 53.3	186 30.3	125 20.4	266 43.4	12 2.0	51 8.3	27 4.4	19 3.1	51 8.3	2 0.3
(内訳)事務	548 100.0	289 52.7	164 29.9	115 21.0	240 43.8	12 2.2	50 9.1	26 4.7	18 3.3	46 8.4	2 0.4
(内訳)機械操作	65 100.0	38 58.5	22 33.8	10 15.4	26 40.0	-	1 1.5	1 1.5	1 1.5	5 7.7	-
販売の仕事計	149 100.0	78 52.3	51 34.2	23 15.4	58 38.9	7 4.7	6 4.0	7 4.7	2 1.3	23 15.4	2 1.3
(内訳)販売従事者	140 100.0	75 53.6	51 36.4	23 16.4	57 40.7	7 5.0	5 3.6	4 2.9	-	21 15.0	2 1.4
(内訳)外交員など	9 100.0	3 33.3	-	-	1 11.1	-	1 11.1	3 33.3	2 22.2	2 22.2	-
サービスの仕事計	118 100.0	61 51.7	24 20.3	15 12.7	49 41.5	4 3.4	4 3.4	8 6.8	6 5.1	11 9.3	1 0.8
(内訳)個人に対するサービス	96 100.0	51 53.1	21 21.9	14 14.6	41 42.7	2 2.1	4 4.2	3 3.1	4 4.2	8 8.3	1 1.0
(内訳)施設・ビル等の管理サービス	18 100.0	6 33.3	3 16.7	1 5.6	7 38.9	2 11.1	-	5 27.8	2 11.1	3 16.7	-
(内訳)その他のサービス	4 100.0	4 100.0	-	-	1 25.0	-	-	-	-	-	-
保安の仕事	22 100.0	2 9.1	1 4.5	1 4.5	2 9.1	1 4.5	4 18.2	4 18.2	13 59.1	5 22.7	-
運輸・通信の仕事	34 100.0	13 38.2	7 20.6	5 14.7	7 20.6	1 2.9	3 8.8	4 11.8	5 14.7	6 17.6	1 2.9
生産工程・労務の仕事	343 100.0	162 47.2	87 25.4	43 12.5	94 27.4	7 2.0	22 6.4	22 6.4	62 18.1	35 10.2	2 0.6
その他の仕事	25 100.0	9 36.0	7 28.0	4 16.0	8 32.0	1 4.0	1 4.0	5 20.0	2 8.0	1 4.0	1 4.0
無回答	40 100.0	20 50.0	8 20.0	2 5.0	8 20.0	2 5.0	2 5.0	1 2.5	2 5.0	8 20.0	-

第25表:設問Ⅱ-(1) 現在の職種(13択/SA)

	有効回答 した短時間 労働者数計	専門的・ 技術的な 仕事	管理的な 仕事	事務の仕事			販売の仕事			サービスの仕事				保安の 仕事	運輸・ 通信の 仕事	生産 工程・ 労務の 仕事	その他の 仕事	無回答	
				計	事務	事務用 機械の 操作	計	販売 従事者	左記以外	計	個人に 対する サービス	居住 施設・ ビル等の 管理 サービス	その他の サービス						
計	6,208 100.0	899 14.5	34 0.5	2,351 37.9	2,172 35.0	179 2.9	541 8.7	504 8.1	37 0.6	584 9.4	452 7.3	106 1.7	26 0.4	90 1.4	157 2.5	1,272 20.5	106 1.7	174 2.8	
性別	男性	1,218 100.0	232 19.0	30 2.5	217 17.8	205 16.8	12 1.0	55 4.5	39 3.2	16 1.3	89 7.3	47 3.9	37 3.0	5 0.4	82 6.7	114 9.4	321 26.4	34 2.8	44 3.6
	女性	4,957 100.0	663 13.4	4 0.1	2,126 42.9	1,960 39.5	166 3.3	483 9.7	462 9.3	21 0.4	489 9.9	401 8.1	67 1.4	21 0.4	7 0.1	41 0.8	943 19.0	72 1.5	129 2.6
	無回答	33 100.0	4 12.1	-	8 24.2	7 21.2	1 3.0	3 9.1	3 9.1	-	6 18.2	4 12.1	2 6.1	-	1 3.0	2 6.1	8 24.2	-	1 3.0
年齢階級別	15～19歳	26 100.0	1 3.8	-	5 19.2	4 15.4	1 3.8	5 19.2	5 19.2	-	12 46.2	10 38.5	-	2 7.7	-	1 3.8	-	1 3.8	1 3.8
	20～24歳	179 100.0	23 12.8	1 0.6	68 38.0	65 36.3	3 1.7	23 12.8	22 12.3	1 0.6	37 20.7	26 14.5	4 2.2	7 3.9	2 1.1	-	18 10.1	2 1.1	5 2.8
	25～29歳	320 100.0	59 18.4	-	143 44.7	135 42.2	8 2.5	36 11.3	34 10.6	2 0.6	38 11.9	30 9.4	5 1.6	3 0.9	2 0.6	1 0.3	34 10.6	1 0.3	6 1.9
	30～34歳	525 100.0	110 21.0	1 0.2	252 48.0	238 45.3	14 2.7	33 6.3	31 5.9	2 0.4	37 7.0	33 6.3	3 0.6	1 0.2	3 0.6	8 1.5	68 13.0	3 0.6	10 1.9
	35～39歳	787 100.0	148 18.8	-	391 49.7	361 45.9	30 3.8	50 6.4	46 5.8	4 0.5	55 7.0	52 6.6	-	3 0.4	5 0.6	11 1.4	105 13.3	8 1.0	14 1.8
	40～44歳	781 100.0	129 16.5	4 0.5	390 49.9	357 45.7	33 4.2	53 6.8	47 6.0	6 0.8	61 7.8	52 6.7	8 1.0	1 0.1	1 0.1	9 1.2	122 15.6	5 0.6	7 0.9
	45～49歳	850 100.0	95 11.2	1 0.1	413 48.6	378 44.5	35 4.1	84 9.9	78 9.2	6 0.7	62 7.3	54 6.4	5 0.6	3 0.4	-	15 1.8	155 18.2	12 1.4	13 1.5
	50～54歳	686 100.0	55 8.0	-	248 36.2	221 32.2	27 3.9	95 13.8	94 13.7	1 0.1	83 12.1	72 10.5	10 1.5	1 0.1	2 0.3	13 1.9	162 23.6	13 1.9	15 2.2
	55～59歳	714 100.0	52 7.3	2 0.3	197 27.6	187 26.2	10 1.4	98 13.7	95 13.3	3 0.4	90 12.6	66 9.2	20 2.8	4 0.6	12 1.7	15 2.1	199 27.9	21 2.9	28 3.9
	60～64歳	933 100.0	146 15.6	18 1.9	202 21.7	189 20.3	13 1.4	57 6.1	46 4.9	11 1.2	72 7.7	40 4.3	31 3.3	1 0.1	34 3.6	49 5.3	283 30.3	28 3.0	44 4.7
	65歳以上	381 100.0	78 20.5	7 1.8	34 8.9	30 7.9	4 1.0	5 1.3	4 1.0	1 0.3	35 9.2	16 4.2	19 5.0	-	29 7.6	34 8.9	119 31.2	12 3.1	28 7.3
	無回答	26 100.0	3 11.5	-	8 30.8	7 26.9	1 3.8	2 7.7	2 7.7	-	2 7.7	1 3.8	1 3.8	-	-	1 3.8	7 26.9	-	3 11.5

第26表:設問Ⅱ-(2) 現在の役職(4択/SA)

		有効回答 した総時間 労働者数計	役職に ついて いる計	所属組織 の責任者 等への レベルの 役職 (店長、 工場長等) まで	現場の 責任者等 中間 レベルの 役職 (フロア長、 部門長等) まで	比較的 一般 従業員 に近い 役職 (売場長、 ライン長 等)まで	役職には ついて いない	無回答	
計		6,208 100.0	220 3.5	12 0.2	39 0.6	169 2.7	5,874 94.6	114 1.8	
性別	男性	1,218 100.0	107 8.8	10 0.8	28 2.3	69 5.7	1,081 88.8	30 2.5	
	女性	4,957 100.0	112 2.3	2 0.0	11 0.2	99 2.0	4,761 96.0	84 1.7	
	無回答	33 100.0	1 3.0	-	-	1 3.0	32 97.0	-	
年齢 階級 別	15～19歳	26 100.0	-	-	-	-	25 96.2	1 3.8	
	20～24歳	179 100.0	9 5.0	-	3 1.7	6 3.4	169 94.4	1 0.6	
	25～29歳	320 100.0	7 2.2	-	1 0.3	6 1.9	311 97.2	2 0.6	
	30～34歳	525 100.0	11 2.1	-	1 0.2	10 1.9	509 97.0	5 1.0	
	35～39歳	787 100.0	22 2.8	1 0.1	2 0.3	19 2.4	761 96.7	4 0.5	
	40～44歳	781 100.0	24 3.1	1 0.1	1 0.1	22 2.8	753 96.4	4 0.5	
	45～49歳	850 100.0	27 3.2	1 0.1	7 0.8	19 2.2	813 95.6	10 1.2	
	50～54歳	686 100.0	13 1.9	1 0.1	1 0.1	11 1.6	662 96.5	11 1.6	
	55～59歳	714 100.0	20 2.8	1 0.1	3 0.4	16 2.2	663 92.9	31 4.3	
	60～64歳	933 100.0	58 6.2	4 0.4	13 1.4	41 4.4	853 91.4	22 2.4	
	65歳以上	381 100.0	26 6.8	3 0.8	7 1.8	16 4.2	334 87.7	21 5.5	
	無回答	26 100.0	3 11.5	-	-	3 11.5	21 80.8	2 7.7	
	職 種 別	専門的・技術的な仕事	899 100.0	31 3.4	1 0.1	10 1.1	20 2.2	866 96.3	2 0.2
		管理的な仕事	34 100.0	28 82.4	5 14.7	11 32.4	12 35.3	6 17.6	-
事務の仕事計		2,351 100.0	39 1.7	-	6 0.3	33 1.4	2,290 97.4	22 0.9	
(内訳)事務		2,172 100.0	37 1.7	-	5 0.2	32 1.5	2,124 97.8	11 0.5	
(内訳)機械操作		179 100.0	2 1.1	-	1 0.6	1 0.6	166 92.7	11 6.1	
販売の仕事計		541 100.0	29 5.4	1 0.2	2 0.4	26 4.8	505 93.3	7 1.3	
(内訳)販売従事者		504 100.0	25 5.0	1 0.2	2 0.4	22 4.4	473 93.8	6 1.2	
(内訳)外交員など		37 100.0	4 10.8	-	-	4 10.8	32 86.5	1 2.7	
サービスの仕事計		584 100.0	33 5.7	-	5 0.9	28 4.8	544 93.2	7 1.2	
(内訳)個人に対する サービス		452 100.0	24 5.3	-	4 0.9	20 4.4	422 93.4	6 1.3	
(内訳)施設・ビル等の 管理サービス		106 100.0	8 7.5	-	1 0.9	7 6.6	97 91.5	1 0.9	
(内訳)その他の サービス		26 100.0	1 3.8	-	-	1 3.8	25 96.2	-	
保安の仕事		90 100.0	7 7.8	-	1 1.1	6 6.7	82 91.1	1 1.1	
運輸・通信の仕事		157 100.0	5 3.2	-	-	5 3.2	149 94.9	3 1.9	
生産工程・労務の仕事		1,272 100.0	30 2.4	-	2 0.2	28 2.2	1,219 95.8	23 1.8	
その他の仕事		106 100.0	6 5.7	-	-	6 5.7	98 92.5	2 1.9	
無回答		174 100.0	12 6.9	5 2.9	2 1.1	5 2.9	115 66.1	47 27.0	

第27表:設問Ⅱ-(3) 同じ仕事を行っている
正社員の有無(3択/SA)

	有効回答 した長時間 労働者数計	同じ内容の業務を行っている 正社員がいる		同じ 内容の 業務を 行っ てい る 正社員は いない		無回答 (※)	
		計	同じ 内容の 業務を 行い、 責任の 重さも 同じ 正社員が いる	責任の 重さは 違いが、 同じ業務 を行っ てい る 正社員が いる	同じ 内容の 業務を 行っ てい る 正社員は いない		
計	6,208	3,407	990	2,417	2,406	395	
	100.0	54.9	15.9	38.9	38.8	6.4	
性別	男性	1,218	729	204	525	387	102
		100.0	59.9	16.7	43.1	31.8	8.4
	女性	4,957	2,660	779	1,881	2,006	291
	100.0	53.7	15.7	37.9	40.5	5.9	
無回答	33	18	7	11	13	2	
	100.0	54.5	21.2	33.3	39.4	6.1	
年齢階級別	15～19歳	26	15	2	13	10	1
		100.0	57.7	7.7	50.0	38.5	3.8
	20～24歳	179	103	20	83	75	1
		100.0	57.5	11.2	46.4	41.9	0.6
	25～29歳	320	207	61	146	102	11
		100.0	64.7	19.1	45.6	31.9	3.4
	30～34歳	525	317	105	212	190	18
		100.0	60.4	20.0	40.4	36.2	3.4
	35～39歳	787	465	139	326	294	28
		100.0	59.1	17.7	41.4	37.4	3.6
	40～44歳	781	426	109	317	328	27
		100.0	54.5	14.0	40.6	42.0	3.5
	45～49歳	850	454	112	342	343	53
		100.0	53.4	13.2	40.2	40.4	6.2
	50～54歳	686	335	107	228	315	36
		100.0	48.8	15.6	33.2	45.9	5.2
	55～59歳	714	335	114	221	312	67
		100.0	46.9	16.0	31.0	43.7	9.4
	60～64歳	933	570	174	396	274	89
	100.0	61.1	18.6	42.4	29.4	9.5	
65歳以上	381	168	43	125	152	61	
	100.0	44.1	11.3	32.8	39.9	16.0	
無回答	26	12	4	8	11	3	
	100.0	46.2	15.4	30.8	42.3	11.5	
職種別	専門的・技術的な仕事	899	650	249	401	215	34
		100.0	72.3	27.7	44.6	23.9	3.8
	管理的な仕事	34	19	5	14	12	3
		100.0	55.9	14.7	41.2	35.3	8.8
	事務の仕事計	2,351	1,223	307	916	1,026	102
		100.0	52.0	13.1	39.0	43.6	4.3
	(内訳)事務	2,172	1,128	284	844	955	89
		100.0	51.9	13.1	38.9	44.0	4.1
	(内訳)機械操作	179	95	23	72	71	13
		100.0	53.1	12.8	40.2	39.7	7.3
	販売の仕事計	541	308	56	252	206	27
		100.0	56.9	10.4	46.6	38.1	5.0
	(内訳)販売従事者	504	282	49	233	197	25
		100.0	56.0	9.7	46.2	39.1	5.0
	(内訳)外交員など	37	26	7	19	9	2
		100.0	70.3	18.9	51.4	24.3	5.4
	サービスの仕事計	584	280	69	211	252	52
		100.0	47.9	11.8	36.1	43.2	8.9
	(内訳)個人に対するサービス	452	224	54	170	194	34
		100.0	49.6	11.9	37.6	42.9	7.5
	(内訳)施設・ビル等の管理サービス	106	43	14	29	47	16
		100.0	40.6	13.2	27.4	44.3	15.1
	(内訳)その他のサービス	26	13	1	12	11	2
		100.0	50.0	3.8	46.2	42.3	7.7
	保安の仕事	90	52	15	37	24	14
		100.0	57.8	16.7	41.1	26.7	15.6
	運輸・通信の仕事	157	80	25	55	65	12
		100.0	51.0	15.9	35.0	41.4	7.6
	生産工程・労務の仕事	1,272	676	226	450	509	87
	100.0	53.1	17.8	35.4	40.0	6.8	
その他の仕事	106	42	14	28	55	9	
	100.0	39.6	13.2	26.4	51.9	8.5	
無回答	174	77	24	53	42	55	
	100.0	44.3	13.8	30.5	24.1	31.6	
就業理由	家計の主たる稼ぎ手として生活を維持するため	1,490	863	254	609	499	128
		100.0	57.9	17.0	40.9	33.5	8.6
	主たる稼ぎ手ではないが生活維持するには不可欠	1,720	1,004	303	701	631	85
		100.0	58.4	17.6	40.8	36.7	4.9
	主たる稼ぎ手ではないが家計の足しにするため	2,689	1,422	400	1,022	1,109	158
		100.0	52.9	14.9	38.0	41.2	5.9
	自分の学費や娯楽費を稼ぐため	1,006	536	145	391	431	39
		100.0	53.3	14.4	38.9	42.8	3.9
	資格・技能を活かすため	578	387	144	243	160	31
		100.0	67.0	24.9	42.0	27.7	5.4
	以前の就業経験を活かすため	730	485	144	341	207	38
		100.0	66.4	19.7	46.7	28.4	5.2
	生きがい・社会参加のため	1,538	859	260	599	587	92
		100.0	55.9	16.9	38.9	38.2	6.0
	時間が余っているため	810	398	101	297	360	52
		100.0	49.1	12.5	36.7	44.4	6.4
子供に手がかからなくなったため	953	477	137	340	425	51	
	100.0	50.1	14.4	35.7	44.6	5.4	
その他	416	248	74	174	149	19	
	100.0	59.6	17.8	41.8	35.8	4.6	
無回答	24	12	5	7	8	4	
	100.0	50.0	20.8	29.2	33.3	16.7	

	有効回答 した短時間 労働者数計	同じ内容の業務を行っている 正社員がいる			同じ 内容の 業務を 行っている 正社員は いない	無回答 (※)	
		計	同じ 内容の 業務を 行い、 責任の 重さも 同じ 正社員が いる	責任の 重さは 違いますが、 同じ業務 を行っている 正社員が いる			
短時間労働者という働き方を選択した理由	都合の良い時間(日)に働きたいから	2,286	1,214	311	903	934	138
	100.0	53.1	13.6	39.5	40.9	6.0	
	勤務時間・日数が短いから	1,932	1,021	258	763	788	123
	100.0	52.8	13.4	39.5	40.8	6.4	
	就業調整ができるから	1,320	701	165	536	544	75
	100.0	53.1	12.5	40.6	41.2	5.7	
	軽易な仕事をしたかったから	292	119	13	106	159	14
	100.0	40.8	4.5	36.3	54.5	4.8	
	すぐ辞められるから	134	77	17	60	53	4
	100.0	57.5	12.7	44.8	39.6	3.0	
	正社員として採用されなかったから	1,010	588	187	401	366	56
	100.0	58.2	18.5	39.7	36.2	5.5	
	家庭の事情で正社員として働けないから	1,437	867	288	579	509	61
	100.0	60.3	20.0	40.3	35.4	4.2	
正社員として働くことが体力・精神的に難しい	917	504	142	362	378	35	
100.0	55.0	15.5	39.5	41.2	3.8		
転勤がないため	285	161	33	128	109	15	
100.0	56.5	11.6	44.9	38.2	5.3		
その他	827	479	142	337	296	52	
100.0	57.9	17.2	40.7	35.8	6.3		
無回答	95	51	21	30	24	20	
100.0	53.7	22.1	31.6	25.3	21.1		
過去1年間の就業調整	就業調整している	1,553	900	233	667	561	92
	100.0	58.0	15.0	42.9	36.1	5.9	
	就業調整していない	3,912	2,089	634	1,455	1,607	216
	100.0	53.4	16.2	37.2	41.1	5.5	
	その他・分からない	561	324	96	228	202	35
100.0	57.8	17.1	40.6	36.0	6.2		
無回答	182	94	27	67	36	52	
100.0	51.6	14.8	36.8	19.8	28.6		
現在の会社での勤続年数	1年未満	947	557	157	400	342	48
	100.0	58.8	16.6	42.2	36.1	5.1	
	1年以上3年未満	1,673	953	258	695	640	80
	100.0	57.0	15.4	41.5	38.3	4.8	
	3年以上5年未満	1,011	544	164	380	403	64
	100.0	53.8	16.2	37.6	39.9	6.3	
	5年以上10年未満	1,324	675	197	478	557	92
	100.0	51.0	14.9	36.1	42.1	6.9	
10年以上	1,101	593	187	406	424	84	
100.0	53.9	17.0	36.9	38.5	7.6		
無回答	152	85	27	58	40	27	
100.0	55.9	17.8	38.2	26.3	17.8		
雇入れ時の労働条件	書面かつ口頭で明示された	4,649	2,547	656	1,891	1,837	265
	100.0	54.8	14.1	40.7	39.5	5.7	
	書面あるいは口頭で明示された	1,295	708	270	438	502	85
	100.0	54.7	20.8	33.8	38.8	6.6	
	一切、説明を受けていない	124	72	34	38	40	12
100.0	58.1	27.4	30.6	32.3	9.7		
無回答	140	80	30	50	27	33	
100.0	57.1	21.4	35.7	19.3	23.6		
賃金水準の納得性	同じ業務・責任も同じ短時間労働者がいる計	3,407	3,407	990	2,417	-	-
	100.0	100.0	29.1	70.9	-	-	
	正社員と同等もしくはそれ以上の賃金水準である	120	120	58	62	-	-
	100.0	100.0	48.3	51.7	-	-	
	正社員より賃金水準は低い	1,808	1,808	370	1,438	-	-
	100.0	100.0	20.5	79.5	-	-	
	正社員より賃金水準は低く納得していない	958	958	418	540	-	-
	100.0	100.0	43.6	56.4	-	-	
	わからない(考えたことがない)	506	506	139	367	-	-
	100.0	100.0	27.5	72.5	-	-	
無回答	15	15	5	10	-	-	
100.0	100.0	33.3	66.7	-	-		
賃金以外の処遇で納得できないもの	昇進・昇格(キャリア・アップ)	358	358	141	217	-	-
	100.0	100.0	39.4	60.6	-	-	
	配置転換	99	99	41	58	-	-
	100.0	100.0	41.4	58.6	-	-	
	定期的な昇給	992	992	337	655	-	-
	100.0	100.0	34.0	66.0	-	-	
	教育訓練機会	235	235	63	172	-	-
	100.0	100.0	26.8	73.2	-	-	
	人事評価・考課	309	309	107	202	-	-
	100.0	100.0	34.6	65.4	-	-	
	通勤手当	236	236	64	172	-	-
	100.0	100.0	27.1	72.9	-	-	
	精勤手当	177	177	65	112	-	-
	100.0	100.0	36.7	63.3	-	-	
	役職手当	64	64	22	42	-	-
	100.0	100.0	34.4	65.6	-	-	
	家族手当	152	152	59	93	-	-
	100.0	100.0	38.8	61.2	-	-	
	住宅手当	184	184	77	107	-	-
	100.0	100.0	41.8	58.2	-	-	
	賞与	1,561	1,561	541	1,020	-	-
	100.0	100.0	34.7	65.3	-	-	
	退職金・企業年金	841	841	330	511	-	-
	100.0	100.0	39.2	60.8	-	-	
	財産形成制度	143	143	49	94	-	-
	100.0	100.0	34.3	65.7	-	-	
	産前・産後休業制度	247	247	86	161	-	-
100.0	100.0	34.8	65.2	-	-		
育児休業制度	238	238	86	152	-	-	
100.0	100.0	36.1	63.9	-	-		
介護休業制度	168	168	61	107	-	-	
100.0	100.0	36.3	63.7	-	-		
看護休暇	131	131	54	77	-	-	
100.0	100.0	41.2	58.8	-	-		
慶弔休暇	343	343	119	224	-	-	
100.0	100.0	34.7	65.3	-	-		
雇入時健康診断	47	47	11	36	-	-	
100.0	100.0	23.4	76.6	-	-		
定期健康診断	165	165	39	126	-	-	
100.0	100.0	23.6	76.4	-	-		

	有効回答した短時間労働者数計	同じ内容の業務を行っている正社員がいる			同じ内容の業務を行っている正社員はいない	無回答(※)	
		計	同じ内容の業務を行い、責任の重さも同じ正社員がいる	責任の重さは違いが、同じ業務を行っている正社員がいる			
資金以外の処遇で納得できないもの	共済会への加入	93	93	29	64	-	-
		100.0	100.0	31.2	68.8	-	-
	慶弔見舞金	155	155	63	92	-	-
		100.0	100.0	40.6	59.4	-	-
	保養施設の利用	95	95	19	76	-	-
		100.0	100.0	20.0	80.0	-	-
	託児施設の利用	34	34	10	24	-	-
		100.0	100.0	29.4	70.6	-	-
仕事に対する不満・不安	社内行事への参加	116	116	38	78	-	-
		100.0	100.0	32.8	67.2	-	-
	その他	257	257	80	177	-	-
		100.0	100.0	31.1	68.9	-	-
	無回答	993	993	232	761	-	-
		100.0	100.0	23.4	76.6	-	-
	不満・不安がある計	3,660	2,168	711	1,457	1,287	205
		100.0	59.2	19.4	39.8	35.2	5.6
雇用が不安定	957	526	141	385	371	60	
	100.0	55.0	14.7	40.2	38.8	6.3	
勤続が長いのに 有期契約である	654	415	149	266	195	44	
	100.0	63.5	22.8	40.7	29.8	6.7	
賃金が安い	1,917	1,187	435	752	616	114	
	100.0	61.9	22.7	39.2	32.1	5.9	
所定労働時間が希望に 合わない	300	176	60	116	110	14	
	100.0	58.7	20.0	38.7	36.7	4.7	
所定外労働が多い	213	128	53	75	75	10	
	100.0	60.1	24.9	35.2	35.2	4.7	
有給休暇がとりにくい	797	484	181	303	267	46	
	100.0	60.7	22.7	38.0	33.5	5.8	
短時間労働者としては 仕事がつらい	760	478	213	265	233	49	
	100.0	62.9	28.0	34.9	30.7	6.4	
自分の能力が 活かせない	242	147	48	99	85	10	
	100.0	60.7	19.8	40.9	35.1	4.1	
昇進機会に恵まれない	323	214	76	138	94	15	
	100.0	66.3	23.5	42.7	29.1	4.6	
正社員になれない	864	512	177	335	319	33	
	100.0	59.3	20.5	38.8	36.9	3.8	
教育訓練を受けられない	241	153	52	101	77	11	
	100.0	63.5	21.6	41.9	32.0	4.6	
福利厚生が正社員と 同様の扱いではない	558	341	114	227	184	33	
	100.0	61.1	20.4	40.7	33.0	5.9	
職場の人間関係が 良くない	476	282	99	183	169	25	
	100.0	59.2	20.8	38.4	35.5	5.3	
その他	292	154	65	89	123	15	
	100.0	52.7	22.3	30.5	42.1	5.1	
不満・不安はない	2,333	1,131	250	881	1,058	144	
	100.0	48.5	10.7	37.8	45.3	6.2	
無回答	215	108	29	79	61	46	
	100.0	50.2	13.5	36.7	28.4	21.4	
今後の働き方	短時間労働者を続けたい計	4,339	2,333	646	1,687	1,729	277
		100.0	53.8	14.9	38.9	39.8	6.4
	現在の会社で	4,085	2,190	600	1,590	1,633	262
		100.0	53.6	14.7	38.9	40.0	6.4
	別の会社で	254	143	46	97	96	15
		100.0	56.3	18.1	38.2	37.8	5.9
	正社員になりたい計	1,164	706	228	478	417	41
		100.0	60.7	19.6	41.1	35.8	3.5
	現在の会社で	676	428	164	264	222	26
		100.0	63.3	24.3	39.1	32.8	3.8
	別の会社で	488	278	64	214	195	15
		100.0	57.0	13.1	43.9	40.0	3.1
	その他	185	98	19	79	79	8
		100.0	53.0	10.3	42.7	42.7	4.3
	仕事をやめたい	151	78	31	47	60	13
		100.0	51.7	20.5	31.1	39.7	8.6
無回答	369	192	66	126	121	56	
	100.0	52.0	17.9	34.1	32.8	15.2	
就業環境の変化の進行を測る	変化があった	3,424	1,882	488	1,394	1,363	179
		100.0	55.0	14.3	40.7	39.8	5.2
	特に変化はない	2,575	1,420	468	952	991	164
		100.0	55.1	18.2	37.0	38.5	6.4
無回答	209	105	34	71	52	52	
	100.0	50.2	16.3	34.0	24.9	24.9	

※指定回答数オーバーの欠損扱い含む

第28表:設問Ⅱ-(4) 同じ仕事を行っている正社員が「いる」場合の賃金水準に対する納得性(4択/SA)

(第27表参照)						
	設問Ⅱ-(3)で同じ内容の業務を行っている正社員がいると回答した労働者数計	正社員と同等もしくはそれ以上の賃金水準である	正社員より賃金水準は低いが納得している	正社員より賃金水準は低いが納得していない	わからない(考えたことがない)	無回答(※)
計	3,407 100.0	120 3.5	1,808 53.1	958 28.1	506 14.9	15 0.4
性別						
男性	729 100.0	48 6.6	462 63.4	139 19.1	73 10.0	7 1.0
女性	2,660 100.0	72 2.7	1,336 50.2	814 30.6	430 16.2	8 0.3
無回答	18 100.0	-	10 55.6	5 27.8	3 16.7	-
年齢階級別						
15～19歳	15 100.0	-	8 53.3	-	7 46.7	-
20～24歳	103 100.0	3 2.9	44 42.7	29 28.2	27 26.2	-
25～29歳	207 100.0	12 5.8	100 48.3	59 28.5	36 17.4	-
30～34歳	317 100.0	15 4.7	170 53.6	82 25.9	49 15.5	1 0.3
35～39歳	465 100.0	18 3.9	222 47.7	129 27.7	94 20.2	2 0.4
40～44歳	426 100.0	14 3.3	218 51.2	135 31.7	59 13.8	-
45～49歳	454 100.0	12 2.6	234 51.5	145 31.9	63 13.9	-
50～54歳	335 100.0	8 2.4	153 45.7	121 36.1	52 15.5	1 0.3
55～59歳	335 100.0	9 2.7	167 49.9	109 32.5	45 13.4	5 1.5
60～64歳	570 100.0	23 4.0	361 63.3	124 21.8	57 10.0	5 0.9
65歳以上	168 100.0	6 3.6	121 72.0	24 14.3	16 9.5	1 0.6
無回答	12 100.0	-	10 83.3	1 8.3	1 8.3	-
職種別						
専門的・技術的な仕事	650 100.0	43 6.6	346 53.2	155 23.8	105 16.2	1 0.2
管理的な仕事	19 100.0	2 10.5	14 73.7	1 5.3	2 10.5	-
事務の仕事計	1,223 100.0	22 1.8	664 54.3	401 32.8	133 10.9	3 0.2
(内訳)事務	1,128 100.0	20 1.8	618 54.8	373 33.1	115 10.2	2 0.2
(内訳)機械操作	95 100.0	2 2.1	46 48.4	28 29.5	18 18.9	1 1.1
販売の仕事計	308 100.0	5 1.6	154 50.0	86 27.9	60 19.5	3 1.0
(内訳)販売従事者	282 100.0	3 1.1	137 48.6	82 29.1	58 20.6	2 0.7
(内訳)外交員など	26 100.0	2 7.7	17 65.4	4 15.4	2 7.7	1 3.8
サービスの仕事計	280 100.0	10 3.6	149 53.2	57 20.4	63 22.5	1 0.4
(内訳)個人に対するサービス	224 100.0	6 2.7	120 53.6	47 21.0	50 22.3	1 0.4
(内訳)施設・ビル等の管理サービス	43 100.0	4 9.3	22 51.2	7 16.3	7 23.3	-
(内訳)その他のサービス	13 100.0	-	7 53.8	3 23.1	3 23.1	-
保安の仕事	52 100.0	6 11.5	26 50.0	10 19.2	8 15.4	2 3.8
運輸・通信の仕事	80 100.0	13 16.3	46 57.5	6 7.5	14 17.5	1 1.3
生産工程・労務の仕事	676 100.0	16 2.4	345 51.0	208 30.8	103 15.2	4 0.6
その他の仕事	42 100.0	1 2.4	19 45.2	16 38.1	6 14.3	-
無回答	77 100.0	2 2.6	45 58.4	18 23.4	12 15.6	-
過去1年間の就業調整						
就業調整している	978 100.0	27 2.8	578 59.1	230 23.5	139 14.2	4 0.4
就業調整していない	2,279 100.0	80 3.5	1,212 53.2	692 30.4	288 12.6	7 0.3
その他・分からない	351 100.0	10 2.8	165 47.0	93 26.5	81 23.1	2 0.6
無回答	114 100.0	6 5.3	59 51.8	23 20.2	24 21.1	2 1.8
現在の会社での勤続年数						
1年未満	600 100.0	21 3.5	359 59.8	113 18.8	106 17.7	1 0.2
1年以上3年未満	1,017 100.0	42 4.1	588 57.8	242 23.8	141 13.9	4 0.4
3年以上5年未満	593 100.0	20 3.4	311 52.4	169 28.5	93 15.7	-
5年以上10年未満	753 100.0	14 1.9	396 52.6	242 32.1	98 13.0	3 0.4
10年以上	660 100.0	17 2.6	316 47.9	251 38.0	72 10.9	4 0.6
無回答	99 100.0	9 9.1	44 44.4	21 21.2	22 22.2	3 3.0

	設問Ⅱ-(3)で同じ内容の業務を行っている正社員がいると回答した労働者数計	正社員と同等もしくはそれ以上の賃金水準である	正社員より賃金水準は低いが納得している	正社員より賃金水準は低いが納得していない	わからない(考えたことがない)	無回答(※)	
不仕渡事・不安	不満・不安がある計	2,337 100.0	62 2.7	1,003 42.9	984 42.1	283 12.1	5 0.2
	不満・不安はない	1,247 100.0	56 4.5	922 73.9	38 3.0	227 18.2	4 0.3
	無回答	138 100.0	5 3.6	89 64.5	16 11.6	22 15.9	6 4.3
職改場行正の変機に上した	変化があった	2,031 100.0	79 3.9	1,158 57.0	447 22.0	342 16.8	5 0.2
	特に変化はない	1,561 100.0	38 2.4	783 50.2	566 36.3	170 10.9	4 0.3
	無回答	130 100.0	6 4.6	73 56.2	25 19.2	20 15.4	6 4.6

※指定回答数オーバーの欠損扱い含む

第29表:設問Ⅱ-(5) 賃金水準について納得できる理由
(7択/該当2つまで○の複数回答)

(第28表参照)													
	設問Ⅱ-(4)で「賃金水準は低い」と回答した短時間労働者数計	責任の重さが違うから	勤務時間の自由度が違うから	残業の回数や時間が違うから	人事異動や転勤の頻度が違うから	正社員には、真贋がより期待されているから	もともとそういった内容で自分も納得しているから	その他計(自由記述含む)	(その他内訳)				無回答(※)
									定年再雇用だから	正社員はその他の仕事も持っている(範囲が広い)から	正社員には専門的知識や資格所持等が求められるから	左記以外	
計	1,808	843	682	191	55	124	800	38	18	4	5	11	149
	100.0	46.6	37.7	10.6	3.0	6.9	44.2	2.1	1.0	0.2	0.3	0.6	8.2
性別													
男性	462	163	152	28	9	29	255	16	12	1	-	3	40
	100.0	35.3	32.9	6.1	1.9	6.3	55.2	3.5	2.6	0.2	-	0.6	8.7
女性	1,336	674	526	162	46	95	542	22	6	3	5	8	108
	100.0	50.4	39.4	12.1	3.4	7.1	40.6	1.6	0.4	0.2	0.4	0.6	8.1
無回答	10	6	4	1	-	-	3	-	-	-	-	-	1
	100.0	60.0	40.0	10.0	-	-	30.0	-	-	-	-	-	10.0
年齢階級別													
15~19歳	8	6	2	-	-	-	3	-	-	-	-	-	1
	100.0	75.0	25.0	-	-	-	37.5	-	-	-	-	-	12.5
20~24歳	44	25	11	8	3	5	14	-	-	-	-	-	5
	100.0	56.8	25.0	18.2	6.8	11.4	31.8	-	-	-	-	-	11.4
25~29歳	100	56	36	14	2	13	32	3	-	-	1	2	14
	100.0	56.0	36.0	14.0	2.0	13.0	32.0	3.0	-	-	1.0	2.0	14.0
30~34歳	170	87	64	27	7	13	69	2	-	1	-	1	13
	100.0	51.2	37.6	15.9	4.1	7.6	40.6	1.2	-	0.6	-	0.6	7.6
35~39歳	222	110	98	39	7	10	75	4	-	1	2	1	25
	100.0	49.5	44.1	17.6	3.2	4.5	33.8	1.8	-	0.5	0.9	0.5	11.3
40~44歳	218	125	94	31	11	14	79	3	-	-	-	3	11
	100.0	57.3	43.1	14.2	5.0	6.4	36.2	1.4	-	-	-	1.4	5.0
45~49歳	234	121	91	27	8	24	93	3	-	-	2	1	17
	100.0	51.7	38.9	11.5	3.4	10.3	39.7	1.3	-	-	0.9	0.4	7.3
50~54歳	153	82	51	17	6	5	72	2	-	1	-	1	9
	100.0	53.6	33.3	11.1	3.9	3.3	47.1	1.3	-	0.7	-	0.7	5.9
55~59歳	167	79	61	8	5	14	80	1	-	-	-	1	14
	100.0	47.3	36.5	4.8	3.0	8.4	47.9	0.6	-	-	-	0.6	8.4
60~64歳	361	113	127	14	4	21	206	19	18	-	-	1	28
	100.0	31.3	35.2	3.9	1.1	5.8	57.1	5.3	5.0	-	-	0.3	7.8
65歳以上	121	35	44	5	2	4	72	1	-	1	-	-	12
	100.0	28.9	36.4	4.1	1.7	3.3	59.5	0.8	-	0.8	-	-	9.9
無回答	10	4	3	1	-	1	5	-	-	-	-	-	-
	100.0	40.0	30.0	10.0	-	10.0	50.0	-	-	-	-	-	-
職種別													
専門的・技術的な仕事	346	134	172	42	-	15	170	7	3	1	-	3	27
	100.0	38.7	49.7	12.1	-	4.3	49.1	2.0	0.9	0.3	-	0.9	7.8
管理的な仕事	14	5	9	-	1	-	6	1	-	1	-	-	-
	100.0	35.7	64.3	-	7.1	-	42.9	7.1	-	7.1	-	-	-
事務の仕事計	664	341	226	83	23	50	292	14	4	2	3	5	58
	100.0	51.4	34.0	12.5	3.5	7.5	44.0	2.1	0.6	0.3	0.5	0.8	8.7
(内訳)事務	618	314	206	76	22	48	273	13	4	2	3	4	56
	100.0	50.8	33.3	12.3	3.6	7.8	44.2	2.1	0.6	0.3	0.5	0.6	9.1
(内訳)機械操作	46	27	20	7	1	2	19	1	-	-	-	1	2
	100.0	58.7	43.5	15.2	2.2	4.3	41.3	2.2	-	-	-	2.2	4.3
販売の仕事計	154	86	38	15	16	16	58	2	-	-	1	1	13
	100.0	55.8	24.7	9.7	10.4	10.4	37.7	1.3	-	-	0.6	0.6	8.4
(内訳)販売従事者	137	84	34	15	15	15	46	2	-	-	1	1	10
	100.0	61.3	24.8	10.9	10.9	10.9	33.6	1.5	-	-	0.7	0.7	7.3
(内訳)外交員など	17	2	4	-	1	1	12	-	-	-	-	-	3
	100.0	11.8	23.5	-	5.9	5.9	70.6	-	-	-	-	-	17.6
サービスの仕事計	149	74	57	7	7	14	59	-	-	-	-	-	13
	100.0	49.7	38.3	4.7	4.7	9.4	39.6	-	-	-	-	-	8.7
(内訳)個人に対するサービス	120	59	45	7	7	12	43	-	-	-	-	-	12
	100.0	49.2	37.5	5.8	5.8	10.0	35.8	-	-	-	-	-	10.0
(内訳)施設・ビル等の管理サービス	22	10	9	-	-	1	13	-	-	-	-	-	1
	100.0	45.5	40.9	-	-	4.5	59.1	-	-	-	-	-	4.5
(内訳)その他のサービス	7	5	3	-	-	1	3	-	-	-	-	-	-
	100.0	71.4	42.9	-	-	14.3	42.9	-	-	-	-	-	-
保安の仕事	26	8	8	1	-	2	15	1	1	-	-	-	1
	100.0	30.8	30.8	3.8	-	7.7	57.7	3.8	3.8	-	-	-	3.8
運輸・通信の仕事	46	13	17	6	-	1	21	-	-	-	-	-	8
	100.0	28.3	37.0	13.0	-	2.2	45.7	-	-	-	-	-	17.4
生産工程・労務の仕事	345	152	139	33	4	25	153	11	9	-	1	1	23
	100.0	44.1	40.3	9.6	1.2	7.2	44.3	3.2	2.6	-	0.3	0.3	6.7
その他の仕事	19	8	4	-	-	1	10	-	-	-	-	-	2
	100.0	42.1	21.1	-	-	5.3	52.6	-	-	-	-	-	10.5
無回答	45	22	12	4	4	-	16	2	1	-	-	1	4
	100.0	48.9	26.7	8.9	8.9	-	35.6	4.4	2.2	-	-	2.2	8.9

※指定回答数オーバーの欠損扱い含む

その他(左記以外)の意見
成績の違いがあるから(販売)
経験の差があるから(専門・技術)
正社員は身分だから(事務)
正社員とは学歴の違いがあるから(正社員は大卒、短時間労働者は高卒等)(事務)
障害者採用だから(事務)
個人的な都合があるから(学生(専門・技術)、副業・掛け持ち(事務))

第30表:設問Ⅱ-(6) 賃金水準について納得できない理由(4択/SA)

	(第28表参照)													無回答 (※)
	Ⅱ-(4)で 賃金水準 は低く 納得して いないと 回答した 有効回答 者数計	正社員と 同じ内容 の仕事を している のに差が あるから	人事異動 などの 理由を 考慮して も差が 大きすぎる から	同じ 地域・ 職種の 短時間 労働者等 の相場より 低いから	その他 計 (自由記述 含む)	賃金が 上がら ない ・むしろ 下げられ たから	その他 処遇に 対する 不満(賞与 や退職金 がない等) がある から	正社員 より 働いて いる 正社員 の方が 仕事の 出来が 悪いから	仕事内容 の割に 賃金が 低い・ 絶対水準 が低すぎる から	もっと 長い時間 働きたい のに働け ないから	左記以外			
計	958	708	52	108	57	10	12	17	6	1	11	33		
	100.0	73.9	5.4	11.3	5.9	1.0	1.3	1.8	0.6	0.1	1.1	3.4		
性別														
男性	139	113	7	10	8	-	-	3	4	-	1	1		
	100.0	81.3	5.0	7.2	5.8	-	-	2.2	2.9	-	0.7	0.7		
女性	814	591	45	97	49	10	12	14	2	1	10	32		
	100.0	72.6	5.5	11.9	6.0	1.2	1.5	1.7	0.2	0.1	1.2	3.9		
無回答	5	4	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-		
	100.0	80.0	-	20.0	-	-	-	-	-	-	-	-		
年齢階級別														
15~19歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
20~24歳	29	19	2	3	3	-	-	2	-	-	1	2		
	100.0	65.5	6.9	10.3	10.3	-	-	6.9	-	-	3.4	6.9		
25~29歳	59	42	7	5	3	-	-	1	-	-	2	2		
	100.0	71.2	11.9	8.5	5.1	-	-	1.7	-	-	3.4	3.4		
30~34歳	82	59	7	6	7	-	2	-	1	-	4	3		
	100.0	72.0	8.5	7.3	8.5	-	2.4	-	1.2	-	4.9	3.7		
35~39歳	129	90	9	17	6	-	1	4	1	-	-	7		
	100.0	69.8	7.0	13.2	4.7	-	0.8	3.1	0.8	-	-	5.4		
40~44歳	135	100	8	16	9	2	3	1	2	-	1	2		
	100.0	74.1	5.9	11.9	6.7	1.5	2.2	0.7	1.5	-	0.7	1.5		
45~49歳	145	105	7	19	9	4	4	-	1	-	-	5		
	100.0	72.4	4.8	13.1	6.2	2.8	2.8	-	0.7	-	-	3.4		
50~54歳	121	84	3	19	10	4	1	5	-	-	-	5		
	100.0	69.4	2.5	15.7	8.3	3.3	0.8	4.1	-	-	-	4.1		
55~59歳	109	86	4	11	3	-	1	1	-	-	1	5		
	100.0	78.9	3.7	10.1	2.8	-	0.9	0.9	-	-	0.9	4.6		
60~64歳	124	100	5	11	6	-	-	2	1	1	2	2		
	100.0	80.6	4.0	8.9	4.8	-	-	1.6	0.8	0.8	1.6	1.6		
65歳以上	24	23	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-		
	100.0	95.8	-	4.2	-	-	-	-	-	-	-	-		
無回答	1	-	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-		
	100.0	-	-	-	100.0	-	-	100.0	-	-	-	-		
職種別														
専門的・技術的な仕事	155	109	9	19	9	1	2	2	1	-	3	9		
	100.0	70.3	5.8	12.3	5.8	0.6	1.3	1.3	0.6	-	1.9	5.8		
管理的な仕事	1	-	-	-	1	-	-	-	1	-	-	-		
	100.0	-	-	-	100.0	-	-	-	100.0	-	-	-		
事務の仕事計	401	286	35	48	20	3	7	8	1	-	1	12		
	100.0	71.3	8.7	12.0	5.0	0.7	1.7	2.0	0.2	-	0.2	3.0		
(内訳)事務	373	266	34	45	17	3	6	6	1	-	1	11		
	100.0	71.3	9.1	12.1	4.6	0.8	1.6	1.6	0.3	-	0.3	2.9		
(内訳)機械操作	28	20	1	3	3	-	1	2	-	-	-	1		
	100.0	71.4	3.6	10.7	10.7	-	3.6	7.1	-	-	-	3.6		
販売の仕事計	86	57	4	15	5	-	2	1	-	1	1	5		
	100.0	66.3	4.7	17.4	5.8	-	2.3	1.2	-	1.2	1.2	5.8		
(内訳)販売従事者	82	55	4	14	5	-	2	1	-	1	1	4		
	100.0	67.1	4.9	17.1	6.1	-	2.4	1.2	-	1.2	1.2	4.9		
(内訳)外交員など	4	2	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1		
	100.0	50.0	-	25.0	-	-	-	-	-	-	-	25.0		
サービスの仕事計	57	38	1	8	8	3	1	-	-	-	4	2		
	100.0	66.7	1.8	14.0	14.0	5.3	1.8	-	-	-	7.0	3.5		
(内訳)個人に対するサービス	47	32	1	6	7	3	1	-	-	-	3	1		
	100.0	68.1	2.1	12.8	14.9	6.4	2.1	-	-	-	6.4	2.1		
(内訳)施設・ビル等の管理サービス	7	4	-	1	1	-	-	-	-	-	1	1		
	100.0	57.1	-	14.3	14.3	-	-	-	-	-	14.3	14.3		
(内訳)その他のサービス	3	2	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-		
	100.0	66.7	-	33.3	-	-	-	-	-	-	-	-		
保安の仕事	10	8	-	-	2	-	-	-	2	-	-	-		
	100.0	80.0	-	-	20.0	-	-	-	20.0	-	-	-		
運輸・通信の仕事	6	4	-	-	2	1	-	-	-	-	1	-		
	100.0	66.7	-	-	33.3	16.7	-	-	-	-	16.7	-		
生産工程・労務の仕事	208	179	3	13	8	1	-	5	1	-	1	5		
	100.0	86.1	1.4	6.3	3.8	0.5	-	2.4	0.5	-	0.5	2.4		
その他の仕事	16	12	-	3	1	1	-	-	-	-	-	-		
	100.0	75.0	-	18.8	6.3	6.3	-	-	-	-	-	-		
無回答	18	15	-	2	1	-	-	1	-	-	-	-		
	100.0	83.3	-	11.1	5.6	-	-	5.6	-	-	-	-		

※指定回答数オーバーの欠損扱い含む

その他(左記以外)の意見
正社員との比較よりむしろ同じ職種のパート間で、店舗により賃金差があるから(販売)
正社員との比較よりむしろパート間で、仕事量が大きく異なるのに時給は一律だから(事務)
契約内容以外の仕事(業務内容、責任等)をさせられることがあるから(運輸・通信、サービス)
定年再雇用で正社員からパートへ切り換えられたが、仕事自体は以前と変化がないから(生産工程・労務)
経験や資格取得等を一切考慮してくれないから(サービス)
仕事内容は同じでも、契約期間満了に伴い、処遇や労働条件等が引き継がないから(専門・技術)

第31表:設問Ⅱ-(7) 同じ仕事を行っている正社員と比べた時間当たりの賃金で納得できる水準(6択/SA)

(第28表参照)

	設問Ⅱ-(4)で「正社員が賃金水準は低く納得していない」と回答した短時間労働者数(958+506)計	正社員と同じ(差はない)	9割程度	8割程度	7割程度	6割程度	5割以下でも構わない	無回答(※)
計	1,464	285	159	390	228	111	53	238
性別	100.0	19.5	10.9	26.6	15.6	7.6	3.6	16.3
男性	212	53	15	48	28	23	12	33
女性	1,244	229	144	340	199	88	41	203
無回答	100.0	18.4	11.6	27.3	16.0	7.1	3.3	16.3
年齢階級別	8	3	-	2	1	-	-	2
15～19歳	100.0	37.5	-	25.0	12.5	-	-	25.0
20～24歳	7	1	-	3	3	-	-	-
25～29歳	100.0	14.3	-	42.9	42.9	-	-	-
30～34歳	56	4	7	14	11	3	2	15
35～39歳	100.0	7.1	12.5	25.0	19.6	5.4	3.6	26.8
40～44歳	95	20	15	26	11	7	2	14
45～49歳	100.0	21.1	15.8	27.4	11.6	7.4	2.1	14.7
50～54歳	131	32	11	37	19	11	4	17
55～59歳	100.0	24.4	8.4	28.2	14.5	8.4	3.1	13.0
60～64歳	223	39	30	75	33	17	8	21
65歳以上	100.0	17.5	13.5	33.6	14.8	7.6	3.6	9.4
無回答	194	32	25	60	35	11	7	24
職種別	100.0	16.5	12.9	30.9	18.0	5.7	3.6	12.4
専門的・技術的な仕事	208	45	24	53	35	16	5	30
管理的な仕事	100.0	21.6	11.5	25.5	16.8	7.7	2.4	14.4
事務の仕事計	173	36	18	40	23	9	7	40
(内訳)事務	100.0	20.8	10.4	23.1	13.3	5.2	4.0	23.1
(内訳)機械操作	154	30	14	39	26	13	4	28
販売の仕事計	100.0	19.5	9.1	25.3	16.9	8.4	2.6	18.2
(内訳)販売従事者	146	16	10	31	28	17	8	36
(内訳)外交員など	100.0	11.0	6.8	21.2	19.2	11.6	5.5	24.7
サービスの仕事計	140	16	10	29	28	16	7	34
(内訳)個人に対するサービス	100.0	11.4	7.1	20.7	20.0	11.4	5.0	24.3
(内訳)施設・ビル等の管理サービス	6	-	-	2	-	1	1	2
(内訳)その他のサービス	100.0	-	-	33.3	-	16.7	33.3	-
保安の仕事	120	22	15	32	15	11	2	23
運輸・通信の仕事	100.0	18.3	12.5	26.7	12.5	9.2	1.7	19.2
生産工程・労務の仕事	97	17	13	25	12	10	1	19
その他の仕事	100.0	17.5	13.4	25.8	12.4	10.3	1.0	19.6
無回答	17	4	2	4	1	1	1	4
過去1年間の就業調整	100.0	23.5	11.8	23.5	5.9	5.9	5.9	23.5
就業調整している	6	1	-	3	2	-	-	-
就業調整していない	100.0	16.7	-	50.0	33.3	-	-	-
その他の分からない	18	4	1	5	1	2	-	5
無回答	100.0	22.2	5.6	27.8	5.6	11.1	-	27.8
現在の会社での勤続年数	20	4	-	3	-	1	3	9
1年未満	100.0	20.0	-	15.0	-	5.0	15.0	45.0
1年以上3年未満	311	72	30	71	50	24	11	53
3年以上5年未満	100.0	23.2	9.6	22.8	16.1	7.7	3.5	17.0
5年以上10年未満	22	4	3	5	3	4	-	3
10年以上	100.0	18.2	13.6	22.7	13.6	18.2	-	13.6
無回答	30	4	4	3	4	6	3	6
過去1年間の就業調整	100.0	13.3	13.3	10.0	13.3	20.0	10.0	20.0
就業調整している	369	54	33	107	65	32	13	65
就業調整していない	100.0	14.6	8.9	29.0	17.8	8.7	3.5	17.6
その他・分からない	980	202	107	247	149	67	36	172
無回答	100.0	20.6	10.9	25.2	15.2	6.8	3.7	17.6
1年未満	174	31	23	39	27	20	5	29
1年以上3年未満	100.0	17.8	13.2	22.4	15.5	11.5	2.9	16.7
3年以上5年未満	47	8	4	12	4	1	3	15
5年以上10年未満	100.0	17.0	8.5	25.5	8.5	2.1	6.4	31.9
10年以上	217	37	21	56	44	21	8	32
無回答	100.0	17.1	9.7	25.8	20.3	9.7	3.7	14.7
1年以上3年未満	383	77	45	103	58	30	14	56
3年以上5年未満	100.0	20.1	11.7	26.9	15.1	7.8	3.7	14.6
5年以上10年未満	262	48	25	78	38	18	11	44
10年以上	100.0	18.3	9.5	29.8	14.5	6.9	4.2	16.8
無回答	340	63	35	92	50	20	7	73
過去1年間の就業調整	100.0	18.5	10.3	27.1	14.7	5.9	2.1	21.5
就業調整している	323	62	37	68	54	26	13	63
就業調整していない	100.0	19.2	11.5	21.1	16.7	8.0	4.0	19.5
その他・分からない	43	8	4	8	1	5	4	13
無回答	100.0	18.6	9.3	18.6	2.3	11.6	9.3	30.2

	設問Ⅱ-(4)で「正社員が賃金水準は低く納得していない」と回答した短時間労働者数(958+506)計	正社員と同じ(差はない)	9割程度	8割程度	7割程度	6割程度	5割以下でも構わない	無回答(※)
雇入れ時の労働条件	1,049	189	123	285	161	82	41	168
書面かつ口頭で明示された	100.0	18.0	11.7	27.2	15.3	7.8	3.9	16.0
書面あるいは口頭で明示された	434	89	35	101	72	33	13	91
一切、説明を受けていない	100.0	20.5	8.1	23.3	16.6	7.6	3.0	21.0
無回答	52	14	6	12	8	3	1	8
無回答	100.0	26.9	11.5	23.1	15.4	5.8	1.9	15.4
不満足・不安がある計	35	3	3	7	4	2	2	14
不満足・不安はない	100.0	8.6	8.6	20.0	11.4	5.7	5.7	40.0
無回答	1,267	253	142	332	204	97	27	212
変化があった	100.0	20.0	11.2	26.2	16.1	7.7	2.1	16.7
特に変化はない	265	41	21	62	38	21	29	53
無回答	100.0	15.5	7.9	23.4	14.3	7.9	10.9	20.0
職歴改編行正のをバ変機1化にし法たの	38	1	4	11	3	2	1	16
変化があった	100.0	2.6	10.5	28.9	7.9	5.3	2.6	42.1
特に変化はない	789	145	88	199	133	55	28	141
無回答	100.0	18.4	11.2	25.2	16.9	7.0	3.5	17.9
無回答	736	147	75	197	106	62	26	123
無回答	100.0	20.0	10.2	26.8	14.4	8.4	3.5	16.7
無回答	45	3	4	9	6	3	3	17
無回答	100.0	6.7	8.9	20.0	13.3	6.7	6.7	37.8

※未記入の理由として、欄外記入されていたのは「正社員の賃金水準が不明のため回答しようがない」や「身分がまったく違うので考えたことすらない」等。また、指定回答数オーバーの欠損扱い含む

第32表:設問Ⅱ-(8) 賃金以外の処遇等で仕事と同じ正社員と取扱いが異なっており、
 納得できないと考えているもの(26択/該当すべてに○の複数回答)

		(第27表参照)																					
		最高 II-18で 同じ内容 の業務を 持っている 正社員が いる」と 回答した 雇用前 労働者数 計	昇進・ 昇格 (キヤリア、 アップ)	配置転換	定期的な 昇給	教育訓練 機会	人事評 価・考課	通勤手当	精勤手当	役職手当	家族手当	住宅手当	賞与	退職金・ 企業年金	財産形成 制度	産前・ 産後休業 制度	育児休業 制度	介護休業 制度	看護休暇	慶弔休暇	雇入時 健康診断	定期健康 診断	共済会へ の加入
計		3,407	358	99	992	235	309	236	177	64	152	184	1,561	841	143	247	238	168	131	343	47	165	93
		100.0	10.5	2.9	29.1	6.9	9.1	6.9	5.2	1.9	4.5	5.4	45.8	24.7	4.2	7.2	7.0	4.9	3.8	10.1	1.4	4.8	2.7
性別	男性	729	59	15	131	21	39	46	30	12	40	45	242	88	17	7	6	8	7	31	6	29	14
		100.0	8.1	2.1	18.0	2.9	5.3	6.3	4.1	1.6	5.5	6.2	33.2	12.1	2.3	1.0	0.8	1.1	1.0	4.3	0.8	4.0	1.9
	女性	2,660	297	82	855	211	266	188	146	51	109	135	1,312	750	126	239	231	158	123	308	40	134	79
		100.0	11.2	3.1	32.1	7.9	10.0	7.1	5.5	1.9	4.1	5.1	49.3	28.2	4.7	9.0	8.7	5.9	4.6	11.6	1.5	5.0	3.0
無回答		18	2	2	6	3	4	2	1	1	3	4	7	3	-	1	1	2	1	4	1	2	-
		100.0	11.1	11.1	33.3	16.7	22.2	11.1	5.6	5.6	16.7	22.2	38.9	16.7	-	5.6	5.6	11.1	5.6	22.2	5.6	11.1	-
年齢 級別	15~19歳	15	2	-	1	-	-	2	-	-	-	-	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		100.0	13.3	-	6.7	-	-	13.3	-	-	-	-	13.3	6.7	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	20~24歳	103	15	2	22	10	8	9	3	2	2	6	39	19	-	8	5	-	-	3	-	2	1
		100.0	14.6	1.9	21.4	9.7	7.8	8.7	2.9	1.9	1.9	5.8	37.9	18.4	-	7.8	4.9	-	-	2.9	-	1.9	1.0
	25~29歳	207	30	4	45	17	15	12	10	8	11	22	102	58	12	38	35	9	4	10	7	6	7
		100.0	14.5	1.9	21.7	8.2	7.2	5.8	4.8	3.9	5.3	10.6	49.3	28.0	5.8	18.4	16.9	4.3	1.9	4.8	3.4	2.9	3.4
	30~34歳	317	41	10	98	27	25	26	13	17	23	26	141	90	18	49	57	16	16	32	5	11	8
		100.0	12.9	3.2	30.9	8.5	7.9	8.2	4.1	5.4	7.3	8.2	44.5	28.4	5.7	15.5	18.0	5.0	5.0	10.1	1.6	3.5	2.5
	35~39歳	465	53	19	156	43	55	29	23	11	22	28	227	123	17	53	52	21	19	39	10	22	16
		100.0	11.4	4.1	33.5	9.2	11.8	6.2	4.9	2.4	4.7	6.0	48.8	26.5	3.7	11.4	11.2	4.5	4.1	8.4	2.2	4.7	3.4
	40~44歳	426	67	15	131	39	61	24	24	6	21	23	206	105	26	33	31	29	28	45	9	19	15
		100.0	15.7	3.5	30.8	9.2	14.3	5.6	5.6	1.4	4.9	5.4	48.4	24.6	6.1	7.7	7.3	6.8	6.6	10.6	2.1	4.5	3.5
	45~49歳	454	40	16	156	36	41	36	24	2	15	15	232	141	19	25	22	30	23	61	1	20	13
		100.0	8.8	3.5	34.4	7.9	9.0	7.9	5.3	0.4	3.3	3.3	51.1	31.1	4.2	5.5	4.8	6.6	5.1	13.4	0.2	4.4	2.9
	50~54歳	335	36	10	134	19	32	24	26	4	13	19	178	108	10	17	15	27	16	62	4	21	7
		100.0	10.7	3.0	40.0	5.7	9.6	7.2	7.8	1.2	3.9	5.7	51.3	32.2	3.0	5.1	4.5	8.1	4.8	18.5	1.2	6.3	2.1
	55~59歳	335	36	12	120	23	29	34	24	7	14	14	173	103	22	14	13	21	14	46	6	24	11
		100.0	10.7	3.6	35.8	6.9	8.7	10.1	7.2	2.1	4.2	4.2	51.6	30.7	6.6	4.2	3.9	6.3	4.2	13.7	1.8	7.2	3.3
	60~64歳	570	27	7	104	16	36	31	18	5	20	24	197	75	16	9	7	13	9	33	3	24	13
		100.0	4.7	1.2	18.2	2.8	6.3	5.4	3.2	0.9	3.5	4.2	34.6	13.2	2.8	1.6	1.2	2.3	1.6	5.8	0.5	4.2	2.3
	65歳以上	168	10	3	24	4	6	8	10	1	10	6	60	16	3	1	1	2	2	11	1	14	2
		100.0	6.0	1.8	14.3	2.4	3.6	4.8	6.0	0.6	6.0	3.6	35.7	9.5	1.8	0.6	0.6	1.2	1.2	6.5	0.6	8.3	1.2
無回答		12	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	4	2	-	-	-	-	-	1	1	2	-
		100.0	8.3	8.3	8.3	8.3	8.3	8.3	16.7	8.3	8.3	8.3	33.3	16.7	-	-	-	-	-	8.3	8.3	16.7	-
職種別	専門的・技術的な仕事	650	62	16	188	45	51	36	38	14	49	59	276	187	22	57	59	29	28	60	6	19	20
		100.0	9.5	2.5	28.9	6.9	7.8	5.5	5.8	2.2	7.5	9.1	42.5	28.8	3.4	8.8	9.1	4.5	4.3	9.2	0.9	2.9	3.1
	管理的な仕事	19	2	-	4	1	2	1	-	1	2	2	10	3	1	-	-	-	-	-	-	1	-
		100.0	10.5	-	21.1	5.3	10.5	5.3	-	5.3	10.5	10.5	52.6	15.8	5.3	-	-	-	-	-	-	-	5.3
	事務の仕事計	1,223	150	44	406	128	138	71	56	24	53	74	649	351	73	116	118	85	61	151	20	58	47
		100.0	12.3	3.6	33.2	10.5	11.3	5.8	4.6	2.0	4.3	6.1	53.1	28.7	6.0	9.5	9.6	7.0	5.0	12.3	1.6	4.7	3.8
	(内訳)事務	1,128	142	42	377	122	129	58	51	24	49	70	610	329	68	110	111	83	59	139	18	49	47
		100.0	12.6	3.7	33.4	10.8	11.4	5.1	4.5	2.1	4.3	6.2	54.1	29.2	6.0	9.8	9.8	7.4	5.2	12.3	1.6	4.3	4.2
	(内訳)機械操作	95	8	2	29	6	9	13	5	-	4	4	39	22	5	6	7	2	2	12	2	9	-
		100.0	8.4	2.1	30.5	6.3	9.5	13.7	5.3	-	4.2	4.2	41.1	23.2	5.3	6.3	7.4	2.1	2.1	12.6	2.1	9.5	-
	販売の仕事計	308	34	2	73	20	33	34	16	4	4	4	135	62	7	20	13	11	9	34	4	20	5
		100.0	11.0	0.6	23.7	6.5	10.7	11.0	5.2	1.3	1.3	1.3	43.8	20.1	2.3	6.5	4.2	3.6	2.9	11.0	1.3	6.5	1.6
	(内訳)販売従事者	282	34	2	69	19	32	30	15	4	4	4	124	58	7	20	13	11	9	32	4	19	5
		100.0	12.1	0.7	24.5	6.7	11.3	10.6	5.3	1.4	1.4	1.4	44.0	20.6	2.5	7.1	4.6	3.9	3.2	11.3	1.4	6.7	1.8
	(内訳)外交員など	26	-	-	4	1	1	4	1	-	-	-	11	4	-	-	-	-	-	2	-	1	-
		100.0	-	-	15.4	3.8	3.8	15.4	3.8	-	-	-	42.3	15.4	-	-	-	-	-	7.7	-	3.8	-
	サービスの仕事計	280	27	7	78	13	20	27	11	6	3	7	106	37	5	10	11	9	5	13	3	15	3
		100.0	9.6	2.5	27.9	4.6	7.1	9.6	3.9	2.1	1.1	2.5	37.9	13.2	1.8	3.6	3.9	3.2	1.8	4.6	1.1	5.4	1.1
	(内訳)個人に対する サービス	224	25	6	70	13	18	18	10	5	3	6	86	30	5	9	10	6	3	9	1	9	2
		100.0	11.2	2.7	31.3	5.8	8.0	8.0	4.5	2.2	1.3	2.7	38.4	13.4	2.2	4.0	4.5	2.7	1.3	4.0	0.4	4.0	0.9
	(内訳)施設・ビル等の 管理サービス	43	1	-	5	-	2	6	1	-	-	1	15	4	-	-	1	2	1	2	1	4	1
		100.0	2.3	-	11.6	-	4.7	14.0	2.3	-	-	2.3	34.9	9.3	-	-	2.3	4.7	2.3	4.7	2.3	9.3	2.3
	(内訳)その他の サービス	13	1	1	3	-	-	3	-	1	-	-	5	3	-	1	-	1	1	2	1	2	-
		100.0	7.7	7.7	23.1	-	-	23.1	-	7.7	-	-	38.5	23.1	-	7.7	-	7.7	7.7	15.4	7.7	15.4	-
	保安の仕事	52	2	-	8	1	1	2	4	-	2	3	19	9	1	-	-	-	-	2	-	1	1
		100.0	3.8	-	15.4	1.9	1.9	3.8	7.7	-	3.8	5.8	36.5	17.3	1.9	-	-	-	-	3.8	-	1.9	1.9
	運輸・通信の仕事	80	3	-	6	-	-	3	2	-	-	-	16	4	-	1	1	1	1	-	-	4	1
		100.0	3.8	-																			

	慶弔 見舞金	保養施設 の利用	託児施設 の利用	社内行事 への参加	その他 (※)	無回答		
計	155 4.5	95 2.8	34 1.0	116 3.4	257 7.5	993 29.1		
性別	男性	21 2.9	12 1.6	6 0.8	15 2.1	68 9.3	309 42.4	
	女性	133 5.0	82 3.1	28 1.1	100 3.8	187 7.0	678 25.5	
	無回答	1 5.6	1 5.6	-	1 5.6	2 11.1	6 33.3	
年齢 階級別	15～19歳	-	-	-	-	3	8	
	20～24歳	-	-	-	4	10	35	
		-	-	-	3.9	9.7	34.0	
	25～29歳	6 2.9	5 2.4	2 1.0	9 4.3	25 12.1	58 28.0	
	30～34歳	10 3.2	5 1.6	7 2.2	10 3.2	25 7.9	79 24.9	
	35～39歳	19 4.1	13 2.8	8 1.7	15 3.2	43 9.2	114 24.5	
	40～44歳	20 4.7	19 4.5	8 1.9	15 3.5	22 5.2	104 24.4	
	45～49歳	22 4.8	16 3.5	2 0.4	8 1.8	33 7.3	110 24.2	
	50～54歳	24 7.2	11 3.3	2 0.6	19 5.7	16 4.8	75 22.4	
	55～59歳	27 8.1	11 3.3	2 0.6	19 5.7	12 3.6	86 25.7	
	60～64歳	20 3.5	9 1.6	2 0.4	15 2.6	54 9.5	248 43.5	
	65歳以上	6 3.6	6 3.6	1 0.6	1 0.6	13 7.7	71 42.3	
	無回答	1 8.3	-	-	1 8.3	1 8.3	5 41.7	
	職種別	専門的・技術的な仕事	18 2.8	9 1.4	8 1.2	24 3.7	51 7.8	196 30.2
		管理的な仕事	-	-	-	-	-	6
			-	-	-	-	-	31.6
事務の仕事計		64 5.2	52 4.3	14 1.1	39 3.2	82 6.7	301 24.6	
(内訳)事務		60 5.3	44 3.9	12 1.1	36 3.2	77 6.8	275 24.4	
(内訳)機械操作		4 4.2	8 8.4	2 2.1	3 3.2	5 5.3	26 27.4	
販売の仕事計		15 4.9	7 2.3	2 0.6	7 2.3	23 7.5	89 28.9	
(内訳)販売従事者		14 5.0	7 2.5	2 0.7	5 1.8	21 7.4	77 27.3	
(内訳)外交員など		1 3.8	-	-	2 7.7	2 7.7	12 46.2	
サービスの仕事計		7 2.5	5 1.8	3 1.1	12 4.3	29 10.4	86 30.7	
(内訳)個人に対するサービス		5 2.2	3 1.3	2 0.9	10 4.5	21 9.4	67 29.9	
(内訳)施設・ビル等の管理サービス		2 4.7	2 4.7	1 2.3	2 4.7	5 11.6	15 34.9	
(内訳)その他のサービス		-	-	-	-	3 23.1	4 30.8	
保安の仕事		2 3.8	2 3.8	-	-	4 7.7	26 50.0	
運輸・通信の仕事		-	-	1 1.3	-	12 15.0	45 56.3	
生産工程・労務の仕事		44 6.5	17 2.5	5 0.7	30 4.4	46 6.8	201 29.7	
その他の仕事		2 4.8	1 2.4	1 2.4	1 2.4	5 11.9	16 38.1	
無回答		3 3.9	2 2.6	-	3 3.9	5 6.5	27 35.1	

※その他として、欄外記入されていたのは「3年の雇用年限」「有給休暇が取得しにくい」「食事手当がない」「正社員はフレックスタイム制で始業・終業が柔軟だが、短時間労働者は厳格に管理されている」等

第33表:設問Ⅲ－(1) 現在の会社で短時間労働者として雇入れられる際の労働条件明示の有無と方法(4択/SA)

	有効回答した短時間労働者数計	労働条件を明示された					労働条件については一切、説明を受けていない	無回答(※)
		計	書面により明示されかつ口頭での説明を受けた	労働条件が明示された書面を渡されたのみで、口頭での説明はなかった	書面は渡されず口頭のみで労働条件の説明を受けた	労働条件については一切、説明を受けていない		
計	6,208	5,944	4,649	760	535	124	140	
	100.0	95.7	74.9	12.2	8.6	2.0	2.3	
性別								
男性	1,218	1,160	978	127	55	17	41	
	100.0	95.2	80.3	10.4	4.5	1.4	3.4	
女性	4,957	4,753	3,649	629	475	107	97	
	100.0	95.9	73.6	12.7	9.6	2.2	2.0	
無回答	33	31	22	4	5	-	2	
	100.0	93.9	66.7	12.1	15.2	-	6.1	
年齢階級別								
15～19歳	26	24	23	-	1	1	1	
	100.0	92.3	88.5	-	3.8	3.8	3.8	
20～24歳	179	165	141	13	11	6	8	
	100.0	92.2	78.8	7.3	6.1	3.4	4.5	
25～29歳	320	307	259	29	19	6	7	
	100.0	95.9	80.9	9.1	5.9	1.9	2.2	
30～34歳	525	511	386	75	50	9	5	
	100.0	97.3	73.5	14.3	9.5	1.7	1.0	
35～39歳	787	756	604	92	60	14	17	
	100.0	96.1	76.7	11.7	7.6	1.8	2.2	
40～44歳	781	759	598	93	68	13	9	
	100.0	97.2	76.6	11.9	8.7	1.7	1.2	
45～49歳	850	813	621	112	80	18	19	
	100.0	95.6	73.1	13.2	9.4	2.1	2.2	
50～54歳	686	647	489	100	58	20	19	
	100.0	94.3	71.3	14.6	8.5	2.9	2.8	
55～59歳	714	672	492	94	86	16	26	
	100.0	94.1	68.9	13.2	12.0	2.2	3.6	
60～64歳	933	908	744	105	59	8	17	
	100.0	97.3	79.7	11.3	6.3	0.9	1.8	
65歳以上	381	357	275	45	37	13	11	
	100.0	93.7	72.2	11.8	9.7	3.4	2.9	
無回答	26	25	17	2	6	-	1	
	100.0	96.2	65.4	7.7	23.1	-	3.8	
職種別								
専門的・技術的な仕事	899	868	675	129	64	18	13	
	100.0	96.6	75.1	14.3	7.1	2.0	1.4	
管理的な仕事	34	32	26	4	2	-	2	
	100.0	94.1	76.5	11.8	5.9	-	5.9	
事務の仕事計	2,351	2,299	1,808	320	171	31	21	
	100.0	97.8	76.9	13.6	7.3	1.3	0.9	
(内訳)事務	2,172	2,125	1,669	297	159	27	20	
	100.0	97.8	76.8	13.7	7.3	1.2	0.9	
(内訳)機械操作	179	174	139	23	12	4	1	
	100.0	97.2	77.7	12.8	6.7	2.2	0.6	
販売の仕事計	541	504	398	63	43	17	20	
	100.0	93.2	73.6	11.6	7.9	3.1	3.7	
(内訳)販売従事者	504	470	364	63	43	16	18	
	100.0	93.3	72.2	12.5	8.5	3.2	3.6	
(内訳)外交員など	37	34	34	-	-	1	2	
	100.0	91.9	91.9	-	-	2.7	5.4	
サービスの仕事計	584	549	427	53	69	19	16	
	100.0	94.0	73.1	9.1	11.8	3.3	2.7	
(内訳)個人に対するサービス	452	422	325	40	57	16	14	
	100.0	93.4	71.9	8.8	12.6	3.5	3.1	
(内訳)施設・ビル等の管理サービス	106	102	82	12	8	3	1	
	100.0	96.2	77.4	11.3	7.5	2.8	0.9	
(内訳)その他のサービス	26	25	20	1	4	-	1	
	100.0	96.2	76.9	3.8	15.4	-	3.8	
保安の仕事	90	88	68	12	8	-	2	
	100.0	97.8	75.6	13.3	8.9	-	2.2	
運輸・通信の仕事	157	150	123	9	18	2	5	
	100.0	95.5	78.3	5.7	11.5	1.3	3.2	
生産工程・労務の仕事	1,272	1,220	949	136	135	26	26	
	100.0	95.9	74.6	10.7	10.6	2.0	2.0	
その他の仕事	106	98	72	18	8	2	6	
	100.0	92.5	67.9	17.0	7.5	1.9	5.7	
無回答	174	136	103	16	17	9	29	
	100.0	78.2	59.2	9.2	9.8	5.2	16.7	
賃金水準の納得性								
同じ業務・責任も同じ短時間労働者がいる計	3,407	3,255	2,547	446	262	72	80	
	100.0	95.5	74.8	13.1	7.7	2.1	2.3	
正社員と同等もしくはそれ以上の賃金水準である	120	114	87	12	15	2	4	
	100.0	95.0	72.5	10.0	12.5	1.7	3.3	
正社員より賃金水準は低い納得している	1,808	1,741	1,456	183	102	23	44	
	100.0	96.3	80.5	10.1	5.6	1.3	2.4	
正社員より賃金水準は低く納得していない	958	909	621	200	88	37	12	
	100.0	94.9	64.8	20.9	9.2	3.9	1.3	
わからない(考えたことがない)	506	479	371	51	57	10	17	
	100.0	94.7	73.3	10.1	11.3	2.0	3.4	
無回答	15	12	12	-	-	-	3	
	100.0	80.0	80.0	-	-	-	20.0	

	有効回答した短時間労働者数計	労働条件を明示された					労働条件については一切、説明を受けていない	無回答(※)	
		計	書面により明示されかつ口頭での説明を受けた	労働条件が明示された書面を渡されたのみで、口頭での説明はなかった	書面は渡されず口頭のみで労働条件の説明を受けた	労働条件については一切、説明を受けていない			
仕事に対する不満・不安	3,660	不満・不安がある計	3,500	2,558	580	362	102	58	
			100.0	95.6	69.9	15.8	9.9	2.8	1.6
		雇用が不安定	957	926	653	182	91	25	6
			100.0	96.8	68.2	19.0	9.5	2.6	0.6
		勤続が長いのに有期契約である	654	627	427	145	55	21	6
			100.0	95.9	65.3	22.2	8.4	3.2	0.9
		賃金が安い	1,917	1,822	1,292	334	196	67	28
			100.0	95.0	67.4	17.4	10.2	3.5	1.5
		所定労働時間が希望に合わない	300	283	198	55	30	9	8
			100.0	94.3	66.0	18.3	10.0	3.0	2.7
		所定外労働が多い	213	201	142	37	22	12	-
			100.0	94.4	66.7	17.4	10.3	5.6	-
		有給休暇がとりにくい	797	748	513	147	88	38	11
			100.0	93.9	64.4	18.4	11.0	4.8	1.4
		短時間労働者としては仕事がつい	760	710	480	146	84	37	13
	100.0	93.4	63.2	19.2	11.1	4.9	1.7		
自分の能力が活かせない	242	229	155	50	24	11	2		
	100.0	94.6	64.0	20.7	9.9	4.5	0.8		
昇進機会に恵まれない	323	301	195	75	31	18	4		
	100.0	93.2	60.4	23.2	9.6	5.6	1.2		
正社員になれない	864	829	584	163	82	25	10		
	100.0	95.9	67.6	18.9	9.5	2.9	1.2		
教育訓練を受けられない	241	229	155	49	25	10	2		
	100.0	95.0	64.3	20.3	10.4	4.1	0.8		
福利厚生が正社員と同様の扱いはない	558	536	355	121	60	14	8		
	100.0	96.1	63.6	21.7	10.8	2.5	1.4		
職場の人間関係が良くない	476	450	306	87	57	17	9		
	100.0	94.5	64.3	18.3	12.0	3.6	1.9		
その他	292	272	194	43	35	9	11		
	100.0	93.2	66.4	14.7	12.0	3.1	3.8		
不満・不安はない	2,333	2,285	1,956	169	160	19	29		
	100.0	97.9	83.8	7.2	6.9	0.8	1.2		
無回答	215	159	135	11	13	3	53		
	100.0	74.0	62.8	5.1	6.0	1.4	24.7		

※指定回答数オーバーの欠損扱い含む

第34表:設問Ⅲ-(2)-1 現在の会社や仕事に対する不満・不安の有無と内容
(15択/該当すべてに○の複数回答)

	有効回答した短時間労働者数計	不満・不安がある															不満・不安はない	無回答(※)	
		計	雇用が不安定	勤続が長いのに有期契約である	賃金が安い	所定労働時間が希望に合わない	所定外労働が多い	有給休暇がとりにくい	短時間労働者としては仕事がきつい	自分の能力が活かせない	昇進機会に恵まれない	正社員になれない	教育訓練を受けられない	福利厚生が正社員と同様の扱いはない	職場の人間関係が良くない	その他			
計	6,208 100.0	3,660 59.0	957 15.4	654 10.5	1,917 30.9	300 4.8	213 3.4	797 12.8	760 12.2	242 3.9	323 5.2	864 13.9	241 3.9	558 9.0	476 7.7	292 4.7	2,333 37.6	215 3.5	
性別	男性	1,218 100.0	466 38.3	138 11.3	68 5.6	276 22.7	37 3.0	15 1.2	83 6.8	65 5.3	40 3.3	41 3.4	71 5.8	15 1.2	59 4.8	41 3.4	28 2.3	674 55.3	78 6.4
	女性	4,957 100.0	3,179 64.1	817 16.5	584 11.8	1,631 32.9	263 5.3	195 3.9	710 14.3	693 14.0	202 4.1	280 5.6	791 16.0	226 4.6	497 10.0	434 8.8	263 5.3	1,643 33.1	135 2.7
	無回答	33 100.0	15 45.5	2 6.1	2 6.1	10 30.3	-	3 9.1	4 12.1	2 6.1	-	2 6.1	2 6.1	-	2 6.1	1 3.0	1 3.0	16 48.5	2 6.1
	年齢階級別	15~19歳	26 100.0	11 42.3	3 11.5	1 3.8	8 30.8	1 3.8	2 7.7	3 11.5	-	1 3.8	3 11.5	1 3.8	-	3 11.5	-	15 57.7	-
	20~24歳	179 100.0	103 57.5	28 15.6	7 3.9	59 33.0	14 7.8	5 2.8	15 8.4	15 8.4	8 4.5	21 11.7	40 22.3	9 5.0	9 5.0	14 7.8	11 6.1	72 40.2	4 2.2
	25~29歳	320 100.0	209 65.3	65 20.3	17 5.3	108 33.8	15 4.7	23 7.2	54 16.9	38 11.9	21 6.6	37 11.6	84 26.3	24 7.5	46 14.4	29 9.1	16 5.0	106 33.1	5 1.6
	30~34歳	525 100.0	340 64.8	95 18.1	56 10.7	156 29.7	23 4.4	27 5.1	66 12.6	59 11.2	27 5.1	47 9.0	110 21.0	29 5.5	60 11.4	40 7.6	30 5.7	182 34.7	3 0.6
	35~39歳	787 100.0	509 64.7	164 20.8	86 10.9	246 31.3	45 5.7	30 3.8	92 11.7	111 14.1	29 3.7	50 6.4	138 17.5	48 6.1	79 10.0	65 8.3	55 7.0	260 33.0	18 2.3
	40~44歳	781 100.0	505 64.7	136 17.4	84 10.8	255 32.7	46 5.9	22 2.8	79 10.1	110 14.1	39 5.0	46 5.9	135 17.3	35 4.5	68 8.7	60 7.7	44 5.5	263 33.7	13 1.7
	45~49歳	850 100.0	563 66.2	155 18.2	119 14.0	280 32.9	41 4.8	38 4.5	139 16.4	124 14.6	38 4.5	41 4.8	134 15.8	38 4.5	82 9.6	76 8.9	47 5.5	264 31.1	23 2.7
	50~54歳	686 100.0	473 69.0	108 15.7	95 13.8	262 38.2	41 6.0	19 2.8	124 18.1	68 15.5	22 3.2	30 4.4	94 13.7	26 3.8	78 11.4	64 9.3	38 5.5	196 28.6	17 2.5
	55~59歳	714 100.0	453 63.4	91 12.7	102 14.3	253 35.4	35 4.9	28 3.9	127 17.8	102 14.3	25 3.5	22 3.1	84 11.8	17 2.4	79 11.1	77 10.8	21 2.9	228 31.9	33 4.6
	60~64歳	933 100.0	369 39.5	82 8.8	63 6.8	220 23.6	32 3.4	15 1.6	67 7.2	71 7.6	27 2.9	16 1.7	33 3.5	13 1.4	47 5.0	36 3.9	21 2.3	496 53.2	68 7.3
	65歳以上	381 100.0	113 29.7	28 7.3	23 6.0	63 16.5	7 1.8	2 0.5	27 7.1	24 6.3	5 1.3	8 2.1	8 2.1	2 0.5	8 2.1	12 2.1	8 2.1	238 62.5	30 7.9
	無回答	26 100.0	12 46.2	2 7.7	1 3.8	7 26.9	-	2 7.7	4 15.4	-	-	2 7.7	3 11.5	-	2 7.7	-	1 3.8	13 50.0	1 3.8
職種別	専門的・技術的な仕事	899 100.0	484 53.8	111 12.3	85 9.5	229 25.5	25 2.8	49 5.5	101 11.2	114 12.7	27 3.0	38 4.2	90 10.0	37 4.1	78 8.7	38 4.2	34 3.8	398 44.3	17 1.9
	管理的な仕事	34 100.0	12 35.3	1 2.9	3 8.8	6 17.6	1 2.9	2 5.9	2 5.9	4 11.8	-	-	1 2.9	1 2.9	1 2.9	3 8.8	-	17 50.0	5 14.7
	事務の仕事計	2,351 100.0	1,479 62.9	468 19.9	321 13.7	754 32.1	125 5.3	73 3.1	274 11.7	263 11.2	126 5.4	158 6.7	473 20.1	144 6.1	278 11.8	158 6.7	126 5.4	830 35.3	42 1.8
	(内訳)事務	2,172 100.0	1,357 62.5	423 19.5	296 13.6	698 32.1	114 5.2	70 3.2	248 11.4	243 11.2	120 5.5	148 6.8	444 20.4	138 6.4	260 12.0	146 6.7	146 5.3	776 35.7	39 1.8
	(内訳)機械操作	179 100.0	122 68.2	45 25.1	25 14.0	56 31.3	11 6.1	3 1.7	26 14.5	20 11.2	6 3.4	10 5.6	29 16.2	6 3.4	18 10.1	12 6.7	10 5.6	54 30.2	3 1.7
	販売の仕事計	541 100.0	361 66.7	56 10.4	47 8.7	184 34.0	38 7.0	31 5.7	131 24.2	131 15.0	16 3.0	29 5.4	48 8.9	17 3.1	44 8.1	51 9.4	30 5.5	156 28.8	24 4.4
	(内訳)販売従事者	504 100.0	339 67.3	49 9.7	39 7.7	174 34.5	37 7.3	30 6.0	128 25.4	15 15.5	15 3.0	29 5.8	45 8.9	16 3.2	42 8.3	51 10.1	30 6.0	142 28.2	23 4.6
	(内訳)外交員など	37 100.0	22 59.5	7 18.9	8 21.6	10 27.0	1 2.7	1 2.7	3 8.1	3 8.1	1 2.7	-	3 8.1	1 2.7	2 5.4	-	-	14 37.8	1 2.7
	サービスの仕事計	584 100.0	356 61.0	75 12.8	40 6.8	193 33.0	35 6.0	24 4.1	107 18.3	72 12.3	20 3.4	36 6.2	65 11.1	12 2.1	32 5.5	50 8.6	34 5.8	209 35.8	19 3.3
	(内訳)個人に対するサービス	452 100.0	291 64.4	55 12.2	27 6.0	158 35.0	30 6.6	21 4.6	91 20.1	63 13.9	16 3.5	26 5.8	55 12.2	11 2.4	25 5.5	43 9.5	28 6.2	147 32.5	14 3.1
	(内訳)施設・ビル等の管理サービス	106 100.0	51 48.1	15 14.2	8 7.5	25 23.6	4 3.8	2 1.9	13 12.3	7 6.6	4 3.8	8 7.5	8 7.5	1 0.9	6 5.7	4 3.8	2 1.9	50 47.2	5 4.7
	(内訳)その他のサービス	26 100.0	14 53.8	5 19.2	5 19.2	10 38.5	1 3.8	1 3.8	3 11.5	2 7.7	-	2 7.7	2 7.7	-	1 3.8	3 11.5	4 15.4	12 46.2	-
	保安の仕事	90 100.0	39 43.3	17 18.9	8 8.9	28 31.1	4 4.4	1 1.1	11 12.2	4 4.4	2 2.2	3 3.3	4 4.4	-	5 5.6	3 3.3	3 3.3	43 47.8	8 8.9
	運輸・通信の仕事	157 100.0	50 31.8	16 10.2	6 3.8	26 16.6	4 2.5	-	10 6.4	2 1.3	1 0.6	5 3.2	11 7.0	-	7 4.5	5 3.2	1 0.6	96 61.1	11 7.0
	生産工程・労務の仕事	1,272 100.0	739 58.1	184 14.5	123 9.7	415 32.6	56 4.4	28 2.2	130 10.2	194 15.3	38 3.0	44 3.5	144 11.3	26 2.0	97 7.6	145 11.4	50 3.9	484 38.1	49 3.9
	その他の仕事	106 100.0	61 57.5	14 13.2	7 7.5	37 34.9	3 2.8	2 1.9	14 13.2	8 7.5	6 5.7	7 6.6	12 11.3	2 1.9	7 6.6	10 9.4	8 7.5	37 34.9	8 7.5
	無回答	174 100.0	79 45.4	15 8.6	13 7.5	45 25.9	9 5.2	3 1.7	17 9.8	18 10.3	6 3.4	3 1.7	16 9.2	2 1.1	9 5.2	13 7.5	6 3.4	63 36.2	32 18.4

※不満・不安の具体的内容と、不満・不安はないの同時選択等の欠損扱いを含む

第35表:設問Ⅲ-(2)-2 不満・不安を
相談した経験の有無(2択/SA)

(第34表参照)

		設問Ⅲ-(2)で「不満・不安がある」と回答した短時間労働者数計	相談したことはない	相談したことがある	無回答
計		3,660 100.0	2,470 67.5	1,138 31.1	52 1.4
性別	男性	466 100.0	378 81.1	83 17.8	5 1.1
	女性	3,179 100.0	2,084 65.6	1,048 33.0	47 1.5
	無回答	15 100.0	8 53.3	7 46.7	- -
年齢階級別	15～19歳	11 100.0	10 90.9	1 9.1	- -
	20～24歳	103 100.0	53 51.5	49 47.6	1 1.0
	25～29歳	209 100.0	131 62.7	76 36.4	2 1.0
	30～34歳	340 100.0	218 64.1	120 35.3	2 0.6
	35～39歳	509 100.0	330 64.8	175 34.4	4 0.8
	40～44歳	505 100.0	309 61.2	190 37.6	6 1.2
	45～49歳	563 100.0	377 67.0	178 31.6	8 1.4
	50～54歳	473 100.0	330 69.8	134 28.3	9 1.9
	55～59歳	453 100.0	330 72.8	113 24.9	10 2.2
	60～64歳	369 100.0	290 78.6	72 19.5	7 1.9
	65歳以上	113 100.0	86 76.1	25 22.1	2 1.8
	無回答	12 100.0	6 50.0	5 41.7	1 8.3
	職種別	専門的・技術的な仕事	484 100.0	329 68.0	153 31.6
管理的な仕事		12 100.0	8 66.7	4 33.3	- -
事務の仕事計		1,479 100.0	1,008 68.2	458 31.0	13 0.9
(内訳)事務		1,357 100.0	926 68.2	420 31.0	11 0.8
(内訳)機械操作		122 100.0	82 67.2	38 31.1	2 1.6
販売の仕事計		361 100.0	244 67.6	107 29.6	10 2.8
(内訳)販売従事者		339 100.0	227 67.0	103 30.4	9 2.7
(内訳)外交員など		22 100.0	17 77.3	4 18.2	1 4.5
サービスの仕事計		356 100.0	232 65.2	118 33.1	6 1.7
(内訳)個人に対するサービス		291 100.0	188 64.6	98 33.7	5 1.7
(内訳)施設・ビル等の管理サービス		51 100.0	37 72.5	13 25.5	1 2.0
(内訳)その他のサービス		14 100.0	7 50.0	7 50.0	- -
保安の仕事		39 100.0	32 82.1	6 15.4	1 2.6
運輸・通信の仕事		50 100.0	34 68.0	15 30.0	1 2.0
生産工程・労務の仕事		739 100.0	496 67.1	232 31.4	11 1.5
その他の仕事		61 100.0	41 67.2	20 32.8	- -
無回答		79 100.0	46 58.2	25 31.6	8 10.1

第36表:Ⅲ-(2)-2 不満・不安を相談した経験が「ある」場合の
相談相手(5択/該当すべてに○の複数回答)及び「事業主や職場の
上司等」に相談したことがある場合の納得性(3択/SA)

(第35表参照)

	設問Ⅲ-(2)-2で「相談したことがある」と回答した短時間労働者数計	事業主や職場の上司等	相談相手						事業主や職場の上司等に相談したと回答した短時間労働者数計	納得のいく説明			
			労働組合	行政機関(労働局や監督署、地方自治体等)	司法関係機関(裁判所、弁護士、無料法律相談会等)	その他	無回答	説明があつたが納得しなかった		説明はあつたが納得しなかった	相談を聞くだけで説明はなかった	無回答	
計	1,138	773	39	12	5	439	14	773	235	286	233	19	
	100.0	67.9	3.4	1.1	0.4	38.6	1.2	100.0	30.4	37.0	30.1	2.5	
性別	男性	83	63	7	-	-	19	4	63	30	18	14	1
		100.0	75.9	8.4	-	-	22.9	4.8	100.0	47.6	28.6	22.2	1.6
	女性	1,048	706	32	12	5	417	10	706	205	267	217	17
	100.0	67.4	3.1	1.1	0.5	39.8	1.0	100.0	29.0	37.8	30.7	2.4	
	無回答	7	4	-	-	-	3	-	4	-	1	2	1
	100.0	57.1	-	-	-	42.9	-	100.0	-	25.0	50.0	25.0	
年齢階級別	15～19歳	1	1	-	-	-	-	-	1	-	-	1	-
		100.0	100.0	-	-	-	-	-	100.0	-	-	100.0	-
	20～24歳	49	29	1	-	-	27	2	29	12	8	9	-
		100.0	59.2	2.0	-	-	55.1	4.1	100.0	41.4	27.6	31.0	-
	25～29歳	76	41	-	-	1	46	1	41	16	11	14	-
		100.0	53.9	-	-	1.3	60.5	1.3	100.0	39.0	26.8	34.1	-
	30～34歳	120	78	5	1	-	49	1	78	23	33	22	-
		100.0	65.0	4.2	0.8	-	40.8	0.8	100.0	29.5	42.3	28.2	-
	35～39歳	175	109	3	1	1	80	2	109	25	41	35	8
		100.0	62.3	1.7	0.6	0.6	45.7	1.1	100.0	22.9	37.6	32.1	7.3
	40～44歳	190	129	2	1	1	76	-	129	38	49	40	2
		100.0	67.9	1.1	0.5	0.5	40.0	-	100.0	29.5	38.0	31.0	1.6
	45～49歳	178	126	2	4	-	56	4	126	38	54	34	-
		100.0	70.8	1.1	2.2	-	31.5	2.2	100.0	30.2	42.9	27.0	-
50～54歳	134	101	8	2	-	43	1	101	34	36	30	1	
	100.0	75.4	6.0	1.5	-	32.1	0.7	100.0	33.7	35.6	29.7	1.0	
55～59歳	113	82	8	1	1	34	2	82	20	31	28	3	
	100.0	72.6	7.1	0.9	0.9	30.1	1.8	100.0	24.4	37.8	34.1	3.7	
60～64歳	72	53	7	1	1	21	1	53	19	18	13	3	
	100.0	73.6	9.7	1.4	1.4	29.2	1.4	100.0	35.8	34.0	24.5	5.7	
65歳以上	25	22	3	-	-	4	-	22	10	4	7	1	
	100.0	88.0	12.0	-	-	16.0	-	100.0	45.5	18.2	31.8	4.5	
	無回答	5	2	-	1	-	3	-	2	-	1	-	1
	100.0	40.0	-	20.0	-	60.0	-	100.0	-	50.0	-	50.0	
職種別	専門的・技術的な仕事	153	108	4	1	1	55	1	108	29	46	33	-
		100.0	70.6	2.6	0.7	0.7	35.9	0.7	100.0	26.9	42.6	30.6	-
	管理的な仕事	4	3	-	-	-	1	-	3	2	-	1	-
		100.0	75.0	-	-	-	25.0	-	100.0	66.7	-	33.3	-
	事務の仕事計	458	297	21	4	4	195	3	297	83	117	92	5
		100.0	64.8	4.6	0.9	0.9	42.6	0.7	100.0	27.9	39.4	31.0	1.7
	(内訳)事務	420	273	21	4	4	175	2	273	79	106	83	5
		100.0	65.0	5.0	1.0	1.0	41.7	0.5	100.0	28.9	38.8	30.4	1.8
	(内訳)機械操作	38	24	-	-	-	20	1	24	4	11	9	-
		100.0	63.2	-	-	-	52.6	2.6	100.0	16.7	45.8	37.5	-
	販売の仕事計	107	71	2	1	-	39	5	71	23	28	20	-
		100.0	66.4	1.9	0.9	-	36.4	4.7	100.0	32.4	39.4	28.2	-
	(内訳)販売従事者	103	68	2	1	-	38	5	68	23	25	20	-
		100.0	66.0	1.9	1.0	-	36.9	4.9	100.0	33.8	36.8	29.4	-
	(内訳)外交員など	4	3	-	-	-	1	-	3	-	3	-	-
		100.0	75.0	-	-	-	25.0	-	100.0	-	100.0	-	-
	サービスの仕事計	118	86	1	-	-	44	3	86	27	30	25	4
		100.0	72.9	0.8	-	-	37.3	2.5	100.0	31.4	34.9	29.1	4.7
	(内訳)個人に対するサービス	98	72	1	-	-	36	2	72	22	27	21	2
		100.0	73.5	1.0	-	-	36.7	2.0	100.0	30.6	37.5	29.2	2.8
(内訳)施設・ビル等の管理サービス	13	9	-	-	-	5	1	9	5	1	2	1	
	100.0	69.2	-	-	-	38.5	7.7	100.0	55.6	11.1	22.2	11.1	
(内訳)その他のサービス	7	5	-	-	-	3	-	5	-	2	2	1	
	100.0	71.4	-	-	-	42.9	-	100.0	-	40.0	40.0	20.0	
保安の仕事	6	4	-	-	-	2	-	4	4	-	-	-	
	100.0	66.7	-	-	-	33.3	-	100.0	100.0	-	-	-	
運輸・通信の仕事	15	12	3	1	-	5	-	12	6	3	3	-	
	100.0	80.0	20.0	6.7	-	33.3	-	100.0	50.0	25.0	25.0	-	
生産工程・労務の仕事	232	162	6	3	-	81	2	162	53	50	52	7	
	100.0	69.8	2.6	1.3	-	34.9	0.9	100.0	32.7	30.9	32.1	4.3	
その他の仕事	20	14	-	1	-	6	-	14	5	7	2	-	
	100.0	70.0	-	5.0	-	30.0	-	100.0	35.7	50.0	14.3	-	
無回答	25	16	2	1	-	11	-	16	3	5	5	3	
	100.0	64.0	8.0	4.0	-	44.0	-	100.0	18.8	31.3	31.3	18.8	

第37表-1:設問Ⅲ-(2)-3 今後、不満・不安が生じた場合の相談先に対する意向
(5つの相談先について各3択/SA)

		有効回答 した短時間 労働者数計	相談する	内容に よっては 相談する	相談 しない	無回答 (※)
計	①事業主や職場の上司等	6,208	1,262	2,646	1,263	1,037
		100.0	20.3	42.6	20.3	16.7
	②労働組合	6,208	81	567	1,811	3,749
		100.0	1.3	9.1	29.2	60.4
	③行政機関	6,208	49	645	1,782	3,732
	100.0	0.8	10.4	28.7	60.1	
④司法関係機関	6,208	36	529	1,880	3,763	
	100.0	0.6	8.5	30.3	60.6	
⑤その他	6,208	1,813	1,203	354	2,838	
	100.0	29.2	19.4	5.7	45.7	
性別	①事業主や職場の上司等	1,218	268	486	221	243
		100.0	22.0	39.9	18.1	20.0
	②労働組合	1,218	28	110	223	857
		100.0	2.3	9.0	18.3	70.4
	③行政機関	1,218	10	108	225	875
	100.0	0.8	8.9	18.5	71.8	
④司法関係機関	1,218	9	86	240	883	
	100.0	0.7	7.1	19.7	72.5	
⑤その他	1,218	166	204	109	739	
	100.0	13.6	16.7	8.9	60.7	
男性	①事業主や職場の上司等	4,957	988	2,149	1,035	785
		100.0	19.9	43.4	20.9	15.8
	②労働組合	4,957	52	457	1,585	2,863
		100.0	1.0	9.2	32.0	57.8
	③行政機関	4,957	39	536	1,555	2,827
	100.0	0.8	10.8	31.4	57.0	
④司法関係機関	4,957	27	443	1,637	2,850	
	100.0	0.5	8.9	33.0	57.5	
⑤その他	4,957	1,644	994	243	2,076	
	100.0	33.2	20.1	4.9	41.9	
女性	①事業主や職場の上司等	33	6	11	7	9
		100.0	18.2	33.3	21.2	27.3
	②労働組合	33	1	-	3	29
		100.0	3.0	-	9.1	87.9
	③行政機関	33	-	1	2	30
	100.0	-	3.0	6.1	90.9	
④司法関係機関	33	-	-	3	30	
	100.0	-	-	9.1	90.9	
⑤その他	33	3	5	2	23	
	100.0	9.1	15.2	6.1	69.7	
無回答	①事業主や職場の上司等	33	6	11	7	9
		100.0	18.2	33.3	21.2	27.3
	②労働組合	33	1	-	3	29
		100.0	3.0	-	9.1	87.9
	③行政機関	33	-	1	2	30
	100.0	-	3.0	6.1	90.9	
④司法関係機関	33	-	-	3	30	
	100.0	-	-	9.1	90.9	
⑤その他	33	3	5	2	23	
	100.0	9.1	15.2	6.1	69.7	
年齢階級別	①事業主や職場の上司等	26	6	9	5	6
		100.0	23.1	34.6	19.2	23.1
	②労働組合	26	-	1	13	12
		100.0	-	3.8	50.0	46.2
	③行政機関	26	-	2	12	12
	100.0	-	7.7	46.2	46.2	
④司法関係機関	26	-	2	12	12	
	100.0	-	7.7	46.2	46.2	
⑤その他	26	10	7	3	6	
	100.0	38.5	26.9	11.5	23.1	
15歳以下	①事業主や職場の上司等	179	39	84	34	22
		100.0	21.8	46.9	19.0	12.3
	②労働組合	179	2	25	91	61
		100.0	1.1	14.0	50.8	34.1
	③行政機関	179	-	23	96	60
	100.0	-	12.8	53.6	33.5	
④司法関係機関	179	-	19	99	61	
	100.0	-	10.6	55.3	34.1	
⑤その他	179	78	54	12	35	
	100.0	43.6	30.2	6.7	19.6	
20歳以上24歳	①事業主や職場の上司等	320	64	142	68	46
		100.0	20.0	44.4	21.3	14.4
	②労働組合	320	4	39	137	140
		100.0	1.3	12.2	42.8	43.8
	③行政機関	320	4	38	143	135
	100.0	1.3	11.9	44.7	42.2	
④司法関係機関	320	3	30	153	134	
	100.0	0.9	9.4	47.8	41.9	
⑤その他	320	155	71	17	77	
	100.0	48.4	22.2	5.3	24.1	
25歳以上29歳	①事業主や職場の上司等	525	121	238	97	69
		100.0	23.0	45.3	18.5	13.1
	②労働組合	525	3	64	211	247
		100.0	0.6	12.2	40.2	47.0
	③行政機関	525	3	61	213	248
	100.0	0.6	11.6	40.6	47.2	
④司法関係機関	525	1	52	223	249	
	100.0	0.2	9.9	42.5	47.4	
⑤その他	525	203	125	23	174	
	100.0	38.7	23.8	4.4	33.1	
30歳以上34歳	①事業主や職場の上司等	787	167	383	143	94
		100.0	21.2	48.7	18.2	11.9
	②労働組合	787	10	94	321	362
		100.0	1.3	11.9	40.8	46.0
	③行政機関	787	10	113	313	351
	100.0	1.3	14.4	39.8	44.6	
④司法関係機関	787	12	96	327	352	
	100.0	1.5	12.2	41.6	44.7	
⑤その他	787	333	177	34	243	
	100.0	42.3	22.5	4.3	30.9	
35歳以上39歳	①事業主や職場の上司等	787	167	383	143	94
		100.0	21.2	48.7	18.2	11.9
	②労働組合	787	10	94	321	362
		100.0	1.3	11.9	40.8	46.0
	③行政機関	787	10	113	313	351
	100.0	1.3	14.4	39.8	44.6	
④司法関係機関	787	12	96	327	352	
	100.0	1.5	12.2	41.6	44.7	
⑤その他	787	333	177	34	243	
	100.0	42.3	22.5	4.3	30.9	

		有効回答 した短時間 労働者数計	相談する	内容に よっては 相談する	相談 しない	無回答 (※)
年齢階級別	①事業主や職場の上司等	781	179	377	133	92
		100.0	22.9	48.3	17.0	11.8
	②労働組合	781	3	88	292	398
		100.0	0.4	11.3	37.4	51.0
	③行政機関	781	4	129	262	386
	100.0	0.5	16.5	33.5	49.4	
④司法関係機関	781	4	105	282	390	
	100.0	0.5	13.4	36.1	49.9	
⑤その他	781	285	172	37	287	
	100.0	36.5	22.0	4.7	36.7	
40歳以下44歳	①事業主や職場の上司等	850	168	378	180	124
		100.0	19.8	44.5	21.2	14.6
	②労働組合	850	9	70	291	480
		100.0	1.1	8.2	34.2	56.5
	③行政機関	850	10	99	263	478
	100.0	1.2	11.6	30.9	56.2	
④司法関係機関	850	4	85	278	483	
	100.0	0.5	10.0	32.7	56.8	
⑤その他	850	246	190	61	353	
	100.0	28.9	22.4	7.2	41.5	
45歳以下49歳	①事業主や職場の上司等	686	122	281	165	118
		100.0	17.8	41.0	24.1	17.2
	②労働組合	686	8	54	189	435
		100.0	1.2	7.9	27.6	63.4
	③行政機関	686	7	75	180	424
	100.0	1.0	10.9	26.2	61.8	
④司法関係機関	686	4	52	198	432	
	100.0	0.6	7.6	28.9	63.0	
⑤その他	686	196	121	39	330	
	100.0	28.6	17.6	5.7	48.1	
50歳以下54歳	①事業主や職場の上司等	714	122	263	166	163
		100.0	17.1	36.8	23.2	22.8
	②労働組合	714	10	45	112	547
		100.0	1.4	6.3	15.7	76.6
	③行政機関	714	3	44	123	544
	100.0	0.4	6.2	17.2	76.2	
④司法関係機関	714	2	38	123	551	
	100.0	0.3	5.3	17.2	77.2	
⑤その他	714	160	105	33	416	
	100.0	22.4	14.7	4.6	58.3	
55歳以下59歳	①事業主や職場の上司等	933	180	357	197	199
		100.0	19.3	38.3	21.1	21.3
	②労働組合	933	26	74	125	708
		100.0	2.8	7.9	13.4	75.9
	③行政機関	933	5	49	147	732
	100.0	0.5	5.3	15.8	78.5	
④司法関係機関	933	4	41	152	736	
	100.0	0.4	4.4	16.3	78.9	
⑤その他	933	124	133	65	611	
	100.0	13.3	14.3	7.0	65.5	
60歳以下64歳	①事業主や職場の上司等	381	89	125	68	99
		100.0	23.4	32.8	17.8	26.0
	②労働組合	381	5	12	26	338
		100.0	1.3	3.1	6.8	88.7
	③行政機関	381	3	11	27	340
	100.0	0.8	2.9	7.1	89.2	
④司法関係機関	381	2	8	29	342	
	100.0	0.5	2.1	7.6	89.8	
⑤その他	381	21	44	27	289	
	100.0	5.5	11.5	7.1	75.9	
65歳以上	①事業主や職場の上司等	26	5	9	7	5
		100.0	19.2	34.6	26.9	19.2
	②労働組合	26	1	1	3	21
		100.0	3.8	3.8	11.5	80.8
	③行政機関	26	-	1	3	22
	100.0	-	3.8	11.5	84.6	
④司法関係機関	26	-	1	4	21	
	100.0	-	3.8	15.4	80.8	
⑤その他	26	2	4	3	17	
	100.0	7.7	15.4	11.5	65.4	
無回答	①事業主や職場の上司等	26	5	9	7	5
		100.0	19.2	34.6	26.9	19.2
	②労働組合	26	1	1	3	21
		100.0	3.8	3.8	11.5	80.8
	③行政機関	26	-	1	3	22
	100.0	-	3.8	11.5	84.6	
④司法関係機関	26	-	1	4	21	
	100.0	-	3.8	15.4	80.8	
⑤その他	26	2	4	3	17	
	100.0	7.7	15.4	11.5	65.4	

職種別		有効回答した有効時間労働者数計		内容によつては相談する	相談しない	無回答(※)
		相談する	相談しない			
専門的・技術的な仕事	①事業主や職場の上司等	899	225	418	148	108
		100.0	25.0	46.5	16.5	12.0
	②労働組合	899	9	85	295	510
		100.0	1.0	9.5	32.8	56.7
	③行政機関	899	7	107	281	504
	100.0	0.8	11.9	31.3	56.1	
	④司法関係機関	899	11	85	299	504
		100.0	1.2	9.5	33.3	56.1
	⑤その他	899	289	182	46	382
		100.0	32.1	20.2	5.1	42.5
管理的な仕事	①事業主や職場の上司等	34	7	12	6	9
		100.0	20.6	35.3	17.6	26.5
	②労働組合	34	1	1	2	30
		100.0	2.9	2.9	5.9	88.2
	③行政機関	34	-	4	1	29
	100.0	-	11.8	2.9	85.3	
	④司法関係機関	34	-	2	3	29
		100.0	-	5.9	8.8	85.3
	⑤その他	34	3	5	1	25
		100.0	8.8	14.7	2.9	73.5
事務の仕事	①事業主や職場の上司等	2,351	428	1,094	524	305
		100.0	18.2	46.5	22.3	13.0
	②労働組合	2,351	29	279	860	1,183
		100.0	1.2	11.9	36.6	50.3
	③行政機関	2,351	20	322	833	1,176
	100.0	0.9	13.7	35.4	50.0	
	④司法関係機関	2,351	13	265	888	1,185
		100.0	0.6	11.3	37.8	50.4
	⑤その他	2,351	846	524	126	855
		100.0	36.0	22.3	5.4	36.4
(内訳)事務	①事業主や職場の上司等	2,172	392	1,017	495	268
		100.0	18.0	46.8	22.8	12.3
	②労働組合	2,172	27	264	803	1,078
		100.0	1.2	12.2	37.0	49.6
	③行政機関	2,172	20	304	777	1,071
	100.0	0.9	14.0	35.8	49.3	
	④司法関係機関	2,172	12	249	831	1,080
		100.0	0.6	11.5	38.3	49.7
	⑤その他	2,172	775	489	120	788
		100.0	35.7	22.5	5.5	36.3
(内訳)機械操作	①事業主や職場の上司等	179	36	77	29	37
		100.0	20.1	43.0	16.2	20.7
	②労働組合	179	2	15	57	105
		100.0	1.1	8.4	31.8	58.7
	③行政機関	179	-	18	56	105
	100.0	-	10.1	31.3	58.7	
	④司法関係機関	179	1	16	57	105
		100.0	0.6	8.9	31.8	58.7
	⑤その他	179	71	35	6	67
		100.0	39.7	19.6	3.4	37.4
販売の仕事	①事業主や職場の上司等	541	105	201	120	115
		100.0	19.4	37.2	22.2	21.3
	②労働組合	541	11	52	143	335
		100.0	2.0	9.6	26.4	61.9
	③行政機関	541	6	44	150	341
	100.0	1.1	8.1	27.7	63.0	
	④司法関係機関	541	2	39	154	346
		100.0	0.4	7.2	28.5	64.0
	⑤その他	541	140	115	40	246
		100.0	25.9	21.3	7.4	45.5
(内訳)販売従事者	①事業主や職場の上司等	504	93	187	110	114
		100.0	18.5	37.1	21.8	22.6
	②労働組合	504	9	49	127	319
		100.0	1.8	9.7	25.2	63.3
	③行政機関	504	5	40	133	326
	100.0	1.0	7.9	26.4	64.7	
	④司法関係機関	504	1	35	137	331
		100.0	0.2	6.9	27.2	65.7
	⑤その他	504	129	108	34	233
		100.0	25.6	21.4	6.7	46.2
(内訳)外交員など	①事業主や職場の上司等	37	12	14	10	1
		100.0	32.4	37.8	27.0	2.7
	②労働組合	37	2	3	16	16
		100.0	5.4	8.1	43.2	43.2
	③行政機関	37	1	4	17	15
	100.0	2.7	10.8	45.9	40.5	
	④司法関係機関	37	1	4	17	15
		100.0	2.7	10.8	45.9	40.5
	⑤その他	37	11	7	6	13
		100.0	29.7	18.9	16.2	35.1
サービスの仕事	①事業主や職場の上司等	584	124	242	107	111
		100.0	21.2	41.4	18.3	19.0
	②労働組合	584	4	34	139	407
		100.0	0.7	5.8	23.8	69.7
	③行政機関	584	3	45	136	400
	100.0	0.5	7.7	23.3	68.5	
	④司法関係機関	584	1	35	143	405
		100.0	0.2	6.0	24.5	69.3
	⑤その他	584	154	92	22	316
		100.0	26.4	15.8	3.8	54.1
(内訳)個人に対するサービス	①事業主や職場の上司等	452	101	189	82	80
		100.0	22.3	41.8	18.1	17.7
	②労働組合	452	3	29	110	310
		100.0	0.7	6.4	24.3	68.6
	③行政機関	452	3	36	108	305
	100.0	0.7	8.0	23.9	67.5	
	④司法関係機関	452	1	28	114	309
		100.0	0.2	6.2	25.2	68.4
	⑤その他	452	118	74	19	241
		100.0	26.1	16.4	4.2	53.3
(内訳)施設・ビル等の管理サービス	①事業主や職場の上司等	106	17	41	20	28
		100.0	16.0	38.7	18.9	26.4
	②労働組合	106	1	3	21	81
		100.0	0.9	2.8	19.8	76.4
	③行政機関	106	-	7	20	79
	100.0	-	6.6	18.9	74.5	
	④司法関係機関	106	-	6	20	80
		100.0	-	5.7	18.9	75.5
	⑤その他	106	28	15	3	60
		100.0	26.4	14.2	2.8	56.6

職種別		有効回答した有効時間労働者数計		内容によつては相談する	相談しない	無回答(※)
		相談する	相談しない			
(内訳)その他のサービス	①事業主や職場の上司等	26	6	12	5	3
		100.0	23.1	46.2	19.2	11.5
	②労働組合	26	-	2	8	16
		100.0	-	7.7	30.8	61.5
	③行政機関	26	-	2	8	16
	100.0	-	7.7	30.8	61.5	
	④司法関係機関	26	-	1	9	16
		100.0	-	3.8	34.6	61.5
	⑤その他	26	8	3	-	15
		100.0	30.8	11.5	-	57.7
保安の仕事	①事業主や職場の上司等	90	15	30	17	28
		100.0	16.7	33.3	18.9	31.1
	②労働組合	90	1	4	11	74
		100.0	1.1	4.4	12.2	82.2
	③行政機関	90	1	8	8	73
	100.0	1.1	8.9	8.9	81.1	
	④司法関係機関	90	1	3	10	76
		100.0	1.1	3.3	11.1	84.4
	⑤その他	90	7	12	8	63
		100.0	7.8	13.3	8.9	70.0
運輸・通信の仕事	①事業主や職場の上司等	157	48	51	19	39
		100.0	30.6	32.5	12.1	24.8
	②労働組合	157	10	18	15	114
		100.0	6.4	11.5	9.6	72.6
	③行政機関	157	1	6	26	124
	100.0	0.6	3.8	16.6	79.0	
	④司法関係機関	157	1	6	27	123
		100.0	0.6	3.8	17.2	78.3
	⑤その他	157	15	25	13	104
		100.0	9.6	15.9	8.3	66.2
生産工程・労務の仕事	①事業主や職場の上司等	1,272	260	508	258	246
		100.0	20.4	39.9	20.3	19.3
	②労働組合	1,272	14	79	300	879
		100.0	1.1	6.2	23.6	69.1
	③行政機関	1,272	9	94	302	867
	100.0	0.7	7.4	23.7	68.2	
	④司法関係機関	1,272	6	80	310	876
		100.0	0.5	6.3	24.4	68.9
	⑤その他	1,272	308	213	84	667
		100.0	24.2	16.7	6.6	52.4
その他の仕事	①事業主や職場の上司等	106	24	41	25	16
		100.0	22.6	38.7	23.6	15.1
	②労働組合	106	1	7	25	73
		100.0	0.9	6.6	23.6	68.9
	③行政機関	106	2	5	24	75
	100.0	1.9	4.7	22.6	70.8	
	④司法関係機関	106	1	6	24	75
		100.0	0.9	5.7	22.6	70.8
	⑤その他	106	21	16	8	61
		100.0	19.8	15.1	7.5	57.5
無回答	①事業主や職場の上司等	174	26	49	39	60
		100.0	14.9	28.2	22.4	34.5
	②労働組合	174	1	8	21	144
		100.0	0.6	4.6	12.1	82.8
	③行政機関	174	-	10	21	143
	100.0	-	5.7	12.1	82.2	
	④司法関係機関	174	-	8	22	144
		100.0	-	4.6	12.6	82.8
	⑤その他	174	30	19	6	119
		100.0	17.2	10.9	3.4	68.4

※指定回答数オーバーの欠損扱い含む

第37表-2:設問Ⅲ-(2)-3「事業主や職場の上司等」に「相談しない」場合の理由(4択/SA)

		(第37表-1参照)						
		設問Ⅲ-(2)-3で「事業主や職場の上司等に相談しない」と回答した respondents 労働者数	相談しない理由					
			相談しても聞いてもらえない	不利益な扱いをされるのが怖い	周りに配慮して相談できない	その他	無回答	
合計		1,263 100.0	314 24.9	217 17.2	242 19.2	331 26.2	159 12.6	
性別	男性	221 100.0	57 25.8	20 9.0	28 12.7	107 48.4	9 4.1	
	女性	1,035 100.0	254 24.5	197 19.0	214 20.7	221 21.4	149 14.4	
	無回答	7 100.0	3 42.9	-	-	3 42.9	1 14.3	
年齢階級別	15～19歳	5 100.0	2 40.0	-	3 60.0	-	-	
	20～24歳	34 100.0	11 32.4	4 11.8	7 20.6	10 29.4	2 5.9	
	25～29歳	68 100.0	13 19.1	6 8.8	23 33.8	20 29.4	6 8.8	
	30～34歳	97 100.0	18 18.6	18 18.6	23 23.7	31 32.0	7 7.2	
	35～39歳	143 100.0	47 32.9	24 16.8	26 18.2	29 20.3	17 11.9	
	40～44歳	133 100.0	36 27.1	39 29.3	24 18.0	19 14.3	15 11.3	
	45～49歳	180 100.0	43 23.9	39 21.7	37 20.6	29 16.1	32 17.8	
	50～54歳	165 100.0	36 21.8	34 20.6	30 18.2	36 21.8	29 17.6	
	55～59歳	166 100.0	43 25.9	26 15.7	31 18.7	39 23.5	27 16.3	
	60～64歳	197 100.0	48 24.4	18 9.1	34 17.3	80 40.6	17 8.6	
	65歳以上	68 100.0	16 23.5	9 13.2	3 4.4	34 50.0	6 8.8	
	無回答	7 100.0	1 14.3	-	1 14.3	4 57.1	1 14.3	
	職種別	専門的・技術的な仕事	148 100.0	43 29.1	18 12.2	33 22.3	45 30.4	9 6.1
		管理的な仕事	6 100.0	2 33.3	-	1 16.7	3 50.0	-
事務の仕事計		524 100.0	134 25.6	94 17.9	101 19.3	124 23.7	71 13.5	
(内訳)事務		495 100.0	125 25.3	88 17.8	100 20.2	117 23.6	65 13.1	
(内訳)機械操作		29 100.0	9 31.0	6 20.7	1 3.4	7 24.1	6 20.7	
販売の仕事計		120 100.0	30 25.0	14 11.7	26 21.7	33 27.5	17 14.2	
(内訳)販売従事者		110 100.0	29 26.4	13 11.8	24 21.8	29 26.4	15 13.6	
(内訳)外交員など		10 100.0	1 10.0	1 10.0	2 20.0	4 40.0	2 20.0	
サービスの仕事計		107 100.0	27 25.2	22 20.6	17 15.9	24 22.4	17 15.9	
(内訳)個人に対するサービス		82 100.0	18 22.0	18 22.0	14 17.1	19 23.2	13 15.9	
(内訳)施設・ビル等の管理サービス		20 100.0	5 25.0	4 20.0	3 15.0	5 25.0	3 15.0	
(内訳)その他のサービス		5 100.0	4 80.0	-	-	-	1 20.0	
保安の仕事		17 100.0	6 35.3	2 11.8	1 5.9	7 41.2	1 5.9	
運輸・通信の仕事		19 100.0	1 5.3	3 15.8	2 10.5	13 68.4	-	
生産工程・労務の仕事		258 100.0	56 21.7	54 20.9	49 19.0	64 24.8	35 13.6	
その他の仕事		25 100.0	3 12.0	6 24.0	6 24.0	5 20.0	5 20.0	
無回答		39 100.0	12 30.8	4 10.3	6 15.4	13 33.3	4 10.3	

第38表-1:設問Ⅲ-(3) 今後の働き方に対する考え方
(6択/SA)

	有効回答した短時間労働者数計	短時間労働者を続けたい			正社員になりたい			その他	仕事をやめたい	無回答(※)		
		計	現在の会社で	別の会社で	計	現在の会社で	別の会社で					
計	6,208 100.0	4,339 69.9	4,085 65.8	254 4.1	1,164 18.8	676 10.9	488 7.9	185 3.0	151 2.4	369 5.9		
性別	男性	1,218 100.0	903 74.1	865 71.0	38 3.1	155 12.7	80 6.6	75 6.2	36 3.0	45 3.7	79 6.5	
	女性	4,957 100.0	3,412 68.8	3,197 64.5	215 4.3	1,007 20.3	596 12.0	411 8.3	147 3.0	105 2.1	286 5.8	
	無回答	33 100.0	24 72.7	23 69.7	1 3.0	2 6.1	-	2 6.1	2 6.1	1 3.0	4 12.1	
年齢階級別	15～19歳	26 100.0	16 61.5	13 50.0	3 11.5	5 19.2	2 7.7	3 11.5	1 3.8	2 7.7	2 7.7	
	20～24歳	179 100.0	62 34.6	56 31.3	6 3.4	89 49.7	32 17.9	57 31.8	6 3.4	7 3.9	15 8.4	
	25～29歳	320 100.0	130 40.6	116 36.3	14 4.4	130 40.6	73 22.8	57 17.8	23 7.2	8 2.5	29 9.1	
	30～34歳	525 100.0	284 54.1	266 50.7	18 3.4	195 37.1	92 17.5	103 19.6	19 3.6	10 1.9	17 3.2	
	35～39歳	787 100.0	465 59.1	419 53.2	46 5.8	223 28.3	137 17.4	86 10.9	39 5.0	12 1.5	48 6.1	
	40～44歳	781 100.0	512 65.6	477 61.1	35 4.5	181 23.2	119 15.2	72 9.2	31 4.0	10 1.3	47 6.0	
	45～49歳	850 100.0	588 69.2	543 63.9	45 5.3	176 20.7	107 12.6	69 8.1	20 2.4	9 1.1	57 6.7	
	50～54歳	686 100.0	535 78.0	507 73.9	28 4.1	92 13.4	58 8.5	34 5.0	14 2.0	12 1.7	33 4.8	
	55～59歳	714 100.0	579 81.1	559 78.3	20 2.8	46 6.4	38 5.3	8 1.1	15 2.1	25 3.5	49 6.9	
	60～64歳	933 100.0	814 87.2	781 83.7	33 3.5	15 1.6	10 1.1	5 0.5	13 1.4	42 4.5	49 5.3	
	65歳以上	381 100.0	336 88.2	331 86.9	5 1.3	8 2.1	6 1.6	2 0.5	2 0.5	14 3.7	21 5.5	
	無回答	26 100.0	18 69.2	17 65.4	1 3.8	4 15.4	2 7.7	2 7.7	2 7.7	-	2 7.7	
	職種別	専門的・技術的な仕事	899 100.0	628 69.9	597 66.4	31 3.4	180 20.0	115 12.8	65 7.2	29 3.2	27 3.0	35 3.9
		管理的な仕事	34 100.0	25 73.5	25 73.5	-	1 2.9	1 2.9	-	-	3 8.8	5 14.7
事務の仕事計		2,351 100.0	1,489 63.3	1,378 58.6	111 4.7	589 25.1	346 14.7	243 10.3	81 3.4	55 2.3	137 5.8	
(内訳)事務		2,172 100.0	1,360 62.6	1,258 57.9	102 4.7	553 25.5	326 15.0	227 10.5	78 3.6	52 2.4	129 5.9	
(内訳)機械操作		179 100.0	129 72.1	120 67.0	9 5.0	36 20.1	20 11.2	16 8.9	3 1.7	3 1.7	8 4.5	
販売の仕事計		541 100.0	392 72.5	374 69.1	18 3.3	83 15.3	27 5.0	56 10.4	21 3.9	15 2.8	30 5.5	
(内訳)販売従事者		504 100.0	366 72.6	348 69.0	18 3.6	77 15.3	23 4.6	54 10.7	19 3.8	15 3.0	27 5.4	
(内訳)外交員など		37 100.0	26 70.3	26 70.3	-	6 16.2	4 10.8	2 5.4	2 5.4	-	3 8.1	
サービスの仕事計		584 100.0	417 71.4	383 65.6	34 5.8	98 16.8	52 8.9	46 7.9	13 2.2	16 2.7	40 6.8	
(内訳)個人に対するサービス		452 100.0	318 70.4	289 63.9	29 6.4	84 18.6	45 10.0	39 8.6	11 2.4	9 2.0	30 6.6	
(内訳)施設・ビル等の管理サービス		106 100.0	83 78.3	80 75.5	3 2.8	10 9.4	7 6.6	3 2.8	1 0.9	7 6.6	5 4.7	
(内訳)その他のサービス		26 100.0	16 61.5	14 53.8	2 7.7	4 15.4	-	4 15.4	1 3.8	-	5 19.2	
保安の仕事		90 100.0	76 84.4	73 81.1	3 3.3	6 6.7	6 6.7	-	2 2.2	2 2.2	4 4.4	
運輸・通信の仕事		157 100.0	127 80.9	123 78.3	4 2.5	16 10.2	13 8.3	3 1.9	-	2 1.3	12 7.6	
生産工程・労務の仕事		1,272 100.0	1,003 78.9	956 75.2	47 3.7	155 12.2	100 7.9	55 4.3	32 2.5	23 1.8	59 4.6	
その他の仕事		106 100.0	80 75.5	77 72.6	3 2.8	12 11.3	7 6.6	5 4.7	4 3.8	2 1.9	8 7.5	
無回答		174 100.0	102 58.6	99 56.9	3 1.7	24 13.8	9 5.2	15 8.6	3 1.7	6 3.4	39 22.4	
短時間労働者という働き方を選択した理由		都合の良い時間(日)に働きたいから	2,286 100.0	1,801 78.8	1,690 73.9	111 4.9	283 12.4	133 5.8	150 6.6	57 2.5	43 1.9	102 4.5
		勤務時間・日数が短いから	1,932 100.0	1,599 82.8	1,515 78.4	84 4.3	170 8.8	81 4.2	89 4.6	32 1.7	49 2.5	82 4.2
		就業調整ができるから	1,320 100.0	1,106 83.8	1,045 79.2	61 4.6	109 8.3	53 4.0	56 4.2	27 2.0	24 1.8	54 4.1
	軽易な仕事をしたかったから	292 100.0	233 79.8	220 75.3	13 4.5	25 8.6	14 4.8	11 3.8	8 2.7	13 4.5	13 4.5	
	すぐ辞められるから	134 100.0	91 67.9	80 59.7	11 8.2	20 14.9	2 1.5	18 13.4	2 1.5	11 8.2	10 7.5	
	正社員として採用されなかったから	1,010 100.0	406 40.2	379 37.5	27 2.7	475 47.0	326 32.3	149 14.8	30 3.0	17 1.7	82 8.1	
	家庭の事情で正社員として働けないから	1,437 100.0	984 68.5	910 63.3	74 5.1	305 21.2	184 12.8	121 8.4	45 3.1	22 1.5	81 5.6	
	正社員として働くことが体力・精神的に難しいから	917 100.0	723 78.8	671 73.2	52 5.7	95 10.4	48 5.2	47 5.1	15 1.6	38 4.1	46 5.0	
	転動がないため	285 100.0	205 71.9	195 68.4	10 3.5	52 18.2	27 9.5	25 8.8	5 1.8	7 2.5	16 5.6	
	その他	827 100.0	460 55.6	438 53.0	22 2.7	215 26.0	118 14.3	97 11.7	57 6.9	25 3.0	70 8.5	
	無回答	95 100.0	42 44.2	39 41.1	3 3.2	8 8.4	4 4.2	4 4.2	5 5.3	3 3.2	37 38.9	

	有効回答 した短時間 労働者数計	短時間労働者を続けたい			正社員になりたい			その他	仕事を やめたい	無回答 (※)	
		計	現在の 会社で	別の 会社で	計	現在の 会社で	別の 会社で				
過去1年間の就業調整	就業調整している	1,553	1,195	1,130	65	221	115	106	35	33	69
		100.0	76.9	72.8	4.2	14.2	7.4	6.8	2.3	2.1	4.4
	就業調整していない	3,912	2,696	2,541	155	794	472	322	123	94	205
		100.0	68.9	65.0	4.0	20.3	12.1	8.2	3.1	2.4	5.2
	その他・分からない	561	353	324	29	128	75	53	21	17	42
	100.0	62.9	57.8	5.2	22.8	13.4	9.4	3.7	3.0	7.5	
無回答	182	95	90	5	21	14	7	6	7	53	
	100.0	52.2	49.5	2.7	11.5	7.7	3.8	3.3	3.8	29.1	
現在の会社での勤続年数	1年未満	947	606	559	47	236	134	102	32	13	60
		100.0	64.0	59.0	5.0	24.9	14.1	10.8	3.4	1.4	6.3
	1年以上3年未満	1,673	1,147	1,076	71	349	174	175	54	44	79
		100.0	68.6	64.3	4.2	20.9	10.4	10.5	3.2	2.6	4.7
	3年以上5年未満	1,011	704	656	48	183	112	71	32	38	54
		100.0	69.6	64.9	4.7	18.1	11.1	7.0	3.2	3.8	5.3
	5年以上10年未満	1,324	966	911	55	244	143	101	29	20	65
		100.0	73.0	68.8	4.2	18.4	10.8	7.6	2.2	1.5	4.9
	10年以上	1,101	844	816	28	131	100	31	33	28	65
		100.0	76.7	74.1	2.5	11.9	9.1	2.8	3.0	2.5	5.9
無回答	152	72	67	5	21	13	8	5	8	46	
	100.0	47.4	44.1	3.3	13.8	8.6	5.3	3.3	5.3	30.3	
雇入れ時の労働条件	書面かつ口頭で明示された	4,649	3,329	3,172	157	849	492	357	149	115	207
		100.0	71.6	68.2	3.4	18.3	10.6	7.7	3.2	2.5	4.5
	書面あるいは口頭で明示された	1,295	864	777	87	275	161	114	30	29	97
		100.0	66.7	60.0	6.7	21.2	12.4	8.8	2.3	2.2	7.5
	一切、説明を受けていない	124	75	68	7	29	16	13	2	7	11
	100.0	60.5	54.8	5.6	23.4	12.9	10.5	1.6	5.6	8.9	
無回答	140	71	68	3	11	7	4	4	-	54	
	100.0	50.7	48.6	2.1	7.9	5.0	2.9	2.9	-	38.6	
賃金水準の納得性	同じ業務・責任も同じ短時間労働者がいる計	3,407	2,333	2,190	143	706	428	278	98	78	192
		100.0	68.5	64.3	4.2	20.7	12.6	8.2	2.9	2.3	5.6
	正社員と同等もしくはそれ以上の賃金水準である	120	72	69	3	33	22	11	4	2	9
		100.0	60.0	57.5	2.5	27.5	18.3	9.2	3.3	1.7	7.5
	正社員より賃金水準は低い	1,808	1,375	1,311	64	263	155	108	54	40	76
		100.0	76.1	72.5	3.5	14.5	8.6	6.0	3.0	2.2	4.2
	正社員より賃金水準は低く納得していない	958	500	450	50	331	214	117	27	25	75
		100.0	52.2	47.0	5.2	34.6	22.3	12.2	2.8	2.6	7.8
	わからない(考えたことがない)	506	376	350	26	79	37	42	13	11	27
		100.0	74.3	69.2	5.1	15.6	7.3	8.3	2.6	2.2	5.3
無回答	15	10	10	-	-	-	-	-	-	5	
	100.0	66.7	66.7	-	-	-	-	-	-	33.3	
仕事に対する不満・不安	不満・不安がある計	3,660	2,202	2,001	201	985	566	419	127	103	243
		100.0	60.2	54.7	5.5	26.9	15.5	11.4	3.5	2.8	6.6
	雇用が不安定	957	463	419	44	366	218	148	40	10	78
		100.0	48.4	43.8	4.6	38.2	22.8	15.5	4.2	1.0	8.2
	勤続が長いのに有期契約である	654	317	291	26	254	181	73	19	11	53
		100.0	48.5	44.5	4.0	38.8	27.7	11.2	2.9	1.7	8.1
	賃金が安い	1,917	1,121	1,012	109	532	310	222	58	61	145
		100.0	58.5	52.8	5.7	27.8	16.2	11.6	3.0	3.2	7.6
	所定労働時間が希望に合わない	300	140	119	21	99	53	46	23	9	29
		100.0	46.7	39.7	7.0	33.0	17.7	15.3	7.7	3.0	9.7
	所定外労働が多い	213	130	105	25	49	25	24	4	10	20
		100.0	61.0	49.3	11.7	23.0	11.7	11.3	1.9	4.7	9.4
	有給休暇がとりにくい	797	516	460	56	177	85	92	23	30	51
		100.0	64.7	57.7	7.0	22.2	10.7	11.5	2.9	3.8	6.4
	短時間労働者としては仕事がついつい	760	447	363	84	201	107	94	24	36	52
		100.0	58.8	47.8	11.1	26.4	14.1	12.4	3.2	4.7	6.8
	自分の能力が活かせない	242	83	67	16	107	51	56	14	11	27
		100.0	34.3	27.7	6.6	44.2	21.1	23.1	5.8	4.5	11.2
	昇進機会に恵まれない	323	104	83	21	166	102	64	9	9	35
		100.0	32.2	25.7	6.5	51.4	31.6	19.8	2.8	2.8	10.8
	正社員になれない	864	178	160	18	543	356	187	21	14	108
		100.0	20.6	18.5	2.1	62.8	41.2	21.6	2.4	1.6	12.5
	教育訓練を受けられない	241	99	82	17	104	67	37	10	6	22
	100.0	41.1	34.0	7.1	43.2	27.8	15.4	4.1	2.5	9.1	
福利厚生が正社員と同様の扱いではない	558	239	206	33	238	153	85	14	17	50	
	100.0	42.8	36.9	5.9	42.7	27.4	15.2	2.5	3.0	9.0	
職場の人間関係が良くない	476	298	242	56	105	41	64	13	22	38	
	100.0	62.6	50.8	11.8	22.1	8.6	13.4	2.7	4.6	8.0	
その他	292	178	155	23	66	34	32	15	11	22	
	100.0	61.0	53.1	7.9	22.6	11.6	11.0	5.1	3.8	7.5	
不満・不安はない	2,333	2,003	1,953	50	169	104	65	55	47	59	
	100.0	85.9	83.7	2.1	7.2	4.5	2.8	2.4	2.0	2.5	
無回答	215	134	131	3	10	6	4	3	1	67	
	100.0	62.3	60.9	1.4	4.7	2.8	1.9	1.4	0.5	31.2	
上記5項目の回答に 変化を認める際に	変化があった	3,424	2,383	2,250	133	701	411	290	103	66	171
		100.0	69.6	65.7	3.9	20.5	12.0	8.5	3.0	1.9	5.0
	特に変化はない	2,575	1,853	1,737	116	454	259	195	75	80	113
	100.0	72.0	67.5	4.5	17.6	10.1	7.6	2.9	3.1	4.4	
無回答	209	103	98	5	9	6	3	7	5	85	
	100.0	49.3	46.9	2.4	4.3	2.9	1.4	3.3	2.4	40.7	

※指定回答数オーバーの欠損扱い含む

第38表-2:設問Ⅲ-(3) 今後の働き方として「正社員になりたい」場合の理由(4択/SA)

(第38表-1参照)											
	Ⅲ(3)の今後の働き方で「正社員になりたい」と回答した短時間労働者数計(※)	雇用が安定しているから	待遇がよくなるから	より難しい仕事や責任のある仕事をしたいから	その他(自由記述含む)	(その他内訳)				無回答(※)	
						もっと稼ぎたいから	環境の変化で、フルタイムで働けるようになる予定だから	非正社員は社会的に地位・世間体が気になるから	左記以外		
計	1,164 100.0	614 52.7	354 30.4	108 9.3	31 2.7	16 1.4	5 0.4	2 0.2	8 0.7	57 4.9	
性別	男性	155 100.0	82 52.9	48 31.0	22 14.2	-	-	-	-	3 1.9	
	女性	1,007 100.0	530 52.6	306 30.4	86 8.5	31 3.1	16 1.6	5 0.5	2 0.2	8 0.8	
	無回答	2 100.0	2 100.0	-	-	-	-	-	-	-	
年齢階級別	15～19歳	5 100.0	3 60.0	1 20.0	1 20.0	-	-	-	-	-	
	20～24歳	89 100.0	52 58.4	16 18.0	18 20.2	1 1.1	1 1.1	-	-	2 2.2	
	25～29歳	130 100.0	58 44.6	48 36.9	18 13.8	2 1.5	-	1 0.8	-	1 0.8	
	30～34歳	195 100.0	117 60.0	43 22.1	24 12.3	5 2.6	2 1.0	1 0.5	1 0.5	6 3.1	
	35～39歳	223 100.0	121 54.3	65 29.1	16 7.2	7 3.1	3 1.3	1 0.4	1 0.4	2 0.9	
	40～44歳	181 100.0	104 57.5	46 25.4	14 7.7	5 2.8	2 1.1	1 0.6	-	2 1.1	
	45～49歳	176 100.0	93 52.8	61 34.7	7 4.0	6 3.4	4 2.3	1 0.6	-	1 0.6	
	50～54歳	92 100.0	38 41.3	43 46.7	3 3.3	4 4.3	4 4.3	-	-	-	
	55～59歳	46 100.0	18 39.1	20 43.5	4 8.7	1 2.2	-	-	-	1 2.2	
	60～64歳	15 100.0	5 33.3	5 33.3	3 20.0	-	-	-	-	-	
	65歳以上	8 100.0	3 37.5	4 50.0	-	-	-	-	-	-	
	無回答	4 100.0	2 50.0	2 50.0	-	-	-	-	-	-	
	職種別	専門的・技術的な仕事	180 100.0	77 42.8	58 32.2	25 13.9	5 2.8	3 1.7	-	1 0.6	1 0.6
		管理的な仕事	1 100.0	-	1 100.0	-	-	-	-	-	-
		事務の仕事計	589 100.0	327 55.5	169 28.7	56 9.5	12 2.0	6 1.0	2 0.3	1 0.2	3 0.5
(内訳)事務		553 100.0	299 54.1	165 29.8	54 9.8	12 2.2	6 1.1	2 0.4	1 0.2	3 0.5	
(内訳)機械操作		36 100.0	28 77.8	4 11.1	2 5.6	-	-	-	-	2 5.6	
販売の仕事計		83 100.0	41 49.4	28 33.7	9 10.8	3 3.6	-	2 2.4	-	1 1.2	
(内訳)販売従事者		77 100.0	38 49.4	25 32.5	9 11.7	3 3.9	-	2 2.6	-	1 1.3	
(内訳)外交員など		6 100.0	3 50.0	3 50.0	-	-	-	-	-	-	
サービスの仕事計		98 100.0	50 51.0	31 31.6	8 8.2	3 3.1	2 2.0	-	-	1 1.0	
(内訳)個人に対するサービス		84 100.0	41 48.8	27 32.1	7 8.3	3 3.6	2 2.4	-	-	1 1.2	
(内訳)施設・ビル等の管理サービス		10 100.0	5 50.0	4 40.0	1 10.0	-	-	-	-	-	
(内訳)その他のサービス		4 100.0	4 100.0	-	-	-	-	-	-	-	
保安の仕事		6 100.0	4 66.7	2 33.3	-	-	-	-	-	-	
運輸・通信の仕事		16 100.0	11 68.8	4 25.0	1 6.3	-	-	-	-	-	
生産工程・労務の仕事		155 100.0	86 55.5	52 33.5	3 1.9	8 5.2	5 3.2	1 0.6	-	2 1.3	
その他の仕事		12 100.0	5 41.7	4 33.3	2 16.7	-	-	-	-	-	
無回答		24 100.0	13 54.2	5 20.8	4 16.7	-	-	-	-	2 8.3	

※指定回答数オーバーの欠損扱い含む

その他(左記以外)の意見
生涯打ち込める職業や生きがいを見つけたいから(販売、事務)
長い目で見て、働き続けられる様な仕事を見つけたい(事務)
仕事が好きだから(生産工程・労務)
もう歳だから(サービス、生産工程・労務)
正社員になれば産前産後・育児休業が取得できるから(専門・技術、事務)

第39表:設問Ⅲ-(3) 短時間正社員、
地域限定正社員の選択志向(各2択/SA)

(第38表参照)									
	政司 Ⅲ-(3)の 今後の 働き方で 「正社員 になり たい」と 回答した 短時間 労働者数計 (※1)	短時間正社員(※1)			勤務地を限定した正社員				
		選びたい	選びたく ない	無回答 (※2)	選びたい	選びたく ない	無回答 (※2)		
計	1,164 100.0	705 60.6	273 23.5	186 16.0	850 73.0	82 7.0	232 19.9		
性別	男性	155 100.0	50 32.3	72 46.5	33 21.3	110 71.0	18 11.6	27 17.4	
	女性	1,007 100.0	653 64.8	201 20.0	153 15.2	739 73.4	64 6.4	204 20.3	
	無回答	2 100.0	2 100.0	-	-	1 50.0	-	1 50.0	
年齢 階級別	15～19歳	5 100.0	-	4 80.0	1 20.0	3 60.0	1 20.0	1 20.0	
	20～24歳	89 100.0	33 37.1	51 57.3	5 5.6	75 84.3	12 13.5	2 2.2	
	25～29歳	130 100.0	78 60.0	36 27.7	16 12.3	99 76.2	9 6.9	22 16.9	
	30～34歳	195 100.0	126 64.6	43 22.1	26 13.3	155 79.5	16 8.2	24 12.3	
	35～39歳	223 100.0	159 71.3	33 14.8	31 13.9	169 75.8	15 6.7	39 17.5	
	40～44歳	181 100.0	117 64.6	36 19.9	28 15.5	136 75.1	7 3.9	38 21.0	
	45～49歳	176 100.0	101 57.4	38 21.6	37 21.0	128 72.7	11 6.3	37 21.0	
	50～54歳	92 100.0	54 58.7	16 17.4	22 23.9	53 57.6	8 8.7	31 33.7	
	55～59歳	46 100.0	21 45.7	12 26.1	13 28.3	21 45.7	3 6.5	22 47.8	
	60～64歳	15 100.0	9 60.0	3 20.0	3 20.0	6 40.0	-	9 60.0	
	65歳以上	8 100.0	5 62.5	-	3 37.5	2 25.0	-	6 75.0	
	無回答	4 100.0	2 50.0	1 25.0	1 25.0	3 75.0	-	1 25.0	
	職 種 別	専門的・技術的な仕事	180 100.0	119 66.1	36 20.0	25 13.9	118 65.6	16 8.9	46 25.6
		管理的な仕事	1 100.0	1 100.0	-	-	-	-	1 100.0
事務の仕事計		589 100.0	383 65.0	140 23.8	66 11.2	473 80.3	38 6.5	78 13.2	
(内訳) 事務		553 100.0	356 64.4	134 24.2	63 11.4	441 79.7	37 6.7	75 13.6	
(内訳) 機械操作		36 100.0	27 75.0	6 16.7	3 8.3	32 88.9	1 2.8	3 8.3	
販売の仕事計		83 100.0	33 39.8	34 41.0	16 19.3	57 68.7	9 10.8	17 20.5	
(内訳) 販売従事者		77 100.0	30 39.0	33 42.9	14 18.2	52 67.5	9 11.7	16 20.8	
(内訳) 外交員など		6 100.0	3 50.0	1 16.7	2 33.3	5 83.3	-	1 16.7	
サービスの仕事計		98 100.0	56 57.1	18 18.4	24 24.5	65 66.3	7 7.1	26 26.5	
(内訳) 個人に対する サービス		84 100.0	51 60.7	11 13.1	22 26.2	59 70.2	4 4.8	21 25.0	
(内訳) 施設・ビル等の 管理サービス		10 100.0	4 40.0	4 40.0	2 20.0	4 40.0	2 20.0	4 40.0	
(内訳) その他の サービス		4 100.0	1 25.0	3 75.0	-	2 50.0	1 25.0	1 25.0	
保安の仕事		6 100.0	4 66.7	2 33.3	-	4 66.7	-	2 33.3	
運輸・通信の仕事		16 100.0	6 37.5	4 25.0	6 37.5	10 62.5	-	6 37.5	
生産工程・労務の仕事		155 100.0	89 57.4	33 21.3	33 21.3	105 67.7	9 5.8	41 26.5	
その他の仕事		12 100.0	2 16.7	3 25.0	7 58.3	4 33.3	1 8.3	7 58.3	
無回答		24 100.0	12 50.0	3 12.5	9 37.5	14 58.3	2 8.3	8 33.3	

※1「短時間正社員とは、フルタイムの正社員と比較して所定労働時間(日数)が短い正社員(育児や介護を理由とする短時間勤務も含む)をいう」として質問

※2指定回答数オーバーの欠損扱い含む

第40表:設問Ⅳ 改正パートタイム労働法(「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」)の平成20年4月1日からの施行による
職場の変化の有無と内容(11択/該当すべてに○の複数回答)

	有効回答した短時間労働者数計	変化があった										特に変化はない(※)	わからない	平成20年3月31日以前は現在の会社にはいなかった	無回答
		計	労働条件が文書等で交付(明示)されるようになった	正社員との区分(違い)が明確になった	賃金等の処遇が(正社員との均等・均等に意識・能力等を考慮して改善された	教育訓練が実施されるようになった	福利厚生施設(食堂、休憩室、更衣室等)が利用できるようになった	所定労働時間を正社員と同じにするよう事業者から求められた	正社員への転換制度等が設けられた	その他(自由記述含む)					
計	6,208	1,066	675	110	134	150	67	33	154	73	2,575	1,523	835	209	
	100.0	17.2	10.9	1.8	2.2	2.4	1.1	0.5	2.5	1.2	41.5	24.5	13.5	3.4	
性別	男性	1,218	196	149	36	27	19	15	9	14	5	490	342	109	81
		100.0	16.1	12.2	3.0	2.2	1.6	1.2	0.7	1.1	0.4	40.2	28.1	8.9	6.7
	女性	4,987	869	526	74	107	131	52	24	140	67	2,067	1,172	723	126
	100.0	17.5	10.6	1.5	2.2	2.6	1.0	0.5	2.8	1.4	41.7	23.6	14.6	2.5	
年齢階級別	無回答	33	1	-	-	-	-	-	-	1	18	9	3	2	
		100.0	3.0	-	-	-	-	-	-	3.0	54.5	27.3	9.1	6.1	
	15～19歳	26	2	-	2	-	-	-	1	-	-	2	17	4	1
	100.0	7.7	-	7.7	-	-	-	3.8	-	-	7.7	65.4	15.4	3.8	
20～24歳	179	21	16	4	2	6	2	-	3	1	43	70	40	5	
	100.0	11.7	8.9	2.2	1.1	3.4	1.1	-	1.7	0.6	24.0	39.1	22.3	2.8	
25～29歳	320	33	16	2	7	4	3	1	9	4	85	99	97	6	
	100.0	10.3	5.0	0.6	2.2	1.3	0.9	0.3	2.8	1.3	26.6	30.9	30.3	1.9	
30～34歳	525	62	39	6	11	3	2	1	10	5	177	172	109	5	
	100.0	11.8	7.4	1.1	2.1	0.6	0.4	0.2	1.9	1.0	33.7	32.8	20.8	1.0	
35～39歳	787	124	73	15	17	22	8	3	24	12	272	200	172	19	
	100.0	15.8	9.3	1.9	2.2	2.8	1.0	0.4	3.0	1.5	34.6	25.4	21.9	2.4	
40～44歳	781	141	92	17	17	25	8	2	22	7	308	202	121	9	
	100.0	18.1	11.8	2.2	2.2	3.2	1.0	0.3	2.8	0.9	39.4	25.9	15.5	1.2	
45～49歳	850	175	104	9	15	21	8	7	26	17	381	185	91	18	
	100.0	20.6	12.2	1.1	1.8	2.5	0.9	0.8	3.1	2.0	44.8	21.8	10.7	2.1	
50～54歳	686	157	90	14	21	25	11	5	26	10	312	145	55	17	
	100.0	22.9	13.1	2.0	3.1	3.6	1.6	0.7	3.8	1.5	45.5	21.1	8.0	2.5	
55～59歳	714	125	81	10	18	14	8	5	17	11	377	120	56	36	
	100.0	17.5	11.3	1.4	2.5	2.0	1.1	0.7	2.4	1.5	52.8	16.8	7.8	5.0	
60～64歳	933	160	119	24	17	18	9	5	16	4	401	241	66	65	
	100.0	17.1	12.8	2.6	1.8	1.9	1.0	0.5	1.7	0.4	43.0	25.8	7.1	7.0	
65歳以上	381	62	45	6	9	12	6	3	1	1	206	64	22	27	
	100.0	16.3	11.8	1.6	2.4	3.1	1.6	0.8	0.3	0.3	54.1	16.8	5.8	7.1	
職種別	無回答	26	4	-	1	-	-	2	-	-	11	8	2	1	
		100.0	15.4	-	3.8	-	-	7.7	-	-	3.8	42.3	30.8	7.7	3.8
	専門的・技術的な仕事	899	114	84	12	13	7	6	1	4	12	360	251	159	15
	100.0	12.7	9.3	1.3	1.4	0.8	0.7	0.1	0.4	1.3	40.0	27.9	17.7	1.7	
管理的な仕事	34	5	5	2	2	1	1	1	1	-	17	3	4	5	
	100.0	14.7	14.7	5.9	5.9	2.9	2.9	2.9	2.9	-	50.0	8.8	11.8	14.7	
事務の仕事計	2,351	396	235	38	45	42	17	12	90	34	993	529	384	49	
	100.0	16.8	10.0	1.6	1.9	1.8	0.7	0.5	3.8	1.4	42.2	22.5	16.3	2.1	
(内訳)事務	2,172	360	211	34	42	39	14	12	81	33	917	491	360	44	
	100.0	16.6	9.7	1.6	1.9	1.8	0.6	0.6	3.7	1.5	42.2	22.6	16.6	2.0	
(内訳)機械操作	179	36	24	4	3	3	3	-	9	1	76	38	24	5	
	100.0	20.1	13.4	2.2	1.7	1.7	1.7	-	5.0	0.6	42.5	21.2	13.4	2.8	
販売の仕事計	541	111	56	13	18	33	2	4	16	5	219	145	39	27	
	100.0	20.5	10.4	2.4	3.3	6.1	0.4	0.7	3.0	0.9	40.5	26.8	7.2	5.0	
(内訳)販売従事者	504	106	52	12	18	33	2	4	15	5	199	140	34	25	
	100.0	21.0	10.3	2.4	3.6	6.5	0.4	0.8	3.0	1.0	39.5	27.8	6.7	5.0	
(内訳)外交員など	37	5	4	1	-	-	-	-	1	-	20	5	5	2	
	100.0	13.5	10.8	2.7	-	-	-	-	2.7	-	54.1	13.5	13.5	5.4	
サービスの仕事計	584	98	58	7	20	19	12	2	5	7	235	157	77	17	
	100.0	16.8	9.9	1.2	3.4	3.3	2.1	0.3	0.9	1.2	40.2	26.9	13.2	2.9	
(内訳)個人に対するサービス	452	75	45	5	16	11	9	1	5	6	184	115	62	16	
	100.0	16.6	10.0	1.1	3.5	2.4	2.0	0.2	1.1	1.3	40.7	25.4	13.7	3.5	
(内訳)施設・ビル等の管理サービス	106	18	10	1	2	7	3	-	-	-	43	33	12	-	
	100.0	17.0	9.4	0.9	1.9	6.6	2.8	-	-	-	40.6	31.1	11.3	-	
(内訳)その他のサービス	26	5	3	1	2	1	-	1	-	-	8	9	3	1	
	100.0	19.2	11.5	3.8	7.7	3.8	-	3.8	-	-	30.8	34.6	11.5	3.8	
保安の仕事	90	18	15	4	2	4	2	2	-	3	35	22	9	6	
	100.0	20.0	16.7	4.4	2.2	4.4	2.2	2.2	-	3.3	38.9	24.4	10.0	6.7	
運輸・通信の仕事	157	33	23	5	1	4	1	3	2	-	56	46	9	13	
	100.0	21.0	14.6	3.2	0.6	2.5	0.6	1.9	1.3	-	35.7	29.3	5.7	8.3	
生産工程・労務の仕事	1,272	236	162	21	29	32	21	4	31	10	549	311	134	42	
	100.0	18.6	12.7	1.7	2.3	2.5	1.7	0.3	2.4	0.8	43.2	24.4	10.5	3.3	
その他の仕事	106	22	16	3	-	1	-	3	2	1	47	23	12	2	
	100.0	20.8	15.1	2.8	-	0.9	-	2.8	1.9	0.9	44.3	21.7	11.3	1.9	
賃金水準の納得性	無回答	174	33	21	5	4	7	5	1	3	1	64	36	8	33
		100.0	19.0	12.1	2.9	2.3	4.0	2.9	0.6	1.7	0.6	36.8	20.7	4.6	19.0
	同じ業務・責任も同じ短時間労働者がいる計	3,407	629	386	71	68	95	29	25	100	42	1,420	819	434	105
		100.0	18.5	11.3	2.1	2.0	2.8	0.9	0.7	2.9	1.2	41.7	24.0	12.7	3.1
	正社員と同等もしくはそれ以上の賃金水準である	120	24	17	5	3	2	-	1	1	1	36	32	22	6
		100.0	20.0	14.2	4.2	2.5	1.7	-	0.8	0.8	0.8	30.0	26.7	18.3	5.0
	正社員より賃金水準は低い	1,808	360	215	48	45	53	17	6	61	23	697	453	243	55
		100.0	19.9	11.9	2.7	2.5	2.9	0.9	0.3	3.4	1.3	38.6	25.1	13.4	3.0
	正社員より賃金水準は低く納得していない	958	169	108	10	12	26	8	13	27	13	519	164	85	21
		100.0	17.6	11.3	1.0	1.3	2.7	0.8	1.4	2.8	1.4	54.2	17.1	8.9	2.2
わからない(考えたことがない)	506	74	45	7	7	13	3	4	11	4	164	167	84	17	
	100.0	14.6	8.9	1.4	1.4	2.6	0.6	0.8	2.2	0.8	32.4	33.0	16.6	3.4	
無回答	15	2	1	1	1	1	1	1	-	1	4	3	-	6	
	100.0	13.3	6.7	6.7	6.7	6.7	6.7	6.7	-	6.7	26.7	20.0	-	40.0	

	有効回答 した相対的 労働者数計	変化があった										特に 変化は ない	わから ない (※)	平成 20年 3月31日 以前は 現在の 会社には いなか った	無回答
		計	労働条件 が文書等 で交付 される ように なった	正社員 との仕事 の区分 (違い)が 明確に なった	賃金等の 処遇が (正社員 との均等・ 均衡や、 意欲・能力 等を考慮 して改善 された	教育訓練 が実施 される ように なった	福利厚生 施設 (食堂、 休憩室、 更衣室等) が利用 できる ように なった	所定労働 時間を 正社員と 同じに するよう 事業主 から求め られた	正社員 への転換 制度等が 設けられ た	その他 (自由記述 含む)					
仕事 に対する 不満・不安	不満・不安がある計	3,660	677	435	64	74	94	39	24	89	56	1,608	858	436	81
		100.0	18.5	11.9	1.7	2.0	2.6	1.1	0.7	2.4	1.5	43.9	23.4	11.9	2.2
雇用が不安定		957	171	116	22	20	24	14	9	26	15	396	227	152	11
		100.0	17.9	12.1	2.3	2.1	2.5	1.5	0.9	2.7	1.6	41.4	23.7	15.9	1.1
勤続が長いのに 有期契約である		654	156	102	13	9	20	7	9	25	14	370	95	27	6
		100.0	23.9	15.6	2.0	1.4	3.1	1.1	1.4	3.8	2.1	56.6	14.5	4.1	0.9
賃金が安い		1,917	344	226	31	33	46	18	18	46	30	911	403	214	45
		100.0	17.9	11.8	1.6	1.7	2.4	0.9	0.9	2.4	1.6	47.5	21.0	11.2	2.3
所定労働時間が希望に 合わない		300	57	43	2	5	11	2	3	9	5	138	67	33	5
		100.0	19.0	14.3	0.7	1.7	3.7	0.7	1.0	3.0	1.7	46.0	22.3	11.0	1.7
所定外労働が多い		213	34	21	4	3	5	2	2	2	4	97	47	26	9
		100.0	16.0	9.9	1.9	1.4	2.3	0.9	0.9	0.9	1.9	45.5	22.1	12.2	4.2
有給休暇がとりにくい		797	149	94	23	14	23	8	6	16	12	395	166	67	20
		100.0	18.7	11.8	2.9	1.8	2.9	1.0	0.8	2.0	1.5	49.6	20.8	8.4	2.5
短時間労働者としては 仕事がつらい		760	121	81	11	14	11	10	5	11	12	363	163	99	14
		100.0	15.9	10.7	1.4	1.8	1.4	1.3	0.7	1.4	1.6	47.8	21.4	13.0	1.8
自分の能力が 活かせない		242	47	34	9	6	4	3	1	4	6	106	40	48	1
		100.0	19.4	14.0	3.7	2.5	1.7	1.2	0.4	1.7	2.5	43.8	16.5	19.8	0.4
昇進機会に恵まれない		323	71	46	13	8	10	5	6	10	7	154	55	40	3
		100.0	22.0	14.2	4.0	2.5	3.1	1.5	1.9	3.1	2.2	47.7	17.0	12.4	0.9
正社員になれない		864	158	105	13	7	27	9	13	17	16	403	167	125	11
		100.0	18.3	12.2	1.5	0.8	3.1	1.0	1.5	2.0	1.9	46.6	19.3	14.5	1.3
教育訓練を受けられない		241	44	27	8	2	6	1	1	7	5	109	43	42	3
		100.0	18.3	11.2	3.3	0.8	2.5	0.4	0.4	2.9	2.1	45.2	17.8	17.4	1.2
福利厚生が正社員と 同様の扱いはない		558	100	61	11	4	10	5	6	11	14	281	91	77	9
		100.0	17.9	10.9	2.0	0.7	1.8	0.9	1.1	2.0	2.5	50.4	16.3	13.8	1.6
職場の人間関係が 良くない		476	89	53	4	10	14	4	6	17	9	220	100	58	9
		100.0	18.7	11.1	0.8	2.1	2.9	0.8	1.3	3.6	1.9	46.2	21.0	12.2	1.9
その他		292	54	34	2	10	9	4	1	5	10	103	93	31	11
		100.0	18.5	11.6	0.7	3.4	3.1	1.4	0.3	1.7	3.4	35.3	31.8	10.6	3.8
不満・不安はない		2,333	352	212	42	54	48	23	8	63	17	899	632	385	65
		100.0	15.1	9.1	1.8	2.3	2.1	1.0	0.3	2.7	0.7	38.5	27.1	16.5	2.8
無回答		215	37	28	4	6	8	5	1	2	-	68	33	14	63
		100.0	17.2	13.0	1.9	2.8	3.7	2.3	0.5	0.9	-	31.6	15.3	6.5	29.3

※：改正法の影響に依るものか分からない含む

その他の意見
賞与が出るようになった(その他、サービス)
退職金が出るようになった(事務)
健康診断内容が改善された(事務)
有給休暇が取得できるようになった・日数が増えた(事務、生産工程・労務、専門・技術)
パートから嘱託への転換制度がもたらされた(事務)
雇用形態がパートから契約・嘱託等へ変更された(事務)
周りでパートから正社員に転換される人が増えた(事務)
労働組合員になった(事務、生産工程・労務)
時間給は増えたが、ボーナスが無くなった(事務)
(改正育介法施行に伴う変化とみられるもの)パートでも育児休業が取得できるようになった(生産工程・労務)、育児・介護時間が取れるようになった(事務)
(改正雇保法施行に伴う変化とみられるもの)雇用保険に加入できるようになった(事務、生産工程・労務、サービス)、雇用期間が延長できるようになった(事務)、延長された(事務、サービス)
(派遣法における3年継続雇用後の直接雇用申込義務等関連とみられるもの)派遣社員から嘱託社員に契約が変わった(専門・技術)
(不況に伴う変化とみられるもの)出勤日数・労働時間の削減(事務、生産工程・労務)、勤務時間の徹底(販売)、残業減少(事務、販売)、残業代なし(事務、サービス、専門・技術)、健康診断が受けられなくなった(事務)、収入上限が設けられた(事務)、時間給の引き下げ(事務)、雇用期間の3年上限化(管理)

JILPT 調査シリーズ No.88

「短時間労働者実態調査」結果
— 改正パートタイム労働法施行後の現状 —

発行年月日 2011年9月12日

編集・発行 独立行政法人 労働政策研究・研修機構

〒177-8502 東京都練馬区上石神井 4-8-23

(照会先) 研究調整部研究調整課 TEL:03-5991-5104

印刷・製本 有限会社 太平印刷

©2011 JILPT

Printed in Japan

* 調査シリーズ全文はホームページで提供しております。(URL:<http://www.jil.go.jp/>)